

ジャーナリズム&メディア

日本大学法学部新聞学研究所

8

ジャーナリズム & メディア

第8号

日本大学法学部 新聞学研究所

2015年3月

ジャーナリズム&メディア

(第8号)

2015年3月

目次

【特別寄稿】

International natural disaster communications : an exploratory study of signage for tsunami, earth quake and flood in Japan and Thailand	7
W. オンクルトラクサ	

【特集1 テレビ60年 地域と民放 その2】

連載によせて.....	21
小 川 浩 一	
北海道放送.....	23
I B C 岩手放送.....	41
山形放送.....	65
新潟放送.....	89
山梨放送.....	101

【特集2 3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブをめぐって】

特集によせて.....	115
小 林 義 寛	
3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブをめぐって	
—アーカイブの持続可能性：Vanderbilt Television News Archive の教訓—	117
大 井 眞 二	
3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブの活用とフェア・ユース	129
松 嶋 隆 弘	
3.11 震災関連テレビ映像資料アーカイブをめぐって —歴史研究者の立場から—	137
大 岡 聡	
震災映像資料の利用と著作権法.....	147
早乙女 宜 宏	

3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブをめぐって……………	157
	小林直毅

放送関連資料のアーカイブ化とその活用……………	161
	米倉律

【特集3 平成26年度日本大学法学部新聞学研究所 シンポジウム
「進展する震災映像アーカイブの研究利用とその課題」】

特集によせて……………	167
	米倉律

テレビドキュメンタリーは震災をどう伝えてきたか……………	169
	原由美子

原発事故報道の3年 ―言語計量分析から見てくること― ……	177
	西田善行

コメントと質疑応答・ディスカッション……………	185
-------------------------	-----

【論文・学術部門】

テレビ番組における訪日外国人、国内在住外国人の表象 ―地上波民放の「外国、外国人関連バラエティ番組」を中心に― ……	189
	米倉律

【研究ノート】

「言論表現の自由」の現在 ―治安・秘密保護法制の戦前・戦後比較からの認識― ……	207
	高木強

【解題・資料】

解題 中国「新聞記者証管理弁法」について……………	233
	山本賢二

【新旧「新聞倫理綱領」（日本新聞協会）の諸言語訳】

諸言語訳について……………	275
	山本賢二

解題 「新聞倫理綱領」の中国語訳文について	279
	張 新 慧

チベット語訳.....	293
	翻訳者：徳吉卓瑪、彭毛才旦、周拉加

タイ語訳.....	301
	翻訳者：W. オンクルトラクサ

インドネシア語訳.....	307
	翻訳者：M. ガンディー A.

【メディア・レポート】

出版界この一年.....	313
	森 重 良 太

2014 年の放送界概観	319
	片 野 利 彦

広報発想による「自分ごと化」コミュニケーション —「PR アワードグランプリ 2014」優秀作品から—	323
	中 里 好 宏

【書 評】

竹内洋『大衆の幻像』 (中央公論新社 2014 年)	328
	岩 渕 美 克

ネイト・シルバー『シグナル&ノイズ 天才データアナリストの「予測学」』 (西内啓解説、川添節子訳、日経 BP 社、2013 年) (原著 Nate Silver, “THE SIGNAL AND THE NOISE — Who So Many Predictions Fail-but Some Don't,” Penguin Press, 2012)	332
	湯 浅 正 敏

太田省一『紅白歌合戦と日本人』 (筑摩選書、2013 年)	337
	米 倉 律

金山泰志『明治期日本における民衆の中国観 —教科書・雑誌・地方新聞・講談・演劇に注目して—』 (芙蓉書房出版 2014 年)	340
	石 川 徳 幸

【海外研究動向】

戦略的コミュニケーションとピース・ジャーナリズム……………	346	別 府 三奈子
中国における国家秘密保護と情報管理強化……………	351	山 本 賢 二
『記憶の芸術』と、霧に霞む忘却の彼方で ―パトリック・モディアノと 2014 年ノーベル文学賞の意義― ……	371	伊 藤 英 一

【共同研究プロジェクト】

映像情報のカテゴリー化をめぐる研究……………	392	大 井 眞 二
2014 年度新聞学研究所事業報告 ……	397	
ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領……………	399	
日本大学法学部新聞学研究所規程……………	402	

International natural disaster communications : an exploratory study of signage for tsunami, earth quake and flood in Japan and Thailand

Worawan Ongkrutraksa*

Abstract

This is an exploratory research conducted to study international natural disaster communications especially Japanese and Thai people's opinion about signage for natural disasters which are tsunami, earth quake and flood. In addition, this research examines the use of color, shapes, symbol (pictorial) and text of natural disasters signage. This research used a pilot survey of 145 Japanese respondents and explored further investigation by interviewing 20 Thai people who have real hands-on experiences during tsunami, earth quake and flood in Thailand.

The findings indicated that the warning signage that most of Japanese respondents prefer was a red triangle sign with symbol and text on it. For evacuation signage, most of Japanese respondents preferred a green circle (close to square) sign with symbol and text on it. The result supports previous data that green is the color that most people think will guide them to safety locations. However, from the results of the interviews, evacuation signage that most of the Thai interviewees preferred was a yellow triangle sign with symbol and text on it. Thus, the results could be the ground for future research which was recommended to further investigate on the most effective design of signage for natural disasters across cultures. The further examine of whether or not to standardize or localize the design of signage for natural disasters was recommended.

Introduction

In recent years, many countries around the world has been hit with a series of natural disasters, from earthquakes in Haiti and Asia, Hurricane Katrina in New Orleans, tsunami in Indonesia and earthquake and tsunami in Japan (Carnegie Mellon University, 2014).

As a consequence of global environment crisis which caused from climate change and global warming, many countries have to face with natural disasters. As well as Thailand experienced the great consequences of global warming such as tsunami at the south, or flood in 2011 badly damaged Thailand and caused a tragic loss of life. During tsunami hit Thailand, thousands have lost both their assets and their livelihoods. Flooding in 2011 caused the problems

*Assoc. Prof. Dr. Worawan Ongkrutraksa Department of Public Relations, Faculty of Communication Arts, Chulalongkorn University

to 65 provinces, which mean that more than 4 million of residents were affected from the disasters (Department of Disaster Prevention and Mitigation, 2012).

Moreover, on Monday 5th May 2014, the earthquake in the northern part of Thailand ruins many important places both private and public sectors such as people residents, temples, schools, universities, hospitals, hotels, factories, dams, bridges, roads and causes 2 deaths (National News Bureau of Thailand, 2014).

According to the above information, it already proved that one disaster could damage human race widely and seriously. Hence, most of sectors both public and private organizations should be aware of the issues and co-ordinate each other to find the best solution when the disaster occurred. It is said that “Readiness and preparedness of people is very important when experiencing with any disaster” (Pee Guay, 2010). As same as the communication sector, it is a part of important sector that can save people’s life because the faster and clearer people know about the real situation, the quicker and more precise they can find the ways to handle with a disaster.

Fukuda (2008) suggested a “multi-platform system” for cross-media publicity in risk communication, since people have various lifestyles and their level of media literacy also varies. Different kind of media can correspond to people in various needs.

Therefore, to response to the various needs in various social contexts, it is vital to carefully utilize the use of “sign” (in various form and message) as one of the media in risk communication. The effective natural hazard warning system must be designed which included the design of signage. As shown in previous study by Aucote, Miner, and Dahlhaus (2012):

Warning signs are used in many cultures to inform the public that a danger is present and how to avoid this danger. Failure to adhere to warning signs can have adverse consequences that may result in serious injury or death. Understanding the factors related to adherence to behaviors promoted by warning signs is essential to assist in the protection of the general public. (p. 523)

Aucote, Miner, and Dahlhaus (2012) investigated attention and comprehension of warning signs, as well as beliefs relating to non-adherence of the signage. It was found that, while most participants could correctly identify the danger in the area and had noticed the warning signage, less than half of the participants could correctly interpret the signage.

There are some guidelines of design for tsunami signage from the report called “New Zealand national tsunami signage recommendations for CDEM Groups (Civil Defense Emergency Management)” in March 2007 report by the Institute of Geological and Nuclear Sciences (Tsunami Working Group Signage Subcommittee, 2007) and from, the International tsunami warning center, UNESCO stated that

“By designating a national standard for signage consistency and placement across New Zealand, it hopes to maximize recognition and understanding by both national travelers and international tourists.” (UNESCO, 2014, para.3).

The International tsunami warning center (UNESCO, 2014, para.4) also showed the examples of sign which are wildly used recently in Japan as shown in figure 1-3 below



Figure 1. Tsunami hazard zone sign (in yellow & black)



Figure 2. Tsunami evacuation area sign (in green & white)



Figure 3. Tsunami evacuation area sign (in green & white)

Therefore, recently around beaches in Thailand, there are tsunami warning and evacuation signs that adopted the recommended design from “New Zealand national tsunami signage recommendations for CDEM Groups (Civil Defense Emergency Management)” such as the example in figure 4 below here.



Figure 4. Tsunami warning and evacuation signage (in blue & white) in Thailand (Chaiboon, P., personal photograph, n.d)

However, Blees and Mak (2012) stated that symbols developed in one culture may not have the same meaning for people from other cultures. They compared the comprehension of Dutch and Chinese participants of 30 pictorials from a series of 'universal' disaster pictorials by Dutch designers. Their results showed that Dutch participants showed a better comprehension of the pictorials than Chinese, indicating that the designers probably used conventions more familiar to Dutch than to Chinese people. Blees and Mak (2012) concluded:

The interpretation of symbols does differ across cultures, but there are enough similarities to be able to compare the meanings given by people with different backgrounds and take them into account when designing pictorials for a culturally diverse target group. (p. 715)

Moreover, another previous research finding (Imsuwansakorn, 2013) found that there are some difficulties in hazard communications through hazard signs and symbols (or pictorial) in Thailand. During the crisis time that people have to make the best decision, signs and symbols were not being used effectively.

Furthermore, from this research's investigation and observation, there is no recent solid academic evidence that the designs would generally work effectively for the international natural disaster communications and the specific population groups such as Thai and other tourists such as Japanese who are main visitors to Thailand. Both Thailand and Japan recently have experienced few natural disasters as featured in the World Risk Report (2013) from 173 countries worldwide, Thailand was ranked 80 (in the medium risk group) and Japan was ranked 158 (in the high risk group). There is still an uncertainty of which kind of sign should be the most effective sign to help save life in the disasters and crisis situations in both countries.

Therefore, this pilot research is conducted for further development of signage for the recent natural disasters which are tsunami, earth quake and flood.

Research Objectives

1. To explore the international natural disaster communications especially about warning and evacuation signage.
2. To explore Japanese and Thai people's opinion about color, shapes, symbol (pictorial) and text of natural disasters warning and evacuation signage.
3. To collect a basic data as a ground for an ongoing research on international natural disaster communications.

Literature Review

Risk communication

According to The FAO/WHO report, The Application of Risk Communication to Food Standards and Safety Matters, "Risk communication" is defined as:

"Risk communication is the exchange of information and opinions concerning risk and risk-related factors among risk assessors, risk managers, consumers, and other interested parties" (Belloc, n.d.)

"Risk communication can involve two related messages, "Watch out!" or "Don't worry." Risk communication, whether designed to mobilize citizens to take protective measures (e.g., "better strengthen the levy") or stop worrying (e.g., "irradiated food is safe to eat"), involves similar elements. These are: 1) the dissemination of information, 2) persuasion to take some action, and 3) the provision of assistance in taking the desired action" (Belloc, n.d., para.2).

Belloc (n.d.) also stated "Elements of Effective Risk Communication" as:

"Transmission of scientific knowledge alone is insufficient for proper risk communication. Scientific knowledge should not be considered as flawless, value-free, and unbiased. Nor should scientific knowledge be considered as the only criteria for technology adoption. Technology policy, however, should be science based. Transmission of scientific knowledge, therefore, is a necessary component of risk communication.

Essential aspects of proper risk communication, as described in the FAO/WHO report, include: *Knowing the audience*. The audience should be analyzed to understand their knowledge and opinions regarding the new technology. Listening to all interested parties is a critical element of this task" (Belloc, n.d., para.26-27).

Psychological effect of Colors

Johann Wolfgang von Goethe, the German poet, artist, and politician from 1810, published 'Theory of Colors'. It contains an interesting point which he found that different colors have various effects on mood and emotion:

YELLOW

In its highest purity it always carries with it the nature of brightness, and has a serene,

gay, softly exciting character.

BLUE

This color has a peculiar and almost indescribable effect on the eye. As a hue it is powerful — but it is on the negative side, and in its highest purity is, as it were, a stimulating negation. Its appearance, then, is a kind of contradiction between excitement and repose.

RED

The effect of this color is as peculiar as its nature. It conveys an impression of gravity and dignity, and at the same time of grace and attractiveness.

GREEN

The eye experiences a distinctly grateful impression from this color. If the two elementary colors are mixed in perfect equality so that neither predominates, the eye and the mind repose on the result of this junction as upon a simple color. The beholder has neither the wish nor the power to imagine a state beyond it. (Popova, 2014, para.1-4)

The color and shape usage for warning and prohibited sign

Warning and prohibited sign is known as basic safety system which leads to visible communication. When it comes to dangerous and emergency situation, the sign will be the first aid for people as has been shown (Stocksigns, 2010).

Safety signs and signals contain information or instruction about life safety with some symbols, colors, lights or sounds. Additionally, they can be either verbal language or sign language. Warning signs is combination of visible shapes, colors, symbols and text. The signs are divided to several types, depending on conveyed messages, communicated under the specific controlled form (Stocksigns, 2010). As shown in Stocksigns (2010), signboards, including fire safety signs, are designed as shown in Table 1:

Table 1 shows color, shape and description of signs.

Color	Meaning and objectives	Command and information	Shape and description of sign
Red	Prohibiting and warning	To stop dangerous behavior or stop immediately. To tell when faced unsafe, machine. To escape	A red circle with a line from the upper-left to lower right, approximately 35% of the total area. There are black picture on a white background.
Yellow	Warning	To be careful and safe, keep an eye on it.	A triangle with a black exclamation on a yellow background which is at least 50% of the area.
Blue	Command	To indicate specific behavior such as telling to wear protecting equipment	A circle with a white face on blue background which is at least 50% of total area.
Green	Emergency escape, first aid without the danger	To show exit way	A rectangle or square with a white person running on green background which is at least 50% of total area.
Red (Firefighting sign)	Equipment for fire fighting	To indicate and show direction	A rectangle or square with a white fire extinguisher on a red background which is at least 50% of total area.

The impact on the safety signs for employees

Stocksigns (2010) said that many companies have used safety signs with the U.K. standard of BS5378 and BS5499 which will be changed soon according to ISO 7010. Every country in EU was approved sign regulations to be necessary for working place on June 2, 1992. They support to meet the sign standard which all signs work in the same way. The Health and Safety (Safety Signs and Signals) Regulations 1996 has been launched and adopted since April 1, 1996. The regulations have covered several instructions about health and safety including the meaning of signs such as fire warning sign, chemical warning sign and escape sign. Stocksigns (2010) affirmed that The Health and Safety (Safety Signs and Signals) Regulations 1996 has helped reduce risk of life and belonging for employees while working. Moreover, the regulation has forced employers to install necessary signs and educate their employees.

The symbol and text usage for warning sign

Previous study investigated whether different warning designs, specifically those with symbols, affect compliance or agreement rates. The highest rate of compliance occurred with the verbal (text) plus pictographs (symbols) condition. The results suggested that the addition of symbols to a text warning will increase obedient rates (Jaynes & Boles, 1990).

Research Methodology

There were two data collection methods; one was conducted to collect pilot survey from 145 respondents. Respondents were Japanese university students in Tokyo which most of them had experienced in the natural disasters.

Another data collection was the interviews of those who had real hands-on experiences during the natural disasters, this research used group interview on 3 key target groups (total of 20 Thai people who themselves had direct experienced in flood, earth quake and tsunami) each group contained 6-8 Thai interviewees. Participants were given a set of signage and were asked which sign is the most suitable for evacuation sign during the disasters.

Results

Survey results

Japanese opinion about warning sign for disasters (flood, tsunami, and earthquake)

Table 2 shows the opinion about what shape of the warning sign for disasters should be.

	Frequency	Percentage
Triangle	101	69.70
Square	21	14.50
Circle	22	15.20

Table 3 shows the opinion about what color of the warning sign for disasters should be.

	Frequency	Percentage
Red	94	65.30
Yellow	38	26.40
Green	5	3.50
Blue	7	4.90

Table 4 shows the opinion about text and symbol on warning sign.

	Frequency	Percentage
Text only on warning sign	5	3.40
Symbol only on warning sign	7	4.80
Both text and symbol on warning sign	133	91.70

Japanese opinion about evacuation sign for disasters (flood, tsunami, and earthquake)

Table 5 shows the opinion about what shape the evacuation sign for disasters should be.

	Frequency	Percentage
Triangle	44	30.30
Square	48	33.10
Circle	53	36.60

Table 6 shows the opinion about what color the evacuation sign for disasters should be.

	Frequency	Percentage
Red	22	15.20
Yellow	23	15.90
Green	76	52.40
Blue	24	16.60

Table 7 shows the opinion about text and symbol on evacuation sign.

	Frequency	Percentage
Text only on evacuation sign	2	1.40
Symbol only on evacuation sign	25	17.20
Both text and symbol on evacuation sign	116	81.10

Interview results

Tables below show the results of three group interviews (total of 20 Thai interviewees) when they were asked their opinions about what kind of shape, color, text and symbol for the evacuation sign were the most effective for flood, earthquake and tsunami respectively.

Table 8 shows the results from the opinion about shape, color, text and symbol for the evacuation sign for “flood”

Interviewee#	Shape	Color	Text or symbol or both text & symbol
No. 1	Square	Red	Both text and symbol
No. 2	Circle	Yellow	Both text and symbol
No. 3	Triangle	Yellow	Both text and symbol
No. 4	Square	Yellow	Both text and symbol
No. 5	Triangle	Yellow	Both text and symbol
No. 6	Triangle	Red	Both text and symbol
No. 7	Triangle	Red	Both text and symbol
No. 8	Square	Red	Both text and symbol

Table 9 shows the results from the opinion about shape, color, text and symbol for the evacuation sign for “earthquake”

Interviewee#	Shape	Color	Text or symbol or both text & symbol
No. 1	Triangle	Yellow	Both text and symbol
No. 2	Triangle	Yellow	Both text and symbol
No. 3	Triangle	Yellow	Both text and symbol
No. 4	Square	Red	Both text and symbol
No. 5	Triangle	Red	Both text and symbol
No. 6	Triangle	Red	Both text and symbol

Table 10 shows the results from the opinion about shape, color, text and symbol for the evacuation sign for “tsunami”

Interviewee#	Shape	Color	Text or symbol or both text & symbol
No. 1	Square	Yellow	Both text and symbol
No. 2	Square	Green	Both text and symbol
No. 3	Square	Yellow	Both text and symbol
No. 4	Square	Yellow	Both text and symbol
No. 5	Square	Yellow	Both text and symbol
No. 6	Triangle	Yellow	Both text and symbol

Discussion

For warning sign, Japanese respondents preferred “triangle” shape which supports the previous data from Stocksign (2010) and Imsuwansakorn (2013). Most of them preferred “red” for warning sign as “red” indicates the attractiveness according to Popova (2014).

For evacuation sign, most Japanese respondents preferred color “green” which replicated with previous information from Stocksign (2010) and Imsuwansakorn (2013) that “green” is the color that show exit way and people think green will guide them to the safe locations. However, from the results of the in-depth interviews, the color of evacuation sign that most of the Thai interviewees preferred is “yellow”.

The interpretation of “yellow” for evacuation sign of Thai interviewees (they were 20 people who had a direct experience in the recent disasters in Thailand) may be that “yellow” is a bright as Popova (2014) wrote that “yellow” always shows the nature of brightness. And “yellow” may be better visible color than “green”, therefore when a disaster occur, they may related the attribute of brightness of “yellow” that can help visibility for the panic attack during the disaster. “Yellow” could inform people immediately to the safe direction.

Also “green” on evacuation signage in Thailand are rarely seen since in the past the country is not used to major disasters before so Thailand is still in the developing stage of

disaster communication and management. This may be because Thailand is not affected by the natural disasters as much as Japan according to World Risk Report (2013), Thailand was ranked as less risk of natural disaster than Japan. Japan may have an advance management of disaster communications and “green” is also widely used on the evacuation signage in Japan.

For the discussion about the symbol and text usage for warning and evacuation sign, the results from Japanese survey showed that the warning and evacuation sign should have both text and symbol together. Moreover, the result from the Thai interviews showed that the evacuation sign should have both text and symbol together. Both results have positive connotation to the previous finding that the addition of symbols to a text warning will increase obedient rates (Jaynes & Boles, 1990).

Future research recommendations

The results of this present research could be the ground for future study on the development of the most effective color for warning and evacuation signage for natural disasters in different situation in various target groups. Different populations may interpret the meaning of sign differently, for example local people interpret the meaning of sign differently from tourists or visitors who are not familiar with the local area. As Aucote et al. (2012) found that when compared to the locals, visitors were much more likely to misinterpret the warning signs.

The above evidences from this research showed that it is still unclear which color should be used for the warning and evacuation sign and be the most effective one. This research also found that only very few respondents preferred “blue” as a color for tsunami warning or evacuation sign even though “blue” is the color that was already being used in several countries since it was recommended by Tsunami Working Group Signage Subcommittee (2007), New Zealand national tsunami signage recommendations for CDEM Groups. The problem is more complicate when it comes to the different target groups from different social context. Thus, it is vital to investigate further whether or not to standardize or localize the design of signage for natural disasters in different populations.

This research suggested further investigation by using quantitative methods or experiment research design to further analyze the larger amount of respondents to get to know more about the audiences. This would also emphasize on what Belloc (n.d) cited that “the essential aspects of proper risk communication: *Knowing the audience*. The audience should be analyzed to understand their knowledge and opinions regarding the new technology. Listening to all interested parties is a critical element of this task” (Belloc, n.d., para.26-27).

Conclusion

Results from pilot survey based on Japanese respondents indicated that people’s opinions about signage in communications for natural disasters are as follows:

- Warning signage that most people preferred was a red triangle sign with symbol

and text on it.

- Evacuation signage, most people preferred a green circle (close to square) sign with symbol and text on it.

However, the result of opinion about the color of the evacuation sign from the Thai interviews is different; most of the Thai interviewees preferred yellow triangle sign with symbol and text on it. Therefore, this is an evident that there is still a need to further identify the most effective color for natural disaster sign in the international context. The further examine of whether or not to standardize or localize the design of signage for natural disasters is recommended.

REFERENCES

- Aucote, H., Miner, A., & Dahlhaus, P. (2012). Interpretation and misinterpretation of warning signage: Perceptions of rockfalls in a naturalistic setting. *Psychology, Health & Medicine*, 522-529.
- Belloc, H. (n.d.). Risk communication. Retrieved from <http://www.soc.iastate.edu/sapp/soc415RiskCom.html>
- Blees, G. J., & Mak, W. M. (2012). Comprehension of disaster pictorials across cultures. *Journal of Multilingual and Multicultural Development*, 33(7), 699-716.
- Carnegie Mellon University (2014) Trends in Social Media: Use in Natural Disasters. Retrieved from <http://www.mysecurecyberspace.com/articles/classroom/trends-in-social-media-use-in-natural-disasters.html>
- Chaiboon, P. (n.d). หลบร้อน...ฟังเสียงคลื่น...หาดปากเมง. Retrieved from <http://www.gotoknow.org/posts/358091>
- Department of Disaster Prevention and Mitigation (2012) Retrieved from <http://floodthailand.net>
- Fukuda, M. (n.d.). Public Relations of Risk-Management and Media Strategy. Retrieved from <http://homepage3.nifty.com/fukuda326/abstract.html>
- Imsuwansakorn, P. (2013). The Symbolology Development for Hazard Communication in Thailand. *International Proceedings of Economics Development & Research*, 57.
- Linda S. J., & David B. (1990) The Effect of Symbols on Warning Compliance *Proceedings of the Human Factors and Ergonomics Society Annual Meeting 34* (p.984-987). Retrieved from <http://pro.sagepub.com/content/34/14/984.short>
- National News Bureau of Thailand (2014). ศูนย์อำนวยการเฉพาะกิจแผ่นดินไหว จ.เชียงราย ประชุมสรุปการช่วยเหลือและการฟื้นฟูผู้ประสบภัยแผ่นดินไหว Retrieved from http://thainews.prd.go.th/centerweb/news/NewsDetail?NT01_NewsID=TNDAT5705120010008
- Pee Guay OKnation (n.d). Retrieved from <http://www.oknation.net/blog/print.php?id=760476>
- Popova, M. (2014). Goethe on the Psychology of Color and Emotion. Retrieved from <http://www.brainpickings.org/2012/08/17/goethe-theory-of-colours/>
- Stocksigns (2010). Safety Signs, Symbols and Colour Codes – a simple guide. Retrieved from <http://blog.stocksigns.co.uk/safety-signs-symbols-and-colour-codes-a-simple-guide/>
- Tsunami Working Group Signage Subcommittee (2007). New Zealand national tsunami signage recommendations for CDEM Groups, *GNS Science Report* 2007/40, 39 p. Retrieved from <http://itic.ioc->

unesco.org/images/docs/Tsunami_Signage_GNS_Report07.pdf

UNESCO. (2014). *International Tsunami Signs - ISO-approved (2008)*. Retrieved from http://itic.ioc-unesco.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1645:290&catid=1406:products-a-services-visuals-graphics-signs-a-symbols&Itemid=2328 World Risk Report (2013). Retrieved from http://www.worldriskreport.com/uploads/media/WorldRiskReport_2013_fact_sheet.pdf

連載によせて

小川 浩一*

映像と音声を同時に放送する新しいジャーナリズム組織としてテレビジョン放送が昭和28年、1953年に日本に出現してからのマス・メディアの組織と内容のいずれにおいても他面にわたる変化を遂げてきた。他方では、テレビの登場以後、受け手としての市民も、その生活全般にわたってテレビジョン放送から強い影響を受け、意識、行動の両面から変容を遂げてきた。その状況については、枚挙に暇がないほどの研究成果が残されているし、今後も多様な展開が期待されている。しかしながら、その多くはテレビジョン放送を一般化して論じたものか、全国を対象としたNHKについてのものか、ないしは民放キー局について考察されたものであった。さらに、多くは受け手としての視聴者の考察が中心であった。むろんこれらはいずれも重要な研究すべき対象であるが、他方では送り手としての放送局、就中、ニュース報道という放送ジャーナリズムの現場で活動する人の生の声には眼が向けられることが少なかった。日本の新聞の歴史の中で、記者の活動とその結果としての報道内容、記事については多くの成果が残されている一方で、テレビジョン放送については時間経過の短さにもかかわらず当事者たちの活動について我々の前には示されてこなかった。とりわけ、地域社会と直接向き合い、そこでジャーナリズム活動を行う地方民間放送局のジャーナリストたちの活動の記録は皆無に等しい。

本研究所では2013年度に、民間放送が開始されて60年となるこの年を期して、地域の各民間放送局が各々の地域社会といかに関わってきたかの証言記録を残すべきであると考え「地域と民放」として企画を立てた。昨年は当事者の方々の生きた証言をインタビューと執筆によって北海道から沖縄まで6社の記録を掲載できた。幸いこの記録は好評を得てより多くの記録を録取すべきであるとの激励を賜った。とはいえ、60年という時間の経過は決して短いものではない。放送局開設時に活躍された方々の中には既に鬼籍に入られた方々も多数となってしまった。とはいえ、幸い、今この時点であれば、開設時に直接活動された方々やその方々から直接薫陶を受けた方々のお話を伺う機会がまだ残されている。そこで、これまでの60年間にジャーナリズムとして、送り手として地域の民間放送局は何を目指し、如何なる活動を行ってきたのかの一端は前述したように前号のインタビューでも示し得たが、その結果に対する激励に励まされ、この企画を発展させ、1950年代の開設後半世紀以上にわたって番組を放送してきた、より多くの地方民間放送局の当事者の方々の生の声でこれまでの歩みを残すべきであると考え、前号で執筆をいただいた局も含めてより広範な局の方々にインタビューをお願いしその生の声を記録することとした。もとより一私立大学の付設研究所の活動として大規模な事業とするのは困難なことであり、我々の今回の試みが微細な活動であることはもとより承知しているが、いわゆる「アーカイブ」、とりわけ音声や映像のそれが顧みら

*おがわ こういち 東海大学名誉教授

なお、執筆当時は、日本大学法学部新聞学科教授であったが、2014年12月をもって定年退職をした。

れてこなかったこの国に、事実が消滅する前に記録を残しておき、後世の利用、評価に資するという行為、活動の貴重さを認識させる上で一石を投じられれば幸いである。なお、本号は東日本の5局を対象としたが、次年度は西日本の各局を対象とする予定である。さらに、この企画全体をまとめて出版する予定であることを付言しておく。

※ 筆者は、2014年12月をもって大学を定年退職したが、年度初頭より第8号の編集を担当していたので本文章を執筆した。

溝口 博史*

聞き手 小川 浩一

創業以来の地方民放の気概

——今日は宜しくお願いします。初めに北海道放送の創業時からの特徴である「フロンティア・スピリット」が現れた具体的事例を1、2お教え願えますか。

溝口 HBC（北海道放送）は北海道の歴史上「フロンティア・スピリット」は当たり前のことで、開拓したうえで更に進むべき方向として「地域に根ざし世界に羽ばたく」をモットーにしています。それが具体的に表れた例として、草創期の技術に関する話をしましょう。ひとつは、まだラジオしか放送していなかった時代の昭和29年8月のことです。「北洋漁業再開記念北海道博覧会」ご視察のため青函連絡船で函館に上陸される天皇皇后両陛下をテレビで生中継しました。これが北海道で初めてのテレビ放送実験です。その後も札幌で実験放送を重ね、雪国でテレビ放送が可能かどうかを検証する日本初の「雪上電波伝搬実験」も行っています。ここからが凄いんですが、一連の実験で使った機器と技術力は昭和31年10月に海を渡り、北京で開かれた「北京日本商品見本展示会」に出品されました。派遣された技術マンはHBCから4人、ラジオ東京（現TBS）から2人。日本製のカメラを使って撮影した舞台劇などの映像が、北京市内50カ所に設置した受像機に映し出されました。これは中国で初めてのテレビ放送です。放送は3週間にわたって行われ、毛沢東主席も周恩来首相もカメラの前に立ったと伝えられています。ほとんど知られていませんが、中国初のテレビ放送はHBCが行ったのです。しかも、北海道で本放送をスタートさせる半年前。放送開始前から世界に羽ばたいていたという事例です。

もうひとつ挙げると、HBCはテレビ送信所をNHKの反対を押し切って手稲山の頂上に設置しました。NHKは大通公園のテレビ塔建設を主張しましたが、広い北海道で可能な限り遠くまで電波を飛ばすには山の上に送信所を置くことが合理的でした。頂上までの道路はHBCが単独で開発しました。山岳を切り拓いた難工事の記録がフィルムに残されています。放送開始はNHKより3か月余り遅れてしまいましたが、受信可能世帯はHBCが圧倒的に多く、手稲山のマウンテントップ方式として、その後に開局する全国の放送局に影響を与えました。今日ではNHKも含め北海道のすべてのテレビ局が送信所を手稲山に建てています。ついでに言うと、HBCテレビのチャンネルが1番である理由は、GHQが使用していたチャンネル1と2が開放されそうだという情報を秘かに入手し、チャンネル3を希望したNHKをよそ目に、チャンネル1獲得作戦を展開していたからです。全国ではNHK（総合放送）のチャンネル1が一般的ですが、HBCは地方民放で数少ないチャンネル1を誇っています。

*みぞぐち ひろし 北海道放送株式会社 常務取締役

初代社長の阿部謙夫は北海道新聞の社長だった人ですが、阿部は「放送はいわゆる文化事業であり、利潤追求の対象には適していない」と述べています。利潤追求のために放送するのではなく文化を創造するために放送する。しかも、チャンネル1番の誇りを持って先頭に立ってやっています。この精神は、放送人の覚悟、放送の矜持として、現在の世代まで脈々と受け継がれていると思います。HBCの体質とも言えます。近年の例で言えば、デジタル時代を迎えてワンセグ独立放送を全国で初めて実施したのは当社でした。HBCカップジャンプをより面白く見てもらうため国内唯一のノックアウト方式と優勝賞金を導入したり、ローカル放送している食育番組「森崎博之のめぐり王国北海道」を東南アジア各国でレギュラー放送化したのも、創業当時の進取の精神の表れです。大阪のローカル情報ワイド番組「ちちんぷいぷい」を2014年秋からあえて北海道で放送しているのも、新しいことへの挑戦、実験好きなHBCらしさと言えます。東京の視点、大阪の視点、そして地元北海道の視点が、月曜から金曜までの午後帯で絡み合う新しい編成です。

——テレビ放送を開始した民放としては5番目ですが、この根底にあるのは資本金でしょうか。立ち上げ時にはどんな状況だったのでしょうか？

溝口 HBCはラジオから始まりました。ラジオは全国7番目でした。資本と言っても個人株主が多かったんです。最大で3681人の株主を数えました。札幌の狸小路や小樽の商店街を1軒1軒まわって少額の株主になってもらいました。民間放送ということがよくわからなかった時代です。民放ラジオ始めるといっても、街中のスピーカーから聞こえる街頭宣伝のような理解のされ方をしたようです。北海道新聞社という地元有力紙が核ではありましたが、いくつかの地元企業以外は大きな資本は入ってこず、地域に暮らす大勢の個人株主によって設立された放送局でした。その生い立ちを見る限り、地域住民に支えられ、期待され、応援されるメディアだったと言えます。

——日本のテレビの創生期を見ると、日本テレビ、TBS、それからABCにCBC、それでこれHBCとってくる。やはり、資本金が強いからと云っても、あるいは株主がたくさんいたとしても、やろうという意欲があっただけでは内容が充実した放送ができませんね。そう考えるとすると、今挙げた他の局みんないちおう資本金がある。HBCだって基本的には資本金があるから、この裏づけの下に意欲があってできたんじゃないかと思っています。そして、その力が今でも続いているんじゃないかと思うんですけども。単に創業者の阿部謙夫社長のテレビ放送に対する想いだけではできないのではありませんか。

溝口 豊かだった時代もあったかも知れないですけど、デジタル化で苦労したここ10数年は非常に厳しい経営の会社です。

——そのわりにいろんなことをなさっているじゃないですか。

溝口 新しいことに挑戦する面白さは何ものにも代えがたい。使っちゃうんですかね、お金を。そして、貧乏から抜け出せない（笑）。ついこの間まではデジタル化の巨額投資で赤字でしたし。社屋建替えの時期も迫っています。まあ、気持ちだけは強くあるというか、今の若い人たちにも、何か新しいことをやりたい、作りたい、その気持ちを伝えていきたいと思っています。例えば、テレビが輝き始めた60年代のことですが、安岡章太郎といった、それまでテレビドラマを書いたことのない小説家に、テレビって面白いと思わせて書下ろし脚本を書かせてしまうHBCのプロデューサーの力はすごいと思うんです。当時はテレビもニューメディアだったので、若き創作者にはテレビが魅力的存在だったのですが、多くの作家がHBCと関わっているんです。ラジオやテレビの昔のドラマ脚本を調べてみると、安岡章太郎、安部公房、寺山修司、谷川俊太郎、山川方

夫、この間亡くなった渡辺淳一など、後に大家と呼ばれる作家が脚本家として名を連ねています。小説家や詩人が自分でオリジナルの脚本を書いていたんです。谷川俊太郎が書いたのはアイヌ民族をテーマにした『ムックリを吹く女』（1961年「東芝日曜劇場」）。安部公房が書いたのは、昆虫好きな農家の女の子が畑の農薬散布に反対する『虫は死ね』（1963年「東芝日曜劇場」）。作家もプロデューサーもディレクターも若くて、ここはこういう演出のほうがいいとか丁々発止でやっていたわけですね。渡辺淳一は札幌医大の医学生だった頃からHBCに出入りしてラジオやテレビの脚本を書いています。ラジオの朝番組ではパーソナリティーまでやっているんですよ。そうやって番組を制作してきた草創期のエネルギーは、今、残念ながらちょっと失われているかも知れません。地方局だけでなく、キー局でも。

HBCがテレビドラマをレギュラーで制作しなくなった経緯については、前号の「ジャーナリズム&メディア」第7号（2014年3月20日刊）の特集「テレビ60年 地域と民放」に書いた「地域に根ざし世界にはばたく」を参照願いたいのですが、制作費が保証される全国ネットの枠が無くなったことが背景にあります。

民放の数が少なかった時代には、渋谷公会堂の「美空ひばりショー」をHBCが制作して全国放送したこともあったと聞いています。おそらく東京の放送局も人員不足やなんやかんやで放送時間を全部埋めるだけの制作力が無かったんだと思います。やがて制作プロダクションが生まれると、キー局はプロダクションに番組をアウトソーシングします。視聴率やキャスティング力を考えると、地方局よりプロダクションのほうが安くて質の高い番組ができると踏んだのでしょう。地方局の全国放送の枠が減り、テレビ番組の東京一極集中化が進みます。

ニュースを捉える眼

溝口 だいぶ前の話になりますが、2004年にイラクで日本人3人が武装勢力に誘拐される事件がありました。3人のうち2人が北海道出身者でした。この2人についてHBCは誘拐事件が起きる前に取材をして話を聞いていました。2人とも事前取材していたのは全国のメディアでHBCだけだったと記憶しています。イラク復興支援特別措置法が成立した時に、北海道からの自衛隊派遣の問題もありましたので、自衛隊員やその家族の取材とか、特措法に賛成か反対かなどについて、いろんな特集企画をローカルニュースで放送しました。その中に、劣化ウラン弾について研究発表をした高校生と、イラクでボランティア活動している女性が登場していて、この2人が誘拐されたのです。事件が発生すると、北海道では新聞もテレビも2人の人となり取材するため本人不在の実家に押しかけ、家族のインタビュー取材をめぐる大騒ぎになりました。その上、日本政府が誘拐は3人の自己責任だという冷たい発言をして、混乱に拍車がかかりました。

——その発言は非常に鮮明に記憶しています。

溝口 嫌な言葉でした。私たちのニュース系列であるJNNは、HBCのニュースライブラリーを使って、2人の考え方や人なりを伝えることができました。地方局の日常の取材がいかに重要かということを物語る事例です。その当時、TBSの金平茂紀記者がワシントン特派員でした。彼がパウエル国務長官にインタビューして、パウエル長官が「彼らのことを深く心配する義務を負っている。彼らは私たちの友人であり、隣人であり、米国の仲間の市民なのだ」と明確に発言したことから、日本では2人あるいは家族に対するバッシングがピタリと止まりました。地方の記者も海外

特派員も一体となってひとつのニュースを作り上げていることがお分かりいただけると思います。
——ちょっと伺いたいのですが、イラクに行った3人のうち2人が北海道出身ということですが、どうい
きっかけで彼らの活動を事前にHBCの記者の方は気づいたのでしょうか。

溝口 イラク特措法が成立した時（2003年7月成立）に、ただ成立しましたという国会からの
報道ではなくて、実際に活動に参加する自衛隊員はどういう気持ちなのか、その家族はどう感じ何
を考えているのかといった点を掘り下げ、いろんな角度から企画をたててローカルニュースで放送
しました。イラク特措法はHBCの放送エリアに関わる重要なニュースだったのです。東京キー局
に任せておけません。誘拐された男性に関しては、彼がまだ高校生の時ですが、イラクに関連して
劣化ウラン弾の研究発表を授業でやるということを知りつけて取材に行きました。女性に関して
は、一時帰国しているというのでイラクの現状やボランティアの内容を聞くためインタビューに行
きました。たまたまと言えはたまたまですけれど、HBCの事前取材映像はキー局を通じて世界に
発信されたので、もしかすると誘拐事件の犯人とかイラク側の人たちが見た可能性もあります。2
人がスパイでもなんでもないという普段の人間像がイラク側に伝わって解放されたとすれば、命に
関わる重要な取材をしていたことになります。

——それも、創立以来の会社の考え方、地域に根ざし世界に羽ばたく、つまり、地域で集めてきた情報を世界
に発信したということですね。

溝口 だから、やれ火事だ、やれ交通事故だということだけでローカルニュースを制作している
のではなく、地域でどんな人が、どんなことに、どんな想いで取り組んでいるのか、どういう生き
様の人が暮らしているのか、喜び、苦しみ、悲しみ、そういうものを日常的に取材していることによ
って、それが、ある時は映画製作など文化創造につながることもあるし（「ジャーナリズム&メ
ディア」第7号に、ニュースからドキュメンタリー番組が生まれ、それが書籍になり、映画化さ
れ、CDやDVDにもなった「記憶障害の花嫁」について記述しました）、ある時は海外で人質に
された人の命に関わることもあるというわけです。

——確かに発生モノを追うだけという意味ではないという点でも、地域とのつながり意識の覚醒という点でも
非常に有意義な活動だと思いますが、そうした要請は現場の記者の人には仕事の負担がかかりませんか。

溝口 そんなことはないと思います。火事や交通事故にも何が隠されているか分かりません。だ
から取材するんです。それが私たちの仕事ですから。地方の記者は、私もこれ、遠近両用の眼鏡を
かけていますが、自分のエリアの近間のものを見る目と、東京とか大阪とかあるいはもっと遠い海
外を見る目と、両方持つことができます。札幌の住宅街にクマが出たというニュースと、イラク特
措法が成立したというニュースを、同じ記者が同じレベルで取材できるのが地方局の良いところ
です。地域に暮らす人々の生の声を聞きながらジャーナリズムの一端に関われることは、大きな喜び
です。

——その点は、ジャーナリストのあり方の話に関わってきますね。

溝口 地方民放の記者だからこそ、常に大きな視野で世界を見ていくべきではないかと思
います。地域住民のために。

——会社として、基本的な記者教育というんでしょうか、あるいはジャーナリスト教育というのは、今おっ
しゃったような視点あるいは取材のあり方、姿勢でしょうか、そういうのは常に自社内でのジャーナリスト教
育のレッスンを通じて脈々として受け継がれているのか、それとも放置していても自然と受け継がれるもので

しょうか。

溝口 特にレッスンはしてないですけども、放置していて受け継がれる時代でもなくなってきましたね。普段、どういうふうにもニュースを取材し、成果物をどう放送しているのかを先輩に教えてもらいながら身につけてくるんだと思います。私は若い記者時代、泊勤務をひとりでやっている会社、会社の責任というか報道部の責任をひとりで背負っているような気持ちになって、ガクガク震えるような緊張感を覚えました。世の中で今、何が起きているのか、それが北海道にどう関わってくるのか、ひとりしかいない泊勤務で何が起きてもそんな原稿が書ける記者になりたいと思っていました。それはニュースだけでなく、ドキュメンタリー制作でも同じことが言えます。私も若いころには多くのドキュメンタリーを作ってきました。広く世界を見ることの一例を挙げましょう。

1991年の湾岸戦争の時に、バグダッドの空爆の映像がテレビで繰り返し放送されました。闇の中にパーッと光るのを見ながら「アラビアンナイト」の世界はどうなってしまうのだろうと考えました。東京にいたらそうは思わなかったかも知れませんが、札幌で空爆映像を見ると何故か「アラビアンナイト」が重なりました。母が語る「船乗りシンドバッド」を聞きながら寝入ったバグダッドの子どもは、多国籍軍の空爆にどんな顔をして飛び起きるんだろうと思うと、バグダッドに行きたくてしょうがなくなるわけです。特派員として行くにはJNNや社内の手続きも面倒で時間がかかります。それならドキュメンタリー番組を企画してディレクターとして取材に行こうと考えました。実現したのは、翌年の休戦状態に入った時でしたが、それでも日本大使館が引き揚げたままになっていて、バグダッドには私たちのクルー3人しか日本人がいませんでした。取材でも怖い思いを何度かしましたが、まさに自己責任です。

この企画は、戦争や民族紛争は相手の文化を知らないことから起きるのではないかと仮説を世界の紛争地を巡って取材するものでした。多国籍軍はバグダッドに大量のミサイルを打ち込みましたが、彼らはバグダッドのことをどれだけ知っているのかと私は疑問を感じていました。隣の国にはどんな文化があるのか、砂漠の向こうではどんな歌が口ずさまれているのか、子どもの頃からバグダッドの歌を一曲でも知っていれば、いきなりミサイルを撃ち込むことはしないと思います。これは「夢見るころに教わりし歌～世界の子供たちは何を歌っているか～」というドキュメンタリーになりました。欧米、ロシア、アフリカ、中東、東南アジア、中国…。世界の小学校をまわって音楽の教科書を徹底的に取材しました。日本は明治になって西洋音楽を一気に取り入れたので、外国曲が比較的多い教科書になっています。しかし、アメリカの子どもたちはロシア民謡を歌ったことがないし、ロシアの子どもたちは「峠のわが家」を知りません。取材当時、ちょうどチェコとスロバキアが分裂騒ぎを起こしていたんですが、双方の小学校を訪ねてみると、チェコとスロバキアでは別々の教科書を使っていました。プラハとブラチスラバで音楽の専門家に話を聞くと、お互いに批判するんです、相手の歌を。これなら分裂してしまうなと思いました。

こういう取材のなかでイラクに入っていたんですが、音楽の教科書は表紙をめくると戦闘服姿のフセイン大統領の写真。他国の歌など一曲もありません。それでも、ビルの瓦礫が無残なバグダッドの片隅に「アリババと40人の盗賊」のモニュメントが無傷で残っているのを発見した時は胸が熱くなりました。番組では、「子どもたちに他国や異民族の歌を積極的に教えよう。それが世界の平和につながる」と主張しました。

——このドキュメンタリーは全国放送ですか。

溝口 湾岸戦争のニュース映像を見ながら札幌で企画したドキュメンタリーが全国放送になりました。もしかしたら、札幌で見ていたからそういうイメージが湧いてきたのかも知れません。これ、東京で記者活動やっていると、湾岸戦争本体に飲み込まれた企画になると思います。札幌だとちょっと引いた目で見てるので「アラビアンナイトはどうなった？」という発想になる。つまり、対象との向き合い方が違うのでしょう。ましてや湾岸戦争の渦中にイラク周辺で取材していた記者は、そんなことに頭は回しません。でも、札幌で、たいへん申し訳ないのですが、爆弾が飛んでこないところで見ていると派生的な発想が生まれるのでしょうか。そういうことであれば、地方記者や地方民放の存在は意義深いということですね。手前味噌すぎるかな（笑）。

——それは、中国放送元社長の金井宏一郎さんが「ジャーナリズム&メディア」第7号でおっしゃっている「情報の地方分権」という趣旨とは少し違うけど、やはり地方の主権、情報主権、地方の民放局が、地方にあるがゆえのジャーナリズム性というのは、むしろそこで発揮し得るものではないでしょうか。

溝口 地方にいることの有利さを積極的に見つけようということですかね。全国各地に放送局があり、東京と違う空気を吸っている記者やディレクターがいる。だったら、東京とは異なる視座のニュースや企画を出して行こうということなんです。言論の多様性の観点から見ても、地方のジャーナリズムが重要な役割を担っていると思いますね。新入社員にはよく話すんですが、北海道で暮らしていると日本列島の動きがよく見える…、ような気がする。足元に大きな日本地図のパネルを敷いて、北海道の上に立って南を眺めると、東京も大阪も、はるか沖縄までよく見えます。桜前線が北上してくるのも見えます。台風も北上してきます。毎年のことなのにどうして台風被害が起きるんだろうと考えたりします。様々な出来事や情報が北海道から俯瞰できます。北海道は世の中の動きを冷静に分析できる比類なきエリアではないかと魔法をかけて、新入社員に幅広い視野を持つよう話しています。

——地方紙、地方新聞のジャーナリズムとは異なるのでしょうか。

溝口 各地に歴史のある大きなブロック紙や地方紙がたくさんありますが、新聞は情報がそのエリア内で止まってしまっているというか、情報をエリア内でまわして終わっているように思います。他方、地方民放の場合はエリアで取材したニュースをローカルニュースとして放送するだけでなく、時として全国発信しています。これが放送と新聞の大きな違いじゃないかなと思います。私たちJNNのニュース系列はTBSなど全国の民放テレビ28社で構成していますが、HBCは北海道からどのくらいの数の全国ニュースを発信しているかという、定時ニュース番組に限っただけでも1ヵ月に平均50本を超えます。長期にわたる大きなニュースが起きると、例えば先年の豊浜トンネル崩落事故とか有珠山の噴火などがあるともものすごい数になります。50本というのは平時の数字です。TBSを除く加盟27社で全国発信のニュースが一番多いのは大阪のMBS（毎日放送）ですが、その次に多いのがHBCなんです。北海道は全国発信されるニュースが多い稀有な地域と言えます。ヨーロッパで言えばデンマークと同じぐらいの面積、オーストリアと同じぐらいの人口ということで、一国なみの人間生活と社会行動が展開されているので、それだけニュースも発生するということになります。また、季節感なども特異な地域なので、札幌で初雪が降りましたとなると、初雪の映像がニュース番組以外にも情報ワイド番組で使われたり、天気予報番組に使われたりと、各番組で1日中使われます。そういう数も含めてカウントすると情報の発信量は膨大になります。メディアを比較すると分かるんですが、これはテレビ特有の実態です。新聞の全国紙を

東京で読んでいても北海道の話題が目につくことは滅多にありません。テレビニュースは大阪・北海道を先頭に地方からの情報発信量が極めて多いメディアなんです。ネットワークに加盟している地方のテレビ局がもっともっと多様な目線のニュースを発信していけば、日本はより豊かな情報社会を構築していけると思いますよ。

これは金井さんがおっしゃっていることとは遠いでしょうが、情報の地方分権ということ言えば、私はそれほど悲観的には思っていない。確かに、全国ニュースの場合、ニュースの編集権はキー局にあります。JNNではTBSです。伝えるべきニュースの選択、放送分量、放送順などを決めていくのはTBSのデスクです。しかし、地方局から全国発信するニュースの内容は当該局に任せられています。北海道から上る（全国発信する）ニュースはHBCが取材・構成し、あわせて全責任をHBCが負います。原稿、インタビュー、映像表現、すべて発局責任になっているのがJNNの良いところです。書いたことへの責任もありますし、書かなかったこと（特オチ）への責任も問われます。そして、キー局から「こう書け」と言われたことは一度もありません。地域に根ざし、地域に這いつくばって取材活動している地方民放の意地と誇りがネットワークニュースの仕組みを維持してきたのだと思います。JNNの報道に関する限り、草創期から一貫して地方分権の意識が強く反映しているのではないのでしょうか。

付け加えたいのは、地方民放が自社制作番組のなかで独自に全国ニュースを扱うケースが増えている事実です。ローカル番組でやる全国ニュースです。地方局が夕方6時以降に30分程度のローカルワイドニュース番組を編成し始めたのは1970年代から80年代にかけてでした。2000年代に入ると午後4時以降に放送するローカル情報ワイド番組が生まれてきます。長時間の情報ワイドの中にはニュース枠も置かれ、地方局のアナウンサーやキャスターが永田町から海外までの幅広いニュースを取り扱うようになります。地方ジャーナリズムの歴史を考えたとき、ローカルテレビ番組における全国ニュースの放送展開は過去になかった画期的な変化です。東京キー局と同じ映像素材を使って、東京とは違う地域独自の目線でニュースを論評することができるようになったのです。これはまさに情報の地方分権です。例えば、この間の安倍総理と習近平主席との笑顔のない握手、あの気持ちの悪い握手の映像素材は、TBSだけでなく、HBCにも静岡放送にも山陽放送にも熊本放送にも系列各社みんなのところに行くわけです。これまでだと全国ニュースの定時番組で放送したらおしまいだったニュースが、地方の情報ワイド番組で繰り返し放送されます。しかも、自社のアナウンサーや地元のコメンテーターが「この握手はああだよ、こうだよ」と語ります。地方民放局は地方のまな板の上で国際ニュースをも転がせる時代になったのです。そういう意味で情報の地方分権は確実に進んできているという印象を私は持っています。

——今おっしゃったのは、いちおう東京から下ってきた素材があったら、その素材をそこまで受け止めるけれども、その先になると、今度は自分達の地平の中で処理するということですね？　ところで、それをもう1回上げるといえることはないですか。

溝口 それはあります。例えば兵庫の野々村議員の号泣会見が全国ニュースで放送されると、系列の地方局にも号泣会見の映像素材が渡ります。そうすると、HBCでいえば道議会の政務活動費ってどうなんだろう、札幌市議会はどうなんだろうという切り口で調査取材が始まります。兵庫の号泣会見をきっかけに各地の放送局が政務活動費に関わる企画をたてます。隠れていた事実が取材で炙り出されれば、それは逆流して全国放送になることも当然あります。政務活動費より号泣を

テーマにした企画の方が面白いかも知れませんが。

——地方分権が進むと同時に、場合によっては、地方がもう1回共通素材をそれぞれのところで処理した内容をもう1回共有するという事態が起きてくるということですね。

溝口 そうですね。ちょっと面白い試みをHBCはこの秋改編で始めたばかりです。月～金の午後帯なんですが、正午から2時間はTBSの情報番組「ひるおび!」を放送しています。続く2時間を、これは本当に画期的なことなんですけど、大阪のMBSがローカル放送している情報番組「ちちんぷいぷい」を生で受けて北海道で放送しているんです。「ちちんぷいぷい」は本来もっと長い4時間の番組なんですけれど、北海道では夕方までの2時間分、全体の半分を放送しています。それが終わると、午後4時頃からの3時間はHBCの自社制作ローカル情報番組「今日ドキッ!」を放送しています。これでHBCの午後帯は3番組あわせて7時間の生放送です。この間にニュース枠が何度かありますが、東京目線、関西目線、地元北海道目線と7時間の視座が3つに分かれているので、同じニュース素材を使っても伝え方や切り口が違ってきます。言論の多様性や多元性を意識しつつ、東京・大阪に対峙する北海道の個性や文化を育むことにもなり、極めて意味のある新しい時代のテレビ編成ではないかと、私は大いに期待しています。「ちちんぷいぷい」を放送している枠は、それまでドラマの再放送枠でした。2時間の生放送にしたほうが突発事件が起きたときにすぐ報道できるということも編成改革の理由でした。

——それは非常に面白い試みですけど地元は大変じゃないですか。

溝口 MBSに頑張ってもらって、おおきにありがとさん、です。まだ、始めたばかりですが、あえて北海道ネタを企画してもらうより、コテコテの関西文化を展開してもらったほうが北海道の視聴者の受けは良いようです。つまり、視聴者は視座の違うものを求めているのだと思います。北前船が運んだ文化の復活でしょうか。

ドキュメンタリーの全国放送

——先ほど、バグダッドの空爆から生まれたドキュメンタリーのお話がありましたが、ここからは溝口さんが作られた作品を例にドキュメンタリーについて話していただけますか。

溝口 ドキュメンタリーは、カネもヒトもジカンもバショも大掛かりになるドラマと違って、地方民放局が自社制作しやすいコンテンツです。かつまたニュースと同じように、放送局にとって存在意義を問われるほど重要なコンテンツであり、視聴者からも地域からも制作を期待されているテレビ番組です。私は現場の記者・ディレクターを26年やりましたが、同僚のなかではドキュメンタリーをたくさん制作したほうだと思います。いろいろなテーマのドキュメンタリーを作りましたが、基本は誰が見ても理解できる普遍性のある作品です。地方局だからといって、エリアの中だけでやっても広がりがないので、テーマによっては取材の足を海外まで伸ばしました。取材で訪ねた国は30か国くらいになるでしょうか。ただ、北海道が出てこないドキュメンタリーは1本もありません。「過ぎし日のブラームス～没後100年に聴く幻のピアノ録音～」なんて、タイトルを見ても北海道のほの字も想像できませんが、晩年のブラームスとその作品に新しい解釈を提供したドキュメンタリーでして、その鍵となるエジソン発明の蓄音機に録音されたブラームス自身のピアノ演奏を新たに再生するのが、北海道大学電子科学研究所の光学技術だったのです。

——地方制作のドラマの放送枠が無くなった話がありましたが、ドキュメンタリーは全国放送されるんですか。

溝口 自分がディレクターとして作ったドキュメンタリーで全国ネットされたものは17本あります。ローカル放送のドキュメンタリーも同じくらい制作していますが、そのなかには番組コンクールで受賞したため番販で全国をまわった作品もあります。いずれにしても、北海道の放送局が生み出す放送文化を、地元はもちろん全国の人々に見てもらいたくて取り組んできました。地方民放のディレクターとしては全国ネット17本は多いほうだと思いますが、その形態というか仕組みは様々なので、そこから話したいと思います。

例えば、ゲーテの詩「野ばら」に154曲の異なるメロディーがあるという音楽史を掘り起こす「童は見たり～世界最大のヒット曲『野ばら』の謎を追う～」や、先ほど話した「夢見るころに教わりし歌～世界の子供たちは何を歌っているか～」などは、日曜午後2時頃の放送枠をTBSから全国ネット用にもらってオンエアしたケースです。そのかわり、その放送枠のセールスはHBCの営業部が責任を持ちます。こういう放送では企画が勝負です。TBSの編成局を唸らせる。広告代理店を納得させる。スポンサーを探すHBC営業部を安心させる。そんな企画書が必要になります。並べて振り返ってみると、これらにも北海道のほの字が出てきませんね。特に意識したわけではないですが、必ずしも北海道を売り物にした企画ではないということです。

北海道らしい番組もあるんですよ。「サラダ記念日」で話題になった俵万智さんが高校教師を辞めて歌人として生きていくという時に、雑音のない大雪山に来ませんかと手紙を書いて大雪山縦走5泊6日のドキュメンタリーを制作しました。「風吹くままに～俵万智の大雪山歌紀行～」です。日曜午後の枠がすぐ取れました。時の人、俵万智さんが大雪山のお花畑を見ながら歌を詠んで登山します。誰よりも私が俵さんと仕事がしてみたかったのです。あの斬新な短歌が生まれる瞬間を見てみたいというのが本音です。ディレクターにそういう思いがあると、企画書がどうのこうのと言う前にワーッとやれるのがテレビの不思議さです。歌える短歌にしようと思いつき、林光さんに素晴らしいメロディーもつけてもらいました。テレビ草創期に多くの小説家や詩人が番組制作に関わったという話を冒頭にしましたが、先輩ディレクターたちにも「安部公房とドラマを作りたい」という強い気持ちがあったんだと思うんですよ。自分もそうだし、後輩たちにも、好きな人、気になる人、優れた人と仕事をするように言っています。時代は移り変わってもテレビの番組制作ってそういうものだと思っています。

——その気持ちってどこから出ていらっしゃるんですか。地方にいるということと、なんか関わるのでしょうか。それともそうではなくて、番組制作者あるいは少なくともテレビの人間としてこういうものをつくりたいという意欲は誰でも同じだというふうに考えますか。言い換えると、札幌なり北海道にいるからなのでしょうか。

溝口 やっぱり自分の興味ですね。この人と話をしてみたい、この人と仕事をしてみたいという気持ちは、東京で暮らしていようが北海道の田舎にいようが、ニューヨークで特派員をやっているやうが変わらないんじゃないですか。そういう気持ちがない人はテレビで生きていくのは無理です。もうひとつは、自分と違う目線でこの北海道に関わってもらいたいということでしょうか。

——この人と仕事というときに、北海道がどこかで結びついてくるのですね。

溝口 それは地方民放局を根城とするディレクターである以上、当然のことではないでしょうか。東京大学の広大な演習林が富良野にあって、なかなかユニークな森づくりをしています。どろ亀さんという愛称で知られる高橋延清名誉教授、この方は本郷の教壇に一度も立ったことのない現

場主義の研究者だったのですが、どろ亀さんの森づくりを、これまた日曜午後の全国ネット「日本で一番美しい森～富良野から地球を救おう～」というドキュメンタリーにまとめました。このときは、森の小説をたくさん書いているノーベル賞作家の大江健三郎さんに富良野まで来てもらいました。また、毎日のように将棋盤の木目を見つめ木の駒に触れている羽生善治さんにもその原木を見に森の中に入ってもらいました。千住真理子さんにはバイオリンの素材と同じ樹木の前で演奏してもらいました。やっぱり北海道に来てもらいたい、北海道を見てもらいたいんですね。自分が地元の人間として見ている見方とは違う北海道を私にぶつけてもらいたいという気持ちもあるし、こっちはこっちの思いを伝えたいとも思います。それが、新しい小説に結びついたり、棋戦に反映されたり、バイオリンの音色に表れたりするといいなという思いがあるんですね。その微かな成果がドキュメンタリーを視聴してくれる全国の人々に伝わると嬉しいです。

こうして話していると、北海道に人を連れて来るだけでドキュメンタリーを作っているように思われるかも（笑）、それは違います。

——根底には北海道の目線があり、北海道を描いているんですね。

溝口 そうですね。誰に北海道を見てもらうのか、誰が道民の気づかないことを指摘してくれるのか、ということは重要なことです。北海道では時々、魚が沿岸に大量に打ち上げられる事件があります。温暖化による海水温の変化が原因じゃないかといわれているんですけども、私が現場にいたころにも、サンマが大量に打ち上げられてニュースになったことがあります。HBCの記者はもちろん取材するんですが、なぜかこういうニュースになると興味を持って東京からも記者が来るんですよ。浜辺の住人のなかにはサンマを焼いて試食する人もいて、格好の取材対象になります。東京の記者は、全国ニュース番組のなかでレポートして、焼いたサンマを「美味しい、美味しい」って食うわけです。その全国ニュースに引き続いてローカルニュースが始まり、HBCの記者が同じように食べて「脂が抜けていてまずい」と（笑）。住民にインタビューすると「犬の餌です」（笑）。全国ニュースからローカルニュースまで通して見てくれた視聴者は、美味しいのかまずいのか分からなくなります。

——どちらが正しいのか、やっぱり地元の記者だろうな（笑）。

溝口 東京の記者は「美味しい」と食べたほうがいいと思ったのか、東京の目線で行けばこういうものは「美味しい」に決まっているのか、東京の記者は本当に「美味しい」と感じたのか、よく分かりませんが。北海道を誰に見てもらうかで大きな違いが生まれます。

——それは一言でいうと、たぶんひとつは目線だし、その目線を支えている感性の違いみたいなものということでしょうか。

溝口 放送が終わってから、けっこう議論しました、キー局の編集長やデスクと。一体どうすべきなのかと、こういう場合。

——流しちゃったんでしょう、もう（笑）。たぶん、食べてレポートした東京の記者は随分凹んだじゃないですか。

溝口 現場では打ち合わせも何もしていないんです。知床といっても広いんで、記者どうしは現地で会っていないんです。同じニュース番組のなかでサンマを「美味しい」とも「まずい」とも言う。発局責任で成立しているJNNニュースの醍醐味と言えは醍醐味なんです。

地元へのこだわりと普遍性

溝口 HBCのドキュメンタリーについては、昨年の「ジャーナリズム&メディア」第7号の「テレビ60年 地域と民放」に少し書きましたので、是非、目を通してください。私だけがディレクターではありませんので。多種多様な目線のドキュメンタリーが60年にわたって制作されてきました。

——今、私が唯一頭に浮かべていて、シリーズでズーッときているのは、NNNのドキュメント、あれはどんどんどんどん突拍子もない時間に追い込まれていっているけど、それでも系列局が、みんな頑張って作っていますよね。ああいうのは、JNNにはないんですか。

溝口 羨ましいですね。昔はあったんですTBS系列にも。タイトルは「カメラルポルタージュ」。30分番組でした。それから番組名が変わって、私が入社した1975年頃は「テレビルポルタージュ」でした。その頃、有珠山が噴火しまして、その時に先輩たちと一緒に「本当に有珠は怒ったのか〜噴火2週間の洞爺湖畔〜」を「テレビルポルタージュ」で放送しました。私にとって入社して初めて担当したドキュメンタリーでした。

そのうち、映像に音声と同時に録音できる簡易なハンディカメラが普及し、現場を舐めるようにしてフィルムにおさめる貪欲な撮影に重きを置いたドキュメンタリーが流行しました。カメラをシュートしたひとコマ目も捨てないという精神から、編集のつなぎ目からカメラのシュート音やフィルムが回る音がビューン、ビューンと聞こえるようなドキュメンタリーでした。プロデューサーは報道のお春と呼ばれたTBSの吉永春子さん。HBCからも「テレビルポルタージュ」でいくつものドキュメンタリーが全国放送されました。そのなかに1973年放送の「新幹線の通りみち」があります。北海道内の新幹線ルート決定フィーバーを取材したドキュメンタリーですが、放送から40年以上が過ぎてようやく北海道新幹線が現実味を帯びてきたことに感慨深いものがあります。

「テレビルポルタージュ」は、映像がENGのビデオになってきた1978年に「土曜どきゅめんと」に変わります。フィルムと違ってカメラから発せられる雑音はなくなり、映像も鮮明で、ENG取材はドキュメンタリーにテレビドラマのような映像質感を持ち込みました。番組コンセプトとして「ナレーションなし」が打ち出され、映像と音だけでリアルな取材現場を表現することが求められました。ここで私は、「知床・通院300キロ〜北の家族の一週間〜」というドキュメンタリーを作りました。知床に小さなレコード屋さんがあって、そこのお母さんは人工透析が必要な人でした。当時、人工透析ができる病院は150キロ離れた釧路にしかなかったので、彼女は週3回、路線バスを乗り継いで釧路まで通っていました。1往復300キロです。冬の猛吹雪の日は道路が通行止めになりバスが運休します。バスが止まると命に関わるので、天気予報を注意深く見ていて、前日に出かけることもあります。帰宅できない日もあります。そのため釧路に小さなアパートを借りています。自宅にはお母さんを暖かく見守る小学生の姉弟がいて、お父さんと一緒に健気に家事を手伝います。そんな家族の一週間をノーナレーションで描き、医療過疎の現実を浮き彫りにしました。

この「土曜どきゅめんと」が1時間番組に拡大して、今の「報道特集」になっていきます。「報道特集」だとキャスターニュースのような感じになって、ドキュメンタリー番組という印象はなくなりました。それでも、30分の半枠とか60分全枠を使っただけのドキュメンタリーを放送することができました。私が制作に直接関係したのは、料治直矢さんとか堀宏さん、田畑光永さんがキャス

ターの時代です。「報道特集」では、中川一郎代議士が自殺した時に「中川一郎後継問題・骨肉の争い・長男と秘書の出馬表明」と、日本一といわれる農協の巨大組織取材した「畑の中のコンビナート・北海道士幌農協」、北海道特有の寄生虫病に迫った「キタキツネが媒介・奇病エキノコックス」、この3本のドキュメンタリーを「報道特集」から全国放送しました。

現在の金平茂紀さんと日下部正樹さんの「報道特集」は放送時間が1時間半に拡大したんですが、当日のニュースやスポーツニュースが入るようになって、ますますドキュメンタリー番組の色彩が薄れてしまったのが現状だと思います。もちろん、何がドキュメンタリーなのかという議論も必要になりますが。

小川さんのおっしゃった日テレ系の「NNNドキュメント」のような番組を持ちたいという意見は系列内の心ある人のなかにはいまして、深夜ですが「報道の魂」という番組を細々とやっています。深夜が悪いとは言いません。いまやテレビは録画視聴が当たり前ですから、見ていただきたい番組は24時間のどこかで放送できればいいんです。視聴者にとってテレビを見られる時間がその人にとってのゴールデンタイムです。私は深夜でも早朝でもOKです。話は逸れましたが、細々という意味は、「報道の魂」が系列のネット番組ではないからです。番販による購入番組なので、地方局にとって番組への関わり方が希薄になりますね。「NNNドキュメント」もテレ朝系の「テレメンタリー」もそうだと思うのですが、「テレビルポルタージュ」や「土曜どきゅめんと」には、地方局に対して年間1本はやってくださいとか、HBCなら年間3本はできるでしょうというドキュメンタリー制作のノルマがありました。番組制作にノルマという言葉は使いたくありませんが、地方局の記者やディレクターはネタ探しに一生懸命でした。ある程度のノルマがあることによって、取材対象を見つける努力も必要になるし、ニュースを掘り下げる力を鍛えることにもなるし、ライバル心から他社の表現力や構成力を学ぶことにもなって、地方民放局の制作力アップにつながると思います。私たちの系列がそのようなドキュメンタリー枠を持っていないことに忸怩たる思いがあります。

——あの作り方は、ニュース番組がバラエティー番組化してきたからああいうふうにしたんですかね。

溝口 「報道特集」は少なくともバラエティー化はしていないと思います。アメリカの報道番組CBSの「60 Minutes（シックスティーミニッツ）」を範にしたものです。「報道特集」には「報道特集」の良さがあります。でも「土曜どきゅめんと」も残してもらいたかったですね。

——やろうという意欲と人があっても、枠が取れない、カネがない、それ、本当に欲求不満になるでしょうね。

溝口 きょうは、カネの話はほとんどしていませんね（笑）。カネはないけれど地方局制作のドキュメンタリーを全国の人に見てもらいたい、制作費をどうやって工面しようかということになるのですが、私の場合はキー局制作の番組に潜り込ませてもらうことをやってきました。かつて、TBSにドキュメンタリー的な色合いのある「そこが知りたい」と「日立テレビシティ」というふたつの番組がありました。それぞれ週1回放送のプライムタイムの1時間番組です。1回1回の中身は、TBSが自ら局制作するか、プロダクションが作るかなんですが、そこへHBCにも作らせて欲しいと手を挙げるのです。制作費は制作プロダクションがTBSからもらう金額と同額です。つまり、HBCは独立した放送局ではありますが、ここでは制作プロダクションの位置づけでドキュメンタリーを制作するのです。「そこが知りたい」では2本やらせてもらいました。ひとつは、アイヌ民族の儀式を丹念に独占記録した「カムイ・イオマンテ」。伝統儀式を正しく継承するため

実際にヒグマを神送り（殺害）する場面もあり、アイヌの人たちと議論しながら制作したドキュメンタリーです。もうひとつは「厳寒！北の動物園」。北海道には、動物園が、札幌の円山動物園、旭川の旭山動物園、おびひろ動物園、釧路市動物園と4園ありますが、ライオンとかゾウとか、南方に暮らす動物たちは北海道の雪のなかでどうしているのかというドキュメンタリーです。近年、旭山動物園が人気で話題になっていますが、当時は冬期間になると休園したりお客さんが1日数人だったという動物園がほとんどでした。ライオンは小屋の掃除のため1日1回外に出されるんですが、寒いのが辛いのか、ドアを両手でガンガン叩いて、中に入れろ、早く入れろとやるんです。ゾウも雪の上では足が冷たいらしく足踏みを繰り返します。

「日立テレビシティ」では3本のドキュメンタリーを全国放送しました。網走の能取岬に暮らす親子のキタキツネを2年にわたって追いかけた「キタキツネ・母と娘の物語」。映画「キタキツネ物語」とは違う本当の生態を描こうというプロデューサーの強い意欲で実現しました。プライムタイムの放送なので、地方局制作のドキュメンタリーを全国の大勢の視聴者に見てもらえます。視聴率は東京で12.2%、札幌で19.6%でした。「大草原の少女みゆきちゃん」という知床の牧場でおおらかに育つ少女とその家族を取材したドキュメンタリーも最初は「日立テレビシティ」でした。ヒグマが出没することもある森のけもの道を往復3時間かけて学校に通う小学一年生のみゆきちゃんを、入学式から一学期が終わるまで取材して7月下旬に放送しました。このときに私が学んだのはドキュメンタリーの普遍性です。

取材が終わって編集室に籠ることが多くなるころ、HBC東京支社の編成担当者から決まって電話が入ります。「溝口さん、今度の作品はどんな内容なの？」。TBSの番組ではあっても中身はHBCの制作ですから、視聴率や番組宣伝にHBCも大きく責任を持ちます。彼女は効果的な番組宣伝を企画するために制作者へ電話してくるのです。「往復3時間かけて通学する小学生の話です」と答えると「そんな子、東京にはたくさんいるわよ」と意外な返事でした。「遠い有名私立に無理して通っている子がいるのよ」「森を歩くので父親が入学前に道を教えてくれるんです」「東京だって地下鉄で事故があったら山手線で帰ってくるとか、バスに乗り換えるとか、覚えることがいっぱいよ」。ちょっと変、アレアレ？という感じでした。「クマも出るようなところなんです」「都会で一番怖いのは人間よ」。電話でやりとりしながら、私は北海道の辺鄙な地域で不便な暮らしをしている家族を特殊なものを見るような目で取材していたのではないかと気づき、深く反省しました。そして、家族や親子の有りようは北海道も東京も同じではないかと考え、普遍性という言葉が思い浮かんできました。東京や全国の視聴者が北海道の特殊な家族を覗き見るのではなく、自分や毎日の暮らしと重ねあわせるように見てもらおう。そうすることで生きることへの共感や生活のヒントが生まれるのではないかと思い、予定していた構成原稿を根底から書き直しました。完成したドキュメンタリーでは両親の名前も年齢も経歴も出てきません。「お父ちゃん」「お母ちゃん」と表現するだけです。住所も知床山麓というだけ。牧場の面積や牛の飼育数は、広い、たくさん。視聴者の誰もが「みゆきちゃん」や「お父ちゃん」になれるような表現を工夫しました。突き詰めれば、舞台が北海道でなくても成り立つ家族の物語です。放送後には全国から反響が寄せられました。普遍性の大切さを教えてくれた東京支社の編成担当者に感謝するばかりです。TBSからも「すぐに続編の取材を始めてください」という電話が入りまして、二学期三学期を取材した続編の「厳冬編」を翌年に放送しました。流水の海に落ちたエゾシカの群れを「お父ちゃん」が救助するエピソード

ソードもあって、厳冬編も好評でした。みゆきちゃんシリーズは、「日立テレビシティ」が終了したので、その後は、総集編やさらなる続編を日曜午後帯の放送枠などをもらって3度ほど全国放送しました。北海道の視座にこだわりながら、舞台は北海道でなくても良いなんて、大いなる矛盾ですね（笑）。

こういう全国ネットのスタイルはその後も引き継がれています。TBSの「世界遺産」、今は「THE世界遺産」というタイトルですが、この番組で「知床」が何度か放送されていますが、すべてHBCの制作です。厳しい自然が海と山岳に広がり、ヒグマなど危険な野生動物も生息する知床の映像は、東京の取材クルーがスケジュール通りに撮影できるものではありません。知床を庭のようにしている地元の放送局でなければいい映像は撮れないということになり、HBCが担当しました。それこそ知床が庭で、会社にいるより庭に出ているほうが多いというような後輩ディレクターが、これぞ世界遺産と言うべき美しい知床を全国放送しました。

また、別の後輩は、高校中退者や不登校者を全国から受け入れている北海道の私立高校を継続取材していましたが、このドキュメンタリーがTBSの期首特番として午後9時から2時間枠で全国ネットされました。タイトルは、メモを見ないと言えないんですが、「春の大感動スペシャル ヤンキー母校に帰る…超不良が母校の熱血教師に！日本一泣ける卒業式まで…北の大地激動14年と327日完全密着」です。地方局制作のドキュメンタリーが期首特番としてプライムタイムで全国ネットされるのは稀有なことだと思います。視聴率は東京で13.4%、札幌で26.9%と大成功でした。

地方民放の大転換期：ネットワークの変貌と地方民放の生き残り

溝口 大阪のローカル情報番組「ちちんぷいぷい」を北海道で放送する試みは、少し大袈裟に言うところ、テレビのネットワークが変化してきたということです。東京キー局と地方民放を結ぶネットワークはもちろん基本ですが、地方民放と地方民放を結ぶネットワークとしても有効に活用する、その試みが始まったと言えます。地方民放が生き残っていくための模索のひとつです。というのも、多種多様なメディアやテクノロジーの登場で放送ネットワークをめぐる環境が大きく変わり、地方民放局の存在を脅かす時代を迎えているからです。そのひとつが、テレビをインターネットで同時送信する問題です。テレビは、日本列島を電波でつなぐ放送ネットワークがあって初めて全国にあまねく届いていました。放送局どうしを結ぶ基幹ネットワークが電波から光ケーブルに変わっても、或いは末端の受信機がケーブルテレビになっても、地上波テレビの構造は電波を基本とする意味では同じでした。しかし、インターネットを使えば、電波を一度も介さずにテレビを見ることが技術的には可能になります。

——溝口さんがおっしゃっているのは、放送のネットワークが壊れていくような状況が出現しつつあるのかなということですね。

溝口 技術的には、ということです。テレビはインターネットで見ればよいという時代が来れば電波のネットワークが必要なくなり、送信所などハード面に限れば、地方民放局の存在意義が失われるおそれがあります。東京で制作されるテレビドラマを北海道民がHBCを介さずにインターネットで見るという構図です。こうなってくると、全国放送仲介の見返りとしてキー局が地方局に支払う「広告料の配分」が必要なくなります。BSと同じように地方局は不要になり、地上波のネットワークの仕組みが崩れていく可能性が出てきます。もしそんなことが現実になれば、地方民

放局は困窮し、放送事業の根本的な見直しを迫られることになります。

もうひとつ、その時にニュースのネットワークがどうなっていくのかという懸念もあります。地上波テレビの構造を支えている放送ネットワークが万が一にも崩れていくようなことになれば、その次にニュースのネットワークも危機に陥り、日本のジャーナリズムにとって大きな不幸が生じます。ニュースのネットワークは、HBCが加盟するJNNが設立第1号ですが、全国各地の民放テレビが協力しあうことで、NHKに負けない全国ニュースを編集して放送できるようになりました。しかし、ニュース報道にはカネがかかります。ニュースで利益を生むことは無理です。カメラ、マイク、録音機、編集機、CG、取材車、中継車、衛星中継車、ヘリコプターと、ニュース1本を放送するのに多くの機材とスタッフが必要です。広大な北海道のニュースを取材するため、HBCは札幌本社と東京支社以外にも北海道内17地域に記者兼カメラマンを配置しています。コストは膨大ですが、これだけの取材網を敷かなければ視聴者の信頼を得る報道ができません。ですから、地方民放局は放送ネットワークによる「広告料の配分」をニュース取材やドキュメンタリー制作、地域の文化活動に充ててきたのです。まさに、初代社長の阿部の精神です。しかし、放送ネットワークがインターネットに取って代わられると、そうしたニュースや放送文化への運用が維持できなくなります。

——それは維持できなくなるだけではなく、それを維持したことによって集められてきた地方のニュースも消えていくのじゃないですか。

溝口 既存のネットワークの扱いを間違えると、地上波からニュースが消えるおそれもあるという懸念です。BSのようにニュースのない放送になってしまう。BSは地方局を持たないので一本一本のニュースを集められません。コメンテーターや専門家をスタジオに集めて議論するニュース解説番組はできても、速報性のある本格的なニュース番組は制作できません。地上波テレビだけが可能な現在の民間放送ニュースを是が非でも守らなければなりません。そういった課題を抱えないNHKはインターネットの活用には迷いがありません。最近NHK自らを「公共メディア」と言い始めました。「公共放送」ではなく「公共メディア」です。電波を使った放送はどこへ行ってしまうのでしょうか。

——その中で、地方民放局はどうやって生き延びていくんですか。

溝口 そこが大変なのです。大きな問題です。ただ、全国ニュース番組を制作できる仕組みというのは、申し上げた通り、地上波にしかないですから、ここは何としても守りきらねばなりません。地方から全国・世界に情報を発信する機能を失ってはなりません。そして、エリア内にあっては、地元局の目線であれば制作できない、住民の生活に寄り添った地域密着番組を放送して、共感と信頼を得ることが大切だと思います。ただ、地方の民放を支えてくれる広告スポンサーというCMが充分なのかどうかの課題はあります。地方の経済力が停滞・疲弊していますので厳しい覚悟も必要です。ですから、そうならないよう、地上波テレビのネットワークを何としても維持する。そのためには、インターネットをどう活用していくか、そのバランスをどう取るのか、熟慮が必要です。VODサービスは放送本体の視聴率に影響を及ぼさないのかどうか、見逃しサービスはどこまで手を広げるのか。今後さまざまな力学も働くと思いますが、地方民放局として注視せざるを得ない状況が続いています。

一方で、地方民放局が今から自社でやるべきことがあります。それは、自社編成力の強化です。

放送にはキー局が編成権を持つネットゾーンと、地方局に編成権があるローカルゾーンがあります。かつて、地方民放は全国ネット番組と全国ネット番組に挟まれた隙間にローカル番組を放送する「隙間産業」と揶揄されたことがありました。最近は全国ネットの番組が少し減ってきて、いわゆるゴールデンタイムにも堂々とローカルゾーンが設定されるようになりました。そこで何を放送するか、それが自社編成力にかかっています。北海道では、札幌に本拠地を置く日本ハムファイターズのプロ野球中継が有力なコンテンツです。HBCは昨年、全部で26試合をローカル放送しましたが、土日のデーゲーム中継、ゴールデンタイムのナイター中継、どちらも平均視聴率は15%を越えました。東京では考えられない高視聴率です。地方には、東京と同じ机上で論じられないコンテンツが存在するわけです。高視聴率だと全国区のスポンサーも関心を示してくれます。そうしたコンテンツをどう見つけるか、どう育てるか、地方局の編成部門は仕事が面白い時代を迎えると思いますよ。

MBSのローカル番組「ちちんぷいぷい」を北海道で放送していることに関連させれば、地方局どうしてコンテンツを交換したり番販したりするケースが今よりずっと増えると思います。その中から全国的に支持される人気番組も生まれてくることでしょう。地方局どうしが連帯し、制作費を分担し、共同で番組を作るケースも増えてくるように思います。東京キー局から放射線上に伸びている地上波のネットワークが、地方と地方を結ぶネットワークとして縦横無尽に活用される時代の到来、これまでもそうした活用例がなかったわけではありませんが、夕張メロンのネットのようにボコボコと生まれて自在に発展していくのではないかと推測しています。あくまでもネットワーク環境の変化に備えるためですが、なにより自社編成力が試されています。

少し話が飛びますが、小川先生はラジコ（radiko）ってご存知ですか。ラジオをインターネットで聴く仕組みです。課金はされますが全国のラジオが聴けます。今までは考えられなかったことですが、HBCラジオを東京の人も九州の人も聴いてくれるんです。HBCラジオはファイターズのほぼ全試合を放送していますから、九州のファイターズファンはラジコを通してHBCラジオの野球中継を楽しんでくれます。これは、地方局のエリアが全国に広がったことを意味します。その昔、深夜に辛うじて聞こえてくるHBCラジオを抱きながら葉書にリクエスト曲を書いた東京の学生時代を思い出します。ラジオはローカル局が全国に情報発信できるメディアに変わったわけで、これはけっこうHBCにとっていいことですね。ところが同じことをテレビでやるわけにはいかないのです。ラジオとテレビでは土壌がまったく違います。テレビの場合は、インターネットに放送本体そのものを飲みこまれるようなおそれがあります。

——そうですね。それは別にHBCだけじゃなくて、しかも各地の地方民放だけじゃない、キー局だって同じ状態なわけでしょう。

溝口 ドラマ、エンターテインメント、スポーツと、番組制作の経験と実績が豊富なキー局は、その制作力がある限り大丈夫でしょう。ただ、繰り返しになりますが、ニュースを作れなくなる危機感はあると思います。

——そうするとニュースは誰が作るんですか？ 地方ニュースは誰が集めてくるのですか？

溝口 NHK以外は誰も作れません。誰も集められません。共同通信や時事通信も無理だと思います。電話取材でも原稿が書ける活字ニュースと、現場に行かなければ映像が撮れないテレビニュースでは、組織も体制も異なります。テレビニュースがNHKだけになっていいですか。そん

な恐ろしいことは何としても避けねばなりません。だからこそ、現在の地上波民放テレビのネットワークを維持させることに全力をあげなければならないのです。

——とりわけニュースに関して地域と強く関わってきた民放のニュース制作ができなくなる。ということは、極端ないい方をすると、地方の民放そのものが不要になる——といういい方は失礼ですけど——不要というか、ニュースができないんですから存立できなくなるということですか？

溝口 地上波のネットワークは60年も前の先人がよくぞ考え出したという最強で最良の映像をともなった言論システムです。HBCの昭和30年代のニュース映像を再構成したDVD「懐かしい昭和のワンパク時代」は私が編集しましたが、華やかな石炭産業、伸び行く国鉄ローカル線、夢を運ぶ青函連絡船、フラフープ、だっこちゃん、メンコ遊び…、今や消えてしまった産業や暮らし・風俗が貴重な映像でよみがえります。地域とそこに生きる人々の姿を映像で記録し続けているのは、その地に根を下ろしている放送局以外にありません。地方民放局を不要にしてはいけません。

——それは、中国放送元社長の金井さんが主張している情報の地方主権という観点から云えば、ジャーナリズムの危機じゃないですか、地方ジャーナリズム、あるいは日本の地域発のニュースというか、言論が無くなる。

溝口 そうですね。特に、ジャーナリズムの目を地方へ行き届かせるには、地方民放の存在は不可欠です。地方民放の生き残りは日本のジャーナリズムを守ることなんです。

——最後に「ジャーナリズム&メディア」第7号で転換期のひとつの象徴として、ニュースの作り方が変化したという指摘がありましたが、この点についてもう一度教えてください。田英夫、古谷綱正たちの「ニュースコープ」からNHKの磯村尚徳が現れて、ニュースの作り方が大きく変わったという意味を教えてください。

溝口 分かりにくかったですか。申し訳ありません。「JNNニュースコープ」が先鞭をつけた田さんとか古谷さん、入江徳郎さんのニュースは、キャスターニュースと言いまして、アナウンサーでなく報道現場での経験が深いジャーナリストがニュースを伝えるという点で、画期的な変化でした。磯村さんの場合も、キャスターニュースという意味では同じなんですけども、磯村さんがキャスターを担当したNHKの「NC9」からニュースの表現方法が変わってきました。ニュースの伝え方が変わってきたのです。他局のことなので、磯村さん個人の力がそこにどれだけ働いたかは知りません。しかし、ニュースは確実に変わりました。

それまでのテレビニュースは、フィルムで撮った映像があって、それにコメントをつけて伝えるというスタイルに決まっていました。ところが「NC9」では、映像だけでコメントがまったくないニュースがあったり、映像がなくて文字だけのニュースがあったり、現場映像の代わりにイラストの紙芝居で伝えたり、何も動きがないということを生中継でわざわざ見せたり、とにかく、ニュースの表現方法が大きく変貌しました。斬新でした。しかし、言いたかったのは、変貌させたのは確かに「NC9」ですが、そうしたニュース表現の多様化をより多くの視聴者に認識してもらい、より新しい表現に発展させていったのは地方民放局だったということです。第7号で書いたのはそのことです。「NC9」のころ、地方の民放各局で夕方ローカルワイドニュース番組が次々とスタートしました。飛躍的に発展した地方ジャーナリズムを支えた放送記者やディレクターたちが「NC9」に負けない表現改革に挑戦していったのです。「NC9」に反してNHKのローカルニュースは旧態依然でした。ところが民放の地方記者は、それまでの50秒ニュースから抜け出して、映像と音声による表現世界へ踏み込んでいきました。ニュースが多様な視点を持ち始める契機

にもなったと思います。これまであまり指摘されてきませんでしたが、地方民放局が放送ジャーナリズムの発展に寄与した歴史はもっと評価されて良いのではないのでしょうか。芸術祭や放送文化基金賞などに地方局制作の優れたドキュメンタリーが出てくるのもその頃のことで、背景にはローカルワイドニュースの深化があったのだと思います。

——思い込みと言ったら語弊がありますが、伝統的にこうするものだというニュース、放送の作り方、表現の仕方、つまり、絵がなくて動画がないとダメだというのは固定観念ですよね。それを打ち破ってしまったということですね。

溝口 今ではよく使われる表現ですが、ニュースキャスターが「まず、この音をお聴きください」と言って始めるニュースなんて、その時代に初めて生まれた手法だと思います。

——非常に興味深いお話をありがとうございました。だいぶ時間が経ってしまいましたのでこの辺でひとまず終わりにしたいと思います。誠にありがとうございました。

特集1 テレビ60年 地域と民放 その2

IBC岩手放送

2014年11月19日

阿部 正樹*

柴田 継家**

聞き手 小川 浩一

——本日はお忙しいところお時間を頂戴してありがとうございます。早速ですが始めたいと思います。今回伺いたいことは大別して3点です。

1つ目は、この60年の間でいろんな経営的な問題があったと思いますが、地域民放としての問題、つまり、岩手県のローカル民放としてどのように地域社会と関わり合いを持ってきたかを伺いたいと思います。2点目は3・11の問題です。他の地方民放局からも記者派遣がされていますが、当然、現場をお持ちになっている岩手だったら、もっと多様な問題に対処した、あるいは現在まで引き継いでいる課題もあるだろうと思いますので、その点もお話し頂きたいと考えています。3点目は、地方の再生などという言い方よりは、むしろ地方とどう生きていくか、関わっていくかという時に、様々な企画・イベントを行ってきたと思いますが、その場合にマスメディアが主催するとある種のオーソライズがされると思います。それによって、いろんな地域の人達が安心して参加できるということがあると思うので、それについてもお話し願えればありがたいと思っています。

開局に至る経緯

阿部相談役 当社の開局は昭和28年（1953年）で、私が入社したのが昭和40年（1965年）、テレビが開局して6年後のことでした。当然のことながら創業時の社員の皆さんも大勢いて放送局開局時のことを色々伺っておりました。面白いなあとと思ったのは、そもそも民間放送ってなんだって随分聞かれたってことでした。当時NHKラジオはあったわけですが、今度出来るラジオ岩手は広告で食ってくだそうだが、どんな会社だ、そんなことで兎に角県民の皆さんに理解してもらうことからやんなきゃならなかったそうです。

そもそもの設立のきっかけは熱海の温泉だったという事です。東北の新聞社の東京駐在記者たちの忘年会、宴席に青森の東奥日報の記者が背広姿で参加していて隣の岩手日報の記者が事情を聴くと、今わが社でラジオ局を作る準備をしているから、すぐ戻らなくちゃとのことで、なんだそれはとなって盛岡の本社に一報を入れたそうで、わが社も遅れてはならじとなってラジオ岩手開局につながったという話です。

実は当時、名古屋や大阪などで広域のラジオ局が先行開局していたこともあって、東北一円をエリアにしている仙台の河北新報社もすでに東北放送を設立していたんですね。そのエリアも新聞と

*あべ まさき アイビーシー岩手放送（IBC）相談役

**しばた つぐいえ アイビーシー岩手放送（IBC）特別職

同じに東北一円です。でも、仙台からの電波は青森までは届かない。ならば青森に中継所を作りブランチも置けばいい。そんな構想だったわけで、それを察知した青森地元紙の東奥日報が我々の手で放送局を作ろうという動きになったんだそうです。岩手が動いたのはそうした状況の後のことです。ですから岩手の開局は最後の方でした。山形放送のアドバイスなども受けたようです。どうも岩手ってのはそういうところがある。

やっぱり風土っていうか、気質っていうか、幕末の奥羽越列藩同盟軍と薩長新政府軍との戦争の時もそうですけども、なんていうかね、南部盛岡藩は機に敏ではなくて、鈍いのですよ。(笑) 薩長の動静を京都に取材して藩論を決するにあたって、新しい風に馴染めない、やっぱり徳川様は裏切れない、保守っていうか実直なんです。同盟を抜けて官軍についた秋田をけしからんと攻めに行き帰ってきたら藩論が変わっていて降参となった。

鷹揚な面もあるんですね。結局日本で最後に「降参」となったのが南部藩なんです。

端っこの文化ってあるんだと思うんです。薩長土肥、いわばみんな日本の端っこ、それが日本を動かした。こっちでいえば津軽。独特な文化が育つ。端っこは後ろがない、開き直るしかない。南部盛岡は比べれば鷹揚。だからって言うわけじゃないんだけど、南部藩での百姓一揆は多い。日本一の数ですよ。二位の秋田、三位の広島を大きく引き離す百姓一揆が発生している。しかも日本で一番大きな百姓一揆、三陸沿岸部の三閉伊一揆(1847年と1853年)は黒船の時代ですよ、日本が開国かどうかの時代に筵旗を掲げて一揆ですよ、仙台藩に越訴して南部藩の過酷さを訴えてる、冷害とかあって貧しいとは思いますが、時流からは遠いんですよ。まっ、日本の田舎は総じてそうだったのかもしれませんが。

戊辰戦争で賊軍となってその後は随分いじめられました。その反省から、その後色々いい政治家や人材を輩出するのですが、やっぱりそういう文化的背景は続いていたと思います。要するに進取の精神が少し足りなかった。

ラジオ局開局の遅れから長々歴史的な話になって恐縮ですが、開局時に民間放送を理解して協力をもらうにはずいぶん苦労したってことです。

それは最初の株集めに現れたそうです。最初、5000万円の資本金で放送局を作ろうと企画した時に、当初は資金が集まらなかったそうです。毎日自転車に乗り、手弁当で走り回り、金の有りそうな家だと思うとずかずか入り込み説得したそうで、ずいぶん苦労したようです。そんな中、県議会がラジオ岩手への出資を議決、その流れが各市町村の出資へとつながり、資金調達ができ、開局へとこぎつけたもののようです。ですからほとんどの市町村が今でも株主として連なっております。そういうことから私は岩手放送という会社は民族資本で作ってもらった会社である、根っこはこの岩手の大地にある。そういう続けております。

——個人株主はどうでしょうか？

阿部 個人もけっこうおりますよ。私が昔小さな村に取材に行った折に「お前の会社の株持っているぞ」とかいう土地の素封家が出てきたりしました。だから、先輩たちがここまで株を売りに来たのだなと知りました。

——その話で面白いのは、先日HBCで溝口常務に伺ったら、HBCでは当初、3800人以上の個人株主だったと、小口の。だから統合する時に、えらく大変だったといっていました。存命じゃないけれども、いないと訳が分からなくなっちゃうとおっしゃっていました。私が、個人株主をそんなに集められたって、すごいです

ねといったら、今阿部さんがおっしゃったと同じことをおっしゃっていました。北海道放送でも株主を獲得するために1軒1軒民家を回ったのだそうです。

阿部 やっぱり同じなんですね。実は株主が増えていったというのは、遺産相続からです。遺産相続が続けば百株がやがて端株を持つ数人の株主へと散っていきます。HBCの溝口さんのところも有価証券報告書を出さなければならないのですが、この手間が大変で、株主が300人以下ぐらいになれば報告書を出す必要がなくなるので、株を買い取り整理したと聞いております。

ラジオ岩手の開局にあたっては、なんとか最終的に5000万~7000万円ぐらいまで確保出来たそうです。でも、初年度はやっぱり赤字で、全然ダメだったそうです。それでも先輩たちは、民間放送って面白いと言ったそうです。新聞と違って放送はすぐに反応があるだけに新しいメディアに夢中になったという先輩もありました。創業時の社員の主だった人たちは岩手日報社から来た人たちで、社長は新聞、放送の兼務でありました。ただ、口さがない県民からは、新聞社あがりは何をやれるというのだ、みたいな反発もずいぶんあったそうです。各地に設立された地方民放局というのは資本のバックが土地の新聞社です。これはよかったか悪かったのかよく分からないところですが、いずれにせよその後の民放の性質を作り上げることにつながったのではないですかね。バックが新聞資本だったってことで。

——それが最終的に地方民放のニュースの在り方、特性に影響したということでしょうか？

阿部 当然ニュースにしろ、ものの考え方にしろ新聞社がつくっていったものですからね。お手本はNHKには間違いありませんけど、全部新聞社の意向で動いたでしょうから、その流れがズーッと残っていったわけでしょう、放送ジャーナリズムなんかずっと後で生まれたもんだと思いますよ。幼かった放送マンがだんだん育ち、独立してきて、反発したりいろいろぶつかったりして放送というメディアの特性に目覚め、やっと新聞から独立したメディアとして立ったんだと思います。やがて、新聞と決別した放送局なども生まれましたが、当社は今もブラザーカンパニーという位置付けで岩手日報社と連携して活動しております。現在もお互いが筆頭株主となっておりますし。

——株の持ち合いをしていると。

阿部 お互いの安心安全のためですね。新聞は新聞、放送は放送、お互いによって立つところを尊重してですね。事業関係なんかは、共催物件が多く、けっこうお互いにうまく使いあっている部分はあるのですよね。とはいえニュースで言えば、開局からしばらくは岩手日報ニュースになっておりました。紆余曲折を経てテレビは現在の「IBCニュース」となりました。岩手日報は協力のクレジットがついておりますが。

柴田特別職 最初は全面的に岩手日報ニュースという銘々だったのですが、それから協力というパターンと、岩手日報・IBCという連名で流すパターンとになりました。

阿部 協力岩手日報となったのは夕方のニュースワイドになってからですね。

柴田 今まで、時間が長い夕方のローカルワイドニュースでIBCですが、そこに「協力岩手日報」と入れています。それ以外にお昼のニュースとか夕方のニュースとか夜のニュースとかは「岩手日報・IBCニュース」と入れています。最初は「岩手日報」だけのクレジットのついたニュースでした。

阿部 新聞社からすると、タイトルを外されるのは大抵抗になります。端的に言えば、放送局は

うちの子会社としてできたのだという認識がベースにあることです。開局時、新聞社ではラジオ課というのを作ってラジオのニュースを専門にやる人達を置いて、記者が上げてきた記事を 50 秒ぐらいにリライトして、アナウンサーがそこに行って、「今日のニュースは？」これとこれだと渡されて、それを下読みした後で「岩手日報ニュースです」と読み上げて放送するというやり方をずっとやってきました。

柴田 編集権が向こうにあったのです。

阿部 編集権という認識が放送局側に生まれるのは後のことだと思いますよ。

柴田 ラジオで放送しても、テレビで放送してもニュースの仕切りが、最初は基本的に岩手日報ニュースですね。新聞社さんは電波よりも歴史が長いので、岩手日報さんも記者がいっぱいいるわけです。つまり、岩手日報の記者が取材した原稿、新聞記事を岩手日報の中にラジオ課というセクションあって、放送局用にリライトする。それを読ましてもらあるいは伝えるということになっていました。

阿部 その後、放送記者が育ってきて独自に取材するようになってからは、おまえ達でやれというので、編集権も全部こっちへきました。ただ、ニュースの肩書、タイトルだけは岩手日報ニュースにするということになっています。これは社と社の協定でやっているのです。

——著作権はどうなっているのですか。

阿部 著作権はこっちだけでも、タイトル部分はそのままです。実質的には、新聞は内容や編成に関わっていません。ただ、共同通信の配信にかんして便宜を図ってもらっていることはあります。やっぱり報道機関としての根幹部分は新聞社としてはしっかり握っていたい、それが本音でしょうね。ですからクレジットは手放さない。

柴田 複雑ですよ、その関わり合いは。

阿部 その精神がまだ残ってしまして、ラジオで 1 日 10 回ぐらいニュースがありますが、それは I B C ・岩手日報ニュースとなっています。しかし内容には岩手日報社は関知しません。ただ、特別番組かなんかでニュースが飛んでしまうことがあるんです。そうすると、ニュース協定みたいなものがあって、事後に、日報さん、ごめんね、これ飛ばしたから、というような報告だけは、今だにやっているのです。

柴田 岩手日報ニュース、それから並列で I B C ニュースとクレジットも付く背景というのは、いわゆる I B C の放送記者達も力をつけてきたということですよ。過去には、ほとんど日報の新聞記者が取材した原稿をいただいていたという形でしたが、そのうちだんだん実際うちの記者達も力をつけてきたのでクレジットの入れ方が変わったということでした。ただ、全部は消えなかったのですけども。

——今では、記者の能力じゃなくて、別な要素ですよ。大体いつぐらいから力がついてきたのですか。

阿部 多分、テレビが開局した昭和 30 年代半ばころですよ、私が入った時には、もう報道の記者達がいて、報道部があって、ちゃんとデスクもいて、カメラもあって、独自の取材をもうやっていました。たぶん 30 年代後半はそうだったと思います。ただ、地元のラジオニュースなんかは、各地に支局を持っている日報からくるファックス原稿を使っていました。それ以外は共同ニュースが多かったと思います。

——地元ニュースの場合は、今でも日報をお使いになるのですか。

柴田 現在は、頻度が減っています。多くは自社取材したものを使っています。

ラジオの場合は、ニュースが1日10回ぐらいあるものですから、1時間に1回ぐらいの放送です。そうすると、朝から夕方まで同じ原稿を読んでいるわけにもいけないので、共同通信からの世界や国内の動きや岩手日報からの県内ニュース含めた放送をしています。

当初は、岩手日報からの原稿の出稿もありましたけれども、ものによっては岩手日報の記者がラジオに出演しての記者解説があったと聞いています。

阿部 最初、バカにされたのではないのでしょうか、放送記者です、って言っても。放送記者だってよ、なんだそれ、なんて子ども扱いされたそうですよ。

——もう既に、私達の頃、放送記者がいたじゃないですか、当たり前のように。

阿部 NHKは別にして、岩手県ではわが社から2人の放送記者が初めて生まれました。ブン屋（新聞記者）さんからすると放送を1ランクも2ランクも下に見ていたので、放送記者が記者クラブに入ったりすると、ずいぶんバカにされたという話を聞きました。

柴田 私はそういう経験が無かった訳ではないけど、それほど強く感じたことはありません。開局からテレビが始まるまでの6年間ぐらいは随分そうしたことがあったようです。

阿部 34年（1959年）にテレビ開局して、やっとカメラを持って自分たちで地元のニュースを取材して放送するようになりました。ただ、新聞の場合には原稿をたくさん書くのに、お前のところはペラ2枚ぐらい書けばいいのだろという言い方はされました。逆にいえば、民放の放送記者も、新聞記者が書いたのを見せてもらって、それをもとに放送原稿を作ったりしたこともあるようです。

NHKはどうかかわからないけども、民間放送における報道の初期というのは揺りかごだったのだらうと思いますよ。だから、そういう意味で新聞社が放送局を作ったのはニュースがお手の物だけにラッキーな面はあったと思いますし、先輩方は助かったらうと思いますね。

でも、逆にいうと、同じ箱の中での棲み分けみたいな部分があるという点を考えると、もしかすると、新聞の息がかかっていない別の皆さん方で最初から地域放送局を作ったら、もっと地方民放は別な育ち方をした可能性もあるかもしれないと思います。現実には地方民放というのは、新聞社からの分派で棲み分けの世界になりました。私たちIBC岩手放送は地元新聞と地元資本で作られた局です。後発の局は中央資本の新聞系列でできているものが多いですね。そういう意味で、別な組織の人間達が新聞なんかと関係なく、放送というものを扱ったら、もしかすると、放送ジャーナリズム論というのは変わっていた可能性があるのではないかと考えます。でもちょっと想像もできませんしね、やっぱり結果は同じだったかもしれませんけど。

柴田 別なジャーナリズムの流れが生まれていたのかもしれませんがね。

私たちの先輩たちの場合には、最初は、教えてくれる人がいないので、放送記者といいながらも、新聞記者を手本にして学んでいたのだと思いますね。私はもっと後の世代ですが、推測するとそうだったと思います。バカにされながらも、取材の仕方とか原稿の書き方とかを身に付けていったのだと思います。

テレビと地方文化；文化の標準化と標準の文化化

電波を通した一揆；ドキュメンタリー

阿部 確か昭和二十何年頃の、昔の映像を見ていると、母親学級みたいのがあって「皆さん、標準語を話しましょう」というわけですね。標準語の勉強をするような母親学級なんかがあったのです。「あっぱ」なんていわせないでください、子供さん達に。「お母さん」といわせてくださいって。（笑）要するに、今、方言は面白いなんていわれているけれども、当時は、どうやって方言をなくすかの努力を各村々、学校単位でやったものですよ。だから放送というのは、日本全国の平準化というか標準言葉の普及とかに果たした役割は大きいんでしょうね。地方風俗をイコール東京にした部分はありますよね。差がないものね、一見。

——放送が文化を平準化するという点でも、一方ではプラスの部分もあるけど、今日の話題の関連でいうとマイナスの点も大いにありますね。地域の文化というのは明らかに地域のマスメディアが担うはずなのですよ。その時、方言は地域の文化を言葉で担っちゃいけないのですかね。

阿部 いやいや、そうでもないと思いますね。平準化しても、たぶん、地域の文化ってあるはずなのだけれども、併用、両立できるかどうかが課題でしょう。

——日本では未だに各地方の方言を学校教育の中で正課としては教えていませんね。

例えば岩手の言葉を岩手の学校でというような。

阿部 教えないですよ。

——学校の中で使えない言葉ですね。

阿部 昔は授業以外の日常会話は殆ど方言でしたけど、いまどんな地方でも標準語が普通ですよ。ね。

井上ひさしの『国語元年』なんか、明治時代に、言葉がまるっきり違うのをどうやって平準化したらいいかという騒動で面白いことは面白いんですが…

柴田 こちらの場合は、訛りを隠そう隠そうとしていましたね。だからさっきいったような、お母さんのための教室が標準語を使おうとして、あれがみんなを一層無口にさせたのですよね。集団就職でいってもバカにされるから喋らないみたいな。口が重い東北人の中でも岩手は特に寡黙みたいな。ところがその地域、エリア、文化を含めたところで言葉があるので、そこをやっぱり大切にするということを見直す時代にもなってきたと思うから、今はまた少し変わってきましたけど。前は隠そう、隠そうでしたね。方言を喋らないようにしろ、喋らないようにしろ、できるだけ標準語でいこうみたいな。

柴田 いわゆる岩手の方言で言う、恥かしいという意味の「しよす」というやつですね。恥ずかしいって、訛っていると、東京へ行って、みたいなのはありましたね、確かに。

——それ、どこかで打ち破らないといけないでしょう。他方で、この頃、芸能人を源流にしたあまり品のよくない大阪弁が日本中を制覇していますね北海道から沖縄まで。

阿部 かもしれませんね。お笑い芸人達がどんどんと広げていったのだろうな。

柴田 逆に取り入れたのでしょね、抑えていたやつを。面白おかしく。

——たぶん、あれ、目立つからでしょうね。目立ちたがる人達に取っては、みんなと違う言葉を使うと。

柴田 電波が両方をやっちゃったのですね。抑える方向をやって、今度また訛らせる時代がある意味では罪でした。

阿部 それに関連するのですが、今、うちで、これまでのライブラリーをまとめなければならないというので、ある人がライブラリーをまとめていったのですよ。まだ完全ではないかな？

柴田 いや、ほとんどまとまっています。

阿部 ライブラリーは地域の特性を雄弁に語ってくれるんですよ、標準語運動もそうですが、この仕事をやっている人に、やっていて何か感じることはありませんかと聞いたのですよ。その人は退職した先輩でしたけど、それじゃこれ見てみるかと一本のVTRを取り出したんです。年度ごとに社会的な出来事を適当に抜きそれを繋げたやつだ、というものでした。当然昔のフィルム中心ですから原稿も何も無しの無音のものでしたが、時折県が作ったPRニュースが混じっていて、そこは音声が入ったりしてるんですけど。見てみると、私は岩手とは何かがが非常によくわかったなと思ったのです。何かといいますと、戦後、私たちが放送に携わってカメラを持ち出した頃には、既に戦後ではないのですけど、一言でいえば、岩手の貧困からの脱却が大きなテーマになっておりました。要するに岩手日報もIBCも、われわれは何と闘ったかという、戦後、戦前からズーッときた、冷害も含めての貧困の問題、それとあわせて教育、教育を隅々まで行き渡らせなければならないというような動きの人達の記録がけっこうライブラリーの中にありました。初期の映像にはそういう、生活基盤そのものの貧しさとか、僻地教育も含めて教育の平準化、それをなんとかしなきゃならないとかいう人達の動きとか葛藤が否応なく映像に写り込まれているんですよ。そうやっているうちに映像記録の内容が少し変わってくるのは、開発というのが入ってくるようになったからですね。高度経済成長に取り組む中で、全国各地で開発競争が始まる。岩手も遅れるな、です。

——それはいつぐらいだったのですか。

阿部 あれは昭和40年代の前半から半ば頃でした。

——ということは日本全体で云えば高度経済成長の真っ盛りの頃ですね。

阿部 だから、その時に既に岩手は遅れているわけです。その時に何とかしなきゃなんないというので、じゃ岩手を食糧供給県にしようと。米は産米50万トンを達成しようと。それから寒さに強いベコ・牛を連れて来て、ヘレフォード種です。

柴田 そうでしたね、茶色い牛でしたね。

阿部 この広い山野を使って、畜産をやろう。これからは肉だというので、みんなそっちへガーッといくわけですよ。一方、山林は今まで広葉樹だったのがどんどん斬られていく。金になるそうだというのでみんな杉を植林しだす、山はみるみる針葉樹の山に代わる。イケイケどんどん、産米50万トンズーッと進めていったら、ある時、減反政策に変更すると云われた。あちこち開田やっていたのが、減反しなければ国策違反いうことになった。開田は急遽中止、しょうがないから転作作物に変更、あれが良いこれがいいというので、みんなバーッと飛びつくと値段が下がって、全部失敗する。それから畜産でいえば、頼みのヘレフォードはいつの間にかいなくなった。失敗していた。

——でも、前沢牛がいませんか？

阿部 それはね、レアケースですよ。

本当にライブラリーを無作為につないでいって、連続して見ていくと、国の場当たり的な農業政策と貧しさゆえにそれに振り回されていく岩手の農業の歴史がしっかり見えてきました。北上山地を国家プロジェクトで大牧草地にして、千万円単位のサイロをあっちゃこっちに作って、牧場作っ

て、牛の放牧地にしようと、国家プロジェクトがスタートしたのです。でも机上のプラン通りにはいかなくて、いつの間にか国家プロジェクトは消えて、夢を抱いて山に入った人達はものすごい借金抱えて、全部失敗して、山を降りてくる。しかし誰も責任を取らない。そういうふうに、要するに豊かになるためにはどうしたら良いのだろうという時代と、それに振り回されて挫折する歴史が繰り返されていったのが、非常によくわかって、これはやっぱりライブラリーというのは歴史だなと思ったのです。私たちは意識しない内に歴史を記録していたんですね。

柴田 今の話は、テレビ 50 年の時ですね。スタッフが集まってその話をしたのです。50 年で何かやろうかという時に、そういう話になりました。

阿部 そう、印象に強く残ってる。

柴田 まったく、今と同じ話を聞きました。ですから、それを受けた形で、各関係者が、うちのスタッフ達がそれに伴った番組を放送しました。開発の後には自然破壊もありましたしね、いろいろ広がっていくのですよ。山が裸になったりするわけですから。

阿部 一次産業みたいなのは、農業もそうだけど、やっぱり国のいうことを聞いて、お金になったというのはあまりないのよね。本当に…。

——明治以降の日本農業でいえば、南のほうよりも北のほうが、国家の策略に騙されるというか、いつでも足蹴にされてきたという印象を持ちます。例えば、八郎潟は出来上がった途端に減反ですから。

阿部 岩手だけじゃなく東北は足蹴にされてきた感じはありますよ。日本の核の捨て場なんかもそうですね。

——国家のプロジェクトに乗っかるというのは、あえて失礼を申し上げれば、南部藩以来の、幕末以来、国に騙されてきたのに、また騙されることないでしょうって思いますが。

阿部 いやー、今度こそは大丈夫だろうと思ってやったのですよ。南部藩は純真ですから、今度こそいい話だと。何度かだまされると、昔でいえば百姓一揆が起こっているでしょうね。要するに筵旗（むしろばた）立てて国会などに、でもね、銀座をトラクターでデモした連中もいるのだからね。

柴田 ありましたね。

阿部 やっぱりわが社の初代の社長の精神は、東北、とりわけ岩手はそこに在るというだけで、いわれなき差別をずっと受けてきている。だからこそ、それを払拭させて、自信を持って次の時代を築いていく先立ちを放送局がやらなければならないのだというものでした。具体的にどうかというと、例えば、この岩手は日本中から日本のチベットといわれていたろう。腹立つだろう。だからその腹立ちをエネルギーにしなければダメだと云うことです。いわば、日本のチベットといわれてニコニコ笑っているようじゃダメだ。中央のキー局が、岩手で熊出たというすぐニュースだという発想を変えさせようということです。だから、なに、日本でいちばん最後の電灯が岩手で点灯した、あ、ニュースだなというような、そういう中央の価値観に慣らされてはいけない。田舎の人達はこうだみたいな画一的な東京の目線でニュースを送っちゃいかんということを、けっこう私たちは言われ続けてきました。だからもっと夢のあるニュースを全国に送らなければダメだという精神が初代社長の太田さんにはありました。この人は新聞記者あがりの人で、岩手日報社から来た人ですけど、なかなかの文人でもありました。そのイズムを私たちは大なり小なり引き摺っています。そうした先人の思いから、岩手の人達に夢と希望とやる気を起こさせるための放送をやらなければ

ならないのだということをずっと感じてきました。それが開局を支えてくれた岩手県民への恩返しであるという認識でした。非常に素晴らしい人だったと思います。

それが、建学の精神じゃなくて、会社を立てた創設の精神で、それが育まれているのだろうと私は思っているのですけどもね。そういう意味ではジャーナリストが創業者だったのはよかったなと思いますね。

弱者の目線に立たなければならない、よくそう云われましたね。だから我々が作ってきたドキュメンタリーというのはけっこう弱者の立場になっているものが多かったですね。

柴田 その目線でいっぱい作って問題提起をしていましたね。

阿部 結局、自然とそういう問題意識が培われていくようになっていったんだね。

柴田 太田社長の精神というのは、ある意味では、電波を通した一揆ですね。

阿部 戦前は国の移民政策でブラジルなどに送られ、満蒙開拓団に移植の夢をうえつけられ、兵隊にとられ、戦後には大勢の帰還者を引き受けて山間部に入植地を切り開き、高度経済成長となると子供たちが金の卵ともてはやされて都会に持っていかれる。工事現場には出稼者たちが持っていかれて、現金稼いできて、こっちへ帰ってきて、みんな病気になったりして。そういう積年の恨みが無いわけではない。

お上に従って来ていいことはなかった。為政者による一時凌ぎ的な農業政策が失敗しても、誰も責任取るわけじゃない。次の官僚が次の農業政策を立てるだけ、上手くいかなかったら、その時その時で、文句を言いだす百姓にカネをやっていればいいのだという思い上がりもあったと思う。カネで解決しろという農政が続くわけです。例えば生産調整金なんかもそうでしょうし、所得補償もそうでしょうし、要するに減収になる部分は金で補填する、畜産で赤字になったら補填するというような刹那的な対処をやっている。だから抜本的に農業を考えた時に本当にこれが王道だというのが何一つ無くなくなって行って、米作っていればいいってわけでもなくなってきたし。蔬菜もそうだし、花がいいといえどどどと花に、しかも同じ品種に群がる。だから本当に政策と対処の基本は今だに変わらないで来ているのかもしれないよ。

そこにT P Pでしょ、この先本当に何が良かったとなるのか、私にもわかりませんけどもね。ただ、少なくとも今の農家の皆さん方が、例えばT P Pで譲歩してしまったら俺達、成り立たない、今度こそ本当に捨てられたなと思うでしょうね、ますます。これまでもずっと捨てられてきているからね。⁽¹⁾

デジタル化

——経営的には、デジタル化はやっぱりきついですか。

阿部 正直いってデジタルはわれわれにとっては非常に困難でした。私が5年間社長をやっているうちで4年間はデジタルの減価償却費で赤字決算ですから。それは最初から分かっていたのですけども、やっぱりローカルで40億、50億のキャッシュフローというか、これが出ていくというのはきついです。今までの機器・資材を全部捨てて新しいものを作りなさいということで、開局と同じですからね。これは局が潰れるかどうかまではないだろうけど、かなりガタがくるなとは思いましたよ、デジタル化は第二の開局みたいなものでしたよ。何でこんなに急がなければならないのだという思いはあったのですけども、今考えれば、チンタラ、チンタラやられるよりもドーンとやっ

たほうが、後は楽だったことは間違いないですね。だから6年間の減価償却期を経て、これから機械も更新しなければならないし、いろいろ大変ですけども、短期間のうちに集中させたのでよかったかなとも思っています。本当に激動のデジタルでしたね。

——要するに不幸中の幸いですか。

阿部 とはいっても、やっぱり少なくとも体力がかなりなくなったことは事実じゃないですか。

もう1つは、経営状況と自社番組の制作比率はリンクするんですよね。経営的に順調で広告収入がうまく回っていて、ちゃんと利益が出ている時は、きちんとした良い番組を制作出来る環境にあるんですよ。スポンサーがつかなくてもやるべきものはやれ、お金がかかっても自社でつくるワイド番組なんかも含めてどんどんやれよといえるのです。ところが営業が苦しくなって、先々デジタルもあるしお金が無くなるなと思えば、何とか少ない予算で効率的な番組にできないかと考えてしまいます。全く制作しないのも拙いから作って欲しいけど、カネはないんだよと。だから例えば今まで1万円かかったものを3000円で同じような番組を作れと、経営者は勝手に都合のよいことをいうのですよ。私がそうでした。自分達のせいで番組を作れない放送局にしたいから、みんな、良い番組作って欲しいし、そうでないと現場の士気も下がってしまいますし。そう思いながら、カネがないとやっぱり貧すれば鈍するで、無理な注文をやっちゃっているのを分かっていた、自分で。

柴田 阿部相談役は昔現場にいて自分で番組を作っていましたからね。

阿部 それで何を考えたかという、あまりカネ使わなくてすむのは社会的キャンペーンだと思ったのです。だから震災前でしたけども、命をテーマにしようと考えました。何より日常の報道や番組で取り組めるわけです。「いのち。伝えたい！」という命をテーマにしたキャンペーンにしました。社会的キャンペーンでやれば、カネ出して新たなものを作らなくても、日常業務の中でIBCは社会的キャンペーンをやり出したと訴えられます、社会的な意味もあるし。

柴田 55周年の時に始めました。

阿部 なぜ、いのちだったかというのは、その時、今もそうですが地域医療がどんどん崩壊していているわけです。全国でもそうですが岩手の中でも都市部と農山漁村部などとの間に格差が生じておりました。いわば地域格差ですよ。医者も来ない、病院も建たない、緊急医療体制も整わない、ドクターヘリすらない。今はあるんですが、ないない尽くしです。そういうように、地方の医療がもう滅びる寸前だと騒いでいた時代に、命って大事だと訴えたかったんです。命を守るための環境整備も含めて。たとえば道路の改良は救急車の時間短縮につながっているんですし、マクロな目線で命を守らねばならない。

それからもう1つは、岩手県は自殺者が多かったのですね。残念ながら、毎年、秋田とか青森とかのように東北では自殺者の数の上位を競っています。

柴田 岩手も上位のほうでしたね。

阿部 自殺が多いというのは恥ずかしいことだし、要するに貧困とか不健康が自殺の大きな原因の一つです。だから自殺者を無くすことは、みんなで命を支え合って大切にしたいという事。

よく、私たちは故郷のすばらしさを口にもしますし筆でも書きます。でもふるさと賛歌はこうした自殺者が多いというような負の部分無くしたうえで口にしたとも思いました。命を大切にしたいうえでふるさと賛歌でありたいと思ったんです。だから自殺キャンペーンもずいぶんやりまし

た。

柴田 そうですね。今でも続いていますけど。⁽²⁾

阿部 経営者っていうのは、経営状態がよければ何を言ってもいいのだけでも、景気が悪くてカネない時にどうするかというのが、本当の意味での経営者なのです。これがしんどいところです。——アイデア勝負ができるから、そこで勝負できるでしょう。

阿部 いやー、だけどね、アイデアだけでは…。

まあ、苦肉の策なのですよ、どうしたらいいだろうなあと。要するに地域に対して、IBC岩手放送がどうやって拠って立つかと。各局ともデジタルで苦しんでいるわけだけでも、そういう時にさすが岩手放送は違うよなといわれるためにはどうしたらいいんだというのを、やっぱり社員もみんな考えるし、トップなども必死で考えるのですよね。その時に、アイデア勝負というわけじゃないけども、やっぱり貢献していかなきゃならないと、カネは無いにもかかわらず、がんばることが求められているのです。

——それに関して、具体的には、先程、創設以来のキーワード、弱者とか貧困とかというのに特化したとすれば、具体的に、岩手の民放として、例えばこういう番組でこういうドキュメンタリーをおつくりになったとか。それが地域との関わりを、これがどういう表現しているのだというようなことがあるのでしょうか。

阿部 弱者でいえば、IBCドキュメンタリーというのは、体の不自由な人が多かったねという表現をされたことがあるのです。

例えば、最初に全国一になった番組というのが、喉頭癌を患った寿司屋の大將の、声が出るまでの経過を追った「私だって話せる」というドキュメンタリーでした。それが全国1位になったのが、昭和43年（1968年）、民放祭の金賞というか最優秀。それで、おーい、やったなと騒ぎをしたのが最初でした。その後に血友病についてのドキュメンタリーを作りました。それは、隠されていた血友病の皆さん方のドキュメンタリーとして、「血友病と闘うシリーズ」という展開にもなり、難病指定にもつなげました。それから「飛べ、白鳥よ」という筋ジストロフィーを扱った番組とか、聲唾の親子を描いた「お父さん喜美恵と呼んで」、そして角膜移植とかいうように、いわばハンディキャップを持った人達を対象にしたドキュメンタリーとして結実しました。⁽³⁾

柴田 ハンディキャップで、医療に特化してドキュメンタリーを作っていったのです。

阿部 そうというのがズーッと続いたので、病気と闘うシリーズがIBCは多いなといわれたことあるのですけど。

それとあと、一生懸命つくったのは、貧しさをやっぱりちゃんと描こうという目的意識があって、医療に手の届かないような人達、出稼ぎの人たちの生活も制作しました。さらに東京一極集中けしからんよという気持ちで「東京を撃つシリーズ」というのをやったのです。これは、要するに東京への一極集中で、地方がどんなに疲弊しているかを知らせなければならないという問題意識でした。それをやろうぜということで、報道の記者やディレクター達が集まりテーマごとに取組んで数本のドキュメンタリーを制作しました。「東京を撃つ」はフランス映画の「ピアニストを撃て」をもじったタイトルでした。取り上げたテーマは結構多様でした。例えば農業問題も扱うし、新日鉄釜石の閉鎖の取材、それから北上山系開発の失敗を暴こうぜとか、要するに東京目線で、東京の官僚が机上でプランニングしてやった事業が、現場で、農業部分も含めて失敗している現実を突きつけるというドキュメンタリーでした。

柴田 これは岩手で現実に失敗しているものばかりです。

阿部 それをやっていこうというので、「ガリバーの足跡」とか「砂漠のアリ」というタイトルにして制作しました。いわば俺達はアリだと。砂漠で稼がせられたアリだという主張ですね。そういうひがみシリーズをやりました。やっぱり東京一極に腹が立ったのですね、制作者達の誰にもそうした思いがあったんです。

それから農政の失敗については、早いものでは「ああ、ビート」というドキュメンタリー。砂糖原料についての失敗の事例です。あれは減反対策として提起されたものですが、転作物としてビートを奨励するというので、岩手の農民達は一斉にビートに飛びついた。そして、作ったら砂糖の過剰生産で、みんな借金を作っちゃった顛末のドキュメンタリーです。農政の指導に従った畜産もそうですよ。ある町会議員が畜産もやっていて、経営に失敗したら町会議員の給料が差し押さえられたりするような…（笑）そういう状況があるのですよ。だから、前沢牛はレアケースなのです。ついでにその差し押さえを行ったのは農協でした。

だから農協けしからんという番組を制作しました。とにかく弱者の味方になろうぜというので、組織と戦っている人達ばかり扱ってきました。でも営業サイドからクレームが入ったりして軟化してしまった番組もなくはありませんでしたよ。でも根っこにあるのは国の行政と真っ向から戦って、「俺達はなあ！」という主張をしている人達を大事にしようとしてきた創業の精神があったからだと思ってますよ。それはあえてそうしなくとも、自然にそうなったのではないですかね。⁽⁴⁾

柴田 ブーツとつながっているのですよね、全てが。

——それは、たぶん、意識的ないわゆる社員教育でなくても、具体的な制作物を見ながら、後継者というか、若い方達には伝承されていくものですね。

阿部 やっぱりものづくりの人達は、前の人達はどんな仕事をして認められたのだろうというのは気になりますし。だからそういうのは無言のうちに学ぶことじゃないですかね。僕らも先輩ディレクターの教えを受けたわけじゃなくて、酒飲みながらも、どういう番組で、どういう考えだったかを話していたことが、無意識のうちに伝わってきて、それが後輩へと伝わっていく。それが伝統になるといえるのでしょうか。

柴田 刺激を受けるのですよね。そしてみんな伝わっていったのですね。その一例として、IBC特集というのがありました。

阿部 IBC特集というのがあって、これはゴールデンの放送をあえて編成したのですけれども、ひところは視聴率35%も取ってすごい番組でした。他の地方民放局では、ゴールデンで1時間やったりしている局もあった。鹿児島とか信越もそうでした。それならば俺達もやろうぜということになりましたが、編成上では30分しか取れないというので、ゴールデンで30分でもいいからやりたいと云って始めました。いえ、正直言えばやれよって業務命令を下されたんです。やりたい気持ちはあったんですが現状の仕事にアップアップの状態でしたから少しは抵抗がありました。前に言ったように、その制作に入ったころは経営的に大変いい時代でありました。でも、週一回のドキュメンタリーは少人数で大変でした。⁽⁵⁾

柴田 でも、あれでみんな力をつけましたね。

——上りはまったく無しで？

阿部 ありませんでしたね。もともとローカル局が全国放送できる枠などありませんし、キー局も積極的に取り上げはしません。かろうじて受賞作品なんかが番販で他局で放送されるぐらいでした。ですから私などは他局で放送してもらえるんだからコンクールで入賞しろと檄を飛ばしたものでした。番組の審査員などからは地方局は本当に頑張っていい番組を作っていて頭が下がる、などと云った講評を読んだりしますが、それどまりです。全国的に評価されなければ、地方局それぞれがどんな番組を作っているかも知らないんです、めったに見る事さえない。そんな中で全国放送できるたった1つの枠というのが民間放送教育協会の「親の目子の目」という30分の番組でした。今は企画内容が変わってありますが、その文部省の枠が唯一の全国枠でした。この民教協というのは結構古い組織で、テレビ朝日がキー局となっていますが、系列を超えたネットワークを作っております。当社はTBS系ですが制作力をかわれて参加したと聞いております。そんな関係で古い局が多くTBS系の局がかなり参加してるんです。その30分枠に各局が順繰りに制作して発信できました。全国に発信できるというのがやっぱり大変ありがたいことで、地方民放が無条件で全国に発信できるレギュラーの場としたら、これぐらいなもので大変ありがたい枠でした。

あとは、ローカルが上れるというのは、何十周年だからTBSさん、1時間、枠をくれとか、こういうものがあるからやらせてくれないとか、せいぜいそういう枠しかありません。昔は持っていたのですけど現在のTBSはドキュメンタリー枠がないし、

——ドキュメンタリーとしてきちんとやっているというのは、深夜になったけどNNNだけですわね。

阿部 その後、フジが年間1回ぐらいずつFNNドキュメンタリー大賞みたいのをやっていますね。枠として、ローカルは本当に全国に見てちょうだいという事が出来ないのですよ。特にTBS系は昔からなかった。地方局がドキュメンタリーを発信しようとしたら報道特集とか、ああいうのと組んでやるしかない。そういう意味ではローカルが本当に「全国に問う」なんていうのはない。——それは経営的な理由ですか。

阿部 何でしょうね。キー局に聞いてほしいのですけども。商品価値がないという事なんですか。確かに視聴率は取れませんでしょからね、でも我々は報道機関に身を置いているという意識なんですけど、お笑いの方がいいんでしょうね。残念ですね。

柴田 新しくこちらのTBS系列の「Jブランド」という番組名のドキュメンタリー枠ができたのですよ。うちの系列28局ありますけども、元気な局がつくる場、発表する場がほしいと言い出して、スタートしましたが、今はもうなくなっちゃいました。その後、JNNのドキュメンタリー番組として「報道の魂」が立ち上がり、各局の記者たちがルポルタージュしています。

——つまりどういう形であるか別として、そういう全国に対して問いかけをする、例えば貧困だとか医療の問題とかいうようなことを問うのは、実はそれは、ローカルはケース事例であって、日本の医療問題を問うものですよ。

阿部 そのとおりです。でもこういう番組は、市場原理主義じゃないけども、スポンサーがつかないわけです。視聴率という市場原理に基づいた経済的な裏打ちが求められるんですよ。もともとドキュメンタリーなんかで七面倒なことを放送したって一文にもならない。売れないのならやめようよ、こうした論理でメディアが自制してしまっている部分があります。自粛、自制になっちゃうわけです。第一お客はそんなの求めちゃいないのよ、ってなことで、お笑いをのつけたほうがずっとカネにもなるしと。

活字メディアと電波メディアの違いはそういうことです。新聞の場合は広告収入もありますが、販売という世界があるから別のところでも稼げます。ところが民間放送の場合は、全部、番組＝スポンサーという形になって、即お金と直結しているから、どうしてもそういう高邁なのは売れないから要らないという結果になります。そういう流れの中でテレビ番組が健全に育っていくんないのですが、そうはなってないと思うんですよ。うがった見方をすれば東京のキー局も地方のいろんな声を吸い上げる必要性は感じていてもなかなかできない状況にあるのかもしれない。だからそういうことにお金を出すスポンサーがいれば、地方の番組をみんなで見ようじゃないか、考えようじゃないかということになって枠が確保できると思うんだけど、残念ながらないのでしょうね。だからトヨタとかサントリーとかが地方文化のメセナとなって、テレビメディアと一体となって放送枠を押えてくれれば、新しい道も拓けるんでしょうけど、まあね、メディアの人間が、同じメディアでこういう悩みをいうということ自体、おかしいのだけどもね。(笑)

——他方では、NHKがどんどん民放化していますでしょう。番組予告の形を取りながら、コマーシャルを流していますよね。

柴田 それだけはいつも怒っています。民放であれば、枠が最低でも1分ぐらいあるんですけど、今、1分以上、NHKは1分以上使っていますからね、番宣に。CMばかりやっていますよ。広告ですよ。

——われわれはそのためにカネ払っているわけじゃないのですけどね。

3・11への対応と課題；地方の目線の再確認

柴田 キャンペーンをやっている最中のまさにその時に3・11が起きてきたのです。

——社会的キャンペーンで「いのち。伝えたい!」という岩手県の地域民放としての地域との共生を実施している最中に3・11が起きたのですね。今もそのキャンペーンは継続されていますか。

阿部 継続してます。しかし、3・11が勃発して震災報道に追われましたから。わが社にはデジタルの波による衝撃と3・11の波による衝撃が同時に来しました。

柴田 初代社長がメッセージを送りましたよね。それがずっと続いているのですよ。途中でお話があった、貧困とか開発とかいろんなテーマ。その次に出てくるキーワードは弱者というキーワードがあって、命もやっぱり弱者の流れ中で、ズーッと続いています。いのちキャンペーンを展開したのは阿部社長の時代ですけども、そこを経験していたからこそ、3・11がいろんな意味で私たちに地域放送の意義を再確認させていると、私はそう思います。やっぱり、会社の創業精神に流れている弱者応援みたいのがあって、あるいは世の中のおかしいことに提言するとか問題提起するとかという精神です。報道の番組とかでもいろんな展開をしてきましたよね。

——キャンペーン番組をやって、キーワードが生きて3・11につながってくるわけですね。

柴田 3・11、キーワードはいっぱいあるのですけども、弱者もそうですが。まずテレビで「おはよういわて」(1971年4月スタート・1980年9月終了)というのをやっています。朝の8時台に1時間。全国にも先駆けの番組です。それは本当にいい報道情報番組でした。手紙とかで、県民からこういう市町村でこういう問題が起きているとかという情報がどんどんくるのですが、それに局として直ぐ反応しました。その意味では、県民と一緒にやっていった番組と云えます。おかしいことは正していきました。そうした番組作りで私たちも力をつけていったのですね、ドキュメ

ンタリーも含めて番組作りということを学んでいきました。

そうこうしていると今度は、夕方に「ニュースエコー」というローカルワイドニュースが1977年（4月）に始まっているのです。それも「おはよういわて」の中で、そういう県民と一体となった番組作りをしていく中で、その経験が生きて、夕方のニュース番組につながっていつているのですね。

その中でも全部つながっているのは、初代の社長の精神ですね。中国残留孤児問題も逸早く取り入れましたね。あれは全国ではまだあんなに騒ぐ前から対応しました。

——残留孤児が出てくるのは、90年代か80年代後半だと思います、積極的に取り上げられたのは。

阿部 岩手のケースは黒龍江省でしょう。

柴田 厚生省が残留孤児問題を実施する9年も前に岩手は取り上げたということが記録であります。

——ということは70年代から80年代初頭ですか。

阿部 そうですね。

——ということは10年ぐらい早いですね。

柴田 「おはよういわて」が始まったのは昭和46年ですから、その流れですね。国が動き出す9年前から取り上げました。

柴田 そういうようなことで力をつけながら、「おはよういわて」の中で取りあげました。私が聞いているところによれば、対象となると思われる人を実際にスタジオに呼びました。

阿部 県北の人達じゃなかったかな。

柴田 そうです。

阿部 私はその所をうろ覚えなのだけど、冬ね、その中国の人達が階段の外に座っているからどうしたんですかと訊ねたら、中は暑いと、ストーブで。部屋が全部暑いって。エッ！と思ったことを覚えているな。外はたいへん寒かったんですけどね。ふと、この岩手から満州や南米に移住せざるを得なかった人たちもなかなか土地に馴染めずこのようだったんだろうかって。この国は棄民じゃないですが、地方をないがしろにしてきたなと思うんです。そんな思いがあるから原敬が一山百文といわれたこの賊軍の地から大臣になった時は提灯行列ですよ、おらほの国から初の大臣誕生でしたから、そして総理大臣に。反骨の精神、それは流れているんでしょうね。「おはよういわて」という番組が多く支持をいただいたのは、徹底して弱者の味方をする、そして不正を許さない、というスタンスが多く共鳴を貰ったからだと思いますよ。

——今の話でもキーワードが結局生きてきて、3・11でもやっぱりキーワードは生きていますね。

柴田 また偶然に、3・11の総指揮を取ったのは社長です。

阿部 総指揮って云えばカッコいいですけど、その時にたまたま社長だったからですよ。

柴田 緊急放送体制というのがありまして、Aランク体制だったのですよ。緊急体制がABCDEまであるのですけれども。Aというのは社長指揮のもとでラジオ、テレビとも放送をする体制です、その時が阿部社長ということで、めぐり合わせでしたね。

柴田 全市町村に被害が及びました。

——福島はもちろんそうでしょうけども、でも、宮城県はもちろん入らないわけじゃないけれども、いちばんリラスがといたら、三陸がつく以上は、もっとも強いのは、田野畑とか…

阿部 地形が複雑な海岸ばかりですから。リアスだから津波はどんどん寄せ集まって湾の奥に押し寄せるわけですよ。高くなって。

柴田 ぜんぜん違いますよね、宮城とは。

阿部 違うんだよね、長い海岸にくると、集まって高く盛り上がってくるのでは。

——IBCの場合には、3・11の際に一番の問題というのは何だったのですか。

阿部 発災した時は、社員は連絡取れないから、生きているかどうか、まずね。それは当然、気になりました。とにかく連絡手段が全部だめでした。情報が取れないんです。手足をもがれた放送局でした。

それから、津波って、私たちも見たことないですよ、過去の歴史で知ってはいましたが。例えば、明治29年、昭和8年の三陸大津波、昭和35年のチリ地震とかあるのだけでも、津波の襲来そのものは見たことないわけですね。だから地震のたびに、津波くるかもしれないというので、岸壁や海岸に行って、今、水面が高まりましたとかを語るのですが、知らないわけですよ、津波の怖さを。だから記者は岸壁に行くんですよ。ただ、中には、記者でも「はい、浜から離れましょう」と自分で言いながら取材した人間がいることはいるのだけでも、消防だって警戒を目的に浜に行くし、恒例のように水門を閉めに行くんです。今回大勢がそうして亡くなってます。お天気カメラ、情報カメラで、津波の襲来の映像を見て、初めて、これが津波か、すげえなあという感じ。その瞬間がモニターに映し出された時悲鳴がスタッフから漏れましたからね。それでもうパニックになるわけです。

柴田 宮古でしたね、あれは。

——定点カメラとして置いてあるのですね。

柴田 ええ。それが生でこっちに映像が入ってきた。

阿部 生で情報が入ってきましたが、たぶん、あれは日本初めての最初の津波の映像だと思っているのですけど。

——あれはすぐ上（のぼ）りましたからね、生のまま。

阿部 中継したから。

柴田 この映像です。それは、われわれも見てびっくりしたわけですよ、本社で見えて。

——車がね…なるほどね。

柴田 流れてきたのですよ。

阿部 結局、なぜこれが放送出来たかという、実は今、中継のカメラなんていうのは、光回線でやっていたりするでしょう。この津波を送った回線は違っているのですよ。空と空、FPUというマイクロウェーブでつながったカメラで、しかもバッテリー内蔵だったのですね。地震や停電でほかのカメラはダメになった時に、これは生きていました。バッテリーでしばらくは映るわけですよ。津波を映した後バタッとそのあと切れちゃんうですけども。凄い映像でした。初めてそれを見て、その時に、俺達とはんでもない歴史的出来事の真ただ中にいるのだから初めて気がつくわけですよ。でも、県内全域停電、通信ダメ、道路ズタズタ、社員の安否も確かめられない。どうなっていくんだろう、って。

柴田 営業マンもいましたからね、現場に。

阿部 実は、津波がくる2日前（3月9日）に訓練をやっていました。

柴田 その時にも実際に津波がきたのですよ。その時は20センチぐらいの小さな津波でした。最大60センチでしたか。3・11の2日前にあったものです。その時も警報出たのです。20センチぐらいでも津波は津波なのです。だから2日後の3・11の時も、あの沿岸の人達はたいしたことないと思ったのでしょうね。警報は出たものの、いつもより揺れは大きかったけれども、大津波警報で「大」がついちゃった。それで3メートルぐらいといっていましたものね、最初。実際には3メートルどころじゃなかったのですよ。

阿部 いちばん最初、ラジオは20センチとかって、第1報が。だから、私は本当にこの発表の仕方について、後で考えたのですが、報道機関はもともと気象庁の発表とか、それを鵜呑みにして出すのだけでも、出さざるを得ないのですけども、私共にも罪があるなと思うのですよ。3メートル、6メートル、それから10メートル超。10メートルの発表を伝えた時には津波は来ていましたからね。それからマグニチュードも徐々に上がるという発表をそのまま流しました。むちゃくちゃでしたよ。

柴田 最大9までになりましたからね、7から。

阿部 最初の発表は大事ですよ、それで人々を安心させてしまったことについて、この野郎という思いはずっとありますし、俺達も罪なことをしたなという意識はあるのだけでも。実はこの大震災では、それまでの訓練なんかでは何の役にも立たなかったのです。津波を受けてきた地元局として、地震があるとすぐ沿岸部での津波を反射的に意識してしまいます。万一に備えて訓練もやって来ておりました。その訓練内容は、たとえば記者は中継車に乗って現場に行き取材して、それから連絡は携帯とか無線とかいろいろ使ってやってとかね。映像はこうやって送ってとか、誰それは電話で市町村や警察消防の情報を取る、ラジオはこうする、などなど訓練をやっているわけです。しかしそれが3・11では全部、役に立たなかった。ほんとうに役に立たなかったんです。——まったく同じことを河北新報の人が仰っていました。全く役に立たない事態だったということ。

柴田 本社と連絡がつかないのですから。

——どこに誰がいるかもわからない。携帯そのものが使えなくなっている。

柴田 あと、停電でしたものね。

阿部 停電ですね。だから、そういうスクープ映像、普段だったら大変な映像ですよ、これを被災地で誰が見ているのだらうと思った時に愕然としました。津波が来ているすぐそばを車が走ってんですよ。ラジオで呼びかけたりしても、走っている方も状況が把握できないんでしょうね。問題はわれわれのサービスエリアの地元の人達がこの恐ろしい現実を誰一人見ていないことに気づいてぞっとしました。停電は致命的でした。

——そうでしょうね。当事者の、その時に浜の人は見られない。

阿部 小川さんみたいに遠くにいる人が、すげえなと思って見ているのだけでも、浜の人達は見えない。それによってすぐ逃げるわけでもない。要するに全部遮断されちゃってね。これはショックだったね。何のために俺達はあるのだ、みたいな思いでしたね。もし、停電もなくテレビで情報が取れていたら津波襲来を見て自宅から飛び出して避難した人たちが多くいたんじゃないかと思えますね。その瞬間、地元のテレビは地元の役には立たなかった。一部、カーテレビやワンセグが見られたとしても。悔しいですね。

私が最も頭にきたのは、東京とかからどっとメディアが押し掛けてきたけども、やっぱりその目

線の違いを思い知らされましたね。誰のための放送、報道をしているかってことです。私達は、うちのラジオがやっていることは正しいとは思っていたのです。要するに、どこを見て放送しているかということです。ラジオの場合は、岩手の放送だから、地元のリスナーに向けて一生懸命放送しているわけですよ。ところがテレビは、全国ネットに向けて、要するに全国の国民に向かって放送しているわけですね。全国の視聴者に向かって被災地に背を向けてリポートするわけですよ。キー局はそれを我々に求める。それも分からんじゃない。でもわれわれは被災地に背中を向けて、被災地はこうですよって全国の視聴者を主役にはできないんですよ。IBCラジオが正しいというのは、被災地の放送局としては当然被災者のための放送でなきゃならないと思うんです。向く方向は被災者・被災地です。でも全国情報も必要とのことで東京のラジオ番組をネット受けしました。そうしたら、何をやってたと思います。帰宅難民の話題ばかりでした。要するに場所場所が必要情報が違うという事、ラジオというメディアは身近な情報を得るには恰好なものだったことです。ですから再びネットに乗ることはせずにひたすら被災者向けの放送を百時間以上続けました。そういうことから、キー局と地元局のスタンスの違いというものをすごく感じました。確かに、他方では、ネットワークが世界に開かれているからこそ、ここで起きたことが世界中でわかるのです。マクロな視線も必要なわけですし我々もJNNという系列の一員でもありますから。ですから、系列局の多くの応援をいただきながら、全国ネット用、ローカル用と一部棲み分けしながら共存しましたが、いろいろ考えさせられました。我々は、平生、地元の放送局だ、地域密着だと言っている。にもかかわらず、今回のような地元の人達が非常に苦しんでいる時に、地元の問題に 대응せずにキー局からの要請に応えるようなあり方は、何だろうかなと非常に感じましたね。やっぱり私たち地方局はキー局のぶら下がりだったのかなという感じでね。

確かにネットを通じて地元の状況を伝えていくという仕事は大事なことです。それも大事だから無視できないけどそれだけじゃないだろうと考えて苦肉の策として、ラジオが放送をやっている所にカメラを持ち込んで、柴田プロデューサーのもとで、地元向けのラジオ放送とテレビ放送とをサイマル（同時放送）にして放送しました。

柴田 サイマルで。1カメですけどね。

阿部 ラジオは何をやっていたかという、例えばミルクがなくて赤ちゃんが危ないとか、水がないとか、人工透析のピンチですとか、いろいろ情報が入ってくるわけです。そうするとどこの被災地では何が足りない。何が求められてるとかが流れる。そうすると、ミルクが届けられ、どこへ行くと人工透析ができますよと連絡が入る。また、どこそこ地区の小川さんはここにいます、元気ですよというような情報を一生懸命やっているわけですよ。安否情報ですね。

柴田 それで名簿を読み上げたりしたのですよね。生きている人の名簿を読んでいるわけです。探しているわけですよ、自分の身内はとか親戚はって。それでみんなラジオを聴いていた。

阿部 そういう放送をラジオはやっているわけです、ズーッと。百何時間やっているわけですよ。私はこれこそが本当のローカル放送、地域放送だと思います。地方の放送局としては、これをテレビで視聴者に向かってやりたかった。それがわれわれの基本です。

ただ現実には、停電なので無駄なのだけども。無駄というか、そのあと復電になるのだけども、いくらそういうのをやりたいと思っても、現地ではテレビを見られないし、そんな悠長にテレビを見ているような状況でもないし。ただ、言いたかったことは、地方に生きてきた地方局としては、あ

あいう大災害の時に何がいちばん正しい伝え方なのだろうかということを考えました。私たちが奉仕する相手は、キー局とか系列局じゃなくて、地元の人達で、その人たちに返さなきゃならないのであろうという気は、ずっとあるわけですね。

あるフォーラムに私が出た時に、地方局として、誰々さんがここに生きていましたとか、赤ちゃんのミルクが足りませんとかって、そういうことをメディアとして伝えたいといったら、キー局の人は、「それ、ニュースじゃありませんよね」というわけですね。確かに、これはニュースでないかもしれないけども、キー局の人は、これは報道だ、これは情報に過ぎない、これは何なにだと、そういう区分け、やっぱりするのだなというのを感じました。私は、そんな区分を取っ払って、我々が伝えるツールを持っているのであれば、これがニュースだか、それはニュースじゃないですよ、情報でしょうとかっていうそんな区分は何だろうかかと考えました。私はそう思ったのですよ。特にも大災害なわけで。ただ、キー局の人はキー局として、ニュースとして何を選択し、どう整理して出さなければならないということですね。要するに、キー局のスタンスとローカルのスタンスは、イコールでないのですよ。ローカルはごった煮でも結構なんです。それでもあの時に私たちは被災地の被災局なのに、何をやっているのだという思いもなくはなかったのですよね。やっぱりラジオとテレビのメディアの違いと、ローカルとキー局とのスタンスと、これはやっぱり実感せざるを得なかったのですよね。ただ、キー局や系列局から人と機材が来るし、スタッフの食料は毎日のようにキー局が東京から送ってくるし、生命線の放送用の自家発の油は手配してくれるし、今でも感謝です。

もう一つ大変気になった事がありました。災害時、各局のモニターテレビを一番見比べていたのは私だと思いますが、これでいいんだろうかと思ったことがありました。NHKを含めてどの局も同じスタイルで同じ内容の放送をしておりました。取材場所が違って津波被災地の状況、避難所の様子、対応する行政の姿などほとんどが同じ内容と言ってもいい状況でした。当然取材競争ですから新しい話題を探すわけです。しかし、なんともやりきれない気持ちで見えておりました。各局の選挙開票速報番組に似ております。今思うに、今後も大震災ほどの大きな出来事があった時、NHKも含め、例えば横並びに災害を報道するんじゃなく、安否情報専門局とか生活関連情報専門局とか取材情報の棲み分け、被災者と視聴者とのキャッチボールなど、ニーズにこたえるテレビメディアであればどんなに役立つことかと感じております。

ラジオも同じで、今回はNHKとIBC岩手放送、それにFMいわてでしたが、ほとんどの聴取者が聴いているのは調査結果ではIBC岩手放送でした。というのは、NHKは、時たま全国放送を入れるので地元の要請に応え切れていない。FMは日ごろの聴取習慣もあったかもしれませんが、スタッフが少ないこともあったと思います。そういう意味ではIBCがニーズにある程度こたえていたためだと思っております。また後のアンケートで、いつも耳慣れたアナウンサーの落ち着いた話に随分と安心をもらいましたという声も多く聞かれました。ただラジオもテレビと同様で、今後は非常時には棲み分けも考える必要がある。例えばFM局が安否、安全情報に徹するとか、IBCは災害情報と生活関連情報とかに特化するとか、NHKを含めて検討するなど課題にできればなどと思いました。あの最中でも、もしもそうした提案を柴田プロデューサーの下で各局と話し合えたら…でも、それどころじゃなかったしね。

柴田 あれぐらいの大災害になると、やっぱりそういう対処が必要ですね。現状では、台風で

も何でも、全局同じことをやっているわけですね、基本的には。棲み分けすれば、例えばライフラインだけでも情報を伝えるチャンネルですよ。あとは安否情報だけのチャンネル、あるいは生活情報とか。あるいは、実際、災害の様子を伝えるチャンネルみたいなことになるでしょうね。

阿部 だって、アンケートで、被災者が何を求めたかについて後で調べると、あの人はどうなったという安否情報がいちばん多数の希望として表れています。全体的な情報もさることながら、あの人はどこにいるんだろうという安否情報のニーズが高かったのです。その要求に対して、テレビ局はきちっとローカルでも応えていません。応えたのは唯一ラジオでした。だからラジオが見直されたというのは、やっぱり被災者にとって有益な情報が、ラジオにはいっぱいあったからです。テレビは客観報道みたいなもので、津波はかくかく、云々、説明解説ばかりになって隔靴搔痒、ほしい情報がなかなか入ってこない。こうした、当事者意識、地元意識の低さが要望に対する感度の鈍さになったのだから、今後、各地で災害が起こった場合、また同じ繰り返しになるのではという危惧から、一つの警鐘にしたいなと思うのだけでも、なかなかね。

——調査のデータというのはどこかで開示されていますか。

柴田 それは開示されています、民放連で。あれはデータがけっこう細かく出ています。

阿部 何がいちばん有用なメディアでしたかとか、一番ほしい情報は何だったですか、あなたは どうやってこの災害を知りましたかとか。などの調査結果がまとめられています。

—— 3・11 の際のメディアの違い、ラジオ、テレビの違い、それからキー局、ローカルの違いということ、認識をはっきり持たれたというのですけども、今回のケースで考えれば、地域の民間放送、地域メディアとしてのテレビの機能とか役割は、今後どのような変化が必要とお考えでしょうか？

阿部 災害のあるなしに関わらず、逆発想すればわかるのではないのでしょうか。例えば、テレビがNHKだけだったら、おそらく地元の人達は、地域の情報が少なくとも、そうしたもんだと分かっていますから、不満はあっても受け止めてくれると思います。第一、地域枠も少ないですし、地方にとって大きな出来事でも全国からするとそれほどのことではないんだろうなって。それにNHKの体質として、転勤者が多いわけで、地域に対する本当の愛着がやっぱり低いと感じてますよ。しかし現実には今、岩手ではNHKに加えて民放4系列が存在しています。地元の情報源として定着していてより細かに地域情報が手に入ります。そして各局とも地域との共生、地域密着を標榜しています。もうテレビメディアはすぐ隣にある日常になってると思います。そうしたテレビ局が無くなったとしたら大騒ぎになるでしょう。ですから私たち地域メディアは喜怒哀楽を共にする運命共同体だと思うんです。それは地域にべったり、阿ねるってことではなく私たちの役目を十分自覚したうえで。

それからもう1つは、IBC岩手放送としては、地域情報そのものを、少なくとも外に発信してくれよと求められてるんです。例えばグルメならグルメでも、何でもいいのですよ。テレビでやってくれて、あっちからも客来たよと。こういう珍しいものがあるよって紹介してくれたよと。地方テレビ局というのはそういう部分でも役に立ちたいし、県民からはありがたい媒体と言われる存在でいたいんですよ。

要するに報道とかニュースとかを高飛車な啓蒙してやろうという意識ではなく、ここに面白いおじさんがいるよというようなことまで、テレビでやってくれたといわれるような身近な存在ですね。

ですから、3・11を契機に我々地方局の役割が大きく変化するってことはないわけですよ。変化があるとすれば、徹底して地域に奉仕するという決意をより強くするってことですかね。当たり前のことですよね。

つまり、我々の存在は、地元で吹いている風みたいなもので、常にこの辺りに吹いていて、特に有り難みを感じないけども、無くなったら、いやー、すげえ大切な嫁さんを亡くしたなという感じの存在、地元テレビ局というのはそれでいいのでないのかなというようには思っているのですけどもね。⁽⁶⁾

地元企画

——最後にもう1点だけ教えてください。地元との企画でいろんな、IBCが中心になる場合も、それから協賛、共催する場合もあるでしょうけど、そういうものはどれぐらいありますか？

阿部 各県の民放さん、みんなやっているとありますが、事業関係は日常業務ですからね。特別ってのは周年事業の時ですかね、大きくやりましたね。開局何周年とか。

開局の時に、ほかでやってないことをやろうというので、例えば宇宙博覧会とか、岩手には動物園が無いというので、動物園を連れてこいとかね。昔の話ですけどね。

それから、当時、千昌夫とか高橋圭三なんかいたので、ステージショーをやったりしました。文化的な事業としては、開局30周年記念に『遠野物語』という映画を作りました。森敦の『月山』をつくった鐵プロ（村野鐵太郎監督）と俳優座と組んで、仲代達矢主演で作りましたが、たまたまこの映画が、イタリアのサレルノ国際映画祭でグランプリを貰いました。それをきっかけに、遠野市とサレルノ市の姉妹提携の間を取り持ちました。大変感謝されたのは「岩手百科事典」の出版でしたね。今でも役に立っている事業でしたね。同じ頃子供達をサイパン・グアムへ送る「IBC少年少女友情の船」も周年事業としてスタートさせてますね。それから、また「新渡戸稲造」のドキュメンタリーを作って全国放送をしました。そういう周年の時でしか、TBSは編成を空けてくれないのですよ。ですから周年記念は全国ネットの番組、例えば「北上川とかっぱたち」などの番組を発信することがメインになっていきましたね。吉村貫一郎を主人公にした『壬生義士伝』⁽⁷⁾の映画でも周年で資本を出したりしました。というのは南部藩の話です。

その他にもいろいろなイベントやりましたが今でも続いているものが、IBCカップというアマチュアゴルフトーナメントです。当時、ゴルフというのは一部の人達の楽しみだったのですが、アマチュアゴルフ選手権をうちが主催してやろうということになりましたが、それが四十何年続いている。

柴田 今年41回です。IBC祭りは31回です。

阿部 もう1つは、IBC杯招待ラグビーというイベントを毎年行っています。現在47回です。かつては、長年、ラグビーでは新日鉄釜石が強かったのです。高校では秋田も強かった。そこに、田沢湖線という秋田との鉄道が開通したので、それを記念して、お互いラグビー県だから、ラグビーをやろうということになりました。まず、ラグビー親善試合を秋田の高校代表と岩手の高校代表でやりました。もう1つは招待として、新日鉄ラグビーと前年度の大学チャンピオンとの試合を同時開催でやったのが始まりです、今は新日鉄が弱くなって、釜石シーウェイブスというクラブチームになってしまいました。だから今では大学のチャンピオンも断ってきますが。前は是非、新

日鉄さんとやりたいという状態だったのですが。今でも毎年どこかの大学を招待しております。早稲田とか慶應とか単独チームがきて釜石シーウェイブスとやっていますけども。それも40年以上も続いています。

それからもう1つは、ニッポン放送もやっているのですが、「ラジオチャリティミュージックソン」というのをクリスマスに24時間の放送をやっています。これも周年番組としてスタートしたものでした。体の不自由の人のためのチャリティーコンサートをやりながら、街角に立って全県で募金をしています。1000万円以上集まった募金をいろんな施設に配分しています。われわれは、これをマラソンとラジオをかけて「ラジソン」と言っていますが、「チャリティーミュージックソン」、これが37回です、今年で。そういういわば周年事業としてやったものが、ズーッと残っているのです。

あとは、いろんな文化イベントとか、スポーツイベントとか、IBC杯という名前をつけたスポーツ冠ものの実施や地域を応援する意味でいろいろやっているのは、どこも同じだと思います。こうした事業は結構岩手日報社との共催が多いんです。

——お忙しい中を本日は長時間にわたって非常に興味深いお話をたくさんいただきました。誠にありがとうございました。

注

- (1) テレビ開局50周年スペシャル番組として、「病院」「交通」「自然保護」「戦争と平和」「文化」「スポーツ」をキーワードに番組を製作した。
- (2) 開局55周年キャンペーンとして、「命を守ること」に向き合い、命が粗末にされている現状を伝え続けている。
- (3) 主な関連番組／「私だって話せる」「血友病と闘う」「角膜移植238号」「シリーズ岩手に生きる」「翔べ！白鳥よ」「お父さん喜美恵と呼んで」「神様からの贈り物」など
- (4) 主な関連番組「風の爪痕～検証、北上山系開発」「山の声届かず」など
- (5) 「IBC特集」は、90年代に向けて岩手の再構築への取り組みとして誕生し、岩手の再発見&岩手に刺激を！とゴールデン枠で発進した。
- (6) 東日本大震災でのIBCの合言葉は『ふるさとは負けない！』。未曾有の大災害に立ち向かい、ラジオ・テレビの放送記録を編纂。震災・復旧・復興を記録したDVDは、後世に残し防災に活かす教訓とした。発生から108時間放送を続けたラジオは、人々に勇気を伝え続け、「その時、ラジオだけが聴こえていた」として、またリスナーから寄せられた体験手記「未来へ伝える」は、語り継ぐ震災の声の記録として共にCDブック化された。IBC復興支援室を立ち上げ、被災地に寄り添いながら、復旧復興への情報収集、番組発信を続けている。ラジオでは、震災チャリティー番組の放送とIBC震災募金への協力を呼びかけている。
- (7) 開局周年企画／20周年「祭り・いわて開催」「ラジオ緑いっぱい運動展開」25周年「岩手百科事典刊行」「ラジオチャリティミュージックソン開始」30周年「映画・遠野物語製作」「NASA宇宙科学博開催」「テレビ太平洋の橋・新渡戸稲造製作」35周年「少年少女友情の船実施」

開局40周年「世界アルペン開催」「ふれあいの翼実施」45周年「デジタル化委員会発足」「岩手地名辞

典刊行」50周年「映画・壬生義士伝製作」55周年「いのち。伝えたいキャンペーン展開」60周年「映像集DVDいわてアーカイヴの旅製作」

特集1 テレビ60年 地域と民放 その2

山形放送

2014年11月7日

本間 和夫*

板垣 正義**

伊藤 清隆***

聞き手 小林 義寛****

——今日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。今日の趣旨の大きなこととしましては、山形放送がテレビとして始まった部分、ラジオと新聞も関わって、いろいろな過程での問題があるかと思いますが、も、ほぼ五十数年の間のある程度の概略をお聞きできればと。もう1つは、地域の様々な問題……災害とか、そのようなものとの関わり合い、あるいはイベントとか、いくつかのキャラクターをどうするかとかをも含めて、地域の貴局の社会問題などとの関わり合いをいろいろとお伺いできればと思っています。よろしくお願いします。

まず山形放送、テレビとしての部分ですが、若干、資料を見させていただいたのですが、ラジオとの関係も含めて、山形新聞とか、いろいろと難しい問題があると思います。クロスネットの状況も、いくつか試行錯誤されて現在に至っていますよね。あと、ほかの放送局ができてから山形放送はどのようなスタンスを取ってきたかも含めて、他局との関係、北海道放送の方が勉強しに来たりもされていたと思いますので、そのあたりを。それから、自営のマイクロ回線を東北で初めてですね、確か。どこか山につくってと。ちょっと独特なことを山形放送さんはされていると思いますので、そのへんを含めて、全体としてこの50～60年の間をまとめてお話していただけるとありがたいと思います。

開局から現在の課題まで

本間 まず私から概括的なところでお話申し上げます。それで、さらに聞きたいところを聞いていただければという流れでやらせていただきたいと思います。

まず、山形放送は、昭和28年（1953年10月15日）にラジオ局として開局して、テレビの放送開始が昭和35年（1960年3月16日）です。テレビだけを考えれば、平成27年で55周年です。ラジオ開局からは62年目です。平成25年が開局60周年だったので、ささやかないろんなイベントもやらせていただきました。もう62年前のことですので、リアルタイムで体験した人は社内にはいません。それで、私が昭和47年（1972年）入社ですからいちばん社歴が古くて、私達の先輩からいろいろ聞いたこともあります。それですら、開局時については、ほとんど聞いていること

*ほんま かずお 山形放送 代表取締役社長

**いたがき まさよし 山形放送 取締役・報道制作局長兼CG部統括部長

***いとう きよたか 山形放送 報道制作局 局次長兼制作部統括部長

****こばやし よしひろ 日本大学法学部新聞学科 教授

はないです。それで何を今頼りにわれわれはこういうことを質問された時に答えるかということ、50年史というのがありまして、開局50周年の時に、当時のOBの方も含めていろんなことを聞き取ったり、37年史の記事なんかも参考にしてみとめました。もうこれを読んで知るしかないというようなレベルのこともたくさんあります。だからそういうこともわかった上でお聞きしていただければと思います。

うちの会社は、服部敬雄（よしお）氏という山形新聞社のオーナーの方が起業した会社で、山形新聞社が兄で山形放送が弟みたいな形でできました。新聞社を母体にはしていますので、かなりジャーナリズムの色が濃い会社として育ってきていると思います。

社是がありますが、「報道・評論活動を通しての社会正義の実現」というのが1つ目で、2つ目が「主張したことは自ら実現に向けて努力する。言論即実践」。3つ目が「利益は県民のために」ということで「地域社会への還元」と、この3つが社是です。いかにも新聞社を母体にした会社の社是ですが、私達の会社も、服部敬雄社長が平成3年に亡くなるまでは、強烈にリーダーシップを取って会社を経営なさっていたので、もうこの社是のまま、いろんな薫陶も受けて仕事してきました。

60年の間、いろんなことがあったわけですが、転換期は何かということ、まず、開局してからテレビが始まったのが昭和35年、それから2番目の局、3番目の局、平成9年の4番目の局まで、次々と開局をしてきました。もちろん、全国的にそういう傾向があったわけですが、会社の売上のピークは、平成8年度（1996年）です。そこがピークで、その1年後に4番目の局ができて、4局で争うということで、シェア争いが起きてきました。そのシェア争いに勝ち抜くためにどんなことをやるかというのが、経営上の大きな問題だったわけです。その間にネットチェンジとかいろいろありましたが、それはそのつど当然乗り越えてきたわけです。

さらに最近の一番大きな会社の転換点は、地デジの準備でした。これは平成17年（2005年）から放送を開始していますが、地デジ化のためにいろいろ投資をする必要があり、地デジ化で平成17年度から5年間、単年度赤字を強いられました。わが社の規模で50億円の設備投資が必要でした。ご存じのように放送局は国の免許を受けて生業としていますので、デジタル化をしないと免許が交付されないということだったものですから、選択肢のない道だったわけです。それで50億円の設備投資は、国策に沿ってやって、そのために5年間、事実上、単年度の赤字。最近ではいちばん大きな転換点は、そこをいかに乗り切るかで苦労したということだと思います。

そして、今抱えている問題は2つあります。1つは、先程いいましたが、売上が最盛期から半分近くに落ちている時に、地域内でのシェアをいかに高めていって、売上の額を減らさないようにするかということです。これは地域の問題とも関わってきますが、人口が減ってくると、地域に投下されるパイは自ずと縮小しますから、その中で売上を維持するためには、シェアを確保していくというのがまず最低必要な努力なわけです。それだけでなく、YBCはいちばんの先発局で、30%を超えるシェアを持っていますが、それでもこれからもっと高くしないと生きていけないという、非常にきつい課題があります。

もう1つ大きな課題は、4K・8Kの問題です。現在、地上デジタル波は、技術的な問題で4Kの超高精細度の映像などを電波で送れるだけの帯域をいただけていません。ただ、技術は進歩しますから、あと5年後、10年後にはもしかしたら、圧縮技術とでそういうことが可能になるかもしれ

ない。だけど、今のところできないです。それにもかかわらず 2020 年に東京でのオリンピック、パラリンピック開催が決まって、4K・8K の国のロードマップは前倒しできていまして、どんどん早く進めようと国は力を入れています。そうすると、BS や CS では技術的な面がクリアできますのでどんどん進んでいくと思うんです。アナログからデジタルにかわる時にアナログで十分きれいだよと思っていたのが、デジタルになったらデジタルでないと満足できなくなってしまった。それと同じようなことが 4K と今の地上デジタル放送の間に出てくると、今の地デジの媒体価値が下がっていく心配があるわけです。

そうすると、当然収入も下がってくるという心配がつきまといますので、技術的に今できないといわれている 4K ではありますが、これから技術的な動向をしっかり見守ってなんとかくらくらいついていきたいという思いと、先程いいましたが、デジタル化で体力がかなり消耗している時に、またそれを上回る設備投資を強いられたらどうしようというジレンマがあります。なかなか先が見えないので今判断はできませんが、そこを何とかクリアしていかなければならないというのが 2 つ目の大きな課題だと思っています。

地域社会への還元——「花笠まつり」

ちょっと話は違いますが、番組づくりについては、山形放送は、地域に密着した社是を掲げてやっていますので、開局以来、先輩方も脈々と力を入れてきていると思います。ローカルワイド番組の歴史を振り返ってみても、YBC はいち早く取り入れました。地デジで苦しかった赤字の時は、全国のローカル局ではやめた局も結構ありますが、YBC はやめないということで続けてきましたし、今も地域のローカルワイド番組として認知されていると思います。

それに、番組の質といいますか、コンクールでの受賞も、県内では山形放送は実績があると思います。民間放送連盟の番組コンクールがありますが、それを 1 つの基準にして考えますと、全国で 1 本しかない全国最優秀を過去 2 回いただいています。

また、平成になってから優秀賞以上の賞を何本取ったか調べてもらいましたら民間放送連盟の番組コンクールだけで 23 本ありました。

このほか NHK さんも含めたいろんなコンクールがあり、そういったところでもボチボチ賞はいただいています。開局以来制作畑の先輩達が目指してきた文科省中心にやっている文化庁芸術祭で、2、3 年前にラジオ部門の芸術祭大賞をいただきました。そういうことも含めて、地域に密着した放送局であり続けるためには、地域に密着した情報を発信し続けるための資質というか力量というか、そういうものも持っていなければならないという思いがあります。先輩から脈々と努力してきた結果は、ある程度県民の皆さんに認められているのかなと思っています。

一方、社会問題と災害への現在までの取り組みという点では、BCP は当然、一生懸命やっていますが、ご存じのように、山形は意外と災害が少ないところですので、これまでは幸いにも活かす機会がありませんでした。ただ、いつ蔵王が噴火するかわかりませんし、手は抜かないでやっていくつもりです。

あと、NNN という日本テレビのニュースネットワークがあります。協力体制はほかの系列も一生懸命やっという感じがしますが、NNN としても負けないくらいの結果を出しているなと思っています。もちろん、いつうちがその協力を仰がなければならなくなるかわからないわけですから、

ギブ&テイクという意味だけではなくても、協力体制をつくっていかなくちゃならないと思って、それについてはかなり前向きに取り組んでいるつもりです。概括そんなところですよ。

——「花笠まつり」は新聞社、テレビ局とずっと関わっていますよね。それはテレビ局として主体的にいろんな形でイベントの取り仕切りやなんか、プログラムをつくるなど、いろんなことをやっていく言い出しっぺ……

本間 花笠まつりは、山形新聞・山形放送の服部敬雄社長が提言してスタートした祭りですから、事務局も山形新聞、山形放送の中であって、最初は全て人も出してやっていました。それが何年前かな。やはり山形新聞、山形放送というメディアグループだけのお祭りでは広がりには欠けるといけないねということで、山形商工会議所に事務局を移しました。当然、うちもその事務局の中に入って祭りを支えて、経費的にも支えています。商工会議所に事務局を移してからもう20年ぐらいになると思います。

——今やいちおう「花笠音頭」、全国で聴きますね。これ、服部社長、どういうことで始めることになったんですかね。

本間 東北は、ねぶた（ねぶた）、竿燈、七夕と大きな祭りが3つあって、賑やかでいいよねと。地域の活性化のためには山形にも全国に自慢できる夏祭りを県民の力でつくりあげられないかということだと思います。当時は、東北四大祭り……三大祭りはもうありましたので……にしようということで、県の舞踊振興会とか錚々たる踊りのお師匠さん達に協力していただき、踊りも新たに創作してもらいました。それで最初は踊っていたんですが、だんだんとストリートダンス系の踊りが入って、今はかなり自由にやっています。

もともとは尾花沢地方にあった労働の時に歌った民謡がもとになっているそうです。それを地域の活性化をいかにするかということグループとして考えて、会社のいわゆるCSRとして始めたということです。さっきいった地域社会への還元です。

——1963年かなんかからですよ、確か。民謡での踊りだと思っていたので、ずっと昔からあると思っていたんです。今回お伺いするにあたって、山形放送さんの資料を散見したら……『50年史』は見れなかったもので……それであれ？　と思って、「花笠音頭」って、山形放送、山形新聞で一緒につくって、それで約60年近くですね。ある意味では古くない新しい伝統になっている。面白いなと。メディアで主体的にやっているというのは非常に面白いなと思ひまして。

本間 そうですね。どうやって支えたかという、もちろん祭りの継続もそうですけど、たとえばカンヌのフェスティバルに花笠舞踊団を派遣するとか。その際、新聞、放送が取材陣を同行させ、全国ネットでも流すような努力もしました。「花笠まつり」がカンヌで脚光を浴びたというような話題づくりもまめにやりました。ぼくのちょっと上の先輩が、音響さんも兼ねて取材に行ったり、カメラを回したりしています。

——当時は、録音と一体ではないですよ、カメラは。デンスケ……

本間 一体ではないと思います。デンスケというか、もうちょっとデンスケよりは小さかったかもしれないけど。ラッパ型の拡声器まで持っていったらしいですよ。（笑）

——ぼくは横浜ですけども、盆踊り大会があると、必ず「花笠」はかかりますよね。全国にまで広まっているわけで。その時にここでつくられたものが、日本全国へという形ですね。すごい特異な例だと思います。近年だと「よさこい」（「YOSAKOIソーラン祭り／北海道・「よさこい祭り」／高知）とかいろいろあって広がっ

ているんですけど。先鞭ですよ。どんなところもやってないことを始めたというのが非常に面白かったの
で、そこが気になりまして。

伊藤 もう一度ルーツを振り返りますと、YBC の前身「ラジオ山形」開局当時は、民謡大会の
中継がキラコンテンツだったようで、山形県民謡振興会の会長は代々うちの報道制作局長が務め
させていただいている。「花笠」の踊りもそうしたつながりの中から生まれたと言って良いと思い
ます。昭和 40 年の大阪万博の「日本のまつり」に参加して、その優雅さ、華やかさが広く全国に
知られるようになりました。最初の頃の「花笠まつり」は企業中心というか、それぞれ電飾の車の
あとに従業員の踊り手集団が続く形が柱でした。高度経済成長期を迎えて、地域経済のパワー、企
業の活力が大きくアピールされていった時代でした。それが大阪万博とかカンヌとかに行く中で、
「花笠」が山形の代名詞になっていった。私たちはその流れの中にいるうちに、いつの間にか大き
な祭りに育っていったという感じでしょうか。

本間 それはそうですね。われわれ入った時は、もう「花笠まつり」はある程度定着していて、
3 日間、夜の 8 時 55 分のニュースに入れるんだとかといわれて、それこそ DR に毛が生えたよう
なカメラを持って、そのへんに行って、毎晩取材していたね。(笑)

——つい先日、ハロウィーンが日本の中に広がって、いろんなニュースにも出ていますけれども、50 年間
……60 年前にその下地が全部できているような気がしました。そこから始まって、似たようなもので各地で
「よさこい」やったりするの、ここ 10 年、20 年ですよ。それほど古くない。ぼくらは盆踊り、夏、必ず
やって踊らされたりなんかした時に、「花笠」も踊らされるわけです。そうするとぼくらみたいに山形と関係
ない地域でも生活に根づいているというのは、すごいなと思ったんです。

本間 確かに原型みたいのはありますよね。岩手の「さんさ踊り」のお祭りも、夏祭として賑や
かに盛大にやっていますよね。それだって、やり方としては「花笠まつり」を発展させたのと同じ
パターンのように思います。もちろん、踊りの中身は違いますが。仙台の七夕まつりで踊る「すず
め踊り」もパターンは同じで、地域おこし、まちおこしの原型といったら原型みたいなものが五十
何年前からあるわけですよ。

——ひらめきなんですかね。

本間 地域おこしをしたいという、初代服部社長の思い。やっぱりものすごい強いリーダーシ
ップをお持ちの方でした。

——やっぱり地域にすごい愛着を持たれていたんですかね。

本間 山形を何とかしたいという思いが強かったんじゃないでしょうか。うちのグループは、関
連会社がけっこうありまして、もちろん放送会社だから制作プロダクションの会社や広告会社もあ
りますが、そのほかに IT 関係の会社もあれば、それこそ製造業の会社もあり、今、11 企業ぐらい
あります。そういうのもすべてその社長の時代に起業した。山形に活力を呼ぶためにはどんなこと
をやったらいのかということを本当に心から考えていたと思います。祭りだけでなく、山形に
県立美術館もないということで、自分で声がけをして、協力者を募って美術館をつくった。それ
に、山形交響楽団をつくったりと、すごく精力的で山形のために何かやりたいという思いが強かっ
たんじゃないかと思います。

——まだいちおう資金提供されて……

本間 もちろん、寄付で支えています。でもそれは、山形のためだという気持ちもありますが、

やはり地域社会への還元です。実は山形放送は民間放送最長の21年連続年度三冠王継続中という自慢げに話していますが、機械式の調査が山形で始まって以来1回も落としたことなく三冠王を取っているんです。キー局の浮沈に関わらず取っているというのは、やはりこういったいろいろな地域還元、山形のためにいろんなことを一生懸命やっているというのがベースにあってはじめて、テレビで三冠王を取り続けていられるのだと思っています。

——21年というのは、ちょっと想像できないですね。新しい局ができて、絶対、勝てないということですよ。

本間 しかも三冠ですからね。一冠も落としてないわけですから。その中の半分くらいは、関東ではフジテレビが全盛を誇っていました。接戦の時もありましたが、それでも山形放送がとにかく、年度三冠を取っているというのは、やはりこういったいろんな地域関連の事業を、もちろん人もかけ、ある意味じゃカネもかけて一生懸命やってきたことを県民が見ていてくれている結果だと思います。

「山新放送愛の事業団」という事業も昭和54年からやっています。民間で福祉にお役に立ちましょうということで、財団法人をつくって、県民の方からの善意をいつでも受け付けています。その善意は全て、例えば授産施設でエアコン壊れたので助成してほしいといった申請があれば審査をして、県民の善意を100%還元して喜んでいただいています。

やれるものは全て県民のためにやりましょうという思いはオーナー社長の時代から受け継いでいて、新聞社とももちろん協力してですが、そういういちばん古い放送局としての活動があって、キー局が辛い時でも、なんとか三冠を取ってこられたのだと思います。

競合他局との関係

——ほかのいろんな放送局ができて、YBCはいろいろと手助けしていますよね。

本間 手助けというか、最初のP2ができたのが、YTS（山形テレビ）で昭和45年。だからうちがテレビを初めて10年後です。ぼくらが入社した頃には、1期生、2期生がスタートしている頃です。その時は、うちで採用した社員の方に放送のノウハウをおぼえていただいて、先輩方も含めて、ドーンと移籍していきました。だからうちの社員だった人がむこうの開業時の社員になっている方もいまして、うちのOB会にも来るような方もたくさんいらっしゃいます。

でも、平成元年にできた第3局の時は、マスコミの集中排除で、うちはもう、お手伝いしたくてもできませんでしたね。FM山形さんができた時には、若干、株はお手伝いしたのかな。マスコミの集中排除で、3局目は、ちょっとコンプライアンスにふれちゃったりするといけないよねという感じはありました。

——ネットのクロス状況を解消していくというか、1本化していくプロセスとか、をもうちょっと。山形放送が中核でいろいろとしていますよね。

本間 最初は1局しかないからオールネットでいいとこだけやっていたんですが、2局目がありました。YTSは最初、フジ系でスタートしています。フジ系の局ができたので、フジ系の番組を全部お返ししました。うちはあと3局のクロスネットでやっていて、平成元年にTBS系列の局ができたので、その時は『水戸黄門』はじめTBSの番組はみんなお返ししたんです。その時点ではフジとTBSの系列局があって、うちは日本テレビとテレ朝のクロスネットとなりました。

その後平成5年に、2局目の山形テレビがフジ系からテレ朝系にネットチェンジしました。その際に、うちはマストバイという形になって日本テレビ系列になりました。その結果フジ系がなくなってしまった。その後さくらんぼテレビが、平成9年にフジ系のテレビ局として開局したという流れです。

——いくつかの番組は、フジ系のやつをお買いになっていますよね、フジが全面的になくなったので。3局を受けているのでかなり難しかったと。そのあたりの話で、そこで服部元社長がかなりいろいろ苦勞されているみたいなことを資料で読んだんですが。それでYBCが仲立ちで、ネットはこっちにいて、それでフジの幾つかの番組はYBCで買い上げたという形です。

本間 最後のクロスネットの時は、やっぱり、当時担当なさった編成担当の役員の方達は、えらく苦勞なさったと思いますね。最終的には、当時の社長が決断するしかないというような状況になったように聞いています。さくらんぼテレビは、民間放送の放送免許のいちばん最後の局です。さくらんぼテレビと高知のさんさんテレビの2局に免許がおりて、その後は地上波の免許はおりていません。人口が約115万人の県で、パイが少ないわりに4局あるというのは山形しかなく、それがさっきいった熾烈な競争をしている原因になっています。

——今後の見通しとかぜんぜん立たないんですかね。

本間 まったくわかりませんが、南東北放送ができるかもしれないし、国の法律が変わって山形の2局が手を組んで、もう少し効率よく県民に放送を流す方法が許されるのかもしれませんが。ただ、法律にがんじがらめになっていますから、その中でどうしたら生き残っていけるのかを考えるしかない、そういう意味ではそれが一番厳しいですよ。

キー局との関係と模索するビジネスモデル

——結局、広告収入の母体がらみですね。

本間 去年、60周年の記念事業として、山形市内のラジオの送信所の敷地に0.5メガワットの太陽光発電をつくりました。当時は、再生可能エネルギーをつくろうというのが国をあげてのスローガンになっていまして、うちとしてもなにか協力できる方法はないかと模索しました。売上が45億円ぐらいの会社が3億円近い設備投資するのは、ある意味では決断が要りました。ビジネスモデル的にはリスクが大きかったんですが、これも利益の社会還元だということで決断し、60周年の年に稼働しています。

——今のところペイはできているんですか。

本間 ビジネスモデルでは、今のままの売電が約束されれば、13年かければキャッシュフローは戻ってきます。普通、ビジネスモデルは5、6年で、13年というのは、CSRというか、そういう大義名分に沿った事業でなければできなかったと思います。今のところは順調に稼働しています。

——東京から広告を取ったりとかいうのは、やっぱりやっていらっしゃるんですか。

本間 ネット局からの配分金というのがあります。キー局がローカル局分も含めて一括セールスして配分されます。それが東京からくるお金の1つで、それにうちが独自に東京のスポンサー、代理店にあたって、ローカルのスポットに東京の企業の広告費を取り込むということはやっています。

——PTとかで、地方は勝手にやれという部分はありますよね。ああいうのは、やっぱりそれはキー局がセー

ルスしないCM枠がある場合は、自分で探すという感じですね。

本間 そうですね。

——そうすると、それは東京か、山形かというところとやはり山形地域という形になりますか。

本間 いえいえ、東京でも入れます。今のシェアというところ……

板垣 テレビの売上の3分の1が、いわゆるキー局から配分であるネット料金です。3分の2は、うちの独自の売上ですが、そのうちの全体の3分の1が東京支社の売上というところなんです。ネット料金が3分の1、東京支社が3分の1、残りの3分の1を県内の支社と大阪、仙台支社で売上げています。東京の比重がきわめて高い。ナショナルスポンサーの本社がほとんど東京にあるというのが要因です。一方、ラジオは、東京、大阪とかの売上はきわめて少なく、県内の売上の比重がきわめて高く、6、7割は県内スポンサーです。それに、ラジオの場合はネットの比率がきわめて低いという特徴があります。

本間 昔はけっこうネット番組でナイターとかであったんですけども、今はもうほとんど……。ラジオのキー局も東京のローカル放送局の色彩を強めているんですね。東京は市場が大きいから田舎のローカル放送局よりはいいですが、確かに東京ローカルラジオ局的な色彩がものすごく強くなっていますよね。ただ、ラジオも一生懸命やっています。

——東京キー局からのいろんな圧力、やっぱり配分しているからというのであるんですね。

本間 それはいいです。すべて契約に基づいています。NNS協定という契約があって。この番組は東京のキー局が全部仕切りますよという約束をする。番組の編成や売上もそうです。また、先ほどもいったように、NNNのニュースの契約もあります。NNNの契約の中には、例えば「NNN」の冠がついたニュース番組を、ローカル局は同時間に一括して放送するといった決まりがあります。

——そうすると、なんかあった場合は、そこに挿入できるというのもけっこう厳しくなりますよね。

本間 そうですね。だから、「NNN特別番組」が編成されると、うちがそこで高校サッカーを予定していたとしてもやれないとか、やらないという約束のもとでやっている。加盟社の社長がみんなサインして協定書を結んでいるから、それはそれで当然しなければならないんです。

——そうすると、例えばニュース番組だった場合に、帯でキー局から流れると、そこでローカルの場合だけは山形という形になるんですか。

本間 それは差し替えとって、協定の中で認められています。ただ、「news every.」でも、今、4時台にやっている「news every.」は、NNNの冠がついていません。だから、そこで通販番組をやっても構いません。

板垣 東京では4時台から「news every.」を放送していますが、2つに分かれていまして、前半のほうはNNNの冠がついてなくて、後半の5時53分からはNNNの冠番組です。

——かつては、5時か6時ぐらいからやっていた時間帯が、前に延ばした部分はNNNがないと。場合によっては、そこだけ自由に差し替えもできるし。

板垣 別の番組をやってもいっこうに差し替えありません。

——ただし、ここから以降の部分はと。なかなか難しいですよ、キャスターから何から全部一緒ですからね。

板垣 でも、5時53分00秒からはNNNの全国ニュースですということで、そこから番組に乗っても大丈夫なように、キー局で演出しています。キャスターはかわらないですが、そこでもう

一度、キャスターが、「改めまして、今晚は」とかといって仕切り直しでやっています。

——それで6時から6時半ぐらいまでの間に、なんかグルメコーナーがありますよね。ほとんど東京の……

本間 その時は、山形は山形のローカルのニュースを放送しているわけです。

板垣 6時15分までは全国のニュースで、6時15分以降はローカルで放送していいですよということ。そのまま乗っても構いませんが。

本間 ローカルだって放送しないとね。

——話はあっちいたりこっちいたりするんですけど、4局と競争するところで、特に力を入れるとすると、どこに力を入れる形になりますか。

本間 ローカルで競争できるところって、限られていますよね。夕方のワイド番組とか、当然、差し替えるべきニュースとかね。そういうところが力の入れどころです。それに、山形県の面白い話題を全国に放送してもらうといった努力ですよ。あとは、編成的にしっかりPRをするかね。だから意外とやれるところはたくさんありますが、キー局にお願いしなければならない場面もあるわけですよ。例えばつまらないドラマやっていて誰も見なければ、うちも見られないわけですから。

——山形からドラマを発信するとかという形とかも、場合によっては……

本間 ドラマはできないですね、まだ。ただ例えば「秘密のケンミンSHOW」にドラマ仕立てのコーナーがあって、山形放送も協力するから山形に来て山形の話を出して欲しいなどという願いは大いにやりますし、「はじめてのおつかい」でうちも協力するから山形バージョンを放送して欲しいといったことなどいろんな番組で努力しています。山形の話が出てくると視聴率が上がります。「所さんの目がテン！」に地域の話が出たとか、「ZIP！」の中に誰か出たとか。そういうのは大いに努力しなければならないです。なにか面白い話ないかと、キー局の番組から地方に振ってくる時があります。その時は逸早く手をあげて送ってやるとか、そういう努力はしているつもりです。

板垣 キー局がつくっている番組にこちらから情報をあげて、取材してもらうというのが1つあります。あとは、ローカル局が全国放送できる枠というのがあり、日本テレビ系列ですと、「NNNドキュメント」です。そこでなるべく山形放送として企画書を出して番組を作り全国に発信していこうというのがもう1つです。

このほか、テレビ朝日がキー局となる民間放送教育協会という組織があり、そこへうちも入っていて、今、「日本！食紀行」という番組を放送しています。これも企画書を出して、なるべく山形放送制作の番組を放送してもらおうということをやっております。

このほか、日本テレビの朝の「ZIP！」という番組がありますが、この中にもローカル局から夏企画とかを募集してやるケースがあるので、募集があったら企画を出して通す努力をしています。県内の情報を全国向けに発信することで、全国の方から山形を知ってもらって、こちらにおいでいただくとか、山形はそういうところかと認識してもらうことが大切だと考えています。それで地域の活性化にもつながるだろうということで、全国にもどんどん情報発信していこうというスタンスで考えています。

——「NNNドキュメント」、夜中ですよ、今。

本間 この間、久しぶりに送り出したのは夜中で関東の視聴率が4.3%、占拠率が31.4%でし

た。今期で3番目の高視聴率、占拠率は2010年以来のトップだそうです。大学生が119番しましたが、救急車に来てもらえなくて、亡くなった。今、救急体制のあり方が問われているという内容の55分番組です。去年はそのテーマのラジオ番組で日本放送文化大賞の準グランプリをいただいて喜んでいたところでした。

地方局としての番組づくりの努力、戦争へのこだわりと社内教育

——県内だけというような番組などの場合、特に、こんなところ気をつけてつくっている、注目されているとか、ここに焦点を当てているとかありますか。

伊藤 ローカル番組は、ニュースから情報系から様々ありますが、その中で「やまがたZIP!」という月1、15分のヒューマンドキュメンタリーの枠を去年の秋から設けています。県民は意外にドキュメンタリーを見たことがない人が多いようで、ドキュメンタリーといえばNHKスペシャル的な日本全体を俯瞰するような番組しかイメージがないんだと思います。自分の身の回りにいる人達がこういう努力をしている、こんなことを達成したり、壁を乗り越えているというテーマで描いていますが、けっこうリアクションがあります。番組のフェイスブックを始めましたが多いときは8000ぐらいのリーチがあったりして、まだまだかもしれませんけどちょっと驚いています。その意味で、地域で壁を乗り越えようとしている人達を前向きに描くことを一生懸命やろうというのはあります。

本間 それはラジオでも同じような発想で、例えばラジオだと、もう少し枠があるから、同じ頑張っている人でも、なかなか目の届かない若い経済人で頑張っている人を取り上げてみようとか、いろんな発想は企画の段階で出して、1シーズンやってみようとかで、やっています。

伊藤 もう1つは、戦争というテーマへのこだわりということがあると思います。開局以来だと思いますがそういう伝統はずっとつながっていて、1つ象徴的なこととしては、「8月ジャーナリズム」とよくいわれますけれども、ニュースの企画で戦争をテーマにした6、7分ぐらいの構成ものを多い時だと8本とか9本並べていって、そこから番組につなげていったり、あるいはラジオでいろんな展開をしたりということがあります。

全国で放送されるような番組は、例えば原爆の問題とか放射能の問題もそうですが、沖縄戦と沖縄の現在とか、そういうテーマにいきがちです。では山形は、大きな空襲もなかったし、何がテーマだろうと。正史で語られることはあまりないですが、山形は兵隊と食糧をどんどん送り出し、あるいは満蒙開拓でいうと長野県に次いで行った人が多いんです、青少年義勇軍も含めて。そういう風に見れば戦争による悲しみは無数にある。

本間 「戦争の語り部たち」というタイトルをつけて、もう何十年と、とにかくニュースでやろうというのでやり続けています。5本の時もあれば8本の時もありますが。その中で、大きくふくらんできたものは、NNNドキュメントとか、民教協のスペシャルとかのコンペに参加して、採用されて1時間の番組になったりしています。さっきいった民間放送番組コンクールの全国優秀賞に入った作品がたくさんあります。だから戦争に対するこだわりというのは、うちの会社のDNAみたいなもので、今、ここにいるのは報道とか制作をやってきた人間ですが、そうでない人達も含めて、戦争に対するこだわりみたいなものは会社ですっとやっているという認識は持っていると思います。民教協スペシャルになった時もあれば、それこそギャラクシー賞の大賞をもらった時もあれ

ば、結果的にラッキーだったねという賞は、そういったところから出てきている番組が多いですね。

——山形と戦争って、工場が爆撃という話もあり聞かないですよ、ぜんぜん。満蒙開拓団の長野の話は聞いたことありますけど、2位だったという話は……

伊藤 1万7000人くらいですね。国全体に占める山形の満蒙入植者の割合は6%だそうです。山形は大体、国全体の1%弱というのがポジションですが6%は異常に高い数字です。やはり食えなかったというのもあるんでしょうけど、農家の次男・三男が。だから満州に行くしかなかった事情がある。

——引き揚げてきた人達の問題も、やっぱり出てくるわけですよね。

伊藤 そうです。それから今は霞城公園になっている山形城址に連隊が置かれていて、その連隊は沖縄戦で玉砕しています。昭和40年に沖縄南部に「山形の塔」という慰霊碑ができて、そこにたくさんの遺族が集まり、そのお話を聞くとところから「戦争の語り部たち」シリーズが始まったと聞いています。

——長いですね。1965年からだと50年ですよ。

伊藤 終戦から20年目、YBCテレビの開局から5年目にスタートしています。今、社長が申しました連盟賞受賞について付け加えますと、昭和50年に「証言 山形昭和50年史」というタイトルで、ラジオで証言を集めたものを3ヵ月間シリーズで放送しています。

本間 アナウンサーが読んで、われわれディレクターが解説みたいなことを喋って、10分ぐらいの帯番組をラジオで昼、放送していました。3ヵ月やって本にまとめた。

板垣 これは連盟賞のラジオ活動部門で優秀賞をいただきました。次に、昭和56年に「山形戦没兵士の手紙」というラジオ番組を3ヵ月間やり、出版もして、連盟賞のラジオ活動部門の優秀賞をもらっています。

本間 戦争未亡人達が、そろそろ話したくなかった時期だろうということで、苦勞話を聞いた。そうすると、戦地の夫から手記、手紙がきているんですよ。ありきたりの手紙がほとんどですが、その中には、人に預けたとか子供が衣類に縫い付けて持ち帰ったとかで検閲を逃れたため本音の入っている手紙もあって、そういうのをピックアップして、百何十人かな、紹介しました。それもやはり朗読はアナウンサーに朗読してもらって、われわれ記者が解説というか、ナレーターみたいなことをへたくそながらやりました。

伊藤 「戦争の語り部たち」シリーズをベースにして、昭和61年に張作霖爆殺事件の写真が山形県内に埋もれていたというスクープを発掘しました。それをベースに「セピア色の証言」という番組を作り、テレビ教養部門最優秀賞をいただきました。さらに、その同じ年に「戦争の語り部」シリーズが、連盟賞のテレビ活動部門で優秀賞を受けました。それ以降も、地方の時代映像コンクールだとか、文化庁芸術祭などの受賞に結びつくような戦争をテーマにしたドキュメンタリーが、去年もラジオで連盟賞をいただくなど、ズーッと続いています。中でも、民教協スペシャルで平成17年に放送した『『あなたまた戦争ですよ』～残された妻たちの手記』という戦争未亡人達の手記を綴る活動が今も続いているというところに焦点を当てた番組が、連盟賞テレビ教養部門優秀賞と放送人の会のグランプリをいただきました。

本間 放送人の会の賞もあって、初めての時、こんなのあるんだって、ありがたかったけど。

伊藤 先輩方が取材し作り続けてきたものを見て、うちはこういう会社なんだということを若いうちに認識する。戦争という大きな悲しみ、過ちを伝えていかなければいけない、それが日々のニュースの根底にある。そしてそれを掘り起こして番組にしていくなんだという認識は、ちゃんと番組ができていのかどうかは別にしても、自然とみんなが共有していると思います。

本間 「戦争」ばかりやっているわけじゃないですけど、そういう大きな流れはあります。
——そういう場合、あるトレーニングみたいのとかをやったりするんですか。

本間 いや、OJT ですね。先輩がつくっているのを、その次の世代が見てるんですね。それをまた次の世代が見ている。日本放送文化大賞で準グランプリもらった若いディレクターがいるんですが、授賞式で「どうしてつくれるんですか」と聞かれて「だって、先輩方も平気でバンバンつくっています」と。OJT だなと思いました。

——戦争は絶対だという感覚的な問題もずっと OJT で大体培われていく感じですか。

本間 私は、私の先輩から OJT で、一緒に仕事していきわかれて、そのチームに入って、そんなことをさせられていると、後輩に今度一緒にやろうとやってやると、まあ、大体つながっていきますよね。

——研修やるとかそういうことは特にはないのですね。

本間 特にはないけど、例えばたまに賞なんかもらうと、副賞とかをいただける時があるんですよ。この副賞で飲むかという話だけど、もったいねとなって、じゃあ評論家の方が今テレビ番組をどう見ているか聞いてみるみたいなことになる。そういう時には、会社では賞金は個人にはやらないが、何に使ってもいいとしていますので、評論家の方を呼んでというようなことでも、だんだんとノウハウが蓄積されてきているところはあると思います。そういう時はなるべく多くの、きのう制作にきた若いディレクターも巻き込んでやるから、自ずと少しずつ伝わってくるようです。会社はそういう教育研修費なんてあまりないから、自分達で稼いだので使えといわれてきました。

——是が非でもなんか賞取って……

本間 賞取って勉強しなきゃならないって。ぜんぜん賞金ないのもありますけどね。

ビジネスモデル模索の課題

本間 今後の課題でもう1ついい忘れたのは、やっぱりキー局だと映画をつくったりインターネットの動画配信サイトをつくってみたい、いろいろとチャレンジして新しいビジネスモデルをなんとか探し出して本業にプラスして収益を上げて、そういう収益の割合を3割にしよう、4割にしようという努力をなさっていますよね。ところがローカル局って、資本がないこともあるんですが、映画つくって、コケると何億円も損をする。キー局は何勝何敗でクリアできますが、ローカルは1本つくってコケると、3年間大変だという話で、なかなか思い切った映画製作もできません。お祭りのラジオ番組に Web で動画中継も足してやってスポンサーに喜んでもらうような試みなどは、ほかの局よりも頑張っているつもりですが、なかなかこれだというビジネスモデルにつながっていない。

これからのローカルの経営としては、本業の収入は、いい番組をつくって視聴率を上げて、シェアをなるべく確保して売上を増やすという努力をして、それなりの効果は上がっているし、これからも続ける必要はあると思います。それに加えて放送という本業以外のビジネスモデルも模索しな

ければならないのは重々わかっていますが、新しいビジネスモデルがなかなか見つからない。そういうことがいちばんのクリアにしなければならない課題かもしれません。

それに、山形のグルメサイトというので、県内のおいしいそうな店を紹介するサイトをつくって、わずかなサイト料をもらってやっています。それは意外と軌道には乗っているんですが、それが売上の何割になるなんていうことは、ちょっと考えられるような状況ではない。

—— Web の広告費は安いですからね。

本間 でも広告費をもらえればいいんですが、なかなかもらえるようなビジネスモデルがないというのがローカル放送局としては、本当はいちばん喫緊に何か探さなければならない課題だと思っています。データ放送でもいろんなことをやっていて、データ放送を使って視聴した方にポイントを上げて累積ポイントによって商品を差し上げることで視聴率の弱いところを上げようとか、うちはけっこう努力をしていますが、これをやるとお金になるよねというのが、なかなか見つからない。どこのローカル局もそうだと思いますが、キー局と違って、そのところは大変です。

キー局には、例えば映画つくるなら、ちょっと出資に加えるなどローカル局も巻き込んでっています。なるべくそういった新しいビジネスも一緒に入れてくださいという願いは会議があるたびにしています。だから、先程いった最後の課題が何といってもいちばんの課題ですね。シェアを上げて、パイがない中でどうして暮らすかというのと、あとは今の話と、あとは4Kの先が見えないことと。自分が社長している間にはクリアできそうもないですが。

——映画プロデューサーの友人から聞いたんですけど、製作委員会システムでいろいろとやって、ヒットしているように見えて、だけど、結果的には映画館だけの収入って大したことがないじゃないですか。DVDやブルーレイになって、レンタル料とか、そのへんに付随していろんなキャラクターを含めて全体がいかないとペイできない。近年厳しいと嘆いていますけども。

板垣 映画は、PR 打つ時は満員御礼で打ちますからね。

——あれ、ほとんどサクラみたいなものですよ。（笑）

板垣 実際、わからないところがありますよね。

本間 でも、映画とか『アナ雪』じゃないですが、1つヒットすると、何十本分も取り返せるみたいなのところがありますよね。

——映画プロデューサーの友人いわく、映画で映画自体の収益だけじゃない。それ以外のところから上がらないと、というので、すごい厳しいとか。最近はディスク自体も買ってくれないから。『アナ雪』なんかの場合は、キャラクターグッズもいっぱいできますよね。でも、普通の映画だと難しいですよ、そこが。そうするとディスクが売れないとペイできない。ディスク自体がすごく厳しいと。

本間 ローカルの放送局が単独で映画をやって失敗したケースも何本も見ているんで、それはちょっと危なくてできないねということです。映画つくらないとすると、Web とコラボで何か、小さい額でもいいからやりたい。うちのホームページに2カメくらいの簡易な動画をつけて、祭りを映して、その祭りの番組をラジオで中継してというように。ラジオで中継すると30万しかありませんが、Webで映像も出すから、さらに10万上乗せできれば、それでもいいんです。そういう商売を見つけようという努力でやっていますが難しい。

もともとラジオの中継代だともらえる額にプラス10万円をもらえるという、10万円を20回やれば200万でしょう。売上に貢献しているという発想が出てくれば、やるよね。最初はカメラの

設置代だけでもいいと思うんですが、設置代にちょっと利幅をつけることができると、1つの新しいビジネスの芽にはなるという感じは持っています。そういうものをたくさん見つけようと一生懸命やっているんですが。ローカルは小さいのを積み上げるしかないですよ。

あと海外番販で、日テレ系列も含めて、海外に何とか番販して、そこで10万円稼ごうとか、そういうのも系列上げてやっていただきたいというようなお願いはしています。

——そうすると観光客も来るようになりますね。

伊藤 今年初めてその取り組みを系列あげてやりました。

本間 やったんですね。

伊藤 東京フィルムマーケットという国際コンテンツ見本市に日テレを中心としたNNS全体でブースを設け、各局が制作したコンテンツをまとめて展示、販売するトライアルに加わりました。自社で販売してもいいし、販売を委託することもできます。ただ、コンテンツだけは各局が準備する。今度2作目を送って、うしろのほうからついていく感じですが、その流れを続けられればいいなと思っています。

山形県庁がスポンサーの山形の観光情報番組を週1のレギュラーで23年やっています。県の誘客ターゲットは首都圏がターゲットなので、本当はキー局で放送できればいいんですけど、それほどの予算はない。それでテレビ埼玉さんをキーステーションにうちが制作に入り、現在、神奈川、千葉の独立U局、それに宮城のローカル局をネットしています。以前は関西や中京もカバーしていたんですけど。内容は山形のおいしい味、温泉、文化、人との出会いを入れ込んでいます。それをベースに海外番販を今できれば県も喜ぶし、うちも二次利用でわずかでも収入が生まれる。可能性はあるかなと取り組んでいます。

——その場合は、日テレ系は、そこに流してないからいいんですか。

伊藤 いいんです。

——そうすると独立局をうまく使いながら、という形ですかね。

本間 でも、それもコンペで、うちはその枠組でコンペに勝ってやっていますが、ライバル局もいるわけですから。そういうところは、例えばMXを使おうとか、あとはBSを使ったらどうだとか、CSはどうだと、いろいろなアイデアを出して争っているわけです。ところが今のところは独立U局をキーにして、何局か固めるというのが勝っています。番組の中身、つくり方も上手だということもあります。

——海外でうまく、山形放送独自で売りにいくとかというのは、特になにか……

本間 古池さんのグルメ番組は、うちは個別で売ったんじゃないの。

板垣 そうですね。1回香港にいったのがありましたね。ただ、売るにしても、聞いてみますと、ある程度の本数……単発1本でどうですかというのじゃなくて、同じようなものがシリーズ化されていると、売りやすいというか、買ってもらえるらしいんですね。そうすると、北海道とか沖縄とか京都とかであればある程度揃えられると思いますが、山形だけのネタで何本か揃えるというのは難しい。海外で山形というのを紹介する番組ですよと持っていくよりは、やはり系列が集まって、山形編は山形放送が、宮城編は宮城テレビさんがという形で集めたほうが、売りやすいだろうということです。うちが単独で海外進出するには、ちょっとまだ力不足かなと。

本間 ネタ不足だよな。

伊藤 ただ今回は、総務省の括りの企画コンペで全国16社選ばれた中にうちも入って、インドネシアとミャンマーで年明けに放送する単発55分番組を現在制作中です。スカパーが年間を通じて2時間枠を持っていて、その中のシリーズに当てはめるものを国としてバックアップするという事です。近年、県庁もそうですが海外へのアピールに力を入れていて、コンテンツの二次利用として見逃すわけにはいかない。

本間 たくさん予算がなくても、そういうのにはまじわっていたいよねという感じはするね。
(本間社長、社用で退席)

震災との関わり

——東北の震災の時、避難の方達をいっぱい受け入れましたよね、山形県は。その時、放送局としてはどういう立ち位置というんですか、ケアとかも含めて、あるいは報道の仕方とかで、社として、こういうところに焦点を当てたというようなことなどがあれば、教えていただきたいんですが。

伊藤 発災した直後は、避難してこられた方々が避難所において姿が見えやすいといったらおかしいですけど、取材しやすい。今も県内に避難者は約6000人いますがそのほとんどが福島の方です。そうした方々に対する寄り添いといいますか、それは絶対にきちっとやるんだということの中で、時間が経つにつれてそういう方々の姿が見えにくくなっていく。アパートに移られたり、いろんなところに。現状はどうなっているのかわからなくなっていく中で、そこからが勝負なんだと。そういうところをていねいに、まだぜんぜん終わっていないというスタンスでやってきたというのはあると思います。それは主にニュース、あるいは夕方の情報番組「ピヨ卵ワイド」というのがありますが、一度取材をさせていただいた方の生活は依然続いているわけだから、途中で終わらずずっと繋がりながら取材を続けようということをやっています。頻度は少なくなっているということはあるかもしれませんが。

——原発の処理がどうなるかによって、どうされるかもわかりませんものね。帰れるのか帰れないのかもわからない状態で、ズーッとですよ。

伊藤 震災後、いくつかドキュメンタリーを放送しましたが、その中の1つは、避難してこられた家族がいつ福島に帰るのか迷っているというテーマです。おじいちゃんとおばあちゃんの考えが違う。息子の考えもあれば、孫は孫なりに悩みを抱えている。いつ福島に戻るのか、考えがぜんぜん違うわけです、家族でも。「お母さんの決断」というNNNドキュメントで放送しました。

また、風評被害がテーマですが、置賜地方という福島に近いほうのエリアに有名な米農家がいる。その米が売れなくなった。もがきながら壁を乗り越えようとする姿を描いた「汚された土」も全国発信し、これはアメリカでも放送されました。

それと今年の連盟賞ラジオ教養部門で優秀賞をいただいた「花は咲けども」というラジオドキュメンタリー。「花は咲く」という復興支援ソングに違和感を持ったフォークグループに焦点を当て、東京の目線と東北の現場の感覚の違いを反原発ソングを通して描きました。ニュース報道では福島への応援取材が今も続いています。

板垣 系列局が交代で応援に入るという形です。

——誰かスタッフが……

板垣 ちょうど、今日帰ってくるのかな。1週間ずつ系列局が交代で応援に福島に入るという形

で、今回、山形放送が行っています。

——その場合、技術スタッフとかも、ですか。

板垣 記者です。以前はクルーで行っていましたが、今は、記者が1人で行くという形になっています。

——大体、原発関係を中心に？

板垣 原発関係の技術的なものは、継続して取材している人でないと理解しづらいので、そこは福島中央テレビの記者が担当します。その人達がそっちに取られるので、その周辺の取材の応援をやるというのがけっこう多いようです。原発関連でも、継続でなくても応援できるものは取材しますけども、やはり本筋に関しては継続して取材してないとわからないということで、どちらかといえば原発周辺取材とか、原発以外の取材とかの応援に入っています。

伊藤 あともう1つ、「やまがた ZIP!」で継続取材しているのは、浪江町にあって津波で流された酒蔵のその後です。「磐城壽」という漁師の祝い酒を作っていたのが、全部流されて、酒の酵母だけが会津の研究所に預けてあってそれだけを頼りに、山形県長井市でもうやめるという酒蔵を買って再起を果たした。30代の兄弟が中心になってやっているんですが、弟は長井に家を建てて、第2子をこっちで生んで永住する決意を固めた。でもお兄さんは、もう1回浪江に戻って酒蔵を建て直すという思いがあって、カメラの前で突然けんかが始まる。それは「花は咲けども」もそうですが、ずっと何年と見つめて記録していかなければいけないと思っています。

——酵母は難しいですね。それでまた、そこで同じお酒できるとは限らないですね。

伊藤 そうです。隣県だからこそわかる状況というか、福島の中に入っちゃうと、そういうことが取り上げにくいということを聞いたことがあります。いろんな利益とか立場とか、1人1人ぜんぜん違う状況に置かれている中で議論もできなくなっているのだとしたら、隣県で、少し離れたところからしがらみなく見つめさせていただき、こういうことがあるんですということを福島を含め全国に発信するのが我々の1つの役割ではないかと思っています。

ローカルメディアとして山形県との関わり

——山形ですごい災害というと、酒田の大火とかありますが、地域社会の社会問題、どんな問題かという、難しいですね。山形というと何でしょうね。

板垣 農業問題とか少子化とか、そういったところになるかなというふうには思います。

伊藤 限界集落とか。

——それって、日本の地域は全部……

板垣 全部そうですね。山形が特にというのではないですね。

——山形って何だろうとズーッとあって、雪害ですかね。

板垣 出稼ぎも山形だけじゃなくて東北全体の特徴ですね。

伊藤 1つの大きなキーワードで括すると、山形は見えにくいといった見えにくいですね。きっと『おしん』とか出てきちゃうかもしれないですね。貧しい農村の中で、けなげに一生懸命働いている人達のエリアという延長線上にある。我慢しながら、辛抱しながら幸せのカタチを探している、そういうエリアだとは思っていますが。

——そういう全体が、山形の問題でもあるし、ある幸福でもあるしという形ですかね。一生懸命頑張って自分

達は生きていくという姿。でも、それも含めて、それは山形県全体を考えて、ある種の問題なんですかね。

伊藤 昭和40年代に庄内地方で「西洋風郷土料理」という新しいジャンルの料理を切り開いた男のラジオドキュメンタリードラマを去年つくったんです。「食の都庄内」といういい方があって、ネットで「食の都」って入れると「庄内」ってポンと出てくるんです、大阪とか北海道でなくて。それぐらい食材が豊かなところなんです、住んでる人はそういうことになかなか気がつかない。鳥海山、月山、朝日連峰に囲まれ日本海がある庄内エリアは、黙っていると別に何の特色もないんだけど、行ってみるとその中に宝物というか、住んでいる人も含めて、素晴らしいものがあるじゃないかとある時、ふと気が付く。

鶴岡出身の藤沢周平さんが生前、唯一、テレビインタビューに応じたのはもう30年前ぐらいのうちの取材なのですが、その中で藤沢さんがいっているのは、「変わらないほうがいいんだよ」と。当時、空港もなく陸の孤島みたいでしたが「いまにその変わらないことが価値になるんだよ」と。自然もそうだし、文化も人の心も。

今でも『『論語』教室』をやっているんです、鶴岡の子供たち。毎週日曜日に集まってきて『論語』読み、素読をやっているんです。そういう伝統というのが、庄内だけでなく最北の最上地方もそうだし、城下町米沢とかもそうだし、アップ・ツー・デートされていない日本の価値観というか、まだまだ山形の場合、宝物として見直すべきものがあるんじゃないかなという気がします。それを探し当て、掘り起こすことがローカルメディアの役割だと思いながら番組を作っています。——前時代的なものですね、「子曰く」とか。(笑)

伊藤 いいとか悪いとかじゃなく。

——でも、子供達はずっと参加しているということですよ。それでも、その地域で、子供達はそういったことは当たり前で、それで過ごすものだというふうに自分達は思っているよということですね。そこに違和感を感じないところに幸せがあると思うんですよ。だけどテレビは見ている。そのギャップもぜんぜん感じないということですよ。それが素晴らしいのかもしれないですね。都会では難しいかもしれないけど。

伊藤 親はそんなことさせませんよね、普通。親もやってきたから受け継いでいるんでしょうね。

——そんなことしているんだったら塾へ行けみたいになりますものね。でも、なんで『論語』なんですか。

伊藤 あそこに庄内藩酒井家の藩校（庄内藩校 致道館）があってその伝統が受け継がれています。孔子廟があって孔子様のお祭りもやっていますね。すごい不思議なカルチャーというか精神風土がある。全国どこの地方へ行っても同じようになっている中で、そういうものがいくつも宝物として残っていると思います。

——ちょっと地方へ行くと、どこへ行っても同じようなところいっぱいありますものね。

伊藤 先日、仙台の銀行の調査で、2030年代にプラスの経済成長率を維持するのは東北6県で唯一、山形だけ、という分析が出たそうです。少子高齢化がますます進む中で、山形には付加価値の高い製造業の集積があるというのがその理由だったと思います。

例えば鶴岡には慶應大学の先端生命科学研究所があります。スパイバーという人工クモ糸が少しずつ有名になってきていますが、それを起業した若者達がいて、それは慶應から生まれている。それからヒューマン・メタボローム・テクノロジーズという、唾液からがんとかわかるような分析、解析技術。そういう新しい産業の芽が育ち始めています。米沢の山大工学部には城戸（淳二）先生

という有機 EL の世界的権威がいて、県が力を入れて産業基盤づくりをしています。トヨタの工場はないけれどいずれそれにつながるような明るい展望を感じさせるものが山形にある。受け継がれてきた古いものと新しいものの融合みたいなものが山形の 1 つの特色なんじゃないかと思います。——うまく共存できる状況が。そうすると、そこでテレビ局の取り組みとしてどんなことを考えようとか、ありますかね。

板垣 当然、それぞれの問題点に関しては、企画ニュースとして何回かに分けてシリーズでやったり、あと単発の番組にしたりということで問題を掘り下げて県民に伝えていこうと思っています。

あともう 1 つは、毎年、「今年の 8 大事業」を決めてやっています。その中に、取材関係もあって、国内だけじゃなくて海外も含めて取材してきました。ローカル局としては異例というか、かなり前から海外取材を敢行しています。

伊藤 昭和 31 年からです。山形新聞社と両社の「8 大事業」という形。

——六十何年ですね。それが逆にうまく県内に循環できるといいですね。やはりそれは服部社長がすごかったからなんですかね。

板垣 そうですね。スタートは、服部社長がいらっしゃる時で、中にだけ閉じこもってないで、広く世界に目を向けてそこに実際行って取材して、どういうものかということを記者・カメラマンが感じて、それを県民に伝えていくという方針のもとでスタートしたようです。それと、3P 賞という顕彰事業があります。毎年さまざまな分野で活躍した県民を讃える事業です。

伊藤 平和賞と繁栄賞と進歩賞があります。平和賞は幅広く市民や団体、繁栄賞は経済団体、企業などが対象。進歩賞は主にスポーツとか芸術分野で、これもずいぶん古くからで、昭和 32 年からです。

——先ほどの愛の事業団とか、社会活動をいろんな形で展開していますよね。県内の中に、いろんな非営利的な事業をたくさんやっていますよね。それはやはり県を活性化させるとかいうのが大きな目的なんですね。こんなに密着しているローカルって、そんなにないですよ。

伊藤 「県民の警察官」顕彰とか、山形美術館、山形交響楽団、最上義光歴史館とか、8 大事業で、最近、毎年やっているダンスフェスティバルなんかも花笠まつりの前夜祭の位置づけで花笠会場近くの県民会館で、県内のダンス団体、それこそハワイアンから社交ダンスから様々 12 団体を毎年選抜して披露してもらう。そのイベント運営と番組制作も私たちの仕事です。

——そうすると、地域の柱って、何ですかね。歴史性ですかね。もう修験者とかもほとんどいませんよね。まだやっている方はいるかわからないですけど、日々接する場所にいないじゃないですか、出羽三山で修行された方って。

伊藤 普通に修行する人は、旅行代理店ツアーみたいなのがあったりします。でもやっぱりこういう時代だから多くの人が心の拠り所を求めている。出羽三山というのは前世、現世、来世を象徴し、修行によって生まれ変わる山だそうですが、近年、訪れる方は増えていると聞きます。

——パワースポット、近年の。でも危ないですよ、冬なんか。これからの季節、雪で、山に入って遭難等々、ニュースとしてはかなり増えるんですかね。

板垣 雪山、いわゆる登山遭難というのはそんなにないですね。どっちかという、キノコ採りにお年寄りが入って遭難したとか、春だと山菜採りとかタケノコ採りに行って戻らないとかという

のが多くて、雪山では、たまにスキーで迷って遭難したというのがありますが、いわゆる雪山登山で遭難というのはあまりないですね。

伊藤 春山ですよ、いつも遭難騒ぎがあるのは。3月から5月の連休あたり。

——逆に雪が降っているのを知っているから、行かないですよ。

板垣 そうですね。冬の登山はあまり行かないですね。昔は熊を追って入ったみたいですけど、またぎというね。

——熊の害とかは、あるんですかね。

伊藤 熊の食害は山形でも目立っています。畑を荒らすとか、家に上がり込んできたとか。たまに咬まれたとかあります。最近は相当増えているみたいです。里山がなくなって、人間と熊との緩衝地帯がなくなって、いきなりこっちに来ちゃう形になっています。小学校の校舎に入ってきたり。

——里に近いところにいるからですかね。

伊藤 熊と原発事故の問題というのもあります。飯豊連峰などにはマタギの文化が受け継がれていますが、現在、熊を撃っても肉や熊の胆を売ってはいけないということになっています。原発事故の後、県内の全市町村ごとに3頭ずつ捕獲して、すべて放射性物質の量が基準をクリアしなければならないのです。もう猟銃の免許を返すかという人が増えているということで、マタギの文化が危機に瀕している。それを番組にしようと今取材を進めています。

——魚食べたりとか。ぜんぜんそういう話って、出てこないですね、東京のほうでは。

伊藤 福島に住んでいると、きっとそれどころじゃなくて、あまり社会問題にならないんでしょうけども。福島では飼っていた豚がそのままイノシシと交配して野生化しているという話もあるようです。

——それは漫画で読みました、『いちえふ (1F)』とかという漫画で。(笑) 熊の問題、生活権の侵害ですよ、またぎから見れば。

伊藤 肉を県内の全ての市町村で3頭ずつ捕獲して、すべて基準値以下だったらいいよと、そういう検証は無理じゃないですか。高い壁になっているようです。

——それはNNNドキュメントの企画かなんかですか。

板垣 できればいいなと思ってはいます。

——熊まつりというのは何のお祭りなんですか。

伊藤 マタギの神事です。

——じゃアイヌの熊まつりみたいなやつですかね。イヨマンテとか、熊を殺して供儀にする時、神との関係のお祭りがあるみたいですが。

伊藤 だいたい観光ナイズされている部分もありますが、5月の連休中にあるので、いつも。熊汁が目玉だったんですけど、それはもう出せない。それが魅力でもあったわけですけど。

——そのほかに局として力を入れていることはありますか。

板垣 海外の姉妹局というのが 있습니다。これけっこう先駆的にやったんですよ。平成元年から平成6年までの間に、アメリカ、韓国、ポーランド、オーストラリア、ギリシャの5局と姉妹局の盟約を結びまして、レギュラー番組として「YBC 姉妹局 NOW!」という番組を編成しました。それぞれの局とニュースの素材を交換して、30分番組だったんですかね、海外のニュースを紹介す

る番組をやっていたというのが1つあります。

あと、ラジオで平成元年から「地球列島 22 時」という番組をやりました。これは海外に住んでいる日本人や現地の方にリポーターになってもらい、その人達と電話を生でつないで現地のニュースや話題を伝えてもらいました。例えばポーランドと結んだら、その時点でのポーランドの政治状況とか、時にはやわらかい季節の話題とかを。シビアな時は、それこそ緊迫した現地の状況を生で伝えてもらいました。

姉妹局との素材交換は今はありませんでしたが、海外のリポーターは、今でも土曜日の「土曜は最高！」というラジオ番組でその国の状況をレポートしてもらっています。

——ギリシャで、経済危機の時とかですよ。

板垣 そうですね。そういう時は、どうしても、海外のニュースをキー局がやるときは、本当に肝のところだけドーンとやるじゃないですか。でもうちのラジオリポーターは、必ずしもそういうところにいるわけでもなくて、あまり国内ではニュースにならないところの南米のペルーにいたりします。そうすると、ほとんど日本ではニュースにならないけれども、今、南米ではこういうのがすごく話題になっているとか問題になっているということが、わりとパッと入ってきたりして、そういうところでいいやり方かなと感じています。

——キー局で取り上げてないところって、けっこう大事かもしれないですね。日テレの「所さん」の番組、現地特派員のあれ、みたいな感じですかね。普通の特派員、やはりトピックになってないと取ってない。外国人の視点で……

そんなので、テレ東ですが、「YOU 何しに日本へ」みたいなのも面白いですよ。山形空港は国際空港でしたっけ？ じゃないですよ。観光立国云々で山形いうと……

伊藤 チャーター便なんかは、たまに台湾とかプログラムチャーター便というんですか。こっちから乗って行って、折り返してあっちからいっぱい来てみたいな。たまに企画があるぐらいで、ふつうは仙台空港経由でしょうか。

山形には、仙台か東京経由で来ると思うんですが、さきほどの飯豊連峰の奥に中津川地区というところがあって、そこに農家民宿が10軒あり、年間30万人も観光客が来るんです。番組にしたことがあるんですが、そこに来る台湾の人に聞いてみると京都はだいたい前に行きました、札幌にも行きました、その次の日本の先に来たんですという人が多いんです。最初は誰でも東京、大阪、京都、北海道に行くでしょうけど、1回行ってしまった人にその「次のところ」としてプレゼンするとけっこう来てくれると。

——もう京都とか行き飽きて、どのテレビ見ても同じだと。

伊藤 多少不便でも、その先に行って、ふれあいみたいなものを求めているようでした。交通の便が悪いのはダメなんだろうというふうに思うんだけど、実はそんなもの大したことなくて、そのほうが逆に魅力的に写る場合もあるんだろうと。

——古い日本があるみたいな。

伊藤 山形新幹線は新幹線という名前だけどスピード遅いじゃないですか。ガタガタ、ガタガタ、山の中。今、紅葉はもう終わりだと思いますけど、その風情が楽しめる。新幹線なのに何か日常と違う時間の流れの中に行けるといった人がいて。

——新しい観光立地みたいなのとか考えているんですかね、先ほどの総務省でしたっけ、新しい、その企画的な

……そういう部分なんですかね。今までにない部分の日本にお客様を呼ぶために、いろんな局に協力してもらいたいというのもあるんですかね。

伊藤 でしょうね。そうだと思いますよ。

——京都に外国人が増えて、もうあふれて。東京もそうですけどね。

伊藤 小樽にこの間行ったら、すれ違う人、みんな中国の人ですからね。

——ぼくの大学なんか神田の水道橋のところにあるんで、秋葉原乗換えなんで、まあ、中国人がいっぱいですよ。買い物して、炊飯器を2つ持ってとか。

社説放送

伊藤 あとは社説放送の話が特徴的です。

——山形新聞の社説をズーッと放送する……

伊藤 いや、そうじゃないんです。山形新聞の論説とは別です。YBC 論説委員会があってメンバーがそれぞれに論説や解説をして山形の社説を読むものではありません。

——ぼくが読んだ資料には、新聞社との系列だから、新聞社の社説を読みたいに書いてあったんですよ。それは間違いなんですね。

伊藤 違います。ただ当初は山形新聞からも客員論説委員という形でメンバーに入っていました。両社の論説委員長とか報道部長とか編集幹部クラスで始まったようです。いまはデスククラスが中心になってきて、県政や県警クラブのキャップクラスを含めて、より現場に近い感覚で解説的な形になり、現在、通算 8000 回くらいいっていると思います。

板垣 昭和 53 年 10 月から始まっていますね。

伊藤 それも服部社長の発想で、放送は単なる娯楽・速報機関であってはならない。新聞と並ぶ言論機関であり、自社の意見を発表することこそ社会的使命であるという考え方です。当時は公平、中立など放送法とのからみであまり望ましくないんじゃないかという議論もあったけれど、服部社長の強いリーダーシップで、翌年には連盟賞テレビ活動部門で優秀賞を受け、テレビの言論機関としての可能性に挑戦して一面を切り開く活動としての評価をいただいて今に至っていると思います。1000 回単位で県民に記念論文の募集をして、大賞とか優秀賞などを選んで番組にして、また山形新聞にその主張を載せてというような展開をしてきています。

——ほかにはみられないですね。

板垣 1 回、どこかの局が同じように始めたことがありますが、短期間で終わったようです。だから、これだけ長くやっているのはうちだけだと思います。

伊藤 地域の中にある問題があって、A か B か、みたいな対立状況というのは以前に比べてあまりなくなっているのではないのでしょうか。私たちの「社説放送」も、状況はこうで、背景はこう、よってこう考えたらどうだろうかという提言が多くなっていると思います。昭和 50 年代、酒田のマーケット街撤去の問題で、早く行ふべきだとの論説に対して住民から苦情がきた。反対意見があったら必ずそれをテレビで紹介し、さらに論説を展開していくというのがルールで受け継がれてきました。いまはあまり反対意見もこないのですが、考え方はやはり受け継がれています。

——住民意見を聞いて、やっぱりこうしたほうが良いと……オピニオンを喚起したりしていくという役割も持ちながらですね。普通テレビは、それはあまり……

板垣 中立性から多様な意見を取り上げるというところがありますので、なかなか難しいのではないかというご指摘もあったそうです。当然、言ったことに対する反論は必ず取り上げるといったように、いろいろな意見をきちんと出していく中で、中立性は保てるんじゃないかということで踏み切ったというふうに聞いています。

——たまに、なんか一方的に意見をいっちゃって、免許を取り上げられるんじゃないかという話がよくありますよね。画期的ですね。これからもずっと続いていく……

板垣 そういうつもりでおります。

——大体、時間的には、タイムテーブルではどのへんでやっているんですかね。

板垣 前は午後3時50分から4時まででやっていたんですが、4月の改編で、先程出た「news every.」の1部を編成しました。3時50分からスタートするものですから今は、「news every.」の中の差し替え枠に入れています。

伊藤 始まった昭和50年代頃は「おはよう YBC・けさの主張」という名前で、朝7時半から8時までローカルワイドの中で放送していました。そこから昼前になって、夕方になって、今の位置になっています。

「社説放送」については、もっとテレビのフォーラム機能を広く深く展開できないかというのが課題かもしれません。

——世論の喚起、いろんなディスカッション、議論ができる場としては意味がありますね。上からきたものをただ流すだけの報道のあり方とはちょっと違うという意味では。しかし、経営とどうなのかなとかもあるでしょうし……でも、なくすという発想は、基本的にないわけですね。

板垣 ないです。

——どうふくりますなり、テレビとしては、なにかを変えないといけないとか。

伊藤 論説委員がバストショットで画面に登場し、VTRをはさみながら提言を行う形というのは今の時代どうなんだろうという疑問はあると思います。一方で、特に高齢の方々にとってみればオーソドックスでわかりやすいといえればわかりやすいと思います。でも、もっとテレビ的、あるいはメディアミックスなど面白いことができるんじゃないかと。より見てもらえるような世論喚起の仕組みがないのかなとは思うんですね。

——それこそ、インターネットと組み合わせとかというのはないんですかね。いろんな投稿やなんかありますしね。NHKみたいなものもありますが。

伊藤 課題の1つのテレビの双方向性ですね。

——デジタルになって、でも結果的にdボタンでほとんど使わないじゃないですか。

板垣 最初、デジタル放送が始まる時に、メリットは何ですかということの中で、データ放送もそのひとつに挙げられていました。われわれもそんなにうまくいくかなと思いつつも、少し期待していたのかなと思っていましたが、利用のされ方はまだまだかなという感じはあります。

——何に使うのかなって、いつも思って。

板垣 今一生懸命、キー局などでクーポンをやったりしています。うちもそういう活用はしていて、やるとそれなりの反応はありますね。でも、それ以外のいわゆる付加価値の情報という点では、まだ十分に活用され切っていないだろうなという気はしています。

——双方向が可能になるから云々等々で一生懸命やっていましたけどね。あれは何だったんでしょうね。

板垣 あれは、データ放送をトリガーとして、テレビとインターネットの回線がつながることで双方向にできるんですよね。今、どのぐらいつながっていますかね。結線率はどうなっているかだと思いますけども。

——その話も出なくなってから……

板垣 そうですね。あまり出てこなくなりましたね。

——そんなに広がってないんですよね、きっと。

板垣 どっちかといえば、データ放送で情報を流し、結線さえしてもらえば詳しい情報も流せるだろうということでしたが、今は詳しい情報を流すというよりも、さきほどいったように、クーポンとかゲーム感覚でというところにグーッとシフトしている感じですね。

——詳しいことはdボタンで出ますよとかって……大体、テレビで、小さい時ならジッと見ていますが、じゃなければ、押し黙って座って見てないですよね。テレビってそういうものじゃないから、そんなにデータを押しとかって気をつけたりしないですものね。と思うんですよね。

伊藤 テレビとは何かということですか。

——ジッと見てない限り、ボタンを押すとかという感覚じゃないですよね、この情報欲しかったとか。動きながら家事やっているとか、いろんなことをやりながら見ている時に、この情報を欲しかったらボタン押してくださいって……

日テレ・山形県・初代服部社長

伊藤 先程、ネットチェンジの話で、マストバイ日テレになった際に「君、まず日テレに頑張って勉強してきなさい」というのがあったんです、1年間。そこから十何年続いた。日テレニュースでの研修を入れると20年以上続いたんですが。

最初の研修要員が報道部員だった私でしたが、日テレの社会情報局にいて「追跡」という番組で勉強してきなさい、と。月金の夜7時から30分の生放送で、青島幸男さんが進行役。メインはVTRで、そこでタレントを使わない身近な生活情報ドキュメンタリーのつくり方を勉強してきなさいという社命でした。社史によるとマストバイになったことによって、日テレに対して何が貢献できるかみたいところを考えなければいけなくなりましたということの中で、人を出してまず日テレのカルチャーを勉強してくるということもねらいとしてあったようです。研修は1年交代で、そのうち社会情報系から報道系にシフトして、ニュースをどのように伝えるのかとか、当時日テレはフジから三冠王を取り返した時期で、そういう流れの中で日テレとYBCは気持ちを1つにしていけないといけないとインプットされたように思います。

「ピヨ卵ワイド」という夕方情報番組がありますが、私が日テレに行った年から番組が始まって、そのころ札幌テレビの「どさんこワイド」や広島テレビの「テレビ宣言」がスタートしていて、ローカルワイドとしては日テレ系が強いとなって、そういう番組を横目で参考にしながら「追跡」のノウハウを生かしながら「ピヨ卵」が始まっていった。マストバイになった頃の特徴としてそういったところがあると思います。

——今、資本比率で、県が筆頭ですよ。県が筆頭って、ほかの局でも県が筆頭って……

板垣 いや、違いますね。ほかの局はきっとキー局とか新聞社が筆頭になっていると思います。

——いつごろから県が筆頭ですか。

板垣 うちは、最初、ラジオでスタートしましたが、当時、ラジオって本当に儲かるのか、疑問な部分があって、資本金を集めるのにかなり苦労したようです。そうした中、ラジオの放送事業というのは、1つの地域の文化振興とか、地域振興のために必要だということで、県も出資することになったそうです。初代の服部社長が、そのほかに経済界にも協力を求め、1口ずつ集めて会社を設立したと聞いています。新しい局はキー局や新聞社などが株主で、20人とかという局が多いようですが、うちは株主が400人ぐらいいます。

——それぞれが小さい割合が50個くらいありますよね。それより下はみんなそんなに持ってないということですね。

板垣 そうです。

——山形新聞が多いのはわかりますけど、ここはじゃどうなっているの、何で県がこんなに持っているのと思いました。創業者の服部社長が全額持っているわけじゃないみたいな感じなんで、これどうやってできているのかなと不思議だったんですね。でも、服部社長自体は、いろんな会社を経営されて、新聞社を中心に。それでそこを元にしながら、ラジオ、テレビとなるんですね。

板垣 そうですね。新聞社をやっていて、うちの会社を設立して、そのあとですね、関連会社を増やしていったのは。

——そうすると服部初代社長は、すごいカリスマ性で全部を、という形なんですね。

板垣 そうですね。

——みんなもついていく何かを持っていたわけですね。

板垣 やはりリーダーシップがすごくあった方ですよ。だからジャーナリスト、新聞社のオーナーや放送局の社長としてだけでなく、文化事業とか福祉事業とか、そういったものにも目を向けて、文化事業では美術館というのが県内にないということで、自分が発起人代表になって、つくりましょうという形で、それこそ県内の経済界だけでなく、美術界の皆さんにも話をして、チャリティの資金を集めるためのオークションをやってもらったりして、そういう形で資金を集めて美術館をつくった。そういう点ですごくリーダーシップを持った方でしたね。

伊藤 政治力もあったのではないのでしょうか。山大医学部の誘致成功とか県土の基盤整備というような部分については、とても大きい地域貢献があったのだらうとは思いますが。

——山形県にとっては、素晴らしい貢献をされているんですね。

今日は長い時間、どうも有り難うございました。

荻部 秀治*

聞き手 米倉 律

——今日はお忙しい中、お時間をいただき、ありがとうございます。去年（2013年）は、日本でテレビ放送が始まってから60年という節目の年でした。そこで、新潟放送として、地元の新潟とどのような関わりをもってきたのか、今後を展望するうえで、今どのようなことが課題になっているのか、などについて伺いたいと思います。まず、新潟県の放送界の特徴、その中での新潟放送の特徴、独自性からお聞かせください。

荻部 新潟県は、地理的な特性として四方を山に囲まれていることもあり、北陸とも中部地方とも異なる独特性を持つ県です。電力は東北電力の管轄ですし、NHKでは東北（仙台）とも関東（東京）とも区別され独立したような形になっています。面積は全国で5位と広く、離島が2つありますし、海岸線もトータルで600km以上と地理的にも独自の特徴があります。

さらに、今年は御嶽山の噴火、8月には広島の大規模な土砂災害がありましたけれども、新潟は、冬の豪雪、地滑り、水害など、災害多発県でもあります。災害というのは全国で起きるわけですが、その頻度は、新潟はかなり高いと思います。昭和初期からの地滑りの発生率が全国ナンバーワンという数字もあります。新潟の場合、災害をどう放送で伝えるかは常につきまとう課題ですね。

新潟放送は、昭和27年（1952年）にラジオ局から始まったわけですが、開局から3年後の1955年10月1日に新潟大火というのがあり、そこで災害放送を行うわけです。テレビが始まったのが昭和33年ですが、それから数年後に有名な「38豪雪」というものすごい豪雪があり、さらにその翌年（1964年6月16日）には新潟地震がありました。

最近ではちょうど10年が経ちますが、中越地震（2004年10月23日）と、その3年後に中越沖地震がありました。そのように多発する災害について、どのようにいち早く正確な情報を届けるのかというのが、新潟放送の創立当時の使命として、また自負として、綿々と受け継がれてきているように思います。

ラジオ放送、テレビ放送のスタート

ラジオのスタートが、1952年（昭和27年）、テレビが58年です。ラジオ時代からお話しをすると、1951年に民放16社がラジオの予備免許を受けています。そのときには新潟はまだ準備に入っていませんでしたが、新潟日報社という新聞社を中心に、地元の政財界、自治体あげて、新潟県にもラジオの電波がほしいということで、運動が一気に盛り上がります。その結果、民放では18番目の局として、翌27年に開局したわけです。それまではNHKしかなかった放送が民間にも開放されるということで、まだ戦後6～7年の時代ですから、当時の記事などをみると民放への期待は

*かるべ しゅうじ 株式会社 新潟放送 総務部長

大変大きかったようです。新潟放送は当初、「地方民間放送のモデルステーション」というキャッチフレーズを掲げており、かなりの意気込みだったことが分かります。

営業も順風満帆でした。テレビ開局時も民放1社独占の状態でした。当初からTBS系列でしたが、民放1社ですから、民放の番組、日テレ、テレ朝、フジテレビのものも含め、すべて新潟放送を通して放送される形でした。そういう状態が、昭和42年に新潟総合テレビが開局するまで続きました。ほかの県も、古いところはたぶんそういう状況だったと思います。テレビも、ラジオも、独占状態が昭和40年代初めまで続きました。テレビというビジネスモデルが最大に開花した、非常にいい時代だったということです。高度経済成長とまったく同じ歩みで、特になかなか他社が参入しない状況がずっと続くわけですが、新潟総合テレビ（フジテレビ系列）が昭和42年、テレビ新潟（日テレ系列）が昭和56年、その2年後に新潟テレビ21（テレビ朝日系列）ができて、ようやく4局体制になります。

——地元での影響力も大きかったでしょうね。

荻部 そうですね。地元の有力企業として大きな影響力があったと思います。新潟放送は、ジャスダックに上場しています。全国的にも株式上場している民放局は、キー局を除くと名古屋のCBC、大阪のABC、福岡のRKB毎日くらいですし、ローカル局としては新潟放送1社だけです。それだけの地元の有力企業だったということです。勢いがあった時期ですね。新潟市は、今合併して政令指定都市になっていますけれども、それ以前は、人口が約40万人弱ぐらいで推移していて、当時から日本海側で最大の都市でしたし、県の人口でも、明治初期～20年前後には、全国の都道府県で最も多く、東京よりも多かったようです。その後、労働力を首都圏や阪神方面に供給していった、徐々に減っていったわけですが、新潟県は大県だったわけですね。

——放送局として、特にローカル民放局として上場するということのメリットというのは、どういうところにあるんでしょうか。

荻部 たしかに、株式市場から資金調達するわけでもないですし、逆に上場にかかるコストも人手もなかったりして、上場するメリットというのは分かりにくいかもしれません。メリットは、われわれぐらいの規模の会社ですと、資金調達とかそういったものよりも、経営の全てを開示することで、株主に対して緊張を持った経営をすることになる、そういう意味でのメリットが大きいかもしれないですね。放送局という業種はどんぶり勘定的なことが多かったと思うんですが、そういう意味では、上場していますから、例えばCSRの観点にしてもそうですし、環境問題なんかに関しても株主のほうから、どうなっているんだと必ず出てくるわけですね。それに対する答えを出さなければいけない。そういう意味での健全性やガバナンスの確立という意味でのメリットが大きかったように思います。

——子会社を積極的に設立してグループ展開を図るということもあったそうですね。

荻部 これは当時、ある種の「流行」だったのですが、各業界でコンピューターを導入し始める昭和30年代中頃に、放送業界でも衛星放送などいろいろなことにコンピューター関連の機器が必要になりました。そういう中で、コンピューター関係の子会社を作りました。当時の社名はBSN電子計算センターですが、今、この会社はグループの中で売上、営業収益がいちばん大きくなっています。現在、放送収入だけでいいですと、年間の売上は65億～67億円ですが、グループ全体で見ると220億ぐらいです。そして放送外の収益の中心になっているのが、コンピューター関連です。

ほかにも、不動産とかビル管理をやっている BSN ウェーブという、これも昭和 30 年代につくった子会社などもあります。

ですからローカル局ではありますけれども、グループ全体で考えた時には、社員、家族含めて 2000～3000 人という規模になるわけです。その意味での存在意義というか、単にテレビ、ラジオだけを経営しているというのとは異なって、やはり地域経済の中でそれなりの地位を占める企業グループになっているわけです。

独自性の追求

——地域放送としての独自性ということではいかがでしょうか。

荻部 今はどの局でも、夕方のローカルワイドニュースというのをやっていますけれども、その先駆けになったのは、やはり当社です。始めたのは昭和 54 年です。ちょうど、ENG が入り始めた頃ですが、夕方に帯で月～金のローカルニュースを始めました。当時は、そういう夕方のローカルワイドニュースというのはなかったですから、夕方の視聴率が 20% を超える時代が長く続きました。地元への情報発信という意味では、当時は大きな貢献をしていたと思いますし、その分地元からの信頼も大きかったと思います。

ちょうどその頃、新潟は東京まで新幹線が開通する前夜です。上越新幹線が開業したのが昭和 57 年です。また、昭和 60 年には関越自動車道が全通しています。ちょうど、新潟が飛躍した時期と重なる頃ですよ。そういう時期に初めて月～金の帯でローカルニュースを始めたということで、これは今でも続いているわけですが、地元では夕方になるとそのニュースを見るというのがしばらく続きましたですね。

——ニュース以外では、特色ある番組にはどのようなものがありますか。

荻部 水曜日に、7 時からのゴールデンの枠で「水曜見ナイト」というローカル番組をやっています。以前は不定期で、年に 5 本程度しか放送していませんでしたが、これを拡大して、今では年間 25 本ぐらいいは放送しています。

特徴的なのは、この時間帯は、キー局がバラエティとか歌の番組とかいろんな番組をやっている、NHK はニュースと「クローズアップ現代」をやっていますが、ただ、ローカルのネタでも視聴率を結構取れるんですね。場合によってはトップを取ることもあります。ということは、やはりキー局の番組だけではもの足りない、もっと地元のことを知りたい、新潟のことをもっと知りたいという人がかなりいるということですね。これは今は他局がやっていないということもあって、ゴールデンで独自性を出せている番組ですね。

この番組は、高い時は視聴率が 16～17% ということもありますし、コンスタントに 13% くらいは取れています。大体、民放 4 局で行ったり来たりなんですが、場合によっては民放 4 局のなかでトップを取れるということです。

——内容的にはどういうことをやっているのですか。

荻部 基本的にはグルメであったり、まち歩きであったり、あるいはいろんな企業の紹介もあります。あらゆるものをやっています。例えば、今週は、ちょうど中越地震から 10 年ということで、リポーターがまち歩きをしながらインタビューをやるんですが、10 年前被災地だったところが今どう変わっているかということで、地域の人達とふれ合うというような、そういう単なる情報では

なく、少し報道的な部分も織り込んでというのもたまにやっています。

それから、夏に長岡で有名な花火がありますが、その時には生で拡大して2時間枠にします。今年もやりましたけれども。そうすると最高で17%とか、そのくらいいきますね。花火をテレビで見てどうかなというのはあるのですが、生でやるということで話題になりますね。

ご存じのように今、キー局がゴールデンで苦戦している中で、キー局のせいにはしてはいただけないというのがあります。やはりローカルでもゴールデンで見てもらえる番組をつくると。それがなくなってしまうたら、ただキー局の番組で数字悪くて嘆いているだけになってしまいますので、その部分がこれからかなり鍵になってくると思います。

——水曜のこの番組は、どういう経緯で始まったんですか。

荻部 実は、もともと夕方の月～金で、ローカルニュースのほかに情報番組をやっていました。4時から5時までの1時間枠です。それをやめて、そのかわりにゴールデンで勝負しようということになったわけです。夕方の時間帯の番組は、大体、役目を果たしただろうという形になると思います。今でも日テレ系列のテレビ新潟はその枠でやっていますが、テレ朝系のところも撤退しましたし、うちもそこはやめました。キー局のニュースが1部、2部制のような形になっていますし、あるいは人気ドラマの再放送で高視聴率を上げている局もあります。やはり各局の戦略ですよ。自然とニュースよりも、キー局のままあるいは数字の取れるリピートを流して、その代わりに別の番組をやろうかという形になってきたように思います。5年間やって数字もよかったのですが、長くやってくるとマンネリにもなりますし、なかなか他の番組を制作する人手が足りないというようなこともありましたし、制作費もそれなりにかかっていたというのもあって、とりあえずいったん打ち切って別な形でやろうということになったわけです。結局、毎日情報番組をやっていたディレクター達がスライドして水曜の番組を制作しているわけですが、その時のノウハウが今も生きていますね。

ジャーナリズム追及と経営のジレンマ

——荻部さんは、長く報道番組、情報番組の現場やデスクの仕事をされてきたということですが、その間に何か変化のようなものはありましたか。

荻部 感じますね。かつてはENGで取材して編集して、ストレートニュースも企画のニュースも、ある程度の時間をかけて作り込んでいたわけですね。それが徐々に放送機器が進化するとともに仕事のスタイルが変わっていきました。私が入った時はSNGも、当然パソコンもありません。まだ電話送稿をやっていた時代です。ファックスも普及していませんし、コンビニなんてほとんどない時代ですから、電話で口頭で原稿を送って、それを本社で受けて、カーボン紙を敷いた原稿用紙に書き写すということをやっていました。かなり手作り感のあるニュースが当然多かったですし、作り込んでいたものもありました。

それが時代と共に、SNGができて、いつでもすぐに電送できるようになりました。最近では、パソコン1台持っていけば、データがネットの回線を通じてすぐに送ってしまうという機器もあります。それから中継も、昔の地上マイクロもアナログ中継車から、今は、デジタルになっていますが、それがSNGにかわり、どこでも中継できるようになった。さらに、去年くらいから導入され始めていますが、パソコン一式持っていって、簡易カメラみたいな形ですぐに中継できるというシ

ステムもあります。しかもそれがちゃんとハイビジョンで出せるわけです。スタッフ3人ぐらいでどこでも中継できるというふうな形で、変化が非常に激しい。

それと共に、ニュースや情報が、どうも使い捨てのような形になっていることが気になります。中身よりも数をこなせ、というような部分が強くなっているかもしれません。情報の速報性、即時性が求められる一方で、陳腐化するのも早くなっている。発表物を出すことに終始してしまうことの弊害はよく指摘されますが、そうすると通信社の記者と変わらなくなってしまう。そういう意味で、ニュースに対しての取材力とか掘り下げ方とか、そういったものがちょっと希薄になってしまっているのではないかという危機感が個人的にはありますね。

それから、これもどこの局でもそうですが、社員数が減っていますよね。その分、外注にまわっている。プロダクションとかいろんなところにアウトソーシングしていくわけです。当社もピーク時は300人近くいた社員が半分以上の140人くらいになっています。私が入社した頃は、外注というのはほとんどなくてみんな社員でやっていたし、人数も当然多いわけですよね。それがどんどんアウトソーシングしていく。昭和30年代のように、黙っていても利益が上がるビジネスモデルが崩れてくると、当然アウトソーシングでコストダウンを図る、そうすると、やはりディレクターにしても記者の数にしても、いろんなところで人員はどうしても減っていくわけです。

その結果、現場に余裕がなくなってきました。昔は遊んでいる記者というか、何かをリサーチしている記者が何人かいて、あとは何やっているかわからないみたいなのがいっぱいいました。サツ回りなんて、昼間は寝ておいて、夜動けばいいんだよというような時代があったのですが、今はどこの社でもそんなことは許されないということで、やはりどんどんサラリーマン化してきた。そういうことも古い人間からすると、ちょっと危惧されるような感じはしますね。もう自由闊達にいろいろやれる時代ではなくなっているんだなという気がしています。

今はひとつのニュースが終わったら、次にまたどんどん新しいものが入ってくる。官庁からの発表物を映像化して出し続ける作業に追われているような感じがします。だから今の若い社員たちをみていると、ジャーナリスティックな視点を養うべき若い時期に、自由に動きまわる余裕がほとんどなくなっていて、少し気の毒だということもあります。

——現在、記者と制作、ディレクターの割合はどのくらいですか。

荻部 人数的には制作のディレクターと記者は、ほとんど同じくらいです。報道全体では、私の頃に比べると3割ぐらい減っています。

——記者はアウトソーシングというのはできないですね。とすると、記者は以前と比べて相当繁忙感が増しているわけでしょうか。

荻部 そうですね。私の駆け出しの時は、県警、司法、県政には、それぞれ記者クラブの常駐が3人、それは当たり前でいたのですが、今は、常駐はいません。何かあれば行くという形になっています。結局、ほかの企画、ニュース取材していると、クラブに張りついている人間はほとんどいない。それはどこの社もそうです、新聞も含めて。

——しかし、さきほどのお話しにもありましたように、新潟は非常に大きな県で、それだけ県の中でも多様性があるわけです。そういう多様な情報をきちんと扱っていく、取り上げていくということはローカル民放局の大きな役割ですよね。今のお話しのような、非常に厳しい体制で、そういうジャーナリズム機能を十全に発揮することは困難になっているということでしょうか。

苅部 そうですね。新潟県で富山県寄りに上越市という町があり、ここにはまもなく北陸新幹線が通るわけですが、その上越には、かつては支社があつて、放送部門ももちろんあつて記者とカメラマンが常駐していました。しかし、数年前から記者をなくしてカメラマンだけという体制にしている時期がしばらく続きました。ほかの民放局も同様に、やはり記者はなしです。カメラマンも、地元のプロダクションとか、あるいは写真屋さんなどに頼んでというような形になってきた。かつては上越市に各社、テレビの制作体制をおいていたのが、徐々に人を引き揚げていってしまったわけです。

当社はそれで、北陸新幹線も通るということもあり、これではまずいだろうということで、記者を復活させました。新幹線が停まる駅で、記者がおらずカメラマン1人というのでは、やはりまずかろうということもあつて。ただ、ほかの社はなかなかそこまで手が回らない状況です。

新聞も含めて、小さい支局をどんどん閉じて合併したり統合したりする動きが多くなっていますが、やはりそういう意味の人員削減とか合理化というのは、NHKなども含めて同じ流れだと思います。佐渡もそうです。佐渡には、本来はいろんなニュースがあるのですが、各社やっぱり契約のカメラマンだけというような状態です。そういう形でローカル放送業界では、支局・支社を統合・閉鎖するというような動きがずっと続いています。

——その縮小傾向というのは、おおまかにいうといつぐらいから始まっているんですか。バブル崩壊くらいからでしょうか。

苅部 民放というのはバブル経済が崩壊してから、しばらくの間は右肩上がりが続いて、1996年くらいまではよかったんです。00年代に入って、ネットが急速に伸びてきてからですね。それからリーマンショックがあつて、軒並み大変になってきたという感じでしょうか。上越市から記者を引き上げたのは2000年に入ってしばらくしてですから10年前くらいです。そうすると必然的に上越市でのニュース取材は手薄になります。熊が出たとか、地滑りがあつたというような発生ものはカバーできますが、上越市の経済がどうなっているのか、政治がどうなっているのかというようなことは、県内のローカルニュースにはなかなか出てこなくなってしまう。やはりこれではまずかろうということになったわけです。

——この10～15年で体制の縮小傾向が続いてきたということですが、そのことがローカルニュースの中で伝えられる情報において、目に見える形での変化につながっているのでしょうか。

苅部 そこまでは、まだいってないと思います。まだ報道に関しては、聖域的な部分もあつて、大きな全国ニュースになれば、各局で出し合っている基金の中から、予算・費用が出ることでもありますし、まだそういうしわ寄せのようなものはないと思います。ただ、重要なニュース報道のためなら、潤沢にどんどん経費使って取材しなさいという時代では、もうなくなっています。もちろん、地震など大きな災害があれば、当然それなりの人も物も投入しますけれども。

——制作のほうでアウトソーシングが進んでいるということですが、その部分については、どういう状況でしょうか。

苅部 東京でもプロダクションは若い人がなかなか長続きしないといわれていますが、ローカルではそれ以上に人材が少ないというのが決定的にあります。やはり地元のプロダクションというのはそんなに何社もあるわけではありませんし、人材もたくさん集まらない。高齢化も進んできていますし、そういう意味では、ローカルでアウトソーシングしようとも、なかなかしにくいという問

題が出ています。新潟にある制作プロダクションは、中小含めて、10社に満たないと思います。カメラマンにしてもディレクターにしても、40代後半、50代半ばぐらいという形でかなり高齢化してきている部分があります。

——制作者ということでは、局によっては、時間をかけて番組を制作し、地方の時代賞やギャラクシー賞といった放送業界の賞をねらいにいく、といったディレクターや記者をごく少数でも抱えているというようなローカル民放局があったと思いますが、新潟放送はそういう面ではいかがでしょうか。

荻部 確かにそういう人がいましたね。新潟放送でいえば、原発関係の取材・制作のところに専従、または半専従する人が2〜3人いました。今、原発再稼働のことで持ち切りですが、新潟には、ご存じのように柏崎に7基合わせて世界最大出力の原発があります。ここは東京電力です。それとは別にもう1つ、新潟県は東北電力の管轄になっていますので、東北電力も新潟県の旧巻町というところに原発を建てようとした。数十年来の計画があつて、地元では反対の声もあつてという状況が続いてきました。そして95年2月に、日本で初めて原発の賛否を問う住民投票がありました。地元住民全員で決めるんだという。最終的には結局、原発を作ることはできず、計画は白紙に戻りました。そのプロセスをずっと追った番組が、ギャラクシー賞や地方の時代賞など、いろいろな賞を取りました。

そのほかにも自然科学の分野ですが、イワナ（岩魚）の生態を追い続けるというような番組も制作されて、これもいろいろ賞を取っています。当時は、専らそういう仕事をする記者がいましたが、そういう記者は、君はほかのルーティン業務はいいから、それだけやっててよというのが許される時代でしたね。さきほど、90年代半ばぐらいまでは売上が多かったという話をしましたが、まさにその頃はまだそういう余裕があったわけです。

デジタル時代、インターネット時代におけるローカル民放局の戦略

——00年代以降は、さきほどお話しにあったインターネットの普及ということに加えて、デジタル化対応ということも大きな問題だったと思います。そうした中で新潟放送の基本的な考え方や施策はどのようなものだったのでしょうか。

荻部 地上デジタル化への対応は、どこの局でもあれだけの設備投資をして、かといって収入は全く増えないわけで、非常に重荷になりました。ではデジタル化によって、それに対応したコンテンツをいろいろ開発したかといわれると、まだまだまったく進んでいません。

ネット関係も状況は変わりません。当社はラジオをやっていますが、ネットやスマホに対応するような、いろんなデバイスに合わせてどうサービス展開するかということは少しずつやってはいますが、これによって画期的に経営が変わるとか、大きな収入源になるというような段階ではありません。それよりも今、中波について、FMの強靱化ということで補完放送しなさいというような動きが出てきていて、それに向けた新たな設備投資も出てくるでしょうし、それから4Kとか8Kといったことへの対応も迫られるようになるでしょう。そういう意味でここ数年、あるいは2020年の東京オリンピックに向けて、やはりまたローカルでも新たな設備投資がかなり重荷になってくるような気がしています。

——経営環境という面でもさらに厳しさを増していくということでしょうか。

荻部 そうですね。我々の立場からすると、ナショナルスポンサーだけじゃなくて、当然、地元

の小さな商店に対する営業は重要です。一件の額は小さくても、積み上げれば大きな額になるわけですから日々の営業活動は大事にしているわけですが、地元の企業や商店の経営者も、代替わりが進んでいて30代、20代と若くなっています。彼らはもう地元のラジオやテレビに媒体価値をかつてほど見出していません。ネットを使って直接B to Cで売れる時代ですから、そちらのほうにお金をかけようと考え始めているのです。ラジオやテレビの広告も、もう少し値段を下げてくれれば出してもいいですよ、というような雰囲気になってきています。そういう意味では非常に厳しい時代にはなっています。

例えば自動車にしても家電でもそうですが、業界の寡占化がある程度進んできて、日本を代表するような広告主が、日本はこれから人口が減るということで、海外を中心にCM展開を考え始めているわけですね。それと同様に、新潟は人口が減っていくからほかの県に向けてネットでCMを流したほうが効率がいいと考えるわけです。そういう中で地域のテレビ、ラジオの電波はもう使わなくてもいいだろう、そういう時代になりつつある。だから、媒体価値をどう維持していくか、あるいはどう高められるのかというのがこれからの死活的なテーマになります。最終的にはやはりソフト、コンテンツの問題になると思いますので、毎日この時間帯になったらローカル放送を見てくれるとか、企画したイベントなどに多くの人を集めるとか、そういったことをやらないと、当然、先細りになっていってしまうでしょう。

ラジオは特にそういう側面があります。当社は、ラジオ・テレビの兼営局で、それは一種の強みであるわけですが、同時にそれが弱みにもなっています。ラジオの売り上げは、全国的にそういう傾向ですがピークから半分以下になっていて、本来期待されるはずのシナジー効果がなくなっています。民放連の数字では、中波の売上のピークは1991年（平成3年）で、全国で2040億円だったのが、今、845億円にまで減っています。

放送だけでなく、地域紙も状況は変わりません。しかし、人口が今後増える見込みがないうえに、景気は悪いですし、若者が新聞を購読しない、年金生活者も取らない、過疎化・限界集落が増える、そもそも配達する人も減っていくという中で、部数がこれから伸びることは難しいのではないのでしょうか。

——地域におけるジャーナリズムということを考えた時に、ジャーナリズムの最も基本的な多様性の原則というローカリズムというか、その部分の足場がメディア環境の変化で相当揺らいできているということでしょうか。

荻部 そうですね。ですから、本当にこのままだと地域から消えてしまうものがあったり、地元にもいいものがあったりしても、そういうものについて十分な取材ができない、放送ができない、知らないうちに消えていくみたいなことも出てきてしまいます。現状がどうなっているかというところにすら手が届かなくなっているとしたら、非常に危ないと思いますね。また、そういう状況をどう打開するかについて社内的な議論をやるべきだと分かってはいても、みんな日々の仕事に忙殺されてままならない、ということもあります。

ラジオ離れといいましたが、テレビも同様です。地上波にとってはBSもライバルになっているということもあります。BSが登場した1990年当時、これはすごいライバルになる、地上波とのあいだの棲み分けが進む、ということが言われましたが、しばらくのあいだはBSも赤字が続いてきました。しかしここに来て、BSは黒字経営に変わってきています。確かにいい番組やっています

し、中高年がかなり見始めています。

そういう全体状況を考えると、やはり投下される広告料がこれから飛躍的に伸びることはまずあり得ないわけです。がんばってもせいぜい現状維持できるかどうか、というような限られたパイを、新潟でいえば4局で争うという図式になっていて、今後どうなるかまったく先が読めないという状況です。

新潟県の人口は、ピーク時の1997年に249万人と、あとわずかで250万人というところまでいきましたが、その後は減少に転じ、今230万人になっています。このペースでもう30年もすると、180万、170万という形になっていき、当然市場規模は縮小せざるを得ない。そのとき果たして民放4局全部が残っているのかというのは誰にも読めないことです。いずれ、東京オリンピック終わった頃がピークといわれる中で、その後はいろんな経営統合や再編といった動きが出てきても全然おかしくありません。「護送船団」で今まで生き長らえているのは民放業界だけぐらいのものですからね。

地域の災害報道の担い手として

——冒頭にもお話がありましたが、本当に新潟は災害が多いということで、新潟放送の歴史は災害報道の歴史でもあるというような側面もあると思います。災害報道の展開という意味では新潟放送にはどのような特徴があるのでしょうか。

芻部 本当に新潟は災害が多いです。そのために、災害に対する迅速な対応というのは、当社のいわばDNAのようなものとしてあると思います。10年前の中越地震の発生当時、土曜日の夕方だったのですが、すぐに当社の判断でCMを飛ばして6時間生で地震情報を出し続けるということをやりました。ほかの局では、営業などの絡みがあってそのようにCMを飛ばすというようなことはなかなかできませんが、当社の場合はスポンサーにはあとで謝りにいけばいいということで、災害情報を流すところではかなり徹底しています。

ただし、最近では、大規模災害になると、全国から応援をもらって対応するという形が常態化しています。震度5強以上だったら、同じ系列の局から連絡もなしで中継車や応援部隊が集まってくるような仕組みになっています。

そういう意味では今の災害報道は、系列の力ということになります。それが試されるというか。東日本（大震災）の時も、東北地方の取材は私どももしましたが、重油がなくなれば自家発電ができず、取材も不可能になります。従って、ロジスティックの体制も重要です。そうすると、いかに系列全体が後方支援するかという形で、やはりこれからの災害放送・報道というのは、そのネットワークの日頃の備えとか、バックアップ体制とか、そういうものにかかっているような気がしますね。ひとつの局だけで対応できるような災害は、最近あまりありません。災害の規模がどんどん大きくなっていますから。とりあえず最初の24時間・48時間は自前でやりますという形になるんでしょうけど、1週間続けて徹夜で働くわけにもいきませんから、あとは系列の物量作戦でやろうということですね。

新潟放送の場合には、結局、昔から大きな災害報道をたくさん経験してきているということがありますので、やはり他局にはない強みのようなものがあると思います。例えば、震度3、4程度の揺れの場合でも、報道以外の社員たちが自主的にどんどん集まって来るんですね。揺れを感じてこ

れはちょっと大きいぞとなると、いろんな部署の人間が来るのがこの社の常識のようになっていきます。あるいは、1時間に70〜80ミリぐらいの豪雨ですごい雨だなと感じたら、ちゃんと自主的にアナウンサーが来たりとか記者が来たりとか、そういうことが身に染みついているという気がします。

——東日本大震災のとき、新潟は被災者の受け入れしましたが、そういうことへの対応はどうだったでしょうか。

苅部 特に福島の新潟に避難して来られました。まだ4000人以上いると思いますが、ピーク時には1万人を超えていたと思います。ですから、被災地の情報だけでなく、避難されてきた人達の報道もかなり手厚くやりました。

やっぱり1万人単位で新潟に来ていましたので、同じTBS系列のテレビユー福島の新ニュースをうちのローカルニュースに入れて、つまり、新潟県に避難している福島県民向けのニュースという形で放送しました。昼の3分ぐらいのニュースをそのまま素材受けて、それをまた夕方ニュースで、今日は福島でこんなことがありました、何々町ではこんなことがあったと。ここはようやくインフラが復旧しましたよというような生活関連情報等を、新潟に避難している福島の人達はわからないわけですから、ニーズがあるだろうということで、半年くらいは続けたと思います。

——原発に関してはいかがでしょうか。

苅部 再稼働を早く求める声と、やはり福島の検証が済まないうちは、絶対再稼働ダメだという県知事がいたりして、そのあたりはやはりニュートラルな立場で報道はしていますが、今後、再稼働に向けて、おそらくいろいろな紆余曲折が出てくることが予測されます。そのプロセスというのは相当力を入れて取り上げていくべきだと考えています。

全国的にどうなっていくかまだ分からない状況ですが、新潟でいえば柏崎刈羽原発が再稼働しない限り、東京電力は経営的にかなり厳しいことは確かでしょう。原発城下町の地元にとっても町の衰退につながっていることもある。他方で、やっぱり反対の声も根強いものがあります。再稼働については向こう2〜3年ぐらいが勝負になると思います。もともとは田中角栄元首相が誘致したわけですが、7基もの原発を抱える地元局の責務として、この問題はしっかり取材していかなければならないと考えています。

地域固有の社会的、文化的問題にどう向き合っていくか

——地域固有の問題としては他にはどのようなものがあるのでしょうか。またそれらについての報道はどうなっているのでしょうか。

苅部 あまり知られていないかもしれませんが、新潟水俣病が来年、確認から50年になります。未だに患者あるいは認定患者の裁判が続いていますが、熊本の水俣病の原因が分かっているながら放置されていて、発表が遅れたから被害が拡大したということがあります。この問題は今でも続いていて、未だに後遺症のある人がいるわけです。これはまさに新潟特有、固有な事象・社会問題なわけで、この50年間を総括しつつ、継続的に取材をしなければと考えています。

当時からの映像を蓄積・保存しているのは、新潟の民放では被害者の会の関係者が高齢でどんどん亡くなっていっています。これもやはりまだご存命のうちに取材できる方については取材しておく必要があります。また、一体、新潟水俣病とは何だったのか、いろいろな公害病がある中でどう

いう位置づけになっているのかといった検証をやる必要があります。

ただ、そういう問題を扱う記者自身も自分の生まれるはるか前の話なわけで、勉強するのめなかなか大変になっています。今の若い人の中には、そういう公害病があったということ自体知らない人もかなりいるでしょうし、水俣病というと九州の話で新潟は関係ないというような感覚もあるかもしれない。ただし、地元のマスコミとしては、今どうなっているか知りませんじゃすまないと思うんですね。

それから個人的には田中角栄元首相という政治家が残した遺産についても総括が必要だと思っています。田中角栄さんは、昭和40年代後半に総理になったわけですが、彼の政治が新潟を大きく変えたことは間違いない。利益誘導で公共事業の誘致だけが結果的に残ったままあるということもあります。北陸新幹線がまもなく開通しますが、結局、これだけ人口が減ってしまっている。個人的には角栄さんの没後20年という今のタイミングで、その時代の政治の総決算と、そしてその結果、今の新潟がどうなっているのかということを検証すべきだと思っています。

——しかもそれは、新潟の問題であると同時に、日本全体の問題でもありますね。

苅部 そうだと思います。新幹線の問題でいえば、北陸新幹線の一番早い列車は、上越・糸魚川には停まりません。今まで北陸方面に行く場合は、新潟県の湯沢を経由して乗り換えていたわけですが、そういう人達が、これから素通りしてしまいます。そうすると将来的には上越新幹線の本数が減らされるんじゃないかといったことも懸念されています。上越市にとっては、久々の大型事業で、経済効果も見込めるんでしょうけどね。

そうすると、例えば越後湯沢なんかで以前からいわれてきたバブル経済の後遺症のような問題がさらに深刻化していくということもあると思います。越後湯沢にはたくさんのリゾートマンションがあって固定資産税がたくさん入るので県内では3つしかない地方交付税の不交付団体です。市町村合併もせず、未だに湯沢町のままなのですが、バブル経済崩壊から25年ぐらいいが経って、当初からいわれていたゴーストタウン化が深刻化し始めています。リゾートマンションが50万円以下で買えるみたいというようなことも出てきていますし、管理も行き届かなくなり始めています。住んでいる人も高齢化していますし、あと10年経ったらいったいどうなるのかということが心配されます。一時、リゾート地として、「東京都湯沢町」などといわれていたような町がどうしてこうになってしまうのかという、これも取材テーマとして大きなものだと思います。

——お話をうかがっていますと、原発といい、田中角栄型政治といい、バブル時代のリゾート開発の問題といい、新潟固有の問題であると同時に日本全体の問題でもあるような、そういう意味で、本当に深く掘り下げて、向き合って、取り上げていかなければいけない、ジャーナリズム上のテーマがたくさんありますね。

苅部 ありますね。ほかにもあります。新潟は、農業県ですから、米作に依存してきたわけですよ。しかし、米価が大幅に下がって立ち行かなくなっているうえに後継者問題も深刻になっている。農業従事者の平均年齢が65歳を超えて、中山間地の田畑で放棄される土地がたくさん出てきています。TPPが脅威だなどという前に、自然にもうくるところまできているんじゃないかというのが新潟の人たちの思いではないか。新潟市が農業特区に指定されましたけども、単純に「6次産業」を目指すといっても、結局、みんな何をどうしていいかわからない。秋田県もそうですし、新潟県もそうですし、国に頼ってきた農業県というのは本当に厳しい状況です。米価は日本の保守王国などといって安住していた時代の半額にまでなっていますから。そういう意味では、本当

にいろんな問題の縮図のような県です。

——今後、そういう様々な問題取材してきた記録をどう残していくかということも重要になってくると思いますが、そういう面ではいかがでしょうか。

荻部 確かにアーカイブとして残していかなければならないものがたくさんあると思います。例えば映像については、新潟大火とか新潟地震など、他局がそもそも持っていないようなものも含めて多くの映像があります。まだテープのままというものもありますから、これらを順次デジタル化していく必要があります。膨大ですからかなり経費もかかりますが、これらの映像は、新潟放送の大きな財産であると同時に、公共的な財産でもあると思います。

大きな災害や事件などの映像以外にも、昭和 30～40 年代の庶民の生活を記録したような映像もたくさんあります。ちょうど団塊の世代の人たちが小学校、中学校に上がるころに、学校の教室が足りないとか、おむつ専門の洗濯業者が大繁盛しているとか、昭和 40 年代の減反政策前に米 100 万トンの増産を達成したというようなものとか、貴重な映像が残っています。これらの映像は、これからリタイアしていく団塊の世代の人たちにとってはとても懐かしいもので、そういう映像をもう一度見たいという需要は大きいかもしれません。

——本日は長時間にわたってどうもありがとうございました。

特集1 テレビ60年 地域と民放 その2

山梨放送

2014年11月7日

篠原 公男*

望月 俊相**

土橋 巧***

聞き手 佐幸 信介****

山梨放送の沿革と前史

——山梨放送（YBS）は、1954年（昭和29年）に開局し全国的にみても老舗の地方民放です。本日は、山梨放送の沿革を指標にしながら、これまでたどってきた山梨放送の歴史をお聞きたいと思います。社史などを拝見させていただきましたが、山梨放送の年表の行間のようなお話をお聞きできればと考えています。

篠原 山梨放送は、今年の7月にちょうど60周年を迎えました。われわれがちょうど同じくらいの年なものですから、開局の頃の話というのは、先輩方から聞いたり、資料を通して知る内容になります。山梨放送には「竜王会」という開局当初から働かれていて、現在退職されているOBの方々でつくっている会があります。今の局舎がある甲府とは別のところですが、テレビ開局にあたって局舎をつくったのが竜王（旧竜王町）で、会の名前はそこからつけられました。その会が今も続いているんです。そういう先輩の方々から、開局当時のまさに意気揚々と仕事に取り組まれていた様子や、今の30分の1位の額ですが実は初任給が幾らだったよとか、当時の実際の様子はそういう話からも知ることができます。

——竜王に局舎を作ったのはなぜでしょうか。

望月 山梨放送はラジオからスタートしていますから、ラジアルアースの関係もあって、送信所には広い敷地が必要でした。また、甲府盆地を中心とした放送エリアをカバーするため、盆地の中心に近い竜王周辺が適地だったのではないかと考えられます。テレビの局舎はその隣に建てられました。⁽¹⁾

——山梨放送がラジオからテレビへという流れの中で、他の地方民放の場合ラジオからテレビというときは、TBS系列に入るケースが多い傾向があるように思いますが、日本テレビ系列になったのには何か理由があったのでしょうか。

篠原 社史でOBの方が書かれているんですが、山梨県人は巨人ファンが多く、日本テレビ系列はスポーツ中継も、プロレスも含めて盛んだったので、そこを重視したようですね。

——なるほど、そういう理由があったのですね。しかし、大事な理由であることは確かですね。その際にはトップの英断で決められたのでしょうか。

*しのはら きみお 取締役営業本部長

**もちづき しゅんそう 取締役放送本部長兼編成・制作・技術担当

***どばし たくみ 経営管理本部審議室長

****さこう しんすけ 日本大学法学部新聞学科 准教授

篠原 もちろん、最終的にはそういうことだと思います。

——テレビの開局が1959年（昭和34年）といいますと、日テレが開局して6年後にあたり、早い時期に放送が開始されていますね。

篠原 ただ、テレビは昭和34年ですが、ラジオが始まったのが昭和29年で、テレビ以前にいろいろな準備が行われてきています。

望月 大正14年3月にNHKラジオの仮放送が始まりますが、それより早く甲府で電波実験をやっているんですね。その年の1月に、後に山梨放送の初代社長となる野口二郎の呼びかけで「山梨ラジオ研究会」が発足し、3日間にわたってラジオの実験放送を行ったという記録が残っています。

——初代の野口二郎社長は山梨日日新聞からいらっしゃったんですね。野口社長は、放送の文化に対する関心や先見性が高かったのでしょうか。

望月 新聞社の社長でしたが、電波メディアにも関心を持っていて、非常に大きい視野で考えられていた方だと思います。いろいろなコメントや文章を見ますと、地域への奉仕ということを盛んにいっていますし、放送文化ということも強調しています。

——野口社長というのは、どういう経歴ですか。甲府出身の方ですか。

土橋 もともと野口家は徳島県大山村の出身で、野口二郎社長は甲府で生まれました。東京に出ていた父親の野口英夫さんが非常に優秀な方で、見込まれて山梨日日新聞の前身にあたる甲府日日新聞の主筆として山梨に招かれたそうです。大正11年に亡くなり、当時東京帝大在学中だった野口二郎が後を継いで、22歳の若さで山梨日日新聞の社長に就任しています。

望月 山梨の放送の歴史をさかのぼると、NHKラジオの全国放送が始まったものの、山梨は高い山に囲まれた地形で聴きにくく、NHK甲府放送局の誘致運動が起きました。中心になったのが野口二郎社長とラジオ研究会で、昭和12年によく甲府放送局の開局が実現しました。その後、民放ラジオの開局に向けて動き出すことになります。

山梨県の放送環境とYBS

——ところで、山梨放送が開局したあと、テレビ山梨が1969年（昭和44年）に開局しています。それ以来、2局体制がずっと続いているという状況です。また、山梨県の場合は、ケーブルテレビがかなり普及しているというというお話は聞いているのですが、新たな民放の開局やケーブルテレビとの競合やすみわけなどについても聞かせていただけますか。

篠原 新たな局の開設の話はなかったと思います。以前に聞いた話では、県の人口が100万を超えると、3局目をというような目安のようなものがあったようですが、山梨の場合は人口の規模と局の数は対応しているのではないのでしょうか。

——2局体制というのは、経営的には安定する形になるのでしょうか。

篠原 必ずしもそうとは言えないと思います。今の理屈で言うと3局目ができないということは、基本的にはマーケットが小さいということを意味しますから。

——2局体制というのは、ケーブルテレビが出てきた時には、危機感というのはあったりかしらなんでしょうか。

望月 県内初のケーブルテレビ局・日本ネットワークサービスは当初、グループ内の会社で

YBSと同じビルの中にありました。番組も連携しながら作ったこともありましたが、いったん離れて、現在は再びグループに戻っています。

——そうすると、CATVはYBSの経営戦略の1つだったわけですか。

望月 そうですね。2代目の野口英史社長のときです。

——それは、地上波の普通の発想だと逆のような気がするんですが。

望月 日本ネットワークサービスは昭和45年に設立されましたが、国内で最初の営利目的のケーブルテレビといわれています。2局地区ということでアンテナ受信ではすべてのキー局が見られなかったことや、地形的に電波状況が悪かったことがあります。また、野口英史社長は地上波テレビとケーブルが地域メディアとして補完し合う構想を持っていたので、区域外再放送だけでなく、開局当時から自主放送もかなり行っていました。今では山梨のケーブルテレビ普及率は82%以上、日本ネットワークサービスに限ると90%以上と高く、実際は4局エリアと同じという状況です。

——衛星放送が80年代から90年代にかけて普及しはじめましたが、危機感のようなものはあったのでしょうか。

望月 漠然とした危機感はあると思いますが、特別に対策を組むとかそういうことはなかったと思います。

山日YBSグループ

——昭和41年に竜王から現在の山梨文化会館に拠点を移していますが、どのような背景があったのでしょうか。

篠原 私ども山日YBSグループの中核は新聞（山梨日日新聞）、印刷（サンニチ印刷）、放送（山梨放送）です。昭和30年代半ばから、3社が相乗効果を発揮し「総合情報産業を目指す」という考えのもとに拠点づくりの検討に入りました。その結果、新聞・放送、印刷を有機的に結び付ける総合情報ビルを作りたいということだったのだと思います。

——それがYBSとグループの特徴ですね。今でもそこは強い関係があるわけですね。

篠原 人事交流もあります。

——記者として移るといってもあり得るわけですか。

望月 はい、私も山梨日日新聞へ記者として出向していた時期があります。

——社史を読まさせていただいて、デジタル化の時に自己資本で全部やり切ったというふうに書かれています。初代社長の電波への関心といい、先ほど話しにあったCATVもそうなのですが、何らかの経営的な戦略があるのではないかという印象を受けます。

望月 新聞、放送、印刷は情報産業ではあるんですが、一方では設備産業なんですね。15年から20年ぐらいで必ず設備を更新していかなければなりません。多額の設備投資の繰り返しがこの産業の歴史だといえます。

——設備産業という言い方をされるのは、独特な表現のように思います。自社の中での認識として共有されているのでしょうか。

望月 やはり設備投資額が本当に大きいものですから、経営的な1つの大きな要素にはなるかと思っています。

篠原 放送局は、何があっても電波を出し続けなければならない。それには万全の設備で臨まなくてはならないというのが前提にあると思います。その上で、情報産業の一端を担うものとして、どうやるのが最もいい伝え方になるのかを考えていくということだと思います。

——そこであらためて、開局当時のことをお聞きしたいのですが、山梨日日新聞が山梨県のメディアの中核を担いながら、新聞に加え電波についても県民に提供していくという公共的な役割のなかで戦後が始まったとってよいのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

望月 開局する時は幾つか手を挙げた中から、1つしか認められないわけです。山梨日日新聞と別の新聞、経済界などのグループが名乗りをあげました。そこで争うわけですけど、最終的には一つにまとまるという形で開局にこぎつけました。

ラジオに対する理解が一般にほとんどない中で、株主構成を見ると、個人株主がかなりいて、今でも10株、20株、30株という株主さんもいるんです。全县にわたってそういう方々がいて、資金繰りに苦勞し、県民に支えられたというところが株主構成にも表れているんじゃないかなと思います。10株、20株というような株主は、普通はいないですね。

——その個人株主の構成はすごいですね。この時、県からのアプローチやサポートなどはなかったのでしょうか。

篠原 記録にはないですね。野口二郎社長は県内の政治、経済、文化、スポーツ界をリードする立場で信頼も厚かったため、まとめることができたと思います。また、終戦時には甲府市長の職にもありました。それで戦後の公職追放にあうのですが、そこから復活してくるわけです。

——今でも、野口二郎社長の理念や功績の話というのは出ることはあるのでしょうか。

篠原 野口賞というのがあります。文化・芸術や郷土研究、スポーツの分野で活躍された山梨にゆかりのある方を毎年顕彰しています。郷土の文化、体育の発展に尽くして昭和51年に亡くなった二郎社長の遺志を継承するもので、当初は「野口二郎賞」とつけていました。2代目の英史社長が54年に亡くなり、その後は、野口賞として今も続いています。⁽²⁾

山梨放送の黎明期

——一般的に、地方放送局はいろいろな形で地域にコミットして、イベントや事業を行ったりしていますが、お話を聞いていると、野口二郎社長のカリスマ性というか、社会的な哲学が非常に強いということが山梨放送の特徴の1つなのではないかと感じます。単なる経営というだけでなく、当然、経営しなければいけないのですが、使命としての理念のほうが最初に立てられてきたということですね。

ただ、経営的には安定して、社史にはサブプライムのあとだけ赤字になったと書いてありましたが、経営手腕もあった方なんですね。

篠原 そうだと思います。ラジオが開局した当時は、そんなに確たるものがあつたかどうかは分からないなかで、最初の2年くらいはちょっと苦勞しているようです。2年くらいは、どうも赤字だったようです。その後はデジタル化が始まるまでは、ずーっと黒字できていますね。

——最初の2年というのは、昭和30年前後のお話ですね。

望月 そうですね。ラジオがスタートし、昭和34年にテレビを始めたときには、他の地域ではテレビ放送が始まっていました。テレビの影響が早くも出てきて、ラジオの売上が下がってきています。スポンサーがラジオからテレビに移行するケースも出てきます。そういう時代が開局してす

ぐ生じました。テレビのスタートというのが、自社の中に矛盾を抱えるという恰好になりました。

そんな中でも、野口二郎社長は非常に前向きで、ジレンマに対して「テレビもラジオも両方やるんだ」という強い決意の中で進んでいるんですね。

印象的な言葉があります。昭和 31 年頃からラジオの全盛期に入りますが、33 年頃からはテレビブームに巻き込まれる形になり、収入が下がって停滞してくるわけです。当時のこうした状況について、「テレビ対策は五里霧中の状態で、精一杯ラジオの花を咲かせながら、押し流されるままにテレビ開局に突入していった」。そういう文章を残しています。開局したばかり数年で、もうそういう状況に追い込まれたということです。

——そういう状況の当時は、自社制作が中心だったわけですね。

望月 自社制作が軸になっていました。最初の編成方針で、ローカルをとにかくたくさんつくるということを掲げています。

——開局当時、番組を自社で、しかも生放送で制作するというのは、大変だったと思いますが、そういうお話は聞いたりされていますか。

土橋 これが最近見つかった、ラジオ開局に向けた免許申請書です。免許が下りた時の郵政大臣は田中角栄氏です。当時のラジオの番組表です。小さいので分かりにくいのですが、これを見ると 1 日 18 時間の放送時間のうち、自社制作は 10 時間、比率は 56% でした。

——自社制作 56% は、ボリュームがありますね。

土橋 あります。さらに、残存している（ラジオの）編成表を見ると、ドラマだったり、歌謡番組だったり、ニュースも頻繁に入っていたりします。あと、NHK のように受験講座のような番組もやっていました。当時は、NHK のプロ野球放送は第二でやっていたんです。

——社史を拝見していて目についたのは、昭和 32 年に甲府、吉田両局を結んで 2 元放送を行ったと書かれています。

土橋 甲府局が開局した後も、県東部や富士北麓地域は電波のエアポケットになっていました。吉田局は甲府とほぼ同じ時期に免許申請をしていましたが、2 年遅れて昭和 31 年 12 月 1 日、開局にこぎつけました。周波数が違ったため、吉田局だけ別の地元番組を流すということも時々やっていました。その後、甲府局の周波数変更を経て、平成 16 年に現在の 765kHz に統一されています。

——さらに「異常なまでの制作活動の中で、後に見るわが社独自の番組制作のスタイルはこの時期にできた。忘れてはならない事実でありました」とか、例えば消防署と協定結んで、いろんな番組を作ったというような話があったりします。こういった番組は、どういう人達がどんなふうにつくっていたんだろうというのは、とても気になるところです。

望月 大先輩がいうには、放送記者を始めた頃は、新聞向けにも記事も書いていたそうです。最初の編成方針がローカルニュースを大量にやれということで、元々が新聞社ですから、報道には当然力を入れていましたし、初代の野口二郎社長の文章を読むと、NHK と民放との違いを非常に意識して、それぞれの役割分担を考えていたようです。

当社は地域への奉仕ということを最初から打ち出していますから、地域に近いローカルプログラムを大量につくるということと、ローカルニュースを大量に編成するということが、編成方針に入っています。

開局当時の社員の合言葉というのがありまして、「袴（かみしも）脱いだ民放をつくろう」とい

う言葉が出てきます。NHKが、当時は枠と表現されているように堅い番組だったので、こうした合言葉があったようです。ですからニュース以外の自社制作としては音楽や娯楽といった番組を多く作っていました。芸能やステージ、歌謡など結構やっていたんですね。

——それはどちらかというと、ラジオの場合でしょうか。

望月 テレビも最初、そんな内容が多かったようです。ラジオは新しい道を探っていく中で、音楽と娯楽中心から、教育などの分野へ広げていきました。やはりテレビが始まったというのが、地方の放送メディアにとっては大きな転機になっています。

カラー放送の開始と中継車

望月 次の転機が、昭和39年のカラー放送の開始です。ネットワークのカラー番組はそのまま放送していましたが、まだこの時期、ローカルはモノクロ制作でした。

昭和45年に大型のカラー中継車とVTR車を導入したんです。これは民放の中でも早いほうだと思います。同時に中継車を運用して番組を作るプロダクションを東京支社の中につくりました。地元ではまだ自社制作をモノクロでやっていたので、東京でキー局などの番組制作にその中継車を使っていました。その中継車の導入が契機になって、自社でいよいよカラー番組をつくるようになっていきました。

——そこで確認させていただきたいのですが、地方局がキー局の制作の下請けをするということは、山梨の本社も含めてもかなりあったのでしょうか。

望月 当時、地方局で中継車とVTR車を持っている局は少なく、あまりなかったのではないのでしょうか。そのために、別会社の制作プロダクションをつくって、どのキー局にも対応できるようにしたと思います。

——このプロダクションが山梨放送の番組に関しても制作していたのでしょうか。

望月 プロダクションが東京で稼ぎながら、持っていた中継車を使って地元でもカラー番組を自社で作りはじめたという格好になります。当時は、中継車が東京と甲府を行ったり来たりしていたそうです。

——そのくらい中継車は貴重なものだったんですね。

望月 やはり導入が早かったと思います。それがきっかけになって、テレビの番組作りが一気に進んでいきました。報道では、スタジオの顔出しニュースが昭和47年にスタートして、これはストレートニュースですけども、さらに昭和50年にローカルワイドニュースがスタートしました。これもかなり早いほうだと思います。このローカルワイドニュースは今も続いています。

——昭和47年に初めてアナウンサーの顔出しニュースが始まったというのは、あらためて教えていただいた事実です。実際には、昭和45年の中継車というのは、技術的に番組のつくり方の技法も大きく変わったのでしょうか。

望月 昭和47年に土曜日のお昼のワイド番組を生放送で始めました。それが初めてのカラーの生番組です。

当時使っていた2インチのVTRは非常に高価で、本数も少ないという事情があって、できるだけ生で作ろうという時代だったようです。昭和54年までは形を変えながら、土曜日の昼間の生番組を制作していました。この時期は生の娯楽番組の全盛期ともいえます。

スタート当初はスタジオやサブがカラー化されていなかったなので、中継車を東京から持ってきて会社に横付けし、中継車のカメラをスタジオへ入れて、中継車をサブ代わりに使うということをやっていたようです。

——放送局本体ではなく、中継車が先というのはすごいお話ですね。当時は、やはり東京ということが大きかったのでしょうか。実際に事件が起きた時に中継車が行って、そこで取材しながら生で放送することもやっていたのでしょうか。

篠原 そうですね、日本テレビ系列では京王プラザホテルで行った田宮二郎ショー「プラザ47」の全国放送や、「11 P M」の中継などを行いました。導入翌年には、初の全国民放テレビフルネットの「ゆく年くる年」の放送と、全国各地へ出向いてフル稼働していたようです。

望月 地元ではスポーツです。「スポーツのYBS」を掲げていることもあって、昭和48年に中継車を使って初めて高校野球の中継をしました。秋には高校サッカーの山梨県の決勝の中継もしています。これが最初のスポーツカラー中継になります。

もともとラジオの黎明期からスポーツの放送は多かったのですが、テレビでは高校野球県大会の全試合を午前中は地上波で放送し、午後の試合をケーブルで中継することもしばらくやっていたようです。

——現在も高校野球の中継は行っていますか。

篠原 決勝戦の中継は行っていますが、ネットワーク編成との兼ね合いでできる時とできない時があります。土・日曜の午後であれば編成しやすいのですが、月～金ですと難しいですね。

望月 カラー中継車を導入して、スタジオニュース、娯楽生番組、スポーツ中継をやり出したわけですが、今でもこの3つが自社制作の柱になっています。この時期にそういう基礎がつけられたのかなと思います。

——そうすると、昭和40年代の後半というのは、非常に大事な時期なんですね。技術が可能にする事柄が大きいと思うのですが、実際の報道や取材の場面でも変わってきましたか。

望月 それはもう、大きく変わってきます。私が入社した時は、まだフィルムの手回しカメラだったんですが、すぐにバッテリーカメラになりました。それから3年ぐらいしてENG（ビデオ）が出てきたんです。

フィルムの時代は現像に最低40分ぐらいかかります。夕方のニュースに合わせて逆算していくと、遅くとも午後4時までには映像を持ち込まなければならなかったのですが、ビデオになるとそれが要らなくなって、5時までに映像を入れればよいということになってきます。SNG（衛星中継）が入ってくると、中継もどこからでもできるようになりました。

——そうすると、最初の頃はどちらかというと情報の入れ方が新聞に似ていますね。

望月 そうですね。うちは、1人の記者がペン取材、撮影、編集、送出まで全部するというのが伝統になっています。

——それは今でもそうですか。

望月 原則そうです。長尺の特集とか特番になると、カメラマンや編集を入れたりしますが。——ところで、営業の面から考えてもカラーになった場合、スポットや番組の価格は上がっていったのでしょうか。

篠原 そうですね、いい時代だったと思います。そのころからずーっと上昇し続けていました

が、バブル崩壊後の平成5年度に初めて前年を割っています。平成大不況の平成10年度、それから平成13、14年度も前年を割っていますが、実は平成12年度がピークなんです。その時は、ラジオも入れて64億5,200万円ありました。それからは多少でこぼこがありますが、大きな流れでは今に至るまで、少しずつ減っているというのが現状です。

——当時の景気や貨幣価値とも関係するとは思いますが、やはり昭和40年代というのは、右肩上がりの時代だったわけですね。その当時というのは、実際に営業の場面では、赤字の発想がなかったというか、黒字が出て当たり前という状況だったのでしょうか。

篠原 私は53年の入社なので、その辺はちょっと分からないのですが、その後の昭和50年代、60年代も右肩上がりの時代でした。その頃、私は一線の営業で、営業現場では与えられたノルマを達成しようという目の前の数字を追っかけるのが精一杯だったと思います。ただ、その間、昭和63年から平成3年位だったと思いますが、地元の営業全体で36か月連続目標達成なんていうのもありました。その時に社長からお祝いの会をやってもらった思い出もあります。当然会社としても、しっかり利益が出ていたんでしょ。今から思うとバブルと言われた時代で、営業にとってはいい時代だったと思います。

——メディアの市場を考えたときに、市場の成熟つまり規模の拡大ができなくなってくる時期というのは、どのくらいなんだろうというのを見ることがあります。新聞はテレビよりも早めに、1990年代半ばぐらいに成熟し始めていますが、テレビの場合、お聞きしていると、どうもそういう形ではなくて、サブプライムのようなショックはあったんだと思いますが、2000年に入ってからという印象を受けます。

篠原 先ほども言いましたが、弊社では2000年度がピークで、それから落ち始めるんですね。売上項目でいうと、タイムとスポット、制作・営業雑収入などがあるんですが、テレビ全体の売上に対してタイムの割合が減っています。2000年度のピーク時と、昨年度、2013年度を比べると、タイムのネットタイムが、2000年度は32.3%だったのが、2013年度では24.5%。ローカルタイムが16.4%だったのが15.5%。逆に、スポットは49.3%だったのが57.5%に上がっています。制作・営業雑収入は2%が2.5%です。ネットタイムを中心に、タイムの割合が減ってきて、その分、スポットの割合が増えています。おそらくローカル局はこの傾向が強いと思います。

逆に弊社の年間平均視聴率は、2000年度が平均10.6%あったのですが、2013年度は8.6%です。この視聴率は総GRPいわゆるスポット商品量に連動しますので、スポットの割合が増えているにもかかわらず、収容能力は天井のところに来ているのかなと思います。

——スポットはむしろ増えないほうがいいのでしょうか。

篠原 いや、増えてもらわないと困るのですが、限られた商品量ですので、難しいところです。

——あらためて48年頃の制作の場面転換と、放送局それ自体がマーケットの規模も大きくなっていくいちばん黄金期というは、局の雰囲気というのはどのようなものだったのでしょうか。

望月 入社は報道でしたが、数字や経営的な話にまったく関心を持たずに目の前のことをやっていたように思います。また、ニュースも視聴率トップ、20%を超えるのは当たり前というような、いろいろ気にしなくていい時代でした。

篠原 あらためて振り返ると、昭和54年の3月に日テレの「ズームイン!!朝!」がスタートしています。弊社はそこから番組を作る割合が減っていつているんですね。この年に「ファミリープラザ」という昼の生番組が終わり、東京のプロダクションも解散しています。いろいろな経営判断

があったのではないかとと思います。

——「ズームイン!!朝!」は、朝の番組を変えてしまった番組ですね。

篠原 「ズーム」のスタートに対応して、テレビ制作部署にズーム班ができ、「ズーム」の期間が長く続くことになります。「ズームイン!!朝!」は、最初はキー局中心だったようですが、だんだん地域の情報を取り込むようになり、当社もかなり力を入れました。

土橋 ポイント制も途中から導入されたりして。中継とかVTR素材を番組に送るとポイントがたまってくるんです。それで評価が高くなって、みんな競うようになった。

篠原 ネットワーク配分にも影響してきますし、そして何よりも富士山もありましたから。

土橋 富士山をやると視聴率が上がるということはよくいわれました。特に東京地区ですが。

コンテンツとしての富士山

——なるほど、そういうのもあるんですね。YBSのこれまでのドキュメンタリー番組のタイトルを見させていただいて、2003年（平成15年）深沢七郎の「音楽夢譚」や金子光晴、田中泯といった独特な方々による番組を作られています。富士山の問題に関しては、金子光晴で作っていますね。YBSの独特なテイストのように思うのですが。

土橋 富士山についていいますと、2001年（平成13年）から「1億人の富士山」という55分番組を3年間、毎週月曜日の午後10時から放送していたことがあります。その後も年間4本、「1億人の富士山スペシャル」という特番を作ることを3年やりました。その中の1本が金子光春のドキュメンタリーです。「1億人の富士山」から足掛け6年くらい富士山で番組を制作していました。売るのは大変だったかもしれないんですが。

——デジタル化は関係なかったのでしょうか。

土橋 「1億人の富士山」のレギュラーが終了した2004年（平成16年）、この番組の一コーナーから派生してきた富士山の四季を追う「富士山麓日記」というミニ番組を始めました。デジタル放送開始前でしたが、富士山のハイビジョン素材の蓄積ということもあって、この機にハイビジョンカメラの第1号を導入しました。この番組はまだ継続しています。また、デジタル開局に合わせるため、開局2年前から富士山や県内の自然を撮り続けました。この素材を使って、地デジ本放送を始めた2006年（平成18年）7月1日にハイビジョン制作の特別番組「神秘の領域」を放送しました。

——富士山に関しては定期的に番組を制作されているんですか。

篠原 平成元年には3局合同制作「富士山」というのがありました。弊社とUTY（テレビ山梨）さんNHKさんも入っての共同制作、同時放送です。

——NHKも含めた3局合同はすごいですね。

篠原 日本初でした。全国でも極めて異例な番組制作だったと思います。

——その発案も含め、広告はどうやって取ったのでしょうか。

篠原 番組提供に関しては弊社とテレビ山梨さんと共同で営業しました。NHKさんは、コマーシャルは流せないですから、フィラーをつくって放送しました。それ以外は3局、全く同じものを放送しました。

——何も起こらなかったですか、終わったあと。（笑）

土橋 問題はありませんでした。

——YBSの番組についてももうひとつ気になっていたのは、平成12年と13年ですが、永六輔の「甲州街道風の旅」が、視聴率50%を超えています。しかも平成12年という時期に50%を超える番組というのはものすごい数字ですね。

篠原 電話での聞き取り調査ですからレギュラーで行われている共同視聴率調査とは単純に数字の比較はできないんですが、確かに視聴率はよかったです。

土橋 電話調査は何回かやりましたが40%を下回ったことはなかったんですよ。うちは現在も日記式の視聴率調査ですが、この調査とは別に独自調査をやったことになります。

——視聴率調査が機械式になると、細かく出てきますから、逆に弊害があるケースがあると思いますが、その辺りはどうでしょうか。

望月 まずコストが違ってきます。それも2局で負担しなければなりません。機械式に変えた時のメリット、デメリットについては慎重に検討しなければなりませんね。

——いずれにしても、この永六輔さんのこれは、非常に見られた番組ということですね。

篠原 好評で9年続きました。

——永六輔さんの番組もそうなのですが、他のYBS制作のドラマを見ていてもキー局と同じような形で俳優とかタレントを使って番組を作ることができる条件があるのかなという印象なのですが。

土橋 永六輔さんは自称ラジオ作家ですので、テレビには基本は出ないというスタンスです。ご本人がいうには、テレビに出る番組は3つしかないとおっしゃっていて、そのうちの1つがうちだったんです。

やはり、人とのつながりとか、こちらの企画とかも納得していただけるとか、そういうところで構築していきました。このシリーズは9回で終わり。その後、ご本人は車椅子生活となりましたが、以後も山梨放送には目をかけていただき、その後もさらに特番を作らせていただきました。

地域とのかかわりとメディアの戦略

篠原 今の野口英一社長が、開局の記念日や入社式で必ず言うことは、新しいこと、面白いことをやれということと、上の人間は、部下がやりやすい環境をつくれということです。そういう環境のなかで、いろいろな新しい企画にチャレンジしようという発想が強いですね。

——地域との関わりという観点からいっても、単に放送を流しているだけではないという初代の二郎社長からの流れがあるということだったんですが、例えば野口賞のように社会に貢献していくというような意味での事業とか、経営としてまさに事業としてコミットしていく。先程のCATVでも非常に象徴的ですが、フリーペーパーを出したり、当然、ネットの問題もあると思いますが、単にマスメディアではないものへと広げていくというような、地域とコミュニケーションしていく方法についてはどうお考えでしょうか。コンテンツ事業などもひとつの例ですし、多角化とか多事業化、多メディア化というようにいい方で考えてもよろしいでしょうか。

篠原 営業的な面で言えば、放送収入が頭打ちになった時に何で稼ぐのかということは、弊社も含め特にローカル局は皆さんは悩んでいるところだと思います。現状では、DVDやインターネット、海外などへのコンテンツ販売、グッズ販売も手掛けています。また、日曜の午後「山梨スピリッツ」という県内スポーツ番組を放送していますが、その番組に合わせ、雑誌を今年6月に発刊

しました。それぞれは、売上としては小さいですが、一つ一つがしっかり収支が合うようにということをやっています。

今年は、弊社が開局 60 周年で「ててて！ラララ♪YBS」というキャッチフレーズなんですが、「ててて」は甲州弁で驚き、「ラララ」は楽しさを今後も発信していこうということです。山日 YBS グループは、全体では、いろいろな媒体を持っていますから、連携を取りながら発信できたらと思っています。今やっている媒体にこだわらず、きちんと伝えるためにはどの方法をとっていいのかという発想でやっていければと思っています。そうすれば、おのずと売上もついてくるとしています。

——インターネットに関してはいかがでしょうか。今まではマスメディア対インターネットのような対立関係でとられることが多かったとは思いますが、その関係に対する発想も変わってきています。インターネットの可能性については、何か具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。

望月 山梨も人口減少が深刻で、高齢化がかなり進んでいます。高齢化の構造も都市部と農村部で違ってきます。農村部はまだ中央の都市部のような状況にはなっていないだろうと思います。新聞もそれほど部数が落ちてないですし、農村部ではラジオを聴いていただけているというのはあります。

年齢の上の方々、三層といわれる方々にどう情報を提供していくかということと、一方で若い人も取り込んでいかなければならないということがあると思います。そのバランスが難しいところです。

インターネットに関しては当然商売にできればいいのですが、将来を見据えて今から基盤を作っておくということが大事だと思います。システムの構築と、エリア——ネットになると、山梨エリアとか関係なくなってくるのですが——とライツの問題をどうクリアしていくかという課題が出てきますね。

小さい局が先行してビジネスモデルをつくるというのは難しく、なかなか成功しているところは少ない。やはり先行投資の段階だと思います。そのへんを見極めるというか、どこからどう手をつけていこうかと、部分的には SNS を使ったり、ユーストリームでラジオを流したりしています。

——今おっしゃっていた高齢者の方が、本当に TV をそういう見方をするのかという問題がありますね。

望月 もう少し経つと方向が見えてくるかなとは思いますが。震災以降、災害情報や防災情報の重要性がいわれていますが、地上波テレビで細かい情報まで丁寧に出せるかということ、そこは難しいですね。データ放送を使うとか、ケーブルを使うとかという話になってきますが、今、おっしゃったように高齢者の方がデータ放送や Web、パソコンやスマホを駆使できるのかということがあります。

最近、ケーブルのデータ放送を使って、日常的には生活情報を提供し、有事の際は、災害情報を提供するという取り組みがスタートしています。データ放送を見ると、避難所情報などが随時出ているわけです。

かつては放送がネットに飲み込まれるのではないかという見方もあったのですが、今は変わってきています。ネットはデバイスを持ってなく、システムそのものであったり、データベースだったりします。ではデバイスは果たにいつか、テレビがその中心のデバイスになれば有利ではない

か。茶の間の真ん中であって大きいし、リモコンで使えますから。そういう方向で動き出すことに期待しています。同時にケーブルの意味というのもしそこにあると思います。

篠原 ケーブルの活用という意味では、テレビとCATVの自主チャンネルとの連携を模索しています。テレビの場合、ローカル局はネットワーク編成に縛られる、つまりネットワーク編成を優先しなければならない時間帯が多くあります。弊社では、CATVと共同制作して、弊社で放送できないような時間帯はCATVの自主チャンネルで放送するというような試みをしています。例えば、山梨では、4月に「信玄公祭り」という大きなお祭りがあるんですが、土曜の夜のお祭りなんで弊社では生放送は編成できないんですね。そこで、CATVで生放送し、弊社は、後日その素材を使って特別番組を作って放送しています。また、小・中学生男女のバレーボール大会の中継もやってるんですが、弊社では2試合を、CATVでは4試合全部の中継を放送するというようなこともやっています。

ラジオに関しては、ラジオのスタジオにカメラを設置して、それをCATVで自主チャンネルで見られるようにするというような試みもレギュラーでやっています。

——それは全国的に珍しいのでしょうか。

土橋 南海放送さんが先行してやっています。南海放送さんはCATVの自社チャンネルを持っていますし、今度は、地上波テレビとラジオのサイマルというのを始めていますし、いろんな可能性を探っているところですね。

地域問題と災害情報

——災害情報などの場合は、やはりミックスしてやったほうが情報は届きますから、そのような仕組は可能性としてはあるわけですね。

土橋 有事の際に、ラジオとどういう連携が取れるかということについては、今、ちょうど始めたところです。

——CATV、ラジオ、テレビ、新聞、ネットも含めてですね。

土橋 ラジオとテレビは系列も違いますので、系列の調整のようなものも出てきます。それにCATV局という有線局が入ると、情報を果してそのまま流していいのかとか、記者クラブ情報なんかをそのまま流すとうまくないであろうとか、そういうようなことを今考えながらやっています。ライツ関連の問題も含めてです。

そういうことも踏まえながらやっていますけども、災害情報ですから、とにかくできるだけ多くの人に行き渡らなければならないので、われわれはCATVも使えるところは使って、向こうはこちらの音声とか画像を生かすことができればやりたい、というところで議論を重ねている最中です。

——先程、富士山の話がありましたが、ずっと社で離れがたく追いかけている問題は、山梨の場合は何かございますか。

望月 やはり富士山ですね。東京オリンピックに向け昭和36年に野口二郎社長らが中心になって富士山をきれいにする会を設立し、そこから美化活動がスタートしました。会の活動は今も続いていて、富士山の世界遺産登録で改めて活動が広がっています。

もう1つは、富士山の環境と演習場の問題です。演習場なので基地闘争とは違いますが、かなり

激しい反対運動がありました。入会権問題では日本の先駆けといえます。

——そういう意味では、富士山は矛盾の場所でもあるわけですね。富士山と有事ということについては、富士山の噴火に関しては想定されていますか。

望月 富士山に関しては、予知が可能だろうという見方でいましたから、噴火まではある程度時間があるので、段階的な避難や対応ができるというのが今までの考え方です。しかし、御嶽山の噴火以降、見直しを始めています。

——今年は、広島や南木曾町の土砂崩れがあり、御嶽山の噴火がありました。私の出身でもある長野県は、南木曾と御嶽の2つの大きな災害がありました。地震についてはいわずもがなです。そういう災害を身近で体験すると、決して特別なことではなく、いつでも起こる話なんだと痛感しています。つまり、わたしたちの日本列島というのはそういう社会が日常的なんだということを考えざるをえない。そうすると放送局というのも全く違う位置づけなのではないかと思います。

篠原 兼営局としては、やはりラジオの存在というのは抜きにしては語れません。この先5年位の売上予測は、テレビは微増、ラジオは微減とされています。実際そういくかどうかは分かりませんが、少なくともラジオに関しては、厳しい見通しなので経営的には、ラジオの売上減をどれだけ食い止められるかが課題になります。一方、災害時にはラジオは重要な媒体です。実際に被災した場合、災害状況にもよりますが、テレビは県内に向けてと同時にネットワークの一員として全国に向けてという役割も担うわけです。テレビではデータ放送の活用などの話もでしたが、知人の安否情報や必要な物資の調達方法など、地元の人のためにより細かい情報を自由に編成し、発信できるのがラジオだと思います。

——そうですね。東日本大震災の時は、若い世代を中心にSNSで情報を得る傾向がありましたが、ラジオの重要性も無視できない媒体でした。そして、次第にテレビが活用されていきましたから。

今日は、いろいろ伺いして、予想していたことがいい意味で裏切られた感じがします。地方局それぞれに違う歴史の根っ子があり、初代社長の野口二郎さんというのは本当に象徴的な方ですけど、YBSの地域との関わり方の独自性を知ることができました。この根が張っている部分については、竜王会の方々も含めてさらにお聞きする必要性を感じます。本日はありがとうございました。

注

- (1) ラジオ局として開局当時は旧敷島町の土地、そこに隣接する住所地としては旧竜王町にテレビ局舎が建設された。
- (2) 山梨放送の社長は、初代・野口二郎(1954 - 1967)、2代・野口英史(1967 - 1979)、3代・小林茂(1980 - 1991)、4代・高室陽二郎(1991 - 1995)、5代・野口英一(1995 - 現職)

特集によせて

小林 義寛*

本特集は、2014年3月7日に行われた日本大学法学部新聞学研究所のシンポジウム、「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイヴをめぐって」を基に組まれている。当初、シンポジウム開催から本号の掲載までの時間を考えて、5人の執筆者それぞれにはシンポジウムを踏まえた原稿を新たに執筆していただく予定であったが、本研究所における諸般の事情から記録の書き起こしが遅れた結果、執筆者がシンポジウムの結果を検討するための十分な時間を用意できなかった。こうした事情から、全体を統一できずに、執筆者それぞれに個別の論考をお願いせざるをえない状態となってしまった。それゆえ、本特集内のそれぞれの論考は、シンポジウム記録の手直しもあれば、新たな書き起こしもある、という不統一な編集になった。偏に、『ジャーナリズム&メディア』8号の編集担当者の責任である。各執筆者には多大なる迷惑をおかけしたことを、また本号の読者には散漫な特集になってしまったことを、ここに経緯を記してお詫びします。

とはいえ、2014年3月は、未曾有の災害から3年という歳月の時でもありながら、被災地およびその他の状況は「復興」の言葉もむなしい状態であること、被災からのジャーナリズムおよびメディア状況を未だ十分に検証しているとはいえない状況にある。この点を当研究所でいえば、録画し続けているテレビ映像資料をジャーナリズムおよびメディア状況の再考と検証に活用できないこと——おそらくこのことは当研究所のみならず多くの部面でもいえるだろう——などの状況を考慮すると、たとえ不統一な形式ではあっても本号に掲載する意義はあるという判断をし、本特集の掲載に至った。

2012年、2013年と、『ジャーナリズム&メディア』6号、7号の誌上には、本研究所が3.11震災をめぐりテレビ映像資料を収集するに至った経緯が記されているので、本稿ではそれは割愛し、以下に、本シンポジウムの主題について記す。

本研究所の現状でいえば、録画・保存のシステムを構成する機械などの物理的な問題、録画・保存し続ける資金を含めた経済的な問題、テレビ映像資料を保存・整理することを含めたマンパワーとしての人的資源の問題、その他多くの問題を抱えている。その中で、我々の怠慢の誇りは免れないが、保存された録画資料を利用する体制が万全に整っていない。若干の試みを行っているとはいえ、いくつもの課題が山積みになっている。その中で、本研究所が法学部に所属していることから、最大の課題といえるのが映像資料をめぐり法的な問題である。

増え続けるテレビ映像資料をどのように利用するのが最重要課題である。しかし、そこには著作権や肖像権などに代表される法的な壁がある。この点をクリアしない限り、その利用は困難ではないか、というのが本研究所スタッフの認識である。とりわけ著作権に関しては、欧米諸国では認められているフェア・ユースの法理が日本では確実に認められているとはいえない。本研究所が法

*こばやし よしひろ 日本大学法学部新聞学科 教授

学部に所属している以上、この点を無視して活動を展開するには大きな困難が伴う。それゆえ、まず法的問題を明らかにし、そこになんらかの活路を見出すべきである。こうした企図から、本シンポジウムは企画された。そのため、各論考の執筆者である登壇者には、これまで現実的に資料を利用している研究者と、その法的、制度的問題を考究している法律研究者とにお願いしよう、ということになった。

3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイヴをめぐって —アーカイヴの持続可能性：Vanderbilt Television News Archive の教訓—

大 井 眞 二*

はじめに

本稿は、2014 年 3 月 7 日に開催された日本大学法学部新聞学研究所シンポジウム「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイヴをめぐって」において筆者が行った「日大版東日本大震災 TV 映像記録アーカイヴ化事業」に関する基調報告をもとに大幅に修正してまとめた論稿である。

はじめに以下のことをお断りしておきたい。筆者の基調報告における「日大版アーカイヴ化事業」の開始に関わる詳細は、内容の性格に鑑み本誌の事業報告「映像情報のカテゴリー化をめぐる研究」に譲ることにし、「放送関連資料の様々なアーカイヴ計画」については本号特集の米倉律論文、「映像著作権」及び「映像著作権のフェアユース」に関する議論は、松嶋隆弘論文、早乙女宜宏論文において、それぞれ専門の立場から十分論じられているので、それらをご参照いただくことにして、本稿では、「Vanderbilt Television News Archive (VTNA) の教訓」について論じることにはしたい。

1. Vanderbilt Television News Archive (VTNA) の概要

モデル / 範例としての VTNA

初めに TV 映像のアーカイヴの重要性に関する警句とでもいうべきいくつかの引用をしてみたい。

議会図書館の館長であった Daniel Boorstin は、TV がアメリカの生活と文化を支配するようになったことを認めて、「TV 視聴は、生命それ自体にのみに匹敵する中毒となった」（1981: 256）と述べた。

放送史家の Eric Barnouw は、その当時読み捨てられるのが当たり前の大衆的読み物 Dime novel が議会図書館の貴重書室に収蔵されていることを指摘した上で、TV 映像アーカイヴの現状を評して「情報の歴史家が、つかの間のものだけでなくわれわれのもっと「重要な」情報を伝える放送番組から情報を収集せずに、誰が何を語ることができるだろうか」（1983: xii）と述べた。

議会図書館は、1976 年 TV のナショナル・アーカイヴの設立を規定する法律について、「アメリカ国民の遺産である TV 番組の恒久的な記録をつくり、かつ著作権侵害を惹起することなく歴史家や学者にこうした番組のアクセスを提供すること⁽¹⁾」をその目的として謳った。

メディアの専門誌 Editor & Publisher は、「TV ニュースは、『記録のジャーナリズム』ではない、何故ならば新聞のようにバックファイルがないからだ。しかし、Nashville の Vanderbilt 大のアーキヴィストは、正確にはそれは正しくないと言う」（Bowen 1998: 30）

*おおい しんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

日大版 TV 映像アーカイヴ化プロジェクトを構想した段階で、われわれの計画にモデルや範例となる事業の一つとして、われわれは 1968 年開始以来長い歴史と実績をもつ米国の Vanderbilt 大学 Television News Archive に注目した。この進行中のコレクションは、様々な TV 番組の中でも「ニュース」を対象にしたもので、われわれのようなテーマやトピックを対象とするプロジェクトと性格を異にするものであったが、同 Archive はその映像資料を使って非常に多種多様な研究を生み出してきた実績を持っていた。⁽²⁾

われわれのプロジェクトは、記録蓄積した大震災の TV 映像資料の、長期にわたる研究や教育の利用を想定している。アーカイヴの持続可能性という観点を一つとっても、VTNA はモデルや範例の十分な価値をもつものと考えられたのである。そこで本稿では、TV 映像アーカイヴ化計画にとって、現状では実現のための様々な条件の厳しい制約のもとにおかれている日本のコンテクストを踏まえ、プロジェクトの持続可能性に論点を絞って検討することにしたい。

VTNA の実際

Vanderbilt Television News Archive (VTNA) は、Vanderbilt 大学及び同大図書館を母体として、主として米国の 5 大 TV ネットワークの定時のニュース放送を記録し、アーカイヴし続けている、進行中のコレクションである。このアーカイヴという名の TV ニュース放送の貴重なコレクションは、研究者や学者だけでなく広く一般市民に対して、TV ニュース映像資料への可能な限りもっとも広範なアクセスを提供すること、かつそれらを現代史の史料として将来の世代のために保存することをその使命としている (<http://tvnews.vanderbilt.edu/>)。従って、VTNA の利用希望者は、貸出サービス (DVD と VHS) を通じて過去に放送されたニュース番組にアクセスすることができ、VTNA と契約するジャーナリズムやコミュニケーションのスクールをはじめとする研究教育機関は、一定の条件の下でストリーミング映像を通じてニュースにアクセスすることができる。

はじめ VTNA は、3 大ネットワーク (ABC、CBS 及び NBC) の毎日の夕方のニュース番組を記録することを目的とした。時とともに収集・録画の対象は公共放送や CATV を含むようになった。VTNA は 1989 年から週末の Nightline (ABC) を、同じ年に CNN の代表的な夕方のニュース番組を記録保存し始めた (Lynch 1996: 81)。また 2004 年から FOX ニュースから 1 時間、定時のニュースを記録保存するようになった。加えて数十年にわたって、VTNA は米大統領の演説や記者会見、あるいは大統領選挙のディベートや選挙関連のイベント、選挙投開票日の特別番組、その他の政治的に重要なイベントの TV 放送を記録してきた。毎日記録される時間量は特に決まっておらず、夕方のニュース番組については通常最低 3.5 時間程度になる。他方で VTNA の特別番組の記録は、2013 年については 270 時間となった。これらの映像記録は保存しコレクションに加えるため記録されている。VTNA はまた、コレクションに加えられないが、Vanderbilt 大キャンパスで使われ最終的にリサイクルされる地方的な性格の他の番組も記録している。こうして VTNA は、毎日夕方の ABC、CBS、CNN、FOX 及び NBC のニュース番組を記録し、また同じ 5 大ネットワークの特別番組、あるいは MSNBC、PBS、CNBC の特別番組を記録し、そしてそれらをアーカイヴしている。VTNA はまた、随時 Univision、HLN 及び重要なナショナルなニュース、特に大統領関連のニュースを含んでいる場合には、その他の番組も記録することになっている。

2014 年 7 月に退任した Vanderbilt 大学図書館長の Connie Vinita Dowell は、VTNA を同大学の

貴重な特別コレクションと呼んだ。しかし VTNA は以前からこうした扱いを受けてきた訳でもなければ、高い評価を受けていたわけでもなかった。VTNA は Vanderbilt 大学の宣伝広告塔でもなければ、同大図書館の戦略的計画の一部でもなかったのである。VTNA は、ある一人の Vanderbilt 同窓生の強力なイニシアティブで異例のスピードでつくられたのであり、VTNA の事例研究は、こうした先駆的事業の発起と成功にとって、個人の確信と不屈の精神、そして何よりも組織の決断がいかに重要かを例証する。

2. Simpson と VTNA の初心

メトロポリタン生命保険会社の地区マネージャーで同大の同窓生の Paul Simpson は、かねてから全国の TV ネットワーク放送の、とりわけニュース報道の、いわゆる「リベラルバイアス」について関心や懸念を抱いていた。Simpson は以前放送されたあるニュース放送番組を覚えており、そこではハーヴァード大学の心理学者 Timothy Leary が心理療法の一手法として、ドラッグの使用を奨励したと記憶していた。彼は、機会があれば、それを確かめるために実際の番組を視聴したいと思っていた (Simpson 1995: 7)。1968 年仕事でニューヨークに出張した時、仕事の時間を割いて放送会社の本社を訪れ、その番組の視聴を求めたのである。Simpson は、録画テープは全く保存されておらず、テープが高価なためその後の録画のため再利用されていることを知って驚愕した (1995: 8)。彼は他の放送会社も尋ねたが、その慣行は他でも同じであることを知っただけであった。Simpson は、歴史は残されねばならない、記録されねばならないと考えていたし、また多くの費用を使って新聞がマイクロ化され図書館で利用されていることを知っていた。1960 年代末までにアメリカの 8 割の世帯が TV を所有し (Emery and Emery 1984: 506)、大半のアメリカ人が 1960 年代末には TV 放送からニュースを得るようになっていたので、Simpson は、図書館もまたこれらの放送を収集し、保存する措置をとっているのを当然と思った。しかし Vanderbilt 大図書館を含め、主要な研究図書館はそうした観点から TV 放送を考えていなかったのである。

もちろん、米国の初期の TV 放送が全く記録されていなかったわけではなかった。しかし初期の無声映画と同じことが TV でも繰り返されることになり、また TV 放送映像資料の喪失は無声映画以上に深刻であった。TV は、もともとライブで放送されるように提示され、その記録・録画には TV の初期に利用できない付加的な技術が必要であった。TV の録画用に使われたのはキネスコープ (Kinescope) であり、TV 受像機の前にセットされたカメラを通じて TV 映像を記録するフィルムであり、1947 年になって初めて利用されるようになった。しかしキネスコープが利用される場合でも、保存用に記録されるのではなく、録画されて数時間後に再生するため使われたのであった (Martin 2005)。1950 年代にビデオテープが生まれると、キネスコープよりもコストが高かったが、再利用できるため徐々に録画の主流となっていった。しかし、ビデオテープも保存用の利用ではなく、むしろ繰り返しの再利用であったから、Washington Post によれば (1975 年 4 月 12 日号、A10)、1948 年以来意識的に保存維持されていたのは、1970 年代になっても、ネットワークの全放送番組のうちの「5%に過ぎなかった」のである。

Simpson の見解では、これは耐えられない状況であった。すなわち、歴史は記憶から薄れてしまい、特定の日に報道されたことを確かめる術が全くないことになる。行動を起こそうとして、Simpson は同大の学長 Alexander Heard に面会し、現代史を保存する活動として、ニュース放送

を記録する責任を同大が引き受けるよう学長に陳情した。幸いなことに学長 Heard は政治学者であり、政治過程において TV が果たす重要な役割を認識しており、Simpson の陳情内容に共感した。同大の学部の研究や大学連合図書館 (the Joint University Libraries=Vanderbilt 大、Peabody カレッジ、Scarritt カレッジの図書館コンソーシアム) の計画にもこれに関わるようなものもなかった。そこで学長は連合図書館において TV 放送の記録と保存に関するパイロットプロジェクトを立ち上げ、その実証実験を試みたのである (Simpson 1995: 20)。

3. 図書館とテレビジョンアーカイヴ

プロジェクトを切望していた Paul Simpson は、喜んでプロジェクト実施のための資金を提供した。3 か月のパイロットプロジェクトとして TV 放送の映像が 1968 年 8 月 5 日に初めて記録された。記念すべき 8 月 5 日は奇しくも、共和党全国大会の日だった (Simpson 1995: 21)。そして VTNA の TV ニュース放送の記録はその時以来、毎日連綿と続けられてきた。Paul Simpson は初期コストの一部に資金を出したが、すぐにそれは個人が支えることのできない事業活動であることを理解した。当時の同大図書館長 Frank Grisham は Simpson と一緒になって、地方の実業界に向けたそのプロジェクトのための資金集めに奔走した。Simpson の保険会社は若干の資金を寄贈し、Simpson を慕う同保険会社の 6 人のビジネスマンは資金を出したが、大抵は千ドル以下だった。他方で、Grisham はプロジェクトを地域のロータリークラブの話題にのせ、プロジェクトに関わるよう説いた。しかしこのロータリークラブからの基金は非常に小規模だった。Simpson と Grisham の二人は至る所で、新聞が図書館でマイクロ化されているのとまさに同様に、テレビ放送も録画テープで保存されねばならないことを訴えた。

VTNA の制度的コンテキストは重要であった。TV ニュース番組のアーカイヴは Vanderbilt 大でつくられたが、それは連合図書館に収容され、かつそのサービスに依存した。連合図書館は、その創設の 1935/36 年にあって、技術革新のモデルであった (Ithaka S + R 2013)。

大学図書館のコンソーシアム制度はその集権化されたシステムを誇ったが、連合図書館のメンバー大学の学長はこの新しいアーカイヴに資金を拠出するのを渋った。図書館から野心的な起業的事業からあまり生まれなかったことを例証するように、アーカイヴ構想を支持しなかったのである。しかし結果的に、主として Vanderbilt 大学と連合図書館が集めることができた民間の基金によって資金が拠出されることになったのである。

連合図書館との提携は不可欠であった。このプロジェクトにとってスペースは重要であり、機材も同じであった。大学連合図書館は建物の片隅の空きスペースに録画ステーションを設置した。プロジェクトの初期、Simpson と Grisham は重要なスタッフであり、彼らはレンタル機材を使って、Simpson と図書館の友人によって供給されたテープで TV 放送映像を録画した。プロジェクトが十分な基礎を持たない時、学生が機材を動かし、院生が録画資料を利用者にとって必須の抄録と索引を作成した。Vanderbilt 大学学長 Heard はこのアーカイヴを監督する委員会を任命し、大学経営首脳、司書、政治学者からなるメンバーを運営委員会に指名した (Ithaka S+R 2013)。Simpson はプロジェクトの無給のコンサルタントとして残った。

VTNA はプロジェクトの初めから、大学内の強力な支援者をもつことができた。Vanderbilt 大図書館長 Grisham は、特にプロジェクトの持続可能性に関心を寄せ、プロジェクトを擁護するだ

けでなく積極的にサポートした。Vanderbilt 大学からプロジェクトの十分な資金が得られず、また研究教育機関のライセンス契約会員を十分に確保できない数年の間、彼は図書館のファンドからプロジェクトを助成した。彼の後を継いで図書館長に任命された同大の経済学者 Malcolm Getz は、1984 年から 1995 年の間その任にあった。経済学者として Getz は VTNA の経済的現実には厳しい眼を向けた。特に湾岸戦争について CNN の 24 時間のカバレッジを記録する決定がなされた時、彼の懸念は裏書されることになった。実際、湾岸戦争はプロジェクトの予算を急激に使い尽くしてしまったのである (Lynch 1997: 503)。Getz はニュースアーカイヴのため、図書館の金を流出し続けることを懸念したが、にもかかわらず VTNA の重要性を認識していた。彼は、そこで VTNA を図書館の活動から PA (Public Affairs) 局へと移管することにした (Ithaka S+R 2013)。

1990 年代 Vanderbilt 大の法律顧問であった Jeff Carr も重要な役割を果たした。彼は著作権をめぐる TV ネットワークとの法律闘争の間、そのプロジェクトに深い関心を持ち、Vanderbilt の PA 局の事業としてアーカイヴの責任を引き受け、他方でこの間プロジェクトは大学からの助成を受け続けた。Paul Gherman が図書館の司書に任命されたとき、彼はアーカイヴのための組織構造を再考し、2002 年にそれを再び図書館に戻した。Connie Dowell が 2011 年に図書館長に任命されると、彼女は、VTNA がその潜在的可能性に実現するためにも、Vanderbilt 大学の図書館活動に完全に統合される必要があると判断し、そのために必要な決定を下した。彼女は、VTNA 組織を連合図書館の副部長 Joseph Combs の職掌に委ねることにした。彼は組織運営の、情報技術の専門家であり、アーカイヴを同大図書館に統合するのに非常に大きな貢献をしたのである (Ithaka S+R 2013)。

4. VTNA と外部資金の重要性

Dowell と Combs は図書館活動における特別な優先順位を VTNA に与え、資金調達のためアーカイヴの宣伝役を積極的に果たした。その後数年間、研究教育機関のライセンス契約数は安定することになったので、二人はアーカイヴの将来のための戦略的プランニングにとりかかった。VTNA プロジェクトの初期の資金調達は、助成金や補助金の形で実現し、それによって必要な機材の調達が可能になった。またそれらの資金は、その後アーカイヴの基本要素を構築するために使われた。こうした活動について、Ithaka S + R の VTNA に関する事例研究によると、以下のようになる。

(1) 1970 年、ピッツバーグのカーネギー財団は、プロジェクトのための機材購入とスタッフ雇用に資金を提供した。(2) 1973 年フォード財団の助成によって、それぞれの番組の抄録と索引を開発することができた。多くの点で、索引付与と抄録作成は、アーカイヴを単なる録画の技術ではなく、知的なプロジェクトにした。1972 年から 1995 年印刷物の形で、月刊の抄録と索引が発行された。(3) 1978 年全米人文科学基金は、コレクションのコピーを、Ampex の録画機で使われる 1 インチのオープンリールから、4 分の 3 インチのカセットに移すための資金、22 万 5 千ドルを助成した。1989 年全米人文科学基金は第二の助成を行い、それは新しいテープに移し、かつ 800 時間の録画を保存する 1 年のプロジェクトの資金となった。(4) 1992 年、フォード財団は第二の助成を行い、過去 25 年の抄録と索引作成活動をもとにインターネットのデータベースを作る事業に助成金を付与した (Lynch 1996: 82)。(5) 2002 年、アメリカ国立科学財団は、ニュース内容を記録

し、保存し、提供する代替技術を研究するため、VTNA に基金を補助した。

これらすべての助成・補助金は VTNA の技術的発展のために重要であり、スタッフの付加的な作業に役立った。しかしながら、VTNA の基本活動ともいえるべき日常業務には、こうした資金提供は全くなかったのである (Ithaka S + R 2013)。このことは次に述べるプロジェクトの持続可能性にとって重要な意味を持つことになるのである (Ithaka S+R & ARL 2013)。

5. アーカイヴ化プロジェクト持続可能性のための戦略

Vanderbilt TV News Archive は事業を開始して以来 4 万時間以上のニュース放送を保存し、そのことによって VTNA は世界におけるアメリカのニュース放送の最大のコレクションとなった。VTNA の約半世紀わたる事業の継続はまさに驚嘆に値するが、このアーカイヴ事業は常に財政的な問題を抱えてきた。財団など外部機関からの助成 / 補助金、研究教育機関のライセンス契約、有料の映像資料の貸し出しサービス、議会図書館の事業を肩代わりする業務提携契約、を含む広範囲にわたる持続可能性のための戦略を発展させてきた。

VTNA の多様な財源

初期の時代、VTNA の創立者は非常に起業家精神に富み、同大内外に新しい支援者を求めようとした。VTNA プロジェクトが続くと、プロジェクトの中のアーカイヴ構築を対象とする助成 / 補助金がアーカイヴの成長に役立った。しかし、最新の技術を必要とする日常的作業や、労働集約的な仕事の流れに関する資金を調達するのは難しかった。

2013 年 VTNA を運営する活動予算は年間 50 万ドルを超え、そして管理運営や法的及び技術的サポートのコストは、以下の 4 つの主たる財源からの資金で賄われた。すなわち、VTNA 活動予算の 38% は研究教育機関のライセンス契約収入 (会員費)、14% は議会図書館の業務提携収入、21% は貸し出しサービスの手数料から得られた。Vanderbilt 大はおおよそ年間コストの 27% を補助し、部長、副部長の俸給の一部、開発活動の支援、技術サポート及び法的助言に使用された。加えて、Vanderbilt 大は、10 年以上の間、200 万ドルを超える VTNA の赤字を補てんする助成を行ってきた (Ithaka S+R 2013)。さらに図書館長の VTNA を同大の最も重要な特別コレクションに指定する選択は、VTNA の活動に必要とされる組織上の、予算上の注目に VTNA に与えることに役立った。その一例は 2012 年 11 月の、地域 Emmy 賞の受賞であり、それは VTNA の声価をさらに上げることになったのである (<http://tvnews.vanderbilt.edu>)。

財源獲得をめぐる活動

確信と情熱から一つの構想が生まれる時、注意深いかつ戦略的なプランニングは後回しになりがちである。VTNA は初め、同大学あるいは図書館の優先施策ではなかった。Simpson の確信と情熱は非常に強力であったので、それに押されて Vanderbilt 大学はアーカイヴ構築とネットワークニュース放送の保存の決定をしたのである。

初めから、Simpson はこのプロジェクトがナショナルな重要性を持ち、議会図書館によってのみ引き受けられるべき事業と信じた。Vanderbilt 大はその構想の実証実験を終え、Simpson は当時議会図書館の司書であった Quincy Mumford に面会を求め、Vanderbilt で進行中の VTNA 活動の詳細を説明し、いずれかの時点で議会図書館が TV 映像情報の記録・保存の活動の責任を負うべきことの説得を試みた。Vanderbilt 大の首脳と Simpson はその重要性がためにプロジェクトを始

めたが、彼らは初めから議会図書館から運営や財政のコミットメントを得ることを期待してきたのである (Ithaka S+R 2013)。

VTNA は初めから持続可能性に苦闘しながら活動が続けてきた。そして今や VTNA は同大図書館の完全に統合された一部と考えられ、他方で VTNA は Vanderbilt 大から自立するため、独立予算と委任を受けていた。

Vanderbilt 大図書館は様々な方法で持続可能性の確保に努めてきた。初期に、VTNA は公私の様々な財団や基金の助成や補助、あるいは慈善団体の寄付などに依存した。VTNA は特別のプロジェクトを構想するたびに財団の支援を求め続けた。例えばビデオテープをデジタル記録に再フォーマットする特別プロジェクトは、これらの支援なくしてその実行は覚束ないものであった。

研究教育機関の利用ライセンス

初期の時代から、VTNA の財政的戦略は図書館コミュニティに予約購読を売ることであり、初めは編集した索引と抄録を売った。2002 年、Vanderbilt 大学図書館は、研究教育機関向けのライセンス契約のモデルを導入した。現在、研究教育機関の規模に基づき、年間のライセンス費を払う約 117 の研究教育機関が存在する。年間の費用は 1000 ドルから最も高い教育カテゴリーで 3500 ドル、それは研究教育機関のフルタイム当量に基づいている。契約機関数はここ 10 年の間比較的安定している。ライセンス契約機関は、デジタルコンテンツを自キャンパスの教員や学生にストリーミングする権利を与えられているが、それは契約機関のみを対象としており、個人の利用者はこのサービスを利用することはできない。これまで、NBC と CNN だけがそのコンテンツの契約機関へのストリーミングを許可している。

貸し出しサービス

過去 12 か月で、VTNA は約 700 件の貸し出しサービスを行った。貸し出し料金は、編集に必要な時間量次第で大きく異なるが、貸し出しからの平均的な年間収入は約 18 万ドルである。貸し出し収入はここ数年減少しているが、一貫して減少している訳ではない。貸し出しサービスは二通りに分かれ、デュプリケート・サービスは、特定の日時の当該番組全体をダビングした記録媒体を貸し出すもので、コンパイル・サービスは、異なるニュース番組を横断してユーザの指定部分を切りだしてまとめて編集して貸し出すサービスで、当然時間も費用も前者よりもかかる。

VTNA は、貸し出し請求を受け、処理する作業について、ウェブベースのインターフェースの開発を試み、ユーザの貸し出し請求をより簡単にし、さらに処理をもっとシームレスにするインターフェースを開発中であり、その一部は実現している。スタッフの 1 人は貸し出し請求に専念し、他のスタッフは必要な時に作業を手伝う。請求者のプライバシーを守るため、VTNA は貸し出し請求するユーザのタイプについてのデータを集めていないが、請求目的について、研究か、教育かのデータを求めている。因みに Google Scholar のクイックサーチは、VTNA を引用または言及する学術文献を約 1000 リストしている。VTNA は、将来のための計画を模索しており、少なくとも学者、研究者の貸し出しサービスの利用率や利用実態は、今後を考えるうえで重要なデータとなるだろう。

6. VTNA の持続可能性

研究教育機関がライセンス契約を更新するかどうかは、VTNA へのユーザの関心を占う重要な

テストであると言えるだろう。しかし、結論から言うと、それに関する組織的な調査は行われていない。主要な放送ニュース組織との関係は依然として緊張し、時として不安定である。そのこともあって VTNA は利用データを積極的に公表しようとはしてはいない。研究教育機関のライセンス契約はここ数年引き続き安定しているが、Vanderbilt はそれだけでなく個人研究者の利用増加を期待している。学者や研究者が自分の研究に映像資料をどのように使うかは、十分把握されていない領域だが、VTNA はこの資源の利用価値をプロモートするために、これらの集団の調査を行う必要があろう (Ithaka S+R & ARL 2013)。

このことと関連するが、VTNA の価値評価を高めるために、VTNA はマーケティング活動を重視している。マーケティングの仕事は、関連する重要な会議に出席し、VTNA のサービスを学界や図書館集団に販売促進することである。他の販促活動として、ウェブからのサービスにトライアルを提供すること、主要な検索エンジンに抄録をもっとアクセスし易いようにすること、といったことが行われている。

VTNA と議会図書館の関係

先に、50 万ドルを超える年間活動予算 (2013 年) のうちの 14% は、議会図書館の業務提携収入から得られると書いた。つまり、VTNA は議会図書館に代わって主要な TV ネットワークのニュース番組を記録保存し、議会図書館は VTNA からその映像資料の提供を受けているのである。

議会図書館と VTNA の関係は、1976 年の著作権法改正過程⁽³⁾の間、もっと切迫した状況で浮上した。1970 年代半ば、著作権登録官 Barbara Ringer は、TV 番組が議会図書館に保存されていない現状を問題とし、著作権改正論議に TV アーカイヴ保存センター設立を求める American Television Recording Act の立法案を絡める主張を展開した。当時 3 大ニュース放送事業者は、著作権登録のためそのコンテンツを議会図書館に送っていなかったのである。結果的に TV・ラジオ・アーカイヴ法は成立し、1976 年の著作権改正法は、議会図書館予算による TV ニュースを記録・保存を認めた。当時著作権法改正で重要な役割を果たしたテネシー州上院議員 Howard Baker は、VTNA に例外を作る Ringer との合意を作り上げ、VTNA はその活動が続けることが認められたのである (Ithaka S+R 2013)。いうまでもなく、この改正著作権法は、著作権保護を強化したが、他方でフェアユースの概念を導入することで、公共財ともいうべき TV 放送映像の利用をより容易にした。

議会図書館は、連邦議会によって与えられた項目予算を使って、ニュース報道のテープ収録に備える機器を購入したが、支出の多くは記録技術者の雇用に費やされた。他方で、議会図書館において TV が付加された部門 Motion Picture, Broadcast, and Recorded Sound Division の焦点は、映画保存の膨大な課題に向けられたので、議会図書館が TV 保存のための新しい、非常に大きな責任を負うのは事実上不可能であった。こうして、VTNA は、議会図書館に代わってニュース放送を記録・保存し、その録画のコピーを保存目的のため議会図書館に送る、という両者の提携契約が生まれたのである (Ithaka S+R 2013)。

7. VTNA の成功の要因と教訓

博物館・図書館の特別デジタルコレクションの持続可能性を対象とした Ithaka S+R 事例研究は、VTNA の成功の主たる要因を分析して、重大な使命感、キャンパスからの支援、スタッフの訓練、

VTNA の価値を引き出すこと、の四つを指摘している。以下それぞれ検討してみよう。⁽⁴⁾

Vanderbilt 大学が VTNA の試みに乗り出したとき、20 世紀のドキュメンタリーたる TV の記録、保存は国家的な事業であり、最終的にこの役割は議会図書館によって引き受けられるだろうと考えていた。しかしすでに述べたように、いくつかの政治的、技術的及び予算的理由で、その移行は起こらなかった。しかし議会図書館も Vanderbilt も、VTNA の果たすべき使命は重要と認識していたので、VTNA の活動に業務提携や資金提供をもって支えてきたのである。

VTNA は 1968 年以来、波乱に満ちた移行期を通り抜け、何とか継続的に活動をして来た。その過程で、幸運にも重要なプレーヤーが現れ、過渡期に重要な役割を果たしてきたのである。それは、プロジェクトを最初に支持し、それに本拠を与えた連合図書館長 Frank Grisham、VTNA の乏しい活動資金を補うため外部の資金を調達しプロジェクトを先に進めた Malcom Getz、そして Paul Gherman から、法的課題を引き受け、VTNA のもっとも熱烈な支持者のひとりになった Vanderbilt の法律顧問 Jeff Carr に至るまで、キャンパスからの支援であった。中でも、VTNA の最も大きな支援は同図書館にあり、VTNA を支持する一連の図書館長はその活動を支援続け、必要な時に活動の赤字をカバーした。2014 年まで部長の任にあった Connie Vinita Dowell は、同図書館の資金獲得活動の中で最も高い優先順位の一つに VTNA を指名した。

VTNA のスタッフはコストを最低限に抑えざるを得ない活動の中で、主として徒弟制モデルを通して訓練されてきた。議会図書館が自ら複製を試みるよりも VTNA との提携を選ぶことを結論付けた理由の一つは、議会図書館が対応できないコストで VTNA が重要な使命を達成している、ということであった。

プロジェクトのプロフェッショナル化が起きたのは、1971 年このプロジェクトの常勤のディレクターが雇われた時だった。ナッシュヴィルの Methodist Publishing House 出身の James Pilkington は抄録と索引の出版に経験を持っており、彼の VTNA 構想は、ニュースを記録・保存し、それに索引をつけ、手数料と引き換えにユーザがリクエストするテープを編集することであった。1972 年 VTNA スタッフは月刊誌 Television News Index and Abstracts の編集を始めた。この刊行物は無料で図書館と関係者に送られた。これらの刊行物は 1994 年まで印刷され、この年 VTNA はコストのため印刷情報をオンラインで提供し始めた (Ithaka S+R 2013)。こうした活動は VTNA の価値を高めることになり、今日のデジタル環境では、ウェブでの索引 / 抄録付与は現在のプラットフォームへのサーチに拍車をかけることになったのである。

まとめに代えて—進行中及び今後の課題

VTNA はこれまで、著作権法上の問題、財政運営の、プロジェクト経営の持続可能性問題に揺さぶられ、そして波状的に訪れる技術革新の波に洗われてきた。本稿のまとめにあたって、Ithaka S+R の事例研究、Ithaka S+R と研究図書館協会の共同研究、Jisc と Ithaka S+R のデジタル資源の収入モデルと資金調達に関する研究などを参考にしながら、まとめに代えて進行中及び今後の問題を検討してみたい。

オンライン環境のインパクト

第一に、オンラインの環境—とネットワーク優先—は VTNA のコンテンツの排他性にとって脅

威となっており、大げさに言えば将来の価値に暗雲が投げかけられている。今やニュース番組はオンラインに移り始めており、かつソーシャルメディアによって広く共有されているので、VTNA はかつてのようにユニークな資源ではなくなっている。一般的な情報を追求する場合、ソーシャルメディアのサイトで非常に広範なニュース放送を見つけることができるが、VTNA の高い価値は、その認証、確認済みのコンテンツに由来する。ソーシャルメディアのサイトで見つけたコンテンツを改変するのは簡単だが、VTNA はその録画にタイムスタンプし、認証している。歴史的研究にとって、この種の認証は非常に重要であり、図書館は典拠正しい文書資料を提供する際に重要な役割を果たしている。その間、他の組織も TV ニュースにアクセスを提供する実験を行っている。例えば UCLA は、NewsScape を始めており、これは地理空間情報と特定の地域のニュースイベントをマッチさせている。

スタッフの人的費

必要とされるスタッフをカバーする資金調達は常に不十分であり、スタッフ調達の問題は初めから VTNA の悩みの種であった。印刷物の世界では、スタッフとして院生を容易に利用することができ、妥当な方法であるが、映像の場合彼らは仕事の流れについていく問題を抱えた。今やより多くのニュースのプロバイダがあり、ニュースも多かれ少なかれコンスタントに流通しているから、仕事量も実質的に増加したが、収入はより多くのスタッフを十分に許容するほど増加しなかった。スタッフ不足にも関わらず、VTNA は、組織のサポートを求めて民間や慈善団体の基金調達することに専心し始めており、一層潜在的ユーザのマーケティングに焦点を当てることになる。

販売促進とアウトリーチ

権利保有者と衝突することなく、販売とアウトリーチを増大させることは、重要な課題である。図書館首脳はますますマーケティングとアウトリーチに重視するようになり、慢性的なスタッフ不足の中にあっても、一つの職をマーケティング役にあててきた。しかし利用に関する報告とそれ故広範なアウトリーチ活動は、法的問題によって十分な展開が妨げられてきた。経験が教えるところによれば、放送会社がもし、記録されたニュース放送がいかにポピュラーで成功しているかを知れば、1976 年 Baker 上院議員によって仲介された著作権法の例外が、新たな紛争の火種となるかもしれないのである。

本稿では TV 映像アーカイヴに関する様々な問題について、VTNA の試みに論点を絞って検討を加えてきた。その際この種のプロジェクトの持続可能性の戦略を中心に据えて考察を進めてきた。それはわれわれの「日大版アーカイヴ化」計画にとって喫緊の問題であり続けているからである。記録・アーカイヴされた TV 映像資料の研究・教育のためのインターフェースについては、現在様々な検討を進めている過程にあり、機会を改めて論じることにはしたい。

注

- (1) Lynn Spigel (2005) は “Our TV Heritage: Television, the Archive, and the Reason for Preservation” (Janet Wasko 編 *A Companion to Television*: 81) において、アメリカの TV アーカイヴを、TV 産業の PR、美術館及びツーリズム、ノスタルジー及びポストモダン型に分類し、VTNA のアーカイヴをノスタルジー型としている。

- (2) Motion Pictures & Television Reading Room, Library of Congress, <http://www.loc.gov/rr/mopic/tvcoll.html#top>
- (3) この著作権改訂の詳細な事情については、魚住真司 (2001) 「アメリカにおけるテレビニュースアーカイブの試練—「CBS 対 Vanderbilt」事件と「Baker 修正」に見るテレビニュース保存・公開への法理—」『レコード・マネジメント』No42、22～35 頁、を参照のこと。
- (4) Ithaka S + R は、他のアーカイブ化事業などへの教訓として、以下を指摘する。

情熱的な個人が有能な擁護者を作ることができる。多年にわたる諸個人のサポート / 支援は VTNA の長い生命を説明する。その企ての使命感が個人に、制度的なサポートに駆り立て、私的な基金を集めるような動機付けを与える。ボランティア活動は、VTNA の成功の少なからぬ部分であった。

より広範な制度的支援がより大きな保証（安全）を提供する。トップレベルのリーダーシップと支援が VTNA の成功に決定的に重要であった。VTNA の仕事を同図書館に完全に統合することへの現館長の関心は、その実行可能性を保証する。議会図書館からの収入の流れの信頼性は、毎年この活動の予算として、Vanderbilt の負担を軽減する。ある程度の予算があることを知ることは、ある程度の保証（安全）を提供する。

技術革新はより大きなコストをもたらし得る。活動のコストに喜んで資金を拠出する慈善的組織はほとんどない。助成や補助を求める時、VTNA は新しく、革新的なサービスを開発しなければならなかった。そうしたサービスの進行中のサポートは、初期の助成や補助が終わったのちの制度的な資金調達 / 獲得への、付加的な依存を作り出す。

引用及び参考文献

- Allen, Robert B. and Kirsten A. Johnson (2008) "Preserving Digital Local News." *The Electronic Library* 26 (3) : 387-399.
- Boorstin, Daniel (1981) "The Road to Diplopia." In Barry Cole, *Television Today: A View*, Oxford University Press.
- Barnouw, Erik (1983) "Foreword." In John E. O'Connor, *American History: American Television*, Frederick Ungar Publishing.
- Bowen, Charles (1998) "Tune in to TV Archive." *Editor & Publisher* 4 July: 30.
- Breeding, Marshall (2003) "Building a Digital Library of Television News," *Computers in Libraries* June: 47-49.
- Breeding, Marshall (2012) "From Disaster Recovery to Digital Preservation," *Computers in Libraries* May: 22-25.
- Breeding, Marshall (2014) "Ongoing Challenges in Digitalization." *Computers in Libraries*, November: 16-18.
- Compton, Margaret A. (2007) "The Archivist, the Scholar, and Access to Historic Television Materials." *Cinema Journal* 46 (3) : 129-133.
- Edy, Jill A., Scott L. Althaus, and Patricia F. Phalen (2005) "Using News Abstracts to Represent News Agendas." *Journalism and Mass Communication Quarterly* 82 (2) , 434-444.
- Emery, Edwin, and Michael Emery (1984) *Press and America*, Fifth ed., NJ: Englewood Cliffs.
- Gherman, Paul M. (2004) "The Vanderbilt Television News Archive." *Perspectives on History*, October.

- Hane, Paula J. (2002) "Vanderbilt Improves Television News Archive: Its recently Added TV-NewsSearch Offers Users s Single Searchable Database." *Information Today*, October: 29 +.
- Ithaka S + R (2013) *Vanderbilt Television News Archive*. http://www.sr.ithaka.org/sites/default/files/reports/SR_Vanderbilt_20140129.pdf
- Ithaka S + R and the Association of Research Libraries (ARL) (2013) *Searching for Sustainability: Strategies from Eight Digitalized Special Collections*. <http://www.sr.ithaka.org/research-publications/searching-sustainability>.
- The Strategic Content Alliance (SCA) and Ithaka S + R (2014) *A Guide to the Best Revenue Model and Funding Sources for Your Digital Resources*. <http://www.sr.ithaka.org/research-publications/guide-best-revenue-models-and-funding-sources-your-digital-resources>
- Kessler, Jo Anna (1980) "Vanderbilt Television News Archive." *Georgia Archive* 8 (1) , 16-21.
<http://www.loc.gov/rr/mopic/tvcoll.html#top>
- Lynch, John (1996) "Vanderbilt Television News Archive." *Historical Journal of Film, Radio and Television*, 16 (1) , pp.81-83.
- Lynch, John (1997) "Statement for the Public Hearing of the Library of Congress," *A Report on the Current State of American Television and Video Preservation*, Volume 5: 501-510, Washington D.D.: Library of Congress
- Murphy, William T. (1997) "Television and Video Preservation: A Report on the Current State of American Television and Video Preservation, Volume 1, " prepared for the Library of Congress, October, Washington D.C.: Government Printing Office.
- Martin, Jeff (2005) "The Dawn of Tape: Transmission Devices as Preservation Medium." *The Moving Image* 5 (1) : 45-66.
- Rouse, Sarah and Katharine Loughney (comp.) (1989) *Decades of Television: A Catalog of Television Programs Acquired by the Library of Congress*, Washington D.C. :Library of Congress.
- Simpson, Paul C. (1995) *Network Television News: Conviction, Controversy, and a Point of View*. Franklin, Tennessee, Legacy Communications.
- 今村庸一 (2012) 「映像アーカイブの現況と課題」、『メディアと情報資源』19 巻 1 号、1～10 頁。
- 魚住真司 (2001) 「アメリカにおけるテレビニュースアーカイブの試練—「CBS 対 Vanderbilt」事件と「Baker 修正」に見るテレビニュース保存・公開への法理—」『レコード・マネジメント』No42、22～35 頁。
- 魚住真司 (1999) 「米国のテレビニュース資料アーカイヴズ」、『情報の科学と技術』49 巻 3 号、119～125 頁。
- 大路幹生 (2010) 「放送アーカイブの新たな動き—「公共的利用」の視点から」、『書物と映像の未来』(長尾真、遠藤薫、吉見俊哉編、岩波書店)、93—108 頁。

3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブの活用とフェア・ユース

松 嶋 隆 弘*

1. はじめに

本報告は、平成 26 年 3 月 7 日（金）法学部 10 号館 1011 講堂にて開催された日本大学法学部新聞学研究所（以下、「新聞学研究所」という。）主催のシンポジウム「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブをめぐって」（以下、「本件シンポジウム」という。）における筆者の報告を元に、その後の検討を踏まえ加筆したものである。

新聞学研究所は、3.11 震災・福島原発関連のテレビ映像資料を震災発生時点から現在にいたるまで継続して録画している（以下、「本件アーカイブ」という。）。これは、東日本大震災とそれに伴う株式会社福島第一、第二原子力発電事故を後世に伝える上で、またとない貴重な映像資料であり、その保存と公開は、極めて高い公益的価値を有するものと思われる一方、プライバシーや肖像権の保護、個人情報保護、著作権との関わりといった、検討すべき法的課題も少なくない。本シンポジウムでは、これらにつき、法律家である早乙女宜宏氏及び筆者が、分担して検討し、パネラーとして報告を行った⁽²⁾。分担に際しては、検討すべき法的課題の「洗い出し」を早乙女氏が、本件アーカイブを具体的に活用するための法的構成を筆者が担当した。

本稿も、同様であり、本シンポジウムにおいて大井眞二氏が行った基調報告における問題意識に基づき、新聞学研究所が、密接に関連する日本大学法学部新聞学科、同大学院新聞学研究科と一体となり、本件アーカイブを活用していくために、どのような理屈立てて法的障害をクリアしていくかにつき、検討のみならず、一定の提言をすることを目的とする。事の性質上、「ポジション・トーク」という意味づけを払拭することはできないわけだが、できる限り、客観的な分析を試みたいと考える。

筆者は、本件原発事故については、主に原子力損害賠償法における「損害」概念の検討を中心に別稿を著している⁽³⁾。本件は、本シンポジウムの企画の趣旨という制約は受けつつも、もう一つの災害である東日本大震災について、一定の法理論的貢献を行いたいと考えている。

検討の手順であるが、まず、著作権に関する制約に関する法規制を鳥瞰する。具体的には、現行著作権法における著作権の制限に関する規制を眺めた上で、アメリカ法において認められている「フェア・ユース」(Fair Use) の概念を紹介し、その日本の実務における取り扱いにつき裁判例を元に検討する。次いで、再び現行著作権法に戻り、その中において利用可能な規定をピック・アップし、新聞学研究所、あるいはこれと密接に関連する日本大学法学部新聞学科、同大学院新聞学研究科が、本件アーカイブを活用するための理論的枠組みについての提言を行う。

*まつしま たかひろ 日本大学法学部法律学科 教授

2. 著作権に関する制約に関する法規制

(1). 現行著作権法における著作権の制限に関する規制

著作物につき著作権が存在していても、著作権の制限規定（著作権法 30 条以下）の範囲内で著作物が利用されている場合には、著作権侵害が成立しない。後述のとおり、アメリカの著作権法は、著作権の制限を一般的に認めるフェア・ユースの規定を有しているが、わが国の著作権法は、かかる一般的規定を有しておらず、個別に著作権の制限規定を、「限定列挙」として置くのみである。このため、「侵害」の要件充足の有無を検討するにあたっては、前記の個別の著作権の制限規定の範囲内かを検討する必要がある。著作権の制限規定としては、以下のものがある。

1.	私的使用のための複製（著作権法 30 条）
2.	付随対象著作物の利用（著作権法 30 条の 2）
3.	検討の過程における利用（著作権法 30 条の 3）
4.	技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（著作権法 30 条の 4）
5.	図書館等における複製等（著作権法 31 条）
6.	引用（著作権法 32 条）
7.	教科用図書等への掲載（著作権法 33 条）
8.	教科用拡大図書等の作成のための複製等（著作権法 33 条の 2）
9.	学校教育番組の放送等（著作権法 34 条）
10.	学校その他の教育機関における複製等（著作権法 35 条）
11.	試験問題としての複製等（著作権法 36 条）
12.	視覚障害者等のための複製等（著作権法 37 条）
13.	聴覚障害者等のための複製等（著作権法 37 条の 2）
14.	営利を目的としない上演等（著作権法 38 条）
15.	時事問題に関する論説の転載等（著作権法 39 条）
16.	政治上の演説等の利用（著作権法 40 条）
17.	時事的事件の報道のための利用（著作権法 41 条）
18.	裁判手続等における複製（著作権法 42 条）
19.	行政機関情報公開法等による開示のための利用（著作権法 42 条の 2）
20.	公文書管理法等による保存等のための利用（著作権法 42 条の 3）
21.	国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製（著作権法 42 条の 4）
22.	翻訳、翻案等による利用（著作権法 43 条）
23.	放送事業者等による一時的固定（著作権法 44 条）
24.	美術の著作物等の原作品の所有者による展示（著作権法 45 条）
25.	公開の美術の著作物等の利用（著作権法 46 条）
26.	美術の著作物等の展示に伴う複製（著作権法 47 条）
27.	美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等（著作権法 47 条の 2）
28.	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（著作権法 47 条の 3）

29.	保守、修理等のための一時的複製（著作権法 47 条の 4）
30.	送信の障害の防止等のための複製（著作権法 47 条の 5）
31.	送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等（著作権法 47 条の 6）
32.	情報解析のための複製等（著作権法 47 条の 7）
33.	電子計算機における著作物の利用に伴う複製（著作権法 47 条の 8）
34.	情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（著作権法 47 条の 9）
35.	複製権の制限により作成された複製物の譲渡（著作権法 47 条の 10）
36.	出所の明示（著作権法 48 条）
37.	複製物の目的外使用等（著作権法 49 条）
38.	著作者人格権との関係（著作権法 50 条）

(2). アメリカの著作権法におけるフェア・ユース

かかるわが国の個別的列举方式と対照的に、アメリカの著作権法には、著作権の制限を一般的に認める「フェア・ユース（公正使用）」の規定が存在する。すなわち、アメリカ著作権法第 107 条は、「排他的権利の制限：フェア・ユース」と題し、下記のとおり規定する。⁽⁴⁾

第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

本条のようなかかる一般的規定の存在により、批評、解説、研究等を目的とするあらゆる「フェア・ユース」が、前記(1)～(4)といった様々な事情が考慮されての上のことであるが、一般的に著作権侵害に当たらないものとされる。かかる一般的規定の例としては、他に「重要でない付随物」と題し、「著作物を複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、その著作物が、複製、頒布又は公衆への再生の本来の対象と比べて重要でない付随物とみなされ得るときは、許される。」旨規定するドイツ著作権法（1965 年 9 月 9 日の著作権及び著作隣接権に関する法律（連邦法律広報第 I 部第 1273 頁））第 57 条が知られている。⁽⁵⁾

(3). 裁判例：「ラストメッセージ in 最終号事件」

裁判例についてみるに、フェア・ユースに関し判示した裁判例として東京地判平成7年12月18日判時1567号126頁（ラストメッセージ in 最終号事件）⁽⁶⁾が知られている。これは、雑誌の休廃刊の挨拶文について著作物性が有るか争われた事件である。すなわち、昭和61年から平成5年までの間に休刊又は廃刊となった複数の雑誌の最終号の表紙、挨拶文を機械的に複製した上で休廃刊の年ごとにまとめ「ラストメッセージ in 最終号」という書籍を出版したY（被告）に対し、前記書籍に記事等が収録された雑誌の出版元であるXら（原告）が、Yの行為はXらが有する記事の複製権を侵害するとして、本件書籍の発行及び頒布の差止め並びに損害賠償を請求したという事案である。

かかる事案において、裁判所は、本件記事の著作物性につき、「休刊又は廃刊となった雑誌の最終号において、休廃刊に際し出版元等の会社やその編集部、編集長等から読者宛に書かれたいわば挨拶文であるから、このような性格からすれば、少なくとも当該雑誌は今号限りで休刊又は廃刊となる旨の告知、読者等に対する感謝の念あるいはお詫びの表明、休刊又は廃刊となるのは残念である旨の感情の表明が本件記事の内容となることは常識上当然であり、また、当該雑誌のこれまでの編集方針の骨子、休廃刊後の再発行や新雑誌発行等の予定の説明をすること、同社の関連雑誌を引き続き愛読してほしい旨要望することも営業上当然のことであるから、これら5つの内容をありふれた表現で記述しているにすぎないものは、創作性を欠くものとして著作物であると認めることはできない。」と述べた上で、7つの挨拶文については著作物性を否定したが、残りの挨拶文については著作物性を肯定した。⁽⁷⁾

いうまでもなく本事件のメインの争点は、本件記事の著作物性である。ただ、本判決が注目されるのは、Yからの、「フェア・ユース」に関する一般的条項を持たない我が国においても、「フェア・ユース」の法理が適用されるべきである旨の「フェア・ユースの抗弁」の主張に対し、裁判所は、下記のとおり解答し、Yの主張を排斥している点である。

「我が国の著作権法は、1条において、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産としての著作物の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めていることから明らかなように、文化の発展という最終目的を達成するためには、著作者等の権利の保護を図るのみではなく、著作物の公正利用に留意する必要があるという当然の事理を認識した上で、著作者等の権利という私権と社会、他人による著作物の公正な利用という公益との調整のため、30条ないし49条に著作権が制限される場合やそのための要件を具体的かつ詳細に定め、それ以上に「フェア・ユース」の法理に相当する一般条項を定めなかったのであるから、著作物の公正な利用のために著作権が制限される場合を右各条所定の場合に限定するものであると認められる。そして、著作権法の成立後今日までの社会状況の変化を考慮しても、Y書籍における本件記事の利用について、実定法の根拠のないままY主張の「フェア・ユース」の法理を適用することこそが正当であるとするような事情は認められないから、本件において、著作権制限の一般法理としてその主張にかかる「フェア・ユース」を適用すべきであるとのYの主張は採用できない。」

(4). 小括

前述した著作権の制限に関する著作権法の規定ぶり及び前掲東京地判平成7年12月18日の判示から明らかなおと、わが国の実務において、「フェア・ユース」の主張は認められていない、というほかなく、未だ立法論に留まっている。

立法論としてのフェア・ユースの採用の是非に関しては、柔軟な解釈が可能となり、それだけビジネスチャンスが広がるというメリットが指摘されている一方、一般条項の存在により法的安定性が失われるとか、訴訟を誘発して紛争解決を長引かせる等といった危険がデメリットとして指摘されている。

暫定的な私見ではあるが、筆者は、もともと「著作権、著作隣接権、著作者人格権」と多元的である上、「種々の支分権の束」を認め、かつ、「権利の併存」(例えば二次的著作物の著作権)を認める著作権法の構造自体が、かかる権利関係の調整を複雑にさせている側面があり、究極的な解決策⁽⁸⁾としては、フェア・ユースの法理の採用は不可欠のように思っている。

ただ、立法論をここで大々的な展開することは、現行の実務を所与の前提とした上で、本件アーカイブの活用を模索するという本稿の問題意識にはそぐわない。むしろ、「フェア・ユースの法理の採用は不可欠」という「認識」を解釈・運用に反映させる枠組みが求められているといえよう。現行著作権法の「著作権の制限」に関する規定を手がかりに、その解釈を通じ、前記「フェア・ユース」の法理の浸透を図るといってもよいかもしれない。以下ではそれを若干ではあるが試みてみたい。

3. 本件アーカイブを活用するための理論的枠組み

(1). はじめに

さて、前記の検討の結果を受けて、本件アーカイブを活用するための理論的枠組みにつき考えていくことにしたい。前述のとおり、本稿の目的は、「現行法のシステム」を前提として、大井基調報告で明らかにされた「本件アーカイブ」の利用の方策を探ることである。前述のとおり、著作権法は、その30条以下において「著作権の制限」と題し、幾つかの限定列挙された規定を有している。それらの関連する部分をみると、一つ気がつくことがある。それは、「研究」が、「教育」に比べ、一歩退いているということである。例えば、「教育」に関しては、33条以下にいくつかの著作物の利用を可能とする個別の規定が設けられている一方、「研究」という言葉は、僅かに、引用に関する32条1項において「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定されているにすぎない。しかも、「引用」という言葉から明らかなおと、「書物(著作権法の言葉でいうと、言語の著作物)」を前提に規定ができており、本件のような「アーカイブの利用」を考える際には、解釈による飛躍が必要になる。前述の「フェア・ユース」の法理と比べると、制度が、大きく「アーカイブの利用」の制約になっている姿を見て取ることができる。

ここでは、次の2つの可能性を検討してみたい。

(2). 「図書館」に関する規定を拡張

第1は、「図書館」に関する規定を拡張するという手である。すなわち、著作権法31条は、1項において「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第3項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。」と規定しており、政令である「著作権法施行令」第1条の3は、「図書館資料の複製が認められる図書館等」の1つとして、「学校教育法第1条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設」⁽⁹⁾をあげる。従って、「本件アーカイヴ」を新聞学研究所から本学の図書館に「移管」し、その利用を図書館の事業として行えば、本件アーカイヴの活用は、ある意味、簡単に実現できるわけである。⁽¹⁰⁾

ただ、傍目からみる限り、現実には「言うは易く行うは難し」なのではないかと思う。前記「著作権法施行令」第1条の3が、「図書館法第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているもの」であることを要求していることに伴うコストの問題もさることながら、本来、書式という「渴いた情報」を取り扱うことに特化した図書館自体、かかる事業に必ずしも長けていないという事情も無視できないように思う。⁽¹¹⁾

(3). 教育に関する規定の拡張

もう1つの可能性は、「教育」に関し規定する著作権法35条⁽¹²⁾を拡張解釈した上で、これを根拠としてシステムを組立てていくことである。著作権法が、研究と教育とを分けて規定しているところから明らかなおとおり、本来この条文は、大学のような研究と教育とが不可分一体な高等教育機関を念頭においた規定ではなく、中学校、高等学校などにおいて教諭が教材を作成する場面を念頭において規定されたものである。

ただ、特に大学を省く制約規定がない以上、制度は同心円状に広がるものであり、大学の「教育」⁽¹³⁾に関しても本条は適用されるといわざるをえない。

そして、幸いなことに、「本件アーカイヴ」は、日本大学法学部新聞学科、大学院新聞学研究科、法学部新聞学研究所により保有・運用されているものである。本学において、これらの3機関は、有機的に緊密なものとして制度運営されている。そこで、「本件アーカイヴ」を用いた「メディア教育」のようなものを構築するのであれば、当然のことながら、「本件アーカイヴ」はその教材ということになり、著作権法35条の射程内に収まるように思う。

もちろん、かかる「教育」は、きわめて先端的な、「研究」と不可分一体なものであり、実態としては、「研究そのもの」といってよいかもしれない。だが、かかる先端的教育を施すことこそが、日本大学法学部新聞学科、大学院新聞学研究科、法学部新聞学研究所の存在意義である以上、それもまた「教育」と言わざるをえない。もともと大学のような高等教育機関において、研究と教育を厳密に分けることは困難である。不明瞭さを逆手に取り、⁽¹⁴⁾上手く使っていけばいいというのが提案の趣旨である。

4. 結びに代えて

本稿の提案は、以上のとおりである。私としては、第1の可能性を中期的目標としつつ、さしあたり、第2の可能性にトライして、実績を積んでおくのがよいのではないかと思う。

いずれもややリスクがあるといえはるのであるが、「運動とは、できないものややってできるようにするものだ」という考えから、少しフライング気味な解釈を考えてみた。検討が不十分な部分もあるが、日本大学法学部新聞学科、大学院新聞学研究科、法学部新聞学研究所の発展を願う気持ちを汲んでいただき、ご海容賜れば幸いである。

注

- (1) 東京電力株式会社が設置する福島第一原子力発電所から広範囲にわたって放射性物質が大気中に放出される事故のこと
- (2) 早乙女報告については、早乙女宜宏「震災映像資料の利用と著作権法」本誌本号に所収。
- (3) 松嶋隆弘「原子力災害に関する法制についての一考察～「原子力災害」に関するハード・ロー、ソフト・ロー、ケース・ローの交錯を中心に～」日本法学 80 巻 3 号（平成 27 年）361 頁
- (4) フェア・ユースにつき、詳しくは、中山信弘『著作権法（第2版）』（平成 26 年）393 頁以下を参照。アメリカ著作権法の条文は、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに掲げられている（山本隆司訳）。
http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_cla.html#107
- (5) ドイツ著作権法の条文は、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに掲げられている（本山雅弘訳）。
http://www.cric.or.jp/db/world/germany/germany_cla.html#1_6
- (6) 本判決の評釈として、五十嵐敬・中山信弘＝大淵哲也＝小泉直樹＝田村善之編『著作権法判例百選（第4版）』8 頁
- (7) 具体的にいうとまず、①.「本誌はこの号でおしまいです。長い間のご愛読に感謝します。」との部分や、②.「おしらせ いつも『なかよしデラックス』をご愛読いただきましてありがとうございます。『なかよしデラ』の愛称で15年間にわたって、みなさまのご声援をいただいてまいりましたが、この号をもちまして、ひとまず休刊させていただくこととなりました。今後は増刊『るんるん』をよりいっそう充実した雑誌に育てていきたいと考えております。『なかよし』本誌とともにご愛読くださいますようお願い申し上げます。なかよし編集部」については、著作物性を否定する一方、③.「あたたかいご声援をありがとうございます 昨今の日本経済の下でギアマガジンは、新しい編集コンセプトで再出発を余儀なくされました。皆様のアンケートでも新しいコンセプトの商品情報誌をというご意見をたくさんいただいております。ギアマガジンが再び店頭に並ぶことをご期待いただき、今号が最終号になります。長い間のご愛読、ありがとうございました。」との部分については著作物性が認められている。③. のようなきわめて短い文に著作物性を認めてよいかについては、議論があり得るところである。
- (8) 三山裕三『著作権法詳説 判例で読む 16 章（第8版）』（平成 22 年）358 頁。なお、村井麻衣子「フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論（1）—日本著作権法の制限規定に対する示唆—」知的財産法政策学研究 45 号（平成 26 年）105 頁を参照。
- (9) 小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタル』（平成 25 年）596 頁（高瀬亜富）

- (10) 同施行令1条の3第4号は、「学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設」をあげており、新聞学研究所は一見これにあたりそうだが、同号は「法令の規定によつて設置されたもの」であることも求めており、新聞学研究所は残念ながらこれに該当しない。
- (11) 本論からややそれるが、筆者は、著作権法が、かかる事情を必ずしも考慮せず、国立国会図書館に特権的な地位を与えていることが、アーカイブの保管という点で妥当なのか否か、個人的には疑問に思っている。なお、3.11 震災のアーカイブ化につき論じたものとして、高野明彦＝吉見俊哉＝三浦伸也『311 情報学—メディアは何をどう伝えたか』（平成24年）を参照。また、より広く、電子アーカイブをネットで結んだ巨大情報ポータルサイトとして「ヨーロッパアーナ（Europeana）」があるが、これにつき本条との関係で紹介するものとして、中山・前掲書（前注4）312頁を参照。
- (12) 中山・前掲書（前注4）334頁、小倉＝金井編・前掲書（前注9）664頁（石井藤次郎）
- (13) 当然のことながら、同条はあくまでも教材としての活用の際しての例外規定であるので、同条を根拠に本件アーカイブの一般公開はできない。その意味では、あくまでも内部利用のための理屈にとどまる。しかし、そうであったとしても、「教育」を介することで、本件アーカイブを「研究」のため活用するための突破口は開かれるかもしれない。

3.11 震災関連テレビ映像資料アーカイブをめぐって —歴史研究者の立場から—

大岡 聡*

はじめに

こんにちは。大岡でございます。法学部では日本近現代史の講義を担当しております。私の専門分野は20世紀前半の都市社会史で、東京を主なフィールドにして、政治、社会、文化などを、社会史的な立場から研究しております。今回、3.11の映像をアーカイブするにあたって、歴史学の立場から何かコメントしてくれと依頼されまして、いろいろなことに首を突っ込むのが好きなものですから、お引き受けしました。「映像の世紀」と言われる20世紀を研究対象にしておりますが、メディア史の専門家でもなく、映像を史料に使った専門研究をしているわけではありませんし、歴史資料学やアーカイブズ学に通暁しているわけでもありません。ただ、これまで歴史博物館の展示や、それに関連する共同研究に関わった経験があり、敗戦直後のニュース映画やNHKアーカイブスの映像を集中的に見るという機会もありました。こうした経験を踏まえ、歴史資料としてのテレビ映像の可能性や課題について、雑駁なお話をする中で、責めを塞ぎたいと思います。

本題に入る前に、この場をお借りしてお知らせをさせていただきます。来週の火曜日に、3.11の3周年の日を迎えます。その日には、千葉県佐倉にあります国立歴史民俗博物館で「歴史に見る震災」という企画展示が開幕いたします。⁽¹⁾私は展示プロジェクト委員のひとりとして、この企画に参画し、構想にご意見を申し上げました。まだ展示の完成品は見えておりませんが、文系の歴史研究者だけでなく、歴史地震学や防災工学などの理系の研究者とがコラボレートして作り上げたもので、地震・津波に関わる災害史研究の、現在の水準を示すような展示になるのではないかと考えています。是非ご覧いただければと思います。千葉県佐倉までは、日暮里から1時間ぐらいかかりますが、博物館は佐倉城址の、非常に桜がきれいな場所にありますので、お花見がてらせひご来館いただければと思います。これがお知らせの一つ目です。

今日はメディア学や新聞学がご専門の方がいらっしゃるということで、もう一つお知らせをさせていただきます。最近、私がかかわった科学研究費補助金による研究プロジェクトの報告書ができました。東京大空襲・戦災資料センター編『戦中・戦後の記録写真——「東方社コレクション」の全貌』⁽²⁾というものです。ご存じの方も多いと思いますが、アジア太平洋戦争中に、海外に向けて日本の国策を宣伝するためのプロパガンダ雑誌に『FRONT』というのがあり、それを出版していたのが東方社という陸軍参謀本部傘下の団体でした。写真家では木村伊兵衛や菊池俊吉ら、デザイナーでは原弘、多川精一ら、そのほか林達夫、中島健蔵といった錚々たるメンバーがこれに関わっておりまして、軍のバックアップで高い水準のグラフ誌が制作されていたのです。最近、この東方社と、戦後の後継団体である文化社が撮影した写真のネガが大量に発見されまして、江東区の東京大

*おおおか さとし 日本大学法学部 准教授

空襲・戦災資料センターに寄贈されました。そこで私たち研究グループで、約 18,000 点に及ぶ写真ネガを整理し、内容を分析して、撮影場所や被写体をできるかぎり確定させ、資料目録を作りました。写真の中には空襲直後の東京を撮影したものがあり、空襲被害の実態を明らかにする史料として貴重です。また報道写真の歴史やグラフィックデザインの歴史の研究にとっても、非常に重要なコレクションだと思います。報告書を今日、十何部か持ってきましたので、お入り用の方には差し上げます。休み時間にでもお声がけいただければと思います。

さて、日大版「3.11 震災関連テレビ映像資料アーカイブ」の意義について、歴史研究者の立場から述べよ、と言われてもなかなか難しい。3.11 震災およびそれと複合して発生した核災害の問題は、いまだ「歴史」になりきっていない、現在進行形の問題です。しかし、将来 3.11 震災・核災害の歴史研究がなされるとき、この「3.11 震災関連テレビ映像資料アーカイブ」が重要な資料となることは間違いないでしょう。

活用されていない映像資料

もっとも現在の歴史学において、映像は史料として活用されていないのが現状です。もちろん映画史やテレビ史の研究者が、作家論や作品論を議論するとき、映像そのものが研究対象ですから、それを使って研究するのは当たり前ですが、歴史学プロパーの研究者が 20 世紀の諸事象を明らかにするための史料として、映像を積極的に活用しているとはいえません。理由の一つには、20 世紀を対象とする現代史研究の主要な関心が政治史、外交史から始まったということが挙げられます。政治史や外交史は、国民国家の正統性を明らかにすることを期待され、制度化されてきた実証主義的な歴史学の本流でした。それをヨーロッパから輸入した日本のアカデミズム史学も、中央の政治権力の動きを明らかにすることを重視してきました。政治史、国家史は文書が残りやすい分野ですから、手法としては文献史料至上主義の傾向を持ちました。そのような雰囲気の中で現代史研究が開拓された時、まず文献史料を使った実証主義的な研究が進められました。

したがって、映像の史料論が蓄積されてきていませんし、文字史料とは異なった特性を持つ映像をどのように分析していくかの方法論も蓄積されていません。ドキュメンタリー映像など、強い作品性をもつ映像の史料批判はどうあるべきか。議論はこれからのように思います。

最大の問題はやはり映像資料へのアクセスが非常に困難であるということでしょう。どこに何があるのか、それは研究利用が可能なのか、史料としての価値がどれほどであるのか、現代史の研究者はそれを知らない、というのが正直なところでしょう。

映画や放送映像を文化的な遺産としてしっかり保存するという発想は、それほど古いものではなく、多くの映画やテレビ映像が失われました。残存しているものについても、公開のデータベースが整備されているとは言いがたく、映像を広く研究等に利用することが可能な状態ではありません。作品としての映像に関連して、映画や放送制作に際して発生した文書資料もまた重要な史料ですが、それらがきちんと整理・保存されているケースはまれなのではないでしょうか。したがって、映像関連の資料へのアクセスの困難さを乗り越えて、歴史研究に使おうという意欲が湧いてこなかったのだと思います。

オーラルヒストリーとしてのテレビ映像資料

ただ、映像資料には膨大な情報が含まれているわけですし、これを歴史研究が使わない手はないでしょう。たとえばテレビ映像資料へのアクセスが容易になれば、それが歴史研究に活用される可能性は十分にあります。

一つには公文書資料の不足を補うための活用です。日本の公文書は質、量ともに貧弱と言っていると思います。国立公文書館には膨大な資料があるように見えて肝心の資料がない。私たちが知りたい情報、たとえば政策が形成されるプロセスを如実に語ってくれるような史料がなかなか残されていない。官僚文化の中に、政策決定過程の正当性の証明や後世への説明責任を果たすという意識が弱かったように思います。敗戦時には、戦前・戦時の公文書が組織的に焼却されるという、国家的な証拠隠滅も行われました。したがって、現代史研究者は公文書館にだけ頼ることはできず、新聞資料や、政治家・官僚たちが私的に残した文書、日記、手記などを使って、公文書の欠落を補う作業がどうしても必要でした。加えて、公文書の欠落を補う意味で、現代史ではオーラルヒストリーが盛んに行われています。当事者や関係者にインタビューをして、史料に残されていない情報を聞き出すということをやっているわけです。こういう状況では放送番組映像の活用、たとえばインタビュー番組やトーク番組の映像、あるいはニュースやドキュメンタリーの取材映像がオーラル・ヒストリーとして、文書史料の貧弱さを補うことが期待されます。

現代歴史学の関心の変化

現代の歴史学は、近代歴史学の性格を問い直すことをつうじて、問題関心や方法論を大きく変化させ続けています。実証主義的な近代歴史学は、国家史や事件史中心で、民衆の日常生活や人びとの心性に正当な関心を持ってこなかったこと、そもそも文献史料に依存した研究であるがゆえに、文書を残すことができた中央の、権力の、男性の、マジョリティの視点に立った研究になってしまった、近代歴史学の問題性が指摘されてきました。そうした問題を克服するために、文書に残りにくい地方の、民衆の、女性の、マイノリティの歴史、あるいは日常生活や人びとの心性の歴史を扱おうとした時、文書史料の欠落を補うという意味ではなく、あらためて文書以外のさまざまな遺物、これまで史料的な価値が低いとされ、取り上げられなかった資料の価値が再発見されてきました。現代の歴史学は、かつてのような文献史料至上主義の狭さを脱しています。

絵画や絵図、摺物、写真といった視覚文化、映画や放送などの大衆文化は、たとえそれがフィクションであったとしても、そこにはその時代の価値観や心性が表象されているのであって、それを注意深く読み解くことによって、それぞれの時代像を描く史料になるでしょう。また作品の作り手と受け手の関係や、作品の生産や消費の過程には、さまざまな力と力の対立やせめぎ合い、同調などの「政治」が想定されるわけで、それを歴史的に分析していくことも重要な課題となっています。

記憶の歴史学

現代歴史学の焦点の一つに「記憶」があります。記憶の歴史学というのが最近のトレンドになっています。ここで「記憶」と言っているのは、個人的な記憶というよりも、むしろ「集合的記憶」と呼ばれているものです。ある出来事について、広く共有されたイメージが次世代に語り継がれて

いく。後年になって想起された過去の出来事に関する物語やイメージ、これが「集合的記憶」です。これがいかにつくられ、いかに機能するかというのが記憶の歴史学の一つの焦点になっているわけです。

特に戦争や革命、大災害など、社会に大きなインパクトを与えた出来事に関して、その何を人々は記憶し、何を忘却しているか。その出来事に関して社会が共有している記憶、イメージや物語…。これらは小さな社会集団から、大きな共同体としての国民国家まで、それぞれのアイデンティティと深くかかわっている問題であり、人びとを統合していく極めて政治的な役割を帯びます。したがって記憶をめぐるさまざまな政治的対立・亀裂が惹起されます。歴史認識の対立ということがいわれますが、そこでは理性的な認識と言うよりは、多分に感情と結びついた記憶が対立しているわけです。記憶というのは、非常にあいまいなものであり感情的なもの、書かれた歴史に比べて不確かなものではあるけれども、人間を動かし、あるいは抑圧する非常に大きな力を持つわけで、この記憶がいかなる政治的力関係の中で形成され変容を遂げていくかを明らかにすることも、歴史学の課題となってきています。

NHK アーカイブス

ここで以前、私に関わった、映像に関連する共同研究の経験を少しお話しします。

2010 年から NHK アーカイブスが、所蔵資料を活用する研究公募を試行的にはじめました(NHK アーカイブス・トライアル研究)。NHK の職員以外には公開されていない、過去の映像や諸資料をみるチャンスですので、私も研究グループを作り「放送における「空襲」認識の形成と変容に関する歴史学的研究」というテーマで応募し、幸いにして採択されました。⁽³⁾

近年、国家間や国民間での戦争認識の亀裂・摩擦という状況を背景にして、戦争の歴史学的研究の対象は、戦争そのものの歴史だけではなく、戦後に国民は過去の戦争をどのような記憶してきたかという、まさに「記憶の歴史学」が問題となっています。そこでは、公刊された戦争体験手記や証言、あるいは戦争を主題とする文学や映画、サブカルチャー、さらには犠牲者追悼行事や戦争モニュメントなど、広範なジャンルの表象が分析され、戦後の日本人の戦争記憶・戦争観の変容とその特質を明らかにしようとする研究が盛んに行われているのです。しかし、こうした研究潮流の中でも、放送番組はほとんど分析されてきませんでした。ドラマ「私は貝になりたい」や大島渚のドキュメンタリー「忘れられた皇軍」などは、戦争記憶研究でも言及されますが、本格的なテレビ映像の分析はなされていません。それは、ひとえに過去の放送番組映像の研究利用に制約があったからです。⁽⁴⁾

私たちの研究グループは、空襲記録運動の歴史的意義を明らかにする研究の一環として、NHK の映像資料を使って上記のテーマに取り組むことにしました。1970 年代における空襲記録運動を通じて、それまで言論空間にあまり表出されてこなかった市民の空襲体験の記憶が急激に噴出しました。その前提となる 60 年代までの戦争記憶の特質はなんであったのかを放送番組の中から探れないか、あるいは空襲記憶の表出と放送番組はどのような関係性にあるのか、空襲記録運動は放送番組の中でどのように取り上げられてきたのか。そのような問題意識を抱えて研究に取り組んだのです。もっとも限られた時間内での、利用制約のある中での調査でしたし、テレビ映像資料という慣れない資料が相手でしたので、調査は思うように進みませんでした。

NHK アーカイブスは想像以上にすばらしい施設でしたし、職員の方も研究利用に理解を示し、親切にご教示をしてくださいました。映像資料検索データベースも大変優れたシステムで、近年の番組については内容紹介や番組構成だけでなく、番組の静止画が付され、動画にリンクされているものもありました。しかし、逆に古い番組の映像については、内容紹介をはじめ基本的な情報がない場合もあり、悉皆的な調査によって、リストを作る作業には限界がありました。また、あくまでNHK 内部者向けの、番組制作のためのデータベースシステムであって、部外者がその「癖」のようなものに習熟するのにも手間取りました。そもそも NHK の番組制作のあり方や映像資料の残し方・残り方について、職員の方に一から教えてもらう必要がありました。将来的には、放送番組映像という資料や、放送映像アーカイブズの基本的性格などについての議論が蓄積され、その手引きとなるような書物が必要に思いました。

私は1950～70年代のドキュメンタリー番組を調べましたが、『日本の素顔』や『現代の映像』『ある人生』といった作品性の強いドキュメンタリーシリーズの映像はよく残されています。優れた問題意識によって、綿密に取材された作品が多く、歴史研究や叙述のための史料としてもっと活用されるべきものと思いますが、番組公開ライブラリーに収録されているものは、そのほんの一部にとどまっていますので、歴史研究者にはほとんど知られていないでしょう。

NHK にいらした桜井均さんは『テレビは戦争をどう描いてきたか』という書物の中で、1950～60年代のテレビ・ドキュメンタリーは、戦死者遺族や帰還した元兵士の「被害者としての体験」を取り上げるばかりで、「戦場となったアジア・太平洋地域の被害への言及や加害の意識は皆無に近かった」と総括しています。加害意識の欠如した日本人の戦争観の再生産に、テレビ・ドキュメンタリーも加担してきた、という認識になるのでしょうか。

ただ私が見た限りでは、この時代のテレビ・ドキュメンタリーに登場する元兵士の語りのなかには、生き残ったことへの負い目や戦場体験の苦難を理解してもらえない孤立感とともに、アジアの民衆への加害意識の自覚に到達しているものもあり、桜井さんの総括を再検討する必要があるように思いました。テレビ・ドキュメンタリーが描いた被害の記憶と加害の記憶の重層的関係をもっと丁寧に議論しなければと思うのですが、そのためには映像作品が公開されることが是非必要です。権利処理や予算の問題が一般公開を遅らせているものと思いますが、すくなくとも商品化の予定のない映像作品については、早く広く公開して市民の共有財産してもらいたいものだと思います。

歴史博物館における展示叙述とテレビ映像

もう一点、歴史研究者と関わることとしては、映像展示の問題を取り上げます。歴史研究の成果の表現方法は、論文や歴史書だけではありません。歴史博物館における展示もまた、歴史研究の成果の一つの表現形態、一つの歴史叙述です。現代史、20世紀の歴史展示叙述にとって、映像は不可欠な資料と言わざるを得ません。

映像は20世紀の歴史を記録しています。歴史的な大事件や社会現象、流行や風俗、失われた風景、人びとの証言など、映像には膨大な情報が含まれているのですから、歴史展示において歴史的な事象を説明するために、映像を使用することはもちろん重要です。また前述の記憶の歴史学研究との関係でいえば、20世紀の人びとが出来事をどのように表象し、記憶してきたかを示すことを通じて、その心性や意識を展示するとき、映像は重要な資料となることでしょう。

同時に映像は 20 世紀の歴史を動かしたということが出来ます。マス・メディアの発達、すなわち 20 世紀に大量の情報を広範な人びとに伝達することが可能になったことは、大衆社会誕生の基礎的な条件の一つです。映画やテレビといった映像が、20 世紀の人びとに影響を与えたという事実を示すこと、大衆社会という 20 世紀社会の特質を示すためには、映像展示が不可欠なのです。

このように映画やテレビ映像は、歴史研究だけでなく歴史展示にも活用される必要があります。それを促進するためには、映像資料が可能な限りアーカイブズで公開され、少なくとも資料がデータベース化されて、所在が周知される必要があるでしょう。

それに加え、映像の利用に関し、商業利用とは異なった制度的枠組が求められるのではないかと思います。以前国立歴史民俗博物館の「ニュース映画の研究資源化ならびに活用方法の確立に関する研究」という共同研究に関わったことがあるのですが、そこで議論になったのは、NHK が所有する戦中・戦後のニュース映画「日本ニュース」を博物館展示に使う場合の高額の使用料の問題です。放送での利用を念頭に置いた価格設定だと思われるのですが、高い使用料がその展示への活用をためらわせるわけです。また著作権をはじめとする映像に関わる権利処理の問題もあります。後ほど法律家の先生から報告があり、学校教育・研究機関におけるテレビ映像利用の法的枠組みについては、そこで議論されるでしょうが、博物館のような社会教育施設による利用の問題も議論が必要でしょう。

研究者が公開された映像アーカイブズ整備の重要性を、そして映像を利用しやすくするような法運用ないしは法制度の改革の必要性を広く訴えるためには、これまで以上に映像研究の成果とその意義を、社会に示していく必要があるでしょう。現代史研究者が映像を活用した歴史研究に積極的に取り組むようになるためには、資料の所在や研究方法論を学ぶために、メディア研究者や放送製作者・実務者等との学際的な交流を必要とします。本学の映像アーカイブが、そうした学際的な議論を喚起し、映像を利用した研究の可能性を広げる拠点となることにも期待したいと思います。

テレビ番組映像と震災の記憶

さて、現代史研究にとってのテレビ番組映像の有用性について、例えば戦争記憶研究にとって重要な史料になりうることを述べましたが、今回の日大版「3.11 震災関連テレビ映像資料アーカイブ」は、将来 3.11 震災・核災害の歴史研究にとって、重要な史料になることは間違いないでしょう。

放送番組が切り取った震災の「現実」を通じて、被災地から遠く離れた私たちも震災の記憶を刻み込みました。それらの映像がこれからも繰り返し再生され、いっばうで記憶の風化を通じて、震災の記憶は変容を遂げていくでしょうが、発災当時、放送が何を伝え、何を伝えなかったか（隠蔽したか）、その結果として、国民の「震災の記憶」がどのように編成されたのかの検証にとって、「3.11 震災関連テレビ映像資料アーカイブ」は重要な役目を果たしていくことでしょう。

国民的な震災の記憶の形成ということでは、視聴者は震災テレビ映像をどこで、どの程度見たのか、それをどのように受け止めたか、という視聴体験の部分が重要です。東京在住の私にとっての震災の記憶は、福島第一原発から立ち上る煙の映像以降、事故がどのような展開をたどるのか、放射能被害はどうなるのかを不安を持って見つめた記憶が大きな比重を占めるわけですが、あの映像を見ることの出来なかった被災地の避難者にとっては、福島原発災害の記憶の比重は、大きく低下

することでしょう。記憶をめぐる「政治」は、こうしたテレビ視聴体験の違いというところからも起こるといえます。

震災テレビ映像の視聴体験ということでは、今回の震災の場合は番組を視聴した人びとが、リアルタイムで Twitter 等を通じてさまざまな反応を返しているログが残っています。その意味で、これまでの震災とは資料状況がかなり違ってきている。記憶の歴史学の関心からするならば、リアルタイムで視聴者がどう受け止め、それを人々がどう記憶していったのかというプロセスが、かなり精度高く検証できるわけです。震災テレビ映像アーカイブが、Twitter 等のログとリンクしてくことで、アーカイブの価値が大きく高まるといえましょう。

震災記憶の継承と歴史への向き合い方

最後に、アーカイブズと記憶の継承ということについて少し考えてみたいと思います。今回の震災後、多様な主体によって、多種・大量の震災資料がアーカイブされています。震災アーカイブズは、震災の教訓を後世に伝えていくという使命を帯びて、さまざまな情報を収集・蓄積し続けています。約 20 年前の阪神・淡路大震災と比べても、この震災に関する記録の蓄積は飛躍的に増大しています。意地悪な言い方をすれば、震災記録デジタルアーカイブズが「氾濫」している状況ではないかと思えます。なぜこういう状況が生まれたのか。

仙台市が震災アーカイブ整備の目的として「東日本大震災により失われた暮らしや文化、人々の思いを留めるとともに、復興に立ち向かう思いや、震災により得た教訓を後世に継承し、次の災害に備えるため、震災アーカイブを整備する」と説明しています。たくさんのものを失った悲しみ・苦しみを鎮めるために、そして多くの死を無駄にしたくないという気持ちから、被災者の「思い」や「教訓」を伝えるためのアーカイブズを立ち上げる。それはいわば「鎮魂」の事業という側面を持っています。

一方、2011 年 6 月 25 日の政府の復興構想会議の「復興への提言」という文書の中で、「災害の記録と伝承」という項目を立て、とりわけ資料・映像のデジタル化が提言されています。そこには、IT 産業を活性化させる「創造的復興」によって、日本経済を再生しようという公共事業の意味が込められているのでしょう。

さらにこれはメディア学・社会情報学の吉見俊哉さんなどがおっしゃっていますが、阪神・淡路大震災当時と比べて、アーカイブのパラダイム転換とも言えるような時代変容が ICT 技術の革新により生じており、「誰でも・どこでも・何でもアーカイブ」できるような環境が現在あるわけで、したがってアーカイビングする主体はこれまでのような公的機関、国家機関や地方行政だけではなくて、民間、草の根にまで広がっている⁽⁶⁾。そういうアーカイビングの状況がネットワーク化され、統合化されているというのが現状であるかと思えます。

この「なんでもデジタルアーカイブ」という動きは、とても素晴らしいことなのですが、こういう状況に違和感ないしは危惧もないわけではありません。

これは仙台の佐藤正実さんという方がおっしゃっていましたが、「震災記録写真は撮った本人でなければその写真の持つ意味を 100% 理解することはできない」。そうって佐藤さんは撮影者から「どんな気持ちで撮ったのか」といったその時の心の動きを取材し、撮影したことの意味を写真と一緒にアーカイブしようとしているそうです。⁽⁷⁾

写真やその他の記録がデジタル化されたとき、作成者の思いのようなものはそぎ落とされてしまうのではないか。デジタル・アーカイビングされ、すべての情報が等価値の情報としてデータベース化されたときに、そういった「思い」のようなアナログなものがそぎ落とされてしまうのではないか。そうだとするなら、そういうアナログなものをくみ取れるようなデジタル・アーカイブは可能なのだろうか。こうしたことについて、どこまで考えられているのか。

違和感の2つ目。アーカイブとアーカイブズという言い方があります。歴史学の人間にとっては、アーカイブズという言い方に馴染みがありますが、近年、社会情報学、メディア学の世界ではアーカイブという言い方で、「ズ」がつきません。これは言葉の使い方の違いだけではなくて、少し温度差というか文脈の違いがあるように私には思えます。

「アーカイブズ」という言葉は、ここ20年ぐらいで使われるようになった言葉で、2004年には日本アーカイブズ学会が発足しています。学界に結集した人たちの多くは、かれこれ50年以上にわたり、公文書や歴史資料を残したいという思いで国立や各自治体の公文書館を建設しようという運動、あるいは行政機関、国家や地方自治体がきちんと文書を残し、それを公開するよう求める運動の歴史の上に立っています。そうした運動の結果、やっと2011年に公文書管理法が施行され、公務員に対し公文書を作成し、保存し、公開していくことを義務づける事になりました。そういう段階で震災が起きたのですが、先ほどご紹介したようなパラダイム転換の中では、アーカイブ主体が国家から離れて民間に広がっていった。デジタル技術の普及によって「誰でも・どこでも・何でもアーカイブ」できるということは、それはそれで非常によろしいことですが、ただ、震災後活動の未来への説明責任という意味で、最も問われるべきは、これまでのアーカイブズ運動が問題にしてきた政治権力の活動であるはずです。「誰でも・どこでも・何でもアーカイブ」しておけばそれでいいというわけではなく、中央政府や地方行政が何をしたかということの説明責任を果たさせるために、公文書を残し、それを公開させるということを政府に要求し、監視しなくてはならない。「なんでもアーカイブ」が氾濫する中で、「アーカイブズ」運動が問題にしてきた文脈が埋もれてしまっはまずいのではないか。そんな危惧を持っています。

3つ目の問題として、アーカイブしさえすれば、記憶は継承され、教訓は活かされるのだろうか。事態はそう単純ではないのではないか、そんな危惧です。

阪神・淡路大震災のあとに歴史資料ネットワーク（史料ネット）というNPOを立ち上げ、長年事務局長をつとめている歴史学者に奥村弘さん（神戸大学）という方がいます。阪神・淡路大震災の際、被災地の民家で汚損した歴史史料が廃棄される危機にあったのですが、歴史研究者・郷土史家などに呼びかけて、それらの歴史史料をレスキューするという活動をはじめました。その後全国の歴史学関係者に呼びかけ、史料レスキュー活動を全国ネットワーク化しました。万が一に備えるために資料の所在調査などの活動が各地で行われ、いざ地震・水害などの災害が起こるたびに、専門家とボランティアを組織したレスキュー活動が迅速に展開されるようになりました。東日本大震災でも仙台や福島等の史料ネットの活動が活発に行われています。

そうした活動の経験を踏まえて、奥村さんはこんなことをおっしゃっています。「震災の記憶を文化に組み込んで災害に強い文化をつくり上げていく。それを未来に引き継いでいくことはもちろん重要であるが、その前提には、そもそも豊かな歴史が総体として過去から未来に引き継がれていく、そのような歴史文化を大切にする社会でなければ、そういうことは難しいのではないか」⁽⁸⁾。こ

れは重要な指摘かと思います。記憶を伝えていく。教訓を残していく。アーカイブズの使命として、これは言うにやさしいけれども、では、将来の人々がそれをきちんと語り継いでくれるだろうか、それを参照してくれるだろうか。そもそも今の日本社会は、はたして歴史文化を大切に社会といえるのだろうか、という奥村さんの問いかけ・危惧を私も共有します。

3.11 直後、社会に飛び交った言葉に、「想定外」という言葉があります。原発災害を引き起こした、この社会の「想定」の貧しさは、どこまで反省されているのでしょうか。「想定」の貧しさは過去の災害経験に照らした歴史的想像力の貧しさであり、歴史的想像力の貧しさは、未来を思考しようとして、過去に手がかりを求める意識（歴史意識）の弱さの現われではないかと思います。

21 世紀の日本社会では、新自由主義的グローバリゼーション下でのアイデンティティ不安の中で、現在主義的な意識が強まり、ますます歴史意識が希薄化しているのではないのでしょうか。たとえば社会学者の古市憲寿は『絶望の国の幸福な若者たち』を次のように描きます。「もはや今の若者は素朴に『今日よりも明日がよくなる』とは信じることができない。自分たちの目の前に広がるのは、ただの『終わりなき日常』だ。だからこそ、『今は幸せだ』とすることができる。つまり、人は将来に『希望』をなくした時、『幸せ』になることができる」⁽⁹⁾。

未来に対して目を閉ざし、「今は幸せ」と信じこもうとする人びとに、過去への切実な関心や歴史文化を大切にしようという意識は生まれようもないでしょう。そしてかつてヴァイツゼッカーが言ったように「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目」となるとするなら、アーカイブズによる「記憶の継承」「教訓の伝承」を言ったところで、難しいのではないのでしょうか。アーカイブズすることはいいのですが、そのアーカイブズの成果をどうやって将来に引き継いでいくのか。そこには、テクニカルには処理できない、歴史的・思想的問題がはらまれています。

むすびに代えて

最後にまとめとして、二点申し上げて終わりにしたいと思います。

一点目、アーカイブズは記憶を蓄積し未来に継承していくための装置です。ただ、それが社会に開かれていることが重要であると思います。そこに刻まれている記録や記憶が社会の中で検証され、利用されてなくては意味がありません。開かれてあることこそ、アーカイブズの公共的意義の条件であることを強調しておきたいと思います。

二点目、アーカイブズは蓄積公開するだけではなく、記憶の継承にかかわるさまざまな問題を絶えず考えていくような場であってほしいと思います。先程も申し上げたように、歴史意識が弱まっている現状の中で、果たしてきちんと語り継がれていくだろうか。あるいは、さまざまな制約や力学の中で歪んで伝えられたり、隠蔽されたりすることはないだろうか。記録・記憶することの意味、アーカイブすることの意味、それを未来に継承していくために克服すべき課題など、アーカイブズをめぐって考えるべき歴史的・思想的課題は多々あります。アーカイブズは、それを問いかける拠点としても、公共的な責務を負っているといわねばなりません。

【付記】 本稿はシンポジウムでの報告の書き起こし原稿に、加筆・修正・注記を施したものである。

注

- (1) <http://www.rekihaku.ac.jp/exhibitions/project/old/140311/index.html> (2015年1月22日)
- (2) 井上祐子・山辺昌彦・植野真澄・大岡聡・小山亮・石橋星志編著『戦中・戦後の記録写真——「東方社コレクション」の全貌』政治経済研究所附属東京大空襲・戦災資料センター戦争災害研究室、2014年(科学研究費助成事業基盤研究(C)「戦争末期の国策報道写真資料の歴史学的研究：国防写真隊と東方社を中心に」研究成果報告書)。
- (3) <http://www.nhk.or.jp/archives/academic/result/result1-2.html> (2015年1月22日)
- (4) NHK アーカイブスの資源を活用し、テレビ・ドキュメンタリーは戦争をどう描き、あるいは描いてこなかったのか、を分析した先行研究に、桜井均『テレビは戦争をどう描いてきたか——映像と記憶のアーカイブス』(岩波書店、2005年)があるが、NHKの職員であるからこそ、可能であった研究である。
- (5) 「埋もれた戦後」(『現代の映像』1965年4月16日)は、元軍人のサラリーマンが、戦時中に犯した罪の償いとして、強制連行中国人の遺骨を中国に返還する仕事に取り組んでいることを取り上げたもの。「山行かば」(『ある人生』1966年12月10日)は、レイテ戦で戦友を死なせた償いとして、ひとりでレイテ戦の遺骨収集に取り組むサラリーマンを描いたもの。彼はレイテへの旅を通じて、現地の人々に与えた被害の大きさに気づいていく。「遥かなるモンテンルパ」(『ある人生』1971年3月27日)は、BC級戦犯として死刑を宣告されながら恩赦で帰国したある元憲兵を取り上げ、戦争体験のわだかまりを描く。
- (6) 高野明彦・吉見俊哉・三浦伸也『311 情報学—メディアは何をどう伝えたか』岩波書店、2012年、長坂俊成『記憶と記録—311 まるごとアーカイブス』岩波書店、2012年。
- (7) 佐藤正実(NPO法人20世紀アーカイブ仙台)「感情までもキログするアーカイブを」河北新報「オビのオビ」<http://blog.livedoor.jp/kahokushimpo/archives/54750637.html> (2015年1月22日)
- (8) 奥村弘「東日本大震災と歴史学—歴史研究に何ができるのか」(緊急特集 東日本大震災・原発事故と歴史学)『歴史学研究』884号、2011年10月。
- (9) 古市憲寿『絶望の国の幸福な若者たち』講談社、2011年。

震災映像資料の利用と著作権法

早 乙 女 宜 宏*

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、宮城県、福島県及びその近隣に大きな爪痕を残すことになった。そして、官民を問わず膨大なその映像記録が生み出され、現在まで録画・保管されることとなった（以下、「本件アーカイヴ」という。）。記録の保管場所は、新聞社やマスメディアに限られず、個人の情報ツールが発達した現在においては、個人のコンピューター、携帯電話にも広く及んでいる。これら東日本大震災の記録はデジタル・データであるものがほとんどであるが、その膨大な量故に保管と管理が喫緊の課題となっている。また、本件アーカイヴは、災害という性質に鑑みれば、これを公開、閲覧に供することで多くの者で共有し、利用できることが、次なる災害を防ぐ重要な手立てとなるだろう。

平成 26 年 3 月 7 日、法学部において開催された日本大学法学新聞学研究所（以下、「新聞学研究所」という。）主催の「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイヴをめぐって」と題するシンポジウム（以下、「本シンポジウム」という。）は、まさに、これら増大する本件アーカイヴの保管と、その活用の問題を扱ったものである。

筆者は、本シンポジウムにおいて、本件アーカイヴを利用するにあたって検討すべき法的問題点を指摘し、更に進んで松嶋氏が同アーカイヴ活用のための法的構成に関して報告を行った。本報告においては、現行法制における本件アーカイヴの利用と、主に関係する著作権法やその他の法律上の問題点について、検討をしたいと思う。

2. 著作物とは

著作物として保護されるには、著作権法 2 条 1 項 1 号に規定があり、①思想又は感情を表現していること、②創作的な表現であること、③文芸、学術、美術、音楽の範囲に属することが要件となる。

本件アーカイヴについては、著作物にあたるかどうか、あたるとした場合に、これら著作物としての映像を利用する側面が、専ら問題になろう。いかなる場合に利用が認められるかは後述するが、先行の表現物を知らずに善意で作成されているときには、これは先行の著作物を利用しているのではなく、創作的な表現物であるから、別個の著作物として保護される。したがって、創作性とは、特許法で要求されている新規性（特許法 29 条 1 項）ではなく、独自性という意味合いである。

3. 映像と著作権法

本件アーカイヴは、映像資料である。では、映像は、著作権法上どのように保護されているのだ

*さおとめ よしひろ 日本大学大学院法務研究科 助教

ろうか。著作権法上に「映像」という文言はない。映像といった場合、一般的には映画、テレビ、ゲーム、コンピューター・グラフィックス等を含むことになるが、これらについては、いずれも著作権法上は「映画の著作物」（著作権法 10 条 1 項 7 号）として保護されることとなる。本件アーカイヴも、映画の著作物として保護されるかどうかを検討することになる。震災関連の資料としては、映像のみではなく、ソーシャルネットワーク上の震災関係の日記や記事等が存在すると思われるが、これらが著作物（言語の著作物、著作権法 10 条 1 項 1 号）として保護されうることは言うまでもない。

映像という文言自体は、著作権法上は存在しないのであるが、裁判例上は、「映像著作物」という概念を認めたものがある。三沢市勢映画製作事件と呼ばれている事件で、青森県三沢市と Y との間の市勢映画製作業務委託契約に関連して撮影・納入された未使用フィルムと未編集フィルムの著作権について、映画監督の X が、自己に帰属するとの確認を求めたものである。後述する通り、映画として完成していれば、映画の著作権は映画製作者である Y に帰属するのであるが、映画に使用されなかったフィルムや未編集フィルムについても、映画の著作物として映画製作者に著作権が帰属するかが問題となった。

第一審判決（東京地判平成 4 年 3 月 30 日判タ 802 号 208 頁）は、未使用フィルムも未編集フィルムも、映画のために撮影されたものであり、完成作品である映画とは別個のものではなく、著作権法 29 条 1 項の映画の著作物にあたり、Y が映画全体の製作者であると認定した。そして、「当該映画の製作のために撮影されたフィルムの著作物は、映画製作のいかなる段階にあるか、当該映画のいかなる部分であるかを問わず、映画製作者に帰属するものであって、この意味において、映画製のための未編集フィルムであっても、映画完成後の編集残フィルムであっても、同条項にいう『映画の著作物』に当たるといふべきである」として、X の請求を棄却した。

X は控訴したところ、控訴審（東京高等裁判所平成 5 年 9 月 9 日判時 1477 号 27 頁）は原審を取り消して X の請求を認容した。同判決は、未使用フィルムに関する限り著作物と認めるに足りる映画は未だ存在しないものといふべきであるとして、著作権法 29 条 1 項の映画の著作物には当たらないとした。そして、同フィルムは単なる風景の描写とは異なるものと認められ、かつ市勢映画製作業務委託契約によるテーマを持った映画「歴史・文化編」に使用されることを意図したものであることを勘案すれば、同フィルムに撮影収録された映像は、それ自体で創作性、したがって著作物性を備えたものといふべきであるとして、同フィルムに撮影収録された「映像著作物」の著作権は、監督としてその撮影に関わった著作者である控訴人に以て帰属するものといわなければならないと判断したのである。

本判決に対しては映像著作物という文言は、著作権法上は存在しないことから、論理構成に無理があると批判されるところではある。⁽¹⁾しかし、そもそも著作権法が映画の著作物を直接的に定義していないことや、映画の著作物は多くの者の寄与と多額の資本を理由に映画製作者に著作権を帰属させるとしてきたが、現在では映像技術の発展により伝統的な映画の概念では必ずしも適切に評価できないものが存在することなどから、映像著作物として映画の著作物とは異なる著作物が認められてもよいのではないかと思われる。

さて、映画における著作者とは映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者である（著作権法 16 条）。創ろうとしている映画に対して一貫したイメージを持ちながら、創作活動全体にわたり

参画した者である。誰が著作者となるかは、個々の事例判断で一概にいうことはできないが、部分的に創作に関与する助監督や撮影助手は含まれないとされている。逆に、発注者であるとか、金銭的負担をしていることだけで著作者となるものでもない。

映画の著作物においては、著作者と著作権者が分離するのである。映画の著作物には原作があり、それを映画とした監督や製作者がいる。原作者は、クラシカル・オーサーと呼ばれ映画の著作者にはならないが、映画とされる際に翻案されていれば著作権法 28 条を介して、複製されていれば同法 21 条を介して映画の著作物に対して権利を行使できる関係にある。一方、監督、ディレクター、撮影監督などはモダン・オーサーと呼ばれている。彼らは映画の全体的な形成に創作的に寄与しているため、著作者となりうるが、そうするとひとつの著作物に対して複数の著作者が生じることになり、財産的権利としての著作権も複数の帰属するのでは著作物の利用が困難となる。そこで、著作権については、映画製作者に帰属すると規定されているのである（著作権法 29 条）。

4. 震災関連映像の著作物性

(1) 本件アーカイブは、様々な形で存在する。テレビ局が作成したドキュメンタリー映像、再現ドラマ映像、ニュース映像を作成した場合などは多くの場合映画の著作物として保護されることとなろう。では、偶然、私人等によって撮影された映像は、どうであろうか。

(2) 一般人のホームビデオカメラ映像

一般人がホームビデオカメラなどで撮影した映像についてはどのような権利関係になるだろうか。一般人の撮影した映像であっても、そこに思想感情等の創作的な表現である限りは、著作権が発生するため、これを利用する場合には原則として著作権者の許諾が必要である。もっとも、一般人が撮影した映像は、ソーシャルネットワークサービスや、動画配信サイトなどにアップロードされていることも多い。これらを利用する場合には、各サービスの利用規約による事になる。投稿により著作権を譲渡する旨の利用規約となっている場合は、各サービス提供会社から利用許諾を得ればよい。ただし、著作者人格権については譲渡できないため、著作者人格権（著作権法 18 条公表権、同法 19 条氏名表示権、同法 20 条同一性保持権）を侵害する形での利用は、たとえサービス提供会社から利用許諾を得ていてもすることはできない。

撮影者が誰であるかはわかっていれば、同人から許諾を得ればよいが、撮影者が把握できない場合は許諾を得ることができない。このような場合は、文化庁の裁定を受けることで利用できる（著作権法 67 条 1 項）。裁定を待ってられない場合は、担保金を積むことによって、裁定中にも利用できるようになる（同条 2 項）。ただし、その要件は、「相当な努力を払っても著作権者と連絡を取れない場合」に限られるため、単に著作権者がわからないというだけではならず、文化庁ウェブサイトの確認、著作権台帳等の閲覧、インターネット検索サービス、著作権管理事業者への照会、販売元への照会、日刊紙や著作権情報センターへの掲載をする等の努力をしなければならない。

ところで、ホームビデオにて震災当日の様子を実況したような映像であれば著作権法 10 条 2 項が、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。」と規定していることから、著作物ではなく、許諾を得ずに利用することができるだろうか。時事の伝達にすぎない報道とは、人物往来や死亡記事、交通事故、家事などの日々の短信を指すものと解さ

れている。しかしながら、同項は、同条1項1号に該当しないという既定であるから、「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」には該当しないと言うにとどまり、言語の著作物に該当することを否定しているものであるから、映画の著作物として保護される映像については、同条2項には該当しないこととなろう。したがって、一般人が撮影した映像（ニュース番組の震災当日の映像なども同様である。）については、それが創作的な表現である限りは著作権が生じるため、これを利用するにあたっては著作権者の許諾が必要となる。

(3) 監視カメラ、定点カメラ映像

監視カメラ映像や定点カメラによる映像は著作物として保護されるだろうか。この点は、本シンポジウムでも多少議論になったところである。著作権法はあくまで、「思想又は感情を創作的に表現したもの」（著作権法2条1項1号）を著作物として保護することにより、文化の発展に寄与する（著作権法1条）というものである。監視カメラ映像や定点カメラの映像は、カメラの設置により自動的、機械的な動作により撮影しているものであって、そこに思想や感情の創作的な表現は入らないことから、著作物として保護されるものではないと筆者は考えている。たしかに、監視カメラにしても定点カメラにしても、その設置に要する費用は莫大なものであろうし、設置にあたり一番よく映る角度や高さを調整しているであろう。しかし、その目的は、防犯や情報収集のためであって、文化の発展を目的としたものではない。著作権法は「額に汗」を保護するものではなく、著作物性是否定されるべきであろう。ただし、著作権法上保護されるかどうかという問題と、民法上保護されるかどうかという問題は分けて考えなければならない。多額の費用をかけてカメラを設置して、それにより撮影された映像は第三者が利用しないことを前提としているような場合には、同映像を第三者が無断で利用した場合は、別途、民法709条により不法行為責任を負う場合があると考えられる。

(4) 本件アーカイブのDVD化

なお、本件アーカイブをDVD化する場合は、本件アーカイブの素材となっている映像資料を複製することになるため、映画の著作物の著作権者から複製の許諾を得る必要がある。原作等が存在する映画の著作物である場合、当該映画は、原作等の二次的著作物となる。著作権法28条が、「二次的著作物の原著物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。」と規定していることから、DVD化するにあたっては、原作者や脚本家からも別途DVD化するための許諾を得る必要があり、音楽が含まれていれば、それも複製することになるため、音楽の著作権者からも許諾を得ておく必要がある。

5. 本件アーカイブとその他の権利関係

(1) 本件アーカイブにかかわらず、映像には、人物や、建築物、工作物、動物等が不意に被写体として撮影されていることがある（いわゆる映り込みの問題）。被写体が人物である場合と、建築物、工作物や動物等の物である場合とでは考慮すべき権利関係が異なるが、いかなる法的問題が生じるであろうか。

人物である場合は、肖像権やプライバシーの問題が生じる。京都府学連事件（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁）は、警察官による捜査のための写真撮影が問題となった事案である。同判決は、「憲法13条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」としたが、「現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち問がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるとき」は憲法13条、35条に違反しないとした。

同事案は、公権力と個人の権利という公法関係が問題となっているため、憲法上の権利が直接問題となっているが、放送事業者が個人の肖像権を侵害する形で撮影をした場合というような個人対個人の場合でも民法上の一般条項（不法行為や公序良俗違反）の規定を通して憲法が適用されると解されていることから（間接適用説）、同様に肖像権侵害の問題が生じるのである。

加えて、映り込みが著名人である場合は肖像権の他にパブリシティ権の問題も生じる。パブリシティ権とは、東京高判平成3年9月26日判タ772号246頁において「芸能人の氏名・肖像がもつかかる顧客吸引力は、当該芸能人の獲得した名声、社会的評価、知名度等から生ずる独立した経済的な利益ないし価値として把握することが可能であるから、これが当該芸能人に固有のものとして帰属することは当然のことといえるべきであり、当該芸能人は、かかる顧客吸引力のもつ経済的な利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利を有するものと認めるのが相当である。」として認められているものである。

したがって、人物が写り込んでいる場合は、ぼかし処理など肖像権、プライバシー権やパブリシティ権に配慮した対応が必要である。もっとも個人が特定できない状態で写り込んでいれば問題は生じないので、撮影時においても人物を背後から撮影する等の配慮をしておく必要があろう。公園や道路等の公の場所にいる場合は、プライバシー権や肖像権の保護の期待は低くなるため、映り込みによる権利侵害と言われる可能性は低くなる余地はあるが、捜査目的などの公益目的ではない撮影については安易に許容されるものではないと考えるべきであろう。

(2) 映り込みがモノである場合は、著作権法上の問題が生じうる。第三者の著作物が、映像に写り込んでいる場合、それが許諾を得ていなければ複製権（著作権法21条）侵害になり得る。避けようもなく写り込んだ場合は、付随対象著作物の利用（著作権法30条の2）として許容されよう。同条は、「分離することが困難である」場合の規定であるから、付随して対象となった他の著作物（付随対象著作物）を除いて創作することが社会通念上困難であると客観的に認められる場合をいう⁽²⁾。撮影中に偶然的に写り込んだモノであれば、同条が適用されようが、写り込まないように撮影できるにも関わらず、写り込んでいる場合は同条の適用は難しいであろう。したがって、撮影

後に編集して放送するというような場合に第三者の著作物が写り込んでいた場合は、複製権の侵害とならないように、ぼかし処理などの適切な処理を加える事が必要となってくる。ただし、「複製」とされるのは、複製元の著作物の本質的特徴を直接感得できるかどうかによるので、写り込んでいても、著作物の本質的特徴を直接感得できない程度であれば、複製権侵害とはならない。

写り込んだ著作物について、複製権を侵害したものとはいえないとして、映り込みを適法としたものとして、雪月花事件（東京高判平成14年2月18日判時1786号136頁）がある。同事案は、書道家であるXが「雪月花」「吉祥」「遊」という文字を毛筆で書いた作品を制作したが、これら作品が掛け軸に装丁されて和室の床の間に掛けられた状態であったところ、Yが照明器具の販売カタログ用の写真を撮影する際に、各作品が被写体としてカタログの対象である照明器具とともに写り込んでいたため、XがYに対して複製権、氏名表示権、同一性保持権の侵害を理由として損害賠償を請求したものである。判決は、「著作物の複製とは、帰属の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することであって、写真は再製の一手段ではあるが（著作権法2条1項15号）、書を写真により再製した場合に、その行為が美術の著作物としての書の複製に当たるといえるためには、一般人の通常の注意力を基準とした上、当該書の写真において、上記表現形式を通じ、単に字体や書体が再現されているにとどまらず、文字の形の独創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、黒色の冴えと変化、筆の勢いといった上記の美的要素を直接感得することができる程度に再現がされていることを要するものというべきである」とし、カタログ中の各作品部分は、上質紙に美しい印刷でピントのぼけもなく比較的鮮明に写されているが、「紙面の大きさの対比から、本件各作品の現物のおおむね50分の1程度の大きさに縮小されていると推察されるものであって、『雪月花』、『吉祥』、『遊』の各文字は、縦が約五～八mm、横が約三～五mm程度の大きさで再現されているにすぎず、字体、書体や全体の構成は明確に認識することができるものの、墨の濃淡と潤渇等の表現形式までが再現されていると断定することは困難である。」として、カタログ中に写り込んだ各作品の本質的特徴が再現されておらず、複製権を侵害しないとしている。

なお、映り込みが物の場合はパブリシティ権の問題は生じない。かつては、物についてもパブリシティ権があるという裁判例も存在したが、競走馬の所有者が当該競走馬の名称を無断で利用したゲームソフトを製作、販売した業者に対して、物のパブリシティ権の侵害を理由として当該ゲームソフトの製作、販売等の差止請求又は不法行為に基づく損害賠償請求をした事件について、最判平成16年2月13日判時1863号25頁は、「競走馬の名称等が顧客吸引力を有するとしても、物の無体物としての面の利用の一態様である競走馬の名称等の使用につき、法令等の根拠もなく競走馬の所有者に対し排他的な使用权等を認めることは相当ではなく、また、競走馬の名称等の無断利用行為に関する不法行為の成否については、違法とされる行為の範囲、態様等が法令等により明確になっているとはいえない現時点において、これを肯定することはできないものというべきである。」として、差止め及び不法行為の成立を否定し、物のパブリシティ権を否定している。パブリシティ権は人格権をもとにした権利と解されていることと整合するものである。

6. 映像以外の情報と権利関係

本件アーカイブを検索しやすくするために、映像にメタタグを付与して、検索結果が的確に戻る

ようにすることがある。メタタグは、一般的、抽象的な言葉で付与することが多いことから、例えば、「津波」「非難」「学校」「公民館」というようなキーワードであれば、思想感情等の創作的な表現ではないから、著作権は発生しない。したがって、本件アーカイブに同じ第三者が設定したものと同一メタタグを設定したとしても、それが著作権侵害となるものではない。

もっとも、メタタグの中でも、映像に関する要約文章となっているような場合は別途考慮を要する。要約文章の作成にあたっては、人の知的作業が介在しており、ある映像を見て、それをどのように要約するかは、要約した者の思想や感情が反映されており、創作的な表現となり得るからである。単純に文章が長いかわりで、著作権の有無が生じるわけではないが、長い文章の方が創作性を充足しやすいと一般的には言えるだろう。このようなメタタグとなった場合は、著作物性を有することになるため、その利用にあたっては著作権者の許諾を得るか、後述する著作権の制限規定による利用をする他ないことになる。

7. 本件アーカイブの利用と著作権法上の著作権制限規定

(1) これまで述べたように、著作物を利用するには、著作権者から許諾を得るのが原則である。米国では、フェア・ユースといって、著作物利用の目的、正確、利用部分の量や質、著作物の潜在的な市場への影響等を考慮して、ケースバイケースで著作権が制限されるという一般法理が認められている。そのため、本件アーカイブを、将来の災害に備えて研究するために複製することも認めやすいだろう。しかし、日本では、フェア・ユースのような一般的な権利制限規定は置かれていない。日本の著作権法上は、同法 30 条から 49 条までの限定列挙形式で著作権制限規定を置いているのみであり、これらに該当しない限りは、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用することは認められないのである。⁽³⁾

それでは、本件アーカイブを、著作権者の許諾を得ずに利用できる方法について、震災映像資料を利用する場面を想定して検討してみたいと思う。なお、図書館に関する規定（著作権法 31 条）、学校その他の教育機関における複製等（著作権法 35 条）に関する詳細な考察は松嶋報告を参照されたい。⁽⁴⁾

(2) 私的使用のための複製（著作権法 31 条）

著作権法 31 条は、「著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。」として、私的使用のための複製を認めている。

ここで、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」というのは、家族に準ずる親密かつ閉鎖的な関係を指すとされており、人数的には 10 人程度と言われることや、3、4 人程度であると言われることもある。研究のために研究室で本件アーカイブを利用する場合、研究室内の限られた研究員で使用するようになるため、本条により許容される余地も考えられる。たしかに、少人数の研究室であれば研究員同士の関係も親密であろうが、他人同士の集まりであることや、研究員の出入りが常にあり、固定化されたメンバーではないことなどから、親密かつ閉鎖的な関係ということとはできず、本条により許容されることは稀であろう。

(3) 引用（著作権法 32 条）

著作権法 32 条は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定している。本件アーカイヴに関する研究においては、主にこれら映像を引用する形で、自己の研究発表に利用することが中心となろう。

引用として認められるには、①引用目的、②明瞭区分性、③主従関係、④必然性、最小限度、⑤公正な慣行・正当な範囲の要件を満たす場合である。

特に③主従関係については、本件アーカイヴは膨大な量と時間になるため、研究や発表における「引用」の時間が長くなり主従関係が不明確になるおそれがある。この主従関係について、東京高判昭和 60 年 10 月 17 日判時 1176 号 33 頁は、「全体としての著作物において、その表現形式上、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができること及び右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められることを要すると解すべきである。そして、右主従関係は、両著作物の関係を、引用の目的、両著作物のそれぞれの性質、内容及び分量並びに被引用著作物の採録の方法、態様などの諸点に亘って確定した事実関係に基づき、かつ、当該著作物が想定する読者の一般的観念に照らし、引用著作物が全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が引用著作物の内容を補足説明し、あるいはその例証、参考資料を提供するなど引用著作物に対し付従的な性質を有しているにすぎないと認められるかどうかを判断して決すべきもの」であるとしている。したがって、研究における映像資料の引用については、②明瞭区分性とも係るが、引用される映像について枠で囲うなどし、あくまで研究内容の補足説明に過ぎず、付随的なものであり、引用される著作物の鑑賞が目的ではないことを明らかにするように構成する必要がある。

研究目的か商業目的かは、直接には引用の適法性に影響するものではない。しかし、著作権法が、著作権者の利益と公益との調整規定と考えていることからすれば、④公正な慣行と正当な範囲の判断において、研究目的の方が、商業目的よりも広くその該当性を認められる可能性はあろう。

なお、引用するにあたっては、ダイジェスト引用することは著作権法上は認められてないが、下級審でこれを認めたものも存在する。⁽⁵⁾ 引用するにあたっては、それが著作者人格権を侵害しないかという点にも注意が必要である。

(4) 営利を目的としない上映等（著作権法 38 条）

著作権法 38 条は、「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。」と規定している。

典型的には、学校の文化祭での演劇の上映や、音楽の演奏がこれに当たるとされる。営利を目的としないというのは、上演等から直接の収益を目的とするものではなくても、企業の宣伝等のものはこれに該当するとされる。研究目的で本件アーカイヴを上映する場合は、報酬が支払われるものではないので、本条により許容される余地もあろうが、多くは先の引用（著作権法 32 条）の問題で処理されることとなろう。授業で本件アーカイヴを上映することは、学費を支払っていることか

らすると、営利を目的としないとはいえないものと思われる（もちろん、授業での利用も多くは引用であろう。）。

（5） 時事の事件のための報道（著作権法 41 条）

著作権法 41 条は、「写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。」と規定する。

引用と重なる部分もあるが、本条による場合は未公表著作物も含めて利用の客体とすることができる点、事件のための報道となるため、引用における主従関係とは異なる位置付けになるという点に違いがある。本条の要件を満たすには時事の事件でなければならない。本件アーカイブは、すでに過去の事件であることから、時事の事件の報道として利用することはできないだろう。

時事の事件のための報道として許容されるかどうか争われた事件として、風力発電事業に関するニュースに、写真家が撮影した写真 2 枚を掲載した行為について、著作権侵害と著作者人格権侵害を理由として損害賠償請求を求めた事案がある。第一審判決（札幌地判平成 22 年 11 月 10 日）は、写真家の写真は同条には当たらないと判断し、控訴審（札幌高判平成 23 年 11 月 18 日）は、「事件の正確な報道という観点から、一定程度緩やかに著作物の利用を認めるべきであるとしても、その利用を相当とするだけの関連性を要すると解すべきところ、本件ではそのような関連性を見出すこともできないというべきである。」として、関連性を否定して、時事の事件のための報道としての該当性を否定している。

8. 結びに代えて

フェア・ユースのような一般的な権利制限規定がない著作権法においては、本件アーカイブを研究目的、公益目的であるとしても、引用レベルでしか利用できないのが現状で、私的使用のための複製として解決するにも限度がある。本件アーカイブは、日本の歴史的にも防災態勢を整えるためにも広く国、研究機関や民間企業において研究対象とされるべき資料であるといえる。そのためには、研究のための利用を広く認めることができる フェア・ユース規定の導入が望まれる。

注

- （1） 熊倉禎男（2009）「著作権判例百選第 4 版」82 頁『未編集フィルムの著作権貴族』有斐閣。
- （2） 「いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備について（解説資料）」文化庁ウェブサイト
<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/utsurikomi.html>
- （3） 詳しくは、松嶋隆弘「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブの活用とフェア・ユース」本誌本号 129 頁以下を参照。
- （4） 松嶋隆弘・前掲 129 頁。
- （5） 東京地裁平成 10 年 10 月 30 日判決判時 1674 号 132 頁。

3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイヴをめぐって

小林 直 毅*

司会 続きまして、法政大学のいろいろな試みについて、小林直毅先生から、よろしくお願いいたしますします。

小林 法政大学社会学部的小林直毅です。

いくつか報告が続いていく中で僕自身がどういう役回りかということですが、今日のこの報告の表題にありますように、テレビアーカイヴのところをやはりきちっと押さえておく必要があるのではないかということ。それから、大学のような研究教育機関が展開していこうとするアーカイヴがあります。ポイントになるのはおそらくこの二点だろうと考えて、テレビアーカイヴの可能性を研究教育の場からどう開いていくのか。そこにはいったいどんな課題があるのか。そういったことをお話しできればというふうに考えて準備してきました。

これまでのいろいろなお話を伺いながら、一つポイントになるのは、アーカイヴをめぐっていくつかのオーダーが交錯している。それは非常に多元的な状況を示していると考えられることもできます。ただ、少し引いて見ると、それがむしろ混乱につながっていく部分もあるだろうと感じるわけです。それを考えていく入口の一つとして、このテレビアーカイヴということを考えてみたい。

それで、そもそも論になるのですが、このテレビアーカイヴというのはテレビというメディア、アーカイヴされていくテレビ番組、テレビ番組を媒介しているテレビというメディアの基本的な特性から考えておく必要があるだろうということです。そういう意味で、テレビを時間メディアにして時間テクノロジーだという立ち位置から考えてみる必要があるのではないかということです。テレビ研究の場合、もうほとんど古典に属するのですが、イギリスの Raymond Williams が流れとしてのテレビという考え方を提起しています。

まず、どういう流れがあるのかというと、番組の流れがある。例えば日本の場合、間断なく番組が流れ続けているわけです。そういう意味では、番組の流れというのが一つ成立していて、これが意味では一つのテレビ的な時間といいますか、テレビに固有の時間の組み立てであり、テレビというメディアを決定的に特徴づけているところでもある。そして、個々の番組を見ていくと、いくつかの出来事によってそれぞれの番組が構成されていく。次の番組についてもいくつかの出来事によって構成されていて、そして、次に放送される番組についても何らかの出来事によって構成されているということになるわけですが、これだけを見ていくと今度は出来事の流れというのが延々と続いていくことになる。

では、その出来事というのはいったいどのように描かれ語られているのかというと、それは言うまでもなく映像や音声といった記号の流れです。何のこだわりもなくテレビを見続けていると、僕たちは延々と映像と音声の流れを見聞きしている状態になる。実は映像と音声の流れを見聞きする

*こばやし なおき 法政大学社会学部 教授

ことによって、何か出来事を組み立てていってそれを経験する。その出来事がいくつか寄り集まっていくと番組が出来上がる。これが流れとしてのテレビという考え方の最もベーシックな部分ですが、実はアーカイヴというのはこの3つの流れを保存するテクノロジーだということです。

したがって、保存したことによって映像や音声の流れを召喚することができるし、また、その映像や音声の流れを見聞きすることによって流れていった出来事を召喚することもできる。ただし、そういう時間メディアにしてテクノロジーであるテレビアーカイヴでもって、私たちが映像や音声といった記号の流れを召喚したときに、果たしてもとどおりの出来事がもう一度うまく組み立てられるかどうか。出来事の組み立てを再現していくことはもちろん必要ですが、それ以外の出来事の組み立てということはあり得ないのだろうか。そういったことを考えていく、あるいは可能にするテクノロジーとしてテレビアーカイヴというものを考えていく必要があるだろうと思います。

とりわけ3.11の震災後、非常に多くのオーディオ・ビジュアルなアーカイヴが登場してきているわけです。例えばそれは放送事業者を見ても、従来はあまり考えられなかったオーディオ・ビジュアルな記録が集積され始めているわけです。それは何かというと、いわゆる視聴者撮影映像、視聴者提供映像と呼ばれるものです。こういったものも放送事業者は大量に今は抱え込んでいる状態がありますし、放送事業者でなくても、それこそ先ほど「草の根的な」という表現がありましたが、非常に草の根的なレベルでもって人々がハンディになったカメラ、さらに言えばスマートフォンにもついているわけですから、そういったもので撮影し、記録していった映像・音声の流れがあり、ここにはそれなりの出来事が組み立てられているわけです。それとテレビ放送というのは基本的に性格が異なっている。そういう前提に立ってテレビアーカイヴというものを考えておかなければならないだろうということです。

そもそも論からいきなり実践的な試みの紹介に移るのも気が引けますが、では、そういうそもそも論に立って、あなたは何をやっているのですか、というところだと思いますので、僕自身がこの3年程度の間で試みてきた研究教育の実践をいくつかご紹介しながら話題提供という形に持っていければと思います。

法政大学にサステナビリティ研究所が現在設立されています。その中に環境報道アーカイヴという部門を現在組み込んでいます。その中で、2011年7月ごろから首都圏の地上波放送、全放送を24時間体制で録画し続けるシステムを導入しています。

私たちが考えたのは、それはもちろん全部残すことは必要ですが、環境報道あるいはサステナビリティという名前を冠しているわけですから、そういう研究活動あるいは教育活動に対してクロスリファレンスな番組なりシーンを記録していくことが必要だろうということで、キーワードでもって検索して、それによってつり上げられた番組とシーンを保存していこうということです。

それによって、いったいどんな番組やシーンが検索され、つり上げられているのか。そのメタデータを、リサーチアシスタントの方が定期的に関係研究者に配信するということをやっています。

「震災」というキーワードでヒットした番組やシーン。それから「原発」というキーワードでヒットした番組やシーン。それから、「津波」とか「原子力」とか「復興」でヒットした番組とシーン。それから、その番組の概要などがこの後ろにずっとメタデータとしてついている。こういったものが配信されてきます。

こういうものを使って関係研究者がどういう研究をしているのかということですが、その一端として今日の配布資料の後ろのほうに、最近のテレビニュース批評を二つばかりご紹介してあります。これはお読みいただくと分かると思いますが、震災後のテレビ的な時間の中で、いったいどのような出来事が描かれ語られてきたのかということが見えてきます。

これは、アーカイヴがなければ書けません。例えば汚染水問題は、これまでいったいどんな報道がなされてきたのか。これは昨年3月ごろから、ちょこちょことテレビニュースの重要な項目として取り上げられてきています。そういったものを一つ一つつなぎ合わせてみます。そうすると、福島第一原発の汚染水問題というのは、いったいどんな時間的な経過をたどっているのかが、単発のニュースでは見えてこない、一つの時間の流れとして見えてくる。そこにはいったいどんな映像や音声として、そうした出来事が強調されているのか。映像や音声は汚染水問題という出来事をどのように記録し、その記憶の再構成にかかわることができるのかということが見えてきます。

それから、大井先生も少し紹介していただきましたが、先ほどの、流れとしてのテレビということに関連づけてお話ししますと、発災当初、2011年3月11日から10日ほどの間、番組の流れというのは少なくとも首都圏においては成立していなかったわけです。しかし、そこには出来事の流れは延々と続いている。そして、その出来事を描き語る映像や音声の流れはずっと続いているわけです。これに注目してみます。

(映像)

これは発災後1時間足らずの間でNHKがとらえた福島第一原発の映像です。

(映像)

映像では福島原発が映っていますが、アナウンサーの言葉、語りをお聞きいただくと分かると思いますが、原発に対してほとんど関心は向いていません。むしろ津波や地震による直接被害への言及のほうが強い。富岡から見た福島原発が映っていますが、つまり発災直後、今から3年ほど前の原発をめぐるある種の放送メディアの知の状況というのがここによく見えてくるわけです。

もう少し先を見てみましょう。

(映像)

これが今日まで続いている福島第一原発事故の第一報だと理解することができると思います。

しかし、映像は福島第一原発とは違います。

(映像)

10条通報のコメントをした後、すぐに映像は八戸の津波の映像に変わっていますし、スタジオでの語りもそれで終わり。私たちにとって耳にたこができていた「ただちに影響はない」という発話がここで登場しています。

こういうところで、先ほどの大岡さんの話に少し結びつけるとすれば、3年前のメディア環境では、原発をめぐるいったいどのような知の状態になっていたのかということが、垣間見えてくるのではないかと思います。

それから、こちらもご覧いただきましょうか。

(映像)

もう皆さんは、これは十分認知できる映像だと思います。これは福島第一原発の富岡町から撮った映像です。ちょうど津波が襲ってくるところです。これが中継映像として流れています。

ここの下をご覧いただくといいと思いますが、東京電力福島第一原発3号機、自動停止というテロップがここでは入っている。

(映像)

今、ちょうど津波をかぶったところです。

しかし、原発に津波が押し寄せたという言及は全くない。こういったところも、こういうアーカイヴを使っていくと見えてくることです。

ただ、やはり権利処理の問題はどうなのかなと、時々、ふっと引っかかることはありますが、今のところこういう形での授業を続けてきています。

それから、もう一つご紹介しておきます。これは「番組eテキスト」とよんでいます。水俣病事件に関するNHKが制作放送した15本のドキュメンタリー番組を選定して、「NHK アーカイブス」との連携のもとで権利処理をしていただき、受講生がウェブ上でこの15本の番組を常時視聴できる環境を整えました。これは、テーマは違いますが「NHK アーカイブス」の教育利用の一つの試みです。権利処理された番組を、限定された学生が限定された期間利用することができるという形で、「NHK アーカイブス」の研究教育利用を行っているということになるわけです。

課題になってくるのは、震災アーカイヴのような形で大学がこういうサイトを、大井先生はこれに近いものをつくっていらっしゃるわけですが、これをつくって学生に供用していくということが、どんな可能性と課題を抱えているのかということ、やはり考えていただく必要があるだろうと思います。こういう試みは、研究教育の成果が、フィードバックしていくことによって、個々の番組の持っているアーカイヴ的な公共性を高めていくことになるでしょうし、考え方によってはそれぞれの番組やシーンの歴史的な価値というものを新たにいろいろ付与していくことになるわけです。これは同時に、それぞれの番組の持っている知財としての価値を高めていくことにもつながっていくということも考えられるのではないかと思います。

世界最大の映像アーカイヴと言われているフランスのINA（国立視聴覚研究所）が非常に大きな商用アーカイヴも持っています。

これはINAがずっと集積し続けてきた映像を、例えばドキュメンタリー番組を制作したりするときにも売っているわけです。つまり、INAが集積し続けてきた映像に、商用に供するような価値があるということです。

そういう仕組みも必要でしょうし、そのような形でアーカイヴ全体の財源を確保していくということにもつながっているわけです。

日本大学の場合は非常に膨大な蓄積・保存が今、進んでいるわけです。例えば何かの科目で「原発震災eテキスト」のようなものを独自の形につくって、そして大学の授業の中で供用していくというようなことを試みることも場合によっては可能でしょう。ただ、そこにいったいどんな障害があるのか、どんなややこしい問題があるのかということは僕自身、責任を持ってお話ができないので、あとのお二人の先生方に引き継いでいただけたらというふうに考えます。(拍手)

放送関連資料のアーカイブ化とその活用

米 倉 律*

放送アーカイブの整備・活用を考えるとときに重要な問題として、放送された番組（＝映像、音声）以外にも存在する放送関連のさまざまな資料、データをどう保存・活用する体制を作るかという問題がある。また、とりわけ近年のデジタルアーカイブ技術の急速な進歩を背景に、さまざまな事業者や機関が所有する関連資料を、デジタル資産としてどう連携させていくかということも、アーカイブの世界では活発に議論されるようになってきている。ここでは放送アーカイブについて、主として、この2つの観点から整理、報告したい。

「放送番組アーカイブ」としての「NHK 放送アーカイブ」

NHK の放送アーカイブとしては「NHK アーカイブス」が知られている。「NHK アーカイブス」は 2003 年に埼玉県川口市に設立された施設で、放送済みの番組の映像と音声を保存している。NHK は「NHK アーカイブス」について「保存」「公開」「活用」という 3 つの目的を掲げている。保存されているコンテンツは、ニュースが 190 万本、番組が約 71 万本、その他、写真や著作権情報などがある（2013 年度末現在）。保存だけでなく公開・利用についても、限定的ではあるが多様な取り組みが進んでいる。代表例として、ここでは 3 つのものを挙げておく。

第一は、「番組公開ライブラリー」である。著作権処理済みの番組約 8900 本が、川口の「NHK アーカイブス」内に設けられた専用コーナーのほか、全国の放送局など 58 の施設で、オンデマンド視聴できるようになっている。視聴可能番組はホームページからも検索可能である（<http://www.nhk.or.jp/archives>）。ただし、この番組公開ライブラリーで視聴可能な番組は、保存された番組全体からすると限られている。著作権処理に人手と時間とコストがかかるためであり、今のところ限定的な形でしか公開できないというのが現状である。

第二は、「NHK 東日本大震災アーカイブス」である。これは被災者が被災体験について語った証言を、放送とウェブで記録していこうというもので、震災当時の様子や復興プロセスを記録した様々な映像や資料、データなどとあわせて、1 つのサイト上でまとまった形で見られる形になっている（<http://www9.nhk.or.jp/311shogen/>）。

また第三に、「NHK アーカイブス学術利用トライアル研究」が挙げられる。これは 2010 年度にスタートしたもので、NHK アーカイブスに保存されている番組の映像・音声を、外部の研究者が利用できるようにするというトライアル事業で、3 年あまりの間に公募で採択された 67 件の研究が行われてきた。例えば、「映像資料から復元する大規模水害の空間分布とその特性分析」「映像資料を利用した水族館展示と鯨類飼育の歴史研究」「大相撲力士の身体表象に関する研究～デザインされる肉体とライバル構造」など、タイトルを挙げるだけでも、狭い意味でのメディア研究、テレ

*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 准教授 なお、報告当時は、NHK放送文化研究所主任研究員

ビ研究の枠を超えた、多様なテーマ、専門分野の研究が行われていることが分かる。放送番組を単に保存・蓄積するだけでなく、「アーカイブ」として公開し、利用可能な形にすることの意義はこうした点にあると考えられる。

放送関連資料のアーカイブ化

他方で、放送のアーカイブという場合、放送番組に関連するさまざまな資料、データをどのようにアーカイブ化し、どのように利用していくのかということも重要である。

テレビの歴史あるいは放送の歴史は、ほかのメディアと比べるとそれほど長くないが、それでも去年（＝2013年）は、日本でテレビが始まってちょうど60年という節目の年であった。また、来年（＝2015年）は1925年に日本でラジオ放送が始まってからちょうど90年という節目の年にあたる。その意味では、放送メディアの歴史的展開もすでに「歴史」と呼び得る長さになりつつあり、関連の資料もかなりのボリュームが蓄積されてきている。

放送関連資料は多様であるが、おおまかに分類すると、①台本、脚本、著作権関連の情報、②番組の企画制作関連文書、広報資料、スタジオやセットなど美術・デザイン関連の資料、③経理、人事、庶務などを含む業務関連の文書、④放送関係者の証言（＝オーラルヒストリー）、⑤NHK関係者が個人的に所蔵している資料、⑥『NHK年鑑』のような放送事業者によって公刊された年次報告的な資料や『20世紀放送史』『放送五十年史』のような歴史書籍、⑦近年の番組ホームページのような「ボーンデジタル資料」と呼ばれるもの、⑧放送に関連する調査研究の資料（論文やレポート、あるいは世論調査、視聴者調査、視聴率調査などのデータ）がある。

こうしてみると、前述の「NHK アーカイブス」が、放送関連のアーカイブといっても、非常に限定された領域を対象としていることが分かる。放送番組に関連する多様な資料についても、何等かの形で利用可能な形に整えていくことを目的として、NHK放送文化研究所では「放送文化アーカイブ」と名付けて、資料の収集・保存とそのデジタルアーカイブ化の作業を始めている。「放送文化アーカイブ」は、放送文化研究所とNII（国立情報学研究所）との共同プロジェクトとして進めているもので、現在はまだ試験サイト（非公開）の段階である。

放送関連資料アーカイブの意義

ここ数年、NHK放送文化研究所が資料の収集整理を進めているものの一つに「中学生日記」という番組がある。この番組を例にしながら、「放送文化アーカイブ」のような放送関連資料のアーカイブ化の意味と意義について述べる。「中学生日記」は、2012年に約40年の歴史を閉じて放送を終了した番組であるが、この番組に関連して多様な資料が残されている。例えば台本はほぼすべてが保存されている。そして台本の中には、スタジオの中のカメラポジションや照明の位置などが、事細かく書き込まれている場合がある。こういうものを見ていくと、番組がどのように制作されていったのかというプロセスをかなり詳細に解明、分析していくことができる。

また、番組の収録風景を撮影した写真、番組で使われたセットの図面も残されている。図面だけでなく、実際に組み上がったセットの写真などもある。これらの資料には、ドラマ演出上の設定が詳細に書かれているが、これらのものも番組を研究対象としてするときには非常に貴重な資料になるだろう。また、番組に関して書かれた論文、報告書、中学生を対象にした世論調査などの資料も

ある。さらに、NHK 放送文化研究所では、制作者の証言収集も行っているが、彼らの証言も非常に重要な研究資料となる。こうした放送に関連するさまざまな資料をアーカイブ化することには、大きく2つの意味があると考えられる。

第一は、番組アーカイブに豊富なメタデータを供給できるということである。「NHK アーカイブス」を利用するためには、メタデータが必要なことは言うまでもない。実際、「NHK アーカイブス」にはすでに多様なメタデータが存在する。例えば、利用者が電子構成表と呼ばれる資料を開くと、各シーンの代表的なカット、ナレーション原稿などを参照することができる。また、出演者に関する情報や番組映像の二次的な利用条件を記述した情報などもある。放送の現場では、こういったメタデータを利用しながら「NHK アーカイブス」を二次的に利用している。放送関連資料のデータがすでに「NHK アーカイブス」に収納されているメタデータと関連づけられれば、利用者はさらに詳細なメタデータを参照することができるようになる。

また第二に、近年急速に進歩しているデジタルアーカイブ技術や、デジタルアーカイブ相互のネットワーク化の進展を踏まえると、放送関連資料のアーカイブがある種の公共財としての意味を持つ可能性がある。現時点では、放送関連資料の中で公開できるものはかなり限られている。しかし、放送文化アーカイブをデジタルネットワークを通じてさまざまな形でリンクさせることで、放送ライブラリー、新聞協会、民放連、大学・教育機関、そして各地の図書館、文書館といった関連の機関、組織のアーカイブとのデータ連携が可能になる。その結果、放送関連資料のアーカイブが、開かれた「公共財」、あるいはそのための「インフラ」として機能していく可能性が開かれていくと考えられる。

デジタルアーカイブと相互連携の進展

最近、アーカイブの世界では「MLA 連携」ということが盛んに言われている。M は museum (博物館)、L は library (図書館)、A は archive (文書館) の頭文字である。MLA 連携は、MLA の各組織・機関が、それぞれの所蔵資料をデータレベルで連携させることで、利用者が利用しやすい形にするという取り組みである。その中では、各種の文化情報、知識情報をデジタル文化資源として位置づけつつ、その収集、整理、保存、活用を各関係機関で連携しながら進める公共的なネットワークの形成が目指されている。日本でもいろいろな試みがなされているが、ここでは海外の先進的な事例を2つほど紹介する。

第一は、Europeana である。これは2008年からEU内の約2300のMLA組織が連携しながら構築している巨大なデジタルアーカイブの試みで、文書、写真、動画など3000万を超えるコンテンツが29の言語で統合されている。Europeanaの基本理念は「ヨーロッパの文化的な遺産をデジタル技術、つまりデータフォーマットの共通化やネットワーク化、統一ゲートウェイの設定、統合検索技術等々を活用することによって公共的にアクセス可能なものとし、アイデアや情報の交換を促進することが可能となる。それは文化の多様性をよりよく理解するのに役立ち、知識経済の発展に寄与することになる」(Europeana HP) というものである。

Europeanaは巨大なMLA連携の産物である。Europeanaというサイトに3000万のコンテンツが収納されているのではなく、参加する2300の組織がそれぞれ資料、データを保持していて、利用者は、Europeanaという統一ゲートウェイ、言わばポータルサイトを利用して検索する。

Europeana は、その入口をつくっているだけであり、かつ、そこで利用できる 3000 万を超えるコンテンツについても、それらを保有する各組織がそれぞれの責任において権利処理を行っている。デジタルアーカイブ技術と MLA 連携を通して分散的につくられた仕組みだと言える。

第二は、「ボストン・テレビニュース・デジタルライブラリー」というアメリカの MLA 連携プロジェクトである。これは、アメリカ東部のボストン地区にあるニュースアーカイブで、地域ニュースのアーカイブを関連組織が連携して構築していくというプロジェクトである。これは Europeana とは異なり、非常に小規模なものであるが、地元の WGBH という公共放送、それからケーブルテレビ、フィルムアーカイブなどが所有している地域ニュースの映像、原稿、あるいは関連資料などを共同でデジタル化・ネットワーク化し、研究・教育、市民活動で利用可能な形にしようというプロジェクトである。

このプロジェクトが興味深いのは、そのアーカイブ構築のプロセスにおいて、ネットワーク時代らしく SNS の仕組みが取り入れられている点である。このアーカイブに収納する資料・映像のデジタル化の費用は、州政府や連邦政府からの助成金と市民の寄付金で賄われており、予算は限られている。従ってすべてをデジタル化するというわけにはいかず、優先順位をつける必要がある。そこで彼らは、資料のサムネイルやカタログを市民にサイト上で見てもらい、全部を見たいとかデジタル化したものを利用したいといった意見を SNS を通じて募集、集まった市民の意見に専門家の意見も加味して、デジタル化の順番や方法などを決めているのである。デジタルネットワーク時代らしい双方向性を特徴とした MLA 連携の注目すべき試みと言える。

放送関連資料アーカイブを整備していくうえでの課題

以上のような放送関連資料のアーカイブ化を進めていく上で、考えておかなければいけない問題も少なくない。ここでは 2 つの対立軸において問題を整理しておきたい。

第一は、従来から「放送の公共性」と呼ばれてきたものと「アーカイブ的な公共性」とのあいだの対立軸である。「放送の公共性」は、周知のとおり、電波の有限希少性と放送の社会的な影響力の大きさという 2 点を根拠としながら歴史的に形成されてきたものであり、だからこそ放送内容にかかわる規制、免許制、著作権関係のルールなどが存在してきた（放送法、電波法など）。しかし、「アーカイブ時代」には、電波を通じた放送番組の一斉送信という従来型モデルを前提とした「放送の公共性」は論理的な整合性を喪失していくと考えられる。そうした状況に適合的な「アーカイブ的な公共性」とよぶべき、新しい公共性の論理をどのように組み上げていくのか、そしてその中で放送番組の利用・活用はもとより、関連資料の位置づけやその利用・活用のあり方をどのように図っていくのかといった諸点について検討していく必要がある。

第二は、こうした「アーカイブ的な公共性」のあり方と、近年やはり議論が活発化している「知財化」との間の対立軸である。放送業界、メディア業界では 00 年代半ば以降、ネット上でのコンテンツや顧客の、いわば「囲い込み」「マネタイズ（有料課金化）」の流れが急速に進んでいる。見方によってはこうした動きは、放送を含む文化情報、知的情報を公共的に利用するうえでの阻害要因となり得る。例えば、テレビ各局が行っている VOD サービスは、すでに放送したコンテンツを放送と通信の融合を前提としながら二次的に利用するものである。VOD には、無料の形もあれば有料の形もあるが、従来型とは異なる新しいビジネスモデルを、コンテンツ（放送済み番組）の再

利用によって展開しようというものである。こうした「知財化」は「アーカイブ的な公共性」の論理とは時として対立し得るものであるが、両者をどのように調整していくのかということも一つの重要な論点である。

アーカイブに媒介されるデジタル公共圏の形成

以上のような問題を考える上で、イギリスの公共放送 BBC が提唱する「デジタル公共圏 (Digital Public Space)」をめぐる議論は示唆的である。BBC は 2011 年頃から「デジタル公共圏プロジェクト」という運動を展開している。これは BBC、英国図書館、大英博物館などが連携して進めているイギリス版 Europeana と言えるような MLA 連携の動きである。そこでは、Europeana と同様、英国の文化的・知的資産をデジタルネットワークを通じて市民に開かれた形にしていくことが目指されている。注目されるのは、BBC が、公共放送として主導的な役割を果たすだけでなく、この取り組みを通じて従来型のスタンドアローン（自己完結型）から、ネットワーク型でより開かれた放送事業者像、メディア像への転換を模索していることである。

BBC は従来から、民主主義の発展に寄与する、あるいは公共的な議論の場を提供するということを公共放送の社会的使命だとしてきたが、「デジタル時代」においてこうした社会的使命は、社会的な事象の記録、集合的記録への主体的なアクセスを可能にするオンラインアーカイブの提供によってよりよく達成され则认为られている。つまり、「デジタル公共圏」においては、デジタルアーカイブが極めて重要なメディアとして位置づけられているのである。そしてデジタルアーカイブは、単独の放送事業者によってではなく、関連する機関の連携（MLA 連携）によってこそ内容が充実し、かつ市民に利用されやすいものとなる。同プロジェクトの旗振り役である BBC Archive Development の Tony, Ageh 氏は、次のように言っている。

「デジタルアーカイブによる記憶の共有ということが実現可能になる世界では、情報や知識を生み出したり共有したりするための共同のツールを手にした市民に対して、政治的または商業的な、狭隘な利己主義が影響力を及ぼすことは難しくなるだろう。人々はテクノロジーの力を利用して民主主義や社会的正義、知識を発展させ、それによって公共サービス機関を再活性化させるような能力を手に行っている。そのとき、記憶の価値はより深く現在を理解し、また、それを通じてよりよい未来をつくり出すために記憶を活用することの価値となるであろう。」(T, Ageh, “The Value of Memory”, Telling History, The Art of Television and Radio testimonies and collective memory, A Prix Italia Conference, RAI, Museo della Radio, Via Verdil6, Torino Italy.)

今問われているのは、放送アーカイブのあり方を、より広く、また公共的な次元に関わる問題としてどのように捉え直していくかことである。またそうした観点は、震災アーカイブの構築やその利用の問題を考える上でも、重要な意味を持つであろう。

特集によせて

米倉 律*

東日本大震災、原発事故から4年が経過し、震災報道をめぐるジャーナリズム研究の対象は、当初の災害報道、緊急報道のあり方に関するものから、膨大に蓄積されつつある映像、テキスト、データ等を利用した、より射程の広い立体的なものになりつつある。しかし、長期間に渡って蓄積された映像アーカイブを利用した時系列的かつ体系的な研究は、従来のジャーナリズム研究においては前例が少なく、分析フレームから、方法論、そしてメタデータの設計・活用、放送番組著作権の処理、等にいたる各レベルにおいて課題も少なくない。そうした中、様々な試行錯誤が続けられているのが現状といえる。

当研究所では、2014年3月に「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブをめぐって」と題して、震災映像のアーカイブ化とその研究利用をテーマとしたシンポジウムを実施、その内容・成果については本号特集2に掲載している通りである。同シンポジウムを受け、2014年11月にその続編として「進展する震災映像アーカイブの研究利用とその課題」を実施した。3月のシンポジウム(特集2)が、アーカイブ化とその研究利用について考えられるべき様々なテーマ、課題についての、いわば概論的な論点整理を試みるものだったとすれば、今回のシンポジウムはその成果を引き継ぎつつ、具体的に研究をどう進めていくのかというテーマにより焦点化した形で問題設定を行った。そして、比較的早い段階から着手され、すでに成果の出始めている研究の事例報告を踏まえて議論を行い、今後本格的な研究を展開していくうえでの方向性や課題等を共有する場とすることを目指した。

本号にその記録を掲載するにあたっては、報告者として登壇いただいた原由美子氏(NHK放送文化研究所)と西田善行氏(法政大学大原社会問題研究所)に、当日の報告内容のリライトを依頼したほか、2人のコメンテーター、大井眞二(本学教授)、早乙女宣宏氏(本学法務研究科助教)のコメントもその要旨を原稿化した。また、約1時間に及んだ質疑応答・ディスカッションについては、紙幅の都合上、論点のサマリーのみの掲載とした。

東日本大震災、原発事故の被害規模の大きさ、範囲の広さ、問題の複雑さを考えるならば、その関連映像のアーカイブを用いた研究も膨大な作業を要するものであり、単独の研究者、単独の研究機関によってその目的を達することは不可能である。シンポジウムにおいては、そうした問題も踏まえ、今後の研究を共同で行っていく体制を構築する必要性についても議論がなされた。これを機に、関連の研究者、研究機関が幅広く有機的に連携しながら、研究成果を蓄積していくことが求められている。

*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 准教授

テレビドキュメンタリーは震災をどう伝えてきたか

原 由 美 子*

東日本大震災関連番組の保存

NHK放送文化研究所では、JCC株式会社の番組録画システム「Max Channel Digital」を利用して、震災発生時から現在までの東日本大震災関連テレビ報道番組を収集・保存している。

収集にあたっては、「Max Channel Digital」で生成されるメタデータを利用し、メタデータに「震災」あるいは「地震」「復興」「原発」「放射能」「エネルギー」というキーワードのいずれかが含まれる番組をすべて保存するという方法をとっている。

ニュース、報道・情報番組からバラエティーまで、どんな番組でもそのメタデータに上記キーワードが入っていれば保存している。今回、それらの収集番組の中から、下記の条件に当てはまるものを分析対象とし、その傾向を分析した。

- 2011年4月1日～2014年3月31日までに放送された東日本大震災関連のドキュメンタリー番組（定時のニュース報道番組、討論番組、原則として生放送番組は除く）
- 番組全体で、東日本大震災に関するテーマを取り上げたもの（番組の一部に含むものは除く）
- 全国ネットで放送されたもの（東京キー局で放送されたもの）
- 初回放送の番組のみとし、再放送は含めない

これらの条件で集計した番組は全体で597番組、NHKが347、民放が250であった。各局の内訳は表1のとおり。

番組枠ごとにリスト化したものが表2である。NHKではNHKスペシャル、「明日へー支えあおうー」（毎週日曜日午前に放送）などで多く放送されているほか、特集など定時枠でない番組も多い。EテレのETV特集でも関連番組が42本あった。民放の場合は、東日本大震災の関連で特別に編成された番組のほか、「NNNドキュメント」や「テレメンタリー」などのドキュメンタリー定時番組での放送が多い。

関連番組3年間の傾向

番組数の推移をみると図1のように、毎年3月、震災の節目のタイミングで番組数が突出して多くなっている。このほか防災の日のある9月や、年末時期にも若干の山がある。番組本数を3か月ごとに集計すると（表3）、NHKの場合、最初の1年間は、30本台前後で推移、その次の年は20本程度に若干減少した。一方、民放も最初の1年間は30本前後だったが、2012年になると10本台に減少、2013年には一桁台と徐々に減少している。

次にキーワードごとに言及された番組の推移を見た（図2）。全体の推移と似たような山を示し

*はら ゆみこ NHK放送文化研究所 研究主幹

表1 震災関連ドキュメンタリー番組数
(2011年4月1日～2014年3月31日)

全体	597 (本)
N H K	347
民放	250
(日本テレビ)	61
(テレビ朝日)	71
(T B S)	50
(テレビ東京)	24
(フジテレビ)	44

表2 分析対象ドキュメンタリー番組 (2011年4月1日～2014年3月31日)

N H K 総合	N H K スペシャル	89
	目撃! 日本列島	29
	明日へ 支えあおう	86
	ヒューマンドキュメンタリー	4
	明日へ (被災地) 再起への記録	15
	特集など	82
N H K E テレ	E T V 特集	42
日本テレビ	特別番組	8
	N N N ドキュメント	53
テレビ朝日	特別番組	12
	報道発ドキュメンタリ宣言	11
	テレメンタリー	48
T B S	特別番組	27
	J N N ルポルタージュ 報道の魂	23
テレビ東京	特別番組	13
	日経スペシャル ガイアの夜明け	11
フジテレビ	特別番組	16
	F N S ドキュメンタリー大賞	16
	N O N F I X	2
	ザ・ノンフィクション	10

ており、やはり節目の時期が突出して多い。番組数が多いのは「震災」と「原発」で、その2つがいずれの時期も上位を占めている。

「エネルギー」というキーワードに着目すると、最初の時期こそ夏に山があるが、2012年以降は言及されなくなっている。

3月などの節目の月とそれ以外で集計してみた(図3)。全体で見ると、2割強が毎年3月に放送されている。N H K 17%程度、民放 23%で、民放の場合は約4分の1が3月に放送されているということになる。また、9月や12月を含めると、民放の番組の半数近くがそうした節目のタイミングでの放送である。

放送時間帯でみると、N H Kの場合は、午前中と19時から夜中までの夜間の視聴時間帯の放送が多いが、民放では、深夜0時から朝の5時までの時間帯に多い。これはドキュメンタリー番組の放送枠がこの時間帯にあるため、民放の場合は関連番組の半数以上が深夜に放送されている。

表3 関連ドキュメンタリー番組本数の推移（3か月ごと）

	全体	N H K	民放
2011年3-6月	64	33	31
2011年7-9月	76	37	39
2011年10-12月	54	26	28
2012年1-3月	69	36	33
2012年4-6月	40	30	10
2012年7-9月	40	26	14
2012年10-12月	31	21	10
2013年1-3月	53	24	29
2013年4-6月	35	28	7
2013年7-9月	31	23	8
2013年10-12月	44	27	17
2014年1-3月	60	36	24
全期間	597	347	250

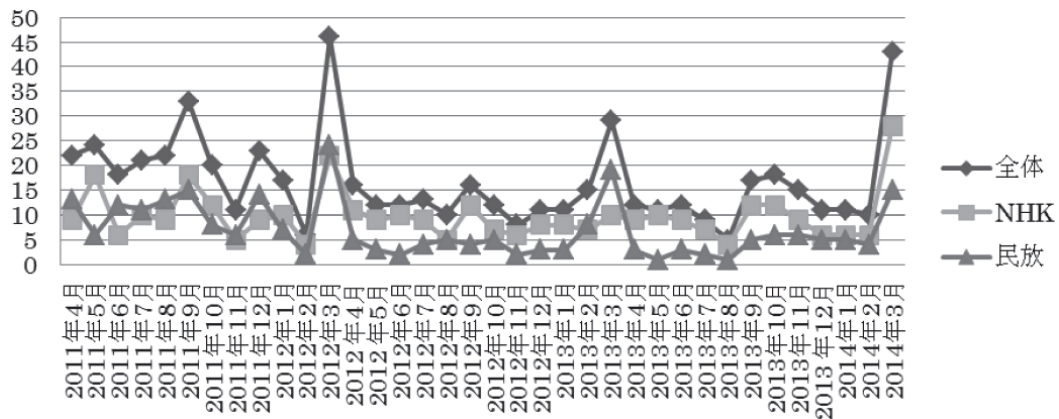


図1 震災関連ドキュメンタリー番組数の推移（月ごと）

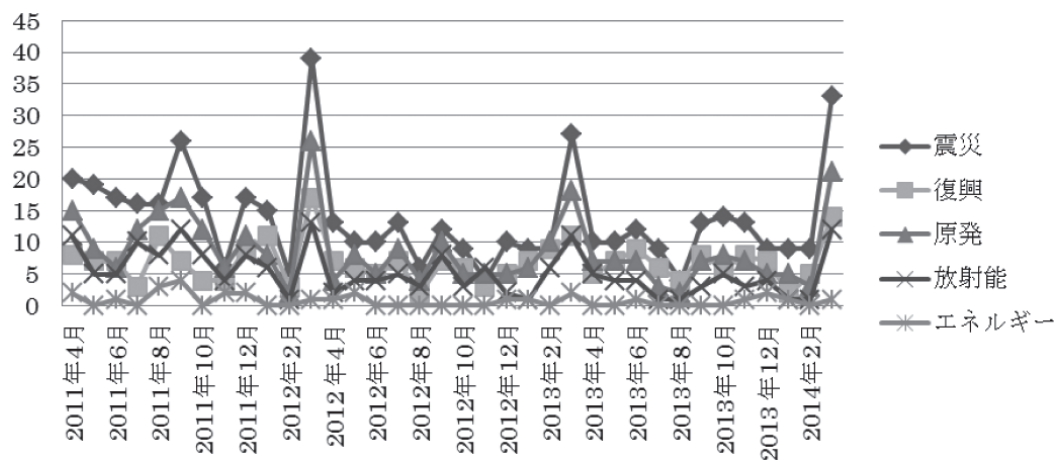


図2 キーワード言及番組の推移

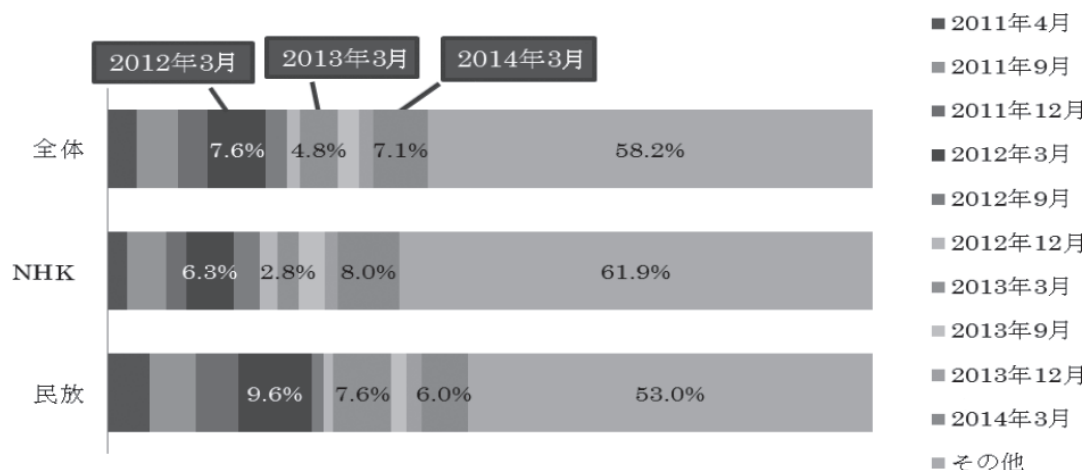


図3 節目の月の放送

これらの番組がどのくらい見られたのか、その視聴率（ビデオリサーチ世帯視聴率、関東地区）を調べてみた。最も高かったのは、2011年5月7日に放送されたNHKの「NHKスペシャル 巨大津波“いのち”をどう守るのか」で、19.5%であった。番組枠ごとの平均視聴率をみると、「NHKスペシャル」（NHK）6.7%。「ガイアの夜明け」（テレビ東京）5.4%だが、その他は放送時間帯の影響もあって、おしなべて低い視聴率となっている。視聴率の推移をみると（図4）、最初の1年間ぐらいは4%台で推移していたが、現在は3%程度となっており、もともと高くはないが、さらに低下傾向にあることがわかる。

被災者・被災地を取り上げた番組

東日本大震災関連の番組と言っても、地震、津波、原発事故などテーマは多岐にわたる。そこで、番組が何を主たるテーマにしているかで分類し、そのなかで被災者・被災地を主テーマにした番組に絞って分析することにした。

図5は5つのテーマ別に分類した際の構成比である。597番組のうちの9割近くが被災者・被災地を主たるテーマにしていた。推移をみても、ほぼどの時期においても被災者・被災地を主テーマにした番組が9割近くを占めていた。エネルギー問題を主テーマとした番組は、2011年の夏には5%台を占めていたが、最近では全く放送されなくなっている。被災者・被災地を主テーマにした番組は597番組のうちの500番組で、NHK 286、民放 214番組だった。枠別には表4のとおりで、全体の傾向とほぼ同じような番組枠が挙がっている。

テーマ分類別の視聴率をみると、被災者・被災地を扱った番組というのは必ずしも視聴率が高くない。地震、津波を扱った番組が全体に比べると若干視聴率が高いようである。

被災者・被災地を主テーマにした番組についてメタデータから市町村を抽出し、テキストマイニングツールを用いてカウントした。全体としては、宮城県石巻市が最も多く取り上げられており、次いで気仙沼市、陸前高田市、釜石市、南相馬市という順であった。これと被災者数（死者・行方不明者数）との相関をみたところ0.8以上の高い相関があった。つまり、死者・行方不明者数の多い市町村ほど取材地としても取り上げられていたということである。ただし、宮城県亘理町、宮城県岩沼市、福島県新地町など、被害が大きかったにもかかわらずほとんど言及されていない地域も

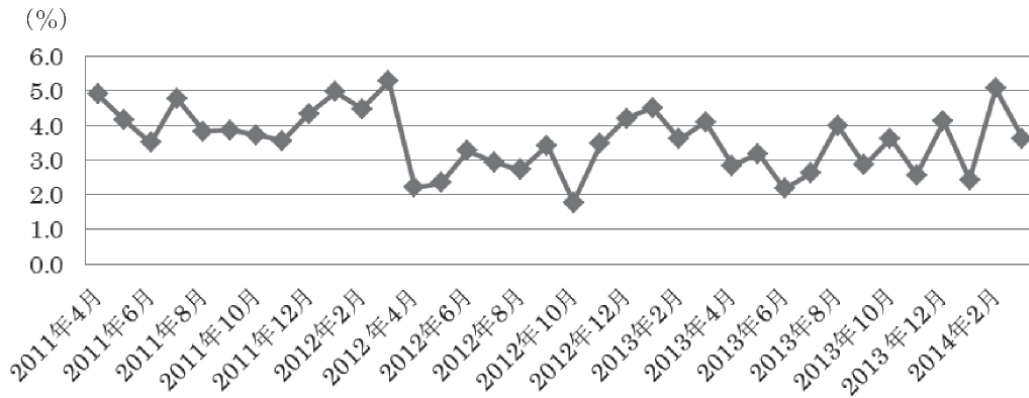


図4 平均視聴率の推移

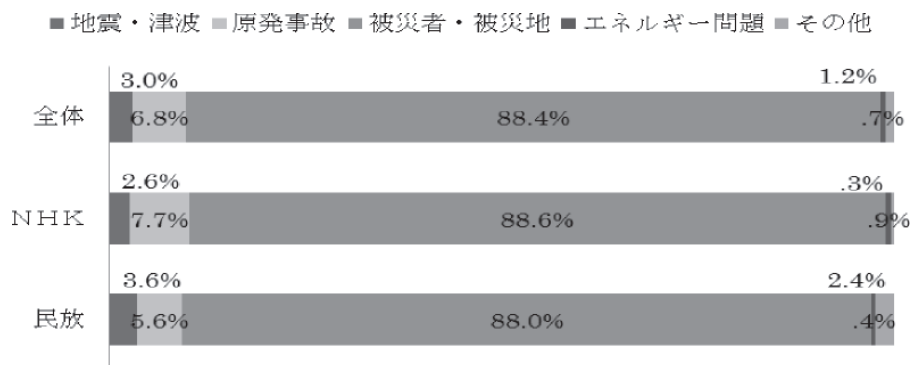


図5 番組テーマ分類比率

表4 テーマ分類「被災者・被災地」番組の数

放送局	番組枠	番組数
NHK	NHKスペシャル	53
	ヒューマンドキュメンタリー	4
	明日へー支え合おうー	84
	目撃！ 日本列島	28
	明日へ 再起への記録	14
	特集番組	73
	ETV特集	30
日本テレビ	特集番組	6
	NNNドキュメント	47
テレビ朝日	特集番組	12
	報道発ドキュメンタリー宣言	10
	テレメンタリー	42
TBS	特集番組	17
	報道の魂	21
テレビ東京	特集番組	11
	ガイアの夜明け	13
フジテレビ	特集番組	13
	FNNドキュメンタリー大賞	14
	NONFIX	1
	ザ・ノンフィクション	9

あった。

キーワード別にみると、「震災」と「復興」の場合は、石巻市、気仙沼市など全体傾向と同じような順位だったが、「原発」「放射能」というキーワードでみると、南相馬市が最も多く、いわき市、浪江町など福島県の市町村が上位に来る。取り上げられた内容についても、タイトルやメタデータから分析してみたところ、「震災」「被災地」などの語彙のほか、「家族」「故郷」「命」「ふるさと」「町」「海」といった言葉が比較的頻出していた。

メタデータをテキストマイニングすると、メタデータの性格を反映して「コメント」「映像」といった言葉が多くなっていたほか、やはり「大震災」「東日本」「津波」、あるいは地名が上位に来る。

図6は「避難」という語彙がメタデータに含まれていた番組の件数の推移である。いずれの年も3月の時期が突出しているが、2014年の3月がこれまでで最も多くなった。これは原発事故の影響による放射能汚染からの避難に関する問題が現在も続いており、解決していないということのあらわれであろう。「復興」や「支援」を含む番組の件数をみると、ここでも節目のときに頻出している。

事例研究：石巻市と南相馬市が主舞台の番組

震災復興関連で最も言及が多かった石巻市を主舞台にする番組と原発放射能関連で最も言及が多かった南相馬市を主舞台にする番組について、どういうテーマがどのように扱われているか、より詳しく検証した。

石巻市を主舞台とした番組は、NHKと民放で若干傾向が違っており、NHKの番組の場合は「仮設住宅」「高齢者」「独り暮らし」「ボランティア」「失業」「医療」など比較的多岐にわたる問題が取り上げられていたが、民放の番組では家族を失った遺族の暮らし、その後の生活ぶりを追った番組が目立った。また、同じ題材を取り上げた番組が幾つか散見された。例えばシャンソン歌手のクミコが、震災当日に石巻市で公演予定があり被災したということから、その後の活動を追った番組が異なる局で3本あった。

番組内容の推移をみると、石巻市の番組では、2年目からは「検証」「教訓」などの語があらわれ始め、3年目になると「復興」「再生」も描かれ始めていた。

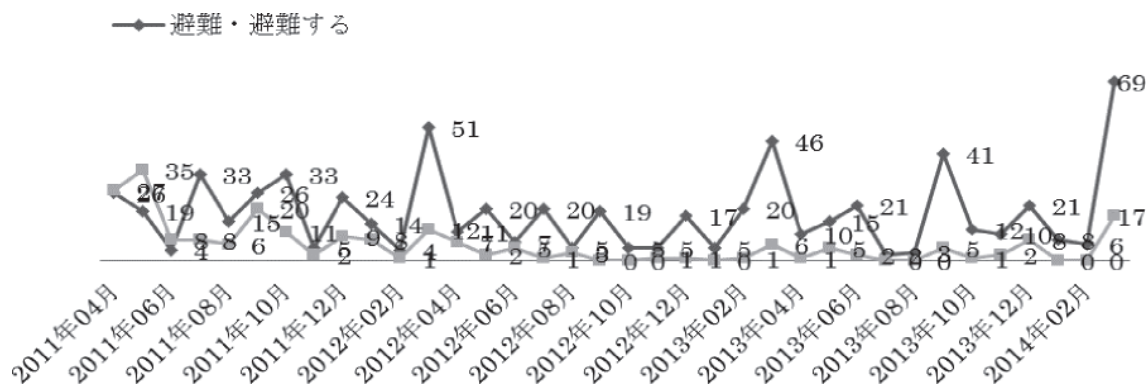


図6 「避難」に関する言及

一方、南相馬市を主舞台にした番組では、原発事故による放射能汚染からの避難と除染のテーマが、3年間を通じてどの局でも共通して取り上げられていた。そのなかで相馬野馬追を扱った番組が3本あり、そのうち2本がNHKの番組だった。また、同じ人物（自らがんに冒されながらも震災直後から診療を続けた産婦人科医師）を取り上げた番組が、同じ時期に民放の異なる局で2本あった。避難と除染がテーマの中心ではあるが、2012年の後半ぐらいからは減少傾向にある。

石巻市と南相馬市を舞台にした番組を見直すなかで、「前に進む」という表現の出現の仕方が違うと感じ、比べてみた。そもそも「前に進む」という言葉が出てくる頻度が石巻市と南相馬市で異なる（石巻市29番組中12番組で約4割に対し、南相馬市23番組中7番組で約3割）。さらに、石巻市の場合は、既に2011年の7月の番組で登場人物自身が「前に踏み出そうと思って、今日からは泣かない。がんばります」と発言している。これに対し、南相馬の場合は、コメントのなかで「前に進まなければなりません」とか「前に進むのが困難です」といった表現がされることはあっても、登場人物自身の発言としては出てこない。2013年6月の番組に至ってようやく登場人物自身が「前向いていかないとどうしようもない」というような発言をしている。困難はありながらも少しずつ前に進めている石巻と、まだそのスタート地点にさえ立てない状況の南相馬、という現実が端的に見える結果ではないだろうか。

このほか、登場人物の人数をNHKと民放で比較したところ、NHKの番組のほうで登場人物が若干多かった。民放の場合は1人の人物や1つの家族を密着して追う番組が多いためだと思われる。

分析手法：メタデータとテキストマイニングについて

なお、分析の手法について、気がついたことを述べておきたい。

今回はドキュメンタリー番組に限定したが、それでも全体で600本近く、被災者・被災地を主テーマにしたものに限っても500本にのぼったため、全部の番組をすべて視聴して分析することはできなかった。番組全体を複数回視聴したのは、石巻市と南相馬市の番組に限られたが、それでも膨大な時間と手間がかかった。

そのため、今回の分析では、メタデータのテキストマイニングを行うことで内容の傾向を把握することを試みた。しかし、取材地や出演者の記載など、メタデータがどのようなルール、原則で作成されているのかは不明である。メタデータ作成の意図・目的と研究者が記録、カウントしたいと思う対象とにずれもある。そのため、研究目的にかなったデータとして正確を期すには、もう一度研究者自身がチェックすることにも必要になってくる。

また、テキストマイニング・ツール（今回用いたのは、野村総研のTrue Teller Ver.8.0）についても、使い勝手の悪い面があった。たとえば分析結果データは、時系列ではなく出現頻度順や50音順で表示される。すると「オープニング」と「エンディング」だと「エンディング」のほうが「オープニング」より先に表示される、というようなことも起こる。

今後、こうした分析用データやツールを活用するための方法論について、同様の作業に当たられた研究者の方々と意見や情報を共有・交換し、方法論の改善を進めていきたいと思っている。

今後に向けて

今回はドキュメンタリー番組に限定したため、ニュース番組など、ほかのジャンルの番組で扱われた東日本大震災関連の報道については、対象とすることができなかった。これらの手つかずの領域の番組についても、検証を拡大していく必要があるだろう。

番組数が減少し、視聴率も低下傾向とはいえ、まだまだ震災関連の番組は続くと思われる。今回の分析は3年分だったが、少なくとも5年間ぐらいはこの作業を続けたいと考えている。

さらに、今回は事例研究として、石巻市と南相馬市を取り上げたが、事例をどうとるか、地域で限定するだけでなく、避難や除染といったテーマ、あるいは取材対象とされた人の立場など、さまざまな焦点の絞り方が考えられる。

詳細な内容の分析についても、今回は、テーマや登場人物などの要素にとどまった。使われた映像や語られた言葉、視点の置き方など検証すべき課題はまだ多く残されている。これらについて、部外の研究者の方々と協力、分担する方向も検討したいと思っている。是非、御協力をお願いしたい。

なお、今回報告した内容の詳細については、『NHK放送文化研究所年報 2015 第59集』掲載の論文を参照されたい。

原発事故報道の3年

—言語計量分析から見えること—

西田 善行*

報告の背景と目的

2011年の東日本大震災と福島第一原発の事故の発生から3年8か月が経過した。こうしたなか、震災に関する報道量が徐々に減っていると多くの人が感じていることだろう。また、テレビや新聞で震災、原発に関する報道のなかにその風化を危惧するものも増えている。このような状況は、2011年からの流れを感じるものといえる。

一方で日々報道されている震災、原発関連番組の特集番組やドキュメンタリーをこの3年半、何かにつけて収集してきた人も少なからずいるだろう。現在、大容量のハードディスクが比較的安価に買える状況になっている。震災、原発問題のテレビ放送は、個人レベルに限らず、日本大学や法政大学のような大学や研究機関で放送アーカイブが設置され、収集が行なわれてきた。

また、YouTubeなどの動画共有サイトでは、震災当初の放送の様子をはじめ、さまざまな震災や原発に関する放送が寄せられている。さらにNHKオンデマンドのように放送局側が過去の震災関連番組をネットに流す場合もある。

このように例え断片的であってもさまざまな形で震災、原発に関する番組を見直すことが可能なメディア環境が現在形成されている。

しかし、蓄積された番組について再び見返すような機会がどのくらいあるのだろうか。震災、原発に関する報道内容に関する検証は、震災から3日から1週間を対象にしたものが多かった。また、原発事故の処理などについて、その都度報道内容を批評するといったことも各種の雑誌のなかで行われている。その一方で、その後の報道について長期的なスパンで分析を行うという研究というのはそれほど多くない。こうした現状を踏まえれば、減少傾向にあるとはいえ、いまの報道がこの3年半の間何を報じてきたのか。経過のなかで報じられ続けてきたものと報じられなくなったものは何なのか、その検証が必要である。

本報告ではこうした現状を踏まえ、震災後の3年半、とりわけ震災後およそ半年が経過した2011年8月1日から2014年の8月31日までのおよそ3年間、テレビはどのように原発事故を報じてきたのか。震災に関しての比較を通して考えていきたい。

まず、番組に関してはメタデータの分析からこの3年間テレビが原発を伝えるなかで何を報じたのか、その内容の変化を分析する。さらに原発で取り上げられた地域とその変化についても分析を行う。また、津波の被害を受けた上、今もなお原発事故の影響も受けている「南相馬」にクローズアップし、この3年間どのように取り上げられていたのかについても考えていく。

このような3年というスパンで分析、検証するのには放送アーカイブというものが必要となる。

*にしだ よしゆき 法政大学大原社会問題研究所 リサーチアシスタント

今後震災・原発関連報道に関するアーカイブをどうしていくべきか、最後に少し触れたい。

報告者は法政大学環境報道アーカイブというプロジェクトに携わっている。環境報道アーカイブでは震災直後から複数のビデオデッキなどを用いて「震災」「原発」関連の報道番組を収集してきた。さらに2011年の8月からPTP社の提供するSPIDER PROという機器及びデータサービスを用いて震災以降の「震災」「原発」に関する番組をニュースやドキュメンタリーを中心に、ドラマやバラエティも含め広く収集、蓄積を行ってきた。SPIDERでは録りためた内容について、PTP社が配信する番組データを用いて検索することが可能である。法政大学環境報道アーカイブでは、「震災」や「原発」のほか、環境、エネルギー問題にかかわる言葉や番組情報についても検索をかけて、その検索結果と内容から番組の収集を行っている。検索は番組の概要からだけではなく、詳細な番組内のコーナーについても言葉を引き出せ、検索結果として抽出された番組やそのコーナーの内容はメタデータとして取り出すことが可能となっている。本報告ではこうしたメタデータを分析した。

メタデータから見るテレビが記録した原発報道の3年

まず「震災」と「原発」を検索したメタデータから、テレビが記録したこの3年間の「震災」「原発」の内容の変化を見ていきたい。2011年8月1日から2014年8月31日の「震災」「原発」の番組・コーナーでの総数は、「震災」の番組が5581番組、コーナーが5万4139件であった。「原発」の番組が2431番組、コーナーは4万3560件であった。

ここから「震災」「原発」に言及したコーナー数の推移を見た。まず「震災」の推移だが、毎年3月に山をつくりつつなだらかに減少している。2011年の9月以降で命日でもある3月に情報が集約されていて、まさにカレンダージャーナリズムという形で震災報道が展開している。これに対し、「原発」は「震災」と異なる推移の仕方となっている。必ずしも3月だけに山があるのではなく、それ以外にも大飯原発の再稼働があった2012年7月や、衆議院の解散・総選挙の行われた2012年11月、汚染水漏れ問題と、オリンピックの開催決定などがあった13年9月など、原発に関連する問題が浮上するとそれに関連して数が増えていた。

次にKHcoder（樋口耕一）という言語計量ソフトを使った計量分析から得られた知見について見ていく。ここでは「震災」と「原発」にヒットしたもののうち、番組内コーナーのデータからコーナーの内容欄に書かれた部分を抜き出し、項目名などを除いた上でKHcoderにかけた。そして抽出された頻出語句が時間のなかでどのように変化をしたか、半年ごとに時期区分を設けて対応分析を行った（図1、図2）。

まず、「震災」の頻用語句の推移について見ていくと、首相の名前や予算各定期における「予算」、2012年の「がれき」といった語句は原点から外れてその時期の特徴的な語句として登場する。しかしこれらの語句を除けば、頻出語句の使用頻度に明確な時期的差異は見られない。原点中心の語句を見ると、被災した各地の避難生活や復興とその支援というものがしばしば語られ、あるいは阪神淡路大震災のようなかつての震災と関連づけられたり、ときにスポーツ「選手」の活躍や天皇や「皇后」の慰問が、震災とのかかわりでクローズアップされているといったことがわかってくる。また「震災」に関する報道の内容には大きな変化は見られないものの、「年」「月」を表す語句には多少特徴がみられる。「今年」だったものが何「年」といった形で経過が意味を持っている

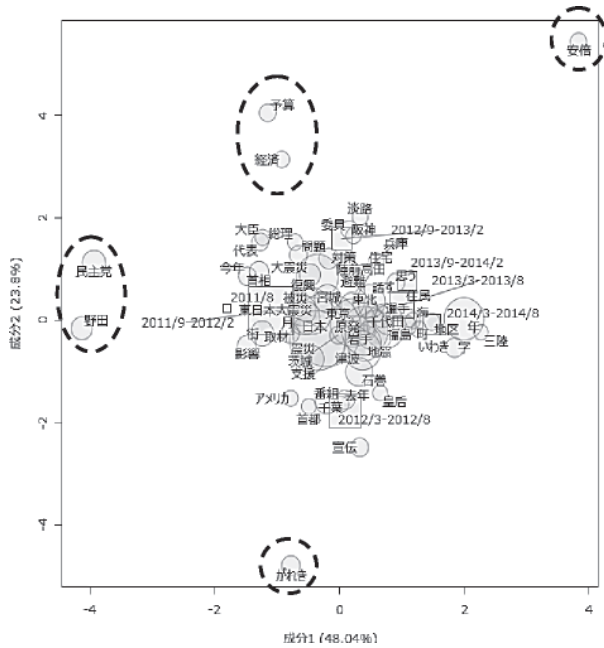


図1 「震災」時期別頻用語句の推移

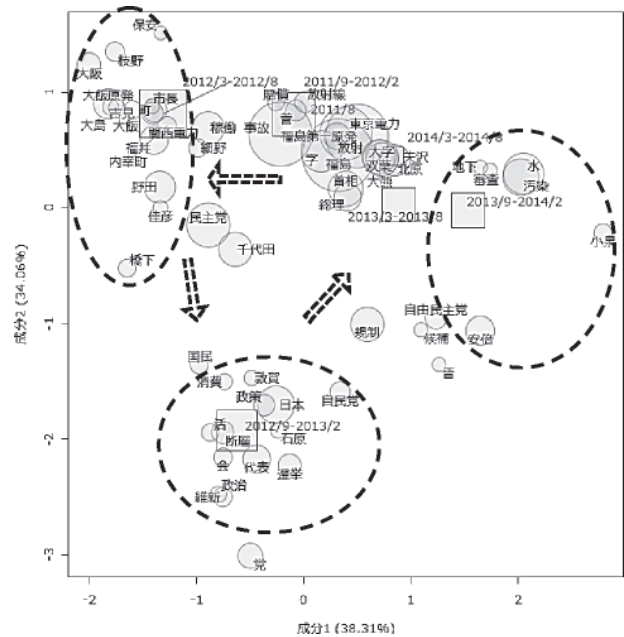


図2 「原発」時期別頻用語句の推移

というものになっている。これは「震災」を巡る情報に実際には大きな変化がなく、ただ年月のみが変化していると解釈できる。

一方で「原発」に関しては、原点周辺に頻出語句は必ずしも多くなく、概ね3つの語群のまとまりとなっていることがわかる。2011年当初は、福島第一原発の放射線の問題や東京電力による賠償といった問題が中心になっていていたが、2012年3月から8月になると、関西電力の大飯原発に関して、その再稼働に関連する語句が多く登場している。その後、選挙の時期になれば政治家や政党などの政治にかかわる語句が登場し、原発を一つの争点として焦点化している。また、汚染水漏れなど福島第一原発での事故処理に何か問題があれば、その期間の語句も福島原発関連のものとなっている。こうした循環が「原発」に関して起きているということがわかる。

メタデータから見る「震災」「原発」報道の地域比較

ここでは分析対象を地域名に絞り、これまでと同様の分析手法によりその頻度と変化を見ていく。まず、都道府県単位で「震災」「原発」のメタデータ上の登場回数を分析した。「震災」については、政府や放送局のある「東京都」(1位)や、大きな被災を受けた東北3県(「宮城県」(2位)、「福島県」(3位)、「岩手県」(4位))を中心に東日本全体に報道場所が広がっていた。一方で、「原発」に関しては、必ずしも事故の起きた「福島県」(1位)を起点に同心円状に広がっているわけではない。例えば大飯原発がある「福井県」(3位)や泊原発のある「北海道」(4位)、柏崎原発のある「新潟県」(5位)といった形で点在する原発設置県で登場回数が多くなっている。また、「大阪府」(6位)のように電力会社の本店や再稼働に大きな影響を持つ地域も、「原発」に関しては登場する。

次に全国の市町村区別にその頻度と時期ごとの特徴を見た(図3、図4)。「震災」に関しては、2011年から2012年に多く登場した地域が図の右側に来ており、それ以降に関しては左に移ってい

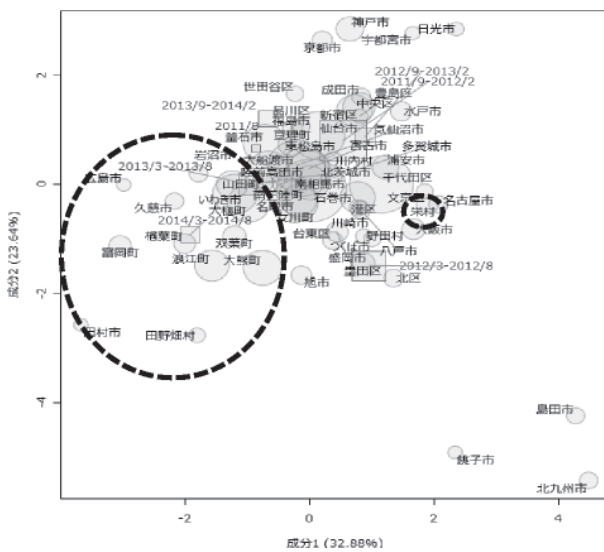


図3 「震災」時期別登場市町村区の推移

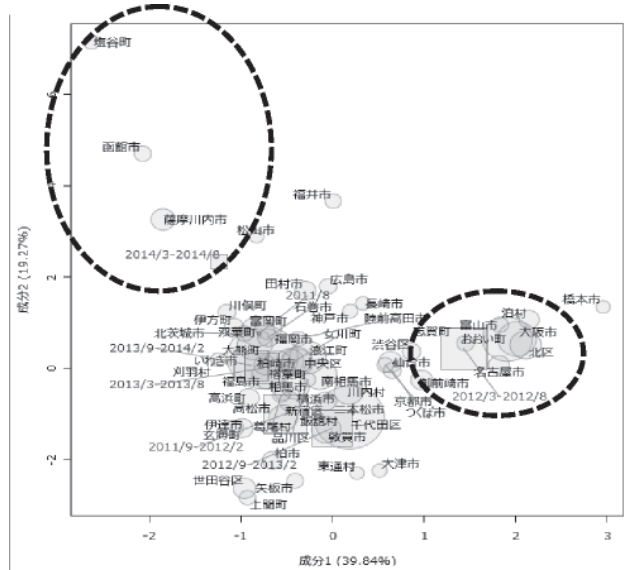


図4 「原発」時期別登場市町村区の推移

る。被災地以外に登場する地域の特徴をみると、復興支援のイベントが行われた地域や、震災関連の研究機関がある地域がしばしば映し出される。一方、「神戸市」が典型だが、過去に大規模災害が起きた地域に関して報じる中で震災への言及も少なくない。それ以外では「島田市」（静岡県）のように震災がれきの受け入れ問題から突発的に登場するというケースもあった。

「原発」については、原点付近に福島第一原発の周辺地域が多くあり、時期問わずに登場していることがわかる。それに対して特定の時期に登場するのは、川内原発のある「薩摩川内市」（鹿児島県）のような他の原発立地地域や、「塩谷町」（栃木県）のような放射性廃棄物の貯蔵候補地など、福島第一原発周辺地域と離れた地域が多くなっている。

さらに対象を絞ってその頻度の推移を見ていく。まず「震災」に関しては図が示す通り多少波があっても、被災地の取材地域の報道過密地域、とりわけ「石巻市」や「気仙沼市」（ともに宮城県）、「陸前高田市」（岩手県）などに報道が集中しているのは発災当初と変わっていない。これは時期による変化もさほどなく、むしろ当初の取材過疎地域はその後さらに登場回数が減少する傾向にある。ただし、「久慈市」や「田野畑村」（ともに岩手県）のように三陸鉄道がすべて再開された地域や、「田村市」「双葉町」「大熊町」（ともに福島県）のように徐々に立入可能時間が拡大している、福島第一原発の周辺地域は相対的に登場回数が増えている。

次に、「原発」における福島県内の3年間の地域別の報道量と変化を見ていく。福島県では原発のある「大熊町」の登場回数が最も多い。それに次ぐのは原発問題の取材拠点となった「南相馬市」や「いわき市」である。また必ずしも原発から同心円状に取材されているというわけではなく、「浪江町」や「飯館村」のように放射能汚染被害が深刻な地域に沿って取材が行われていた。「原発」の時期による地域特徴は、福島県内ではあまりみられず、当初から取材量の少なかった内陸部ではさらに少なくなっている。「原発」の取材地は、全国で見れば原発立地自治体を中心に時期によって目まぐるしく変わる傾向にあるが、福島に限ってしまうと、同じ地域が取材されているということがわかる。

メタデータの分析からわかったことと震災映像アーカイブの課題

ここまでの分析結果から「原発」報道について「震災」報道との比較から述べると以下のようにまとめられるだろう。「震災」が「原発震災」と呼ばれるように原発事故が東日本大震災にとって重大な意味を持っているのに対して、「原発」は震災から関心が離れつつあること。「震災」は時間の経過と「3月」「11日」に強い意味づけを持って報道が行われ、報道内容と報道場所に変化がなく、復興は半ばであり状況に大きな変化はまだないのに対し、「原発」は「福島第一」の処理問題が日々変化しているのに加え、「再稼働」問題などその舞台となる場所も日々変化すること。「震災」が慰問と復興の象徴として皇族や有名人などセレブリティが頻繁に登場しているのに対し、「原発」の主たる登場人物は常に政治家であり、「選挙」への争点化が問題となること。「震災」が時間の経過とともに出来事と現地の状況への「忘却」が進行するのに対し、「原発」問題は非常に長期に渡り噴出する「終わらない」問題である一方で、その被害を受けた地域に関しては、状況が「変わらない」ということである。

ここまでの分析は3年間のメタデータを量的に分析したものであり、実際に映像を分析したものではない。その意味で今回の分析は原発、震災報道について仮説的な提示を行ったに過ぎない。今後は、こうした仮説を前提として具体的な番組に関する分析というのをもっと広げていく必要があるだろう。

最後に、放送番関連のアーカイブの可能性について述べる。冒頭に述べたように、震災や原発問題のテレビ報道については、大きいものではNHKアーカイブスや放送ライブラリーのような専用の施設、中程度のものとしては大学での研究単位で運営しているような研究アーカイブ、そして小さいものとしては研究者、あるいは個人によるさまざまな形でのアーカイブがある。2011年の震災と原発事故は、こうした様々な規模でアーカイブ可能な状況下で発生した初めての大規模災害であり、深刻な事故であったといえる。

こうした映像アーカイブについては、現行の権利関係によりさまざまな不都合があるが、それでも研究成果を報告し、お互いの成果を共有することや、メタデータやその書き方などを共有することで、みずからのアーカイブを検証するきっかけになり、あるいはボトムアップ的に大型アーカイブでの視聴を可能にしていくような回路は恐らくあるのではないかと考えている。実際に国立国会図書館による東日本大震災アーカイブなど複数のプロジェクトをつなぐ大規模プロジェクトもある。我々が行っているようなアーカイブにおいてもこうした他の収集者とのつながりというものを意識するということが重要であろう。

2004年にユネスコでのスピーチのなかでエドモンドソンは「まさにすべての視聴覚アーカイブは持ちつ持たれつなのである。視聴覚アーカイブは、サービス、助言、精神的支援において相互に、そして国際組織に依存している。(略) 孤立する余裕はどこにもない。アーカイブは特に一会議や視察から互いに得た一アイデアの横断的流れによって成長するのである」(レイ・エドモンドソン、2013年、p 54、『視聴覚アーカイブ活動—その哲学と原則 日本語翻訳版』映画保存協会訳 NPO法人映画保存協会)と述べている。まさにアーカイブは個人に閉じこもって、あるいは1つの研究機関に閉じこもってつくり上げる時代ではなく、互いに助け合っていくものだと言える。今後アーカイブのネットワークが具体的に構成されるような仕組みづくりが必要であろう。

なお、本報告の詳細は、『サステイナビリティ研究』(法政大学サステイナビリティ研究所) 第5

号を参照されたい。

コメント①

大井 眞二

私からはコメントというよりも、震災映像のメタデータを使いながら研究を進めていくうえでどういう問題があるかという観点から、若干の質問をしたい。メタデータを使って研究をするときに Abstract とか Index をどのように構築してそれをどう活用していくかという問題がある。メタデータを中心として量的な分析をどのように質的な分析につなげていくのか。それから、そのためには何が明らかになったのか、あるいはこれから何を明らかにすべきかということを改めて問い直す必要がある。その上で方法論の問題がある。私は、メタデータというのは、いわば「点と線」のデータであり、それを面にする、あるいは立体的にするためにどういう方法論上の問題があるかということがちょっと気になっている。

それから二つめの問題として、研究対象の番組ジャンルの問題がある。例えば、米 Vanderbilt 大学の News Archive では、米ネットワークテレビのニュース番組や特別番組を収録し、それを中心とした分析がかなり進んでいる。しかし、そこではニュースが中心であるため、非ニュース素材をどうするのかという問題がある。特に私の問題意識のなかでは、ソフトニュースだとか娯楽的な情報を中心として構成されるバラエティ番組などをどのように扱うのか、これらもやはり公共的知識へのポテンシャルとしては非常に高いと思われる。

Vanderbilt 大学の News Archive を例に、再び方法論の話に戻るが、このアーカイブのウェブサイトで、例えば earthquake というキーワードを入れると、日本の 3.11 関連で、アメリカの 4 大ネットワークが報道した番組のリストが出てくる。その内容をみていくと、少なくともアメリカのネットワークテレビの報道におけるフレーミングの中心がかなり早い段階から核の問題だったことがわかる。同サイトでは個々の番組について、簡単に Abstract を参照することもできる。Abstract もかなり詳細なもので、もちろんその内容を対象にした全文検索もできる。アメリカではこの Abstract を使った研究というものがかなり進んでいるわけだが、そこから今後量的研究から質的研究へと向かっていくときに、これらのメタデータをどうやって利用できるかということが今後の課題ではないか。

Abstract を使った研究例をみると、Abstract とその他の番組関連のメタデータとの対応関係をみていくことで、膨大な量のデータを一々見なくても、Abstract だけである程度、番組の全体像を再現できる。そうした研究例からはいくつかのことが見えてきている。第一に Abstract とニュース・トピック、full transcript を対応させることはほぼ不可能である、そして第二に、ニュースの評価的な側面、例えば全体のなかでネガティブ、ポジティブという形で評価づけをするような側面に Abstract はほとんど使えない。しかし第三に、ニュースアジェンダの研究には役に立ちそうだということが彼らの研究から分かる。

Vanderbilt の場合は、ニュース番組という限定つきではあるが、Abstract や Index をメタデータとつなぎ合わせられる形で作っている。こういうものを参考にしながら、量的研究から質的研究

につなげていくことができるかを考える必要がある。非常に重要な問題であり、私自身もアーカイブの問題を抱えているということがあるので、お二人から何かサジェスチョンをいただければと思う。

コメント②

早乙女 宣広

震災関連の番組映像の取り扱いについて法的観点からコメントする。映像についての権利関係では、個人にかかわるものでは、プライバシー権、肖像権等がある。プライバシー権は、個人の私生活上の自由のひとつとして、何人も、その承諾なしにみだりにその容貌、姿態を撮影されない自由という形で最高裁によって定義され、映像を撮ればそうしたものに抵触するものが映る可能性があろう。また、パブリシティ権の問題も生じ得る。例えば有名人とか芸能人などのように、自分の名前を提供することによって収入を得ることができる場合であるが、こうした人たちにはパブリシティ権というのが認められている。そういう著名人が映ったものを引用する場合にも権利関係の問題が生じる。ただし、モノに関してはパブリシティ権は認められていない。例えば、有名な競走馬の場合、その馬の名前を出せばお金になるというようなことがあっても、そこにはパブリシティ権は認められていない。

以上のようなことを踏まえて、実際に映像を研究利用することを想定すると、やはり通行人や群衆が写ってしまう場合には、プライバシーや肖像権、場合によってはパブリシティ権が問題になるため、特定されない程度には処理をしなければならない。例えば後ろから撮っていて誰なのか特定できない映像を使うとか、ぼかしを入れておく等の、処理が必要になってくる。

今回のテーマで最も関わりがあるのは著作権であろう。映像番組を利用する場合には必ずその映像やそこに映る著作物の権利者等の権利、すなわち著作権の処理が必要となる。

まず、映り込みの問題がある。外で撮っている映像に看板や広告が映っていれば、そこに著作権が関わってくる可能性がある。著作権というのは通常、思想・感情等の創作的な表現である場合に生じるので、それ以外の看板、広告であれば権利侵害の問題は生じないが、創作的な表現であるかどうかという判断は非常に難しい。キャラクターなどが入っていると、通常は著作物とみなされるので、こういったものが写り込んだものを使用すると著作権侵害という問題が生じる可能性がある。このように著作権を非常に厳密に考えるとすぐに権利侵害の問題が出てしまうという恐れがある。ただし、判例を見ると、著作権は複製してと言えない程度の利用であれば許容されるというような判断もあり、ぼやっと写っているとか小さく写っているというようなケースでは許容されることもある。

著作物としての映像番組（それに限らないが）の利用方法としては、日本にはフェアユースという制度がないため、個別の例外規定を充足する必要がある。

海外ではケース・バイ・ケースで、こういう場合は著作物の利用が許されるとか許されないといったことが決まっているが、日本では著作権法によって、こういう場合しか許されないという形で制限的な規定になっている。従って、権利制限規定に該当しない場合、勝手にテレビ番組をコピー（複製）すると、それだけで問題が生じることになる。複製が許されるのは、私的利用のための複製、つまり個人的に保存しておく場合だけであるから、組織的に行おうとすると問題が生じる。また学校、教育機関における複製というのも認められており、教育のための複製であれば問題にはならないが、研究のために複製できるかどうかというところまでは明確に書かれていない。教育と研究は表裏の関係にあるから、認められてしかるべきだろう。また教育機関として複製でできるかどうか不明確である。あくまで教育者というものの範囲の中でできるということになっており、そうだとすると、映像を研究目的で組織的に複製・保存することが許されるかどうかは、検討すべき事項が多い。

他に、著作物を利用する方法として、公表されている著作物を引用するという場合があり、公正な慣行に合致しているかどうか重要である。全部そのまま流すと複製とみなされるが、その一部を流すなどの場合は認められる。ただし、この場合はクレジットをきちんと表示する必要があるということと、引用であるということを確認にしなければいけない。テレビ番組であれば、引用される番組映像に背景や枠をつけるなどして引用だと分かるようにするというやり方がある。

著作権というのは基本的に無法式主義といって、どこにでも誰にでも生じ得る、かなり発生しやすい権利であるため、映像を利用する際には細心の注意を払わなければならない。今回のテーマである震災映像というのは公的な記録という側面が強いと考えられ、その利用・活用においては、これから議論し、検討しなければならない重要な課題である。

質疑応答・ディスカッション

シンポジウムでは、この後、質疑応答・ディスカッションが行われた。その中では、映像アーカイブを構築、整備する際に伴うメタデータの問題が中心的な議論の対象となった。そして、現状においては利用できるデータ、資料が限られていたり、放送局の番組HPのように不完全なものだったりするといった問題や、JCCなど民間企業によって制作されるメタデータ、データベースの著作権に関する考え方などが議論された。また、内容分析においては映像の内容を何らかの形でデータ化する必要が生じるが、その際の方法やノウハウについての情報・意見交換がなされた。

フロアを交えた質疑応答も行われ、各研究者や研究機関によって作られつつある映像アーカイブ、およびそのメタデータの研究利用のための公開の問題についても活発なやりとりが展開された。その中では、大学の現場においては、例えばゼミにおける学生による研究のように、研究と教育の境界が曖昧なケースが少なくなく、そうした問題を現行の著作権を踏まえながらどう考えるべきかといった問題提起がなされた。

また、映像アーカイブの整備が各所で進められる中、映像アーカイブに関する専門的スキルや知識を持つキュレーターやアーキビストといった人材の育成をどう進めていくべきかという課題についても議論され、放送番組のアーカイブを構築する場合、番組制作の経験や知識が必要になる一方で、研究利用を前提とする場合には学術研究についての理解も必要となるという問題があることが

指摘された。

最後に、震災関連の映像アーカイブの整備、研究利用は、持続的に取り組まれるべき重要な問題であるが、特定の研究機関が単独で扱うには規模が大きいことから、各大学や学会と放送業界、メディア業界が相互に連携しながら体制を整えていく必要があることが確認された。

テレビ番組における訪日外国人、国内在住外国人の表象[®] —地上波民放の「外国、外国人関連バラエティ番組」を中心に—

米 倉 律*

1. 問題の所在

本稿の目的は、近年増加が顕著になっている訪日外国人や国内在住外国人を、日本のテレビがどのように表象しているかについて、特に地上波・民放のバラエティ番組を対象とした分析によって明らかにすることである。

法務省の統計によれば、観光やビジネスなどで日本に入国する外国人（＝訪日外国人）の数は、1988年の年間188万人から2013年には同1,126万人と過去25年間で約6倍に増えている⁽¹⁾。政府は東京オリンピックが開催される2020年までに訪日外国人数を2000万人に増やすという目標を掲げており⁽²⁾、その数はさらに増加することが予測される。また、日本に居住する「在留外国人（＝国内在住外国人）」⁽³⁾の数は、過去25年間で1988年の94万人から2013年の207万人へと2倍以上になっている⁽⁴⁾。日本の人口減少や、建設業、サービス業などでの人手不足を背景に、外国人労働者や研修生・技能実習生の積極的な受け入れが進んでいることから、国内在住外国人の数もさらに増加が続くと予測されている⁽⁵⁾。

このように訪日外国人、国内在住外国人の数が増える中、テレビは彼らの姿や彼らを取り巻く状況をどのように表象しているだろうか。人々の外国、外国人についての認識やイメージの形成にとって、マス・メディア、特にテレビの果たす役割は大きい。萩原滋（2012）が指摘するように、実際に外国を訪問したり外国人に接触したりする「直接的経験」と比較して、メディアを通じた「間接的経験」によって接触する範囲ははるかに広く、特にテレビはインターネットの普及が進んだ今もなお、多くの人々にとっての主要な情報源となっているからである。訪日外国人、国内在住外国人の増加によって本格的な到来が予測される日本の「多文化社会化」においては、人々が言葉や習慣、宗教などにおける相互の差異を承認しつつ、そのような差異を前提とした新たな関係性や交流を育んでいくことが重要である。そしてテレビには、「他者」としての外国、外国人を多様かつ公正に表象することを通じて、そうした「文化の対話力」を媒介・涵養していく役割も期待されている（岩淵2007）。

以上のような、多文化社会化の中のテレビの役割という問題関心に立つときに注目されるのが、近年における外国や外国人を主題的に扱うバラエティ番組（＝「外国、外国人関連バラエティ番組」）の急激な増加である。2014年現在、定時（レギュラー）番組だけで20本近くの「外国、外国人関連バラエティ番組」が制作・放送されており、中には訪日外国人、国内在住外国人を主たるテーマとして取り上げる番組も複数ある。これらの番組の多くが視聴好適時間帯（ゴールデンタイム）に放送されており、その社会的影響力が大きいと考えられること、そして独自の発達を遂げて

*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 准教授

いるバラエティ番組が「娯楽」の枠を超えて、「情報番組」「教養番組」としての役割・機能をも担っていること（＝娯楽番組のインフォテインメント化、エデュテインメント化）（NHK 放送文化研究所編 2003）、また、外国人についての一面的な取り上げ方やステレオタイプ表現などの問題も目立つことなどを踏まえると、「外国、外国人関連バラエティ番組」が外国、外国人をどのように表象しているかを研究することは、テレビ研究・ジャーナリズム研究上の重要な課題になっていると言える。

以下では、まず外国、外国人とメディア、テレビの関係についての研究動向を概観し（2 節）、今どのような「外国、外国人関連バラエティ番組」が制作・放送されているのか、その編成上の傾向を明らかにする（3 節）。その上で、現在放送中の番組の中でも特に訪日外国人、国内在住外国人が数多く登場する番組『YOU は何しに日本へ?』（テレビ東京系列）について内容分析を行い、訪日、国内在住外国人の表象の特徴や問題などを明らかにする（4、5 節）。

2. 訪日外国、国内在住外国人とメディア、テレビの関係性

訪日外国人、国内在住外国人とメディア、とくにテレビの関係については、これまであまり研究対象にはなっていない。本稿の関心から参照し得る関連の研究としては、①日本人の対外認識、イメージとメディアの関係に関する研究、② 00 年代以降の東アジアにおけるメディア文化交流に関連する研究、③いわゆるエスニック・メディアの社会的役割・機能についての研究、④国内在住外国人の情報行動や外国人への情報提供に関する調査・研究、などが挙げられる。

人々の対外認識、イメージの形成とメディア、特にテレビとの関係については、主として国際的なニュース・情報のフロー、量、そして議題設定機能などが主要な関心の対象となってきた（Unesco1978；ユネスコ 1980；Salwen&Matera1992 など）。そして日本でも同様の問題意識を共有する研究は比較的早い段階から多く行われてきた（原・中村・田中・柴田 2011；萩原編 2007；小玉 2005；川竹・杉山・原 2004；川竹・原 1994；杉山 1982）。そして、ニュース番組などにおける外国関連報道のあり方が視聴者の外国、外国人に関する認識、イメージの形成に大きく影響するとともに、Lazarsfeld and Merton（1948）が指摘したような社会的規範を確認・強化するマス・メディアの機能が、テレビの国際報道においては、相手国に対する自国の規範的認識、イメージを確認・強化する形で作用することなどが明らかにされてきた。

また、韓国 KBS のドラマ『冬のソナタ』の放送をきっかけとする「韓流ブーム（2003～）」やいわゆる「クールジャパン」ブーム等を背景に、東アジアを中心としたメディア文化やメディアコンテンツ流通と人々の対外認識や国際的な交流との関係に着目する研究が活発化し、多くの成果が蓄積されてきた（岩淵編著 2011；大野編 2010；クォン 2010；東編 2010；NHK 放送文化研究所編 2009；イ 2008；阿部 2008；毛利編 2004 など）。これらの研究では、外国のメディアコンテンツ（ドラマ、アニメ、映画など）への接触や、五輪やサッカー W 杯といったメディアイベントの経験が、人々の対外認識・イメージの変化をもたらしたり、国際的な相互理解や人的交流を促進したりしている側面や、他方では、そうしたメディア接触・メディア文化消費が、「日本」「日本人」というナショナルな境界線を再確認し、強化させることに繋がっているといった問題に関心が向けられてきた。

1990 年の「入管法」（＝出入国管理及び難民認定法）改正を契機とした訪日外国人、国内在住外

国人の増加に伴って、彼らとメディアの関係を問題にする研究も活発に行われるようになった。研究初期においてその多くは、移民政策、多文化社会、エスニック・マイノリティといった隣接分野の研究と連携しながら、エスニック・メディアを主たる対象にして展開されてきた。具体的にはエスニック・メディアの動向やそれが日本の多文化共生の実現にどのような役割・機能を果たすかといった点に力点を置いた調査・研究成果が蓄積されてきた（白水 2004；イシ 2002；日比野 2002；白水 1996 など）。

他方で、ホスト社会側の主流メディア（全国紙、放送メディアなど）の役割・機能についての調査・研究は立ち遅れてきた。わずかに、増加を続ける国内の外国人がどのような情報環境、メディア環境にあるのかといった基礎的な調査や、彼らに向けてどのような種類の情報がどのような形で提供されるべきかといった検討が、外国人が多く居住する自治体やメディア事業者などによって行われてきた（静岡県多文化共生室 2008；RITE / 国際通信経済研究所 1998 など）。この分野では、例えば災害・緊急情報や国内ニュースなどの提供のあり方をテーマにした調査・研究が少数ながら行われているが（田中 2014；米倉 2012；米倉・谷 2010、マイヤール・横山 2005）、それ以外にはほとんど蓄積がないのが現状である。

なお、テレビのバラエティ番組における訪日外国人、国内在住外国人の表象を直接的なテーマとして扱った研究はこれまで殆ど行われていないが、数少ない先行例として、日本在住外国人によるスタジオトーク番組である『ここがヘンだよ日本人』（TBS 系、1998～2002 年）に関する研究を挙げることができる（萩原・国広編 2004）。この研究では、同番組が視聴者に異質な他者としての外国、外国人を「発見」し、「出会う」きっかけを提供している側面がある一方で、多くのステレオタイプ的な表現が日本人が持っている既存の対外認識やイメージを補完・強化する側面もあるという両義性の特徴が明らかにされていた。ただし、この研究は番組に登場する外国人を、日本国内在住外国人というよりも「外国人一般」として扱っており、専ら彼ら・彼女らの表象を通じた視聴者の各国（各国民）に対する認識・イメージ形成の問題に焦点が当てられている。このように、訪日外国人、国内在住外国人とテレビ、及びテレビの表象の関係をめぐる研究は、本稿で取り上げるバラエティ番組だけでなく、報道・情報番組やドラマなど他ジャンルを含めて、ようやく緒に就いたばかりという状況である。

3. 「外国、外国人関連バラエティ番組」の編成の動向

では、現在の日本では、どのような「外国、外国人関連バラエティ番組」が放送されているのか、またその中で訪日外国人、国内在住外国人が登場するバラエティ番組にはどのようなものがあるだろうか。ここでは、2014 年 5 月 1 か月の地上波テレビ放送を対象に行った量的分析の結果から、「外国、外国人関連バラエティ番組」に関するいくつかのデータを用いながら検討していく。

3-1. 対象・方法

量的分析の対象は、NHK・民放の主要な地上波テレビチャンネル、すなわち NHK 総合、NHK E テレ、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京の 7 チャンネルであり、対象期間は 2014 年 5 月 1 日～31 日の 1 か月間である⁽⁶⁾。また、ここ数年の傾向を把握するため 5 年前の 2009 年 5 月 1 日～31 日のデータも同様に収集した。

分析では、「外国や外国人が、主題的に扱われたり、登場したりしている番組」を「外国、外国人関連番組」と定義したうえで、①上記7チャンネルの放送内容について、テレビ欄、各局の番組編成表、番組HPを参照しながら「外国、外国人関連番組」を抽出してリストアップし、次に、②「外国、外国人関連番組」を番組ジャンル別に分類した⁽⁷⁾。その際、外国・外国人が登場はしても1コーナーや特定項目など、扱いが限定的であったり主題的であるとはいえないニュース番組やスポーツ番組、語学番組などは除外した。そして、③ジャンル毎の当該番組について、それぞれ放送本数、放送時間量のデータを収集し、④得られたデータについて、ジャンル別、チャンネル別に比較分析した。

3-2. 民放「外国、外国人関連バラエティ番組」の急増

表1は、NHKと民放が放送した「外国、外国人関連番組」の本数を、2014年と2009年で比較したものである⁽⁸⁾。2014年5月の本数は全体で358本である。ジャンル別の内訳をみると、「ドキュメンタリー・教養」が130本で最も多く全体の36.3%を占めている。続いて「ドラマ・映画」が107本(29.8%)、以下、「バラエティ」105本(29.3%)、「趣味・教育」10本(2.7%)、「その他」6本(1.6%)の順となっている。一方、5年前の2009年5月は計322本で2014年と比べるとやや少ないが、ジャンル別の順位は同じで、「ドキュメンタリー・教養」が155本(48.1%)と最も多く、以下、「ドラマ・映画」107本(33.2%)、「バラエティ」29本(9%)、「趣味・教育」17本(5.2%)、「その他」14本(4.3%)の順となっている。

これに対して、表2は、民放の番組だけを取り出して同様に2014年と2009年を示したものである。合計本数をみると、2009年には180本だった「外国、外国人関連番組」が、2014年には258本と約1.4倍に増加していることが分かる。そしてジャンル別の内訳をみると、2009年には最も多

表1. 「外国、外国人関連番組」の本数、ジャンル別の割合 (NHKと民放の地上波チャンネルの合計)

	2014年5月		2009年5月	
	本数(本)	割合(%)	本数(本)	割合(%)
ドキュメンタリー・教養	130	36.3	155	48.1
ドラマ・映画	107	29.8	107	33.2
バラエティ	105	29.3	29	9
趣味・教育	10	2.7	17	5.2
その他	6	1.6	14	4.3
合計	358	100	322	100

表2. 「外国、外国人関連番組」の本数、ジャンル別の割合 (地上波民放のみ)

	2014年5月		2009年5月	
	本数(本)	割合(%)	本数(本)	割合(%)
ドキュメンタリー・教養	47	18.2	30	16.6
ドラマ・映画	91	35.2	104	57.7
バラエティ	105	40.6	29	16.1
趣味・教育	9	3.4	4	2.2
その他	6	2.3	13	7.2
合計	258	100	180	100

かった「ドラマ・映画」(104本、57.7%)が、2014年には91本(35.2%)と、本数、割合ともに減少している。注目されるのは「バラエティ」である。「バラエティ」の放送本数は29本から105本へと3倍以上に急増している。そして全体に占める割合も16.1%から40.6%と増加し、ジャンル別の割合で「ドラマ・映画」を抜いて1位となっている。

本数の増加は、放送時間量にも表れている。表3は、地上波民放の「外国、外国人関連番組」の放送時間量を2014年、2009年で比較したものである。「外国、外国人関連番組」の全ジャンルをあわせた放送時間量は2009年の188.1時間から2014年には245.6時間に増加している。この大幅な増加に貢献しているのが「バラエティ番組」である。「バラエティ番組」の放送時間量は、2009年の29.3時間から70時間近くも増加して98.4時間になっている。

また、こうした外国、外国人関連バラエティ番組の増加傾向は、どのチャンネル(局)でも同じようにみられるが、特に増加が著しいのがフジテレビとテレビ東京である。フジテレビは2009年の0本から2014年には23本へ、同様にテレビ東京は1本から22本へと急増している(図1)。

3-3. 「外国、外国人関連バラエティ番組」の類型

以上のデータが示すように、ここ数年間で、地上波の民放テレビにおいて「外国、外国人関連バラエティ番組」が急増している。そして現在、その放送時間は月間100時間近くにも達している。では、こうしたバラエティ番組にはどのような特徴があるのだろうか。表4は、「外国、外国人関連バラエティ番組」の中から、定時番組をリスト化したものである(2014年5月現在放送中のもの)⁽⁹⁾。これをみると、一週間のすべての曜日で「外国、外国人関連バラエティ番組」が放送されていることが分かる。また、多くが「ゴールデンタイム(19~22時)」といわれる視聴好適時間帯に

表3. 放送時間量の変化(地上波民放7チャンネル)

	2014年5月	2009年5月
外国、外国人関連番組(全体)	245.6	188.1
外国、外国人関連バラエティ番組	98.4	29.3

(時間)

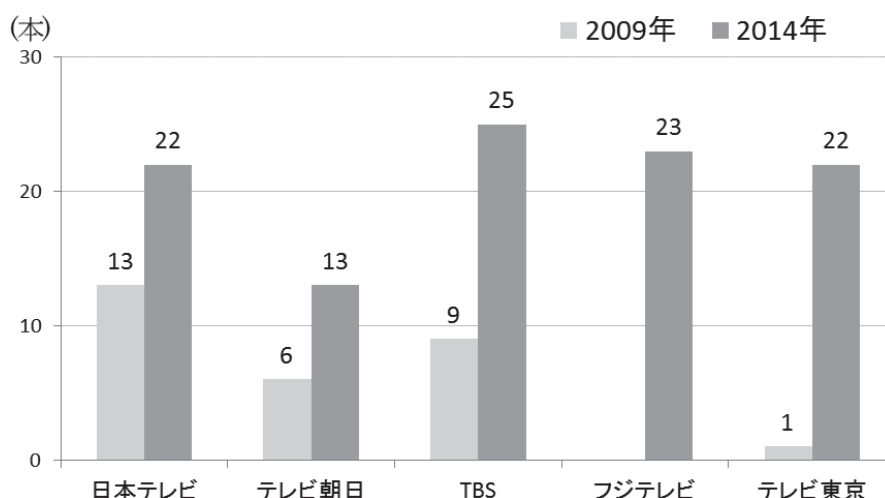


図1. 「外国、外国人関連バラエティ番組」のチャンネル別の本数

編成されていること（リスト 19 本中 11 本）、そして『世界ふしぎ発見』（TBS、1986 年～）、『ザ！世界仰天ニュース』（日本テレビ、2001 年～）など少数の例外をのぞいて、多くが過去数年以内に放送が始まった歴史の浅い番組である。

「外国、外国人関連番組」は、その内容・テーマに応じて、便宜的に次のような 4 つのカテゴリーに分類できる。

カテゴリー A：外国が舞台であり、外国、外国人が主題的に扱われている番組

カテゴリー B：外国が舞台であり、主として日本人が登場する番組

カテゴリー C：日本が舞台であり、外国人を通して日本、日本文化が主題的に扱われている番組

カテゴリー D：日本が舞台であり、主として国内在住外国人、訪日外国人が登場する番組

カテゴリー A は、外国、外国人そのものをテーマとし、世界の国々の観光地、文化や習俗などを取り上げる番組で、『世界行ってみたらホントはこんなトコだった』（フジテレビ）、『世界ふしぎ発見』（TBS）、『世界の果てまでイッテ Q』（日本テレビ）などが該当する。カテゴリー B は、番組の主要な舞台（ロケ地）は外国であるが、そこに住む日本人が主要な登場人物であるような番組で、『世界ナゼ？そこに日本人』（テレビ東京）、『世界の日本人妻は見た』（TBS）、『世界の村で発見 こんなところに日本人』（テレビ朝日）、『ウーマン・オン・ザ・プラネット』（日本テレビ）などが該当する。カテゴリー C は、外国人の目を通して日本や日本文化が紹介される番組で、『和風総本家』（テレビ東京）、『これぞ！ニッポン流！』（テレビ朝日）、そして表には挙げていないが 2014 年 10 月に放送スタートした『所さんのニッポンの出番』（TBS）が該当する。

表 4. 民放各局の主な「外国、外国人関連バラエティ番組」（2014 年 5 月現在）

番組タイトル	局	曜日	放送時間	放送開始（終了）
ギャンブル・ザ・ワールド	TBS	月	24:41-25:11	2014 年 4 月～（6 月）
YOU は何しに日本へ？	テレビ東京	月	18:57-20:00	2013 年 1 月～
世界ナゼ？そこに日本人	テレビ東京	月	21:00-21:54	2012 年 10 月～
未来世紀ジパング	テレビ東京	月	22:00-22:54	2011 年 11 月～
世界の日本人妻は見た	TBS	火	19:56-20:54	2013 年 4 月～
ありえへん∞世界	テレビ東京	火	19:54-20:54	2008 年 4 月～
ザ！世界仰天ニュース	日本テレビ	水	21:00-21:54	2001 年 4 月～
アメージパング	TBS	水	0:41-1:11	2014 年 4 月～
世界行ってみたらホントはこんなトコだった	フジテレビ	水	19:00-19:54	2011 年 10 月～
和風総本家	テレビ東京	木	21:00-21:54	2008 年 9 月～
ネプ&イモトの世界番付	日本テレビ	金	19:56-20:54	2011 年 10 月～
世界の村で発見 こんなところに日本人	テレビ朝日	金	21:00-21:54	2013 年 4 月～
ウーマン・オン・ザ・プラネット	日本テレビ	土	23:30-23:55	2012 年 10 月～
世界ふしぎ発見	TBS	土	21:00-21:54	1986 年 4 月～
世界さまぁ〜リゾート	TBS	土	24:00-24:30	2013 年 4 月～
世界 HOT ジャーナル	フジテレビ	土	09:55-10:45	2013 年 10 月～
世界の果てまでイッテ Q	日本テレビ	日	19:58-20:54	2007 年 2 月～
ホームカミ	テレビ朝日	日	22:00-22:54	2013 年 10 月～（9 月）
これぞ！ニッポン流！	テレビ朝日	日	0:45-1:15	2014 年 4 月～ （10 月から番組名変更）

そして、本稿が対象としているのがカテゴリーDである。表4に挙げた定時番組の中で該当するのは、『YOUは何しに日本へ?』（テレビ東京）、『アメージバング』（TBS）である。ただし、別のカテゴリーに分類される番組でも、『世界行ってみたらホントはこんなトコだった』（フジテレビ）、『これぞ!ニッポン流!』（テレビ朝日）、『ホムカミ』（テレビ朝日、放送終了）などのように、スタジオに外国人タレントやゲスト、あるいは日本で暮らす一般の外国人が登場しているケースもある。また、表4のリストにない番組の中にも、『日曜ビッグバラエティ』（テレビ東京、19時54分～）のようにイレギュラーに外国や外国人をテーマとして取り上げる番組もある。例えば2014年11月2日放送の『日曜ビッグバラエティ：ニッポンだよ!おっかさん』では、外国人力士や左官職人など国内在住外国人が主要な出演者として登場している。このように訪日外国人、国内在住外国人の登場するバラエティ番組は多様である。次節では、これらのうち、放送本数、放送時間、登場する外国人の数等の点でカテゴリーDを代表する番組といえる『YOUは何しに日本へ?』を取り上げ、その内容分析を行う。

4. バラエティ番組における訪日外国人、国内在住外国人の表象 ～『YOUは何しに日本へ?』（テレビ東京）を例に～

『YOUは何しに日本へ?』（テレビ東京）は2012年に放送スタートし、2014年4月からは毎週月曜日18時57分～20時の枠で放送されている番組である。「YOU」とは、外国人のことを意味しており、毎回、多くの訪日外国人、そして国内在住の外国人が登場する。ここでは2014年4月～8月に放送された15回分を対象に、番組における訪日外国人、国内在住外国人の表象の特徴や問題点などをみていく。

4-1. 番組の概要と特徴

番組の構成要素は大きく4つある。①司会者（バナナマン）によるヴァーチャル・スタジオでのトーク、②空港での外国人を対象にした突撃インタビュー、③突撃インタビューした外国人から対象を選んで取材交渉し、日本滞在中の行動を密着取材する「密着取材」、そして、④国内の僻地に住む外国人や日本語学校で日本語を学ぶ留学生など特定の国内在住外国人にスポットを当てる「企画コーナー」である。番組の公式HPは番組コンセプトを、次のように説明している。⁽¹⁰⁾

「外国人たちの日本への玄関口、空港で勝手にお出迎えしてガチンコ直撃取材を敢行!合言葉は“YOUは何しに日本へ?”するとそこは…面白外国人の宝庫。というわけでオモシロ外国人には密着。涙あり、笑いあり、一寸先は全く読めない新感覚ドキュメントバラエティは楽しめる事間違いなし!さらに彼ら外国人の目を通し見えてくるのは…今まで気付かなかった日本の素晴らしさ。」

この説明文からは、番組を特徴づける3つの点を読み取ることができる。

第一は、「ガチンコ直撃取材」である。これは、この番組だけでなく、近年のバラエティ番組の制作・演出を語るうえでのキーワードになっている。例えば、2014年5月17日の朝日新聞（朝刊）の記事「バラエティ 出たとこ勝負」は、「筋書きなしのない『ガチ（本気）』『突撃』取材を目

玉にしたバラエティ番組が最近、目立つ……次に何が起こるかわからない緊張感が魅力だが、背景には過剰な演出を嫌う視聴者の増加もありそうだ」と指摘し、そうした傾向を代表する番組として『YOUは何しに日本へ?』を挙げている。番組制作者も各紙のインタビューで「ガチガチに作り込んだ番組よりライブ感がある方が面白い」(村上徹夫・プロデューサー)⁽¹¹⁾、「(バラエティ番組というよりも)ドキュメンタリーのつもりで作っている」(野村正人・総合演出)⁽¹²⁾などと『YOUは何しに日本へ?』の制作手法について語っている。

第二は、番組の主要な登場人物が外国人であり、しかもその彼らの中に「面白い」人達がたくさんいるとしている点である。確かに、視聴者にとってのこの番組の魅力が、「面白い」外国人達の姿・言動にあることは容易に想像される。例えば、インターネットのテレビ情報ポータルサイト「Yahoo!テレビ」内の「みんなの感想」のページには、この番組についての視聴者の「感想」が175件掲載されているが、そこにも「日本に来た外国人がどんな事どんな物に感動するのかを、楽しんでみています」「いろんな理由や思いを持って日本を訪れる外国人のドラマを、今後も楽しみにしています」といった声が寄せられている。⁽¹³⁾

第三は、そうした「面白い」外国人の目を通して、それまで「気付かなかった日本の素晴らしさ」が「発見」されるという点である。上に挙げた「Yahoo!テレビ」の「みんなの感想」にも、「日本人が知らない日本の良さを再発見できる。色々の行事やイベントの為に来日している外国人が案外多い」「すべてが現実だからおもしろい。日本にあこがれて来日する人が多いのにはビックリ」といった感想が寄せられているほか、番組の村上徹夫プロデューサーも、「この番組は日本人が自信を持ち直すきっかけにもなると思います。僕らが思っているほど日本は悪くないし、日本文化も悪くないし、僕らも捨てたもんじゃないぜと思うことができる…」と語っている。⁽¹⁴⁾

以上の3つの点からは、『YOUは何しに日本へ?』という番組においては、番組制作者(送り手)と視聴者(受け手)の間に、次のような「共通認識」が前提として存在していることが分かる。すなわちそれは、①番組はその制作意図においても手法においてもリアリティを重視している、②それゆえ番組に登場する訪日外国人、国内在住外国人達の姿や言動は、事前の仕込みやアポイントなどのない「リアル」なものである、③そしてだからこそ、彼ら・彼女らの存在は「面白く」、またその多くが(時として日本人も知らなかったような)日本や日本文化の魅力に惹かれてやってくる人達だ、というものである。

4-2. 訪日外国人の「欧米人」バイアス

では、訪日外国人、国内在住外国人は実際にはどのような存在として番組に登場し、表象されているのだろうか。まず、訪日外国人からみていく。

番組で多くの訪日外国人が登場するのは、成田空港や関西国際空港、中部国際空港といった国際空港での「突撃インタビュー」のコーナーである。8月18日放送分を例にとると(表5)、この回では、空港でのインタビューのコーナーが3回に分かれて編集されており、その合計放送時間は25分近くになる。⁽¹⁵⁾この回では、舞台はいずれも成田空港であり、計18人の外国人が登場している。この空港でのインタビューコーナーは番組の中心的な構成要素であり、時間にして毎回15~30分、人数では少ない時でも10人から多い時には30~50人の外国人が登場する。視聴者は、このコーナーの視聴を通して、新聞やニュースなどで年間1000万人を超えたことが報じられている

訪日外国人が、実に多様な国々から、そして多様な目的で入国している現状の一端を知ることができる。⁽¹⁶⁾

しかし、こうして番組に登場する訪日外国人達は、実際に各地の国際空港から入国する訪日外国人の実態を必ずしも「リアル」に反映している訪ではない。図2は、5～8月の放送（計15回）における成田空港でのインタビューコーナーに登場した外国人（180人）⁽¹⁷⁾の出身国籍（エリア）を、同じ5～8月に成田空港から実際に入国した外国人の出身国籍のデータ（法務省入国管理局）と比較したものである。これをみると、番組に登場した訪日外国人（計180人）の出身国籍（エリア）で最も多いのは欧州で42.2%、次にアメリカの28.3%、以下、アジア（19.4%）、南米（5.6%）、オセアニア（3.3%）、アフリカ（1.1%）、の順となっている。つまり、番組上の訪日外国人では欧米人（白人）が約7割を占めている。これに対して、同じ時期に、実際に成田空港から入国した外国人（475万人）では、アジアが最も多く66%、次にアメリカ（14.5%）、欧州（14%）、以下、オセアニア（3.9%）、南米（1.3%）、アフリカ（0.3%）の順となっている。番組上は約2割しか登場しないアジア人が、実際の訪日外国人では66%を占めているのである。

さらに、番組に登場する訪日外国人の約7割を占める欧米人（白人）の中に、日本のアニメや漫画、アイドルなどのポップカルチャー・サブカルチャー、また武道や祭りなどの日本文化を好む、いわゆる日本・日本文化“オタク”的な外国人が少なくないことにも注目すべきである。2014年5月～8月の放送（15回）の中から代表例をいくつか挙げると、①日本のサムライに憧れ、日本

表5. 空港インタビューで登場した外国人の属性・訪日目的（2014年8月18日放送分）

	登場人物			来日目的
	番号	国籍	性別	
1回目 (冒頭～5分54秒)	①	フランス	女	日本在住（25年） パリへの里帰りからの帰国
	②	イギリス	男	ロックコンサートのツアー
	③	イギリス	男	ロックコンサートのツアー
	④	イギリス	男	ロックコンサートのツアー
	⑤	イギリス	男	ロックコンサートのツアー
	⑥	インドネシア	男	仕事（マグロ漁）
	⑦	インドネシア	男	仕事（マグロ漁）
2回目 (6分55秒 ～18分20秒)	⑧	アメリカ	男	タイ旅行の途中、立ち寄り
	⑨	アメリカ	男	婚約者（日本人）の親に会いに
	⑩	フランス	男	ヒッチハイク旅行
	⑪	アメリカ	男	格闘技大会への出場
	⑫	アメリカ	男	格闘技大会への出場
3回目 (36分5秒 ～47分30秒) ※CM4分含む	⑬	フランス	男	音楽・パフォーマンスのツアー
	⑭	タイ（親子）	女	観光旅行
	⑮	タイ（親子）	女	観光旅行
	⑯	ロシア	女	ロシア文化フェスティバル出演
	⑰	ロシア	女	ロシア文化フェスティバル出演
	※42人のダンス団体 インタビューへの応答は2人			
	⑱	アメリカ	男	車いすスケート普及

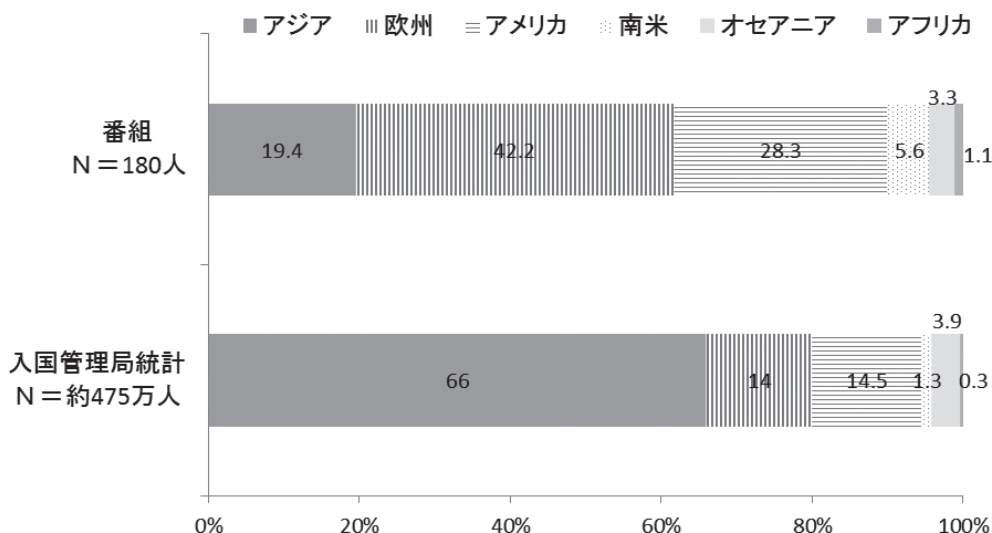


図2. 出身国籍(エリア)の比較
※法務省入国管理局統計と番組の比較(2014年5～8月)

の古武道である香取神道流の道場に入門するドイツ人男性(5月19日)、②日本のアニメが大好きで池袋や秋葉原などアニメの聖地観光を楽しみ、アニメのコスプレをして漫画のテーマパークに行く男女4人組のデンマーク人(6月9日)、③「川中島合戦戦国絵巻」というイベントに鎧を身につけて参加することを毎年楽しみに来日するアメリカ人・カナダ人の団体(6月19日)、④ちょんまげ頭に和服という格好で休暇の京都旅行を楽しむアメリカ人(7月7日)、⑤アイドルグループAKB48のイベント(=「選抜総選挙」)や別のアイドル・イベント「BiS なるの甲子園」に参加するイギリス人とドイツ人の男女4人グループ(8月25日)などである。

これらの“オタク”外国人達の番組上での言動について、②のデンマーク人の男女4人組(6月9日放送)を例にみる。番組では、成田空港で出会った彼らの日本滞在に「密着取材」を申し出、了承される。彼らはデンマークで開催されたコスプレイベントで知り合ったグループで、いずれも日本アニメのファンである。訪日目的を尋ねられると「日本が大好きだから来たの」「日本のアニメやマンガが好きなんだ」「コスプレをしてJ-Worldに行くんだ」と口ぐちに答える。密着取材は2日間に渡って行われる。1日目に彼らの宿泊先と東京タワー観光の様子が紹介された後、2日目、彼らは人気マンガ『NARUTO-ナルト』のコスプレ衣装を身につけて、マンガ週刊誌のテーマパークである「J-World」へ向かう。そして、通りすがりの町の人やテーマパーク内の日本人観光客らが、次々に「似合っている」「かわいい」などと声をかける様子や、それを聞いて喜ぶ彼らの様子が紹介される。この密着取材は彼ら4人の次のような声で締めくくられる。

番組スタッフ:「日本でコスプレをして歩いてみてどう感じましたか?」

男:「よかった。とても快適だったよ」

女:「見ている人のリアクションがみんな良くて嬉しかったわ」

男:「デンマークではコスプレ大会でしか楽しくコスプレができない。でも日本では路上でもみんなが僕らを受け入れてくれる。」

男:「日本全体がまるで大きなコスプレ大会みたいだよ。」(37分12秒～38秒)

彼らだけでなく番組に登場する“オタク”的な欧米人達の多くは、異口同音に、このような種類の日本と日本文化への強い愛着や関心、そして賞賛の声を口にする。

以上のように、番組が映し出す訪日外国人には、約7割が欧米人（白人）である、そして彼らの多くが日本と日本文化のファンである、逆に現実には訪日外国人の3分の2を占めるアジア人の存在感が希薄である、といった特徴がみられる。番組制作者によると、取材した外国人のうち編集で採用されて実際に放送されるのは「20人に1人の割合」だ⁽¹⁸⁾という。このことは、番組における訪日外国人の「欧米人バイアス」が偶然の産物ではなく、編集によっていわば「人為的」に生み出されていることを意味している。背景には、アジア人が欧米人（白人）に比べて、肌の色や顔の特徴などから「外国人」と識別されにくいことや、欧米人のほうがアジア人よりも観光目的で訪日する割合が高く、番組として「面白い」取材の対象（＝ネタ）になりやすいといった事情もあると思われる。しかし、このような「欧米人バイアス」が、日本の視聴者による訪日外国人に対する認識・イメージの形成に影響を与えている可能性やその意味については過小評価されるべきではない。

4-3. 国内在住外国人の取り上げ方 ～多様性と一面性

一方、訪日外国人に比べて数こそ多くないものの、番組には国内在住外国人も登場する。2014年5～8月の放送（15回）において、比較的長時間にわたって紹介された例としては、①ペルー人歌手の訪問を受ける埼玉県本庄市のペルー人コミュニティの人々（5月12日）、②高知県にある外国人漁業研修センターで漁業を学ぶインドネシア人研修生達（5月19日、26日）、③日本人男性と結婚し沖縄県来間島の農家で暮らすフィリピン人女性（6月9日）、④鳥取市の環日本海経済交流センターで日露文化交流をサポートする仕事をしているロシア人女性（6月23日）、⑤留学生として大分県の大学で学ぶタイ人やインド人の学生達（7月21日）、が挙げられる。また、空港インタビューのコーナーにも、母国に帰省などで一時帰国した後に日本に再入国する外国人など、一定数の国内在住外国人が登場している。

絶対数が多くないために評価は難しいが、番組におけるこれらの国内在住外国人の特徴として、「欧米人バイアス」が顕著な訪日外国人に比べ、アジア系や日系人が多く登場していることが挙げられる。法務省によれば、日本国内に居住する外国人207万人（2013年末現在）の国籍別の構成比では、「中国」が最も多く31.4%、次に「韓国・朝鮮」で25.2%、以下、「フィリピン」10.1%、「ブラジル」8.8%、「ベトナム」3.5%、「アメリカ」2.4%、「ペルー」2.4%、「タイ」2%などとなっており、アジア系と日系の南米人が圧倒的多数を占めている。番組の国内在住外国人もエリア別ではアジア系の数が多く、その意味では現実との間に大きな偏りはない。ただし、国籍別で割合が高い中国、韓国・朝鮮系の人の数は極端に少なく、今回の分析対象（15回分）の中では中国人留学生と韓国スポーツ選手がそれぞれ1名ずつ空港でのインタビューに登場しているのみであった。⁽¹⁹⁾

また、国内在住外国人の取り上げ方は、欧米人中心の「オモシロ」訪日外国人のそれとは対照的に、彼らの日常生活に寄り添いながら比較的淡々と描写する例が多いことも特徴的である。例えば上記③の例では、沖縄の離島、来間島に住むフィリピン人女性・保良アリスさんが約8分間にわたって登場する。この中では、彼女が23年前にサトウキビ栽培を営む日本人男性と結婚し島に移住してきたことや、他にも数人のフィリピン人女性が島で暮らしていること、そしてフィリピン人

女性のグループで定期的に集まってダンスを踊ることが最大の楽しみになっていることなどが、アリスさんの日常生活の様子を交えて描かれている。そこには過度にドラマチックに脚色されたエピソード紹介や笑いを伴うような「バラエティ番組的」な演出は殆どない。このようにこの番組では、国内在住外国人達が、なぜ・どのように来日したのか、日本でどのように暮らしているのかといったことをドキュメンタリー的に伝えているケースが少なくない。これは従来のバラエティ番組にはあまり見られなかった特徴であり（太田 2014）、視聴者が国内在住外国人の多様性や彼ら・彼女らを取り巻く現実、そして彼ら・彼女らと日本社会とのあいだに築かれつつある新しい関係性などについて認知するきっかけや手掛かりを提供するものになり得るであろう。⁽²¹⁾

他方で、国内在住外国人の取り上げ方が一面的で、視聴者に誤解をもたらす危険性があると考えられるケースも散見される。上に挙げた例の中では、②のインドネシア人研修生の例がそれに該当する。番組では、高知県の外国人漁業研修センターで漁業を学ぶインドネシア人研修生の姿を3度に渡って取り上げている（2014年2月17日、5月19日、26日）。「49人の青春群像～輝け！青春の日々に密着！」と銘打たれた同コーナーでは、19～21歳のインドネシアの若者達がセンターで日本語や漁業の基礎を学び、その後3年間のカツオ漁の実習に挑戦する様子が紹介される。主人公的に取り上げられる青年は、「実家の父は失業中で、祖母がカキ氷を売って生計を立てている、漁で稼いだお金を送って楽をさせたい」「故郷に家を建てたい」などと来日の動機を語る。彼らの姿は、全体として極めて明るく前向きに描かれ、時にはユーモラスな「オモシロ」外国人のような扱いもなされる。そして、寮生活を送る彼らが、日本人歌手である長渕剛の『乾杯』を部屋で大合唱する姿なども紹介される。この歌は長渕が友人の結婚式のために作曲したとされるが、「固い絆に思いを寄せて、語りつくせぬ青春の日々、時には傷つき、時には喜び、肩をたたきあったあの日～」という歌詞を、インドネシア人研修生達は自らの日本での体験に重ねあわせながら熱唱する。そして、このシーンを受けたスタジオでは司会役が「まさに青春群像」「グッとくる」などとコメントするのである。

このような、同コーナーでの彼らの姿からは、近年研修生・技能実習生制度が社会問題化し、様々な議論の対象とされているようなネガティブなイメージは全くうかがえない。周知のように同制度は途上国への技術移転（国際貢献）の名目で1981年に導入されたもので、現在日本には約15万人の研修生・技能実習生が滞在している。⁽²²⁾しかし、彼らが過酷で非人道的な労働環境や待遇に苦しめられるケースが頻発していることが社会問題化されるようになり、「低賃金労働の隠れ蓑」「現代の奴隷労働」として国際的な批判の対象にもなってきた。⁽²³⁾現政権が製造業等での人手不足解消のため、対象職種や受け入れ期間を拡大する動きを進めていることなどもあって、2014年に入ってから同制度の存在が特に注目されるようになり、新聞・テレビで取り上げられることも増えている。テレビでは、筆者が確認し得ただけでも、2014年のあいだに同制度について、その実態や問題性などを何らかの形で取り上げた報道番組、ドキュメンタリー番組が10本近く放送されている。⁽²⁴⁾

もちろん、日本に滞在しているすべての研修生・技能実習生が問題のある労働環境・待遇で働いているわけではないし、番組で取り上げられたインドネシア人の研修生達にも特段の問題はないのかもしれない。しかし、同制度が大きな社会的関心と議論の対象になっている、まさに同じ時期に放送された内容としては、あまりに明るく、前向きで、「面白い」トーン（＝「輝け！青春の日々に密着！」）だけで描かれ過ぎているという印象は否めない。そして、このような一面的、表面的

な取り上げられ方が、番組の視聴者の研修生・技能実習制度や国内在住外国人に対する認識、イメージに一定のバイアスをもたらす可能性の有無については、検証が必要である。

5. 結論

以上検討してきたように、バラエティ番組における訪日外国人、国内在住外国人の表象の中には、次のような両義性が存在していることが分かる。すなわち、一方においてそこには、「他者」としての外国や外国人の姿を通して、①人々が文化や価値観の多様性や差異に出会い、②そうした差異を相互に理解しあい、③現実社会の中ですでに生まれつつある日本と外国、日本人と外国人の新たな関係性やコミュニティの存在を認識し、共有していくことに繋がるようなポジティブな表現がある。しかし、同時にそこには、①外国人を「外国人」として実体化、周縁化するような表象、②都合のいい文化的消費（娯楽）の対象とするようなメディア・ステレオタイピング、③一面的、表面的な見方によって却って社会の現実の中で生じている様々な差別や軋轢などを覆い隠してしまうようなネガティブな表象が存在する。

この両義性とそれらのせめぎあい、近年、広く議論の対象となっている「文化的シティズンシップ」の承認をめぐるコンフリクトとしても理解される必要がある。「地球規模での人間の国際的移動の増加、エスニックな集団のアイデンティティ・ポリティクス」の時代（テッサ・モーリス・スズキ 2013）にあつては、国民国家の枠組みを前提とした政治、経済、社会的なフォーマルな次元における権利保障だけでなく、ジェンダー、セクシュアリティ、人種、エスニシティといった、人々のアイデンティティに関わる権利をどう承認・保障するかが問題となっている。そして、そうした「文化的シティズンシップ」の構成にとって、メディアを通じた外国、外国人との接触（間接的経験）が、どのような「他者への想像力」をいかにして生み出すかということが、今後ますます重要な問いとなっていくはずである。

総務省が2005年に立ち上げた「多文化共生の推進に関する研究会」は、その報告書において、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、単なる「従来の外国人支援の視点」を超えた多文化共生の理念に基づく新しい地域社会のあり方の模索が必要だと指摘した（総務省 2006）。この報告書が注目されたのは、日本国内にいる外国人を「一時滞在者」や「労働者」としてではなく、地域社会を構成する生活者、地域住民であるとしたこと、そして多文化共生を実現していくうえで必要な幾つかの施策の中でも特にコミュニケーション関連施策を重要な課題として打ち出した点である。そこでは特に、「多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供」「生活相談のための窓口の設置、専門家の育成」「NPO等との連携による多言語情報の提供」といった多言語コミュニケーションを柱にした具体策が掲げられた。

しかし、多文化共生のためのコミュニケーション施策が、こうした「情報提供」「情報支援」という「コミュニケーション＝行政サービス」的な観点にとどまる限りは、同研究会の掲げていた「国籍や文化の違いを超えた相互理解」やそのことを通じた「参加と帰属」の促進、対等な関係の構築といった目的は半分しか達成され得ないだろう。そして、原知章（2010）が指摘したように「既存の一元的な公共空間と、そこで主流を占めてきたマジョリティの人々の既得権益の維持を前提として、あくまでその範囲内で文化の多様性を容認する」という仕方での「外国人受け入れ政

策」に終始してしまう可能性がある。重要なことは、自明視され実体視されがちな「日本」「日本人」といったナショナルな境界線をも相対化しながら、訪日外国人、国内在住外国人の増大に伴う日本社会の多文化化を公共空間の多様化・多元化へと媒介し、対話的な共生や相互承認の可能性を拓いていくことである。そしてこの目的を達成するためには、今回分析対象としたテレビのバラエティ番組なども含めたホスト社会側のマス・メディアが、どのような表象空間、情報空間を生み出しているのか、またそれを日本人、外国人の視聴者がどのように受容しているのかが問われ続けなければならない。

今回、本稿が分析対象としたのは、数多く制作され放送されている外国、外国人関連バラエティ番組の中の代表的な1本の番組に過ぎない。そして、3節で示したように、これらの番組は単にその数が増えているだけでなく、舞台やテーマ等によっていくつかの種類に分類することが可能であり、それぞれが異なる仕方で外国、外国人を表象している。それゆえこれらを対象とした更なる詳細な分析、そしてニュースや情報番組、ドキュメンタリー番組、ドラマなど他の番組ジャンルとの関係性などについての検討を今後の課題としたい。

注

- (1) 法務省入国管理局、「出入国統計」(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html)
参照
- (2) 観光庁「訪日外国人2,000万人時代の実現へ」(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/iinkai/senryaku.html>)
参照
- (3) 日本の外国人関連法における「外国人」の定義は必ずしも統一されていない。外国人登録法では「日本国籍を有しない者」で中長期にわたって在留している外国人を差しており、同法は連続90日を超えて日本に滞在する場合に「外国人登録」を義務付けていた。ただし、同制度は2009年の入管法改正に基づいて2012年に廃止され、新たな在留管理制度に移行、中長期滞在者、特別永住者など3か月を超えて日本に滞在する外国人は「在留外国人」として住民基本台帳に登録されることになった。本稿では、従来の「外国人登録者」と「在留外国人」について、「国内在住外国人」と統一して表記することとする
- (4) 法務省入国管理局、同上参照
- (5) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2012) 参照
- (6) 5月は、番組の改編期(4月、10月)やビッグイベントや夏休み中の特別編成期間にあらず、番組編成が比較的安定している月であるため対象とした
- (7) コーディングは、筆者(米倉)と日本大学法学部新聞学科・米倉ゼミナールの学生(2人1組×5グループ)が共同で行った。なお分析に用いたコード表は次のようなものである。

番組分類コード表

A：ニュース・報道	定時・総合、天気、政治・国会、経済、ワイドショー、地域・ローカル
B：バラエティ	クイズ、ゲーム、トークバラエティ、お笑い・コメディ、旅バラエティ、ほか
C：スポーツ	スポーツニュース、競技中継
D：ドラマ	ドラマ、アニメ、映画
E：ドキュメンタリー・教養	社会・時事、歴史・紀行、自然・動物・環境、カルチャー・伝統文化 インタビュー・討論
F：音楽	歌番組、ライブ・コンサート中継
G：趣味・教育	子供向け番組、生涯番組・資格、語学
H：その他	劇場・公演、福祉、その他

- (8) 放送本数は、定時番組、帯番組などについては、放送回1回につき1本とカウントしている
- (9) 『和風総本家』『ありえへん∞世界』『未来世紀ジパング』（すべてテレビ東京）のように、毎回ではないが、しばしば外国、外国人関連のテーマが取り上げられる番組も含めている
- (10) テレビ東京・番組公式 HP (<http://www.tv-tokyo.co.jp/youhananishini/>) 参照 (2014 年 11 月 22 日)
- (11) excite ニュース記事「『YOUは何しに日本へ?』なぜ人気なのか プロデューサーは直撃『キーワードは愛』」(2013 年 4 月 22 日)
- (12) 朝日新聞記事「バラエティ、予測不能」(2014 年 6 月 11 日朝刊)
- (13) Yahoo! テレビ「みんなの感想」(<http://tv.yahoo.co.jp/review/36963/>) なお、175 件は 2014 年 12 月末日現在
- (14) excite ニュース記事、同上
- (15) この回は、番組の構成、「突撃インタビュー」に登場する外国人の数などにおいて同番組の標準的な回である
- (16) 訪日外国人の数は 2014 年には 1300 万人を突破したことが大きなニュースとなった
- (17) ここでの外国人数は、番組でインタビューに直接受け答えしている人数をカウントしており、家族や友人その他の同行者が画面上に登場していても発話していない場合にはカウントしていない
- (18) 朝日新聞記事「フォーカスオン 来日外国人の後を追って」(2014 年 3 月 24 日朝刊)
- (19) 法務省入国管理局、同上参照
- (20) 訪日外国人としては、中国人、韓国人は、観光やビジネス目的での入国者として、もう少し多く登場している
- (21) 社会学者の太田省一 (2014) は、『YOUは何しに日本へ?』を含む最近のバラエティ番組のなかに、「テレビが自分たちの手で、自分たちが今まで映し出してこなかったコミュニティを発見しようとする」傾向を見出し、「文化の異なる者同士のつながりによるコミュニティを、今のバラエティ番組は積極的にとらえようとし始めているのだ」と評価している
- (22) 法務省入国管理局「技能実習制度の見直しについて」(2013 年 10 月) 参照
- (23) 例えば米国国務省報告書「2013 年人身売買報告書 (抜粋・日本に関する報告) <http://japanese.japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20130719b.html>、日本弁護士連合会「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」(2013 年 6 月) など参照
- (24) NHK 総合『クローズアップ現代 アジア労働者争奪戦』(2014 年 7 月 6 日)、テレビ東京『ガイアの夜明け ようこそ! ニッポン企業へ〜アジアからのグローバル人材獲得』(2014 年 9 月 16 日)、NHK 総合

『目撃！ 日本列島“建設バブル”の裏側で～外国人実習生受け入れの現場から～』（2014年11月1日）、NHKE テレ『ハートネット TV シリーズ 日本で暮らす外国人 第1回 とともに働く 介護現場の今』など

参考文献

- 阿部潔（2008）『スポーツの魅惑とメディアの誘惑—身体／国家のカルチュラル・スタディーズ』世界思想社
- 東浩紀編（2010）『日本的想像力の未来—クールジャパノロジーの可能性』NHK 出版
- 萩原滋（2012）「異文化理解とテレビの役割—大学生調査（2010年10月）の報告—」『メディア・コミュニケーション研究所紀要』No.62
- 萩原滋編著（2007）『テレビニュースの世界像—外国関連報道が構築するリアリティ』勁草書房
- 萩原滋・国広陽子編（2004）『テレビと外国イメージ—メディア・ステレオタイプ研究』勁草書房
- 原知明（2010）「「多文化共生」をめぐる議論で、「文化」をどのように語るのか？」
- 原由美子・中村美子・田中則広・柴田亜樹（2011）「日本のテレビ番組における外国要素」『放送文化研究所年報』55
- 日比野純一（2002）「多民族社会を拓くコミュニティ放送局「FM わいわい」」津田正夫・平塚千尋編『パブリック・アクセスを学ぶ人のために』世界思想社
- イ・ヒャンジン（2008）『韓流の社会学—ファンダム、家族、異文化交流』岩波書店
- アンジェロ・イシ（2002）「エスニック・メディアとその役割」宮島喬・加納弘勝『国際社会② 変容する日本社会と文化』東京大学出版会
- 岩淵功一編著（2010）『多文化社会の〈文化〉を問う—共生／コミュニティ／メディア』青弓社
- 岩淵功一編著（2011）『対話としてのテレビ文化—日・韓・中を架橋する』ミネルヴァ書房
- 岩淵功一（2007）『文化の対話力—ソフト・パワーとブランド・ナショナリズムを超えて』日本経済新聞出版社
- 川竹和夫・杉山明子・原由美子（2004）「日本のテレビ番組の国際性—テレビ番組国際フロー調査結果から—」『放送文化研究所年報』48
- 川竹和夫・原由美子（1994）「日本を中心とするテレビ番組の流通状況—日本のテレビの中の外国番組、外国のテレビの中の日本番組」『放送研究と調査』11月号
- 小玉美意子（2005）「国際比較でニュースの特徴を知る」放送文化基金報 68
- Lazarsfeld, P.F. & Merton, R.K. (1948) Mass communication, popular taste, and organized social action, in The Process and Effects of Mass Communication, Revised edition, edited by Shramm, Wibur & Roberts, Donald F., University of Illinois Press, 1971
- 毛利嘉孝編（2004）『日式韓流—『冬のソナタ』と日韓大衆文化の現在』せりか書房
- R. マイヤール・横山滋（2005）「在住外国人に災害情報は伝わったか—中越地震被災外国人アンケートから—」『放送研究と調査』9月号
- NHK 放送文化研究所編（2009）『放送メディア研究 特集：グローバル化と放送メディア』Vol.6
- NHK 放送文化研究所編（2003）『テレビ視聴の50年』NHK 出版
- 大野俊編（2010）『メディア文化と相互イメージ形成 [新装版]—日中韓の新たな課題』九州大学出版会
- RITE / 国際通信経済研究所（1998）「放送の多チャンネル化とエスニック放送メディアの可能性」
- クォン・ヨンソク（2010）『「韓流」と「日流」—文化から読み解く日韓新時代』NHK 出版

- 太田省一（2014）「現代の世相とバラエティの潮流」『GALAC』6
- Salwen, M.B., & Matera, F.R. (1992) Public Salience of foreign nations, *Journalism Quarterly*, 69
- 静岡県多文化共生室（2008）「静岡県外国人労働実態調査報告書」
- 白水繁彦（2004）『エスニック・メディア研究～越境・多文化・アイデンティティ』明石書店
- 白水繁彦編著（1996）『エスニック・メディア～多文化社会日本をめざして』明石書店
- 杉山明子（1982）「日本を中心とするテレビ番組の国際フロー」『放送文化研究所年報』27
- 田中孝宣（2014）「首都直下地震を想定した在日外国人の情報ニーズ～4か国の外国人を対象にしたグループインタビューより～」『放送研究と調査』9月号
- テッサ・モーリス・スズキ（2002）『批判的想像力のためにーグローバル化時代の日本』平凡社
- 米倉律（2012）「災害時における在日外国人のメディア利用と情報行動～4国籍の外国人を対象とした電話アンケートの結果から～」『放送研究と調査』8月号
- 米倉律・谷正名（2010）「国内在住外国人のメディア環境とメディア行動～4国籍の外国人向け電話アンケート調査から～」『放送研究と調査』8月号
- Unesco (1978) Declaration on Fundamental Principles concerning the Contribution of the Mass Media to Strengthening Peace and International Understanding, to the Promotion of Human Rights and to Countering Racism, apartheid and incitement to war
- ユネスコ・マクブライド委員会報告（1980）『多くの声、一つの世界ーコミュニケーションと社会、その現状と将来』日本放送出版協会

「言論表現の自由」の現在[®] —治安・秘密保護法制の戦前・戦後比較からの認識—

高 木 強*

はじめに

特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）が2014年12月10日に施行された。この法案の審議・成立過程では多くの批判、反対意見が提示された。その論点の一つが言論・表現の自由を危うくするものだとの批判である。この法律への懸念、批判は成立後も根強く存在する。政府は、特定秘密保護法に関する統一的な運用基準案や関連政令案に対して、パブリックコメントを14年7月下旬から募集したが、約1か月間で寄せられた2万3820件のうち、半数以上が条文見直しや法自体の廃止を求めるものだったという（東京新聞14年9月10日付夕刊）。運用基準および関連政令は14年10月14日に閣議決定された。

本研究の目的は、2014年末に同法が施行されるという現在における「言論・表現の自由」がどのような状態にあるのかを確認することにある。自由の状況を定量的に計ることは困難である。そのため、戦前・戦時中の治安・言論立法、秘密保護法制と現在のそれとを比較し、相似・相違点を抽出することで、われわれが今置かれている状況を認識する手がかりを得ようとの試みである。

1. 特定秘密保護法に対する懸念

(1) メディア側からの批判

特定秘密保護法の賛否をめぐって、新聞をはじめとするメディアの論調は分かれたが、多くはその立法に反対もしくは批判的なものであった。特定秘密保護法（案）に対して表明された意見のうち、「言論・表現の自由」との関連に絞ってみても、「政府や行政機関の運用次第で、憲法が保障する取材・報道の自由が制約されかねない。結果として、民主主義の根幹である『国民の知る権利』が損なわれる恐れがある」（日本新聞協会、2013年10月2日）、「情報の漏洩（内部告発）や取得（取材活動）が処罰されることになれば、国民は政策選択における必須の重要情報を知る機会を失うこととなりかねない。…市民の知る権利が侵害されることは、同時に取材・報道を行う側の取材・報道の自由が侵害されることを意味する」（日本ペンクラブ、13年9月17日）、「そもそも、国家機密保持の強化を狙うこの法案は、『知る権利』を担保する『情報公開法改正案』、『公文書管理法改正案』とセットで議論されるべきものである。それを棚上げして秘密強化のみを進めること自体、国民主権の空洞化につながるもので認めがたい」（日本雑誌協会・日本書籍出版協会、13年10月25日）などである。そして法案が成立した13年12月6日にも「国会審議において、政府は『取材・報道の自由には十分な配慮がなされ、国民の知る権利が損なわれることはない』旨を繰り返し明言してきましたが、その質疑においても不安視する意見がなくなることはなく、多くの国民

*たかぎ つよし 日本大学法学部新聞学科 非常勤講師

や報道機関の懸念が払拭されるに至ったとは言い難いと考えます」(日本民間放送連盟)との声明が出された。

その後、政府が特定秘密保護法の運用基準を閣議決定した14年10月14日にも、日本ペンクラブ、雑誌協会・書籍出版協会、民放連などが法施行や運用への反対、懸念を表明した。

(2) 取材・報道への影響

取材・報道への影響に関して、さらに具体的に批判されている点を、日本弁護士連合会「秘密保護法とは何か?～その危険性と問題点～」(14年3月25日)から抽出する。

特定秘密保護法は、何を特定秘密とするかの権限を行政機関の長に委ねている(第1条)ことから「政府による違法な行為についての情報も特定秘密に指定され得る」との点が問題視される。その結果、「国会による国際条約の承認権限が虚偽説明によって侵害されたことを暴いた記者が逆に処罰された西山記者事件のような事件が再び起こる危険性」があり、違法な盗聴や通信傍受が秘密裡に行われたとしても「(これらの)実態を暴くことが犯罪になってしまいかねない」という。

取材行為への萎縮効果の懸念も示されている。「特定秘密」の不明瞭さに加え、共謀・独立教唆行為の処罰(第25条)が予定されている。そのため、秘密保護法の処罰範囲が極めて不明確で、処罰対象は無限定に広がりかねないとし、「現在認められている通常の報道活動がある日突然犯罪行為として指摘され、処罰される可能性」があり、「取材者は、取材活動が処罰対象となるか否かを的確に予測することができず、処罰を避けるために秘密と思われる情報に対する取材活動を自己抑制せざるを得ないため、取材の自由に対する萎縮効果は計り知れません」と指摘する。また、特定秘密を取得する行為を規定した第24条1項(「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」)に関しても、「管理を害する行為」の解釈によっては、「通常の際関係も問題とされ、報道関係者の取材活動などは大きな危険にさらされかねません。報道関係者等は、曖昧な規定により処罰されることをおそれ、取材行為を萎縮させてしまうでしょう」と問題視する。

さらに、参考人、証人として報道関係者が強制捜査の対象となった場合、取材メモや記録媒体が押収され、「報道活動に多大な支障が生じる」可能性にも言及している。そして、法において取材・報道への配慮規定(第22条)が盛り込まれているものの、努力義務規定でしかなく、同条に該当するかどうかの判断は処罰しようとする政府側にあるという。

このほか、「特定秘密」の取扱者を選定するにあたり「適性評価制度」が設けられたことに関連して、「国民のプライバシーを侵害し、国家が正当な表現活動に介入することを許容するもの」と批判する。

2. 治安・言論法制比較

上記の日弁連の指摘では、「危険性」「可能性」などの表現が多く使われている。法施行前であり、それらの懸念が現実のものとなるかどうかは、法の運用次第ということになるのだろうか。

法律の適正な運用を検討するため設置された情報保全諮問会議の座長を務める渡辺恒雄読売新聞

グループ本社代表取締役会長・主筆は、第1回会合（14年1月17日開催）で、「治安維持法の復活である」と一部のマスコミや、本法の反対者が声高に主張しているが、治安維持法の下での特高警察及び憲兵による恐怖政治を実体験した最後の世代が自分である。治安維持法は、広範な拡大解釈の余地を残す悪法であったが、特定秘密保護法は極めて明確で、二重、三重に拡大解釈の濫用を縛っている」「他方、過去のスパイ事件には新聞記者が絡んだものもある。今後、不必要に拡大解釈をして言論報道の自由を抑圧するようなことはあってはならないという視点からも、報道界に身を置く者として、必要な主張をさせていただく」（議事要旨）と発言している。

言論・表現の自由との関係では戦前・戦時中にはどのような法制度が存在したのか。終戦直後、連合国占領軍は日本政府に対して、「直ちに新聞及び通信の自由に対する平時並びに戦時に於ける制限諸法令施行の手續を即時無効ならしむる処置」をとるよう指示した（「新聞言論の自由に関する追加措置」1945年9月27日）。この覚書で挙げられた制限諸法令は、新聞紙法、国家総動員法、新聞紙等掲載制限令、新聞事業令、言論出版集会結社等臨時取締法、同施行規則、戦時刑事特別法、国防保安法、軍機保護法、不穩文書取締法、軍用資源秘密保護法、重要産業団体令・施行規則であった。さらに、GHQは45年10月4日に「自由の指令」あるいは「人権指令」とも呼ばれる「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限除去の件」で、治安維持法、思想犯保護観察法、同施行令、保護観察所管制、予防拘禁手続令、予防拘禁処遇令などの廃止、適用停止を指示した。

「言論・表現の自由」の状況を比較しようとするれば、これら法制度と、特定秘密保護法をはじめとする戦後の治安制度を網羅し、戦前と戦後の法制度の仕組み、警察・司法制度、軍制、国際情勢、政治的・社会的状況などの違いをも考慮した総合的な研究が求められる。しかし、本稿では、法律の条文などを中心に必要最小限にとどめて比較整理してみたい（221ページの表「戦前・戦後の主な秘密保護・治安法制」参照）。以下、冒頭で述べた目的のとおり、戦前の治安維持法をはじめとする治安・言論立法下の状況と戦後の状況を比較する。まず、秘密保護法制から見てみたい。

（1）秘密保護法制比較

現行の主な秘密保護関連法としては、特定秘密保護法以外にも、国家公務員法、自衛隊法、日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法などが存在する。

まず、国家公務員法（1947年制定）では、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする」（第100条）と、公務員の全般的な守秘義務規定が存在し、罰則（第102条）もある。日弁連が例示した西山事件では、第100条の行為を「そそのかし」として、西山記者の行為が、国家公務員法第111条（「第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する」）に該当するとして逮捕、最高裁もこれを認めた。地方公務員法、自衛隊法でも同様の守秘義務、罰則、ほう助の諸規定が存在する。

自衛隊法（54年制定）ではさらに、「防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものを防衛秘密として指定」（第96条の2）し、守秘義務違反には処罰規定がある（第122条）。別表の内容は特定秘密保護法での「防衛に関する事項」と同様である。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（54年制定）は、日米間の相互防衛援助協定等に伴い米国から提供された装備品等の情報のうち、「特別防衛秘密」を「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者」「わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者」「特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの」には罰則を科している（第3条）。このほか、日米秘密軍事情報保護協定も存在する。

そして、特定秘密保護法で規定する保護の対象は「行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」で、行政機関の長が特定秘密として指定するものである（第1条）。「別表」では①防衛、②外交、③特定有害活動（スパイ活動等）の防止、④テロリズムの防止一に関する事項がそれぞれ列記されている。

特定秘密情報を取り扱う公務員、民間の適合事業者の従業員は適性評価を受け、その情報を漏らした者には刑事罰が科せられる。

次に、上記の項目に対応する戦前・戦中の法制度をみる。

まず、公務員の守秘義務全般を定めた法令としては、1887（明治20）年に勅令によって制定された官吏服務紀律がある。「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」（第4条）、「官吏ハ私ニ職務上未済ノ文書ヲ関係人ニ漏示スルコトヲ禁ス」（第5条）。違反に対しては懲戒処分のみで、刑事罰はなかった。

新聞紙条例の延長線上にある新聞紙法（1909〔明治42〕年制定）では、陸・海軍大臣、外務大臣は新聞に対して、軍事、外交に関する事項の掲載を禁止または制限する権限があった（第27条）。また、内務大臣には「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ発売及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押」する行政処分権が与えられた（第23条）。同法ではこのほか、「皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ政体ヲ変壞シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスルノ事項」を掲載した場合の禁錮・罰金刑を定めていた（第42条）。第27条による命令に従わない場合、第42条違反の場合には、裁判所は発行禁止の権限を有していた（第43条）。ジャーナリズム史で有名な朝日大阪の「白虹事件」（1918〔大正7〕8年）では、新聞紙法23条により発禁処分を受け、内務省は同法41条（「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ発行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス」）を適用し、告発した。

出版法（1893〔明治26〕年制定、1934〔昭和9年〕年改正）にも同様の条文があった。出版法ではこれらに加え、「外交軍事其ノ他官庁ノ機密ニ関シ公ニセサル官ノ文書及官庁ノ議事ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス」（第18条）、「軍事ノ機密ニ関スル文書図画ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス」（第21条）との規定があった。新聞紙法、出版法は言論・報道を直接規制することができる条文を盛り込んだ言論規制立法であった。

齊藤豊治は「明治末期に完成した機密保護法制では、軍事機密が国家機密のなかで他をよせつけない優先的地位を与えられ、多面的に保護されていたのに対して、軍事機密以外の国家機密は、新聞・出版規制による保護が主であり、官吏の機密漏示は刑事制裁の対象となっていなかった。これが大きく変化するののは、一九三〇年代後半以降の戦時機密保護法制下である」（齊藤豊治 1987：8）

と分析している。

軍事機密関連では、旧刑法や陸・海軍刑法での間諜罪規定があったが、「敵国」への情報提供を前提としており戦時に限定して適用された。日清戦争を経て、要塞地帯の形状の測量や撮影等を禁止した要塞地帯法（1899〔明治32〕年制定）、軍事上の秘密の漏洩等に対する処罰規定を盛り込んだ軍機保護法（1899年制定）などが制定され、軍事機密保護のための制度整備が開始された。

第1次世界大戦への日本参戦に前後して（1914年8、9月）、新聞紙法第27条に基づき、海軍省、陸軍省、外務省が相次いで、軍機軍略、外交に関する事項（海軍＝艦隊艦船の編制役務現況及行動に関する事など8項目、陸軍＝動員せし軍隊の員数、兵種、隊号に関する事など12項目、外務＝帝国と支露英米仏等との関係に関する全然事実無根の報道又は過激なる挑発的記述など5項目）の掲載を禁止する命令を発し、原稿を掲載前に提出させた（中園裕 2006：25）。これなどは、参戦という事態に合わせた一時的な措置であった。

満州事変を経て、日中戦争へと向かう中で、日本は常時的な戦時体制を整え、それに合わせた言論規制立法が次々と構築されていった。

1936（昭和11）年には、新聞や雑誌などに限らず、ビラ等も取り締まりの対象とする不穏文書臨時取締法が成立した。1937年に軍機保護法が全面改正され、軍機の種類・範囲を規定する。

国家総動員法（1938年制定）は、「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得」（第20条）と、ほぼ無制限に近い報道規制ができる条項を盛り込んだ。同法では「総動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ関シ知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏洩又ハ窃用」「公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏洩又ハ窃用」に対しても罰則規定を設けた（第44条）。「総動員業務」とは、「総動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ関スル業務」「国家総動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ関スル業務」「国家総動員上必要ナル金融ニ関スル業務」など（第3条）で、秘密範囲が膨張している。また、公務員だけではなく、「総動員業務」に従事している民間人にも守秘義務を課した。1939年には軍用の人的・物的資源等の情報が外国に漏れることを防ぐため軍用資源秘密保護法が制定されている。

そして日独伊3国同盟が成立し、大政翼賛会が発足した翌年1941年1月、国家総動員法第20条に基づく勅令「新聞紙等掲載制限令」で、総動員業務に関する官庁の機密、軍機保護法による軍事上の秘密、軍用資源秘密保護法による軍用資源秘密の掲載を禁止し、外交上、財政上などの秘匿事項、「其ノ他国策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項」（第2条）の掲載禁止権限を首相に付与した。

同月には軍事機密に限らず国家機密全般の漏洩、公表、収集等を禁止する国防保安法が制定された。同法での国家機密とは「国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、経済其ノ他ニ関スル重要ナル国務ニ係ル事項ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ及之ヲ表示スル図書物件ヲ謂フ」（第1条）と規定されたほか、「外国ト通謀シ又ハ外国ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布」した者にも罰則を科した（第9条）。同法ではさらに、捜査検察機関に強制捜査権限を付与しただけでなく、控訴をできなくし、司法大臣が予め指定した弁護士の中からのみ弁護士を選任できる指定弁護士制度を設けた。帝国議会での同法審議過程では、機密概念の曖昧さ、言論を萎縮させる危険性など、特定秘密保護法と同様の論点が提示されている（小田中聰樹 2014：24－74）。

そして何より、事前・事後の検閲制度が存在した。しかも、検閲当局が発禁となる可能性のある事項を事前に新聞社側に伝えるといった、内務大臣の記事差し止め命令などは、新聞紙法上の規定はなく、「検閲当局が新聞紙法の解釈を巧妙に運用」したのだという（中園 2006：22）。さらに、奥平康弘の指摘によれば、大正や昭和初期の内務官僚、行政法学者は、当時の日本の出版警察は検閲主義に対立するものとしての自由主義を採用していると主張していたとの認識状況であり、フィルム・映画脚本・演劇脚本を除いては、事前検閲は「明治政権確立当初のある期間以外は、実定法上採用されなかった」（奥平康弘 1967：137）という格好になっていた。

秘密保護法制とは直接関係はないが、政府・軍部の言論支配という点では、1930年代後半から内務省等によって進められていた新聞統合も見逃せない動きであった。41年12月制定の新聞事業令によって法的根拠が整えられ統合完成への歩を進めた。用紙配給と合わせ新聞の経営権、組織形態をも含む報道機関コントロール権限を政府が握ることとなったのである。新聞統合により、普通日刊紙は約650紙整理され55紙となった（里見脩 2011：371）。新聞紙数の減少は、言論の多様性の喪失と同時に、当局にとっては、検閲を含めた取り締まりの合理化・効率化でもあった。

（2）秘密保護法制の類似・相違点

以上、特定秘密保護法をはじめとする現在の秘密保護法制と戦前・戦中のそれとを概観した。両者の比較から類似・相違点を次のとおりまとめる（なお、戦前と戦後の法制度の違い〔例えば、勅令や裁判制度など〕は重要な要素であるが、ここでは取り上げない）。

①戦前も戦後も、公務員の守秘義務一般を規定したうえで、特に軍事秘密を厚く保護している点で共通する。ただし、戦前の公務員の守秘義務（官吏服務規律）は刑事罰の対象となっておらず、戦時期でにおいて対象となった。また、戦時となるに伴って、国家総動員法などでは民間人（「総動員業務ニ従事シタル者」）にも守秘義務が課されていった。特定秘密保護法も民間人の守秘義務を含めている。

②戦前も戦後も、機密の範囲が軍事情報中心から、時間の経過とともに軍事以外のものも含める形で拡大している。特定秘密保護法をはじめとする現行法の秘密保護の対象は、防衛（軍事）、外交、特定有害活動、テロリズムなどを含み、幅広い。戦前の国防保安法は、軍事、外交、財政、経済などと対象を拡大させた。戦前の「国防上外国に対し秘匿することを要する」（国防保安法）と戦後の「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」との違いがどの程度であるかは、特定秘密保護法の運用次第であろうが、保護対象は同法の制定により戦前の状況により近づき、拡大したと言える。

③戦前の秘密保護法制は、新聞などの出版物の掲載を制限あるいは禁止できた。いわばメディア規制、言論取締法という性格を有し、戦争が本格化する中でそれらはさらに厳しいものとなった。メディアへの直接規制が重んじられていたということだ。それに対して、戦後は、公務員や自衛隊員など秘密情報を取り扱う者、取材者側から見れば情報源における規制に重きが置かれている。

④そして検閲制度の有無である。戦後においては、占領期を除けば、メディアに対する検閲は制度としては存在していない。

⑤新聞や出版のインフラ、経営を政府側がコントロールできた新聞事業令のような規制法は、現在はない。一方、放送については放送関連法が存在する。

(3) 治安法制比較

秘密保護法制は「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため」（特定秘密保護法）に特定秘密を指定し、それを保護しようとする。同法は治安立法の一環とも言え両者は密接に関係する。次に、比較対象を治安法制に拡大して、第2の比較を行う。その際、特に戦前の治安立法は思想の問題とも関連するため、思想取締法にも言及する。

戦前における治安法制は、言論・表現活動、思想の自由との関連でみても、思想取締制度、特高警察に代表される思想警察・検察・司法などのシステムが多層的に構築され、戦時体制へと向かうにつれ、言論・表現活動、思想の自由を奪っていった。明治政府は、大日本帝国憲法制定前から、新聞紙条例、保安条例、集会条例、演説条例などを設けていた。

集会・結社の自由に関しては、大日本帝国憲法制定後では、例えば、保安条例（1887〔明治20〕年制定）や集会及政社法（1890〔明治23〕年制定）を引き継いだ治安警察法（1900〔明治33〕年制定）で「安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集会又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集会ヲ解散」させ、「結社ニシテ前項ニ該当スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止」（第8条）することができた。集会やデモの制限・禁止は警察官の判断に委ねられていたし、ビラ等の街頭配布の禁止権限も同様であった（第16条「街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、図画、詩歌ノ掲示、頒布、朗読若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作為ヲ為シ其ノ状況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得」）。

さらに積極的な取り締まり行為を可能とする行政執行法（1900年制定）では、泥酔者、自殺企図者の保護を名目にした保護検束だけではなく、「暴行、闘争其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ対シ之ヲ予防スル為必要ナルトキ」は予防検束が可能であった（第1条）。現行犯でなくとも「おそれ」があれば、司法の承認なく、警察力を行使できたのである。

台頭してきた共産主義の思想や運動を抑えるために制定された治安維持法（1925〔大正14〕年制定）は「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者」（第1条）を処罰の対象としたほか、組織化、加入した者だけでなく「実行ニ関シ協議ヲ為シタル者」（第2条）、「実行ヲ煽動シタル者」（第3条）、「騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者」（第4条）などに対する処罰もあった。同法は1928年、勅令による改正、41年の改正で処罰の対象を拡大、罰則を強化するとともに、共産主義だけでなく、外郭団体や労働組合、反政府活動・言論にまで取り締まりの対象を拡大していく（奥平康弘 1977、中澤俊輔 2012）。

思想取締についても、思想犯保護観察法（1936〔昭和11〕年制定）は、「治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ対シ刑ノ執行猶予ノ言渡アリタル場合又ハ訴追ヲ必要トセザル為公訴ヲ提起セザル場合ニ於テハ保護観察審査会ノ決議ニ依リ本人ヲ保護観察ニ付スルコトヲ得本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ仮出獄ヲ許サレタル場合亦同ジ」（第1条）と規定した。転向・非転向者にかかわらず思想犯を「更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スル為其ノ思想及行動ヲ観察」（第2条）したのである。同法制定以前から法律に基づかない形で、社会主義者などを「特別要視察人」として、警察は調査対象としていたことはよく知られている。

日中戦争開始後の1938年に国家総動員法が制定される。同法では、戦時において政府は「国家

総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコト」(第4条)や「国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民及帝国法人其ノ他ノ団体ヲシテ国、地方公共団体又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコト」(第5条)が可能となる仕組みが盛り込まれた。

太平洋戦争開戦直後の1941年12月16日に新聞発行を届出制から許可制へとする規制強化などを盛り込んだ言論出版集会結社等臨時取締法が成立した(新聞事業令でも新聞発行の許可制を規定している)。1941年の治安維持法改正により、刑罰が強化されたほか、特別刑事手続き制度(第29条「弁護人ハ司法大臣ノ予メ指定シタル弁護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ」)、予防拘禁制度(第39条「第一章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者其ノ執行ヲ終リ釈放セラルベキ場合ニ於テ釈放後ニ於テ更ニ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニ因リ本人ヲ予防拘禁ニ付スル旨ヲ命ズルコトヲ得」)が新たに加えられた。こうした制度を支えていたのは、特高警察であり、検察、裁判所であった(荻野富士夫 1999、2012)。戦火真ただ中の42年制定の戦時刑事特別法では、戦時での「国政変乱」「安寧秩序紊乱」を目的とした殺人、宣伝等を厳しく罰した。

治安警察法に対応する戦後現行法制度は、刑法、軽犯罪法、道路交通法あるいは公安条例など多数存在する。集会やビラ配布などといった思想、表現の自由と関連して、戦後に問題となった事件から主な法規定だけを挙げる。

ビラ配布では、最近の立川反戦ビラ事件を含めいくつかの訴訟があり、刑法第130条の住居侵入罪(「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する」)と憲法21条との関係が論点となる。大田立て看板事件では、電柱に立て看板をかけた行為が軽犯罪法第1条33号(前段の「みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者」)に該当するかどうか争われた。

デモ行進については、道路交通法77条により警察の事前許可が必要となる。その対象は「道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者」(第1項第4号)である。

治安維持法や思想犯保護観察法のように一定の思想取り締まりを目的とした現行法は存在しない。しかし、戦後の講和条約発効で団体等規正令などポツダム政令の効力停止に伴う治安維持法制度の空白を埋めようと、1952年に破壊活動防止法が制定された。同法は「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的」(第1条)としている。そのうえで、刑法で規定する内乱や外患誘致、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的」(第4条)での騒乱や殺人等の行った団体に対して、公安審査委員会は、「継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがある

と認めるに足りる十分な理由があるときは」、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止したり、機関誌紙の印刷、頒布の禁止などの処分ができる（第5条）。

有事を想定した法律としては、2003年制定の武力攻撃事態法、国民保護法などが存在する。武力攻撃事態法では、「武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない」（第3条）としている。そして、放送機関などの指定公共機関は、「国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務」（第6条）を有し、武力攻撃事態に備えた国民保護法では、「放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない」（第50条）ことになっている。

（4）治安法制の類似・相違点

第2の比較結果を整理すると以下のとおりである。

①戦前の治安警察法等は、思想・言論弾圧の手段として多用されていた。戦後の刑法や軽犯罪法、道路交通法などは時に政治的なビラ配布等で適用され、「本来は治安立法とはいえない法律を治安的に機能」（上田誠吉 1990：10）させることがある。戦前と比較すればその運用が相対的に抑制的だと評価することも可能であろうが、時代状況、運用によっては現在も思想、言論弾圧の法的手段として機能するということは、反戦ビラ事件などから明らかであろう。

②戦前の治安維持法に典型のように、明らかな思想取締を目的とした法制度については、例えば、破壊活動防止法も共産党をターゲットとしたものだったが、団体適用はオウム事件を機にしたもので、一定の思想弾圧を可能とするようなシステムとして稼働しているとは現時点では言えないだろう。

③戦争状態突入を想定した国家総動員法では、必要に応じて勅令によって、国民生活やメディアの制限あるいは利用が可能な条項が盛り込まれ、そのように運用された。一方、現時点での有事立法（武力攻撃事態法、国民保護法）は、多くの批判はあるものの、国民の協力は努力義務規定（武力攻撃事態法第8条）にとどまっており、指定公共機関となっているメディアに対しては、武力攻撃事態等の警報等の放送義務が課されるが（メディアの利用）、メディア独自の情報を報道することに対する規制は条文では見られない。もっとも「武力攻撃事態」となっていない以上、実際の運用は評価できない。

上記の評価・認識も、あくまで戦前と戦後の比較しての相対的なものでしかないので、とりわけ現状の認識は見方によって大きく異なるであろう。

3. 現状の認識

第1、第2の比較は、秘密保護法制、治安法制といった法制度を戦前と戦後を比べたものに過ぎない。その結果からどのような点が異なるかを簡単に整理した。次に、これまで整理した諸点を念頭に置きながら、言論・表現の自由をめぐる事象なども考慮に入れ、第3の比較をする。これまでの比較から、戦後の現時点では、特定秘密保護法制定により、秘密保護の対象は法文上では、戦前

に近づきつつある状況であり、違いは、(1)メディアへの直接的な報道規制がないこと、(2)検閲制度がないこと、(3)一定の思想弾圧を目的とした法が機能あるいは存在していないこと一だと認識する。以下、これら3点を中心にさらに検討を進める。

(1) メディアの報道規制

戦前と戦後の大きな違いの一つは、メディアの報道に対する直接規制立法の有無である。国家秘密を報道したからといって、メディアをターゲットとし、報道を罰することを明確に法文上規定した—新聞紙法や出版法のような—言論・報道規制法は、現在は存在しない。日弁連が懸念するように—西山事件のように—特定秘密保護法で指定された秘密を報道した場合には、情報入手方法・取材の正当性や目的などが判断され、結果として処罰の対象となる可能性はある。もちろん、情報が出にくくなる、取材側からみれば入手しにくくなることは十分考えられる。メディアの報道に対する直接規制は、国家秘密に限らず、戦後もいくつか検討されたが、言論・表現の自由が損なわれるとする強い懸念や、メディア側の反対により立法者側の思い通りにはなっていない。そうした戦後の歴史、意識を含めて、言論・表現の自由を尊重しようとする考えは一定程度定着しており、“防波堤”となってきたと評価してよいだろう。今後もメディアの直接規制の試みはあるかもしれないが、そうした考えが根強く存在する限りはそう簡単には立法できないであろう。

しかし一方、既に見てきたように、メディアに限らず人々の表現・言論活動を間接的に規制できる法律は戦後、着実に増えてきていると言える。特定秘密保護法に関して日弁連が指摘するように、取材萎縮効果に加え、報道の結果が処罰対象となれば報道の萎縮効果も生じてしまう。

日弁連は、特定秘密保護法に「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」(法22条1項)との規定に関して「むしろ、秘密保護法が知る権利や取材の自由を侵害するために、上記のような規定を盛り込まざるを得なくなったことが明らかとなっています」と批判する。法律の条文中に表現や取材の自由への配慮規定を盛り込んでいるものとしては、特定秘密保護法のほか、破壊活動防止法、公職選挙法、個人情報保護法、武力攻撃事態法、国民保護法、憲法改正国民投票法などが挙げられ、法成立時の付帯決議などを含めれば、プロバイダ責任制限法、風営法などにまで拡大する。通信傍受法には通信の秘密への配慮条項がある。

現在は、報道への直接規制こそ戦前のように存在しないが、情報源に対する規制等によって間接的規制一つまり、運用次第によっては報道規制効果をもたらす法に取り囲まれている状況だとも言える。

また、これは平時においてのことであり、戦時となればどうなるだろうか。戦時ほど「国家の安全」が最優先事項となるのは当然であろう。武力攻撃事態法では、メディアを活用した政府発表の情報伝達義務の規定はあるが、報道を制限する規定は書かれていない。

戦前においては戦争が近づくとつれ、そして戦争が開始された後、メディア規制は、秘密保護法制とともに強化された。現在においても、戦時となればメディアあるいは言論・表現を直接規制しようとの動きは出現するだろう。2004年、イラク人道復興支援特別措置法に基づき、イラクのサマワへ自衛隊が派遣された際の政府とメディアの関係がどうだったのかが参考となる(木下和寛2007)。自衛隊は、取材源へのアクセスを規制し、明文化した取材ルールを守らせ、メディア側もそれに応じざるを得ない状況となった。

新聞協会、民間放送連盟と防衛庁は2004年3月11日、「イラク人道復興支援活動現地における取材に関する申し合わせ」を行った。内容は、①政府の説明責任、②表現、報道の自由の尊重、③自衛隊員、報道関係者の安全確保、④自衛隊部隊の円滑な任務遂行—の4項目であった。この申し合わせに基づいた確認事項に沿って、「イラク及びクウェートに所在する自衛隊部隊に係る立入制限区域への立入取材申請書」も作成された。立入取材員証の発行申請には、情報の取り扱いなどに関する事項への同意が必要とされた。それは、「自主的判断に基」づくとの前提ではあるが、「隊員の生命及び安全の確保並びに現地部隊の円滑な任務遂行に係る情報」については、「報道によって安全確保等に悪影響を与えるおそれがあり得ないことを十分に確信した上で報道」することに同意が求められた。そして、「安全確保等に悪影響を与えるおそれのある情報」については「例示」が掲げられ、「防衛庁又は現地部隊による公表又は同意を得てから報道」することまで記載されている。その「例示」とは、◇隊の勢力の減耗状況◇部隊の人的被害の正確な数◇部隊の将来の活動の予定・計画その他の部隊に対する攻撃や活動の妨害の計画及び実施を容易にし得る情報◇部隊行動基準自体、部隊行動基準の内容及び概要◇宿营地内の各天幕等の配置及び用途◇部隊及び隊員に係る練度、士気その他の無形の要素であって、実際に発揮し得る能力の低下又は要求水準以下での停滞を惹起しているもの」である。

先述した第1次大戦参戦時の報道規制など、戦時に当局がこうした規制措置をとろうとするのはむしろ当然だと認識すべきであろう。自衛隊派遣先のサマワは「非戦闘地域」とされていた。ましてや「戦闘地域」の場合や、武力攻撃事態法でいう「武力攻撃事態」（武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）、「武力攻撃予測事態」（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）となれば、現在の法制のいかんにかかわらず、当局がメディアへの“縛り”をさらに強化しようとすることは想像に難くない。

(2) 検閲制度

日本国憲法第21条では「検閲は、これをしてはならない」と規定している。「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特徴として備えるもの」（税関検査事件最高裁判決、1984年）といった狭義の事前検閲は制度的には今は存在しない。なお、「北方ジャーナル事件」の最高裁判決では「仮処分による事前差止めは、表現物の内容の網羅的一般的な審査に基づく事前規制が行政機関によりそれ自体を目的として行われる場合とは異なり、個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により、当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無を審理判断して発せられるものであつて、「検閲」には当たらない」との考えが示されている（1986年）。

新聞紙法では、出版手続きとして届け出（第4条）、納本（第11条）、保証金納入（第12条）といった規定があり、記事掲載制限としては差し止め命令（第19、27条）、発売頒布禁止処分（第23条）、告発・検挙（第41、42条）、発行禁止（第43条）があった。検閲は、新聞は発行と同時に納本され、検閲に付された。検閲中に販売されてしまうので、重大事件発生時などでは、発禁と

なる可能性のある事項を事前に新聞社側へ通達し、当該記事を掲載させないという記事差し止め命令の措置がなされた。新聞社側は、伏せ字で、あるいは事前にゲラや原稿を検閲当局に自主的に持ち込み、判断を仰ぐという「内閲」といった手段によって処分（経済的損害にもつながる）を回避しようとしていた。内閲はいわばメディア側の自主規制、自主対応であり、それが検閲制度を効率的、持続的に運用させた側面も有していたという（中園 2006：22-23）。

そうした戦前のシステムと現在の法制度とを比較した場合、憲法第21条があり、前項(1)で述べたように、直接的な報道規制が存在しない以上、制度としての事前・事後検閲は存在するはずもない。行政機関が秘密保護対象に該当するかどうかを決定し、情報取扱者を処罰するという特定秘密保護法にもメディアによる発表禁止という直接的明示規定はない。しかし、最高裁が示した検閲の定義を、特定秘密保護法でいう特定秘密の取扱者との関係に移して見るならば、「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特徴として備えるもの」との定義にほぼ合致する。禁止の対象が直接メディア、表現者を想定しているか、情報源を想定しているかの差であり、仮にメディアや表現者が処罰の対象となるのであれば、事前と事後の違いはあれ、検閲とほとんど同じと言えなくもない。特定秘密が「思想内容等の表現物」といえるかどうかという問題もあるが、何が「国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある」かどうかの判断もまた、公表者の「思想」と関係してくるであろう。取材や報道に対する事前抑制効果が生じたり、取材・報道の結果、公表が処罰の対象となったり、本来国民が知るべき情報が知らされない事態となれば、メディアにとって同法は、間接的な検閲システムと同様の機能を有しているという評価が成り立つのではないだろうか。そうなれば、政府側にとっては特定秘密情報の「保護」であろうが、国民にとっては情報の「遮断」「隠蔽」でしかなくなる。政府においても企業と同様に、公表・非公表の情報を区別するのは当然であり、それを検閲と同等に論じることには反論が予想される。それは、政府の有する情報が誰のものであるのかという考えの違いによる問題だと考える。

さらに戦前検閲システムの教訓であるメディア側の自主規制、自主対応についても言及する必要がある。報道に対する直接的明示規定はなくとも、特定秘密保護法の処罰を回避するための自主規制が戦前の「内閲」と同じように、報道すべきかどうかを自ら判断するのではなく、当局の判断に委ねるならば、戦前の「検閲」システムと同じことになってしまう。

(3) 思想弾圧

そして、戦前と戦後の大きな違いは、当局による思想弾圧の度合いである。1950年前後の「レッド・パージ」をはじめ、占領当局・政府・企業等が一体となって一定の思想を排除した一時期を除けば、戦前との違いは大きいと言えるだろう。思想の自由は、法的にみれば、心の中での自由を保障するだけでは「法的に制限しえないものを保障するという無意味な規定」となり、「表現の自由が尊重されるのでなければ、思想は自由ではありえない」（長谷川正安 1976：154-156）。思想の自由と表現の自由は密接な関係にある。

大逆事件（1911年）を例に出すまでもなく、不敬罪をはじめとする皇室に対する罪が旧刑法では設けられ、新聞紙法でも第42条規定が存在した。治安維持法では、「国体」「私有財産制度」の

批判、つまり皇室批判や無政府主義、共産主義が直接のターゲットであったが、次第に自由主義者や反戦運動をも取り締まり対象に包含していくことになった。

また、検閲制度における報道規制の対象は、軍機だけでなく、思想にまで及んでいた。例えば、満州事変（1931年）に際しては、陸軍から依頼を受けた内務省は、軍事機密（①軍の行動中将来に亘る企図計画、②動員に関する事項、③軍隊の編制装備の内容）を掲載禁止としたほか、32年頃には、①昭和6年9月18日の皇軍の行動を目して自衛行動に非ずとなすもの、②満州に於ける自衛的軍事占拠を日本帝国の侵略行動なりとするもの、③満州に於ける皇軍の行動を帝国主義的日本資本主義の市場獲得乃至資源掠奪の為にする行動なりとなすもの、④満州に於ける皇軍の行動を軍縮の結果、一部軍閥が自己の生存権擁護の為にする軍事行動にして全国民の総意に出でたるものに非ずとなすもの、などの6項目を検閲基準に記していた（中園 2006：76-105）。一定の考えを排除し、報道・論評を禁じたのである。

満州事変後は、滝川事件（1933年）や美濃部達吉の天皇機関説をめぐる事件（1935年）があり、陸軍省がパンフレット「国防の本義と其強化の提唱」を出したのは1934年であった。そこには「思想戦対策」として「国家及全体の為め、自己滅却の崇高なる犠牲的精神を涵養し、国家を無視し、国家の必要とする統制を忌避し、国家の利益に反する如き行動に出でんとする極端なる国際主義、利己主義、個人主義的思想を芟除すること」が記載されていた。内務省が出版社に執筆禁止者リスト（馬場恒吾、清沢洌ら）を提示するのは1941年であった。

また、思想、言論の自由の弾圧は法規制によるものだけではない。桐生悠々が信濃毎日新聞で「関東防空大演習の嗤う」を書き、退社を余儀なくされたのは1933年10月であった。しかし、それは新聞紙法違反や治安維持法違反ではなく、地域の在郷軍人たちによる抗議、不買運動によってであった。それ以前からも軍部を鋭く批判してきた結果ではあるが、社会的な圧力によって言論の自由が行使できなくなっていく状況にあった。

こうした思想弾圧を現在の政府が公然と行うことはできないし、法的根拠も存在しない。現日本国憲法第19条は思想の自由を保障し、第3章において、逮捕の制約（第33条）、抑留及び拘禁の制約（第34条）、侵入、搜索及び押収の制約（第35条）、拷問の禁止（第36条）、刑事被告人の公開裁判を受ける権利（第37条）、自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界（第38条）、などが存在する。戦前の思想犯の取り締まりを目的とした“保護”や“観察”“視察”を可能とする法的根拠もないはずである。

一方で、教育現場における君が代斉唱・日の丸掲揚の強要や教科書問題などを考えれば、一定の思想の押し付け＝別の一定の思想の排除がなされている状況とも言える。そして、武力攻撃事態法や国民保護法での指定公共機関である報道機関の“利用”は、単なる警戒情報でなく、一定の思想を含んだプロパガンダとならないような措置が必要である。また、例えば、「風流夢譚」事件・嶋中事件、朝日新聞阪神支局襲撃事件のように、テロ行為による言論弾圧は戦後も発生した。14年8月の朝日新聞の従軍慰安婦報道の取り消し問題に関連して、元朝日新聞記者が務めている大学への脅迫行為（毎日新聞2014年9月30日付夕刊）などがいまでも起きている。一定の思想を許容しない画一的な社会が言論・表現の自由を行使する領域を狭め、思想が自由に表明できない事態を招く危険性は現在もある。

4. まとめ

これまで戦前と戦後の簡単な比較を通して、その類似・相違点を整理することで、言論の自由の現状をとらえようとしてきた。違いを大きくとらえ、現状を楽観視するか、小さくとらえ、悲観的に見るかは、それぞれのジャーナリズム観、国家観、社会観、自由観によって異なるであろう。清沢洌は1935年1月刊行の『混迷時代の生活態度』で次のように語る。「社会を仮に二つに分けて、その一方の方面は言論不自由だなどという随分不思議に感ずるであります。何でも自由に言われるじゃないかという人々が、たしかに半分以上あります。何故なら現在自分の言おうとしている通りな社会なのでありますから、何でも言うことができる。ところがあとの二分の一の人々は現在の傾向と違っている。その人々は自分の言おうとすることが何も言えないという言論的抑圧をうけている。そのために私も筆を持っている者がどれだけ窮屈な思いをしているかということは、読者のあなたにはちょっと想像されないと存じます」（山本義彦編『清沢洌評論集』岩波書店、2002年）。

そもそも自由を行使しようとしなければ制度や社会との摩擦も感じない。行為あるいは行為しようとする意志を持つ人とそうでない人では状況認識が異なるのは当然であろう。また、社会は流動的であり、自由の状況もまた一定の静止した状態ではない。とするならば、「言論の自由」の状況認識は、社会の中で、表現行為をしようとする意志がある人々がどう感じているか、その度合いによるものであり、過去との比較に意味はないのかもしれない。しかしながら、過去と現在の制度等を相対的に見ることで、どのような点が類似あるいは異なるのか、そこからどこを自由のための防衛線とするのかを浮かび上がらせることができると考え、比較整理を試みた。それによる筆者の現状認識は、戦前と戦後の違いはあるが、それは決して大きなものではなく、“もう一步後退”すれば、戦前のように言論・表現の自由が行使できない社会が到来してしまう可能性がある、というものである。

メディアに対する直接規制は少ないが間接規制が多い状況、検閲制度は有事となればいつでも復活する可能性があること、思想の自由に対して社会の寛容度が下がっている状況などからそう認識する。大日本帝国憲法第29条「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」に存在した「法律ノ範囲内ニ於テ」との限定文言は、戦後の日本国憲法第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」では削除された。が、戦後の治安立法・秘密保護法制は、実際状況として「法律の範囲内において」の自由に近づけようとしているのではないだろうか。

そして、“もう一步後退”を押し止めるには、①積極的な取材・報道や表現行為による自由の行使、②報道や表現への直接規制に対する断固たる抵抗と、報道内容の判断を当局に委ねない＝自由を放棄しないこと、③思想の自由、言論の多様性を許容する社会を維持すること、であると考えらる。

戦前・戦後の主な秘密保護・治安法制
(※主な条項を抜粋)

戦前 官吏服務紀律 (1887 年) 第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス 2 法令ニ依ル証人鑑定人等ト為リ職務上ノ秘密ニ属スル事項ヲ発表スルニハ本属長官ノ許可ヲ要ス 第五条 官吏ハ私ニ職務上未発ノ文書ヲ関係人ニ漏示スルコトヲ禁ス	戦後 国家公務員法 (1947 年) 第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。 自衛隊法 (1954 年) 第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。 第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。
新聞紙法 (1909 年) 第二十条 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケシテ掲載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴願書ニシテ公ニセラレタルモノ亦同シ 第二十三条 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ発売及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得 2 前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得 第二十七条 陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ対シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ関スル事項ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得 第四十二条 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ変壞シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ発行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百円以下ノ罰金ニ処ス 第四十三条 第四十条乃至第四十二条ニ依リ処罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ発行ヲ禁止スルコトヲ得	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (1954 年) 第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。 2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。 3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項 イ 構造又は性能 ロ 製作、保管又は修理に関する技術 ハ 使用の方法 ニ 品目及び数量 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの
出版法 (1893 年、1934 年改正) 第十八条 外交軍事其ノ他官庁ノ機密ニ関シ公ニセサル官ノ文書及官庁ノ議事ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス 2 法律ニ依リ傍聴ヲ禁シタル公会ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス 第十九条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得	

	第二十一条 軍事ノ機密ニ関スル文書図画ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス	第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。
要塞地帯法 (1899 年)	第七条 何人ト雖要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ要塞地帯内水陸ノ形状又ハ施設物ノ状況ニ付撮影、模写、模造若ハ録取又ハ其ノ複写若ハ複製ヲ為スコトヲ得ス但シ軍機保護法ニ特別ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依ル	第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
軍機保護法 (1899 年)	第一条 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト称スルハ作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書物件ヲ謂フ 2 前項ノ事項又ハ図書物件ノ種類範囲ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム 第二条 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役に処ス 2 軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役に処ス	一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者 二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者 三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの 2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。
不穏文書臨時 取締法 (1936 年)	第一条 軍秩ヲ紊乱シ、財界ヲ攪乱シ其ノ他人心ヲ惑乱スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲載シタル文書図画ニシテ発行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ為サズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ為サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 第二条 前条ノ事項ヲ掲載シタル文書図画ニシテ発行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ為サズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ為サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 第三条 前二条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス	3 前二項の未遂罪は、罰する。
国家総動員法 (1938 年)	第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ 第五条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民及帝国法人其ノ他ノ団体ヲシテ国、地方公共団体又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得 第二十条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得	第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。 2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。 第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。 2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。 3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

	2 政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ国家総動員上支障アルモノノ発売及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得 第四十四条 総動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ関シ知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス 2 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス 第四十五条 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ関シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス 2 第十八条第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル団体又ハ会社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ為ス法人其ノ他ノ団体ノ役員若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ関シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキ亦前項ニ同ジ		4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。
軍用資源秘密保護法 (1939 年)	第一条 本法ハ国防目的達成ノ為軍用ニ供スル（軍用ニ供スベキ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）人的及物的資源ニ関シ外国ニ秘匿スルコトヲ要スル事項ノ漏泄ヲ防止スルヲ以テ目的トス 第二条 陸軍大臣又ハ海軍大臣（官庁ノ管理ニ属スルモノニ係ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣）ハ左ニ掲グルモノニ就キ命令ヲ以テ軍用資源秘密ヲ指定ス但シ公示ヲ不適当トスルモノニ係ル指定ハ当該事項又ハ図書物件ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ対スル通知ヲ以テ之ヲ為ス 一 全国（関東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル設備ノ種類別数（之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ）及政府ノ決定シタル生産計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件	特定秘密保護法（2013 年）	第一条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。 別表（第三条、第五条-第九条関係） 一 防衛に関する事項 イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

二 兵器ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ転用スルコトヲ得ル工場事業場ノ当該兵器ノ生産額、生産能力並ニ生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別数及其ノ設備ニ属スル従業者ノ総数（之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ種類別数並ニ此等ヲ表示スル図書物件 三 兵器以外ノ軍用ニ供スル重要ナル物資ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ転用スルコトヲ得ル工場事業場ノ当該物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別数及其ノ設備ニ属スル従業者ノ総数又ハ種類別数並ニ政府ノ決定シタル生産計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件 四 全国又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯蔵額及貯蔵設備ノ貯蔵能力、此等ノ判定資料タル重要ナル貯蔵設備ノ当該物資ノ貯蔵額及貯蔵能力、政府ノ決定シタル当該物資ノ貯蔵計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件 五 政府ガ貯蔵セシメタル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯蔵額、政府ガ当該物資ヲ貯蔵セシメタル貯蔵設備ノ貯蔵能力、政府ノ決定シタル当該物資ノ貯蔵命令等ニ係ル貯蔵計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件 六 全国若ハ一地方又ハ重要ナル港湾ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ輸入額及政府ノ決定シタル輸入計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件 七 全国又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル特殊技能者其ノ他ノ重要ナル人的資源ノ総数又ハ種類別数及此等ヲ表示スル図書物件 八 全国又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル航空機、自動車又ハ馬ノ総数又ハ種類別数及此等ヲ表示スル図書物件 九 軍用ニ供スル重要ナル鉄道ノ輸送能力及輸送能力判定資料タル輸送統計、此等ヲ表示スル図書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル鉄道ノ施設又ハ車輛ニ関スル重要ナル記録図表及其ノ内容 十 軍用ニ供スル重要ナル飛行場又ハ其ノ附属設備ニ関スル重要ナル記録図表及其ノ内容 十一 軍用ニ供スル船舶ニ於ケル特殊設備ニ関スル重要ナル記録図表及其ノ内容 十二 軍用ニ供スル重要ナル通信連絡系統及其ノ通信能力、此等ヲ表示スル図書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル通信設備又ハ其ノ設備ノ通信能力若ハ連絡系統ニ関スル重要ナル記録図表及其ノ内容	ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。） 二 外交に関する事項 イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。） ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。） ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
--	---

	十三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ命令若ハ委嘱ニ依ル重要ナル試験研究又ハ軍事上秘匿ヲ要スル発明考案ニ関スル事項及図書物件 十四 軍事上秘匿ヲ要スル気象ニ関スル重要ナル事項及図書物件 十五 特ニ秘匿ノ措置ヲ要スル第二号乃至第五号及第九号乃至第十二号ニ規定スル設備、第十三号ノ試験研究ニ関スル設備並ニ此等ノ機構及性能並ニ此等ヲ表示スル図書物件	ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号 三 特定有害活動の防止に関する事項 イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
新聞紙等掲載制限令 (1941 年)	第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ禁ズ 一 国家総動員法第四十四条ノ規定ニ依リ当該官庁ノ指定シタル総動員業務ニ関スル官庁ノ機密 二 軍機保護法ノ規定ニ依ル軍事上ノ秘密 三 軍用資源秘密保護法ノ規定ニ依ル軍用資源秘密 第三条 内閣総理大臣ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル事項ニ付示達ヲ以テ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ対スル掲載事項ノ制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得 一 外交ニ関シ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項 二 外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル事項 三 財政経済政策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項 四 其ノ他国策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項	ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号 四 テロリズムの防止に関する事項 イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ テロリズムの防止の用に供する暗号 第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。
国防保安法 (1941 年)	第一条 本法ニ於テ国家機密トハ国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、経済其ノ他ニ関スル重要ナル国務ニ係ル事項ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ及之ヲ表示スル図書物件ヲ謂フ 一 御前会議、枢密院会議、閣議又ハ之ニ準ズベキ会議ニ付セラレタル事項及其ノ会議ノ議事 二 帝国議会ノ秘密会議ニ付セラレタル事項及其ノ会議ノ議事	2 前項の罪の未遂は、罰する。 3 前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

	三 前二号ノ會議ニ付スル為準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項 第三条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外国ノ為ニ行動スル者及外国人ヲ含ム以下同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス 第九条 外国ト通謀シ又ハ外国ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ処ス	第二十五条 第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。 2 第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
新聞事業令 (1941 年)	第一条 国家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム）第十六条ノ三ノ規定ニ基ク新聞事業ノ開始、委託、共同経営、譲渡、廃止又ハ休止ニ関スル命令及新聞事業ヲ行フ法人ノ目的変更、合併又ハ解散ニ関スル命令、同法第十八条ノ規定ニ基ク新聞事業ノ統制ヲ目的トスル団体ノ設立等ニ関スル命令及当該団体ニ関シ必要ナル事項並ニ同法第十八条ノ三ノ規定ニ基ク新聞事業ノ譲渡又ハ新聞事業ヲ営ム会社ノ合併ニ付テノ租税ノ軽減ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル 第三条 新聞事業ヲ開始セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ新聞事業主其ノ事業ノ委託、共同経営、譲渡、廃止又ハ休止ヲ為サントスルトキ亦同ジ 2 新聞事業ヲ行フ法人ノ目的変更、合併又ハ解散ノ決議ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ 3 第一項ノ許可及前項ノ許可ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム 第四条 主務大臣新聞事業ノ整備ノ為必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ新聞事業主ニ対シ事業ノ譲渡若ハ譲受又ハ会社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得 2 前項ノ場合ニ於ケル譲渡又ハ合併ノ条件ハ当事者間ノ協議ニ依ル其ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ為スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス 3 前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ 第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ主務大臣ハ当該新聞事業主ニ対シ其ノ事業ノ廃止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得 一 前条第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ同条第二項ノ規定ニ依ル裁定ニ従ハザルトキ 二 第六条ノ規定ニ依ル団体ノ定款又ハ統制規程ニ違反シタルトキ 三 当該新聞事業ノ運営ガ国策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ及ボシ又ハ及ボスノ虞アルトキ 2 前項ノ処分ハ予メ警告ヲ為シタル後之ヲ行フ	

治安警察法 (1900 年)	第八条 安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集会又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集会ヲ解散スルコトヲ得 2 結社ニシテ前項ニ該当スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ違法処分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得 第十六条 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、図画、詩歌ノ掲示、頒布、朗読若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作為ヲ為シ其ノ状況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得 第二十八条 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以下ノ輕禁錮ニ処ス	刑法 (1907 年、 2013 年改正)	第三百十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
行政執行法 (1900 年、 1910 年改正)	第一条 当該行政官庁ハ泥酔者、癲癲者自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スト認ムル者ニ対シ必要ナル検束ヲ加ヘ戎器、兇器其ノ他危険ノ虞アル物件ノ仮領置ヲ為スコトヲ得暴行、闘争其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ対シ之ヲ予防スル為必要ナルトキ亦同シ 2 前項ノ検束ハ翌日ノ没後ニ至ルコトヲ得又仮領置ハ三十日以内ニ於テ其ノ期間ヲ定ムヘシ	軽犯罪法 (1958 年、 73 年改正)	第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。 三十二 入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者 三十三 みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者
治安維持法 (1925 年)	第一条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 2 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス	道路交通法 (1960 年、 2014 年改正)	第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者 破壊活動防止法（1952 年） 第一条 この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

	第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ 第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス 第七条 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス		第四条 この法律で「暴力主義的破壊活動」とは、次に掲げる行為をいう。 一
思想犯保護観察法 (1936 年)	第一条 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ対シ刑ノ執行猶予ノ言渡アリタル場合又ハ訴追ヲ必要トセザル為公訴ヲ提起セザル場合ニ於テハ保護観察審査会ノ決議ニ依リ本人ヲ保護観察ニ付スルコトヲ得本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ仮出獄ヲ許サレタル場合亦同ジ 第二条 保護観察ニ於テハ本人ヲ保護シテ更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スル為其ノ思想及行動ヲ観察スルモノトス		イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条(内乱)、第七十八条(予備及び陰謀)、第七十九条(内乱等幫助)、第八十一条(外患誘致)、第八十二条(外患援助)、第八十七条(未遂罪)又は第八十八条(予備及び陰謀)に規定する行為をなすこと。 ロ この号イに規定する行為の教唆をなすこと。 ハ 刑法第七十七条、第八十一条又は第八十二条に規定する行為を実行させる目的をもつて、その行為のせん動をなすこと。
言論出版集会結社臨時取締法 (1941 年)	一条 本法ハ戦時ニ際シ言論、出版、集会、結社等ノ取締ヲ適正ナラシメ以テ安寧秩序ヲ保持スルコトヲ目的トス 第二条 政事ニ関スル結社ヲ組織セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受クベシ 第三条 政事ニ関シ集会ヲ開カントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受クベシ但シ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員候補者タルベキ者ヲ銓衡スル為メノ集会及選挙運動ノ為ニスル集会並ニ公衆ヲ会同セザル集会ハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官庁ニ届出ヅルヲ以テ足ル 第四条 公事ニ関スル結社又ハ集会ニシテ政事ニ関セザルモノト雖モ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ前二条ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得 第五条 屋外ニ於テ公衆ヲ会同シ又ハ多衆運動セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ		ニ 刑法第七十七条、第八十一条又は第八十二条に規定する行為を実行させる目的をもつて、その実行の正当性又は必要性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、又は公然掲示すること。 ホ 刑法第七十七条、第八十一条又は第八十二条に規定する行為を実行させる目的をもつて、無線通信又は有線放送により、その実行の正当性又は必要性を主張する通信をなすこと。 二 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる行為の一をなすこと。 イ 刑法第百六条(騒乱)に規定する行為 ロ 刑法第百八条(現住建造物等放火)又は第百九条第一項(非現住建造物等放火)に規定する行為 ハ 刑法第百十七条第一項 前段(激発物破裂)に規定する行為

	第六条 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ為相團結スルモノニ付テハ第二条ノ規定ヲ、議事準備ノ為相会同スルモノニ付テハ第三条ノ規定ヲ適用セズ 第七条 新聞紙法ニ依ル出版物ヲ發行セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官庁ノ許可ヲ受クベシ 第八条 行政官庁必要アリト認ムルトキハ第二条乃至第五条若ハ前条ノ規定ニ依リ許可ヲ取消シ又ハ第三条若ハ第四条ノ規定ニ依リ届出デタル集会ノ禁止ヲ命ズルコトヲ得 第九条 出版物ノ発売及頒布ノ禁止アリタル場合ニ於テ行政官庁必要アリト認ムルトキハ当該題号ノ出版物ノ以後ノ發行ヲ停止シ又ハ同一人若ハ同一社ノ發行ニ係ル他ノ出版物ノ發行ヲ停止スルコトヲ得 第十七条 時局ニ関シ造言飛語ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス 第十八条 時局ニ関シ人心ヲ惑乱スベキ事項ヲ流布シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス	
戦時刑事特別法（1942 年）	第七条 戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス 2 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 3 第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備又ハ陰謀ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 4 第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ被教唆者又ハ被幫助者其ノ実行ヲ為スニ至ラザルトキハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス	ニ 刑法第二百五条（往来危険）に規定する行為 ホ 刑法第二百六条第一項 又は第二項（汽車転覆等）に規定する行為 ヘ 刑法第九十九条（殺人）に規定する行為 ト 刑法第二百三十六条第一項（強盗）に規定する行為 チ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物使用）に規定する行為 リ 檢察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に対し、凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）に規定する行為 ヌ この号イからリまでに規定する行為の一の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこの号イからリまでに規定する行為の一を実行させる目的をもつてその行為のせん動をなすこと。 2 この法律で「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもつて、文書若しくは図画又は言動により、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることをいう。 3 この法律で「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。但し、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。 第五条 公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、左に掲げる処分を行うことができる。但し、その処分は、そのおそれを除去するために必要且つ相当な限度をこえてはならない。

5 第一項ノ罪ヲ犯サシムル為他人ヲ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ	一 当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行われたものである場合においては、六月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止すること。
第七条ノ二 戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ人ヲ傷害シ、逮捕シ又ハ監禁シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス 2 戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ人ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 3 刑法第二百八条第二項ノ規定ハ前項ノ暴行ノ罪ニ付テハ之ヲ適用セズ	二 当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙（団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。）によつて行われたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。 三 六月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に関与した特定の役職員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。 2 前項の処分が効力を生じた後は、何人も、当該団体の役職員又は構成員として、その処分の趣旨に反する行為をしてはならない。但し、同項第三号の処分が効力を生じた場合において、当該役職員又は構成員が当該処分の効力に関する訴訟に通常必要とされる行為をすることは、この限でない。
第七条ノ三 戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ騒擾ノ罪其ノ他治安ヲ害スベキ罪ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス	武力攻撃事態法（2003年、04年改正） 第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。
第七条ノ四 戦時ニ際シ国政ヲ変乱シ其ノ他安寧秩序ヲ紊乱スルコトヲ目的トシテ著シク治安ヲ害スベキ事項ヲ宣伝シタル者ノ罰亦前条ニ同ジ	第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。
第七条ノ五 第七条第三項乃至第五項又ハ前二条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス	国民保護法（2004年、14年改正） 第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない。

【引用・参考文献】

- 上田誠吉（1990）『治安立法と裁判』新日本新書
- 荻野富士夫（1999）『戦後治安体制の確立』岩波書店
- 荻野富士夫（2012）『特高警察』岩波新書
- 奥平康弘（1967）「検閲制度」鶴飼信成ほか『日本近代法発達史 11』勁草書房
- 奥平康弘（1977）『治安維持法小史』筑摩書房
- 小田中聰樹（2014）『国防保安法の歴史的考察と特定秘密保護法の現代的意義』東北大学出版会
- 海渡雄一・清水勉・田島泰彦（2014）『秘密保護法 何が問題か』岩波書店
- 木下和寛（2007）「自衛隊イラク派遣にみる小泉政権のメディア統制」『応用社会学研究』No.49、立教大学
- 斉藤豊治（1987）『国家秘密法制の研究』日本評論社
- 里見脩（2011）『新聞統合』勁草書房
- 鈴木秀美・山田健太（2011）『よくわかるメディア法』ミネルヴァ書房
- 中澤俊輔（2012）『治安維持法』中公新書
- 中園裕（2006）『新聞検閲制度運用論』清文堂
- 長谷川正安（1976）『思想の自由』岩波書店
- 山田健太（2010）『法とジャーナリズム＜第2版＞』学陽書房

解題 中国「新聞記者証管理弁法」について

山本 賢二*

中国の「新聞記者証管理弁法」(『新闻记者证管理办法』)はその名の通り「新聞記者証」を「管理」する「弁法」である。中国において「弁法」(「办法」)とは「国家行政主管部门がある法令、条例を貫徹執行、あるいはある種の活動を進めるうえでの方法、段取、措置などに対して、具体的規定を提起した法規的公文である」(「百度」)であり、ここでの「国家行政主管部门」は同「弁法」を制定した国家新聞出版総署(2013年、国家新聞出版ラジオテレビ総局「国家新闻出版广电总局」に改組)となる。

1. 1989年4月の「記者証を新たに確認発給することに関する新聞出版署の通知」と1990年9月の「記者証を新たに確認発給する業務を引き続き行うことに関する新聞出版署の通知」

もとより、「記者証」は以前より存在してきたが、その具体的管理は1989年4月に出された「記者証を新たに確認発給することに関する新聞出版署の通知」(『新闻出版署关于重新核发记者证的的通知』)とそれに続き1990年9月に出された「記者証を新たに確認発給する業務を引き続き行うことに関する新聞出版署の通知」(『新闻出版署关于继续进行重新核发记者证工作的通知』)に始まる。前者の「通知」下達後、「確認発給」は89年6月4日の天安門事件を象徴とした民主化運動の影響を受けた。その運動の中で「新聞の自由」を求めてデモを行った記者も少なくなく、その再登録が一段落したのを待って、後者の「通知」が出されたのである。ただ、後者の「通知」につけられた「説明」には「時事的定期刊行物の境界が割りと複雑なため、定期刊行物の社の記者証の確認発給は今回は暫時行わない」としており、「89民運」の余韻を感じさせる。

前者の「通知」は「一部の新聞単位は記者証の発給と使用の面で割と混乱しており、記者証を乱発したり、記者証の形を変えた販売および不法分子が記者証を偽造、偽称使用し、それをひけらかし人を騙すような状況さえ生まれている。ある非新聞機関も記者証を乱発し、社会的に悪い影響をもたらしている。」として、「国内統一刊行物番号」を持つ新聞社、定期刊行物などの正式な記者、編集以外にも、当該新聞単位の記者100人以上は10%、同100人以下は15%を超えない範囲で「特約記者証」の発給を認めたが、「特約ライター」や「通信員」にはその発給を禁じた。また、後者の「説明」にあるように各ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所の記者証については、ラジオ映画テレビ部の「全国ラジオ映画テレビ系統の記者証を新たに確認発給することに関する具体的弁法」(「关于重新核发全国广播影视系统记者证的具体办法」)に従って行うことが示された。

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

2. 1998 年 4 月の「全国で統一的に記者証を更新することに関する通知」

こうした各新聞機関が独自の「記者証」を発給していた第一段階を経て、全国に統一された「記者証」を発給する第二段階に入ったことを象徴するのが 1998 年 4 月に出された「全国で統一的に記者証を更新することに関する通知」（『关于全国统一换发记者证的通知』）である。

同「通知」は記者証の更新申請にあたって、記者の資格審査を記者の所属している関係機関に委ねるとともに、「記者証受領登記表」と「記者証受領人員情況表」等の提出を義務づけた。また、「記者証」の発給範囲も、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所にまで拡大し、「特約記者証」についても規模に関係なく 15% にまで発給範囲を広げた。ただし、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所は「特約記者証」を発給できないことが定められた。

そして、記者証には「新聞出版署によって統一的に印刷制作し番号をふる」とし、完全な国家管理に移行した。

3. 2001 年 6 月の「より一層記者証の管理を強化することに関する新聞出版総署の通知」

その後、2001 年に出された「より一層記者証の管理を強化することに関する新聞出版総署の通知」（『新闻出版总署关于进一步加强记者证管理的通知』）はこれまで「全国 30 万の記者」に記者証を発給しその使用や管理監督に成果を上げたが「当面、記者証の発給や使用の面でまだ程度の差はあるが問題が存在している。一部の記者ではない者が記者証を所持したり、少数の記者は記者証を使用し取材ではない活動を行ったり、個別の単位は私的に記者証を模造し、不法に記者証を売買しさえするなどしている。これらの問題は記者の正常な取材に影響を与えるばかりでなく、ニュースメディア、新聞記者の社会的イメージを損なう」として、管理を強化するよう呼びかけた。

その「通知」の「二」は「記者証は全国新聞単位の中の記者および取材業務を兼務する編集が正常な取材活動を行う際にのみ使用されるものである。新聞単位とは『国内統一刊行物番号』に組み入れられた新聞社、時事的定期刊行物、および国家の関係部門によって認可設立された通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所や関係単位を指す。記者証の使用者は新聞単位の正式な業務人員の中のニュース取材編集業務に従事する記者、取材業務を兼務する編集、新聞単位および単位内の編集部門の指導成員であるべきであり、その他の単位および個人は受領使用する権利はない。」と戒めている。

また、「六」では「記者証の使用期限は一般に五年とする。聘用制記者と特約記者の記者証使用期限は二年とする。」として、記者証の期限を設定した。これにより、記者証は一度取得すればよいものではなく、五年ごとに受領の申請をしなければならないとなった。

さらに「九」では不正を行った者に対して「批判、通報批判、警告などの行政処罰を行い、情状が重大な者には記者証を取り消すことができる。」という罰則規定も入れられた。

4. 2003 年 12 月の「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」

そして、2003 年には「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」（『关于全国统

一换发新闻记者证的通知』)が出された。

「03 通知」は「一、発給範囲」の中で「1、新聞記者証の発給範囲は新聞機関の中で、下記の条件を備える人員である：(1) 国家法律法規、新聞紀律、新聞工作者職業道德を遵守する；(2) 大学専科以上の学歴と国務院の関係部門を通じて認定されたニュース取材編集従業資格を備える；(3) 新聞機関編成内でニュース取材編集業務に従事、或いは新聞機関が正式に任用しニュース取材編集業務に従事し、しかも、連続任用期間がすでに一年以上に達している。」として、「新聞記者証」の受領申請資格を明示した。

また、同「一、発給範囲」では「新聞機関とは国家の関連行政部門に認可され設立された『国内統一刊行物番号』に組み入れられた新聞、時事的定期刊行物の出版単位、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所及びその他の関係単位を指す。その中では、時事的定期刊行物は新聞出版総署によって認定される。ラジオ、テレビ新聞機関の認定は、国家ラジオ映画テレビ総局の関係認可文書を根拠とする。」として、「新聞機関」の定義とその「認定」職責の所在を明確にした。

さらに、「四、使用、更新と抹消」においては、「3、新聞記者証は五年ごと一度統一して更新する。新聞機関の中の編成内におけるニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は2008年12月31日までとする。新聞機関によって正式に任用された非編成内のニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は任用契約期間と同じ。」とするとともに、「4、新聞記者証は年度確認検証制度を実行する。年度確認検証に通らなかった新聞記者証は、発給機関によって抹消され、引き続き使用することはできない。」として「年度確認検証制度」の導入を明記した。

これに加えて、「五、管理と監督」の「5」では「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて「社会の監督」を受けるべきことも明示された。

5. 2005 年版「新聞記者証管理弁法」の制定

この「03 通知」がひな型になって2005年3月1日に施行されたのが「新聞記者証管理弁法」である。その「第1章 総則」の第1条から第4条において「05 弁法」の制定目的、新聞記者証の意義、発給方法、新聞機関の定義などがそれぞれ次のように明記されている。

第一条：新聞記者証の発給、使用及び管理を規範化し、新聞記者の正常的な取材活動を保障し、新聞記者と社会公衆の合法的權益を守るために、《確実に留保する必要がある行政審査、認可項目設定行政許可に対する国務院の決定》に基づきに本弁法を制定する。

第二条：全国新聞機関は統一された様式の記者証を使用し、証明書の名称は新聞記者証とする。

新聞記者証は我が国の新聞機関のニュース取材編集人員がニュース取材活動に従事する際に使用する有効な業務身分証明書であり、新聞出版総署によって統一的に印刷、制作されるとともに審査、発給される。

第三条：新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に番号がふられるとともに、新聞出版総署印、新聞記者証審査発給専用印、新聞記者証年度審査合格専用印及び当該新聞機関公印が押されてはじめて有効となる。

その他のいかなる単位あるいは個人も新聞記者証を制作、模造してはならず、特に取材の使用に提供されるその他の正式な証明書を制作、発給してはならない。

第四条：本弁法の称するところの新聞機関とは、国家の関係行政部門に認可され出版許可書を受けた新聞紙及び時事的定期刊行物出版単位及び通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所等ニュース取材、編集業務を備える単位を指す。その中では、新聞紙、時事的定期刊行物の出版単位は新聞出版総署に認定される；ラジオ、テレビ新聞機関の認定は国家ラジオ映画テレビ総局の関係認可文書を根拠とする。

また、第10条には解放軍と武装警察部隊系統を除き「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて新聞記者証発給申請などを行うことが明示されると同時に、第27条には社会の監督を受けるためにそのアドレスの公開も定められた。

さらに、第11条には新聞記者証申請資格要件が次のように明示された。

第十一条 新聞機関の中で新聞記者証を発給する人員は下記の条件を備えなければならない；

(一) 国家の法律、法規および新聞工作者職業道徳を遵守する。

(二) 大学専科以上の学歴および国务院関係部門に認定されたニュース取材、編集従業資格を備える；

(三) 新聞機関の編成内においてニュース取材、編集業務に従事する人員、あるいは新聞機関が正式に任用しニュース取材、編集業務に従事し、しかも連続任用期間が1年以上に達する非編成内人員。

本条の称するところの“新聞機関によって正式に任用されるとは、ニュース取材編集とその所在新聞機関とが任用契約を結んでいることを指す。

そして、第16条には5年に一度更新を行うことが明記された。

6. 2009年版「新聞記者証管理弁法」の制定

上述の「05弁法」を改定したのが2009年版「新聞記者証管理弁法」である。この2009年10月15日に施行された「09弁法」の条文は「05弁法」の31条から40条に増加している。新聞記者証の発給申請手続きは基本的には「05弁法」を踏襲している。「09弁法」にはその第五条に新聞記者が取材にあたって「法律の保護を受ける」とする次のような条文が加えられている。

第五条 新聞記者が新聞記者証を所持し法律に基づいて、ニュース取材活動に従事する場合、法律の保護を受ける。各級人民政府及びその職能部門、業務人員は合法的ニュース取材編集活動に必要な利便と保障を提供するべきである。

いかなる組織あるいは個人も新聞機関およびその新聞記者の合法的な取材活動を妨害、阻害してはならない。

「05 弁法」においては第 13 条に「第十三条 …。新聞記者証所持者のニュース取材編集に従事する合法的な権益は法律の保護を受ける。」とだけあったが、「09 弁法」は特に上掲の一条を設けてニュース取材編集にあたって「法律の保護」が受けられることと「合法的な取材活動を妨害、阻害してはならない。」ことを明示した点、この条文にある「法律の保護」が新聞記者の「権利」を「保障」するいかなる法律を指しているのか不明であるものの、こうした文言が加えられたことは中国の新聞工作者にとってひとつの「後ろ盾」ができたと言えるであろう。

また、第十八条には「ニュース報道の真実、全面、客観、公正を確保」すべきことなどが次のように明示された。

第十八条 新聞記者が新聞記者証を使用し、ニュース取材活動に従事する際は、法律規定と新聞職業道徳を遵守すべきであり、ニュース報道の真実、全面、客観、公正を確保し、虚偽報道を編集発信してはならず、虚偽のニュースを掲載放送してはならず、報道すべきニュースの事実を私的に隠匿してはならない。

この「ニュース報道の真実、全面、客観、公正を確保」すべきという文言は中共中央宣伝部、国家ラジオテレビ総局、新聞出版総署が 2005 年 3 月 22 日に合同で下達した「ニュース取材編集人員従業管理に関する規定（試行）」（「关于新闻采编人员从业管理的规定（试行）」）の「第 3 条」にある「ニュース取材編集人員は真実、全面、客観、公正の原則を堅持し、ニュースの事実の正確を確保しなければならない。真剣にニュースソースを確認し、虚偽で事実ではない報道を杜絶しなければならない。ニュース報道はニュースメディアが掲載発信する時、实名制を実行しなければならない。すなわち作者の本当の氏名が署名されなければならない。…」と軌を一にしている。これは、ニュース報道において「真実、全面、客観、公正」が「確保」されないと行政処罰を受けるということを意味している。

さらに、この「09 弁法」は特に「責任」について「行政措置」の種類＝「（一）通報批判；（二）公開での自己批判を命ずる；（三）是正を命ずる；（四）新聞記者証の使用を中止させる；（五）主管単位、主宰単位に整頓改革の監督の責任を負わせる。」を明記した「第三十四条」から第三十八条までそれぞれ細目を挙げて詳しく規定、厳格に対応することが明文化された。

7. 2013 年 9 月の「ニュース取材編集人員職域研修を繰り広げることにに関する通知」と『新聞記者研修教材 2013』

2014 年に行われる新聞記者証更新の前に、国家新聞出版ラジオテレビ総局は 2013 年 9 月 25 日に「ニュース取材編集人員職域研修を繰り広げることにに関する通知」（关于开展新闻采编人员岗位培训的通知）を下達した。これはこれまで記者証更新の前に行われてきた「ニュース取材編集人員資格研修」（新闻出版总署关于新闻采编人员资格培训实施工作的通知）の継続であり、新聞記者証の更新にあたって、研修を行い、それに合格することが必要要件の一つになっているからである。

この「13 通知」はその「一」で「研修目的」を次のように定義している。

全面的にニュース取材編集人員の全体的素養を向上させるために、ニュース取材編集人員が真剣に職責を履行し、それにより自覚をもってマルクス主義の新聞観を堅持、社会主義の核心的価値観を打ち立て、自覚して新聞法規規定を遵守、自覚して新聞職業道德を遵守する良い風紀をつくりだし、よりよく人民に奉仕、社会主義に奉仕、全党全国の大局に奉仕させるよう教育し、導く。

その「研修内容」については「国家新聞出版ラジオテレビ総局が組織編集した『新聞記者研修教材 2013』とそれにセットで制作した6集のテレビ教学ビデオを主とし、それには『中国の特色を備えた社会主義』、『マルクス主義新聞観』、『新聞倫理』、『新聞法規』、『ニュース取材編集規範』および『虚偽ニュース防止』の6テーマとわが国の主要新聞法規規定および新聞単位管理規範を含む。」としている。

そして、研修は新聞記者証所持者30人以上の新聞機関は当該機関が行い、それ以下は主管行政単位が行い、少なくとも18時間の確保が求められるとともに、試験による研修考課の合格者は新聞記者証の更新申請が認められるとしている。

これまでは、例えば2003年には必読書として新聞出版総署研修センターが編集し、中国大百科全書出版社から出版された『ニュース取材編集人員資格研修学習用書』が指定され、参考書として『新聞理論教程』（高等教育出版社）が推薦されていた（必读书为：《新闻采编人员资格培训学习用书 报纸出版工作法律法规选编》（新闻出版总署教育培训中心编、中国大百科全书出版社出版）。推荐参考书为：《新闻理论教程》，（高等教育出版社出版）。（新闻出版总署关于新闻采编人员资格培训实施工作的通知 新闻出版总署2003年1月10日）が、今回2014年度の更新では初めて国家新聞出版ラジオテレビ総局によって『新聞記者研修教材 2013』という統一教材がつくられたことが特筆される。その教材は「…2013」とあるところから、次の新聞記者証更新に当たっても「…2018」として国家新聞出版ラジオテレビ総局が作成することになるのであろう。

なお、『新聞記者研修教材 2013』は上下二冊本（738頁）で人民出版社から2013年9月に出版された。同「教材」は「研修課程」、「学習参考資料」、「新聞単位取材編集管理規範」、「練習問題」という四つの部分からなり、「研修課程」は前述の『中国の特色を備えた社会主義』、『マルクス主義新聞観』、『新聞倫理』、『新聞法規』、『ニュース取材編集規範』および『虚偽ニュース防止』の6テーマで構成されている。「学習参考資料」には関係法規、「新聞単位取材編集管理規範」には実際のニュース報道にあたっての「規範」が説明されている。そして、「練習問題」には「問題」とともに解答も示されている。

その中でも特に「規範」部分（「新闻单位采编管理规范」pp.579-631）はわれわれにとって中国のニュース報道を解析する上で参考価値が高い。そこには1「ニュース取材編集人員職業規範」（新闻采编人员职业规范 pp.581-596）、2「ニュース取材編集および出版の工程管理規定」（新闻采编及出版流程管理规定 pp. 596-602）、3「ニュースメディアおよび取材編集人員ウェイボー使用規定」（新闻媒体及采编人员使用微博规定 pp. 603-608）、4「案件報道管理規定」（案件报道管理规定 pp. 608-612）、5「財經報道管理規定」（财经报道管理规定 pp. 612-616）、6「国際報道管理規定」（国际报道管理规定 pp.616-617）、7「編集校閲管理規定」（编校管理规定 PP. 617-622）、8「メディア広告掲載発信管理規定」（媒体广告刊发管理规定 pp. 622-626）、9「新聞単位秘密保護管理規定」

(新聞単位保密管理規定 pp. 626-631) が掲載されている。これらの「規範」と「規定」はすべてが同書の「編者」が人民日報をはじめ中国のメディアの「内部管理規定」を参考にして作られたものである。

例えば、「国際報道管理規定」であるが、その冒頭に「メディアの国際報道を規範化するために、編者は人民日報社、新華社など中央の新聞単位の内部管理規定を参考とし、特に以下の国際報道規範を制定し、業種内の参考に供する。」として13条からなる「規定」を載せている。

その「第一条」は「国際報道は国家利益を擁護することを自らの任務とし、適時、正確に世界各国の各領域の重要な情報を伝え、深く掘り下げて国際情勢と動向を解析し、努力して中国の視座を体现、中国の理念を伝え、中国の声を発するべきである。」(国际报道应以维护国家利益为己任, 及时、准确地传播世界各国各领域重要信息, 深入解析国际局势和动向, 努力体现中国视角、传播中国理念、发出中国声音。)、 「第二条」は「国家の外交の大局に従い、奉仕するという原則を遵守する。正確、鮮明に我が国政府の重大事件、重要問題に対する立場と観点を表現し、わが国の外交政策と国際情勢を正しく認識するように社会公衆を導く。」(遵守服从服务于国家外交大局的原则。准确、鲜明地表达我国政府对重大事件、重要问题的立场与观点, 引导社会公众正确认识我国外交政策和国际形势。)、そして、「第三条」は「国内国際二つの大局を一つにまとめるという原則を遵守する。国内国際二つの輿論場と結び付けて、対外的な輿論の導き、輿論闘争を強化するとともに、国内公衆の心理と需要を重点的に考慮し、内外が結び付き、効果的に呼応することを実行する。」(遵守统筹国内国际两个大局的原则。结合国内国际两个舆论场, 既加强对外的舆论引导、舆论斗争, 又注重考虑国内公众的心理和需求, 做到内外结合、有效配合。)としており、「中国の視座」、「中国の理念」、「中国の声」、中国「政府」の「立場と観点」を伝え、中国の「外交政策と国際情勢を正しく認識するように社会公衆を導く。」とともに、「対外的な輿論の導き、輿論闘争を強化する」よう「規定」し、中国モデルの国際報道の在り方を明示している。

もとより、「人民日報社、新華社など中央の新聞単位の内部管理規定」など公開されるはずもない中で、それを「参考」にしてつくられたこうした「規定」は今後における中国の「国際報道」分析にあたっの第一の資料となるであろう。

8. 2014年7月の「2014年新聞記者証更新に関する通知」

直近の「2014年新聞記者証更新に関する通知」(「关于2014年换发新闻记者证的通知」)と「2014年新聞記者証更新実施弁法」(「2014年新闻记者证换发实施办法」)は上記の「09弁法」に準拠しているが、新聞記者証の更新にあたって新たな条件が加えられている。それは新聞記者証更新申請資格要件の一つに「秘密保護誓約書」と「職務行為情報秘密保護取り決め」が加えられたことである。

「14通知」は新聞記者証更新資格要件のなかで「(5)新聞機関と秘密保護誓約書および職務行為情報秘密保護取り決め」に署名する。」とあり、その内容について「秘密保護誓約書と職務行為情報秘密保護取り決めとは新聞機関が『国家秘密保護法』、『労働契約法』および『新聞従業人員職務行為情報管理弁法』などの関係規定に合わせ、ニュース取材編集人員と署名した秘密保護誓約書と職務行為情報秘密保護取り決めを指している。秘密保護誓約書と職務行為情報秘密保護取り決めは

ニュース取材編集人員の職務行為情報の権利の帰属、使用規範および違約責任を明確にし、ニュース取材編集人員に国家秘密を保護し、国家利益を擁護することを求め、当該単位の許可なくして職務行為情報を勝手に発表してはならず、職務行為情報を利用して不法な利益を得ようとしてはならないことを明らかにしなければならない。」としている。

こうした新聞記者の職務行為における秘密保護条項は新聞記者証管理の「09 弁法」が今後改定される際に加えられ、明文規定されることになろう。

なお、この「14 通知」とともに「2014 年新聞記者証更新実施弁法」（「2014 年新闻记者证换发实施办法」）も下達されている。

9. 2014 年 10 月の「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」

国家新聞出版ラジオテレビ総局と国家インターネット情報弁公室によって 2014 年 10 月 21 日に下達された「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」（关于在新闻网站核发新闻记者证的通知）はこれまで伝統メディアの「ニュース取材編集人員」だけに発給されていた新聞記者証をインターネットのウェブサイトにも拡大するものであり、インターネットという新興メディアに流される情報を伝統メディアと同じように管理するための措置である。

「各省、自治区、直轄市新聞出版放送テレビ局、インターネット情報弁公室、新疆生産建設兵団新聞出版局、インターネット情報弁公室、中央と国家機関各部委、各民主党派、各人民団体新聞機関主管単位、中央インターネットニュースサイト」にあてた同「通知」は「インターネットニュースサイトの編集記者隊列の建設を強化し、隊列全体の素養を向上させるため、中央の関係要求に基づき、…すでにインターネットニュース情報サービス許可一類資質を取得するとともに条件に合致したインターネットニュースサイトの中で『周密に実施し、時期を分け類別ごとに、穏当かつ順序だつて、管理できコントロールできる』という原則に従って新聞記者証を確認発給することを決定した。」とし、「受領申請範囲」を「国家インターネット情報弁公室に認可され、インターネットニュース情報サービス許可一類資質を取得するとともに条件に合致したインターネットニュースサイトの中で、ニュース取材編集業務に専業として従事している在職人員。」であることを明示すると同時に、「受領申請条件」についても下記の要件を備えることが規定された。

(1) 国家の法律、法規および新聞工作者職業道德を遵守する。

(2) インターネットニュースサイトの編成内あるいは正式に任用され、専業としてニュース取材編集に従事し一年以上のニュース取材編集業務経歴をもつ。

(3) 大学専科以上の学歴を備える。

(4) 国家インターネット情報弁公室の交付した「インターネットニュース取材編集研修合格証」あるいは新聞出版ラジオテレビ行政部門が交付した職業資格証を得ている。

「受領申請手順」については「中央のインターネットニュースサイトの新聞記者証を受領申請する人員は、国家インターネット情報弁公室の審査承認を受けた後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。地方のインターネットニュースサイトの新聞記者証を受領申請する人員

は、所在地の省級インターネット情報主管部門と省級新聞出版ラジオテレビ武門の審査承認を受けた後、国家インターネット情報弁公室へ報告再審査後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。」としており、「国家インターネット弁公室」を通じて、「国家新聞出版ラジオテレビ総局」が発給することが明示されている。そして、「受領申請期間」を「2015年1月から適時条件に合致したインターネットニュースサイトの新聞記者証受領審査承認発給工作进行を組織する。」としている。

この「通知」は伝統メディアと新興メディアの融合を目指す習近平体制の情報管理強化の一環であり、最終的にはすべてのインターネットにおけるニュース取材編集活動を新聞記者証を所持するものだけに限定することにつながるものである。

10. 中国の記者（新聞工作者）をめぐる現況

「百度」によると、2012年11月5日現在、中国で新聞記者証を所持しているニュース取材編集人員は合計248101人であり、そのうち新聞紙、定期刊行物の記者が105942人、ラジオ、テレビ、通信社などのメディアの記者が142159人となっており、男女比は男性記者140684人、女性記者107417人で57対43となっている。

(<http://baike.baidu.com/view/689073.htm?fr=aladdin>)

2014年の新聞記者証更新は7月15日から始まり、10月30日で終わったが、これより先、「2013年から現在までに、不法行為によって216社が処分され、49記者ステーションと14455にのぼる記者証が取り消された。」（新华社北京4月22日电）と伝えられている。

この記者証が取り消された数（14455）を2012年の記者証所持者の数（248101）で割ると5.82%の記者が不正を働いたことになる。わずか1年間にこれだけ多くの記者の不正が摘発されている。これは以前のデータと比較しなければ断言できないものの、習近平体制になってから情報管理が強化されるようになったことと無関係ではないであろう。

その反映が、現地の新聞工作者協会によって実験的につくられている「新聞道德委員会」なるものであり、同委員会は2013年に河北、上海、浙江、山東、湖北の五か所に試験的につくられた後、2014年には北京、黒竜江、福建、江西、河南、湖南、広東、四川、貴州、陝西にまで拡大している。

中央の指示によって設置された同委はその名の通り「新聞道德」を監視する「自律」機関である。河北省新聞道德委員会によって2013年5月21日につくられた河北省新聞道德委員会規程（河北省新聞道德委员会章程）は第一条に「河北省新聞道德委員会は省の新聞業種の職業道德建設を強化する上での自律監督機関である。」とし、先進モデルの推奨とともにその職責の一つとして、第八条には「社会各界の新聞機関および新聞従業人員の職業道德喪失行為に対する摘発と訴えを受理する。」が挙げられている。そして、その組織については第十条に「道德委員会委員は河北省新聞業種代表と広範な代表性を備える社会各界の人士によって担当され、各関係単位による推薦で誕生し、任期は五年。…」とある。

当面、実験段階にあるこの新聞道德委員会がいかなる発展を遂げるのか注目したいが、「新聞工作者職業道德準則」（『ジャーナリズム & メディア』6号（2013.3）「解題中国『新聞工作者職業道

徳準則』 pp.137-177 参照)があるにもかかわらず、こうした委員会を設置し「監視」しなければならないほど中国の新聞工作者の「職業道徳」が劣化しているのかも知れない。「劣化」の当否はさておき、彼らの職業としての活動空間にもう一つの枠がはめられたことは確かである。

なお、本解題は本誌「海外研究動向」の拙稿「中国の国家秘密保護と情報管理強化」を併読されると理解が深まるものと思う。

ここでは2005年に初めて制定された「新聞記者証管理弁法」と改定を経た2009年版の「新聞記者証管理弁法」、その「弁法」理解に資するため「05弁法」制定前の「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」と最新の「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」(「关于在新闻网站核发新闻记者证的通知」)を試訳した。

翻訳は本学大学院新聞学研究科博士前期課程在籍の陳淳美恵、黄慧作、金芳舟、雷佳、デギドルマ、周冠喬が行った。そのうち、黄慧作が「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」、デギドルマが2005年版「新聞記者証管理弁法」、陳淳美恵と周冠喬が2009年版「新聞記者証管理弁法」の訳文の整理に当たった。表記が無いものについては筆者が試訳した。

訳語については可能な限り統一を図ったが、一部不備もあるかも知れない。その場合は原文を参照されたい。また、「新聞」という中国語についてはニュース生産の過程すべてを包括する広義の「報道」と狭義の「ニュース」の意味を含むと同時に、「新聞学」から派生した「ジャーナリズム」や「マスコミ」というマクロの概念を含むことさえある。そのため、文脈に応じて訳語を選択したが、「新聞機関」などそのまま「新聞」としたところが多い。もちろん、「報道機関」、「マスコミ機関」などに読み替えられてもかまわない。また、日本語としては「新聞記者証」より「報道記者証」が適訳ではないかとも考えたが、一つの固有名詞ととらえ、そのまま「新聞記者証」とした。ちなみに「新聞記者証」は英語では「PRESS CARD」とされている。

・・・・・・・・・・・・・・・・

資料

1. 「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」

(原文)

关于全国统一换发新闻记者证的通知

2003年12月05日

各省(自治区、直辖市)新闻出版局, 新疆生产建设兵团新闻出版局, 解放军总政治部宣传部新闻出版局, 中央各新闻单位, 中央国家机关报刊管理部门:

为保障新闻记者的正常采访活动, 维护新闻记者的合法权益, 切实加强对新闻记者证件的管理和社会监督, 决定从2003年11月起统一换发全国新闻机构的记者证。现将有关事项通知如下:

一、发放范围

1、新闻记者证的发放范围是新闻机构中具备下列条件的人员：(1) 遵守国家法律法规、新闻纪律，遵守新闻工作者职业道德；(2) 具备大学专科以上学历以及经国务院有关部门认定的新闻采编从业资格；(3) 在新闻机构编制内从事新闻采编工作，或经新闻机构正式聘用从事新闻采编工作、且连续聘用时间已达一年以上。

新闻机构是指经国家有关行政部门批准设立的编入“国内统一刊号”的报纸、新闻性期刊的出版单位、通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂及其它相关单位。其中，新闻性期刊由新闻出版总署认定。广播、电视新闻机构的认定，以国家广播电影电视总局的有关批准文件为依据。

“经新闻机构正式聘用”指新闻采编人员与所属新闻机构签有合法劳动聘用合同。

2、下列人员不发新闻记者证：(1) 新闻机构中党务、行政、后勤、经营、广告、工程技术等非采编岗位工作人员；(2) 新闻机构以外的工作人员，包括为新闻机构提供稿件或节目的通讯员、特约撰稿人、特约记者，专职或兼职为新闻机构采编新闻稿件的党政机关、企事业等单位的工作人员以及其他社会人员；(3) 教学辅导类报纸、高等学校校报工作人员；(4) 非新闻性期刊以及无新闻采编业务的其他期刊工作人员；(5) 在新闻采编活动中因违法或因违规违纪受过严重处罚的人员。

从事登载新闻业务的互联网站采编人员暂不发放新闻记者证。

二、证件样式

1、全国新闻机构使用统一样式的记者证，证件名称为“新闻记者证”。取消特约记者证。

2、新闻记者证由新闻出版总署统一印制。其他任何单位或个人不得制作或仿制新闻记者证，不得制作、发放专供新闻采访使用的其它正式证件。

3、新闻记者证由新闻出版总署统一编号，证件编号规则见附件。

4、新闻记者证须印有新闻出版总署国徽章、“新闻记者证核发专用章”、“新闻记者证年检专用章”和本新闻机构钢印，方为有效证件。

三、审核和发放

1、新闻记者证审核发放工作实行统一领导、分级负责、严格把关的原则。

2、新闻出版总署负责全国新闻记者证核发工作。

3、各符合新闻记者证发放范围的新闻机构，按照新闻记者证发放条件对其新闻采编人员进行严格审核。

4、中央新闻机构经主管部门审核所属新闻采编人员资格后，向新闻出版总署申报并领取新闻记者证。

5、省和省以下新闻机构经主管部门审核所属新闻采编人员资格后，向所在地省级新闻出版局申报、领取记者证并一律向新闻出版总署备案。

地（市、盟）设有独立建制新闻出版局的，所属新闻机构新闻采编人员资格须经地（市、盟）新闻出版局审核后，报省级新闻出版局。

6、新闻机构依照有关规定经批准设立的记者站，记者站新闻采编人员资格由其新闻机构审核，主管部门同意，并经记者站登记地省级新闻出版局核准。记者站新闻记者证由记者站所属新闻机构向有关发证机关领取并发放。

根据中央治理党政部门报刊散滥和利用职权发行工作协调领导小组部署，2003年12月31日前，对全国报刊记者站进行全面清理整顿并重新审核登记。清理整顿工作结束前，暂不发放记者站记者证。

7、总政宣传部新闻出版局负责解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）新闻机构记者证的换发工作，并向新闻出版总署备案。

8、除解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）系统外，新闻记者证申请、审核和发放工作统一通过新闻出版总署“全国新闻记者证管理及核验网络系统”进行，具体办法见附件。

四、使用、更换和注销

1、新闻记者证是新闻采编人员依法从事新闻采访工作时使用的身份证明，在正常新闻采访中应主动向采访对象出示。

2、新闻记者证不得转借或涂改。不得用于以下活动：（1）经营性活动；（2）非职务行为；（3）“有偿新闻”及其他违反新闻职业道德的活动；（4）其他违规违纪活动。

3、新闻记者证每五年统一换发一次。新闻机构中编制内的新闻采编人员，新闻记者证的有效期限截至到2008年12月31日。经新闻机构正式聘用的非编制内新闻采编人员，新闻记者证有效期与其聘用合同期相同。

4、新闻记者证实行年检制度。未通过年检的新闻记者证，由发证机关注销，不得继续使用。

5、新闻记者证持有者离开本新闻机构或采编岗位，新闻机构应及时收回其新闻记者证，并立即向发证机关办理注销手续。

6、新闻记者证因污损、残破等原因无法继续使用，由新闻机构持原证到发证机关更换新证，原新闻记者证编号同时作废。

7、新闻机构因工作需要补领新闻记者证，按本《通知》第三条规定的程序办理。

8、新闻机构撤销，新闻记者证同时作废，由主管单位收回，由发证机关注销。

五、管理和监督

1、国务院及各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门负责对新闻机构新闻记者证发放、使用和年检进行监督管理，对违反有关规定的新闻机构、新闻采编人员予以批评、通报、警告，情节严重的可吊销其新闻记者证。

2、新闻机构的主管单位应履行对所属新闻机构新闻记者证的申领审核和规范使用的管理责任，对违反有关规定的新闻机构、新闻采编人员进行处理，情节严重的，可申请吊销其新闻记者证。

3、新闻机构应履行对所属新闻采编人员资格审核及新闻记者证申请、发放、使用和管理责任，并

对新闻记者证持有者的采访活动进行监督管理。对新闻机构擅自扩大记者证发放范围、私自仿制或使用无效记者证的，要追究新闻机构及其领导人责任。新闻机构解除与所属采编人员劳动关系，未及时向发证机关办理新闻记者证注销手续的，承担由此引起的法律后果。新闻机构未按要求进行新闻记者证年检的，由发证机关注销其全部新闻记者证。

4、新闻记者证持有者应遵守新闻工作有关管理规定及新闻职业道德。对以新闻报道为名从事向采访对象索取不当利益、有偿新闻或强拉广告等严重违规违纪和违反职业道德行为的新闻采编人员，由发证机关吊销其新闻记者证。

5、新闻记者证持有者从事新闻采访活动应接受社会监督。被采访者可通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”，验明新闻记者证真伪，并对新闻记者证持有者的违规违纪行为予以举报。新闻机构接到举报应认真组织调查，一经查实，应按有关程序向发证机关申请吊销其新闻记者证。

被采访者发现使用假冒新闻记者证的，可及时向有关行政管理部门、新闻机构和公安机关报告。

6、根据国家计委、财政部《关于调整记者证收费标准的通知》(计价格[2003]132号)，记者证工本费为每证10元；记者证工本费全部上缴中央国库，实行“收支两条线”管理。各地各部门要严格执行有关规定，不得截留或加价。

7、此次统一换发记者证工作，于2003年11月开始。2004年1月1日起全国统一启用新的新闻记者证，旧证作废。各新闻机构在领取新闻记者证后，应向社会声明新记者证样式，同时宣布旧记者证作废。

(日訳)

全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知(2003年12月5日)

各省(自治区、直轄市)新聞出版局、新疆生産建設兵団新聞出版局、解放軍総政治部宣伝部新聞出版局、中央各新聞単位、中央国家機関紙誌管理部門：

新聞記者の正常な取材活動を保障し、新聞記者の合法的權益を擁護し、新聞記者の証明書に対する管理と社会監督を着実に強化するため、2003年11月から統一的に全国新聞機関の記者証を更新することを決定する。ここに、関係事項について以下のように通知する：

一、発給範囲

1、新聞記者証の発給範囲は新聞機関の中で、下記の条件を備える人員である：(1) 国家法律法規、新聞紀律、新聞工作者職業道德を遵守する；(2) 大学専科以上の学歴と国务院の関係部門を通じて認定されたニュース取材編集従業資格を備える；(3) 新聞機関編成内でニュース取材編集業務に従事、或いは新聞機関が正式に任用しニュース取材編集業務に従事し、しかも、連続任用期間がすでに一年以上に達している。

新聞機関とは国家の関連行政部門に認可され設立された「国内統一刊行物番号」に組み入れられた新聞、時事的定期刊行物の出版単位、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所及びその他の関係単位を指す。その中では、時事的定期刊行物は新聞出版総署によって認定される。ラジ

オ、テレビ新聞機関の認定は、国家ラジオ映画テレビ総局の関係認可文書を根拠とする。

「新聞機関によって正式に任用された」とは、ニュース取材編集人員で、その属する新聞機関と合法的労働任用契約にサインした者を指す。

2、下記の人員には新聞記者証は発給しない：(1) 新聞機関の中の党務、行政、後勤、経営、広告、エンジニアリングなど非取材編集職域の業務人員；(2) 新聞機関以外の業務人員であり、新聞単位に原稿、あるいは番組を提供する通信員、特約ライター、特約記者、専任或いは兼務で新聞機関のために、ニュース原稿を取材編集する党政機関、企業事業などの単位の業務人員及びその他の社会人員を含む；(3) 教育補習類の新聞、高等教育機関の学内新聞の業務人員；(4) 非時事的定期刊行物及びニュース取材編集業務のない、その他の定期刊行物の業務人員；(5) ニュース取材編集活動の中において法律に違反したことによって、あるいは法規に違反、紀律に違反し厳しく罰せられた人員。

ニュースを掲載する業務に従事しているインターネットウェブサイト取材編集人員には暫時新聞記者証を発給しない。

二、証明書様式

1、全国新聞機関は統一された様式の記者証を使用する、その証明書の名称は「新聞記者証」とする。特約記者証は廃止する。

2、新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に印刷制作される。その他のいかなる単位或いは個人も新聞記者証を制作或いは模造してはならず、ニュース取材に使用することに特に提供するその他の正式な証明書も制作、発給してはならない。

3、新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に番号がふられる、証明書の番号を振る規則は付属文書を参考せよ。

4、新聞記者証は新聞出版総署国章、「新聞記者証審査発給専用印章」、「新聞記者証年度検査専用印章」及び当該新聞機関の公印がスタンプされて、始めて有効な証明書となる。

三、審査確認と発給

1、新聞記者証の審査確認発給業務は統一的な指導、クラス別に責任を負い、厳格にチェックするという原則を実行する。

2、新聞出版総署は全国の新聞記者証の審査確認発給業務の責任を負う。

3、新聞記者証発給範囲に合致した各新聞機関は、新聞記者証の発給条件に合わせて、そのニュース取材編集人員に対し厳格な審査確認を行う。

4、中央の新聞機関は主管部門によってそれに所属するニュース取材編集人員の資格が審査確認されたのち、新聞出版総署に新聞記者証の申告と受領を行う。

5、省と省以下の新聞機関は主管部門によってそれに所属するニュース取材編集人員の資格が審査確認されたのち、所在地の省級新聞出版局に記者証の申告、受領をおこなうとともに、すべて新聞出版総署の記録に留める。

地区（市、盟）で独立した組織としての新聞出版局を設置しているものは、所属新聞機関のニュース取材編集人員の資格については地区（市、盟）新聞出版局の審査確認を受けなければならない、その後、省級新聞出版局に報告する。

6、新聞機関が関係規定によって認可を経て設置した記者ステーション、その記者ステーションのニュース取材編集人員資格はその新聞機関の審査確認を受け、主管部門の同意を得るとともに、更に記者ステーション登記地の省級新聞出版局の承認を経る。記者ステーションの新聞記者証は記者ステーション所属新聞機関によって関係証明書発給機関から、それを受領するとともに発給が行われる。

党政部門の新聞刊行物の混乱状態と職権を利用した発行を整理する中央の業務調整指導小グループの配置に基づいて、2003年12月31日以前に、全国の新聞刊行物記者ステーションに全面的な整理整頓を行うとともに、改めて審査確認登記を行う。整理整頓業務の終了前には、記者ステーションの記者証の発給は暫時行わない。

7、総政治部宣伝部新聞出版局は解放軍と武装警察部隊（国境防衛、消防、警備部隊を含まず）の新聞機関記者証の更新業務の責任を負うとともに、新聞出版総署へ記録に留める。

8、解放軍と武装警察部隊（国境防衛、消防、警備部隊を含まず）系統以外は、新聞記者証の申請、審査確認及び発給業務は統一的に新聞出版総署の「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて行う。具体的方法は付属文書を参考せよ。

四、使用、更新と抹消

1、新聞記者証はニュース取材編集人員が法に従ってニュース取材活動に従事する時に使用する身分証明であり、正常なニュース取材において主体的に取材対象に提示すべきである。

2、新聞記者証は貸与したり改竄してはならない。以下の活動に用いてはならない：（1）経営的活動；（2）非職務行為；（3）「有償ニュース」及びその他の新聞職業道徳に違反する活動；（4）その他の規則規律に違反する活動。

3、新聞記者証は五年ごと一度統一して更新する。新聞機関の中の編成内におけるニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は2008年12月31日までとする。新聞機関によって正式に任用された非編成内のニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は任用契約期間と同じ。

4、新聞記者証は年度検査制度を実行する。年度検査に通らなかった新聞記者証は、発給機関によって抹消され、引き続き使用することはできない。

5、新聞記者証所持者が当該新聞機関或いは取材編集職域を離れる時は、新聞機関は適時にその新聞記者証を回収するとともに、即時発給機関に抹消の手続きを取るべきである。

6、新聞記者証は汚損、破損などの原因によって引き続き使用できなくなった場合は、新聞機関は原本を持って発給機関に行き新しい新聞記者証と交換する。元の新聞記者証番号はこれと同時に廃棄される。

7、新聞機関は業務の必要によって新聞記者証を再受領するが、本「通知」の第三条に規定された手順によって取扱う。

8、新聞機関が解散した場合は、新聞記者証も同時に廃棄され、主管単位によって回収され、発給機関によって抹消される。

五、管理と監督

1、国务院及び各省、自治区、直轄市新聞出版行政部門は新聞機関の新聞記者証の発給、使用及び年度検査に対して監督管理の責任を負い、関係規定に違反した新聞機関、ニュース取材編集人員に対し批判、通報、警告を与え、情状が重大な者についてはその新聞記者証を取消す。

2、新聞機関の主管単位はその所属新聞機関の新聞記者証の申請受領、審査確認及び規範的使用に対する管理責任を履行し、関係規定に違反した新聞機関、ニュース取材編集人員に対して処理を行うべきであり、情状が重大な者については、その新聞記者証の取消を申請することができる。

3、新聞機関は所属ニュース取材編集人員の資格審査確認及び新聞記者証の申請、発給、使用及び管理責任を履行し、新聞記者証所持者の取材活動に対し、監督管理を行うべきである。新聞機関が勝手に記者証の発給範囲を拡大したり、私的に効力のない記者証を模造或いは使用したものは、新聞機関及びその指導者の責任を追究しなければならない。新聞機関は所属取材編集人員との労働関係を解消し、適時に発給機関に新聞記者証の抹消手続きの処理を行わなかった場合は、それによって引き起こされる法律的结果について責任を負う。新聞機関が要求に合わせて新聞記者証の年度検査を行わなかった場合、発給機関によってその全ての新聞記者証は抹消される。

4、新聞記者証所持者は新聞工作の関係ある管理規定及び新聞職業道徳を遵守すべきである。ニュース報道を名目にして取材対象に対して不当な利益、有償ニュース或いは強引な広告取りをした時などの重大な規定紀律違反及び職業道徳違反行為のあったニュース取材編集人員に対しては、発給機関によってその新聞記者証が取消される。

5、新聞記者証所持者はニュース取材活動に従事する時、社会の監督を受けるべきである。被取材者は「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて、新聞記者証の真偽を明確するとともに、新聞記者証所持者の規定紀律違反行為に対しては、これを摘発する。新聞機関は摘発を受けた時、真剣に調査を組織し、事実が明らかになれば、関係手続きに合わせて、発給機関に対し、その新聞記者証の取消を申請すべきである。

被取材者は偽の新聞記者証の使用を発見したならば、適時に関係行政管理部門、新聞機関及び公安機関に報告することができる。

6、国家計画委員会、財政部「記者証費用受領基準調整に関する通知」（計価格[2003]132号）に基づき、記者証原価は一枚10元とする；記者証原価は全部中央国庫に上納され、「収支二つのライン」管理を実行する、各地各部門は厳格に関係規定を執行しなければならない、お金を留保或いは引き上げではない。

7、今回の記者証の統一更新業務は、2003年11月から始める。2004年1月1日から全国統一に新しい新聞記者証の使用が開始され、旧記者証は廃棄する。各新聞機関は新聞記者証を受領したのち、社会に向けて新記者証の様式を明らかにし、同時に旧記者証の廃棄を宣言しなければならない。

（陳淳美恵、黄慧作、金芳舟、雷佳、デギドルマ、周冠喬 翻訳・黄慧作 整理）

2. 2005 年版「新聞記者証管理弁法」

(原文)

《新闻记者证管理办法》

第一章 总 则

第一条 为规范新闻记者证发放、使用及管理，保障新闻记者的正常采访活动，维护新闻记者和社会公众的合法权益，根据《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》，制定本办法。

第二条 全国新闻机构使用统一样式的记者证，证件名称为新闻记者证。

新闻记者证是我国新闻机构的新闻采编人员从事新闻采访活动使用的有效工作身份证件，由新闻出版总署统一印章制并核发。

第三条 新闻记者证由新闻出版总署统一编号，并加盖新闻出版总署印章章、新闻记者证核发专用章、新闻记者证年度审核专用章和本新闻机构钢印章方为有效。

其他任何单位或者个人不得制作、仿制新闻记者证，不得制作、发放专供采访使用的其他正式证件。

第四条 本办法所称新闻机构，是指经国家有关行政部门批准获得出版许可证的报纸和新闻性期刊出版单位以及通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂等具有新闻采编业务的单位。其中，报纸、新闻性期刊的出版单位由新闻出版总署认定；广播、电视新闻机构的认定，以国家广播电影电视总局的有关批准文件为依据。

第二章 审核与发放

第五条 新闻出版总署负责全国新闻记者证的核发工作。

第六条 中央单位所办新闻机构经主管部门审核所属新闻机构采编人员资格条件后，向新闻出版总署申报、领取新闻记者证。

第七条 省和省以下单位所办新闻机构经主管部门审核所属新闻采编人员资格条件后，向所在地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门申报、领取新闻记者证，由省、自治区、直辖市新闻出版行政部门向新闻出版总署备案。

第八条 记者站的新闻采编人员资格条件由设立该记者站的新闻机构审核，主管部门同意，并经记者站登记地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门核准，由设立记者站的新闻机构分别向新闻出版总

署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门申报、领取新闻记者证。

第九条 解放军总政治部宣传部新闻出版局负责解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）新闻机构记者证的审核发放工作，并向新闻出版总署备案。

第十条 除解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）系统外，新闻记者证申请、审核和发放工作统一通过新闻出版总署的“全国新闻记者证管理及核验网络系统”进行。

第十一条 新闻机构中发给新闻记者证的人员须具备下列条件：

- （一）遵守国家法律、法规和新闻工作者职业道德；
- （二）具备大学专科以上学历和经国务院有关部门认定的新闻采编从业资格；
- （三）在新闻机构编制内从事新闻采编工作的人员，或者经新闻机构正式聘用从事新闻采编工作且连续聘用时间已达1年以上的非编制内人员。

本条所称“经新闻机构正式聘用”，是指新闻采编人员与其所在新闻机构签有聘用合同。

第十二条 下列人员不发新闻记者证：

- （一）新闻机构中党务、行政、后勤、经营、广告、工程技术等非采编岗位的工作人员；
- （二）新闻机构以外的工作人员，包括为新闻单位提供稿件或节目的通讯员、特约撰稿人、特约记者，专职或兼职为新闻机构采编新闻稿件的其他人员；
- （三）教学辅导类报纸、高等学校校报工作人员；
- （四）受过刑事处罚的人员。

第三章 使用与更换

第十三条 新闻采编人员从事新闻采访工作必须持有新闻记者证，并应在新闻采访中主动向采访对象出示。

新闻记者证持有者从事新闻采访的合法权益受法律保护。

第十四条 新闻记者证不得用于以下活动：

- （一）经营性活动；
- （二）非职务行为；
- （三）违反法律规定的活动；
- （四）违反新闻职业道德的活动。

第十五条 新闻记者证只限本人使用，不得转借或者涂改。

第十六条 新闻记者证每5年统一换发1次。新闻记者证换发的具体办法由新闻出版总署另行制定。

新闻机构中编制内的新闻采编人员的新闻记者证有效期为5年。经新闻机构正式聘用的非编制内新闻采编人员的新闻记者证有效期与其聘用合同期相同。

第十七条 新闻记者证实行年度审核制度。新闻记者证年度审核办法由新闻出版总署另行制定。未通过年度审核的新闻记者证，由发证机关注销，不得继续使用。

第十八条 新闻记者证持有者离开本新闻机构或者采编岗位，新闻机构应及时收回其新闻记者证，并立即向发证机关办理注销手续。

第十九条 新闻记者证因污损、残破等各种原因无法继续使用，由新闻机构持原证到发证机关更换新证，原新闻记者证编号同时作废。

第二十条 新闻记者证因遗失需要补领的，由新闻机构在适当媒体上公告1周后，到发证机关申请补领新证，原新闻记者证编号同时作废。

第二十一条 新闻机构因工作需要补领新闻记者证，按照本办法第二章办理。

第二十二条 新闻机构撤销，其申领的新闻记者证同时作废。该新闻机构的主管单位负责收回作废的新闻记者证，交由发证机关注销。

第二十三条 采访国内、国际重大活动，活动主办单位制作的一次性临时采访证件必须随新闻记者证一同使用。

第四章 监管与责任

第二十四条 新闻出版总署和各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门负责对新闻机构的新闻记者证发放、使用和年度审核进行监督管理。

第二十五条 新闻机构的主管单位应履行对所属新闻机构新闻记者证的申领审核和规范使用的管理责任，依法对违反本办法的新闻机构、新闻采编人员进行处理，对情节严重的，向发证机关申请注销其新闻记者证。

第二十六条 新闻机构应履行对所属新闻采编人员资格条件审核及新闻记者证申请、发放、使用和管理责任，并对新闻记者证持有者的采访活动进行监督管理。

新闻机构对其所属新闻记者证持有者违法违纪行为的举报，应及时组织调查处理，对情节严重的，应向发证机关申请注销新闻记者证。

新闻机构解除与所属采编人员劳动关系，未及时到发证机关办理新闻记者证注销手续的，承担由此产生的法律后果。

新闻机构未按新闻出版总署或者各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门规定进行新闻记者证年度审核的，由发证机关注销其全部新闻记者证。

第二十七条 新闻机构应在其所属媒体上公布“全国新闻记者证管理及核验网络系统”的网址，方便社会公众查验新闻记者证，并接受监督。

第二十八条 新闻记者证持有者应遵守有关法律规定和新闻职业道德，不得以新闻报道为名从事有偿新闻、强拉广告或者向采访对象索取不正当利益。

第二十九条 被采访者以及社会公众可以对新闻记者证持有者的新闻采访活动予以监督，可以通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”验明新闻记者证真伪，并对新闻记者证持有者的违法违纪行为予以举报。

第三十条 新闻机构、新闻采编人员违反本办法，由新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门予以警告，情节严重的，注销新闻记者证。

新闻机构擅自扩大新闻记者证发放范围、私自仿制或者使用无效记者证的，由新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门责令其改正，给予3万元以下的罚款，并建议其主管单位给予其主管负责人党纪政纪处分。

第五章 附 则

第三十一条 本办法自2005年3月1日起施行。本办法生效前颁布的与本办法不一致的其他规定同时不再执行。

(日訳)

第一章 総則

第一条：新聞記者証の発給、使用及び管理を規範化し、新聞記者の正常な取材活動を保障し、新聞記者と社会公衆の合法的權益を守るために、《確實に留保する必要がある行政審査、認可項目設定行政許可に対する国务院の決定》に基づきに本法を制定する。

第二条：全国新聞機関は統一された様式の記者証を使用し、証明書の名称は新聞記者証とする。

新聞記者証は我が国の新聞機関のニュース取材編集人員がニュース取材活動に従事する際に使用する有効な業務身分証明書であり、新聞出版総署によって統一的に印刷、制作されるとともに審査、発給される。

第三条：新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に番号がふられるとともに、新聞出版総署印

章、新聞記者証審査発給専用印章、新聞記者証年度審査合格専用印章及び当該新聞機関公印章が押されてはじめて有効となる。

その他のいかなる単位あるいは個人も新聞記者証を制作、模造してはならず、特に取材の使用に提供されるその他の正式な証明書を制作、発給してはならない。

第四条：本弁法の称するところの新聞機関とは、国家の関係行政部門に認可され出版許可証を受けた新聞紙及び時事的定期刊行物出版単位及び通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所等ニュース取材、編集業務を備える単位を指す。その中で、新聞紙、時事的定期刊行物の出版単位は新聞出版総署に認定される；ラジオ、テレビ新聞機関の認定は国家ラジオ映画テレビ総局の関係認可文書を根拠とする。

第二章 審査、確認と発給

第五条 新聞出版総署は全国の新聞記者証の確認、発給の責任を負う。

第六条 中央の単位が運営しているところの新聞機関については主管部門の所属新聞機関が取材、編集人員の資格条件を審査、確認した後、新聞出版総署に新聞記者証の申告と受領を行う。

第七条 省と省以下の単位が運営している新聞機関について主管部門が所属新聞機関のニュース取材、編集人員の資格条件を審査確認した後、所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に申告し、新聞記者証を受領し、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門は新聞出版総署へ記録に留める。

第八条 記者ステーションのニュース取材、編集人員の資格条件については当該新聞機関によって審査、確認され、主管部門が同意するとともに、記者ステーションの登記地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門の審査、認可を経て、当該記者ステーションを設立した新聞機関によってそれぞれ新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に申告し、新聞記者証を受領する。

第九条 解放軍総政治部宣伝部新聞出版局は解放軍と武装警察部隊（国境防衛、消防、警備部隊を含まず）の新聞機関記者証の審査、確認、発給の責任を負い、あわせて新聞出版総署へ記録に留める。

第十条 解放軍と武装警察部隊（国境防衛、消防、警備部隊を含まず）系統以外は、新聞記者証の申請、審査、確認及び発給業務を統一的に新聞出版総署の「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて行う。

第十一条 新聞機関の中で新聞記者証が発給される人員は下記の条件を備えなければならない；

(一) 国家の法律、法規および新聞工作者職業道德を遵守する。

(二) 大学専科以上の学歴及び国务院関係部門に認定されたニュース取材、編集従業資格を備える；

(三) 新聞機関の編成内においてニュース取材、編集業務に従事する人員、あるいは新聞機関が正式に任用しニュース取材、編集業務に従事し、しかも連続任用期間が1年以上に達する非編成内人員。

本条の称する所の「新聞機関によって正式に任用される」とは、ニュース取材編集人員とその所在新聞機関とが任用契約を結んでいることを指す。

第十二条 下記の人員には新聞記者証を発給しない；

(一) 新聞機関の中の党務、行政、後勤、経営、広告、エンジニアリング等非取材編集職域の業務人員；

(二) 新聞機関以外の業務人員であり、新聞単位に原稿あるいは番組を提供する通信員、特約ライター、特約記者、専任あるいは兼務で新聞機関のためにニュース原稿を取材、編集するその他の人員；

(三) 教育指導類の新聞紙、高等教育機関の学内新聞の業務人員；

(四) 刑事処罰を受けたことがある人員；

第三章 使用と更新

第十三条 ニュース取材、編集人員がニュース取材活動に従事するとき新聞記者証を所持しなければならない、あわせてニュース取材編集の中で主体的に取材対象に提示すべきである。

新聞記者証所持者のニュース取材編集に従事する合法的な権益は法律の保護を受ける。

第十四条 新聞記者証は下記の活動に用いてはならない；

(一) 経営的活動

(二) 非職務行為

(三) 法律に違反する活動

(四) 新聞職業道德に違反する活動

第十五条 新聞記者証は本人に限り使用されるもので、貸与したり改竄してはならない。

第十六条 新聞記者証は、5年ごと1度統一して更新する。新聞記者証更新の具体的な手続きは新聞出版総署によって別に定められる。

新聞機関の中の編成内におけるニュース取材編集人員の新聞記者証の有効期間は5年とする。新聞機関によって正式に任用された非編成内のニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は任用契約期間と同じ。

第十七条 新聞記者証は年度審査確認制度を実行する。新聞記者証年度審査確認方法は新聞出版総署により別に定められる。

年度審査確認に通らなかった新聞記者証は、発給機関によって抹消され、引き続き使用することはできない。

第十八条 新聞記者証の所持者は当該新聞機関或いは取材編集職域を離れる時は、新聞機関は適時にその新聞記者証を回収するとともに、即時発給機関に抹消手続きをとるべきである。

第十九条 新聞記者証が汚損、破損などの原因によって引き続き使用できなくなった場合は、新聞機関は原本を持って発給機関に行き新しい記者証と交換する。元の新聞記者証番号はこれと同時に廃棄される。

第二十条 新聞記者証が遺失によって再受領が必要な時、新聞機関によってしかるべきメディアに1週間公示した後、発給機関に行き新しい記者証の再受領申請をする、元の新聞記者証番号はこれと同時に廃棄される。

第二十一条 新聞機関が業務の必要によって新聞記者証を再受領する時、本弁法の第二章に合わせて処理する。

第二十二条 新聞機関が解散した場合はその申請受領された新聞記者証は同時に廃棄される。当該新聞機関の主管単位は廃棄された新聞記者証の回収の責任を負い、発給機関によって抹消される。

第二十三条 国内、国際的重要な活動取材する時、活動主催単位が制作した一回きりの臨時取材証明書は必ず新聞記者証とともに使用しなければならない。

第四章 監督、管理と責任

第二十四条 新聞出版総署及び各省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門は新聞機関の新聞記者証の発給、使用および年度審査確認の監督管理の責任を負うこと。

第二十五条 新聞機関の主管単位はその所属の新聞機関の新聞記者証の申請受領、審査確認および規範的使用に対する管理責任を履行し、法律に基づいて本弁法に違反した新聞機関、ニュース取材、編集人員に対し処理を行うべきであり、情状が重大なものについては、発給機関にその新聞記者証抹消の申請を行う。

第二十六条 新聞機関は所属ニュース取材編集人員の資格条件の審査確認および記者証の申請、発給、使用および管理責任を履行し、新聞記者証所持者の取材活動に対し、監督管理を行うべきで

ある。

新聞機関はその所属新聞記者証所持者の法律違反、紀律違反行為の摘発に対し、適時に調査、処理を組織すべきであり、情状の重大なものに対しては、発給機関に対し新聞記者証の抹消、申請を行うべきである。

新聞機関は所属取材編集人員との労働関係を解消したのに、適時に発給機関に新聞記者証の抹消手続きの処理を行わなかった場合は、それによって引き起こされる法律的な結果について責任を負う。

新聞機関が新聞出版総署あるいは各省、自治区、直轄市の新聞行政部門の規定に従って新聞記者証の年度審査確認を行わない場合、発給機関によってその全ての新聞記者証は抹消される。

第二十七条 新聞機関はその所属のメディア上に「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」のウェブサイトを公布し、社会公衆がチェックできるように利便を与えるとともに、監督を受けさせるべきである。

第二十八条 新聞記者証所持者は関係法律規定および新聞職業道徳を遵守すべきであり、ニュース報道の名目によって有償ニュースに従事、強引に広告を取ったりあるいは取材対象に不当な利益を求めてはならない。

第二十九条 被取材者および社会公衆は新聞記者証所持者のニュース取材活動に対して監督をすることができ、「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて、新聞記者証の真偽を明確にするとともに、新聞記者証所持者の法律違反、規律違反に対し、これを摘発する。

第三十条 新聞機関、ニュース取材編集人員が本弁法に違反した場合、新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門によって警告が行われ、情状の重大なものは新聞記者証を抹消する。

新聞機関が勝手に新聞記者証の発給範囲を拡大したり、私的に模造あるいは無効新聞記者証を使用した場合、新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門によってその改善が命じられ、3万元以下の罰金が課せられるとともに、その主管部門に対しその主管責任者へ党紀政紀処分を行うよう提案する。

第五章 附 則

第三十一条 本弁法は2005年3月1日から実行される。本弁法が発効前に本弁法と一致しない他の規定と同時に執行されることはない。

(陳淳美恵、黄慧作、金芳舟、雷佳、デギドルマ、周冠喬 翻訳・デギドルマ 整理)

3. 2009年版「新聞記者証管理弁法」

(原文)

中华人民共和国新闻出版总署令第44号

《新闻记者证管理办法》已经2009年7月10日新闻出版总署第2次署务会议通过，现予公布，自2009年10月15日起施行

新闻出版总署 署长 柳斌杰

二〇〇九年八月二十四日

新闻记者证管理办法

总则

第一条 为规范新闻记者证的管理，保障新闻记者的正常采访活动，维护新闻记者和社会公众的合法权益，根据有关法规和国务院决定，制定本办法。

第二条 本办法适用于新闻记者证的申领、核发、使用和管理。

在中华人民共和国境内从事新闻采编活动，须持有新闻出版总署核发的新闻记者证。

第三条 新闻记者证是新闻记者职务身份的有效证明，是境内新闻记者从事新闻采编活动的唯一合法证件，由新闻出版总署依法统一印制并核发。

境内新闻机构使用统一样式的新闻记者证。

第四条 本办法所称新闻记者，是指新闻机构编制内或者经正式聘用，专职从事新闻采编岗位工作，并持有新闻记者证的采编人员。

本办法所称新闻机构，是指经国家有关行政部门依法批准设立的境内报纸出版单位、新闻性期刊出版单位、通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂等具有新闻采编业务的单位。其中，报纸、新闻性期刊出版单位由国务院新闻出版行政部门认定；广播、电影、电视新闻机构的认定，以国务院广播电影电视行政部门的有关批准文件为依据。

第五条 新闻记者持新闻记者证依法从事新闻采访活动受法律保护。各级人民政府及其职能部门、工作人员应为合法的新闻采访活动提供必要的便利和保障。

任何组织或者个人不得干扰、阻挠新闻机构及其新闻记者合法的采访活动。

第六条 新闻记者证由新闻出版总署统一编号，并签印新闻出版总署印章、新闻记者证核发专用章、新闻记者证年度核验标签和本新闻机构（或者主办单位）钢印方为有效。

其他任何单位或者个人不得制作、仿制、发放、销售新闻记者证，不得制作、发放、销售专供采访使用的其他证件。

核发

第七条 新闻出版总署负责全国新闻记者证的核发工作，省、自治区、直辖市新闻出版行政部门负责审核本行政区域新闻机构的新闻记者证。

第八条 新闻记者证由新闻机构向新闻出版行政部门申请领取。申领新闻记者证须由新闻机构如实填写并提交《领取新闻记者证登记表》、《领取新闻记者证人员情况表》以及每个申领人的身份证、毕业证、从业资格证（培训合格证）、劳动合同复印件等申报材料。

第九条 新闻机构中领取新闻记者证的人员须同时具备下列条件：

- （一）遵守国家法律、法规和新闻工作者职业道德；
- （二）具备大学专科以上学历并获得国务院有关部门认定的新闻采编从业资格；
- （三）在新闻机构编制内从事新闻采编工作的人员，或者经新闻机构正式聘用从事新闻采编岗位工作且具有一年以上新闻采编工作经历的人员。

本条所称“经新闻机构正式聘用”，是指新闻采编人员与其所在新闻机构签有劳动合同。

第十条 下列人员不发新闻记者证：

- （一）新闻机构中党务、行政、后勤、经营、广告、工程技术等非采编岗位的工作人员；
- （二）新闻机构以外的工作人员，包括为新闻单位提供稿件或者节目的通讯员、特约撰稿人，专职或兼职为新闻机构提供新闻信息的其他人员；
- （三）教学辅导类报纸、高等学校校报工作人员以及没有新闻采访业务的期刊编辑人员；
- （四）有不良从业记录的人员、被新闻出版行政部门吊销新闻记者证并在处罚期限内的人员或者受过刑事处罚的人员。

第十一条 中央单位所办新闻机构经主管部门审核所属新闻机构采编人员资格条件后，向新闻出版总署申领新闻记者证，由新闻出版总署批准后发放新闻记者证。

第十二条 省和省以下单位所办新闻机构经主管部门审核所属新闻机构采编人员资格条件后，向所在地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门申领新闻记者证，由省、自治区、直辖市新闻出版行政部门审核并报新闻出版总署批准后，发放新闻记者证。

其中，地、市、州、盟所属新闻机构申领新闻记者证须经地、市、州、盟新闻出版行政部门审核后，报省、自治区、直辖市新闻出版行政部门。

第十三条 记者站的新闻采编人员资格条件经设立该记者站的新闻机构审核，主管部门同意后，向记者站登记地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门申领新闻记者证，由省、自治区、直辖市新闻出

版行政部门审核并报新闻出版总署批准后，发放新闻记者证。

在地、市、州、盟设立的记者站，申领新闻记者证应报当地新闻出版行政部门逐级审核后，报省、自治区、直辖市新闻出版行政部门。

新闻机构记者站的新闻记者证应注明新闻机构及记者站名称。

第十四条 解放军总政治部宣传部新闻出版局负责解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）新闻机构新闻记者证的审核发放工作，并向新闻出版总署备案。

第十五条 除解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）系统外，新闻记者证申领、审核、发放和注销工作统一通过新闻出版总署的“全国新闻记者证管理及核验网络系统”进行。

更换

第十六条 新闻采编人员从事新闻采访工作必须持有新闻记者证，并应在新闻采访中主动向采访对象出示。

新闻机构中尚未领取新闻记者证的采编人员，必须在本新闻机构持有新闻记者证的记者带领下开展采访工作，不得单独从事新闻采访活动。

第十七条 新闻机构非采编岗位工作人员、非新闻机构以及其他社会组织或者个人不得假借新闻机构或者假冒新闻记者进行新闻采访活动。

第十八条 新闻记者使用新闻记者证从事新闻采访活动，应遵守法律规定和新闻职业道德，确保新闻报道真实、全面、客观、公正，不得编发虚假报道，不得刊播虚假新闻，不得徇私隐匿应报道的新闻事实。

第十九条 新闻采访活动是新闻记者的职务行为，新闻记者证只限本人使用，不得转借或者涂改，不得用于非职务活动。

新闻记者不得从事与记者职务有关的有偿服务、中介活动或者兼职、取酬，不得借新闻采访工作从事广告、发行、赞助等经营活动，不得创办或者参股广告类公司，不得借新闻采访活动牟取不正当利益，不得借舆论监督进行敲诈勒索、打击报复等滥用新闻采访权利的行为。

第二十条 新闻记者与新闻机构解除劳动关系、调离本新闻机构或者采编岗位，应在离岗前主动交回新闻记者证，新闻机构应立即通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”申请注销其新闻记者证，并及时将收回的新闻记者证交由新闻出版行政部门销毁。

第二十一条 新闻记者证因污损、残破等各种原因无法继续使用，由新闻机构持原证到发证机关更换新证，原新闻记者证编号保留使用。

第二十二條 新闻记者证遗失后，持证人须立即向新闻机构报告，新闻机构须立即办理注销手续，并在新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门指定的媒体上刊登遗失公告。

需要重新补办新闻记者证的，可在刊登公告一周后到发证机关申请补领新证，原新闻记者证编号同时作废。

第二十三條 新闻机构撤销，其原已申领的新闻记者证同时注销。该新闻机构的主管单位负责收回作废的新闻记者证，交由发证机关销毁。

第二十四條 采访国内、国际重大活动，活动主办单位可以制作一次性临时采访证件，临时采访证件的发放范围必须为新闻记者证的合法持有人，并随新闻记者证一同使用。

第二十五條 新闻记者证每五年统一换发一次。新闻记者证换发的具体办法由新闻出版总署另行制定。

监督

第二十六條 新闻出版总署和各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门以及解放军总政治部宣传部新闻出版局负责对新闻记者证的发放、使用和年度核验等工作进行监督管理。

各级新闻出版行政部门负责对新闻记者在本地行政区域内的新闻采编活动进行监督管理。

新闻出版行政部门根据调查掌握的违法事实，建立不良从业人员档案，并适时公开。

第二十七條 新闻机构的主管单位须履行对所属新闻机构新闻记者证的申领审核和规范使用的管理责任，加强对所属新闻机构及其新闻记者在本地行政区域内的新闻采编活动的监督管理。

第二十八條 新闻机构须履行对所属新闻采编人员资格条件审核及新闻记者证申领、发放、使用和管理责任，对新闻记者的采访活动进行监督管理，对有违法行为的新闻记者应及时调查处理。

新闻机构应建立健全新闻记者持证上岗培训和在岗培训制度，建立健全用工制度和社会保障制度，及时为符合条件的采编人员申领新闻记者证。

新闻机构不得聘用存在搞虚假报道、有偿新闻、利用新闻报道谋取不正当利益、违法使用新闻记者证等不良从业记录的人员。

第二十九條 新闻机构每年应定期公示新闻记者证持有人名单和新申领新闻记者证人员名单，在其所属媒体上公布“全国新闻记者证管理及核验网络系统”的网址和举报电话，方便社会公众核验新闻记者证，并接受监督。

第三十條 被采访人以及社会公众有权对新闻记者的新闻采访活动予以监督，可以通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”等途径核验新闻记者证、核实记者身份，并对新闻记者的违法行为予以举报。

第三十一条 新闻记者涉嫌违法被有关部门立案调查的，新闻出版总署可以视其涉嫌违法的情形，通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”中止其新闻记者证使用，并根据不同情形依法处理。

第三十二条 新闻记者证实行年度核验制度，由新闻出版总署和各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门以及解放军总政治部宣传部新闻出版局分别负责中央新闻机构、地方新闻机构和解放军及武警部队（不含边防、消防、警卫部队）新闻机构新闻记者证的年度核验工作。

新闻记者证年度核验每年1月开始，3月15日前结束，各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门和解放军总政治部宣传部新闻出版局须在3月31日前，将年度核验报告报新闻出版总署。

新闻机构未按规定进行新闻记者证年度核验的，由发证机关注销其全部新闻记者证。

第三十三条 新闻记者证年度核验工作由新闻机构自查，填写《新闻记者证年度核验表》，经主管单位审核后，报新闻出版行政部门依法核验。年度核验的主要内容是：

- （一）检查持证人员是否仍具备持有新闻记者证的所有条件；
- （二）检查持证人员本年度内是否出现违法行为；
- （三）检查持证人员的登记信息是否变更。

通过年度核验的新闻记者证，由新闻出版行政部门核发年度核验标签，并粘贴到新闻记者证年度核验位置，新闻记者证的有效期以年度核验标签的时间为准。未通过年度核验的新闻记者证，由发证机关注销，不得继续使用。

責任

第三十四条 新闻机构及其工作人员违反本办法的，新闻出版行政部门视其情节轻重，可采取下列行政措施：

- （一）通报批评；
- （二）责令公开检讨；
- （三）责令改正；
- （四）中止新闻记者证使用；
- （五）责成主管单位、主办单位监督整改。

本条所列行政措施可以并用。

第三十五条 新闻机构工作人员有以下行为之一的，由新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门给予警告，并处3万元以下罚款，情节严重的，吊销其新闻记者证，构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- （一）违反本办法第十七条，从事有关活动的；
- （二）违反本办法第十八条，编发虚假报道的；

- (三) 违反本办法第十九条，转借、涂改新闻记者证或者利用职务便利从事不当活动的；
- (四) 违反本办法第二十条，未在离岗前交回新闻记者证的。

第三十六条 新闻机构有以下行为之一的，由新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门没收违法所得，给予警告，并处3万元以下罚款，可以暂停核发该新闻机构新闻记者证，并建议其主管单位、主办单位对其负责人给予处分：

- (一) 违反本办法第六条，擅自制作、仿制、发放、销售新闻记者证或者擅自制作、发放、销售采访证件的；
- (二) 违反本办法第八条，提交虚假申报材料的；
- (三) 未按照本办法第九条、第十条，严格审核采编人员资格或者擅自扩大发证范围的；
- (四) 违反本办法第十六条，新闻机构内未持有新闻记者证的人员从事新闻采访活动的；
- (五) 违反本办法第二十条，未及时注销新闻记者证的；
- (六) 违反本办法第二十二条，未及时办理注销手续的；
- (七) 违反本办法第二十八条，未履行监管责任、未及时为符合条件的采编人员申领新闻记者证的或者违规聘用有关人员的；
- (八) 违反本办法第二十九条，未公示或公布有关信息的；
- (九) 违反本办法第三十二条，未按时参加年度核验的；
- (十) 对本新闻机构工作人员出现第三十五条所列行为负有管理责任的。

第三十七条 社会组织或者个人有以下行为之一的，由新闻出版行政部门联合有关部门共同查处，没收违法所得，给予警告，并处3万元以下罚款，构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 擅自制作、仿制、发放、销售新闻记者证或者擅自制作、发放、销售采访证件的；
- (二) 假借新闻机构、假冒新闻记者从事新闻采访活动的；
- (三) 以新闻采访为名开展各类活动或者谋取利益的。

第三十八条 新闻记者因违法活动被吊销新闻记者证的，5年内不得重新申领新闻记者证，被追究刑事责任的，终身不得申领新闻记者证。

附则

第三十九条 国外及香港、澳门、台湾新闻机构的人员在境内从事新闻采访活动，不适用本办法。

第四十条 本办法自2009年10月15日起施行。2005年1月10日新闻出版总署颁布的《新闻记者证管理办法》同时废止，本办法生效前颁布的与本办法不一致的其它规定不再执行。

(日訊)

中華人民共和國新聞出版總署令第44号

『新聞記者証管理弁法』は、2009年7月10日新聞出版総署第2回会議において採択されたので、今ここに公布し、2009年10月15日より施行する。

新聞出版総署 署長 柳斌杰

2009年8月24日

新聞記者証管理弁法

総則

第一条 新聞記者証の管理を規範化し、新聞記者の正常な取材活動を保障し、新聞記者と社会公衆の合法的權益を守るため、関係法規と国务院の決定に基づきに本弁法を制定する。

第二条 本弁法は新聞記者証の受領申請、審査発給、使用と管理に適用される。

中華人民共和国域内でニュース取材編集活動に従事するには、新聞出版総署が審査発給した新聞記者証を所持しなければならない。

第三条 新聞記者証は新聞記者の職務身分の有効な証明であり、域内新聞記者がニュース取材編集活動に従事する際の唯一の合法的な証明書であり、新聞出版総署によって、法律に基づき統一的に印刷制作され、かつ審査発給されるものである。

域内新聞機関は統一された様式の新聞記者証を使用する。

第四条 本弁法の称するところの新聞記者とは、新聞機関の編成内或は正式な任用を経て、専任としてニュース取材編集の職域業務に従事し、あわせて新聞記者証を持つ取材編集人員を指す。

本弁法の称するところの新聞機関とは、国家の関係行政部門が法律に基づいて設立した域内新聞出版単位、時事的定期刊物出版単位、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所など、ニュース取材編集業務を備える単位を指す。その中で、新聞紙、時事的定期刊物の出版単位は国务院新聞出版部門に認定される；ラジオ、映画、テレビ新聞機関の認定は、国务院ラジオ映画テレビ行政部門の関係承認文書を根拠とする。

第五条 新聞記者が新聞記者証を所持し法律に基づいて、ニュース取材活動に従事する場合、法律の保護を受ける。各級人民政府及びその職能部門、業務人員は合法的ニュース取材編集活動に必要な利便と保障を提供するべきである。

いかなる組織或は個人も新聞機関及びその新聞記者の合法的な取材活動を妨害、阻害してはならない。

第六条 新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に番号がふられるとともに、新聞出版総署印、新聞記者証審査合格発給専用印、新聞記者証年度検証合格シールおよび当該新聞機関（或は主

催単位)の公印が押されてはじめて有効となる。

その他いかなる単位あるいは個人も新聞記者証を制作、模造、発給、販売してならず、特に、取材の使用に提供されるその他の正式な証明書を制作、発給、販売してはならない。

審査合格発給

第七条 新聞出版総署は全国新聞記者証審査発給の業務の責任を負う。省、自治区、直轄市新聞出版行政部門は当該行政区域新聞機関の新聞記者証審査確認の責任を負う。

第八条 新聞記者証は新聞機関によって新聞出版行政部門に申請が行われ受領される。新聞記者証を申請受領するには新聞機関によって事実に基づき記入された『新聞記者証受領登記表』、『新聞記者証受領人員情況表』とすべての申請受領者の身分証、卒業証明書、従業資格証(研修合格証)、労働契約のコピー等の申請報告資料が提出されなければならない。

第九条 新聞機関の中で新聞記者証を受領する人員は同時に下記の条件を備えなければならない：

- (一) 国家法律、法規及び新聞工作者職業道德を遵守する；
- (二) 大学専科以上の学歴及び国务院関係部門に認定されたニュース取材、編集従業資格を備える；
- (三) 新聞機関の編成内において、ニュース取材編集業務に従事する人員、あるいは新聞機関に正式に任用されニュース取材編集ポストの業務に従事し、かつ一年以上のニュース取材編集業務経験のある人員。

本条の称する所の「新聞機関に正式に任用された」とは、ニュース取材編集人員とそれが在籍している新聞機関とが労働契約を結んでいることを指す。

第十条 下記の人員には新聞記者証を発給しない：

- (一) 新聞機関の中の党務、行政、後勤、経営、広告、エンジニアリングなどの非取材編集職域の業務人員；
- (二) 新聞機関以外の業務人員であり、新聞単位に原稿あるいは番組を提供する通信員、特約ライター、特約記者、専任あるいは兼務で新聞機関のためにニュース原稿を取材、編集するその他の人員；
- (三) 教育指導類の新聞紙、高等教育機関の校内新聞の業務人員及びニュース取材業務を持たない定期刊物編集人員；
- (四) 悪い従業記録を持つ人員、新聞出版行政部門に新聞記者証を取り消され、かつ処罰期限内の人員及び刑事処罰を受けたことがある人員。

第十一条 中央単位が運営している新聞機関は主管部門によって所属の新聞機関取材編集人員資格条件が審査確認された後、新聞出版総署に新聞記者証の受領申請を行い、新聞出版総署によって

許可された後、新聞記者証が発給される。

第十二条 省及び省以下の単位が運営している新聞機関は主管部門によって所属の新聞機関の取材編集人員資格条件が審査確認された後、その地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に新聞記者証を受領申請し、省、自治区、直轄市の新聞行政部門によって審査確認され、あわせて新聞出版総署に報告し許可された後、新聞記者証が発給される。

その中で、地区、市、州、盟所属の新聞機関の中で新聞記者証を申請受領するには、地区、州、盟の新聞出版行政部門の審査確認を経た後、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に報告しなければならない。

第十三条 記者ステーションのニュース取材編集人員の資格条件は当該記者ステーションを設立した新聞機関によって審査確認され、主管部門が同意するとともに、記者ステーションの登記地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に新聞記者証を受領申請し、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門が審査確認するとともに、新聞出版総署に報告し許可を受けたうち、新聞記者証が発給される。

地区、市、州、盟において設立されている記者ステーションでは、新聞記者証の受領申請は現地新聞出版行政部門に報告し等級ごとに審査確認を受けた後、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に報告すべきである。

新聞機関記者ステーションの新聞記者証には新聞機関及び記者ステーションの名称を明記すべきである。

第十四条 解放軍総政治部宣伝部新聞出版局は解放軍と武装警察部隊（辺境防衛、消防、警備部隊を含まず）の新聞機関記者証の審査確認発給業務の責任を負い、あわせて新聞出版総署へ記録に留める。

第十五条 解放軍と武装警察部隊（辺境防衛、消防、警備部隊を含まず）系統以外は、新聞記者証の受領申請、審査確認、発給と抹消業務は統一的に新聞出版総署の「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて行う。

更新

第十六条 ニュース取材編集人員がニュース取材編集業務に従事するには、新聞記者証を持たなければならない、あわせてニュース取材の中で主体的に取材対象者に対し提示すべきである。

新聞機関の中でまだ新聞記者証を受領していない取材編集人員は必ず、当該新聞機関の新聞記者証を持つ記者の引率のもとで取材活動を行わなければならない、単独でニュース取材活動に従事することができない。

第十七条 新聞機関の非取材編集職域にある業務人員、非新聞機関及びその他の社会組織あるい

は個人は新聞機関を装ったり、あるいは新聞記者を騙ってニュース取材活動を行ってはならない。

第十八条 新聞記者が新聞記者証を使用し、ニュース取材活動に従事する際は、法律規定と新聞職業道徳を遵守すべきであり、ニュース報道の真実、全面、客観、公正を確保し、虚偽報道を編集発信してはならず、虚偽のニュースを掲載放送してはならず、報道すべきニュースの事実を私的に隠匿してはならない。

第十九条 ニュース取材活動は新聞記者の職務行為であり、新聞記者証は本人だけの使用に限定され、貸与あるいは改竄してはならず、非職務活動に用いてはならない。

新聞記者は記者職務と関係ある有償サービス、仲介活動あるいは兼職、報償を得ることに従事にはならず、ニュース取材業務を利用して、広告、発行、賛助等経営活動に従事してはならず、広告類の会社を創設したり、あるいは株をもったりしてはならず、ニュース取材活動を利用して、不当な利益を得ようとしてはならず、輿論の監督を利用して詐欺、恐喝、打撃報復等ニュース取材の権利を濫用する行為を行ってはならない。

第二十条 新聞記者は新聞機関と労働関係を解消し、当該新聞機関あるいは取材編集職域から離れた場合は職場から離れる前に主体的に新聞記者証を返却すべきであり、新聞機関はすぐに「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じてその新聞記者証の抹消申請をするとともに、適時に回収した新聞記者証を新聞出版行政部門に委ねて廃棄させるべきである。

第二十一条 新聞記者証が汚損、破損などの原因によって引き続き使用できなくなった場合は、新聞機関は原本を持って発給機関に行き新しい記者証と交換する。元の新聞記者証番号はこれと同時に廃棄される。

第二十二条 新聞記者証を遺失したら、記者証所持者はすぐに新聞機関に報告しなければならない。新聞機関はすぐに抹消手続きを行わなければならない。あわせて新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門の指定するメディアに遺失公告を掲載しなければならない。

新に新聞記者証を再申請する必要がある場合、公告を載せた一週間後に発給機関に行き新しい新聞記者証を再受領申請できるが、元の新聞記者証の番号はこれと同時に廃棄される。

第二十三条 新聞機関が解散された場合、すでに受領申請した元の新聞記者証は同時に無効となる。当該新聞機関の主管単位は廃棄された新聞記者証を回収し、それを発給機関に渡して無効とさせる責任を負う。

第二十四条 国内、国際的重要な活動取材する際に、活動主催単位は一回限りの臨時取材証明書を作ることができるし、臨時取材証明書の発給範囲は必ず新聞記者証の合法的所持者であり、新聞記者証と一緒に使用しなければならない。

第二十五条 新聞記者証は五年ごと一度統一して更新する。新聞記者証更新の具体的な手続きは新聞出版総署によって別に定められる。

監督

第二十六条 新聞出版総署と各省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門及び解放軍総政治部宣伝部の新聞出版局は新聞記者証の発給、使用および年度確認検証などの業務の監督管理を行う責任を負う。

各級の新聞出版行政部門は新聞記者の当該行政区域内においてのニュース取材編集活動に対し監督管理を行う責任を負う。

新聞出版行政部門は調査把握した違法な事実に基づいて、悪い従業人員のファイルを作るとともに適時に公開する。

第二十七条 新聞機関の主管単位は所属新聞機関の新聞記者証の受領申請、審査確認及び規範的に使用に対する管理責任を履行し、所属新聞機関及び新聞記者が展開するニュース取材編集活動に対する監督管理を強化しなければならない。

第二十八条 新聞機関は所属ニュース取材編集人員の資格条件の審査確認及び新聞記者証の受領申請、発給、使用及び管理責任を履行し、新聞記者の取材活動に対して監督管理を行わなければならない。違法行為があった新聞記者に対し適時に調査処置を行わなければならない。

新聞機関は新聞記者証を所持し職場に行く研修および職場にあって研修を受ける制度を確立健全にし、労働者使用制度及び社会保障制度を確立健全にし、適時に条件に合致した取材編集人員のために新聞記者証を受領申請すべきである。

新聞機関は虚偽の報道、有償ニュース、ニュース報道を利用して不当な利益を得たり、違法に新聞記者証を使用するなどの悪い従業記録を持つ人員を採用してはならない。

第二十九条 新聞機関は毎年定期的に新聞記者証の所持者の名簿と新たに新聞記者証を受領申請した人員の名簿を公示し、その所属するメディアに「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」のウェブアドレスおよび摘発電話を公表し、社会公衆が新聞記者証を確認するとともにその監督を受けることができるよう利便を与えるべきである。

第三十条 被取材者及び社会公衆は新聞記者のニュース取材活動に対して監督を行い、“全国新聞記者証管理及び確認検証ネットシステム”などのルートを通じて新聞記者証を確認検証し、記者の身分を確認するとともに新聞記者の違法行為に対して摘発を行う権利を有する。

第三十一条 新聞記者が違法行為を疑われ、関係部門に立件調査されている場合、新聞出版総署はその違法嫌疑の情状によって「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じてその新聞記者証の使用を中止させ、それぞれ異なる状況に基づいて法律に従って処理することができる。

る。

第三十二条 新聞記者証は年度確認検証制度を実行し、新聞出版総署と各省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門及び解放軍総政治部宣伝部の新聞出版局がそれぞれ中央の新聞機関、地方の新聞機関と解放軍及武装警察（国境警備、消防、警備部隊を含まず）の新聞機関の新聞記者証の年度確認検証業務の責任を負う。

新聞記者証の年度確認検証は毎年1月から始め、3月15日以前に終了する。各省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門及び解放軍総政治部宣伝部の新聞出版局は3月31日以前に新聞出版総署に年度確認検証報告を伝えなければならない。

新聞機関が規定に従って新聞記者証の年度確認検証を行わなかった場合、発給機関によってすべての新聞記者証は無効にされる。

第三十三条 新聞記者証の年度確認検証業務は新聞機関によって自ら調査を行い、「新聞記者証年度確認検証表」に記入し、主管単位の審査検証を受けた後、新聞出版行政部門に報告して法律に従って検証する。年度確認検証の主要内容は：

- （一）記者証を持つ人員に新聞記者証を持つあらゆる条件を備えているかどうかを検査する；
- （二）記者証を持つ人員に本年度内に違法行為が行われたかどうかを検査する；
- （三）記者証を持つ人員の登記情報に変更があったかどうかを検査する。

年度確認検証を通過した新聞記者証は新聞出版行政部門によって年度確認検証シールが発給されるとともに、新聞記者証の年度確認検証の位置に貼る。新聞記者証の有効期限は年度確認検証シールの期限を基準とする。年度確認検証を通過しなかった新聞記者証は発給機関によって無効にされ、引き続き使用することはできない。

責任

第三十四条 新聞機関およびその業務人員が本弁法に違反した場合、新聞出版行政部門はその情状の軽重を見て、下記の行政措置を取ることができる。

- （一）通報批判；
- （二）公開での自己批判を命ずる；
- （三）是正を命ずる；
- （四）新聞記者証の使用を中止させる；
- （五）主管単位、主宰単位に整頓改革の監督の責任を負わせる。

本条例で記載されている行政措置は併用することができる。

第三十五条 新聞機関業務人員が下記の行為の一つを行った時、新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門によって警告が与えられるとともに、3万元以下の罰金に処せられ、情状の悪いものは、その新聞記者証を取消、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される：

- (一) 本弁法の第十七条に違反し、関係活動に従事した；
- (二) 本弁法の第十八条に違反し、虚偽の報道を編集送信した；
- (三) 本弁法の第十九条に違反し、新聞記者証を貸与、改ざんしたものあるいは職務の利便を利用し、不当な活動に従事した；
- (四) 本弁法の第二十条に違反し、職場を離れる前に新聞記者証を返却しなかった。

第三十六条 新聞機関が下記の行為の一つを行った時、新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門によって、違法所得が没収され、警告が与えられるとともに、3万元以下の罰金に処せられ、当該新聞機関の新聞記者証の承認発給を一時停止するとともに、主管単位、主宰単位にその責任者に対して、処分を行うよう提案することができる：

- (一) 本弁法の第六条に違反し、勝手に新聞記者証を制作、模造、発給、販売した、あるいは勝手に取材証明書を制作、発給、販売した；
- (二) 本弁法の第八条に違反し、虚偽の申告資料を提出した；
- (三) 本弁法の第九条、第十条に基づいて、厳格に取材編集人員の資格を審査確認しなかったものあるいは勝手に新聞記者証の発給範囲を拡大した；
- (四) 本弁法の第十六条に違反し、新聞機関内の新聞記者証を持参していない人員が、ニュース取材活動に従事した；
- (五) 本弁法の第二十条に違反し、適時に新聞記者証を無効にしなかった；
- (六) 本弁法の第二十二条に違反し、適時に無効手続きの処理を行わなかった；
- (七) 本弁法の第二十八条に違反し、監督管理責任を履行せず、適時に条件に合致した取材編集人員のために、新聞記者証を受領申請しなかったものあるいは規則に違反し関係人員を任用した；
- (八) 本弁法の第二十九条に違反し、関係情報を告示あるいは公布しなかった；
- (九) 本弁法の第三十二条に違反し、期限通りに年度確認検証に参加しなかった；
- (十) 新聞機関業務人員に第三十五条に記載されている行為が行われたことに対して管理責任を負う。

第三十七条 社会組織あるいは個人が下記の行為の一つを行った時、新聞出版行政部門によって関係部門と連携して調査し、違法所得が没収され、警告が与えられるとともに、3万元以下の罰金に処せられ、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される：

- (一) 勝手に新聞記者証を制作、模造、発給、販売したものあるいは勝手に取材証明書を制作、発給、販売した；
- (二) 新聞機関を装い、新聞記者を騙ってニュース取材活動に従事した；
- (三) ニュース取材を名目にして各種活動を行った、あるいは利益を得た。

第三十八条 新聞記者で違法活動によって、新聞記者証が取消されたものは、5年以内は新聞記者証を新たに受領申請することができず、刑事責任が追究されたものは、終身新聞記者証を受領申請することができない。

附則

第三十九条 国外及び香港、マカオ、台湾の新聞機関の人員が域内でニュース取材活動に従事する場合、本弁法は適用されない。

第四十条 本弁法は2009年10月15日から施行される。2005年1月10日に新聞出版総署が公布した「新聞記者証管理弁法」は同時に廃止され、本弁法発効前に公布された本弁法と一致しないその他の規定はこれ以上執行しない。

(陳淳美恵、黄慧作、金芳舟、雷佳、デギドルマ、周冠喬 翻訳・陳淳美恵、周冠喬 整理)

4. 「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」

(原文)

关于在新闻网站核发新闻记者证的通知

(新广出发〔2014〕122号)

各省、自治区、直辖市新闻出版广电局、网信办，新疆生产建设兵团新闻出版局、网信办，解放军总政治部宣传部新闻出版局、网信办，中央和国家机关各部委、各民主党派、各人民团体新闻机构主管单位，中央新闻网站：

为加强新闻网站编辑记者队伍建设，提高队伍整体素质，根据中央有关要求，按照《国务院关于授权国家互联网信息办公室负责互联网信息内容管理工作的通知》《互联网信息服务管理办法》《互联网新闻信息服务管理规定》《新闻记者证管理办法》等相关规定，决定在已取得互联网新闻信息服务许可一类资质并符合条件的新闻网站中按照“周密实施、分期分批、稳妥有序、可管可控”的原则核发新闻记者证。现将有关事项通知如下：

一、申领范围

经国家互联网信息办公室批准的，取得互联网新闻信息服务许可一类资质并符合条件的新闻网站中，专职从事新闻采编业务的在岗人员。

下列人员不发新闻记者证：(1) 新闻网站中党务、行政、后勤、广告、发行、经营、技术等非采编岗位工作人员；(2) 新闻网站以外的工作人员，包括为新闻网站提供稿件或节目的通讯员、特约撰稿人、特约记者，专职或者兼职为新闻网站提供稿件的党政机关、企事业单位的工作人员以及其他社会人员；(3) 在新闻采编活动中因违法违纪受过严重处罚的人员以及有不良从业记录的人员。

新闻网站采编人员申领新闻记者证不收取任何费用。

二、申领条件

新闻网站中申领新闻记者证的人员须同时具备下列条件：

- (一) 遵守国家法律、法规和新闻工作者职业道德。
- (二) 新闻网站编制内或者正式聘用，专职从事新闻采编工作且具有一年以上新闻采编工作经历的人员。
- (三) 具备大学专科及以上学历。
- (四) 获得国家互联网信息办公室颁发的《互联网新闻采编培训合格证》或新闻出版广电行政部门颁发的职业资格证。

三、申领程序

中央新闻网站申领新闻记者证的人员经国家互联网信息办公室审核后，由国家新闻出版广电总局核发；地方新闻网站申领新闻记者证的人员经所在地省级互联网信息主管部门和省级新闻出版广电行政部门审核后，报国家互联网信息办公室复审，由国家新闻出版广电总局核发。

申请领取新闻记者证的新闻网站，须按照规定填报书面申请材料（包括《领取中国记者网加密终端申请表》《领取新闻记者证登记表》《领取新闻记者证人员情况表》等），并通过中国记者网“全国新闻记者证管理及核验网络系统”（以下简称中国记者网，网址 <http://press.gapp.gov.cn>）报送电子材料。中国记者网的加密终端由国家新闻出版广电总局免费提供。

(一) 中央新闻网站按照有关要求，填写和准备书面申请材料，报国家互联网信息办公室审核并在《领取中国记者网加密终端申请表》《领取新闻记者证登记表》的“主管部门（单位）意见”栏签章后，报国家新闻出版广电总局审核并免费领取加密终端，同时通过中国记者网报送电子材料，经国家互联网信息办公室网上审核同意后，由国家新闻出版广电总局核发新闻记者证。

(二) 地方新闻网站按照有关要求，填写和准备书面申请材料，报所在地省级互联网信息主管部门审核并在《领取中国记者网加密终端申请表》《领取新闻记者证登记表》的“主管部门（单位）意见”栏签章后，报所在地省级新闻出版广电行政部门审核并免费领取加密终端，同时通过中国记者网报送电子材料，依次经省级互联网信息主管部门、省级新闻出版广电行政部门、国家互联网信息办公室网上审核同意后，由国家新闻出版广电总局核发。

四、申领时间

从2015年1月起及时组织符合条件的新闻网站申领核发新闻记者证工作。

五、相关要求

(一) 为确保在新闻网站核发新闻记者证工作顺利开展，新闻网站须严格审核本单位申领人的资格条件，严格控制记者证发放范围，在申领过程中须如实填写相关表格，及时完整提交申请材料，按时完成新闻记者证的申领工作，并在今后的管理中严格遵守《新闻记者证管理办法》等有关规定；对不如实填写申报材料或者提供虚假申报材料的，一律取消申领资格；要指定专人负责保管和使用加密终端，建章立制，确保数据传输安全。

(二) 新闻网站主办及主管部门须认真履行审核职责，严格审核新闻网站提交的申报材料，指导新

聞网站按时完成新闻记者证核发工作，并不断加强对新闻网站新闻记者的监督管理工作。

（三）各级新闻出版广电行政部门、互联网信息主管部门要进一步完善工作联动机制，各司其职，协同配合，严格按照《新闻记者证管理办法》规定的标准、范围、程序核发新闻网站新闻记者证，加强新闻网站新闻记者的教育培训、日常管理、违法违规查处等工作，推动新闻网站采编人员队伍建设。

国家新闻出版广电总局

国家互联网信息办公室

2014年10月21日

（日訳）

「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」

（新広出発 [2014]122号）

各省、自治区、直辖市新闻出版广电总局、インターネット情報弁公室、新疆生産建設兵団新聞出版局、インターネット情報弁公室、中央と国家機関各部委、各民主党派、各人民団体新聞機関主管単位、中央インターネットニュースサイト；

インターネットニュースサイトの編集記者隊列の建設を強化し、隊列全体の素養を向上させるため、中央の関係要求に基づき、「国务院の国家インターネット情報弁公室に権限を与えインターネット情報の内容管理業務の責任を負わせることに関する通知」、「インターネットサービス管理弁法」、「インターネットニュース情報サービス管理規定」、「新聞記者証管理弁法」などの関係規定に合わせ、すでにインターネットニュース情報サービス許可一類資質を取得するとともに条件に合致したインターネットニュースサイトの中で「周密に実施し、時期を分け類別ごとに、穏当かつ順序だてて、管理できコントロールできる」という原則に従って新聞記者証を確認発給することを決定した。ここに関係事項を下記のように通知する。

1. 受領申請範囲

国家インターネット情報弁公室に認可され、インターネットニュース情報サービス許可一類資質を取得するとともに条件に合致したインターネットニュースサイトの中で、ニュース取材編集業務に専業として従事している在職人員。

下記の人員には新聞記者証を発給しない。（1）インターネットニュースサイトの中の党務、行政、後勤、広告、発行、経営、技術などの非取材編集職域の業務人員。（2）インターネットニュースサイト以外の業務人員、インターネットニュースサイトのために原稿あるいは番組を提供する通信員、特約ライター、特約記者、専業あるいは兼業でインターネットニュースサイトに原稿を提供する党政機関、企業などの単位の業務人員及びその他の社会人員。（3）ニュース取材編集活動の中で法律に違反し、規律に違反し厳しい処罰を受けた人員及び悪い従業記録のある人員。

インターネットニュースサイトの取材編集人員が新聞記者証の受領申請を行うのにいかなる費用

も徴収しない。

2. 受領申請条件

インターネットニュースサイトの中で新聞記者証を受領申請する人員は同時に下記の条件を備えなければならない。

- (1) 国家の法律、法規および新聞工作者職業道徳を遵守する。
- (2) インターネットニュースサイトの編成内あるいは正式に任用され、専業としてニュース取材編集に従事し一年以上のニュース取材編集業務経歴をもつ。
- (3) 大学専科以上の学歴を備える。
- (4) 国家インターネット情報弁公室の交付した「インターネットニュース取材編集研修合格証」あるいは新聞出版ラジオテレビ行政部門が交付した職業資格証を得ている。

3. 受領申請手順

中央のインターネットニュースサイトの新聞記者証を受領申請する人員は、国家インターネット情報弁公室の審査承認を受けた後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。地方のインターネットニュースサイトの新聞記者証を受領申請する人員は、所在地の省級インターネット情報主管部門と省級新聞出版ラジオテレビ部門の審査承認を受けた後、国家インターネット情報弁公室へ報告再審査後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。

新聞記者証受領申請するインターネットニュースサイトは規定に従って書面申請書類（「中国記者ネット Encryption terminal 申請書」、「新聞記者証受領登記表」、「新聞記者証受領人員情況表」などを含む）に記入し、中国記者ネット「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」（以下中国記者ネットと略称する。サイトアドレスは <http://press.gapp.gov.cn>）を通じて電子資料を送信する。中国記者ネットの Encryption terminal は国家新聞出版ラジオテレビ総局によって無料で提供される。

(1) 中央のインターネットニュースサイトは関係要求に合わせて書面申請書類に記入、準備をし、審査承認のため国家インターネット情報弁公室へ報告するとともに「中国記者ネット Encryption terminal 申請書」、「新聞記者証受領登記表」の「主管部門（単位）の意見」欄に押印した後、審査承認のため国家新聞出版ラジオテレビ総局に報告するとともに、無料で Encryption terminal を受領し、これと同時に中国記者ネットを通じて電子資料を送信し、国家インターネット情報弁公室のネット審査承認同意後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって新聞記者証が承認発給される。

(2) 地方のインターネットニュースサイトは関係要求に合わせて書面申請書類に記入、準備をし、審査承認のため所在地の省級インターネット情報主管部門へ報告するとともに「中国記者ネット Encryption terminal 申請書」、「新聞記者証受領登記表」の「主管部門（単位）の意見」欄に押印した後、審査承認のため所在地の省級新聞出版ラジオテレビ行政部門に報告するとともに、無料で Encryption terminal を受領し、これと同時に中国記者ネットを通じて電子資料を送信し、順次省級インターネット情報主管部門、省級新聞出版ラジオテレビ行政部門、国家インターネット情報弁公室のネット審査承認同意後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。

4. 受領申請期間

2015年1月から適時条件に合致したインターネットニュースサイトの新聞記者証受領審査承認発給工作进行を組織する。

5. 関係要求

(1) インターネットニュースサイトの新聞記者証承認発給業務を順調に行うことを確保するため、インターネットニュースサイトは厳格に当該単位の出願申請者の資格条件を審査承認し、記者証発給の範囲を厳格にコントロールし、出願申請の過程の中では関係書式に事実通り記入し、適時に申請資料を整えて提出し、期限通り新聞記者証の出願申請業務を完了するとともに、今後の管理の中で「新聞記者証管理弁法」などの関係規定を厳格に遵守しなければならない。申請報告資料を事実通りに記入しなかったり、あるいは虚偽の申請報告資料を提供したものは、すべて出願申請資格を取り消す。専従者を指定し Encryption terminal を保管使用し、利用規則を作り、データ通信の安全を確保しなければならない。

(2) インターネットニュースサイトの主宰および主管部門は真剣に審査確認の職責を履行し、厳格にインターネットニュースサイトの提出した申請報告資料を審査確認し、インターネットニュースサイトが期限通り新聞記者証の確認発給業務を完了できるよう指導しなければならない。併せてインターネットニュースサイトの新聞記者の管理監督作業を絶えず強化しなければならない。

(3) 各級新聞出版ラジオテレビ行政部門、インターネット情報主管部門はより一層業務連動メカニズムを整ったものにし、それぞれが職務を全うし、協力呼応し、厳格に「新聞記者証管理弁法」の規定する基準、範囲、手順に合わせてインターネットニュースサイトの新聞記者証の確認発給を行い、インターネットニュースサイトの新聞記者の教育研修、日常管理、法律違反法規違反調査処理などの業務を強化し、インターネットニュースサイトの取材編集人員隊列建設を推進しなければならない。

国家新聞出版ラジオテレビ総局

国家インターネット情報弁公室

2014年10月21日

諸言語訳について

山 本 賢 二*

日本大学大学院新聞学研究科は設立にあたって、その一つの柱として「アジア」を据えた。それはアジア（日本を含む）のジャーナリズムを研究、その成果を発信すると同時に、アジアからの学生を受け入れ、育てるという二つの意味が込められている。本学はすでに韓国、中国、香港、チベット、インドネシア、シンガポールなどの国と地域からの学生を受け入れている。こうした教育のみならず、研究面においても2014年にはタイからチュラロンコン大学コミュニケーション学部パブリックリレーション学科のウォラワン・オンクルタラクサ准教授を外国人研究者としてお招きし、「震災とリスクコミュニケーション」について特別講義をしていただくとともに、学術交流を行った。われわれのもつこうした「優位性」を活かして、何らかの情報をアジアに発信するのも本学の責務であろうと考え、その第一歩として新旧「新聞倫理綱領」のアジア諸言語への翻訳を試みることにした。なぜならば日本新聞協会が定めた「新聞倫理綱領」は日本のジャーナリズムを研究する国外の研究者にとって、一つの指標ともいえる資料であると考えたからである。

今回は中国語、チベット語、タイ語、インドネシア語の試訳を掲載する。中国語については台湾を含む中国での既訳も多いことから、本学博士後期課程在籍の張新慧さんが資料解題としていくつかの訳を比較しながら試訳を行った。その他の言語については訳文のみを掲載する。チベット語訳については本学博士前期課程在籍のデギドルマさんと大谷大学研究生のパクモツェダン氏および中国青海省天俊県テレビ局勤務のジュラジャ氏の共訳である。また、タイ語は前述したウォラワン・オンクルタラクサ准教授によるものである。そして、インドネシア語は本学博士前期課程を修了し、現在インドネシアの国立アイルランガ大学人文学部日本研究学科のガンディー専任講師が翻訳した。

この試訳がそれぞれの言語圏で「新聞倫理綱領」のさらなる理解を可能にするよりよい訳文が生まれることにつながると同時に、われわれのこうした取り組みがアジアの国と地域の関係者に受け入れられ、ジャーナリズム研究を通じての相互理解に少しでも役に立つことができれば望外の喜びである。

なお、新旧「新聞倫理綱領」全文の転載を快諾された一般社団法人日本新聞協会に感謝の意を表す。（編者）

（1）新「新聞倫理綱領」（2000年6月21日）

21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障され

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

る。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

自由と責任

表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

正確と公正

新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならない。記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

独立と寛容

新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

人権の尊重

新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

品格と節度

公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

(一般社団法人日本新聞協会提供)

(2) 旧「新聞倫理綱領」(1946年7月23日制定・1955年5月15日補正)

日本を民主的平和国家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これを最もすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理水準を保ち、職業の権威を高め、その機能を完全に発揮しなければならない。

この自覚に基づき、全国の民主主義的日刊新聞社は経営の大小に論なく、親しくあい集って日本新聞協会を設立し、その指導精神として「新聞倫理綱領」を定め、これを実践するために誠意をもって努力することを誓った。そして本綱領を貫く精神、すなわち自由、責任、構成、気品などは、ただ記者の言動を律する基準となるばかりでなく、新聞に関係する従業者全体に対しても、ひとしく推奨さるべきものと信ずる。

第1 新聞の自由 公共の利益を害するか、または法律によって禁ぜられている場合を除き、新聞は報道、評論の完全な自由を有する。禁止令そのものを批判する自由もその中に含まれる。この自由は実に人類の基本的権利としてあくまでも擁護されねばならない。

第2 報道、評論の限界 報道、評論の自由に対し、新聞は自らの節制により次のような限界を設ける。

イ 報道の原則は事件の真相を正確忠実に伝えることである。

ロ ニュースの報道には絶対に記者個人の意見をさしはさんではない。

ハ ニュースの取り扱いに当たっては、それが何者かの宣伝に利用されぬよう厳に警戒せねばならない。

ニ 人に関する批評は、その人の面前において直接語りうる限度にとどむべきである。

ホ 故意に真実から離れようとするかたよった評論は、新聞道に反することを知るべきである。

第3 評論の態度 評論は世におもねらず、所信は大胆に表明されねばならない。しかも筆者は常に、訴えんと欲しても、その手段を持たない者に代わって訴える気概をもつことが肝要である。新聞の高貴たる本質は、この点に最も高く発揚される。

第4 公正 個人の名誉はその他の基本人権と同じように尊重され、かつ擁護さるべきである。非難された者には弁明の機会を与え、誤報はすみやかに取り消し、訂正しなければならない。

第5 寛容 みずから自由を主張すると同時に、他人が主張する自由を認めるという民主主義の原理は、新聞編集の上に明らかに反映されねばならない。おのれの主義主張に反する政策に対しても、ひとしく紹介、報道の紙幅をさくがごとき寛容こそ、まさに民主主義新聞の本領である。

第6 指導・責任・誇り 新聞が他の企業と区別されるゆえんは、その報道、評論が公衆に多大な影響を与えるからである。公衆はもっぱら新聞紙によって事件および問題の真相を知り、これを判断の基礎とする。ここに新聞事業の公共性が認められ、同時に新聞人独特の社会的立場が生まれる。そしてこれを保全する基本的要素は責任観念と誇りの二つである。新聞人は身をもってこれを実践しなければならない。

第7 品格 新聞はその有する指導性のゆえに、当然高い気品を必要とする。そして本綱領を実践すること自体が、気品を作るゆえんである。その実践に忠実でない新聞および新聞人は、おの

ずから公衆の支持を失い、同志の排斥をこうむり、やがて存立を許されなくなるであろう。ここにおいて会員は道義的結合を固くし、あるいは取材の自由を保障し、または製作上の便宜を提供するなど、互いに助け合って、倫理水準の向上保持に努めねばならない。かくて本綱領を守る新聞の結合が、日本の民主化を促進し、これを保全する使命を達成すると同時に、業界を世界水準に高めることをも期待するものである。

(一般社団法人日本新聞協会提供)

解題 「新聞倫理綱領」の中国語訳文について

張 新 慧*

はじめに

日本新聞協会の「新聞倫理綱領」は戦後1946年7月23日に制定し公表され、その後の1955年5月15日に一部修正が加えられた。そして2000年6月21日には大幅に改定された。本稿では便宜的に前者を「旧・新聞倫理綱領」と後者を「新・新聞倫理綱領」と称する。

新聞倫理に関する研究は中国大陆より台湾が先行した。「新聞倫理綱領」の中国語訳文（「旧・新聞倫理綱領」）は筆者の知る限りにおいては台湾の研究者尤英夫の訳文が初めてであろうと考えられる。この訳文は1967年に台湾の国立政治大学定期刊行物『新聞學研究』で発表された。

これに対して中国大陆の新聞倫理に関する研究はだいぶ遅れた。筆者の知る限りにおいては1984年の『新聞学簡明詞典』に載せられた「新聞倫理綱領」が初めての中国語訳であろう。この『新聞学簡明詞典』は1984年に余家宏、寧樹潘、徐培汀等編集で浙江人民出版社より出版された。「日本新聞協会1946年7月23日制定，1955年5月5日修订。全文分七章：（一）新闻自由；（二）新闻与评论的界限。“报道的基本原则为正确和忠实地传达事件的真相”，“绝对不应插入记者个人意见”；（三）评论的态度。“评论应不作阿谀之言”，要“善尽言责，而使报纸为社会公器这一本质得高度的发扬”；（四）公正；（五）宽容；（六）指导，责任，矜持；（七）品格。」と「旧・新聞倫理綱領」を簡単に紹介した。その後「旧・新聞倫理綱領」はいくつかの訳文が研究者によって以下のように公表されている。

表1 「旧・新聞倫理綱領」の中国語訳文について 筆者 2014

翻訳者・編集者	出版年	掲載刊行物
余家宏、寧樹潘、徐培汀等	1984年	『新聞学簡明詞典』
張国良	1992年	『現代日本大衆伝播史』
周鴻書	1995年	『新聞倫理学論綱』
王瑞明	1996年	『中国新聞実用大辞典』
梁閔	1998年	「日本新聞媒介の自律与他律」 『国際新聞界』
王亜光	1999年	「日本新聞協会印象」『新聞伝播』
藍鴻文	1999年	「新聞倫理及其他 日本新聞協会国際 部長中島源吾訪談録」 『国際新聞界』
王大龍	1999年	「輿論監督者の自我監督—亞洲四国新 聞職業道德規範比較」 『中国記者』
胡興榮	2004年	『新聞哲学』
李衍玲	2008年	『新聞倫理与規制』

*チャン シンホイ (Zhang Xinhui) 日本大学大学院新聞学研究科博士後期課程

また、「新・新聞倫理綱領」については藍鴻文、龍一春などの研究者によっていくつかの訳文が下記のように公表されている。

表2 「新・新聞倫理綱領」の中国語訳文について 筆者 2014

翻訳者・編集者	出版年	掲載刊行物
藍鴻文	2001 年	『新聞理論学簡明教程』
周建明	2001 年	「一個綱領一個宣言 跨入新世紀的日本新聞界自律規範」 『国際新聞界』
龍一春	2006 年	『日本媒体体制創新』
郎劲松	2007 年	『伝媒倫理学導論』

本資料解題は新、旧「新聞倫理綱領」を対象とし、その訳文について検証するものである。

以下各項目に分け原文と中国語の訳文を併記し、訳の当否を検討すると共に、筆者の試訳を提示し、「新聞倫理綱領」の中国語訳に関心をも持つ日本及び中国語圏の研究者の参考に供したい。

「旧・新聞倫理綱領」の中国語訳については主に3つのバージョン⁽¹⁾があり、ここでは周鴻書、梁関と王亜光三人の中国語訳を挙げる。また「新・新聞倫理綱領」については主に2つのバージョン⁽²⁾があり、ここでは藍鴻文、龍一春の中国語訳を提示することにしたい。

1. 「旧・新聞倫理綱領」の訳文について

旧・新聞倫理綱領（1946年7月23日制定・1955年5月15日補正）

日本を民主的平和国家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これを最もすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理水準を保ち、職業の権威を高め、その機能を完全に発揮しなければならない。

この自覚に基づき、全国の民主主義的日刊新聞社は経営の大小に論なく、親しくあい集って日本新聞協会を設立し、その指導精神として「新聞倫理綱領」を定め、これを実践するために誠意をもって努力することを誓った。そして本綱領を貫く精神、すなわち自由、責任、構成、気品などは、ただ記者の言動を律する基準となるばかりでなく、新聞に関係する従業者全体に対しても、ひとしく推奨さるべきものと信ずる。

以上の部分についての訳は見当たらなかったため、ここでは筆者の訳を提示する。

筆者試訳：

《旧・新闻伦理纲领（1946年7月23日制定 1955年5月15日补正）》

在日本作为民主和平国家重建之际，报纸被赋予了极其重大的使命。为迅速并有效地实现日本重建的目标，报纸应该保持伦理的高水准、提高职业权威、使得其机能完全发挥。

以这样的自我认知为基础，不论经营规模的大小，全国民主主义的日刊报社在此共同建立日本新闻协会，并制定《新闻伦理纲领》作为此协会的指导精神，为践行这一纲领能真挚地付出努力而起誓。我们相信在贯彻本纲领时，所提及的自由、责任、构成以及品格等，并不仅仅用来制约记者的言行，

也应平等地鼓励全体新闻工作人员践行。

第1 新聞の自由

公共の利益を害するか、または法律によって禁ぜられている場合を除き、新聞は報道、評論の完全な自由を有する。禁止令そのものを批判する自由もその中に含まれる。この自由は実に人類の基本的権利としてあくまでも擁護されねばならない。

周鴻書訳：

新闻自由 报纸报道新闻或发表评论，除非妨碍公共利益，或受法律明文禁止，应享受充分的自由，包括评论任何特定法规是否得当的自由在内。报纸所具有的权利，应视为一项基本人权，予以维护。

梁関訳：

新闻自由 除有损公益或法律所禁止的情况外，新闻拥有报道、评论之完全自由。

王亜光訳：

新闻自由 除了损害公共利益和法律禁止的情况下，新闻有报道和评论的完全自由。

第1『新聞の自由』にある日本語の「新聞」の訳については、「新聞」と「报纸」が混在している。表題にある「新聞の自由」はプレスの意味で「新聞」と訳し、文中の「新聞」は「报纸」と訳している。筆者はこうした解釈が妥当だと考えて試訳した。また、「禁止令そのものを批判する自由もその中に含まれる」については、周だけが訳している。

筆者試訳：

第1 新闻自由 除妨害公共利益和法律禁止事项以外，报纸享有完全的自由进行报道、发表评论。对法律本身进行批判的自由也包含在内。这里所说的自由作为一项基本人权，应该得到完全的尊重和保护。

第2 報道、評論の限界

報道、評論の自由に対し、新聞は自らの節制により次のような限界を設ける。

イ 報道の原則は事件の真相を正確忠実に伝えることである。

ロ ニュースの報道には絶対に記者個人の意見をさしはさんではならない。

ハ ニュースの取り扱いに当たっては、それが何者かの宣伝に利用されぬよう厳に警戒せねばならない。

ニ 人に関する批評は、その人の面前において直接語りうる限度にとどむべきである。

ホ 故意に真実から離れようとするかたよった評論は、新聞道に反することを知るべきである。

周鴻書訳：

报道新闻与撰写社论的范畴

报道新闻与撰写社论，其自由应遵守下列各项自我约束。

1、报道新闻的基本守则，对于所叙述的事必须正确与信实。

- 2、记者报道新闻，决不可掺入个人意见。
- 3、在处理新闻之际，应永远切记并严密注意，勿使此等新闻受人利用达到其宣传目的。
- 4、对于别人的批评，应以能在其面前直接表示者为限。
- 5、撰写评论，故意违反事实以党同伐异，实在违反优良的报业精神。

梁閔訊：

新闻与评论的界限。新闻报道的基本原则为正确和忠实地传播事件的真相，绝对不应掺杂记者个人意见，勿使新闻被人利用意达到其宣传之目的，对于他人的批评应以能在他人面前直接进行者为限，撰写评论时故意违反事实以党同伐异是有违优良报业精神的行为。

王垂光訊：

报道与评论的界限

- ① 报道的原则要正确，忠实事件的真相；
- ② 消息的报道绝对不能掺杂记者个人的意见；
- ③ 消息的处理必须注意不能被任何人所利用；
- ④ 报纸上对人的批评要达到能与被批评者坦率交谈的程度；
- ⑤ 故意脱离真实的评论是违反新闻法规的。

第2『報道、評論の限界』の「ホ」に「新聞道」という用語があるが、それを周と梁は「报业精神」と訳し、王は「新闻法规」と訳している。前者は倫理的側面からの解釈であるが、後者は法律的側面を重視していると言える。筆者は両側面の意味を含め「办报之本」と訳している。

また、「ニュース」については、王だけが「消息」と訳しているが、梁と周は「新闻」と訳した。『現代漢語詞典 第5版⁽³⁾』によれば、「消息」と「新闻」の違いについて、「消息」は「关于人或事物情况的报道」であり、「新闻」は「报社、通讯社、广播电台、电视台等报道的消息」また「泛指社会上最近发生的事情」と解釈している。

原文に「ニュースの報道…」及び「ニュースの取り扱い…」という言葉遣いがあるので、ここでは「新闻」と訳したほうがよいだろうと考え、筆者は「ニュース」を「新闻」と訳した。

筆者試訳：

第2 报道评论的界限 与报道和评论的自由相对而言，报纸自身应受到如下的约束：

- ・ 所谓的报道的原则，应遵从事实，正确地传递信息。
- ・ 新闻报道绝对不能掺杂记者个人的意见。
- ・ 在处理新闻时，应警惕不要被任何以宣传为目的的人或组织利用。
- ・ 对他人提出批评时，应当正面指出。
- ・ 应该持有“故意发表偏离真实的有偏颇的评论，是违反了办报之本”的意识。

第3 評論の態度

評論は世におもねらず、所信は大胆に表明されねばならない。しかも筆者は常に、訴えんと欲しても、その手段を持たない者に代わって訴える気概をもつことが肝要である。新聞の高貴たる本質は、この点に最も高く発揚される。

周鴻書訳：

评论原则 评论应为撰写个人信念的直率表现，而非阿谀取媚的言辞。更有甚者，撰写人在撰写评论时，应秉持服务公众的精神，成为那些没有机会发表意见者的代言人。报纸具有社会大众工具的特色，应在这方面，尽力发挥。

梁閔訳：

评论的态度。评论不该趋炎附势，而应大胆表明所持信念，使报纸发挥作为社会公器的特性。

王亜光訳：

评论的态度。评论不能趋炎附势。必须大胆表明自己的观点，这是新闻的一项基本公德，必须大大发扬。

ここの「評論の態度」に対して周が「评论原则」と訳し、梁と王は「评论的态度」と訳した。だが、「观点」または「立場」との中国語でもよいのではないかと考える。また、日本語と中国語いずれも「態度」という語彙があって、そのまま「态度」と訳しても問題はないと思われるため、筆者は「态度」を採用した。そして、「所信」を周と梁は「信念」と訳している。筆者も「信念」を採用した。また、「高貴たる本質」の訳については三者三様である。筆者は「高贵的品质」と訳したが、「高貴」という日本語の概念について今後も理解を深め、引き続き適訳を考えて行きたい。

筆者試訳：

第3 评论的态度 发表评论时不能趋炎附势，要勇于表明信念。另外，报道者应该时常站在想要公开发表言论，却缺少平台的人的立场上。具有代表大众申诉的气魄十分重要。发扬报纸高贵的品质，正在于此。

第4 公正

個人の名誉はその他の基本人権と同じように尊重され、かつ擁護さるべきである。非難された者には弁明の機会を与え、誤報はすみやかに取り消し、訂正しなければならない。

周鴻書訳：

公正 每一个人的名誉，应视与其他基本人权相同，须受到尊重与保护。对遭受批评者，应予以为其自己辩护的机会。报纸一旦接获通知指出某文内容不当，应立刻停止这一错误的继续发生，并加以更正。

梁閔訳：

公正。应尊重和维护公众个人名誉，给与被谴责者以辩解的机会。

王亜光訳：

公正。个人名誉作为基本人权同样应该给与尊重和拥护，要给被批评者以申辩的机会，误报的必须迅速取消和订正。

ここの「弁明」について、周は「辩护」、梁は「辩解」、王は「申辩」と訳し、ここも三者三様である。これは、いわゆるその後の「反論権」につながるもので、筆者は「申辩」と訳した。

筆者試訳：

第4 公平 个人名誉作为基本人权应该得到尊重和保护。应该给与受批判的一方申辩的机会。若出现误报，应及时尽快进行更正。

第5 寛容

みずから自由を主張すると同時に、他人が主張する自由を認めるという民主主義の原理は、新聞編集の上に明らかに反映されねばならない。おのれの主義主張に反する政策に対しても、ひとしく紹介、報道の紙幅をさくがごとき寛容こそ、まさに民主主義新聞の本領である。

周鴻書訳：

容忍 民主的基本原则，乃在承认个人有表示正、反意见的自由，在处理新闻时，对此应予明白反映。民主报纸的基本特色，乃在容忍。譬如，用以刊载该报所反对的政策之篇幅，应与刊登该报所支持的政策所有之篇幅相等。

梁閔訳：

寛容。对于意见相反的主张、政策应同样予以报道。

王亜光訳：

寛容。在主张自由的同时，对反对自己主张的政策在报道上要寛容，民主报纸的特色在于容忍。

「寛容」について、周は「容忍」、梁は「寛容」と訳し、王は「容忍」と「寛容」両方使っている。「容忍」と「寛容」の違いは「容忍」が「我慢する」意味が含まれるので、「寛容」が妥当ではないかと考え、筆者は「寛容」にした。また、「民主主義の原理」について周は「民主的基本原则」と訳している、梁と王は言及してない。筆者は日本語原文の「民主主義原理」をそのまま使用した。

筆者試訳：

第5 寛容 “在主张自由的同时，也应该认可他人提出的自由”这一项民主主义原理，也应该在报纸编辑时得到体现。对于不同于己见的政策，寛容地匀出版面进行平等地刊登、报道。即民主办报的本质的体现。

第6 指導・責任・誇り

新聞が他の企業と区別されるゆえんは、その報道、評論が公衆に多大な影響を与えるからである。公衆はもっぱら新聞紙によって事件および問題の真相を知り、これを判断の基礎とする。ここに新聞事業の公共性が認められ、同時に新聞人独特の社会的立場が生まれる。そしてこれを保全する基本的要素は責任観念と誇りの二つである。新聞人は身をもってこれを実践しなければならない。

周鴻書訳：

指导、责任、荣誉 报纸与其他商业性企业的主要差异乃是：报纸报道新闻及发表社论，对于社会有

极大的影响力。公众的消息来源以及据以判断事件与问题的基础，均以报纸为主。新闻事业的社会性质与新闻记者的特殊社会地位，即因此种特性而产生。新闻记者认识其所负责任与所享荣誉，对于确保其特殊地位至为重要。每一位新闻记者，对此二者务须有明确的认识。

梁閔訳：

指导、责任、荣誉。新闻以其报道、评论给公众以极大的影响，因此新闻记者须有责任感和荣誉感。

王亜光訳：

指导、责任和表彰。新闻和其他企业的区别在于其报道评论对公众有很大影响，公众根据报纸了解事件和问题的真相。以此作为判断是非的基础，因此认为新闻事业有公众性，同时，新闻人的独特的社会立场也产生了。因此，要有责任感和荣誉感，新闻人必须亲身实践。

ここで注目されるのは、原文の「新聞」と「新聞紙」の使い分けである。明らかにここでの「新聞」は広義の意味で使用されていると考えられるため、冒頭の「新聞」は「报纸」ではなく、「新聞」と訳されるのが適切であろう。ただ、筆者は「ほかの企業との区別…」という文言が続くので、「报纸」と訳した。また、「新聞人」に対する訳し方はそれぞれ異なる。周と梁は「新闻记者」を使い、王は「新闻人」を用いた。ここでは筆者は現在中国において普遍に使われる「新闻从业人员」という言葉を使うことにした。

筆者試訳：

第6 指导・责任・荣誉 报社区别于其他企业之处在于，报纸的报道和评论给予大众的影响非常大。公众主要基于报纸，来了解事件以及问题的真相，并进行判断。新闻事业的公共性由此被认知，同时，新闻从业人员独特的社会地位也由此产生。“责任观”和“荣耀”是确保其地位的两个基本要素。新闻从业人员应该以身作则。

第7 品格

新聞はその有する指導性のゆえに、当然高い気品を必要とする。そして本綱領を実践すること自体が、気品を作るゆえんである。その実践に忠実でない新聞および新聞人は、おのずから公衆の支持を失い、同志の排斥をこうむり、やがて存立を許されなくなるであろう。ここにおいて会員は道義的結合を固くし、あるいは取材の自由を保障し、または製作上の便宜を提供するなど、互いに助け合って、倫理水準の向上保持に努めねばならない。かくて本綱領を守る新聞の結合が、日本の民主化を促進し、これを保全する使命を達成すると同時に、業界を世界水準に高めることをも期待するものである。

周鴻書訳：

严正 因报纸对公众意见有其影响力，故报纸本身必须具有严正庄重的气概。遵守以上所述各项原则，即可臻于这种严正庄重的境界。报纸与记者，如果疏于遵守前面所提及的原则，就会招致其他报纸与记者的公开谴责与唾弃。其结果是，这一报纸与记者将无法执行其工作。因此，本协会全体会员应同舟共济，确保新闻采访不受妨碍，以及彼此在报业经营上的相互协助，致力于同业的合作，并维持高度的道德标准。于是，严守此等报业信条的新闻协会，当能加速并保证日本走向民主，同时提高

日本报纸的地位，使之臻于世界水准。

梁閔訳：

品格。记者应实践本纲领，造就高尚风格。

王亜光訳：

品格。新闻有指导性，当然要有很高的品位，应在实践本纲领的过程中来提高品位。在实践中失实的新闻和新闻人就会失去公众的支持，受到同志的排斥，这种现象是不允许存在的。在这里，会员要巩固道义上的结合，保障采访的自由，提供制作上的方便，互相配合，努力保持一定高度的伦理水平。遵守《新闻伦理纲领》的新闻媒体的结合，对促进日本民主化达到新闻的使命的同时，也期待着达到世界同行的水平。

第七「品格」に対して「严正」と「品格」の二つの訳し方があった。周が「严正」を使っている他は、筆者も含め「品格」と訳している。「品格」も前述した「高贵」と同じように訳語の選択に迷うものである。それに続く「気品」について周は「气概」、梁は「风格」、そして王は「品位」を使っているのに対し、筆者は「风度」を使った。この「気品」という日本語訳についても今後とも適訳を考えていきたい。

筆者試訳：

第7 品格 报纸正因为具有指导性，所以必须具有良好的风度。在实践本纲领时，良好的风度应得到培养。不能很好地实践的单位及其工作人员，则会失去公众的支持、遭到同事、同行的排斥，终究将会无法立足。会员应在道义上的结合、保障采访的自由、制作上提供权宜等措施，来互相帮助，为伦理水平更加向上发展而作出努力。如此，遵守本纲领的报纸的结合，能够促进日本民主化的进步。在完成此使命的同时，也期待日本的报业能够达到世界水平。

2. 「新・新聞倫理綱領」の訳文について

「新・新聞倫理綱領」

21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

藍鴻文訳：

在迎来 21 世纪之际，日本新闻协会的加盟社重新认识报纸的使命，愿为富裕、和平的未来而尽力，为此而制定新的伦理纲领。

国民的“知闻权利”是支撑民主主义社会的普遍原理。这种权利是言论、表现自由的根基，具备高度的伦理意识，独立于一切权利而存在，是这种权利的基本保障。报纸应该成为与此最相适应的承担者。

在信息爆炸的社会，强烈要求准确地、迅速地判断什么是真实的，因该选择什么，新闻的责任就是要通过正确而公正的报道、负责任的评论来回答社会的这种要求，履行公众的、文化的使命。

从事编辑、制作、广告、销售的所有报人，为了完成这种职责，为了继续与读者保持信赖关系，在遵守言论表现自由的同时，应该严格自律，注重品格。

龍一春訳：

在迎来 21 世纪之际，日本新闻协会的加盟社再一次认识到报业的使命并立志为实现和平昌盛的未来而努力，在此特制定新的新闻伦理纲领。

国民的“知情权”是民主主义社会的普遍真理。这一权利只有在自由表达言论的基础上，在具备了高度的伦理意识的条件下，在存在着独立于各种权利之外的媒体的环境中才能够得到保障。报纸将致力于维护上述的理念而奋斗。

在大量的信息飞速流通的现代社会，究竟什么是真实的？应该如何选择信息？对信息作出正确和迅速的判断是时代赋予我们的要求。报纸的责任在于通过正确、公正的报道和负责的评论来回应时代和读者的期望并承担起公共的、文化的使命。

编辑、制作、广告、销售等所有的新闻从业人员为了完成自己的责任、为了与读者建立牢固的信赖关系，在维护言论自由的同时，必须严以律己，重视维护自己的品格和情操。

ここでは、日本語の「国民」に対して、「人民」と「国民」の二つの訳が見られた。しかし、中国においては基本的に「人民」を使う。それは中国では社会主義思想が支配しているからである。一方、日本では一般的に「国民」を使い、「人民」は政治的色彩を帯びた言葉となる。同じ中国語圏の台湾では「国民」も使い、一般概念の「人民」も使う。また、もう一つ注目したいのは「知る権利」に対する訳語である。藍は「知闻权利」、龍は「知情权」と訳した。中国語訳として一般的なものは「知情权」と「知晓权」であり、現在は前者がより広く使われている。そのため、ここでは、筆者も「知情权」を採用した。

筆者試訳：**《新・报纸伦理纲领》**

在迎接 21 世纪到来之际，日本新闻协会的加盟社为再次理解报纸的使命、为和平的未来作出努力而起誓，在此重新制定新的伦理纲领。

人民的“知情权”是支撑民主主义社会的普遍原理。这一项权利以言论和表现的自由为基础，具有高度的伦理意识，使独立于其它权利而存在的媒体得到了基本保障。报纸将继续作为维护此理念最为合适的中坚力量。

当前信息大量流通的社会赋予了我们具备“什么是真实的”、“如何去选择”、以及“如何正确并

迅速地进行判断”的能力。所谓的报纸的责任和任务是指，正确并公正地报道以及负责任地发表评论。应此要求来完成公共、文化的使命。

包括编辑、制作、广告、销售等的新闻工作人员，应该为认真履行这一责任和任务，同时也为了维护新闻工作人员与读者之间稳固的地位，在坚守言论・表現の自由的同时，应严格自律，重视品格。

① 自由と責任

表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

藍鴻文訳：

自由と責任 表現自由是人类的基本权利，报纸拥有报道、评论的完全自由。在行使这种权利之时，必须充分考虑到肩负的重要责任，不得有害于公共利益。

龍一春訳：

自由和责任 表达的自由是人类的基本权利，报纸拥有完全的报道、评论的自由。报纸在行使这一权利时，要保持强烈的责任感和自觉性，必须尽可能地避免损害公共的利益。

ここの「表現の自由」に対して藍は「表現自由」、龍は「表达的自由」と訳している。中国における一般的表現として「表达权」などがあり、ここでは「表达的自由」と訳するのが妥当であると考えられるので、筆者も「表达的自由」と訳した。

筆者試訳：

自由と責任 表现的自由是人最基本的权利，报纸完全有自由报道新闻并发表评论。在拥有这样的权利的同时，应该认识到自身责任重大，不得妨害公众利益。

② 正確と公正

新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならない。記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

藍鴻文訳：

正确与公正 新闻是历史的记录，记者的任务是追求真实。报道必须正确公正，不应受记者个人的立场、信仰的左右。评论不能谄世，而应该贯彻信念。

龍一春訳：

正确和公正 报纸是历史的记录。记者的任务在于追求报道的真实。报道必须正确并且公正，不能为记者个人的立场和信条所左右。评论也不能为世事所左右，应该保持一贯的立场和态度。

ここでも「新聞」の訳は藍が「新闻」、龍が「报纸」と訳している。筆者は次に「歴史の記録者

であり」が来るので、紙メディアとしての「报纸」と考え、「报纸」を採った。

筆者試訳：

正确与公正 报纸是历史的记录者，新闻记者的任务是追求真实。新闻报道应该正确并公正，不能被记者个人的立场、信条而左右。不能发表趋炎附势的评论，应有自己的正确立场。

③ 独立と寛容

新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

藍鴻文訳：

独立与寛容 报纸为了保持言论的公正，应确保独立，排除任何势力的干涉，自戒不被利用。另一方面，对待即使是与自己不同的意见，报纸也应该有责任正确、公正、主动地为其提供版面。

龍一春訳：

独立和寛容 为了保障言论的公正性，报纸要确保自身的独立性。在排除来自各方面、各种势力的干涉的同时，还必须保持高度的警戒心以避免被利用。另一方面，即使文章的内容与报社的观点不同，如果该言论秉持了正确、公正和负责的态度，报纸应该提供版面进行刊载。

「正確・公正で責任ある言論」の訳は藍が「有责任正确、公正、主动地」、龍は「正确、公正和负责的态度」と訳している。藍の中国語訳を日本語に反訳すると「正確、公正、主体的に紙面を提供する責任がある」となる。ここでは、筆者は「正确、公正、有责任地」と訳した。

筆者試訳：

独立与寛容 报纸为了发表公正的言论，应确保独立。排除一切势力的干涉，警惕不要被利用。另外，应该正确、公正、有责任地报道、发表与自身有异议的意见。

④ 人権の尊重

新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

藍鴻文訳：

尊重人权 报纸应对人类的尊严给与最高的敬意，尊重个人的名誉，保护个人隐私。误报时迅速更正，判断出无正当理由伤害对方名誉时，应采取提供申辩的机会等适当措施。

龍一春訳：

人権の尊重 报纸要以最高的敬意对待人间的尊严，尊重个人的名誉和隐私。当报道出现错误时要及时迅速地予以更正。在被认为是没有正当理由地对他人的名誉构成损害时，要为对方提供反驳的机会。

并采取适当措施予以处理。

ここの「人權」は筆者も含め「人权」と訳しているが、中国の人權観は基本的に「生存権」と「発展権」を指すものとして考えられており、西側がいう政治的権利としての人權の概念はまだ定着していない。また、「プライバシー」に対しては「隐私」と訳しているが、その定義範囲は日中で異なるため、本来、その説明も必要と思われるが、これについては今後改めて議論したい。

筆者試訳：

尊重人权 报纸应绝对尊重人的尊严，尊重个人名誉，不侵犯个人隐私。出现误报时，应尽快更正。损害他人名誉时，应给对方提供申辩的机会，并采取相应得当的措施。

⑤ 品格と節度

公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

藍鴻文訳：

品格与节度 履行公共的、文化的使命的报纸，应该是无论何时、何地、何人都能读的。报道、广告都需要表现高尚品格。报纸的销售者与人们接触时也应该具有节度和良识。

龍一春訳：

品格和节度 作为承担了公共文化使命的报纸，必须是任何时候、任何地点、任何人都能平等地进行阅览的读物。刊载文章、广告都应该保持必须的品位。另外，在销售方面，应基于节度和礼貌与订阅方友好相处。

「節度と良識」の訳について、「節度」は藍と龍いずれも「节度」と訳しているが、筆者が知る限りでは今の中国で「节度」という言葉遣いはあまり見られない。だが、同じ漢字による造語のため、「节度」が理解できないことはないと考えられる。しかし、次の「販売」に関連して述べたことであるので、筆者は、ここでは「分寸」と訳したほうがよいと考えた。

筆者試訳：

品格和分寸 报纸应肩负公共、文化的使命，不论任何时间、任何地点、任何人都应该能够平等地阅读报纸。报道的文章以及广告的形式和内容都应该有品位、风度。此外，销售报纸时应有风度、有良知地进行发售和接待订阅人。

おわりに

以上新、旧「新聞倫理綱領」の既存の一部の中国語訳を併記し、検討を加えると同時に、筆者の試訳を提示した。本来はすべての中国語訳を検討対象にすべきであったが、紙面の関係もあり、典型例に限定した。もとより、翻訳というのは、言葉のみならず、文化も訳すことでもある。さら

に、この「新聞倫理綱領」について言えば、日中の「新聞学」をめぐる諸概念の相違もある。一つの言語体系にある言葉、文化、概念を別の言語体系の中に変換する作業は容易なことではない。

本解題で比較検討した中国語訳には優劣はなく、冒頭で「当否」としたのは「原意」への距離感の遠近を測る趣旨であったことでもあり、それぞれの訳者の理解の相違を明らかにするものでもあった。そして、下記にまとめた筆者の試訳も、筆者自身の現時点の「新聞倫理綱領」に対する理解を示したに過ぎないのである。これもよりよい訳文が今後現れることを期待しての一つの営みと考えていただきたい。

「旧・新聞倫理綱領」の張新慧試訳全文

《旧・新聞倫理綱領（1946年7月23日制定 1955年5月15日補正）》

在日本作为民主和平国家重建之际，报纸被赋予了极其重大的使命。为迅速并有效地实现日本重建的目标，报纸应该保持伦理的高水准、提高职业权威、使得其机能完全发挥。

以这样的自我认知为基础，不论经营规模的大小，全国民主主义的日刊报社在此共同建立日本新闻协会，并制定《新闻伦理纲领》作为此协会的指导精神，为践行这一纲领能真挚地付出努力而起誓。我们相信在贯彻本纲领时，所提及的自由、责任、构成以及品格等，并不仅仅用来制约记者的言行，也应平等地鼓励全体新闻工作人员践行。

第1 新闻自由 除妨害公共利益和法律禁止事项以外，报纸享有完全的自由进行报道、发表评论。对法律本身进行批判的自由也包含在内。这里所说的自由作为一项基本人权，应该得到完全的尊重和保护。

第2 报道评论的界限 与报道和评论的自由相对而言，报纸自身应受到如下的约束：

- ・所谓的报道的原则，应遵从事实，正确地传递信息。
- ・新闻报道绝对不能掺杂记者个人的意见。
- ・在处理新闻时，应警惕不要被任何以宣传为目的的人或组织利用。
- ・对他人提出批评时，应当正面指出。
- ・应该持有“故意发表偏离真实的有偏颇的评论，是违反了办报之本”的意识。

第3 评论的态度 发表评论时不能趋炎附势，要勇于表明信念。另外，报道者应该时常站在想要公开发表言论，却缺少平台的人的立场上。具有代表大众申诉的气魄十分重要。发扬报纸高贵的品质，正在于此。

第4 公平 个人名誉作为基本人权应该得到尊重和保护。应该给与受批判的一方申辩的机会。若出现误报，应及时尽快进行更正。

第5 宽容 “在主张自由的同时，也应该认可他人提出的自由”这一项民主主义原理，也应该在报纸编辑时得到体现。对于不同于己见的政策，宽容地匀出版面进行平等地刊登、报道。即民主办报的本质的体现。

第6 指导・责任・荣誉 报社区别于其他企业之处在于，报纸的报道和评论给予大众的影响非常之大。公众主要基于报纸，来了解事件以及问题的真相，并进行判断。新闻事业的公共性由此被认知，同时，新闻从业人员独特的社会地位也由此产生。“责任观”和“荣耀”是确保其地位的两个基本要素。新闻从业人员应该以身作则。

第7 品格 报纸正因为具有指导性，所以必须具有良好的风度。在实践本纲领时，良好的风度应

得到培养。不能很好地实践的单位及其工作人员，则会失去公众的支持、遭到同事、同行的排斥，终究将会无法立足。会员应在道义上的结合、保障采访的自由、制作上提供权宜等措施，来互相帮助，为伦理水平更加向上发展而作出努力。如此，遵守本纲领的报纸的结合，能够促进日本民主化的进步。在完成此使命的同时，也期待日本的报业能够达到世界水平。

「新・新聞倫理綱領」の張新慧試訳全文

《新・新闻伦理纲领》

在迎接 21 世纪到来之际，日本新闻协会的加盟社为再次理解报纸的使命、为和平的未来作出努力而起誓，在此重新制定新的伦理纲领。人民的“知情权”是支撑民主主义社会的普遍原理。这一项权利以言论和表现的自由为基础，具有高度的伦理意识，使独立于其它权利而存在的媒体得到了基本保障。报纸将继续作为维护此理念最为合适的中坚力量。当前信息大量流通的社会赋予了我们具备“什么是真实的”、“如何去选择”、以及“如何正确并迅速地进行判断”的能力。所谓的报纸的责任和任务是指，正确并公正地报道以及负责任地发表评论。应此要求来完成公共、文化的使命。包括编辑、制作、广告、销售等的新闻工作人员，应该为认真履行这一责任和任务，同时也为了维护新闻工作人员与读者之间稳固的地位，在坚守言论・表现的自由的同时，应严格自律，重视品格。

自由与责任 表现的自由是人最基本的权利，报纸完全有自由报道新闻并发表评论。在拥有这样的权利的同时，应该认识到自身责任重大，不得妨害公众利益。

正确与公正 报纸是历史的记录者，新闻记者的任务是追求真实。新闻报道应该正确并公正，不能被记者个人的立场、信条而左右。不能发表趋炎附势的评论，应有自己的正确立场。

独立与宽容 报纸为了发表公正的言论，应确保独立。排除一切势力的干涉，警惕不要被利用。另外，应该正确、公正、有责任地报道、发表与自身有异议的意见。

尊重人权 报纸应绝对尊重人的尊严，尊重个人名誉，不侵犯个人隐私。出现误报时，应尽快更正。损害他人名誉时，应给对方提供申辩的机会，并采取相应得当的措施。

品格和分寸 报纸应肩负公共、文化的使命，不论任何时间、任何地点、任何人都应该能够平等地阅读报纸。报道的文章以及广告的形式和内容都应该有品位、风度。此外，销售报纸时应有风度、有良知地进行发售和接待订阅人。

注

- (1) 張国良の著作は現段階で入手できてない。また、胡興榮と李衍玲の著書に載せられた「新聞倫理綱領」の中国語訳文は周鴻書の訳文と同様である。それ以外の訳文は比較的簡単な紹介であるため、今回の資料解題の対象は周鴻書、梁関と王亜光三人の訳文に限定した。
- (2) 郎劲松と周建明の著作に載せられた訳文は藍鴻文の訳文と同様であるため、今回の資料解題は藍鴻文、龍一春の訳文を対象とする。
- (3) 『現代漢語詞典 第5版』は中国社会科学院言語研究所、商務印書館（出版社）により 2005 年に出版された。

チベット語訳

翻訳者：徳吉卓瑪*、彭毛才旦**、周拉加***

「新・新聞倫理綱領」

ཀུན་སྤྱོད་ཚགས་པར་གྱི་ཅ་འཛིན་གསར་བ།

21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

དུས་རབས་ཉེར་གཅིག་གི་མདུན་བསྐྱེད་ཀྱི་ཉི་ཉོང་གསར་འགྱུར་མཐུན་ཚགས་ཀྱི་མཉམ་འབྲེལ་ཚགས་པས་ཡང་
བསྐྱེད་ཚགས་པར་གྱི་འགན་འཁུར་འཁུར་འཁུར་གྱི་ཤེས་པར་བྱས་ཤིང་། ལུས་སྐྱེད་ཚགས་ཤིང་ཞི་བདེ་ལ་གཞིལ་བའི་མ་འོངས་པ
ཞིག་གི་ཆེད་དུ་ལུས་སྐྱེད་པ་ཡིན་ཀྱི་འདོན་སྤྱོད་མནའ་ཚོག་བཞག་ཅིང་། གཞུང་ལུགས་གསར་བའི་ཅ་འཛིན་གཏ
ན་འབེབས་གནང་།

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。

མི་དམངས་ཀྱི་ཤེས་རྟོགས་དབང་ཆ་ནི་དམངས་གཙོ་རིང་ལུགས་ཀྱི་སྤྱི་ཚགས་སྤྱོད་སྤྱོད་ཀྱི་ཡོངས་ཁྱབ་ཀྱི་ག
ཞུང་ལུགས་ཤིག་ཡིན།
དབང་ཆ་འདི་ནི་གཏམ་བཤད་དང་ནུས་པའི་རང་དབང་གི་མང་གཞིའི་སྤེང་ཆ་མཐོ་བའི་གཞུང་ལུགས་ཀྱི་འདུ་
ཤེས་ཚད་པར་བྱས་ཏེ་དབང་ཆ་ཡོད་ཆད་ལས་སྒྲིལ་ཚུགས་བྱས་པའི་སྤྱོད་བྱེད་པ་ནས་ཐོག་མར་ཁག་ཐེག་བྱེད་
སྤྱོད་པ་རེད།

*デギドルマ 日本大学大学院新聞学研究科博士前期課程

**パクモツェダン 大谷大学研究生

***ジュラジャ 中国青海省天俊県テレビ局

新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。

ཚགས་པར་གྱིས་ཐུར་ལས་སྟག་པའི་སྒོ་ནས་དེ་ལ་འོས་འཚམས་ཀྱི་གཙོ་འཁུར་མི་སྣའི་ཐོབ་ཐང་གིས་ཡོད་པ་རྒྱན་
ཆགས་སུ་འགོ་འདྲོད།

གངས་མང་པོའི་ཆ་འཕྲིན་གྱི་འགོ་འདྲོད་ཚོད་པོའི་སྤྱི་ཚགས་འདིར། ཅི་ཞིག་དོན་དངོས་ཡིན་པ་དང་། གང་ཞིག་ག་

དམས་འོས་པ། ཡང་དག་ཅིང་མགྲོགས་སུ་གྱུར་གྱི་བདར་གཙོད་ཅིག་ལ་ཤུགས་ཆེན་པོས་བསྟེགས་བཞིན་མཆིས།

新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

ཚགས་པར་གྱི་འགན་འཁུན་ནི།

ཡང་དག་ཅིང་བདར་བཞིན་གྱི་དོན་དག་ཐོ་འགོད་དང་འགན་འཁུན་ཡོད་པའི་དབྱུང་བརྗོད་ལ་བརྟེན་ནས། འགོག་སྒོ་

ལ་གྱི་རེ་འདུན་དེར་གཟུགས་ཏེ། སྤྱི་གཞུང་དང་རིག་གནས་ཐད་གྱི་འགན་འཁུར་དེ་མངོན་འགྱུར་བྱེད་པ་ཞིག་ཡིན།

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

ཚུམ་སྒྲིག་དང་སྒྲིག་སྒྱུར། བརྒྱབ། ཉེ་ཆོང་སོགས་གསར་འགྱུར་མི་སྣ་ཡོངས་ཀྱིས་འོས་འགན་འདི་ནན་ཏན་སྒོས་

བྱེད་པའི་ཆེད་དང་། ད་དུང་སྒྲིག་མཐན་དང་ཡིད་ཆེས་ཀྱི་འབྲེལ་བ་སྤྱི་བརྟེན་དུ་གཏོང་ཆེད །

གཏམ་བརྗོད་དང་ནམ་པའི་རང་དབང་རྒྱན་འཁྱོངས་བྱེད་པ་དང་མཉམ་དུ་རང་དོས་ནས་གཟབ་ནན་གྱིས་སྒྲིག་ཁྲི

མས་བཅི་སྤྱང་དང་སྤུས་ཚད་གཅིགས་འཛིན་བྱེད་དགོས་སོ།།

自由と責任

表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

རང་དབང་དང་འགན་འཁུན།
 རྣམ་པའི་རང་དབང་ནི་མིའི་རིགས་ཀྱི་གཞི་རྒྱུ་དབང་ཆ་ཡིན་ལ།
 གསར་འགྱུར་ལ་གསལ་སྒྲོགས་དང་དཔྱད་བཅོལ་སྤེལ་བའི་རང་དབང་ཆ་ཚང་ཞིག་ཡིན།
 དེ་གཅིག་ཕུ་ལག་ལེན་དུ་བྱེད་པའི་སྐབས་སུ་རང་འགན་འཁུན་ལྡན་མོ་ཞིག་ཡིན་པར་ངོ་ཤེས་གིང་།
 སྤྱི་གཞུང་གི་ཁེ་ཕན་ལ་གཞོན་པ་མི་འབྱུང་བར་བྱས་ཏེ་བསམ་སྒྲོ་ནན་མོ་གཏོང་དགོས་སོ།

正確と公正

正確と公正新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

ཡང་དག་དང་བདེན་དྲང་།
 ཡང་དག་དང་དྲང་བདེན་གྱི་ཚགས་པར་ནི་ལོ་རྒྱུས་ཀྱི་ཐོ་འགོད་པ་ཡིན་ལ།
 གསར་འགོད་པའི་འགན་འཁུན་ནི་དོན་དངོས་རྒྱུ་གཙོད་བྱེད་རྒྱ་དེ་ཡིན།
 གསལ་བསྒྲགས་ནི་ཡང་དག་དང་དྲང་བདེན་ཡིན་དགོས་ལ། གསར་འགོད་པ་རང་ཉིད་ཀྱི་ལངས་ཕྱོགས་དང་རིང་
 ལུགས་ཀྱི་མཐའ་བསྐྱར་ཏེ་བསྐྱད་མེ་ཆག དཔྱད་བཅོལ་གྱིས་སྤྱི་ཚགས་དང་མཐུན་ཐབས་མི་འཆོལ་བར་ལྟ་ཚུལ་བ
 ཏན་པོར་བཟུང་འོས།

独立と寛容

新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

སྐར་ཚུགས་དང་དཀྱེལ་ཡངས།
 ཚགས་པར་གྱིས་དྲང་བདེན་གྱི་དཔྱད་བཅོལ་གྱི་ཆེད་དུ་སྐར་ཚུགས་བཏན་པོར་བཟུང་དགོས།
 ལྷོ་བས་བྱུགས་ཡོད་ཆད་ལས་ཐོན་པའི་ཐེ་གཏོགས་སྤངས་པ་དང་བསྐྱུན་ནས།
 བེད་སྤྱོད་གཏོང་དུ་མི་འཇུག་པའི་ཕྱིར་རང་གཙུན་བྱེད་དགོས། དེ་ལས་གཞན།
 ཚགས་པར་གྱིས་རང་དང་ལྟ་ཚུལ་མི་འདྲ་བ་ཡོད་ནའང་།
 ཡང་དག་དང་དྲང་བདེན་སྒྲོས་འགན་འཁུན་ཡོད་པའི་གཏམ་བཅོལ་ལ་རང་འགྱུལ་གྱིས་ཤོག་ངོས་འདོན་སྤྱོད་བྱེད་
 དགོས།

人権の尊重

新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる

མིའི་ཐོབ་ཐང་བརྩི་བཀུར།

ཚགས་པར་གྱིས་མིའི་ཚེས་མཐོང་ལ་ཆེས་མཐོ་བའི་གྲས་སེམས་སྦྱོར་བ་དང་། མི་སྒྲེར་གྱི་སྒྲན་གྲགས་ལ་མཐོང་ཆེན།

སྒྲེར་གྱི་གསང་བར་མཉམ་འཛིན་བྱེད་དགོས། གསལ་བསྒྲགས་ལ་ཞོར་འཆུག་བྱུང་བའི་སྐབས་སུ་ཟུར་མོར་བཟོ་བ་
ཅོས་དང་།

ཡང་དག་པའི་གནས་ལུགས་ཤིག་ཀྱང་མེད་པར་ཕ་རོལ་བའི་སྒྲན་གྲགས་ལ་གཞོན་སྦྱོར་བཟོས་པར་ཐག་བཅད་པའི་
'སྐབས་སུ་ཚོལ་ལན་བསྒྲགས་པའི་གོ་སྐབས་སོགས་འདོན་སྤྲོད་གནང་བ་སོགས་འོས་ཤིང་འཆམས་པའི་ཐབས་ལམ་
ལེགས་པོ་ཞིག་བཟོ་དགོས།

品格と節度

公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

ཀུན་སྦྱོང་དང་ཚད་ཐིག་

སྦྱི་གཞུང་དང་རིག་གནས་ཐད་གྱི་འགན་འཁུར་མཛོན་འཁུར་བྱེད་འོས་པའི་ཚགས་པར་ནི་དུས་ནམ་དང་ས་ཆ་ག་
ང་། མི་སུ་ཡིན་ཡང་འདྲ་མཉམ་གྱིས་སྒྲོག་ཐུབ་པ་ཞིག་ངེས་པར་ཡིན་དགོས།

ཐོ་འགོད་དང་བརྒྱབ་ཡིན་ཡང་ནམ་པ་ལ་ཀུན་སྦྱོང་བརྩི་བཀུར་བྱེད་པ་ནི་དགོས་ངེས་ཤིག་ཡིན།

ད་དུང་ཉ་ཚོང་དང་བསྐྱར་ནས་ཚད་ཐིག་དང་ཀུན་སྦྱོང་བཟུང་སྟེ་མིའི་བར་ལ་འབྲེལ་བ་བྱེད་འོས་པ་ཞིག་རེད།

「旧・新聞倫理綱領」

ཀུན་སྦྱོང་ཚགས་པར་གྱི་ཅ་འཛིན་རྟེང་པ།

日本を民主的平和国家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これを最もすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理水準を保ち、職業の権威を高め、その機能を完全に発揮しなければならない。

དམངས་གཙོ་དང་ཞི་བདེའི་ཉི་ཧོང་རྒྱལ་ཁབ་ཅིག་བསྐྱར་འཇུགས་བྱེད་པ་ལ།
 ཚགས་པར་གྱི་ལས་འགན་ནི་དངོས་གནས་གལ་ཆེན་པོ་ཞིག་རེད། འདི་ལྟར་ལས་ལྷན་པའི་སློན་ནས་མགྲོགས་མཉམ་
 སློན་གསོན་ཤུགས་ལྡན་པའི་ལེགས་འབྲས་ཤིག་མངོན་འགྱུར་བྱེད་ཆེད། ཚགས་པར་གྱིས་ཆེས་མཐོ་བའི་ཀུན་སྦྱོང་
 'ཚུ་ཆོད་རྒྱན་སྦྱོང་དང་། ལས་རིགས་དབང་ཐང་ཐེ་མཐོ།
 དེའི་རྒྱལ་ནུས་ཡོངས་སུ་རྒྱུགས་པའི་སློན་ནས་འདོན་སྤེལ་བྱེད་དགོས།

この自覚に基づき、全国の民主主義的日刊新聞社は経営の大小に論なく、親しくあい集って日本新聞協会を設立し、その指導精神として「新聞倫理綱領」を定め、これを実践するために誠意をもって努力することを誓った。そして本綱領を貫く精神、すなわち自由、責任、構成、気品などは、ただ記者の言動を律する基準となるばかりでなく、新聞に関係する従業者全体に対しても、ひとしく推奨さるべきものと信ずる。

རང་འགྲུལ་འདི་མང་གཞི་བྱས་ཏེ།
 རྒྱལ་ཡོངས་ཀྱི་དམངས་གཙོའི་རིང་ལུགས་ཀྱི་ཉིན་རེའི་ཚགས་པར་ཁང་གིས་ལས་གཉེར་གྱི་ཆེ་ཆུང་ལ་མི་དབྱེད་པ་
 ར། དགའ་སྦྱོང་དང་གཞི་གཅིག་ཏུ་འཛུམས་ཏེ་ཉི་ཧོང་གསར་འགྱུར་མཐུན་ཚགས་འཇུགས་པ་དང་།
 དེའི་མཇུག་སློན་སྟེང་སྟོབས་ཀྱི་ཆབ་བྱས་ཏེ་<གསར་འགྱུར་ཀུན་སྦྱོང་རྩ་འཛིན་>གཏན་འབེབས་བྱས་ཤིང་།
 འདི་དོན་ཐོག་ཏུ་འབབ་ཆེད་ཐོལ་མེད་སློན་འབད་བཅོམ་བྱེད་དེས་པའི་དམ་བཅའ་དགོས།
 དེར་མ་ཟད་རྩ་འཛིན་འདི་བརྒྱུད་པའི་སྟེང་སྟོབས། ཡང་གཅིག་བཤད་ན་རང་དབང་། འགན་ཁུར།
 གྲུབ་ཚུལ་དང་བཟོ་སྐྱོར་སྟེང་གསར་འགྱུར་པ་གཅིག་པུའི་བྱ་སྦྱོང་ལ་ཆོད་འཛིན་བྱེད་ཀྱི་ཆོད་གཞིར་འགྱུར་རྒྱ་
 ང་རྒྱུད་མ་ཡིན་པར། གསར་འགྱུར་དང་འབྲེལ་ཡོད་ཀྱི་ལས་རིགས་མི་སྣ་ཡོངས་ལ་སྤྱོད་ཏེ་ཡང་འདྲ་མཉམ་གྱིས་
 འོས་སྦྱོར་བྱེད་འོས་པར་ཡིད་ཆེས་བྱེད་དགོས།

新聞の自由

公共の利益を害するか、または法律によって禁ぜられている場合を除き、新聞は報道、評論の完全な自由を有する。禁止令そのものを批判する自由もその中に含まれる。この自由は実に人類の基本的権利としてあくまでも擁護されねばならない。

གསར་འགྱུར་གྱི་རང་དབང་།

སྦྱོལ་ཡོངས་ཀྱི་ཁེ་ཕན་ལ་གཞི་དཔེ་ལས།
 ད་དུང་ཁྲིམས་ལུགས་ལ་བརྟེན་ནས་བཀག་སྡོམ་བྱས་ཡོད་པའི་སྐབས་དག་ལུང་དེ།
 ཚགས་པར་ལ་གསལ་བསྒྲགས་དང་དབྱེད་བཞེད་ཀྱི་རང་དབང་ཆ་ཆོད་ཞིག་ཡོད།
 གཏན་འགོག་བཀའ་རྒྱ་དེ་ལ་དགག་བཞག་བྱེད་པའི་རང་དབང་ཡང་དེའི་ནང་དུ་འདུས་ཡོད། རང་དབང་འདི་
 'ནི་མེའི་རིགས་ཀྱི་གཞི་རྩའི་དབང་ཆ་བྱས་ཏེ་ནམ་ཡང་བཅོམ་སྤང་བྱ་དགོས།

報道、評論の限界

報道、評論の自由に対し、新聞は自らの節制により次のような限界を設ける。

イ 報道の原則は事件の真相を正確忠実に伝えることである。

ロ ニュースの報道には絶対に記者個人の意見をさしはさんではない。

ハ ニュースの取り扱いに当たっては、それが何者かの宣伝に利用されぬよう厳に警戒せねばならない。

ニ 人に関する批評は、その人の面前において直接語りうる限度にとどむべきである。

ホ 故意に真実から離れようとするかたよった評論は、新聞道に反することを知るべきである。

གཉིས་པ། གསལ་བསྐྱགས་དང་དཔྱད་བཟླ་གི་དབྱེ་མཚམས།

གསལ་བསྐྱགས་དང་དཔྱད་བཟླ་གི་རང་དབང་ལ་ག་གཏང་དེ།
ཚགས་པར་གིས་རང་ཉིད་ཚོད་འཛིན་བྱེད་པ་ལ་གཤམ་གྱི་དབྱེ་མཚམས་འདི་ལྟ་བུ་བཞེས་པ་ཡིན།

༡ གསལ་བསྐྱགས་གི་གཞི་ཅན་ནི་དོན་ཁྱེན་གྱི་དོན་དངོས་དེ་དྲང་པོ་དྲང་བཞག་གིས་སྒྲིག་དགོས།

༢ གསར་འགྱུར་གྱི་གསལ་བསྐྱགས་ལ་གསར་འགོད་པ་རང་ཉིད་ཀྱི་ལྟ་ཚུལ་གཏན་ནས་འབྲེས་མི་རུང།

༣ གསར་འགྱུར་ལེགས་སྒྲིག་བྱེད་དུས།
དེ་ལྟ་ཞིག་གིས་གང་ཞིག་བྱ་བ་ལྟར་བྱེད་ཐུག་པེད་སྟོང་གཏོང་དུ་མི་འཇུག་པར་དོགས་ཚོན་ཆེན་པོ་བྱ་དགོས།

༤ མི་དང་འབྲེལ་བའི་དགག་བཞག་ནི་མི་དེའི་མདུན་ནས་ཐད་ཀར་བཤད་དགོས།

༥

བསམ་གཟུངས་ཏེ་དངོས་ཡོད་དང་ཁ་བྱལ་གཏོང་བའི་དཔྱད་བཟླ་ཕྱགས་ལྟར་ཅན་ནི་ཚགས་པར་སྒྲུབ་པའི་ལུགས་
སྟེན་དང་འགལ་ཡོད་པ་རྟོགས་དགོས།

評論の態度

評論は世におもねらず、所信は大胆に表明されねばならない。しかも筆者は常に、訴えんと欲しても、その手段を持たない者に代わって訴える気概をもつことが肝要である。新聞の高貴たる本質は、この点に最も高く発揚される。

དབྱང་བཟོད་ཀྱི་ནམ་འགྲུལ།

དབྱང་བཟོད་ཀྱིས་སྤྱི་ཚོགས་དང་མཐུན་ཐབས་མི་འཚོལ་བར་ཡིད་ཆེས་སའི་གནད་དེ་སྤྱོད་པ་ཆེན་པོས་གསལ་ཁ་འདོན་དགོས།
མ་ཟད་ཚུམ་མཁན་གྱིས་དུས་རྒྱུན་བཤད་འདོད་ཀྱང་དེའི་བྱེད་ཐབས་མེད་པའི་མེད་ཆབ་དུ་བཤད་པའི་སེམས་ཤུགས་སྤོངས་རྒྱ་ནི་གཙོ་བོ་ཡིན།
ཚོགས་པར་གྱི་ཆེས་མཐོའི་ངོ་བོ་ནི་གནད་འདི་ལ་དེ་ལས་ཀྱང་ཁྱབ་སྤེལ་གཏོང་དགོས་སོ།

指導・責任・誇り

新聞が他の企業と区別されるゆえんは、その報道、評論が公衆に多大な影響を与えるからである。公衆はもっぱら新聞紙によって事件および問題の真相を知り、これを判断の基礎とする。ここに新聞事業の公共性が認められ、同時に新聞人独特の社会的立場が生まれる。そしてこれを保全する基本的要素は責任観念と誇りの二つである。新聞人は身をもってこれを実践しなければならない。

༥ མཐུབ་སྟོན། འགན་ཁུར་དང་སྙན་གྲགས།

གསར་འགྲུར་དང་ཁེ་ལས་གཞན་བར་གྱི་ཁྱད་པར་འབྱེད་བྱེད་ཀྱི་རྒྱ་ནི་གསལ་བསྐྱགས་དང་དབྱང་གཏམ་དེས་སྤྱི་དམངས་ལ་ཐེབས་པའི་ཤུགས་རྒྱུན་གྱི་ཆེ་ཆུང་ཡིན། སྤྱི་དམངས་ཀྱིས་ཚོགས་པར་ལ་བརྟེན་ནས་དོན་རྒྱུན་དང་གནད་དོན་གྱི་དོན་དངོས་གནས་ཚུལ་རྟོགས་ཏེ།
དོན་རྒྱུན་དང་གནད་དོན་གྱི་དོན་དངོས་གནས་ཚུལ་འདི་ཐག་གཅོད་བྱེད་ཀྱི་མང་གཞིར་བྱེད་དགོས། འདིར་གསར་འགྲུར་བྱ་གཞག་གི་སྤྱི་གཞུང་རང་བཞིན་ཁས་ལེན་བྱེད་པ་དང་མཉམ་དུ་གསར་འགོད་པའི་ཐུན་མེན་གྱི་སྤྱི་ཚོགས་ཀྱི་ལང་ཕྱོགས་འབྱུང་ཐོབ།
དེར་མ་ཟད་དེ་སྤྱང་སྟོབ་བྱེད་པའི་གཞི་ཚའི་བྱུང་རྒྱུན་ནི་འགན་འཁུའི་འདུ་ཤེས་དང་སྙན་གྲགས་གཉིས་ཡིན།
ཚོགས་པར་མི་སྣ་དངོས་ཀྱིས་འདི་ངེས་པར་ལག་ལེན་བྱེད་དགོས།

品格

新聞はその有する指導性のゆえに、当然高い気品を必要とする。そして本綱領を実践すること自体が、気品を作るゆえんである。その実践に忠実でない新聞および新聞人は、おのずから公衆の支持を失い、同志の排斥をこうむり、やがて存立を許されなくなるであろう。ここにおいて会員は道義的結合を固くし、あるいは取材の自由を保障し、または製作上の便宜を提供するなど、互いに助け合って、倫理水準の向上保持に努めねばならない。かくて本綱領を守る新聞の結合が、日本の民主化を促進し、これを保全する使命を達成すると同時に、業界を世界水準に高めることをも期待するものである。

ལ ཀུན་སྨྱོད།

ཚགས་པར་ལ་མཚུབ་སྟོན་གྱི་རང་བཞིན་ལྡན་པའི་སྟེང་། བཟོ་ལྷ་མཐོ་པོ་ནི་དགོས་ངེས་ཤིག་ཡིན།
 དེར་མ་ཟད་ཅུ་འཛིན་འདི་ལག་ལེན་བྱེད་པའི་དོན་དེ་ཉིད་ནི་ཉམས་སྤང་བཟོ་བསྐྱུན་བྱེད་པའི་རྒྱ་མཚན་ཡིན།
 ལག་ལེན་དེར་སློང་ཀར་མིན་པའི་ཚགས་པར་དང་ཚགས་པར་མི་སྣ་དག་ལ་རང་བཞིན་གྱིས་སྤྱི་དམངས་ཀྱི་རྒྱབ་སྐྱོ
 ར་ཤོར་འགོ་བ་དང་། སློ་མཐུན་གྱིས་བྱུར་ཕྱད་གཏོང་ཞིང་མྱུར་མོར་རྟེན་འཇུགས་སའི་གནས་མེད་པར་འགྱུར་བ
 ར་འདོད། འདིར་ཚགས་མི་རྣམས་ཀྱིས་སེམས་ཤུགས་གཅིག་སྦྲེལ་བྱས་ཏེ།
 ཡང་གཅིག་བཤད་ན་བཅར་འདྲིའི་རང་དབང་ལ་ཁག་ཐེག་དང་། ད་དུང་སྤྱིག་བཟོ་སྐབས་ཀྱི་སྐབས་བདེ་འདོན་
 སྟོན་སྟགས་པན་ཚུན་རོགས་རམ་བྱས་ཏེ། མི་ཚོས་ཆུ་ཚད་མཐོར་འདེགས་ལ་འབད་བཅོམ་བྱེད་དགོས།
 ཅུ་དོན་འདི་བཞིན་བསྐྱབ་པའི་ཚགས་པར་གྱི་མཉམ་སྦྲེལ་སྟོས། ཉི་ཉོང་དམངས་གཙོ་ཅན་དུ་སྐྱལ་འདེད་བྱེད་
 པ་དང་། ལས་འགན་འདི་ལེགས་འགྲུབ་བྱུང་བ་དང་མཉམ་དུ་ལས་རིགས་ཁག་འཇོམ་སྤྲིང་གི་ཆུ་ཚད་དུ་མཐོར་
 འདེགས་གཏོང་བར་ཡང་རེ་སྐྱུག་བྱེད་དགོས།

タイ語訳

翻訳者: Worawan Ongkrutraksa*

新・新聞倫理綱領

จรรยาบรรณของหนังสือพิมพ์

21 世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

ในศตวรรษที่ 21 สมาชิกของสมาคมหนังสือพิมพ์ญี่ปุ่นจะรับรู้

ภารกิจและสาบานว่าจะทำอนาคตให้เต็มไปด้วยพลังและความสงบสุขที่สร้างด้วยจรรยาบรรณใหม่

จรรยาบรรณของหนังสือพิมพ์ยึด "สิทธิที่จะรู้" ของประชาชนเป็นหลัก

มีความเป็นสากลเพื่อสนับสนุนสังคมประชาธิปไตย สิทธินี้ตั้งอยู่บนพื้นฐานของเสรีภาพในการพูดและการแสดงออก

และภายใต้สำนักด้านจริยธรรมในระดับสูง สื่อมีอิสระจากอำนาจทั้งหมด และจะรักษาความเป็นอิสระที่มีอยู่แต่เดิม

ซึ่งหนังสือพิมพ์ต้องการที่จะแสดงออกอย่างเหมาะสมที่สุด

ในสังคมที่มีข้อมูลมากมาย การสื่อถึงความจริง

เป็นสิ่งที่ควรเลือกกระทำและการตัดสินใจที่ถูกต้องและรวดเร็วนั้นมักได้รับการเรียกร้องอย่างสูง

ดังนั้นความรับผิดชอบของหนังสือพิมพ์เป็นการตอบสนองความต้องการเหล่านี้โดยบทความของหนังสือพิมพ์ต้องถูกต้องและเป็นธรรม และมีความรับผิดชอบต่อประชาชน และนี่คือการตอบสนองต่อภารกิจของหนังสือพิมพ์ต่อสังคมและวัฒนธรรม

การแก้ไข การผลิต การโฆษณา การขายพื้นที่โฆษณาของหนังสือพิมพ์นั้น

หนังสือพิมพ์ต้องมีความรับผิดชอบต่อสร้างความสัมพันธ์และความไว้วางใจให้กับผู้อ่านและในเวลาเดียวกันต้องปกป้องเสรีภาพในการแสดงออกโดยมีการควบคุมตัวเองอย่างเคร่งครัด และเคารพศักดิ์ศรีของความเป็นมนุษย์

* ウォラワン・オンクルトラクサ チュラロンコン大学コミュニケーション学部パブリックリレーション学科准教授・博士
Assoc. Prof. Dr. Department of Public Relations, Faculty of Communication Arts, Chulalongkorn University

自由と責任

表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

เสรีภาพและความรับผิดชอบ

เสรีภาพในการแสดงออกเป็นสิทธิขั้นพื้นฐานของมนุษย์ หนังสือพิมพ์มีเสรีภาพในการแสดงข้อคิดเห็นอย่างเต็มที่ แต่ต้องตระหนักในความรับผิดชอบสูงเพื่อไม่ให้กระทบกับผลประโยชน์ของประชาชน

正確と公正

新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならない。記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

ความถูกต้องและเป็นธรรม

บทความหรือข่าวในหนังสือพิมพ์นั้นถือว่าเป็นการบันทึกประวัติศาสตร์ ดังนั้นภารกิจของนักข่าวคือการแสวงหาความจริงเพื่อบันทึกประวัติศาสตร์ รายงานข่าวต้องมีความถูกต้องและเป็นธรรมและไม่ควรจะขึ้นอยู่กับตำแหน่งต่างๆและความเชื่อของแต่ละบุคคล

独立と寛容

新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

อิสระภาพและความอดทน

เพื่อให้แน่ใจว่าเป็นอิสระในการเสนอข่าว ยุติธรรม รวมทั้งการรบกวนจากกองกำลังใดๆ หนังสือพิมพ์จะต้องมีวินัยในตนเอง แม้จะมีความคิดที่แตกต่างกันของนักข่าวเองแต่ก็จะต้องมีความมั่นใจว่าถูกต้องในคำพูดที่เป็นธรรมและมีความรับผิดชอบเพื่อให้หนังสือพิมพ์ดำเนินการต่อไปได้

人権の尊重

新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

เคารพสิทธิมนุษยชน

หนังสือพิมพ์ต้องให้ความเคารพสูงสุดต่อศักดิ์ศรีความเป็นมนุษย์ ต้องพิจารณาความเป็นส่วนตัว เคารพในเกียรติของบุคคล หากทำผิดพลาดต้องแก้ไขและรายงานให้ถูกต้องโดยเร็วที่สุดเท่าที่ทำได้หากมีกรณีว่าจะมีการละเมิดความถูกต้อง และต้องให้โอกาสบุคคลอื่นในการโต้แย้งจากที่เหมาะสม

品格と節度

公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

ศักดิ์ศรีและความพอเหมาะพอควร

ในเรื่องที่เกี่ยวกับสาธารณะชนนั้น

หนังสือพิมพ์ควรจะมีการกิจทางวัฒนธรรมทุกที่ทุกเวลาและให้ทุกคนได้อ่านอย่างเท่าเทียมกัน บทความและการโฆษณาเป็นสิ่งจำเป็น การขายโฆษณาเป็นเพื่อการสร้างความสัมพันธ์และความรู้สึกที่ดี

旧・新聞倫理綱領（1946年7月23日制定・1955年5月15日補正）

จรรยาบรรณ (เดิม) ของหนังสือพิมพ์ (กำหนดเมื่อ วันที่ 23 กรกฎาคม 1946 และแก้ไขเมื่อ วันที่ 15 พฤษภาคม 1955)

日本を民主的平和国家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これを最もすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理水準を保ち、職業の権威を高め、その機能を完全に発揮しなければならない。

この自覚に基づき、全国の民主主義的日刊新聞社は経営の大小に論なく、親しくあい集って日本新聞協会を設立し、その指導精神として「新聞倫理綱領」を定め、これを実践するために誠意をもって努力することを誓った。そして本綱領を貫く精神、すなわち自由、責任、構成、気品などは、ただ記者の言動を律する基準となるばかりでなく、新聞に関係する従業者全体に対しても、ひとしく推奨さるべきものと信ずる。

ในฐานะที่ประเทศญี่ปุ่นประเทศประชาธิปไตยที่สงบ

การกำหนดภารกิจในหนังสือพิมพ์อย่างแท้จริงส่วนใหญ่ทำได้อย่างรวดเร็วและมีประสิทธิภาพ

หนังสือพิมพ์ที่มีการรักษามาตรฐานด้านจริยธรรมสูงได้ ก็จะเพิ่มอำนาจในการประกอบอาชีพได้อย่างสมบูรณ์

"จรรยาบรรณหนังสือพิมพ์" นี้หนังสือพิมพ์ทั่วประเทศต้องรับรู้โดยไม่มีข้อโต้แย้ง

ไม่ว่าจะเป็นขนาดของธุรกิจหนังสือพิมพ์ขนาดใดก็ตาม สมาคมหนังสือพิมพ์ญี่ปุ่นก่อตั้งด้วยความรักและความสัมพันธ์ที่ดี

"จรรยาบรรณหนังสือพิมพ์" ก็ถือเป็นจิตวิญญาณที่สง่างามของการเป็นผู้นำในการปฏิบัติตามนี้

สมาคมหนังสือพิมพ์ญี่ปุ่นสาบานว่าความพยายามในความเชื่อและจิตวิญญาณที่ดีผ่าน"จรรยาบรรณหนังสือพิมพ์"

นี่คือความรับผิดชอบ "จรรยาบรรณหนังสือพิมพ์"

เป็นข้อมูลอ้างอิงและเป็นการข้อกำหนดในการควบคุมพฤติกรรมของสื่อมวลชน

รวมทั้งพนักงานทั้งหมดที่มีความเกี่ยวข้องกับหนังสือพิมพ์ อย่างเท่าเทียมกัน

第1 新聞の自由 公共の利益を害するか、または法律によって禁ぜられている場合を除き、新聞は報道、評論の完全な自由を有する。禁止令そのものを批判する自由もその中に含まれる。この自由は実に人類の基本的権利としてあくまでも擁護されねばならない。

ข้อ1 เสรีภาพของหนังสือพิมพ์

เรื่องที่เป็นที่สนใจของสาธารณะชน ที่เป็นเรื่องที่เสียหายต่อสาธารณะหรือเป็นเรื่องที่กฎหมายต้องห้าม นักข่าวต้องรายงานข่าวอย่างเสรีภาพโดยสมบูรณ์ในการวิพากษ์วิจารณ์ เสรีภาพนี้จะต้องได้รับการปกป้องอย่างเคร่งครัดเพราะเป็นสิทธิขั้นพื้นฐานของมนุษย์

第2 報道、評論の限界 報道、評論の自由に対し、新聞は自らの節制により次のような限界を設ける。

ข้อ2 เสรีภาพในการวิจารณ์ของหนังสือพิมพ์จะได้รับการคุ้มครองภายใต้เงื่อนไขดังนี้

イ 報道の原則は事件の真相を正確忠実に伝えることである。

1. เสรีภาพจะได้รับการคุ้มครองเมื่อมีการถ่ายทอดความจริงอย่างซื่อสัตย์

ロ ニュースの報道には絶対に記者個人の意見をさしはさんではならない。

2. ผู้สื่อข่าวต้องไม่ใช้ความเห็นส่วนบุคคลของตนเองแทรกในข่าวโดยเด็ดขาด

ハ ニュースの取り扱いに当たっては、それが何者かの宣伝に利用されぬよう厳に警戒せねばならない。

3. ผู้สื่อข่าวต้องระมัดระวังอย่างเคร่งครัดไม่ให้ข่าวที่เขียนเป็นการการประชาสัมพันธ์หรือโฆษณาบุคคลใด

ニ 人に関する批評は、その人の面前において直接語りうる限度にとどむべきである。

4. ผู้สื่อข่าวต้องระมัดระวังในการวิพากษ์วิจารณ์บุคคลต่อหน้าสาธารณะชน

ホ 故意に真実から離れようとするかたよった評論は、新聞道に反することを知るべきである。

5. การวิพากษ์วิจารณ์ที่มีเจตนาหรือจงใจที่จะไม่ให้ตรงกับความเป็นจริงนั้น

เป็นการกระทำที่ตรงกันข้ามกับแนวทางการทำงานของหนังสือพิมพ์

第3 評論の態度 評論は世におもねらず、所信は大胆に表明されねばならない。しかも筆者は常に、訴えんと欲しても、その手段を持たない者に代わって訴える気概をもつことが肝要である。新聞の高貴たる本質は、この点に最も高く発揚される。

ข้อ3 ทศนคติของนักวิจารณ์

นักวิจารณ์ที่ไม่ได้รับการยกย่อง ต้องมีความกล้าหาญที่จะแสดงออก

นอกจากนี้ยังต้องมีจิตวิญญาณที่เข้มแข็งและพร้อมที่จะเป็นตัวแทนต่อสู้ให้ผู้ที่ไม่มีโอกาสได้แสดงออก สิ่งนี้เป็นความสง่างามและมีเกียรติสูงสุดของวิชาชีพหนังสือพิมพ์

第4 公正 個人の名誉はその他の基本人権と同じように尊重され、かつ擁護さるべきである。非難された者には弁明の機会を与え、誤報はすみやかに取り消し、訂正しなければならない。

ข้อ 4 ความเป็นธรรม

ต้องให้เกียรติและยอมรับในสิทธิของบุคคลทุกคนเท่าเทียมกัน

ถึงไม่ว่าจะเป็นเพียงคนธรรมดาทั่วไปก็ต้องได้รับการยอมรับในลักษณะเดียวกัน หากเกิดความผิดพลาดในการกล่าวหาบุคคล ต้องมีการกล่าวขออภัยในทันที หากมีข้อมูลที่น่าเสนอผิดพลาด ต้องรีบแก้ไขให้ถูกโดยทันที

第5 寛容 みずから自由を主張すると同時に、他人が主張する自由を認めるという民主主義の原理は、新聞編集の上に明らかに反映されねばならない。おのれの主義主張に反する政策に対しても、ひとしく紹介、報道の紙幅をさくがごとき寛容こそ、まさに民主主義新聞の本領である。

ข้อ 5 ความอดทน

กองบรรณาธิการหนังสือพิมพ์ ต้องปกป้องเสรีภาพของตนเอง

และพร้อมกันต้องสะท้อนให้เห็นอย่างชัดเจนในการปกป้องเสรีภาพของผู้อื่นในระบอบประชาธิปไตย

ถึงแม้ว่าสิ่งนั้นจะเป็นการขัดต่ออุดมการณ์ของตัวเอง

แต่ความอดทนของสื่อมวลชนเป็นการแสดงความก้าวหน้าของหนังสือพิมพ์ในระบอบประชาธิปไตย

第6 指導・責任・誇り 新聞が他の企業と区別されるゆえんは、その報道、評論が公衆に多大な影響を与えるからである。公衆はもっぱら新聞紙によって事件および問題の真相を知り、これを判断の基礎とする。ここに新聞事業の公共性が認められ、同時に新聞人独特の社会的立場が生まれる。そしてこれを保全する基本的要素は責任観念と誇りの二つである。新聞人は身をもってこれを実践しなければならない。

ข้อ 6 การชี้นำ ความรับผิดชอบ ความภาคภูมิใจ

สาเหตุที่วิชาชีพหนังสือพิมพ์แตกต่างจากอื่นวิชาชีพอื่นๆ เพราะการวิจารณ์ของนักหนังสือพิมพ์นั้นมีผลกระทบอย่างมีนัย

สำคัญต่อสาธารณะชน ประชาชนได้รับข้อมูลความจริงของเรื่องราวและปัญหาที่เกิดขึ้นโดยหนังสือพิมพ์ได้ให้ข้อมูลพื้นฐานเหล่านี้ หนังสือพิมพ์ได้รับการยอมรับจากประชาชนโดยคุณถี่

ซึ่งเป็นสิ่งที่เกิดขึ้นจากการที่หนังสือพิมพ์มีสถานะพิเศษและมีองค์ประกอบพื้นฐานที่ต้องรักษาไว้คือความรับผิดชอบและความภาคภูมิใจในวิชาชีพ

第7 品格 新聞はその有する指導性のゆえに、当然高い気品を必要とする。そして本綱領を實踐すること自体が、気品を作るゆえんである。その實踐に忠実でない新聞および新聞人は、おのずから公衆の支持を失い、同志の排斥をこうむり、やがて存立を許されなくなるであろう。ここにおいて会員は道義的結合を固くし、あるいは取材の自由を保障し、または製作上の便宜を提供するなど、互いに助け合って、倫理水準の向上保持に努めねばならない。かくて本綱領を守る新聞の結合が、日本の民主化を促進し、これを保全する使命を達成すると同時に、業界を世界水準に高めることをも期待するものである。

ข้อ 7 เกียรติและศักดิ์ศรี

หนังสือพิมพ์เป็นผู้นำจึงมีความจำเป็นต้องมีความสง่างาม จรรยาบรรณของหนังสือพิมพ์คือความสง่างาม หนังสือพิมพ์ที่ไม่มีความซื่อสัตย์จะสูญเสียการสนับสนุนของประชาชนและพันธมิตรทั้งมวลและจะล่มสลายในที่สุด การเคร่งครัดในศีลธรรมจะคุ้มครองเสรีภาพของหนังสือพิมพ์ ทุกคนต้องร่วมมือกันรักษาจรรยาบรรณของหนังสือพิมพ์ ความรักในวิชาชีพหนังสือพิมพ์จะส่งผลให้ปกป้องจรรยาบรรณของหนังสือพิมพ์นี้ และยังส่งเสริมความเป็นประชาธิปไตยของประเทศญี่ปุ่นในเวลาเดียวกัน และคาดหวังว่าจะเกิดขึ้นในระดับโลกอีกด้วย

インドネシア語訳

翻訳者：Moh. Gandhi Amanullah*

新聞倫理綱領

Kode Etik Pers

21 世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

Dalam menghadapi abad ke-21, badan usaha di bawah Asosiasi Pers Jepang menetapkan kode etik baru, yang menyepakati misi surat kabar yang baru, serta bersumpah untuk melakukan usaha meraih masa depan yang lebih sejahtera dan damai.

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

“Hak untuk mendapat informasi” bagi warga negara telah menjadi prinsip universal penopang sistem masyarakat yang demokratis. Hak ini didasarkan pada prinsip kebebasan berekspresi, berbicara adalah jaminan perlindungan terhadap kesadaran tinggi untuk beretika, dan dilindunginya eksistensi media independen dari semua kekuasaan. Pers ingin terus menjadi aktor yang paling berperan di dalamnya.

Dalam masyarakat dimana jumlah informasi berlebihan, keputusan yang cepat-akurat sangatlah diperlukan dalam hal penentuan kebenaran hakiki, dan informasi mana yang harus dipilih. Pers bertanggung jawab dalam menjalankan misi dari budaya publik dan dalam memberikan jawaban terhadap tuntutan tersebut melalui ulasan/kritik yang bertanggung jawab dan artikel yang akurat dan adil.

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

Seiring dengan dilindunginya kebebasan berpendapat dan berekspresi dalam rangka

*モハマド・ガンディー・アマヌラ インドネシア国立アイルランガ大学 (Universitas Airlangga) 人文学部 専任講師

memantapkan hubungan saling percaya dengan pembaca, insan pers yang melakukan kegiatan editing, produksi, penjualan, iklan, dan lain-lain harus memenuhi tanggungjawabnya, dan harus menjunjung tinggi martabat, serta mengatur ketat diri mereka sendiri,

自由と責任

Kebebasan dan tanggung jawab

表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

Kebebasan berekspresi adalah hak asasi manusia, dan pers memiliki kebebasan penuh dalam mengkritik/memberi ulasan dan membuat berita. Oleh karena itu, perlu disadari bahwa ada tanggung jawab berat, dan perlu pertimbangan yang matang agar kepentingan publik tidak dirugikan.

正確と公正

Akurat dan adil

新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならない。記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

Pers adalah perekam sejarah, dan tugas wartawan adalah mencari kebenaran. Pemberitaan harus akurat dan adil, dan tidak diombang-ambing oleh posisi dan kepercayaan individu wartawan. Ulasan/kritik bukan untuk menyenangkan semua orang, melainkan harus berpijak pada sesuatu yang diyakini.

独立と寛容

Independensi dan toleransi

新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

Pers melindungi kemerdekaan untuk berpendapat yang adil. Seiring dihilangkannya intervensi dari kekuatan manapun, disiplin diri tetap harus dijaga untuk tidak menggunakannya. Di sisi lain, meski tidak sejalan dengan pendapat pribadi, asal pendapat itu adil, akurat, dan bisa dipertanggungjawabkan maka bisa dilanjutkan dan diterbitkan.

人権の尊重

Penghormatan pada hak asasi manusia

新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

Pers memberikan penghormatan tinggi pada martabat manusia, mempertimbangkan privasi, dan kehormatan individu. Ketika anda membuat kesalahan berita maka segeralah koreksi, dan ketika ditetapkan bahwa kehormatan individu telah dilukai tanpa alasan yang benar, ambil tindakan yang tepat seperti misalnya memberikan kesempatan untuk menyanggah.

品格と節度

Kehormatan dan Kewajaran

公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

Surat kabar sebagai pengemban misi budaya masyarakat harus menyediakan bacaan yang bisa terbaca bagi siapapun, kapanpun, dan dimanapun. Ekspresi di dalam artikel dan iklan harus menjaga ke-elegan-an. Juga, ketika menjualnya, lakukan kontak pada orang-orang dengan baik dan wajar.

旧・新聞倫理綱領（1946年7月23日制定・1955年5月15日補正）

Kode Etik Pers Lama (berlaku 23 Juli 1946-15 Mei 1955 Edisi Revisi)

日本を民主的平和国家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これを最もすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理水準を保ち、職業の権威を高め、その機能を完全に発揮しなければならない。

Pada saat Jepang dibangun kembali sebagai negara demokratis yang damai, misi yang dibebankan pada pers amatlah besar. Untuk mencapai misi ini dengan segera dan efektif, surat kabar harus memiliki standar etika yang tinggi, harus meningkatkan otoritas pekerjaannya, dan benar-benar menjalankan fungsinya.

この自覚に基づき、全国の民主主義的日刊新聞社は経営の大小に論なく、親しくあい集って日本新聞協会を設立し、その指導精神として「新聞倫理綱領」を定め、これを実践するために誠意をもって努力することを誓った。そして本綱領を貫く精神、すなわち自由、責任、構成、気品などは、ただ記者の言動を律する基準となるばかりでなく、新聞に関係する従業者全体に対しても、ひ

としく推奨さるべきものと信ずる。

Atas dasar kesadaran ini, usaha harian surat kabar yang berhaluan demokrasi di negara ini telah bersumpah akan berupaya dengan baik menjalankan fungsi tersebut, kemudian mendirikan Asosiasi Pers Jepang yang baru dan terpusat, dan menetapkan “ Kode Etik Pers ” sebagai ruh pembimbing, yang mana semua itu tidak mempermasalahkan lagi skala besar-kecil manajemen usaha. Spirit dari kode etik ini yaitu kebebasan, tanggung jawab, keterpaduan, dan ke-elegan-an, tidak hanya mengatur perilaku wartawan saja melainkan mempercayai bahwa semua insan pers harus diberikan jalan pula secara merata.

第1 新聞の自由

公共の利益を害するか、または法律によって禁ぜられている場合を除き、新聞は報道、評論の完全な自由を有する。禁止令そのものを批判する自由もその中に含まれる。この自由は実に人類の基本的権利としてあくまでも擁護されねばならない。

Ke-1 Kebebasan Pers

Pers memiliki kebebasan penuh dalam hal menyampaikan berita dan ulasan, terkecuali untuk hal-hal yang memang dilarang oleh undang-undang atau mengganggu kepentingan publik. Kebebasan untuk mengkritik sebuah aturan pelarangan dengan sendirinya termasuk di dalamnya. Kebebasan ini bagian dari hak asasi manusia yang harus benar-benar dilindungi.

第2 報道、評論の限界

報道、評論の自由に対し、新聞は自らの節制により次のような限界を設ける。

イ 報道の原則は事件の真相を正確忠実に伝えることである。

ロ ニュースの報道には絶対に記者個人の意見をさしはさんではならない。

ハ ニュースの取り扱いに当たっては、それが何者かの宣伝に利用されぬよう厳に警戒せねばならない。

ニ 人に関する批評は、その人の面前において直接語りうる限度にとどむべきである。

ホ 故意に真実から離れようとするかたよった評論は、新聞道に反することを知るべきである。

Ke-2 Batasan Berita dan Ulasan/Kritik.

Terhadap kebebasan mengkritik dan melakukan pemberitaan, pers mengatur batasan yang didasarkan pada kewajiban. Batasan tersebut ialah:

- a. Prinsip berita adalah menyampaikan kejadian sesungguhnya dengan benar dan akurat.
- b. Dalam pemberitaan, pendapat pribadi wartawan mutlak tidak boleh dimasukkan.
- c. Saat menangani berita, harus benar-benar waspada untuk tidak menggunakan berita sebagai sarana publisitas seseorang
- d. Kritikpada seseorang, harus dibatasi pada kisah hasil wawancara yang dihadiri orang bersangkutan
- e. Kritik yang menjauh dari kebenaran yang itu disengaja, harus dipahami bahwa itu bertentangan dengan prinsip pers.

第3 評論の態度

評論は世におもねらず、所信は大胆に表明されねばならない。しかも筆者は常に、訴えんと欲しても、その手段を持たない者に代わって訴える気概をもつことが肝要である。新聞の高貴たる本質は、この点に最も高く発揚される。

Ke-3 Sikap dalam memberikan ulasan/kritik.

Sebuah ulasan/kritik bukan untuk menyenangkan semua pihak, dan apa yang diyakini harus diungkapkan sejelas mungkin. Penting untuk memiliki keberanian melakukan tuntutan atas nama orang yang tidak memiliki sarana untuk itu, terlepas dari keinginan untuk memberikan pendapat. Di titik inilah inti kemuliaan utama dari pers diperlihatkan.

第4 公正

個人の名誉はその他の基本人権と同じように尊重され、かつ擁護さるべきである。非難された者には弁明の機会を与え、誤報はすみやかに取り消し、訂正しなければならない。

Ke-4 Keadilan

Martabat individu seperti halnya hak asasi manusia harus dihormati dan dilindungi. Orang lemah harus diberikan kesempatan bicara. Informasi yang salah harus segera ditarik, lalu dikoreksi.

第5 寛容

みずから自由を主張すると同時に、他人が主張する自由を認めるという民主主義の原理は、新聞編集の上に明らかに反映されねばならない。おのれの主義主張に反する政策に対しても、ひとしく紹介、報道の紙幅をさくがごとき寛容こそ、まさに民主主義新聞の本領である。

Ke-5 Toleransi

Prinsip demokrasi yang mengakui kebebasan orang lain, bersamaan diutamakannya kebebasan pada diri sendiri, harus tercermin di dalam proses editing pers secara jelas. Meskipun kebijakan bertentangan dengan prinsip dan kebijaksanaan surat kabar sendiri, diberikannya toleransi untuk dimuat dan dikenalkan secara adil dalam pemberitaan merupakan esensi surat kabar yang demokratis.

第6 指導・責任・誇り

新聞が他の企業と区別されるゆえんは、その報道、評論が公衆に多大な影響を与えるからである。公衆はもっぱら新聞紙によって事件および問題の真相を知り、これを判断の基礎とする。ここに新聞事業の公共性が認められ、同時に新聞人独特の社会的立場が生まれる。そしてこれを保全する基本的要素は責任観念と誇りの二つである。新聞人は身をもってこれを実践しなければならない。

Ke-6 Bimbingan, Tanggung Jawab, dan Kebanggaan

Surat kabar dibedakan dengan bisnis lain karena berita dan ulasannya memberikan pengaruh yang besar terhadap khalayak umum. Khalayak mengetahui kejadian dan kebenaran suatu

masalah melalui surat kabar, dan ini dijadikan dasar untuk mengambil keputusan. Bersamaan dengan diakuinya kelaziman (※ sarana public) dari bisnis surat kabar, maka muncul pula status sosial yang eksklusif bagi insan pers. Dan, elemen dasar untuk mempertahankan semua ini ada dua yaitu: ide yang bertanggung jawab dan sebuah kebanggaan. Insan pers harus mempraktekkan hal ini melalui dirinya.

第7 品格

新聞はその有する指導性のゆえに、当然高い気品を必要とする。そして本綱領を実践すること自体が、気品を作るゆえんである。その実践に忠実でない新聞および新聞人は、おのずから公衆の支持を失い、同志の排斥をこうむり、やがて存立を許されなくなるであろう。ここにおいて会員は道義的結合を固くし、あるいは取材の自由を保障し、または製作上の便宜を提供するなど、互いに助け合って、倫理水準の向上保持に努めねばならない。かくて本綱領を守る新聞の結合が、日本の民主化を促進し、これを保全する使命を達成すると同時に、業界を世界水準に高めることをも期待するものである。

Ke-7 Martabat

Pers karena mengandung sifat kepemimpinan sudah sewajarnya memerlukan penghargaan pada diri sendiri yang tinggi. Untuk mempertahankan martabat perlu mempraktekkan Kode Etik ini. Pers atau insan pers yang tidak loyal pada prakteknya akan kehilangan dukungan dari khalayak, akan mendapatkan pengucilan dari rekan sejawat, dan eksistensinya tidak akan diakui. Tiap anggota di dalamnya harus bekerja demi memperbaiki standar etika dan saling membantu meliputi misalnya memperkuat ikatan moral, mempertahankan kebebasan dalam melakukan liputan, dan memberikan kemudahan dalam memproduksi. Ikatan pers yang melindungi Kode Etik ini diharapkan mampu meningkatkan dunianya setara dengan standar yang ada di dunia yang pada saat bersamaan punya kewajiban mempromosikan demokratisasi Jepang, yang sekaligus harus melindunginya.

出版界この一年

森 重 良 太*

本年度も、相変わらず「〇%減」の羅列である。塩を浴びたナメクジのごとく縮小していく業界について記すことは、まことにつらい。「卒業後、ぜひ本に携わりたい」と意気込む学生も数えるほどになった。不安と寂しさを抱きながら、以下を記す。

特に出典元を明記していないデータ類は、一般紙（朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞など）のほか、「新文化」「出版ニュース」など、複数のメディアに広く掲載されたものである。

【1】出版界（2013年～2014年前半）の概況

例年のことながら、本稿は、2014年11～12月半ばに執筆している。この時点で、2014年の年間データ類は、まだまとまっていない。よって、まず2013年の動向を掲げる。⁽¹⁾

書籍と雑誌をあわせた推定販売金額は1兆6823億円で、前年比3.3%減。これで9年連続の減少である。統計上、日本の出版社数は3,588社で、これもまた減少の一途をたどっている。⁽²⁾しかし、これだけの数の社が集まっても、ユニクロ（ファーストリテイリング）一社の売上高に近い数字しか出せないわけで（2014年8月期で1兆3,829億円）、⁽³⁾その業界規模の小ささが知れよう。

販売金額の内訳は、書籍7,851億円（2%減）、雑誌8,972億円（4.4%減）。雑誌は、販売部数で前年比6%減にまで落ち込んでおり、これで16年連続のマイナスである。

返品率は書籍37.3%、雑誌38.8%で、ついに雑誌の返品率が書籍を上回った。

その後発表された、2014年上半期のデータによれば、⁽⁴⁾販売金額8,267億円で、これは前年同期比5.9%減。書籍は5.5%減、雑誌は6.2%減で、過去最大級の落ち込みらしい（消費増税の影響が大きい）。

この縮小傾向の背景や理由を分析する紙幅はないが、一般的には、①時間と経費が、スマホなどのネット関連に費やされている。②中小企業や一般庶民にまでアベノミクス効果は及んでおらず、消費増税もあって、本どころではない。③公立図書館の充実ぶりがあまりに目覚ましく、書店で本を買う必要がなくなった。④日本人の教養、知力の低下——などが、よくいわれている。

【2】書籍の概況

実売の実態に近いといわれる「オリコン株式会社」が発表した、2014年のベストセラー書籍総合ランキングは、⁽⁵⁾以下のとおり。

① 『妖怪ウォッチ2 元祖 / 本家 オフィシャル攻略ガイド』

（監修／レベルファイブ、編／利田浩一、山田雅巳）小学館 941,412部

*もりしげ りょうた 日本大学法学部新聞学科 講師

- ② 『人生はニャンとかなる！ 明日に幸福をまねく 68 の方法』
(水野敬也、長沼直樹) 文響社 654,725 部
- ③ 『長生きしたけりゃふくらはぎをもみなさい』
(監修／鬼木豊、著／榎孝子) アスコム 649,641 部
- ④ 『妖怪ウォッチ オフィシャル攻略ガイド』
(企画編集／利田浩一、構成／山田雅巳、水野宏建) 小学館 548,963 部
- ⑤ 『学年ビリのギャルが1年で偏差値を40上げて慶應大学に現役合格した話』
(坪田信貴) KADOKAWA 504,430 部
- ⑥ 『まんがでわかる7つの習慣』
(監修／フランクリン・コヴィー・ジャパン、まんが／小山鹿梨子) 宝島社 499,793 部
- ⑦ 『銀翼のイカロス』(池井戸潤) ダイヤモンド社 473,552 部
- ⑧ 『村上海賊の娘』上(和田竜) 新潮社 452,829 部
- ⑨ 『嫌われる勇気 自己啓発の源流「アドラー」の教え』
(岸見一郎、古賀史健) ダイヤモンド社 415,459 部
- ⑩ 『アナと雪の女王』
(サラ・ネイサン、セラ・ローマン、訳／しぶやまさこ) 偕成社 398,473 部

実用本とアニメ関連書が大半である(日販の発表では③が1位で、100万部)。

なお参考までに文庫ランキングの上位3点を挙げておくと、

- ① 『永遠の0』(百田尚樹) 講談社文庫 1,463,702 部 ※2009年7月初版
- ② 『白ゆき姫殺人事件』(湊かなえ) 集英社文庫 856,332 部
- ③ 『幸福な生活』(百田尚樹) 祥伝社文庫 800,847 部

となっており、相変わらず百田尚樹ブームだったことがわかる(6位と10位も百田)。

その百田尚樹の『殉愛』(幻冬舎)が刊行されたのは11月初旬であった。1月に亡くなったタレント、やしきたかじんの闘病と最後の日々を綴るノンフィクションで、テレビや芸能マスコミも巻き込む大宣伝で、書店で平積みとなった。

だがすぐに、主な取材源である夫人の重婚疑惑、故人メモの偽造疑惑などが持ち上がり、ネット上で騒然となる。前妻との間の長女や元マネージャーなど、旧関係者への取材がされていないこともあり、長女が、11月21日、出版差し止めと損害賠償を求めて版元を提訴した。

これらの騒動を大手マスコミがなかなか報じないことを、作家・林真理子が、週刊文春誌上(12月11日号)で徹底批判し、「自分のところに都合の悪いことは徹底的に知らんぷりを決め込むなんて、誰が朝日新聞のことを叩けるのであろうか」と述べて話題となった(その後、いくつかの週刊誌が取り上げ、二派に分かれてにぎやかな報道が繰り広げられた)。

【3】雑誌の概況

先述のように、雑誌はますます売れなくなっている。2013年の創刊点数はわずか86点で、1970年以降、最低の数字となった。ただでさえ雑誌が読まれなくなった上、広告も入らないから、創刊どころではないのである。

コミック誌の売上げも前年比 8.0% 減で、厳しい落ち込みを示している。⁽⁶⁾

その中で注目すべきは、女性月刊誌「リサイズ版」の定着だろう。⁽⁷⁾「重い」「持ち歩けない」と不評だった女性月刊ファッション誌（多くは A4 変形判）を、そのまま小さく（ほぼ B5 判に）したもので、2012 年に「Domani」（小学館）が始めた「バッグサイズ Domani」⁽⁸⁾が最初である。以後、2014 年 7 月までに、計 10 社が、24 誌についてリサイズ版を発行した。その総発行部数は、2012 年 23 万部、2013 年 145 万部で、2014 年は 200 万部に達すると見られている。中には「Mart バッグ in サイズ」（光文社）のように、当初、「Mart」の増刊リサイズ版としてスタートしながら、好評につき新雑誌として独立創刊したものもある。そのほか、本誌・リサイズ版・付録つき特装リサイズ版の 3 種類を出した「家庭画報」（世界文化社）や、本誌「Myojo」（集英社）に対しリサイズ版は表紙タレントのポーズがちがうなど（両方買うファンが続出）、読者の要求に応じた細かい対応がなされている。

【4】アマゾン・ジャパンをめぐって

現在の「Amazon.co.jp」（以下「アマゾン・ジャパン」）は、何でも売っているので、「書店」とは言い難いが、それでも、書籍売上げだけでおよそ「2,000 億円」と推定されている（同社は売上げデータなどを公表していない）。2013 年の書店売上げ 1 位＝カルチュア・コンビニエンス・クラブ（TSUTAYA、蔦屋書店）の 1,750 億円を上回っており、いまや日本最大の書店はアマゾン・ジャパンなのである。何しろ、主帳合（主な仕入れ先）を、大阪屋から日販に変更した途端、その大阪屋が経営危機に陥ったほど、巨大な存在となっているのだ。

そのアマゾン・ジャパンが、2012 年夏から「Amazon Student」プログラムを開始した。大学生向けに価格の「10%」をポイント・サービスで還元するもので、事実上の「1 割引」である。これに対し、中小版元で構成されている「日本出版社協議会」が、同年 10 月に、再販売価格維持契約に違反しているとして「中止」を申し入れた。⁽⁹⁾

するとアマゾン・ジャパンは「回答する立場にない」と主張してきた。つまり、アマゾン・ジャパンは、米 Amazon.com の子会社「アマゾン・インターナショナル・セールス」（以下「アマゾン・セールス」）から業務を委託されているに過ぎず、再販売価格維持契約はアマゾン・セールスと交わされているのだから筋違いである、ということらしい。

その後、膠着状態が続いていたが、2014 年 5 月、出版協加盟の緑風出版、水声社、晩成書房が、アマゾンへの出荷を停止した。当初、半年間の予定だったが、事態が改善されないで延長され、本稿執筆時点でも、まだ停止措置は続いている。

この出来事は、様々な問題を露呈したように思う。

そもそも、なぜアマゾン・ジャパンが、利益率の低い書籍で、これほど高率のポイント還元を実現できるのか。それは、日本で法人税や消費税を払っていないからだ、との指摘がある。詳述する紙幅はないが、私たちがアマゾン・ジャパンから買う本は、システム上、シアトルに本社のあるアマゾン・セールスから「輸入」して買っていることになるのである。海外法人だから日本で納税しないのはわかるが、私たちは、アマゾン・ジャパンから本を買う際、日本の消費税を支払っている。その分がポイント・サービスの原資ではないか、との指摘があるのだ。

今後、日本において再販制度の牙城が崩れるとしたら、これらの出来事がきっかけとなるかもし

れない。

なおフランスでは、2014年6月に「反アマゾン法」が成立した。これはオンライン書店（事実上、アマゾン⁽¹⁰⁾を指す）の無料配送を禁じる法律で、リアル書店からの大抗議を受けて成立したものである。

【5】電子出版をめぐる

2010年が「電子書籍元年」だったはずで、もうあれから5年目に入っている。そういえば、最近、電車の中やカフェで、キンドルらしき電子書籍端末を持っている人をよく見る。いよいよ日本でも、電子書籍が定着した——のだろうか？

2013年の電子書籍市場は、936億円（前年比28.4%増⁽¹¹⁾）。電子雑誌も加えると1,013億円。2014年は1,400億円と推定されている。何という景気の良さだろう。しかし、電車内で隣りのキンドルを覗き込むと漫画だった……なんて経験をした方も多いと思う。実は、電子書籍市場の8割は「電子コミック」の数字なのだ。2014年3月にKADOKAWAが直営Webコミックサービス「Comic Walker」を開始、多数の作品を無料公開した。4月には、集英社が『キングダム』（原泰久）単行本の1～10巻＝約2,000頁を2週間限定で無料公開。それらが効いたのか、7月に、アマゾン・ジャパンが「電子コミックスの販売数が、紙版を上回った」と発表した。日本の電子出版は、コミックが牽引しているのである。

【6】その他の話題

- * 1月から2月にかけて、東京都内の図書館、書店などで『アンネの日記』とその関連本、計約300冊が、頁が破られるなどの器物損壊被害を受けた。当初は反ユダヤ主義者やネオナチ信奉者の仕業かと思われたが、3月に逮捕された犯人は、精神病院の通院歴がある男だった。
- * 3月14日、著作権法の改正案が参議院で可決した。これによって、紙の書籍にしか認められなかった「出版権」が電子書籍にも広がり「電子出版権」が設定されることになった。今まで、海賊版の電子書籍に差し止め請求訴訟を起こせるのは著作権者だけだったが、今後は出版社も請求できるようになった。
- * 6月5日、「児童ポルノ禁止法」改正案が参議院で可決し、性的表現に対する規制がさらに明確になったほか、単純所持も違法となった。これに対し、日本ペンクラブなどいくつかの団体が、表現の自由に抵触するとして、抗議声明を発表した。
(以上、敬称略)

注

- (1) 「出版指標 2014年版」（公益社団法人全国出版協会 出版科学研究所）より。
- (2) 2003年時点では「4,311社」だった。
- (3) ファーストリテイリング社のウェブサイト内「IR ニュース」より（2014年10月9日更新）。
- (4) 「出版月報」2014年7月号（公益社団法人全国出版協会 出版科学研究所）より。
- (5) 同社ウェブサイトより。全国2,039店舗の実売数を調査。集計期間は2013年12月2日～2014年11月24日。

- (6) ただしコミックス＝漫画単行本だけは前年比 1.3% 増で伸びている。『進撃の巨人』（諫山創）講談社刊の大ヒットのおかげである。
- (7) 主として「出版ニュース」2014 年 8 月号の特集「検証 リサイズ版雑誌」より。
- (8) 「バッグサイズ」は小学館の商標登録。日本雑誌協会が定めた名称は「リサイズ版」。そのほか、版元によって「コンパクト版」（集英社）、「トラベルサイズ」（ハースト婦人画報社）など、さまざまな名称がある。
- (9) ポイント・サービスはどこの書店でも行なっているが、ほとんどは 1% 程度の低率なので、看過されてきた。
- (10) フランスでは出版物の値引きは 5% までと規定されており、アマゾンでは「5% オフ + 配送料無料」を売り物にしていた。
- (11) インプレス総合研究所が、同社ウェブサイトで 2014 年 6 月 24 日に発表。

2014 年の放送界概観

片 野 利 彦*

本稿では、2014 年の放送界を概観する。

◆放送の新しい動向

還暦を越え、開始から 61 年目を迎えた放送界では、技術の発展を受け、新たな放送のあり方が模索され続けている。例えば、4K・8K といった高解像度の放送様式について、総務省が 2 月に設置した「4K・8K ロードマップに関するフォローアップ会合」では、8K スーパーハイビジョン放送の開始を 2018 年とし、2016 年には、CS だけでなく BS 放送においても、4K と 8K の試験放送を行なうとの方針が示された。東京オリンピックが開催される 2020 年には、「オリンピック・パラリンピックの中継が 4K・8K で放送され、多くの視聴者が市販のテレビで 4K・8K 番組を楽しむ」といった目標が設定されている。

4K・8K の実際の放送としては、多数の放送・通信企業などによって設立された次世代放送推進フォーラム（NexTV-F）が 6 月、4K テレビ試験放送「Channel 4K」を開始した。CS デジタル放送を利用して配信され、NexTV-F 加盟の放送局が制作した 4K 番組などを放送しており、10 月には放送時間を拡大、2015 年 3 月までに 40 本程度の番組が放送される予定となっている。12 月に開かれた NexTV-F とデジタル放送推進協会（Dpa）による「デジタル放送の日」の式典では、4K・8K コンテンツの確保、国内外でのプロモーション、技術やコンテンツ制作上のノウハウや課題の共有化といった、普及へ向けた対応策が打ち出された。

放送後の番組をインターネットで配信するサービスの取り組みも進められている。日本テレビは 1 月から配信サービスを開始し、CM 部分にオンエアとは別の動画広告を挿入するなどの形式がとられている。以前からあるテレビ動画配信のポータルサイトである、プレゼントキャスト社の「テレビドガッチ」と平行して、TBS テレビやフジテレビでも同様のサービスが開始された。

9 月には、日本民間放送連盟の井上弘会長が、在京キー 5 局でインターネットによる CM 付きの見逃し視聴サービスの検討を行うことを発表した。出演者などの権利処理の問題や、リアルタイム視聴への影響、県域ネットワークモデルとの競合など、様々な課題が指摘される一方、共同プラットフォームによる放送の価値の拡大に向けた新たな模索の動きは、注目に値する。

他方、12 月には、キー 5 局と電通が共同で運営してきたビデオオンデマンドサービス「もっと TV」が、2015 年 3 月をもって終了すると発表された。専用の受像機だけでなくスマホなどでの視聴も可能となっていたが、対応する機種が限られていることなどが普及を妨げたものと思われる。新たな視聴・配信プラットフォームが定着・普及する過程での、試行錯誤の 1 つの形であったとい

*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 番組部

えよう。

なお、キー5局とNHKは、テレビ関連情報や番組表などを網羅したアプリ「ハミテレ」を共同開発し、3月にリリースしている。番組連動企画や各局のおすすめ番組、全国の番組表、ネット上のテレビ関連記事など、様々な情報が搭載されており、テレビ視聴をデジタルツールで支援・促進する試みの1つとなっている。

◆ラジオの動向

2010年から運用されているラジオのネット配信サービス「radiko」は、当初、放送エリアに応じたエリア制限がかけられていたが、2014年4月に全国の加盟ラジオ局が聴き放題となる有料サービス「radiko.jp プレミアム」が開始された。radiko自体の月間のユニークユーザー数は2012年6月に1000万人を突破していたが、プレミアム登録者数は、7月の時点で10万人を越えるまでになった。

6月20日の午前8時台には、radiko全体の瞬間アクセス数が16万超と過去最高を記録した。同時間帯に、ラジオでワールドカップの日本対ギリシャ戦が放送されており、通勤通学の移動中に多数のユーザーが、スマホなどを通じて聴取をしていた実態が伺える。

放送本体では、TBSラジオ & コミュニケーションズ、文化放送、ニッポン放送のAM3社が9月に、FM補完中継局の予備免許を取得した。2015年の春から、災害対策や難視聴対策を目的としたFMでの放送が可能になる。FM補完中継局は、AM放送の放送区域で、FM放送用周波数を用いて補完的放送を行なうもので、東京スカイツリーのアンテナを3局共同で使用。放送内容は、AM放送と同内容となる。これは、その後の南海放送、北日本放送、南日本放送、秋田放送などでの同様の動きの先行事例となった。

◆スポーツ、視聴率

2014年のテレビ番組の視聴率をみると、やはり安定して高い数字を記録するスポーツ関連が上位に並ぶ結果となった。1～3位は、6月に開催された2014FIFAワールドカップのブラジル大会のいずれも日本戦が占め、コートジボワール戦46.6%、コロンビア戦37.4%、ギリシャ戦33.6%だった（関東地区）。ただし、時差の関係で放送時間が早朝になるなど、かつてのような驚異的な数字には繋がりにくかったようだ。また、上位には、新年恒例の箱根駅伝も、往路26.8%、復路27.0%と2日間にわたってランクインしている。

この他、2月にはロシアのソチで冬季オリンピックが開催され、スノーボードやスキージャンプなどで日本人選手がメダルを獲得した。羽生結弦選手が日本人で初めて金メダルを獲得したフィギュアスケート男子は、放送が深夜となったが、期待感もあり16.6%の高視聴率だった。

スポーツと放送に関する話題といえば、テニスの錦織圭選手の活躍も外せないだろう。全米オープンでの決勝戦はWOWOWの独占生中継であったが、WOWOWへの加入申し込みが殺到したのみならず、録画した試合の模様をNHKが同日中に急遽放送することになるなど、異例のフィーバーぶりをみせた。

通常の番組でいえば、放送終了が 2013 年中に予告されていたフジテレビの長寿番組『笑っていいとも!』。安倍総理の出演も話題となったが、3 月末、30 年を越える歴史に幕を下ろした。最終回の昼の放送は 16.3%、同日夜に放送されたグランドフィナーレと題した特別番組は豪華ゲストを多数擁し、28.1%と高記録を残した。ドラマでは、SMAP の木村拓哉主演のフジテレビ系『HERO』が 13 年ぶりに復活し、初回が 26.5%と期待に見合った数字となった。これが 2014 年のドラマで最高となるかと思われたが、12 月 18 日放送のテレビ朝日系『ドクター X』が 27.4%を獲得、年末になって 1 位に躍り出た。NHK の朝の連続テレビ小説も順調に推移し、『ごちそうさん』『花子とアン』『マッサン』などがコンスタントに話題となっている。なお、年間の各局の視聴率競争では、日本テレビが 2011 年以来となる三冠王（全日、ゴールデン、プライム）を達成した。

◆公権力と放送

2014 年は、いくつかの点から、公権力とテレビ、放送、ジャーナリズムのあり方が問われた年でもあった。例えば NHK では、1 月に就任した舛井勝人会長の、特定秘密保護法や従軍慰安婦問題についての会見での発言や、その後の衆議院総務委員会などでの答弁、さらには、百田尚樹、長谷川三千子の両経営委員の言動に対し、「政権からの自立と真逆」などとして、NHK の OB らが罷免を求める行動を起こすなどした。

年末には、2012 年以來の衆院選が行われた。自民党が在京キー 5 局に報道の「公正中立」を求める文書を渡していたことが明らかになり、メディアに対する安倍政権の姿勢とともに、権力に対峙する報道機関の胆力も問われることとなった。2013 年に成立した特定秘密保護法は、取材・報道に関わる懸念を大いに喚起したが、12 月に施行され、今後の運用に注目が集まっている。

公権力からの介入に対する放送界の防波堤ともいえるべき BPO（放送倫理・番組向上機構）は、放送と人権等権利に関する委員会が 6 月に顔なしインタビュー等についての要望を公表した。「安易な顔なし・ボカシ映像が流されていないか」「事実の正確性の担保のため、顔出しを原則に」などとの指摘は、報道のあるべき姿にまつわる議論を呼んだ。

広報発想による「自分ごと化」コミュニケーション —「PR アワードグランプリ 2014」優秀作品から—

中 里 好 宏*

公益社団法人 日本パブリックリレーションズ協会では、毎年、前年9月頃から当年8月頃までに実施したか、または現在も継続中だが既に一定の成果を見た広報活動をエントリーしていただきその中から優秀作品を表彰する「PR アワードグランプリ」を開催している。

今年は、9月1日～10月31日の期間で募集し、企業や自治体、団体のブランディングなどをテーマとした「コーポレート・コミュニケーション部門」13作品、企業の事業、商品、サービスを中心としたコミュニケーション企画を対象とした「マーケティング・コミュニケーション部門」11作品、広報的手法での社会的啓蒙や意識醸成に貢献した「ソーシャル・コミュニケーション部門」11作品、広報効果の新しい測定法や理論、広報の新技术などの研究や理論にスポットをあてた「イノベーション／スキル部門」4作品の計39作品がエントリーされた。エントリーされた作品は各部門5名で構成する部門審査会、4部門の審査委員長により各部門間のレベル調整と最終審査会への選出作品を決定する合同審査会を経て、12作品が12月8日に開催した最終審査会に臨んだ。最終審査会は部門審査員長4名、著名人5名の特別審査員と協会ホームページで公募した一般審査員（協会の会員か非会員は問わないが1社は2名を限度とする）40名（当日は37名が出席）に対し、1作品10分でエントリー作品の課題、その課題解決のコミュニケーションプランと実際、さらにその成果についてプレゼンしていただいた。最終審査会では作品内容に加えプレゼン自体も審査対象とし、今年度はグランプリを2作品が同時受賞、各部門最優秀賞3作品ほかが決定した。（グランプリが2作品ともソーシャル・コミュニケーション部門から選出されたため同部門の最優秀賞は該当なし）

そのなかから東日本大震災後の復興支援に広報スキルがどのように活用されたのかを、ソーシャル・コミュニケーション部門にエントリーし、見事グランプリを受賞した東日本大震災後の東北の農・漁業の復興支援として開発された「東北食べる通信」と優秀賞を獲得した震災を契機とした防災・減災への意識啓発と生きる知恵をまとめた「みんなの防災手帳」を例に考えてみたい。

●生鮮食品生産者と生活者を繋ぐ「東北食べる通信」

タブロイド版の世界初の食べる月刊情報誌「東北食べる通信」は岩手県にあるNPO法人東北開墾が企画・発行している「生鮮食品がオマケについた冊子」で現在全国に約1400名以上の定期購読者がいる。発刊のきっかけとなったのは震災後の風評被害を契機として「生鮮食品生産者と生活者には断絶あること」に生産者が「気付いた」ことであり、その断絶の解消が発行の目的である。コンセプトは「世なおしは、食なおし」。

確かに生産者と生活者は生鮮食品を通じて繋がってはいる。しかしそれは「食品」だけであっ

*なかざと よしひろ 公益社団法人 日本パブリックリレーションズ協会 常務理事

て、生産者が考えている生産物や消費する生活者に対しての「責任と思い」は必ずしも十分に生活者に伝わっておらず、その意味ではこの両者は繋がっていない。産直通販利用者や生産者からの直接購入をしている生活者もないことはないが、多くの生活者は生鮮食品を誰が、どこで、どのようにして、どんな思いでそれを生産しているのか関心はそれほど高くないのが実情だろう。つまり生活者は生鮮食品を日々消費しているにもかかわらず生産者に思いを馳せることもなく、ましてや「自分ごと」として捉えていない。このギャップを解消するために企画されたのが「東北食べる通信」である。

これは生鮮食品と冊子を一体化したもので、会員になると毎月中旬頃に冊子とその冊子で特集されている生鮮食品がセットになって宅配される。冊子の特集では生産者のその食品への思い、産地の風景や生産の様子からその生鮮品を使った料理レシピなども掲載されている。さらにこの冊子がユニークなのはその食品のデータブックページや「子供向け」ページが組み込まれていることで、家庭内で実際の生鮮品を間近においた「食育」教材としての側面も備えている。

さらに東北開墾ではフェイスブックの公式アカウントを開設し、生産者がリアルタイムで情報を発信しているほか、会員からは新たな料理レシピや生産者への感想や思いが投稿され、バーチャル・コミュニティが出来上がっている。例えば、冊子で紹介した秋田県の米農家の田んぼが天候不順の影響でぬかるみ収穫時にコンバインが入らなくなり「手刈り」を余儀なくされていると公式フェイスブックに投稿したところ、これを見た多くの都市生活者の会員が稲刈りボランティアとしてその農家を助けに出向き、その行動を見た冊子で紹介された別の生産者がボランティアのために自分の生産品を無償提供した。このようにバーチャルを越えて、フェイストゥフェイスのリアル・コミュニティをも生み出している。

この冊子では、その企画発行から SNS の運用まで、それぞれのフェイズでコミュニケーションの専門家である広報マンの知見が活かされている。企画段階では冊子と生鮮食品を一体化させた大胆な発想。冊子の構成では生活者の情報ニーズを的確に捉えそれに対応し、かつ食育的要素を加えることでの購読者の保存性を高くすると同時に冊子への信頼度の向上を目指している。さらにフェイスブックの公式アカウントの作成と運用ではソーシャルメディアポリシーを作成し、それに則った運用を行うことで不足の事態にも対応できる体制を整えている。「東北食べる通信」は、冊子→SNS 上のバーチャル・コミュニティ→生産者と生活者のリアルな交流の創出と、「断絶の解消」を目的として周到に計画された広報プログラムといえるのである。

さらに、このノウハウは生産者と生活者を繋ぐ成功事例モデルケースとなり、これを開発した NPO 法人東北開墾では、同様の悩みをかかえる全国の生産者にこのノウハウや運営方法を提供しており、今後全国各地で同様の形式の冊子が発行される予定で、生産者と生活者を繋ぐ新たなダイレクトコミュニケーションとして広がりを見せる可能性もある。

●生きる力を高める「みんなの防災手帳」

東日本大震災以降、防災マニュアルや備えに関する書籍が多数発行されたように、当時は防災を「自分ごと」として捉えていたものの震災から 3 年を過ぎたこともあり、以前ほど無防備ではないにせよ「防災意識」は既に低下し始めている。日本は自然災害大国であり、今後も自然災害の発生は不可避である。日頃から防災意識を低下させず「自分ごと」として捉え続けていることが肝要だ

が「喉元過ぎれば」の例えもあり、現実的にはなかなか難しい。

防災・減災に必要なのは、災害の脅威を科学的知識として理解し、普段の備えを怠らず、いざという時に生きぬくための知力・気力・体力・コミュニケーション能力を高めることだと言われている。そのために開発されたのが東北大学災害科学国際研究所監修の一般向け「みんなの防災手帳」と子供向け「ぼくのわたしの防災手帳」である。これは防災を学術的見地から捉え、災害前の日常の備えと発生時から10時間、10時間～100時間、100時間～1000時間、1000時間から10000時間と時系列でその時点でなすべきことがまとめられ、さらに自治体ごとの必要情報を加えて各自治体の特性に合わせた導入を目指して作成されている。しかし手帳が作成されただけではその目的は達成されない。防災・減災を「自分ごと」として再認識し、自治体や導入への動機付けを行い、実際の導入につなげ「市民運動化」してこそ目的が達成できる。

そこに広報マンの知恵と技の活用機会がある。

この手帳の普及に欠かせない第一のコミュニケーションターゲットは自治体の首長と防災担当者である。そこで広報担当者はターゲットである自治体関係者が興味を示し多数の自治体関係者の出席が見込める「南海トラフ地震に備えた防災教育」や「地域防災力の向上」をテーマに設定したシンポジウムを、取材勧誘がしやすく高いパブリシティ効果が見込め、全国的な情報発信が可能となる東京・大阪で開催している。さらに、防災意識を高めるために危機管理のプロである「Project 72」と協力し、一泊二日の「被災体験プログラム」を開発、あえて模擬的に「被災体験」させる防災訓練を仙台で実施、被災を実体験させることで、参加者に防災を「自分ごと化」させている。この実体験イベント自体も意味あることだが、広報的には実施地に仙台を選んだことにも意味がある。仙台は東日本大震災で大きな被害を受けた地域の一つで自治体や市民に防災意識が高いのだが、広報の大きな要素である情報発信からみても意味がある。仙台には大きな発行部数の河北新報があることはもちろん、NHKと民法の全系列の地方テレビ局があり、広範囲な情報発信（パブリシティ）効果を作り出せる。

「東北食べる通信」に比べれば、この手帳の啓蒙や普及は広報の手法から見れば極めてオーソドックスだが、社会的意識の啓蒙や醸成にはこのようなオーソドックスな手法を数年のタームで地道に継続的に行うことが、やがて大きな成果を生み出すことも多い。

●広報担当者に必要な「創造力」と「想像力」

時として突飛とも思える発想があり、一方でオーソドックスな手法で地道に活動する。広報マンに必要なのは「その活動の広報上のゴール目標」を達成するために、いつ、どのような手法で、あるいは手法を組み合わせ、いかに運用していくべきかロングレンジでプログラムできる「創造力」と、そのプログラムを実行することで、成果として何が生まれ、どう変化し、結果何が残せるのか、残すのかを予見できる「想像力」このふたつの「ソウゾウ力」が重要なのではないだろうか。

●2014年国内総広告費は6兆1,522億円

2014年1月－12月期の国内総広告費は6兆1,522億円（前年比102.9%）で、6年ぶりに6兆円台に復活した。1－3月期では4月からの消費税アップを前にした駆け込み需要への期待やソチオリンピックなどにより広告出稿が伸長したことによる。4月以降はその反動があったものの、6

月中旬から7月中旬に開催されたFIFAワールドカップブラジル大会などもあり穏やかな伸びを続け、広告費全体では通年で6年ぶりの6兆円台復活となった。

次に媒体別の広告費と2014年の特徴をみてみよう。

テレビメディア（地上波＋衛星メディア）は1兆9,564億円（前年比102.8%）であった。中でもBS放送は831.5億円（前年比112.8%）と二けた成長を見せているが、これはオリンピックやワールドカップなど話題のスポーツ番組が多く編成され、メディアとしての認知が急激に高まったことと初出稿の広告主が増加したことなどが影響している。また地域コミュニティテレビであるCATV（173.2億円・前年比103.4%）へのローカスポンサーの出稿も増加している。これまで地上波中心となっていたテレビだが昨年頃から地上波・BS放送・CS放送・CATVのそれぞれの特性を考慮し、その特性を活かした広告出稿へと変化してきていることが見てとれる。

新聞広告は6,057億円（前年比98.2%）。ソチオリンピックや増税前には大きく伸長し、12月には衆議院選挙もあったものの、4月以降の景気落ち込みによる出稿減から回復できず、通年では前年割れの結果となった。

雑誌は2,500億円（前年比100.0%）と前年並みで、依然として雑誌業界を取り巻く環境は厳しいと言わざるを得ない。ただし「自動車」や「レジャー」など一部には活発な業種もある。

ラジオは1,272億円（前年比102.3%）で堅調な伸びだったが、首都圏は横ばい、関西・中部・北海道・九州では増加傾向にあり地方が全体を押上げた形となった。特徴的なのはパソコンやスマートフォンでラジオが聴取できる「ラジコ」のユニークユーザー数が月間1300万人、エリアフリーの有料サービス「ラジコプレミアム」でも17万人の会員を獲得していることである。

さらに2014年の広告費で特筆的なのは、インターネット広告費が媒体費と制作費を合わせて1兆519億円（前年比112.1%）と大幅な伸びとなり、初めて1兆円を超えたことである。これはスマートフォン市場の成長やタブレット検索の伸びを背景とした運用型広告の大幅な伸びによるところが大きい。運用型広告とは膨大なデータを処理するプラットフォームにより、広告の最適化を自動的もしくは即時的に支援する広告手法で、例えばユーザーの検索履歴やSNSで個人が公開している性別や年齢、趣味などの情報からユーザーの関心が高そうな広告アイテムを抽出し、検索サイトやSNS上に広告を掲出するシステムなどがこれにあたる。この手法はさらに改良や新手法が開発され、より広告主側に活用しやすい環境となっており、今後はインターネット広告の主流になると思われる。

今やインターネット広告費はテレビに次ぐ市場規模に成長し、ラジオ、雑誌はもちろん新聞広告費よりも多額となり、広告費だけから見ればこれまでのテレビ・新聞・雑誌・ラジオの4大マスメディアの時代から、これにインターネットを加えた5大マスメディア時代が到来したとも言えるのである。

また屋外広告や交通広告、折込、展示などマスメディア以外のプロモーションメディア広告費の合計は2兆1,610億円（前年比100.8%）とほぼ横ばいであったものの、緩やかではあるが3年連続の増加となっている。中でも展示・映像は2,844億円（前年比106.1%）でゲームショーなどのコンテンツ系展示会や大型商業施設のオープンに伴うディスプレイ広告などで好調が続いている。2015年は東京モーターショー開催年であり、さらにこの分野の広告費が増加することを期待したい。一方、電話帳広告は417億円（前年比92.1%）で、地方では地域密着型メディアの一つとし

て根強い需要があるものの首都圏の落ち込みが著しい。特に首都圏ではネット検索が日常化し電話帳の使用頻度が下がっていることが大きな原因である。

2014 年はそれまで 5 兆円台で推移していた広告費がようやく 6 兆円台に復活したが、2008 年の 6 兆 6,926 億円にはまだ遠く及ばない。果たして 2015 年は 6 兆 3000 億円超となるのだろうか。

竹内洋『大衆の幻像』
(中央公論新社 2014 年)

岩 淵 美 克*

1. 本書の構成

第1章 大衆高圧釜社会の風景

第2章 政治家と知性

第3章 メディア知識人論

1. 大衆高圧釜社会と知識人

2. メディア知識人の系譜

第4章 歴史に見る知識人

1. 昔日の知識人

2. 岩波文化

第5章 自分史から見る

1. 大学今昔

2. 教養としての歴史

3. 自分史を合わせ鏡に

おわりに

本書は、過去のさまざまな論考をまとめ上げた著作である。第1章では丸山眞男をひきながら、大衆社会論を展開している。第2章では日本政治論を、反知性主義に陥った政治家とそれを可能にしている大衆社会、ポピュリズム社会批判を展開している。第3章では、こうした大衆社会をリードする、メディアなどで発言するメディア知識人を批判し、いわばこうしたメディア知識人が大衆社会を生み出す原動力になっているとする。第4章は歴史に見る知性的な知識人の系譜を岩波文化と関連付けながら論じている。第5章では、大学をはじめとする知性主義の劣化を憂い、知識人としての自らの役割を模索しているように感じる。

今更ながら、著者の教養、博覧強記ぶりには改めて驚かされた。たとえばさまざまな論考の引用も、分野を超えているのみならず、著名な古典から「アサヒ芸能」などの大衆週刊誌まで多岐にわたる。特に本書で展開する現代社会論、現代政治に対する慧眼は、政治学者である自分にとっても目からうろこが落ちる思いであり、またメディア等で情報発信を少なからずしている身としては、大衆社会状況を生み出し、反知性主義に加担しているかもしれないと改めて自制しながら読ませていただいた。

*いわぶち よしかづ 日本大学法学部新聞学科 教授

2. 大衆社会について

本書に通底するキーワードは、反知性主義を当然とする大衆社会に対する危機感と、そうした道にならないようにするための「教養主義・知性主義」であろう。本の題名は吉本隆明の「大衆の原像」に由来している。大衆の原像では、大衆は日常的な目先の問題にしか思いを巡らせない存在としている。原像である理由は、実像ではなく理念型として提起することでインテリの自立思想を構築する手段とされていたとする。こうして自立していったインテリ層、知識人は、一方でエリートコンプレックスを感じているからこそ、大衆の代理人や代表者を持って活動してきた。エリート対大衆のフレームの中で、エリートは大衆を指導しながら、大衆社会を形成していったのであろう。しかしながら、このようにして行動していた指導者や知識人はいつの間にか大衆の圧力に押され、大衆の受託者から委任者に移行してしまった。大衆の風見鶏ともいえる存在になっていったのである。すなわち、エリートが大衆を指導するのではなく大衆に迎合するようになった。ポピュリズム社会が誕生することになる。こうした大衆の存在を、著者は「大衆」天皇制ないしは大衆高圧釜社会としている。

大衆高圧釜社会は、大衆圧力の強度が大きく、かつ及ぶ範囲が広く、恒常的である、とした。したがって、指導していると思っていた大衆が圧力をかける存在に変遷し、その結果エリート、知識人も知性主義から逸脱することになる。その結果として、指導者が率先して大衆からの圧力増幅に加担することで自励作用を起こし、大衆御神輿ゲーム型社会が登場する。ここでの大衆は可視的な存在ではなく、政治家もマスコミ人もテクノクラートも、幻像としての大衆を想定しながら活動することになる。現代社会はまさしく大衆高圧型社会であるといえよう。

3. メディア知識人について

こうした超ポピュリズム社会を助長するのがテレビ文化であり、そこから生まれたメディア知識人である。その前にテレビ自体が、分かりやすさを前面に押し出すようになっている状況がある。以前、知識人が情報や知識を発信していた真の情報番組や教養番組自体が減少し、情報バラエティ番組が主流となっている。その中で著名人があらゆる分野の現象にコメントするようになっている。もちろん大学教員もいるのであるが、多くは何らかのプロダクションに登録をしているタレント知識人である。しかしながら、視聴者の側は所属プロダクションよりも、過去のスポーツ実績などの経歴、現在の肩書を信用して知識人と認定しながら視聴しているのである。12月14日の選挙後の朝の情報バラエティ番組でも、こうしたタレント知識人が選挙結果をコメントする。それを一般目線と同じだとする視聴者からの支持で、知識人は有名になっていくのである。これこそまさにメディア知識人たるゆえんであろう。

このようなメディア知識人は本来の知識人だけでなく、全く異なる分野についても知識人と同じ立場でコメントすることになる。当然素人であるから、コメント自体は優しく誰にでもわかることになるのであるが、それは中身があまりないからに他ならない。つまり、反知性主義メディア知識人が形成されていく。こうして祭り上げられたメディア知識人の言動は、当然のことながら大衆にそのまま受け入れられ、それが知識人として認識されていく。これでは確かに、専門性のかけられない専門家が多数輩出されていく状況である。ベルトコンベアーで、オートマチックに生産されていくメディア知識人には、知性を求めてはいけないうし、テレビも知性を求めない。

彼らが標榜する知識人としての矜持はいずこにあるのだろうか。タレントももともととは才能さす言葉であるから、タレントにも慣れないメディア知識人によって、大衆高圧釜社会は成立する。やはり、こうした大衆迎合社会への警鐘は、絶えず鳴らし続けなくてはならない。

4. 民主主義論について

超ポピュリズム社会の登場によって、政治家における「非」知性主義が蔓延することになる。橋下徹大阪市長の「役立たず」の学者文化人という発言に集約される反知性主義的空氣を著者は批判する。こうした政治家によって、日本政治はどのような状況になるのであろうか。

丸山眞男が民主主義の病理とした「引き下げデモクラシー」は、自らが高くなることをせずに、他者を自らの位置にまで引き下げることによって批判を繰り返すようなデモクラシーを意味していた。55年体制における日本政治は、国会論戦と言え、政策論争というよりは相手のミスを攻撃することに終始していた感がある。実際はそうではないのであろうが、メディア等で喧伝される内容からは少なくとも政策論争が行われている印象は持ちえない。しかし現代日本政治は、この引き下げデモクラシーよりもさらに劣化した「劣情デモクラシー」社会となっているとする。劣情デモクラシー社会は、「御殿女中の世界のように、「禍福」がもっぱら偶然によって生じるようなところにひろがる。」とした。つまり偶然の禍福を得た政党や政治家に対して、政策論争をするのではなく、それを嫉妬する感情から相手を攻撃する。その例として著者は、2012年の総選挙では、民主党が脱原発30年といえ、20年という党が現れ、「切り下げデモクラシー」が公約になっていたと看破する。

さて、現在の国会の状況である。高い支持率を誇っている安倍内閣の支持理由は、他に適当な人がいないことである。安倍内閣からすれば、いわば「禍福」がもっぱら偶然によって生じる状況である。これまでの国会でみられたように野党はこの状況を、閣僚の政治とカネをめぐるスキャンダルを追及で打破しようとした。政策論争ではなく、欠点をあげつらうだけで対峙しようとしたのである。こうした野党の対応は、まさしく劣情デモクラシーを体現している。もちろん閣僚の政治とカネの不祥事は追及に値する案件ではある。敵失を着くのは政治の常道かもしれないが、国会の重要な委員会の審議に影響が出るような方法では、与党を「引き下げ」ることはできるかもしれないが、野党が国民に評価されることはない。

09年の政権交代は、戦後では初めての本格的な政権交代と評価された。自民党以外の政党が第1党となった民主党政権の誕生が意味することは、長期的には日本でも政党政治が始まるきっかけとなったことである。今までは野党経験のほとんどない与党と、与党経験のない野党が国会論戦を繰り広げていた。どちらも健全な政党としての要件にかけていたかもしれない。しかしながらこの結果、与党経験のある野党と野党経験のある与党の間で、いわば健全な与党と健全な野党との間で今回が開かれることになったのである。

前述した結果として、14年末に行われた総選挙では与党が圧勝したと評価された。衆院の3分の2を超える議席を再び得たのである。この解散劇は、誰が見ても第2次安倍内閣の閣僚の政治とカネに関する不祥事に端を発していた。その問題に対して、野党は国会の委員会の中で敵失を突く攻撃を繰り返した。まさしく劣情デモクラシーが行われていたのである。その結果は野党は伸び悩んだ。すなわち敵失を突くだけでは、有権者の支持を得られなかったのである。その意味では、こ

うした劣情デモクラシーを解決するためには、メディアにもその役割を担ってもらうしかない。少なくとも、知性主義への道筋をつける方法を模索すべきである。

「かくて、大衆はもはや背伸びすることなく、・・・、突出した人物の足を引っ張りはじめた。・・・インテリや教養という表象が死滅し、大衆御神輿ゲームに押され、＜下流＞大衆社会がはじまったのである。今その流れをとめるものはない。だとすればわれわれにできることは衆愚までにはなり下がりたくないという密かな意気地を持つくらいだろうか」のくだりに著者の本音が出ていると感じた。

書 評

ネイト・シルバー 『シグナル&ノイズ 天才データアナリストの「予測学」』 (西内啓解説、川添節子訳、日経 BP 社、2013 年)

(原著 Nate Silver, "THE SIGNAL AND THE NOISE—Who So Many Predictions Fail-but Some Don't," Penguin Press, 2012)

湯 浅 正 敏*

著者ネイト・シルバーは、2012 年の大統領選で、多くの評論家が接戦とみる中、オバマ大統領の再選を予測した上で 50 州全ての選挙結果を言い当てたことにより、注目を集めた。当時ニューヨーク・タイムズに在籍していたが、2013 年スポーツ専門チャンネル ESPN の傘下に移籍し、現在ニュースサイト「ファイブサーティエイト (583)」(大統領選における選挙人の数) を運営している。同氏は、元来ジャーナリストではなく、年少の頃から野球とその統計データに耽溺し、既に 12 才でオリジナルの統計データを作るまでになった。そして 2002 年マイケル・ルイスが執筆しベストセラーとなった、統計データに強いゼネラルマネージャーによる球団再生物語『マネー・ボール』に感化され、それまで勤めていたコンサルタント会社から転職しメジャーリーグの豊富なデータを駆使して、「PECOTA (Pitcher Empirical Comparison and Optimization Test Algorithm)」という独自の野球選手の成績予測システムを開発した人物である。

序章

序章では、執筆の背景や本のタイトルである「シグナル&ノイズ」について、言及している。

いま、ビッグデータが時代の先端をゆく言葉として取り上げられている。事実 IBM の試算によれば、一日 250 京バイトのデータが生まれ、データの 90% は過去 2 年間でできたものだと言われている。また、もちろん幾何学級数的に増加しているのは、インターネットを介して拡散していくデジタルデータである。マッキンゼーグローバル研究所の報告書「Big Data: The next frontier for innovation, competition, and productivity」では、全世界のデータ蓄積量は 2000 年の 54 エクサバイト (百京バイト) から 2007 年には 295 エクサバイトに達し、7 年間で 5.5 倍に急増したことになる。全データ蓄積量をデジタル、アナログの割合でみると、2000 年ではデジタル: アナログが 25: 75 だったのが、2007 年では 94: 6 とデジタル情報が圧倒的な割合となった。

1 日 250 京バイトの情報量が生成されるビッグデータ時代を迎えても、そのほとんどはノイズ (雑音) であり、シグナル (信号: 有益な情報) が著しく増加するわけではない。

情報が増えることは、むしろ問題も増えることである。ノイズの増加は真実 (シグナル) から目をそむけ、遠ざける要因ともなる。

このように考えると、ビッグデータが全てを解決する万能薬のようなものとみる期待感や過大評価に対しては、著者は否定的だ。本文中次のように述べている。

数字自体は語らない。語るのは私たちだ。(10 頁)「中略」/ データにもとづいた予測は当たるこ

*ゆあさ まさとし 日本大学法学部新聞学科 教授

ともあるし、外れることもある。その過程で私たちの役割を否定すれば、失敗する確率が高まるだろう。より多くのデータを求める前に、自分たち自身を見つめる必要がある。このように言うと、私の経歴を知っている人は驚くかもしれない。私はデータや統計を使って正確な予測をすることで知られているからだ。「中略」/しかし、4年間でさまざまな分野の専門家100人以上と話をし、論文や書籍を読みあさり、ラスベガスからコペンハーゲンまで探究の旅に出てわかったことは、ビッグデータ時代の予測は当たらないということだった。(11 頁)

本論の構成

さて本書の中心テーマは、「予測」と、それにどう対応すれば、良い結果が得られるかという「その解決法」である。13章のうち、第1章から第7章までが予測の問題を描き、残り6章はベイズ定理による解決法と大きく二つの構成になっている。

前半の予測では、第1章壊滅的な予測の失敗例として格付け会社のデフォルト率（債務不履行になる確率）の間違った予測、第2章大統領選における政治学者の予測の失敗、第3章スカウトとの攻防を描いた野球予測システム PECOTA の成功例、失敗例、第4章天気予報のバイアス、第5章ノイズをシグナルと見間違える地震予知の困難さ、第6章経済予測が当たらない理由、第7章インフルエンザの予測モデルの困難さといったように取り上げる予測の対象分野が政治、経済、野球、天気予報、地震、インフルエンザと多岐に亘っている。

後半は、第8章ギャンブルとベイズ統計、第9章チェスコンピュータからみたコンピュータと人間の頭脳の違い、第10章ポーカーという不確実な中での確率的判断、第11章金融市場のノイズ、第12章地球温暖化予測におけるシグナルとノイズ、第13章見えない敵、テロリズムの統計学について述べられている。全13章それぞれ事例を紹介しながら実証的データ分析と統計哲学を説き、500頁を超える内容は読み応え十分である。

ここでは、13章すべてを詳細に紹介するのは頁数からして困難なため、著者が特に言いたいことを象徴している箇所、前半からは第3章、後半からは第9章を選んで言及したい。

第3章「マネー・ボールは何を語ったか？」

本章は、野球選手予測システム「PECOTA」の開発者自身の実践に裏打ちされた統計データの考え方が興味深い。

PECOTA は、もともと投手の成績を予測するためだったが、打者についても同様のシステムを作り上げ、野球選手のデータブック『ベースボール・プロスペクタス』に掲載されたことによって、他の予測システムを上回る結果となり、注目された。過去140年のメジャーリーグの球場で起きたことが記録されている、豊富なデータセットをもとに、選手同士を比較する独自のアルゴリズムによって、従来の類似スコアを発展させながら、ある選手と同年齢の時に類似した過去の選手を抽出して、それらの傾向値から選手の成績を予測するシステムを作り上げた。

PECOTA の予測の成功例として、スカウトの評価とは対照的に、レッドソックスの2塁手ダスティン・ペドロイアを将来の有望株としたことがずばりの中したことを挙げている。

ペドロイアに対するスカウトの目は、背の低さ（身体的に恵まれていない）や大振りに難色を示し、囑望される選手ではないと評価を下した。長年スカウトが採用してきた評価基準は、「ファイ

ブツール」と呼ばれる、パワー、ミート力、足の速さ、肩の強さ、守備力の五つである。もちろんフィジカルな側面ばかりではなく、知力や精神力といったメンタルな面も加味される。そのような評価基準でみると、中々評価のカテゴリーに入りづらい選手であったわけであるが、一番判断を鈍らせたのは背の低さがバイアスとなり、過小評価につながったものと言える。一方 PECOTA では、ペドロイアに似た選手を過去の選手データ（数千）から探すため、より正確に適切に評価できるため、有望な前例もみつきやすい。背の低さも投手にとってみれば小さなストライクゾーンで投げるため、選球眼の良い選手ならば弱みが強みとなってくる。また、敏捷さを試される 2 塁手にとっては、ハンディとはならない。というようにスカウトのように先入観というバイアスが入らず、客観的なデータから判断して予測していくことができる。

『マネー・ボール』で描かれた野球界での統計データの活躍は、従来のスカウトにとっては、商売敵とみて一時脅威となった。しかし、スカウトが統計データに屈服して除外されたわけではない。2004 年、レッドソックスは統計データとスカウトの両方を重視したアプローチでワールドシリーズを制した。データ重視の球団でもスカウト予算を減らさず、むしろ増やした球団もあるくらいだ。このように、今日では、スカウトの定性データと統計データをハイブリットに使うことが効果的だと言われている。

ペドロイアのような成功例もあるが、PECOTA の定量データによる予測が、スカウトの定性データを上回ったわけではない。むしろ逆な結果となり、PECOTA は万能ではないことが証明された。

2006 年 PECOTA が予測した有望選手 100 人と同時期に、スカウトの予測をもとにしたベースボール・アメリカ誌も有望選手リストを発表していた。

これらの予測発表から 6 年目 2011 年のメジャーリーグでの成績表を比べると、PECOTA の 546 勝に対して、ベースボール・アメリカ誌では、630 勝を生み出す結果となり、統計データ予測よりスカウト予測の方が上回った。(99 頁)

このように時としてスカウト予測は、ペドロイアを背の低さから過小評価したようなバイアスがかかる場合もあるが、定量データでは推し量れない知力やメンタルな部分の定性データの重要性を否定することはできない。

第 9 章「機械との闘い」

本章では、チェスコンピュータと人間との勝敗の歴史を通じて、コンピュータと人間との違い、コンピュータへの対峙の仕方について言及している。

チェスコンピュータを開発したのは、情報理論の考案者として有名な数学者クロード・シャノンであり、チェスのプログラムの中心となるアルゴリズムを考案した。

シャノンによると、コンピュータを人間と比較した場合、次の 4 つの優位な点をあげている。

①高速で計算する。

②エラーがコンピュータに組み込まれない限り、間違えない。

③すべてのポジションですべての動きを分析する。

④感情的にならない。勝てそうな場面で自信過剰にもならないし、難しい場面で気落ちしたりしない。

一方人間のもつ強みは、次の4点であると指摘している。

①人間の頭は柔軟である。単にコードに従うのではなく、考えながら問題解決に取り組むことができる。

②想像力がある。

③推論することができる。

④学ぶことができる。

このようにコンピュータと人間の異なる能力から、チェスを通してコンピュータの進化を推し量ったともいえる。

チェスを通じた人間とコンピュータの戦いは、当初は圧倒的に人間が大差で勝っていた。互角となったのは、1990年代半ば、ロシアの史上最強チェスプレイヤー、ガルリ・カスパロフとIBMの最新鋭チェスコンピュータ「ディープ・ブルー」との対戦からであった。

1989年カスパロフが、前身のチェスコンピュータ「ディープ・ソート」を退けたことが「ディープ・ブルー」の開発につながった。このように改良して挑んだ1996年フィラデルフィアで行われた対戦でも、第1戦は敗れたもののカスパロフが圧勝した。だが、翌年のニューヨークでおこなわれたリターンマッチでは、コンピュータが勝利し、これを機にカスパロフは二度と勝利を手にすることはなかった。

チェスは決定論的なゲームで、ポーカーのように運の要素はなく、プレイヤーは、32個の駒の位置と取れる動きという情報を処理しながら、戦略を練り上げ、ゲームに勝つための仮説を競い合うもので、その意味では予測に似ている。

また、チェスのゲームは、序盤、中盤、終盤の3つの段階で構成されるが、序盤はコンピュータが苦手だが、中盤になると有利になるという傾向がある。これは、コンピュータは、序盤戦はまだ膠着状態にならない、つまり目的がはっきりしていないため、短期的な目標を達成するための戦術を計算することを得意としているコンピュータは苦手となる。一方、人間は、コンピュータが苦手とする、ゲーム全体の中で最も重要な目標は何かといった大局観をもっている。

コンピュータは創造的な手（戦術）を作るわけではなく、計算スピードを生かして過去のチェスの対戦データベースの中から最適なものを選ぶ、情報処理能力にたけているだけである。つまり、カスパロフは、1台のコンピュータ相手ではなく、過去の数十万といった対戦が集積されたデータベースと迅速な情報処理と戦って敗れたとみることができる。

いくらチェスの達人を破ったコンピュータでも、独自に戦略を練ったり、理論を構築したりといった、創造性や想像力を必要とする分野では能力は発揮できない。その意味ではデータがそれなりに揃い、システム自体が単純でわかりやすい法則からなり、予測のために膨大な情報処理が必要なチェスや天気予報といった分野では役立つが、データにノイズが多い、データ量が少ない、合理的でない人間の行動に影響される分野、政治、経済、金融などの分野ではコンピュータはほとんど役に立たないと言える。

本章の中で著者のコンピュータ観を端的に表わしているのは、章の最初と最後の箇所である。

情報量の急増と処理能力の飛躍的な向上が同時進行するビッグデータ時代に突入した今、コンピュータとコンピュータのできることについて正しい姿勢でのぞむ必要がある。テクノロジーは労力を節約する道具として役立つが、自分たちの代わりに機械に考えてもらおうなどと

思ってはいけない。(288 頁)

世界中に情報があふれる現代では、人間より早く計算できる機械は間違いなく役に立つ。けれども、予測者を観察したときに、コンピュータを生き物のように、あるいはモデルに意思があるように考えていると感じたときには、それは思考が欠如しているサインかもしれない。予測者のバイアスや盲点は、間違いなくコンピュータ・プログラムに反映される。

私たちはテクノロジーをこれまでと同じように、人間の生活を向上させるツールとみなさなければならない。祀り上げてはいけないし、恐れても行けない。コンピュータが人間のように考えるものとして設計されたことはないし、この先もそのように設計されることはないだろう。コンピュータそのものに、人間の進化や知恵が反映されているのである。(320～321 頁)

最後に本書は、ビッグデータ時代に、コンピュータで処理できるデータを過大視することなく、コンピュータと人間の特性を十分認識した上で、両者の協働によって困難な予測に対処してゆくことを示唆するものといえよう。

太田省一『紅白歌合戦と日本人』 (筑摩選書、2013 年)

米 倉 律*

『NHK 紅白歌合戦』（以下、『紅白』）の第一回目の放送は、1951 年（昭和 26 年）1 月 3 日のことである。日本がサンフランシスコ講和条約に調印し、GHQ のマッカーサー司令官が解任された年である。テレビの本放送が開始された 1953 年（第四回）から大晦日に放送されるようになった『紅白』は、日本人にとっていわば「年中行事」のような「国民的番組」へと成長、ビデオリサーチ社がテレビ視聴率調査を開始した 1962 年に 80.4% という驚異的な視聴率（関東地区・世帯）を記録する。そして翌 63 年には、同番組の最高視聴率である 81.4% を記録、それは同時に日本のテレビ番組史上最高の視聴率ともなり、今なおこの記録は破られていない。

『社会は笑う』（青弓社、2002）、『アイドル進化論』（筑摩書房、2011）などの著書において、テレビと日本社会の関係性をさまざまな角度から論じてきた太田省一氏は、本書で『紅白』の 60 年以上に及ぶ歴史の通時的な分析を通して、戦後の流行歌史のみならず、戦後の日本社会と日本人の歴史を緻密に描出する。本書における太田の主張の要諦は、『紅白』という番組が戦後の日本人にとって〈安住の地〉としての役割を果たしてきたのだという点にある。

では、〈安住の地〉とは何か。「一口に〈安住の地〉と言っても、その形はさまざまである。ある時は生まれ育った故郷のことであり、またある時は家族と共に暮らす家庭のことである。祖国といった、大きな存在を意味する場合もあるだろう。流行歌としての歌謡曲は、それがどのような曲調やジャンルのものであれ、そうした〈安住の地〉に対する私たちの感情や思いをかきたてる。…（中略）…〈安住の地〉を希求する私たち日本人の気持ちを受け止め、つなぐ場となったのが『紅白』であった。」（19 頁）

太田のいう〈安住の地〉は、このように多義的である。本書においてそれは、番組としての『紅白』と、その背景としての日本の戦後社会が辿った歴史的変遷に応じて、大きく三つの時代区分において捉えられる。

第一は、第二次世界大戦後の荒廃から日本社会が復興へと歩み始め、高度経済成長を遂げていく時代（1950～60 年代）である。春日八郎『別れの一本杉』（1955）、坂本九『見上げてごらん夜の星を』（1963）、北島三郎『帰ろかな』（1965）、井沢八郎『あゝ上野駅』（1965）など、当時の代表的な歌謡曲の多くは、集団就職などで故郷を離れて都会で働く若者の孤独な心情を歌った望郷歌であったことはよく知られている。

太田はこの時代の望郷歌で歌われる「故郷」の意味あい、質的な変容が生じていたことに注目する。すなわち、確かにそこに存在し、「帰りたくなったら帰れる場所」としての「故郷」から、「帰る場所としてのリアリティを失ってはいないが、懐かしさをかきたてるような心象風景」としての「故郷」への変容である。都会に生活の基盤を作り出していった当時の若者達にとって、「故郷」は帰る場所というよりも懐かしむ対象になっていたのである。そして「年中行事」としての

*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 准教授

『紅白』は、そうした彼らが、例えば東京五輪の開催（1964）をきっかけに生成したバーチャルで抽象的なコミュニティとしての〈日本〉という〈安住の地〉や、新たな安息の場、帰属先としての家庭や会社といったコミュニティを、歌を通して再確認したり追体験したりする番組として機能していったというのである。

第二の時代区分は、日本が高度経済成長を遂げ「一億総中流」という表現が一般化していく1960年代後半～1980年代にかけてである。この時代、ポピュラー音楽の世界においては、フォークやロック、ニューミュージックなど新しい音楽が台頭する。それらはアメリカ文化、消費社会の豊かさ、個人の欲望を肯定する音楽であり、太田の表現を借りるならば〈脱・安住の地〉を志向するものであった。そして『紅白』もそうした音楽の台頭を免れることはなかった。他方でこの時代は、『紅白』の「ワイドショー化」の時代としても特徴づけられる。実際、この時期の『紅白』では、アイドルや大物歌手の「熱愛」「引退」などをフィーチャーするような演出や構成が目立つようになる。太田は言う。

「おそらく私たちは、ワイドショー的な話題に夢中になることで、『一億総中流』意識のなかで生じる、自意識ゆえの不安を束の間であれ、忘れようとしていたのである。裏を返せばそれは、〈安住の地〉を希求する日本人の思いを、歌の力だけでは満足させることはできなくなっていた、ということであろう。実際、『紅白』のワイドショー化と軌を一にするようにして、歌謡曲というジャンルも、その輪郭がぼやけたものとなっていくのである。」（190頁）

第三の時代区分は、1980年代後半から2000年代である。ポスト高度成長期といわれるこの時代、「日本社会が一丸となって追及できる目標は失われ、幸せを願う一人ひとりの思いは係留地を失い、あてどなく彷徨い始める」（229頁）。太田は、作詞家なかにし礼の『歌謡曲から「昭和」を読む』（NHK出版、2011）での議論を参照しながら、Jポップの台頭とひきかえに歌謡曲が没落し、歌謡曲の基盤となっていた「日本というコミュニティ」が、昭和の終わりとともに衰退し、縮小し、拡散していくプロセスを跡づけていく。この時代、もはや誰もが知っているヒット曲や歌手が生まれにくくなり、世代や趣味嗜好に応じて音楽は細分化・多様化していく。

しかし、『紅白』の中には、従来型のコミュニティ、バーチャルで抽象的なコミュニティの生成と崩壊だけでなく、新しい時代の新しいコミュニティへの希求も見出すことができる、と太田は言う。そうした傾向は、とりわけ2011年3月の東日本大震災以降に放送された『紅白』で顕著であり、本書では代表的な楽曲として嵐『ふるさと』、松任谷由美『春よ、来い』、SMAP『not alone』、美輪明宏『ヨイトマケの唄』などが挙げられている。こうした歌を通じて、過去の時代や自分の子供時代、親子の絆などが見直され、「それぞれの記憶が掘り起こされ、ネットなどを通じてそれが発信され、あるいは親密な人との間で話題になり、ある種のコミュニティが形づくられていく」（347頁）。『紅白』がそうした機能を失わない限り、日本人は『紅白』を見続けるだろう、と太田は予言する。

このようにみえてくると、『紅白』＝「日本人にとっての〈安住の地〉」という本書の問題設定が、「近代社会」と「メディア」の関係性をめぐる、大きな問いの系譜の中に位置づけられることは明らかである。それはメディア、とりわけ新聞、出版、放送といった20世紀型のマス・メディアが近代社会に対して持ってきた両義性、すなわち社会・文化的な「統合」機能を持ちつつ、他方で社会・文化を「細分化・個別化」する機能をも持ってきたというマス・メディアの両義性をめぐる問

いの系譜にはかならない。

例えば、ナショナリズムとマス・メディアの関係を論じた古典的著作である B. アンダーソン『想像の共同体』は、16 世紀にヨーロッパで成立した「出版資本主義」が各地で「国語」を形成し、それが 19 世紀的ナショナリズムおよびネーションステート（近代国家）の素地となっていたプロセスを分析したものであるが、そこで強調されているのはマス・メディアの社会・文化的な統合機能にはかならない。他方で、近年の「社会関係資本」をめぐる議論の興隆の火付け役となった R. パットナムの著作『孤独なボウリング』は、第二次大戦後のアメリカ社会における社会関係資本の持続的減少の主たる要因が、テレビの普及と人々のテレビ視聴の増加であったと指摘しており、そこではテレビというマス・メディアが社会的紐帯を解体し、人々を分断・孤立化する機能を果たしてきたことが強調されている。

本書『紅白歌合戦と日本人』との関連で、ポピュラー音楽に関するメディア社会学的な研究の系譜を眺めてみても、やはりポピュラー音楽の「マス・メディア」としての社会・文化的両義性が繰り返し論じられてきたことが分かる。例えば、T. アドルノが『音楽社会学序説』で問題にした音楽の大衆化・商業化のプロセスは、20 世紀初頭における音楽の複製技術（蓄音機）の発明が、音楽をパッケージ化された商品として流通させることを可能にし、その結果、音楽を受動的に消費する「大衆」が構築されていくというプロセスであった。それは、大衆音楽が人々を聴衆＝消費者としてネガティブな形で「統合」する機能に着目するものであった。一方、1990 年代以降に進展した音楽のデジタル化やネットワーク化の動きの中に、新しいオーディエンスが生成する可能性を見出そうとするような近年の議論においては、多様なサービスや機器の利用を通じた音楽消費スタイルが持ち得る脱ステレオタイプ化（＝分散化・個人化）機能が強調されることになる。

以上のような近代社会とマス・メディアの両義的關係をめぐる問いの系譜の中に本書を位置づけると、『紅白』という番組が戦後の日本社会の中でのコミュニティの生成や崩壊に深くコミットしつつ、番組それ自体もその社会的機能を変容させ続けてきたことが分かる。視聴率の長期的低落傾向の中で、時にその存続すら議論されるようになっている『紅白』が、なお命脈を保ち続けるとするならば、番組は今後、どのような種類の〈安住の地〉としての役割を担っていくのだろうか。本書が発する問いの射程は大きく、そして深い。

金山泰志『明治期日本における民衆の中国観
—教科書・雑誌・地方新聞・講談・演劇に注目して—』
(芙蓉書房出版 2014 年)

石 川 徳 幸*

はじめに

現在、日本と中国の関係が芳しい状態にないことは言を俟たない。日本人の対中感情は 2004 年以降、「『親しみを感じない』が『親しみを感じる』を明らかに上回る状況⁽¹⁾」が続いており、2014 年 9 月に公表された日中共同世論調査によれば、日本人の 93% が中国に良くない印象を持っている。⁽²⁾ この調査には認識形成における情報源に関する項目も置かれており、日本人が「相手国や日中関係についての情報源」として接触している上位 3 つの媒体は、「日本のニュースメディア (96.5%)」、「日本のテレビドラマ・情報番組、映画作品 (22.7%)」、「日本の書籍 (教科書を含む) (11.8%)」となっている。また、日本人の中国に関する情報の接触は、「日本のメディアを通して中国の情報を知る程度」とする回答が 73.9% であり、中国に対して日本人が抱いている印象ないし認識は、日本のメディアに依存して形成されている可能性が示唆された。

こうした現状の中、若手研究者によって近代日本の「中国観 (中国像・中国認識)」に関する研究の成果が上梓された。先述のような世論調査が実施されている現代とは異なり、近代における日本人の対外認識を捉えることは容易ではない。そのため、こうした問題を扱う視座は必ずしも新しいものではないが、実証的な研究の蓄積は極めて少ないテーマである。

本書の冒頭で著者は「日本近現代史を専門とする私が、その (日中間の) 相互理解のために多少なりとも貢献できることがあるとすれば、日本側の中国理解に関する研究の提示であり、日本の『他国・他者理解』を過去の歴史から問い直すことにある」と述べているのであるが、評者もまた、現代の日中関係の問題解決に私たち歴史研究者の成果が何らかの形で寄与できることを信じる一人である。そこで今回は、近代日本の中国観に関して論究した最新の研究成果である本書を取り上げ、拙いながらも評者なりの見解を寄せたいと思う。本稿では直接言及し得ないが、これからの日本と中国の関係改善を期したい。

まず、本書の構成を追いながら各章に関する論点を明示する。その後、本書を題材として当該分野における今後の課題について考えることとする。

本書の特徴と構成

本書は、著者である金山泰志氏の学位請求論文 (博士論文) を基にしたものである。端的に本書の新規性を指摘すれば、明治期の一般民衆層の中国観 (中国像・中国認識) を、当時の各種メディアを分析することによって実証的な論証を行ったことにある。その具体的な構成は以下のとおり。

*いしかわ のりゆき 日本大学法学部新聞学科 専任講師

「序章」では、著者の問題意識の提示と先行研究の整理が行われ、本書における検討課題として次の4点が示されている。

① 明治期日本における一般民衆層の中国観、すなわち当時の日本社会一般で漠然と共有されていた中国への評価を、明治期の各種メディアから実証的に明らかにする。

② 一般民衆層の中国観の実証的把握だけでなく、中国観の全国的共有傾向の再検討、知識人層との比較などから、一般民衆層の特徴を浮き彫りにし、研究意義を深める。

③ 国民国家論やナショナリズム、オリエンタリズムに関する研究も視野に入れ、中国観の一面的な眼差しに対する再検討を行い、中国観から日本の「他国・他者理解」を問い直す。

④ 本書の実証から明らかとなった一般民衆層の中国観をもって、戦前日本の中国進出、武力の行使や強権的支配の倫理的正当化の根拠となっていたかを改めて考える。⁽³⁾

これらの検討課題については、それぞれ「終章」において総括されるのであるが、その結論に至るまでの検討の過程を、各章の概要とともに見ていくことにしたい。

まず、「第1章 明治期の小学校教育に見る中国観」では、修身・国語・地理・歴史といった教科書を対象に、中国に関する描写が見られる教材を抽出して分析している。その結果、「古典世界の中国への肯定観」と「同時代の中国への否定観」という2つの側面が見られたことや、古典世界の中国偉人を扱う教材が日清戦争以前から量的に減少しており軽視傾向にあったことを明らかにしている。ただし、この日清戦争前の量的な減少は学校教育における相対的な重要性の低下を意味するものであり、中国に対する蔑視を裏付ける性格のものではない。こうした当時の傾向に関して、著者は「同時代の中国に対する蔑視」とはベクトルの異なる「古典世界の中国に対する軽視（従来の比較から）」として説明し、この軽視的傾向に拍車をかけたのが日清戦争であったことを明らかにした。⁽⁴⁾

さらに第1章では、中央から地方に至る多数の教育雑誌に関する分析も行っており、実際の教育現場において中国がどのように扱われていたのかを明示している。こうした分析の試みの中で、著者は「『敵愾心の発露＝愛国心の強さの証明』という建前が、あらゆるメディアに否定的言説を掲載する根拠を与えてしまった」という可能性を指摘している。

「第2章 日清戦争前後の児童雑誌に見る日本の中国観」および「第3章 日露戦争前後の児童雑誌に見る日本の中国観」では、児童雑誌を対象とした分析によって当時の中国観にアプローチしていく。具体的には、第2章は『少年園』『小国民』『少国民』『日本之少年』『幼年雑誌』『少年世界』といった児童雑誌の全記事を対象とした数量的分析によって、児童雑誌における主潮傾向を浮き彫りにしている。この第2章の分析によって、第1章で指摘された「古典世界の中国への肯定観」と「同時代の中国への否定観」という二面性が、児童雑誌の記事を網羅的に分類した結果からも導きだされている。

第3章では、具体的に『少年世界』『少女世界』『少年界』『少女界』に掲載された言説を取りあげることによって、当該時期の中国観の実証的把握を総体的に試みるだけでなく、男女の差異に関しても考察を加えている。ここでは、従来の中国観研究で看過されてきた日露戦争の影響について論及し、その重要性が示されている。日露開戦期のメディア言説を分析した経験をもつ評者の目から見て、この新たな知見は本書の白眉と言えるものである。

また、こうした児童雑誌を検討することの意義に関して、著者は「大人（编者・記者）が児童

(読者)に向けて提供したものであったことから、児童雑誌には大人から児童にまで通じる最大公約数的な中国観が表れていたと考えられる⁽⁵⁾と述べている。この記述部分によって、評者は自分の思料の浅さに気づかされたことを告白しなくてはならない。評者は以前、日露開戦過程における対露認識をメディア言説から読み解く研究を行った際に、『少年世界』を読む機会があった。しかし、著者が指摘したような児童雑誌の特徴を捉えることができず、最終的に分析の対象から外してしまったのである。

「第4章 明治期の児童雑誌に見る日本の対外観」は、前章までの結果をもとに、児童雑誌に見られた西洋観と中国観とを比較する内容になっている。日本の対外観の総体を照らすことによって、先に示された中国観の二面性が、古代から交流関係の続く日中関係から生じていたことが明らかにされる。この二面性には、追いかける対象であった中国に日本が追いつき追い越しつつあるという、逆転の関係性があったことが指摘されている。

「第5章 明治期の講談に見る日本の中国観」および「第6章 明治期の演劇に見る日本の中国観」では、講談という寄席演目や演劇といった娯楽メディアの分析を通して、当時の中国観に迫っている。より一般民衆層に享受されていたと考えられる娯楽作品の中国描写を分析することによって、そこに反映された中国観を読み取ろうという試みである。明治期のこうした娯楽メディアの分析においては、どうしても史料の制約という壁が立ちちはだかる。著者自身、演劇の分析に関して「中央都市部の検討に留まった」として「その他の地方都市や、農村レベルでの村芝居・素人芝居についても今後検討が必要となる⁽⁶⁾」ことを指摘している。

「第7章 明治期の地方新聞に見る日本の中国観」では、ここまでに明らかにされてきた日清戦争を契機とした否定的中国観が、本当に全国的に共有されていたのかという、空間的な視点によって当該時期の中国観にアプローチしたものである。ここで分析対象とされた地方新聞は、『北海道毎日新聞』『奥羽日日新聞』『中国』『福岡日日新聞』『九州日日新聞』の5紙である。結論として、これらの地方新聞の分析によって、日清戦争を契機に生じた否定的中国観は「全国的な共有傾向」にあったことが実証されている。また、本章では第6章との関係から、地方新聞の演劇欄を用いた検討も行われており、地方における娯楽メディアの実態にも論及している。

「第8章 明治期の総合雑誌に見る日本の中国観」では、執筆者・読者ともに知識人層によって支えられていた総合雑誌『太陽』を分析対象としている。ここでの分析は、一般民衆層が享受していたと考えられるメディアを検討してきた前章までの結果を踏まえて、知識人層の中国観との比較を行うことを目途としている。本章における比較検討の結果、知識人層と一般民衆層の共通点と差異とが明らかにされた。具体的には、一般民衆層の評価レベル(好き・嫌い)といった中国観とは一線を画した思想・認識レベルの中国論が『太陽』で展開されていた。こうした差異が見られた一方で、中国に対する否定的評価や肯定的評価の根底には、一般民衆層と同様の傾向が見られたことが指摘されている。

総じて本書では、『明治期日本における民衆の中国観』に関して、「『古典世界の中国への肯定観』と『同時代の中国への否定観』という中国観の二面性の存在が、当時の日本社会一般で漠然と共有されていた⁽⁷⁾」ことが実証されている。なお、この中国観の「二面性」は、分析の結果として導き出されたものであり、分析枠組みとして予め設定されたものでも強いて簡易化されたものでもないことを付言しておく。

当該分野における今後の課題

ここからは本書の学術的な位置づけを踏まえた上で、当該分野における2つの課題を取りあげる。ここで取り上げる問題は、評者の関心に基づくものであり必ずしも本書が主題としたものではない。しかしながら、以下に取り上げる「概念」と「研究手法」に関わる課題は当該分野の発展において不可避のものである。

まず、本書のような主題においては、どうしても「民衆」そのもののイメージが捉えづらいという批判がつきまとう。もちろん、本書では一般民衆について説明がなされているのであるが、当時の一般民衆層が具体的にどのような実態をもつ存在であったのかは掘り下げられるべき点であろう。とはいえ、一般民衆層という総体を考察するにあたって、あえて明確な階層（例えば、労働者層）に特化せずに検討した点は理解できる。とくに日清戦争は、日本人が「国民」としてのアイデンティティを獲得する契機として論じられてきたものであるが、当該時期における「民衆」と「国民」はいかに区別して論じるべきであろうか。この点に関連する著者の立場は、「メディアの描いた中国は必ずしも国民国家を特徴づける観点から否定的に語られた異質な『他者』のみではなかった」という分析結果から、「国民国家論やナショナリズム、オリエンタリズムなどから照射される中国観、日清戦争というピンポイントの時期に見えている中国観などは、中国観の一側面にしか過ぎない」というものであり、歴史研究の枠組みとしての国民国家論の視座に疑義を示している⁽⁹⁾。たしかに、著者が批判した「民衆をひたすら国家の論理によって統合され抑圧される対象とみなす『国民国家論の視座』」では、民衆がもつ能動的オーディエンスとしての特徴が看過されてしまうだろう。ゆえに、中国観の全容を捉えることを主眼とした本書における著者の立ち位置は妥当であり、評者も異論はない。

しかし、それでもなお、あえて評者が「国民」という用語を持ち出す理由は、この概念が詰まるどころ、近代日本における民衆感情としての所謂「世論」が、いつ頃から誕生し得たのかという考察に関係するからである。日露戦争を契機として「輿論の世論化」⁽¹⁰⁾が起ったとする先行研究の指摘を踏まえれば、本書で扱われた時期は近代日本において「世論」なるものが成立した過渡期にあたる。本書では中国観を主題としつつ、明治20年代から30年代にかけての時代的な変遷を追って新たな知見をもたらした。そのため、こうした概念を再検討するきっかけを与えてくれるものとなるだろう。とくに、第7章の地方新聞の分析によって、メディア間でも地域間でも共通していた中国評価が示されたことは、当時の日本社会になんらかの認識が共有される素地が整っていたことを示唆している。

評者がこうした概念の再検討と整理が必要であると考えた理由は、これまで実証的把握が困難であったために検討されてこなかった歴史上の心性的な部分を扱う研究が、近年少しずつ試みられるようになってきたためである。しかし、実証的把握が困難であるがゆえに、分析にあたっての概念規定も難しさを極める。評者はかつて、日露開戦過程における所謂「開戦世論」にアプローチするために、「対外問題に関して主張された意見とそれを受容した人々が有した雰囲気」の総体を示す「対外思潮」という概念を提起せざるを得なかった⁽¹¹⁾。本書でも「日本社会一般で漠然と共有されていた（中国観）」⁽¹²⁾という記述が散見される。これからの研究と議論によって、こうした分析対象を示す何らかの概念が規定されるようになることを期したい。

続いて、研究手法に関する問題であるが、本書の佳処は何より、一般民衆層の中国観を把握する

という困難な課題に対して、あらゆる研究手法を講じて実証したという点にある。もちろん、これまでも近代日本における中国観に関する研究は行われてきた。しかし、それらの先行研究のほとんどは思想史の視座に立ったうえで、日本の代表的な知識人たちの中国観を主題としたものである。⁽¹³⁾本書では、こうした思想史研究の学術的意義を認めつつも、これまで看過されてきた知識人層以外の一般民衆の中国観を実証的に把握する必要性を説いている。たしかに、一般民衆層の中国観に関しては、これまで実証的に検討されることがないままに、知識人層の中国観と同様の傾向を持つものとして言及されてきた嫌いがある。この問題点に関しては、かねてから指摘されていたことでもあった。例えば、翟新は「従来この対中認識の研究に関しては、政府と軍部、マスコミ及び各分野における要人つまり個人レベルの認識を対象とするものがほとんどであった」と指摘し、「日本の社会と政府との中間領域にある非政府団体」の中国認識に注目した研究成果をもたらしている。⁽¹⁴⁾本書はこうした問題意識のもと、さらに実証的把握の難しい一般民衆層の中国観にアプローチした研究の嚆矢であり、当該分野に新生面を切り開いている。

実証的把握が困難なものを論証するためには、傍証によって外堀を埋めながら本丸に近づいていくような手法を採らざるを得ない。先述の評者の研究の例では、日露開戦期の対外思潮を捉えるために、新聞雑誌を対象とした量的分析と言説分析、社会科学的アプローチと人文科学的アプローチを組み合わせる手法を用いた。すなわち、講じ得るあらゆる手段から多角的に捉えることによって、その全体像を照射しようという試みが必要となるのである。

本書においても、例えば第1章に関して言えば、直接的には「明治期小学校教育における中国の扱われ方の実態」を明らかにしたものであって、当時の中国観に関しては間接的に示唆を与えるものに過ぎない。しかしながら、こうした傍証の積み重ねによって、最終的に一般民衆層の中国観を捉えてみせている。史料の制約の中で、対外観のような形のないものを実証的に把握する作業は容易ではないが、多角的な視点から対象を捉え、数量的分析や比較分析といった工夫によって実態に迫ることが可能であることを示した意義は大きい。

もちろん、本書で例示された方法が、対外観を捉えるための有効な分析手法のすべてというわけではない。先述のように、こうした対外認識を実証的に捉える研究は近年ようやく見られるようになった傾向であり、研究手法もまだ精練の途中段階にある。本書を踏まえて、新たな研究成果も発表されつつあり、⁽¹⁵⁾研究手法を模索しながらより一層の発展が期待される。

最後に、本書で扱われたような地方新聞を史料とした研究は、汗牛充棟のメディア史研究において、意外なほど手つかずの分野である。こうした空間的な視座や、看過されてきた原資料にあたった実証研究によって、再検討すべき課題は少なくない。当該分野における今後の研究の発展を期したい。ここまで記した内容は、評者による一読者としての勝手な私見にすぎないが、本書がもたらした知見に、より多くの方に触れてもらえる機会となれば幸いである。

注

- (1) 外務省 (2013)「最近の日中関係と中国情勢」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/pdfs/kankei.pdf>)。
- (2) 日本のNPO法人「言論NPO」と中国で英字紙を発行する中国日報社が行った調査結果による（『朝日新聞』2014年9月10日付13頁）。詳しい調査結果は、同NPO法人（2014）「第10回日中共同世論調査」

(<http://www.genron-npo.net/pdf/2014forum.pdf>) を参照のこと。

- (3) 本書 21 頁。
- (4) 本書 39 頁。
- (5) 本書 63 頁。
- (6) 本書 196 頁。
- (7) 本書 248 頁。
- (8) 例えば、佐谷眞木人 (2009) 『日清戦争―「国民」の誕生』講談社。
- (9) 本書 252-254 頁。
- (10) 住友陽文 (2001) 「近代日本の政治社会の転回」『日本史研究』463 号。
- (11) 拙著 (2012) 『日露開戦過程におけるメディア言説』櫻門書房。
- (12) 本書 24 頁や 214 頁。
- (13) 最近の例でいえば、松本三之介 (2011) 『近代日本の中国認識』以文社。このほか、思想史における知識人層を対象とした先行研究は枚挙に遑がない。
- (14) 翟新 (2001) 『東亜同文会と中国』慶應義塾大学出版会。
- (15) 著者による最新の研究成果に、金山泰志 (2014) 「大正期の少年雑誌に見る日本の中国観―読者の生活にも注目して―」(『生活文化史』66 号所収) がある。また、青木然 (2014) 「日本民衆の西洋文明受容と朝鮮・中国認識―娯楽に託された自己像から読み解く―」(『史学雑誌』123 編 11 号所収) は、本書第 5 章でも扱われた講談を詳細に分析し、民衆が共有した認識にアプローチしている。

戦略的コミュニケーションとピース・ジャーナリズム

別府 三奈子*

ここのところ、ジャーナリズム研究・教育そのものを研究対象とする研究が散見されている。その背景には、ふたつの別の要因があるように見える。ひとつは、90年代後半から続いていたジャーナリズム産業における経済基盤構造の変化と、それに伴う同業者間の自然淘汰の時期が過ぎ、新たな構造が定着してきたことによる。もうひとつは、イスラム国などの出現により、9.11以降の米国流‘テロとの戦争’の様相が異なってきたことによる。ジャーナリストや新聞社が直接、テロの標的となる。これらへの対応のために、ジャーナリストに必要とされる能力や専門知に変化がでており、教育成果の調査や分析が積み重ねられ、ナショナルレベルでいくつかの新しい方向性が出てきている。

本稿では、こういった動きの中から、ジャーナリスト養成教育のカリキュラムに見られる戦略的コミュニケーションのアプローチと、ニュース価値の構造転換を促すオルタナティブとしてのピース・ジャーナリズムについて簡単に触れる。

(1) 戦略的コミュニケーション

米国の大学ジャーナリスト養成教育は、現場で必要とされる人材像やジャーナリズムの効果を検証しながら、常に微調整を続けている。1980年代後半あたりは、パソコンによる情報処理技術の出現によって、多様な可能性の芽が生まれた時期である。その変化を受けて、大学ジャーナリスト養成教育の場に、ジェネリック・コミュニケーターという考え方がでてきた。ここでいうジェネリックは、包括的といったニュアンスである。さまざまな情報機器を使いこなし、どのようなコミュニケーションにも対応できる人材の養成は、現場での切実なニーズと合致した。

しかし、この変化によってジャーナリストの専門職に特化した専門教育の要素が薄まり、その結果が芳しくなかった。その結果を受けて、20世紀の末には改めて、20世紀初頭に試みられ始めたジャーナリスト養成教育の目的・理念・手法を見直し、取り入れるべきは取り入れる動きが活発にみられた。情報機器の技術習得教育への偏重を是正し、ジャーナリズムの民主社会における社会的機能を理解させるために、再度のカリキュラム調整が行われた。

一方、2000年に始まったデジタル革命は、現在も進行中である。その流れはジャーナリズムの分野で、ビッグデータの解析技術力を駆使した調査報道や、ブログの情報発信力を最大限に利用した機動性の高いインディペンデント・ジャーナリズムを生み出した。実社会でも一定の役割と高い評価を得るに至り、ジャーナリズムの一翼を担う存在として定着しつつある。こういったプロフェッショナルたちは主に、大学ジャーナリズム養成教育研究によって開発されたプログラムに下支えされて生まれてきている。卒業生たちは、ジャーナリズムのみならず、NPOや企業、公務員

*べっふ みなこ 日本大学法学部新聞学科 教授

や市民として、さまざまなところから情報発信し、米国の社会問題の解決に向けて力を発揮している。

メディア産業界の構造面からみれば、メディアのマルチ化（マルチメディア化）はコンバージェンス化（個別の伝統的メディアの機能が統合されて、インターネットが別のあらたなメディアのようになっている、といったニュアンス）へと進み、ジャーナリズム産業にも変化をもたらした。これに伴い、大学によっては、ジャーナリスト養成教育の枠組みについて、印刷メディア、電波メディア、に加え、インターネットをこれらと同格の新たなメディアとして扱うようになった。

現在、この次のステージに入っており、かつてジェネリック・コミュニケーターへシフトさせたときに薄味になって立て直しが図られたジャーナリスト養成教育は、戦略的コミュニケーションの重要な柱のひとつとして位置づけられている。学生からの人気でみれば、米国では広報学の履修生の方が多いが、ジャーナリズム&マス・コミュニケーション学全体でみると、全米で213,055名の学部新入生（2013年秋学期）、同領域の学位修得者も19万人を超えている。⁽¹⁾

限られた大学施設のなかで、情報社会で必要とされるさまざまな人材の育成に対応することで学生のニーズに応え、大学経営を安定させて教育環境整備を行い、専門知と専門技術を養成していく現実的なアプローチといえる。

・さまざまなカリキュラム

2014年10月現在、米国ジャーナリズム&マス・コミュニケーション教育認定制度（acejmc）のジャーナリズム学部認定基準は、以下の9つの項目で行われている。

1. 使命、および運営体制、2. カリキュラム、3. 学生の多様性と包括性、4. 正教員と非常勤講師、5. 奨学金制度、研究・実務活動、6. 学生サービス、7. 教育環境、設備、機材、8. 専門的な公共サービス、9. 教育結果に対する評価。

認定プログラムはいずれも、ジャーナリストとして理解しておくことが不可欠な「知識」「価値観」「技術」「社会科学による客観性」の4つを修得させることでは一致している。しかし、その教育方法はかつてと同様、大学ごとにさまざまであり、必要とされるカリキュラム群というモデル・カリキュラムがあるわけではない。

そのために、大学が提供するカリキュラムそのものがケーススタディとして、研究対象になる。すぐれたジャーナリストの輩出に貢献している大学のプログラムは、検証研究によって高く評価され、広く知られ、全体がさらに改善が加えられていく。

今日、高く評価されているカリキュラムには、いくつかのパターンがある。カンザス州立大学のジーン・フォルカーツの論文などを参考に概要をまとめると、以下のようになる。⁽²⁾

ジャーナリズムの研究・教育に1世紀に及ぶ実績を持つ、ミズーリ大学、ウィスコンシン大学、コロンビア大学は、相変わらずカリキュラムの開発を牽引する位置づけにある。しかし、その手法はいずれも異なる。詳細は別紙に譲るが、大まかにいえば以下のようになる。

ミズーリ大学ジャーナリズムコースの学部は、周知のように現場へのジャーナリスト輩出で大きな実績を持つ。カリキュラムは、大学内で一般教養科目を重点的に修め、専門職としての技能は大学新聞やコミュニティー局の運営によって身につける「ミズーリ・メソッド」である。コア科目は時代によって変化し、現在は、米国ジャーナリズム原理、異文化ジャーナリズム論、ニュース論、

マルチメディアの基礎、といった必修科目で構成されている。演習科目は32分野に細分化されており、国際ジャーナリズム、テレビ取材、戦略的コミュニケーション1~7といった各論が用意されている。修士課程になると、さらに専門性を開拓できるよう、国際調査報道、コンバージェンス・ジャーナリズム、量的質的社会調査法、ジャーナリズムと法、といった方向性をもって、専門化されている。

ウィスコンシン大学マジソン校は、ジャーナリズム研究者の輩出で多くの実績がある。学部生は、ジャーナリズム／記者コースか、戦略的コミュニケーション・コースを選択して、知識体系を積み上げていく。学士号のためのカリキュラムは、現実社会の出来事や問題解決に向けて必要な社会科学と人文科学の知識を重視した構成になっている。大学院は、マス・コミュニケーションに関する専門知をもったプロフェッショナルとして、社会をより良くするために社会現象を分析する力を養うことに重点があり、「ウィスコンシン・アイデア」と呼ばれている。大学院は量的・質的なマス・コミュニケーション調査と分析を特に重視するプログラムである。

伝統的に実学を重視するコロンビア大学は、一年制のジャーナリズム・スクールで著名である。スクールの理念は、1世紀前にジョセフ・ピューリツァーが掲げた社会改良というジャーナリズムの理念を踏襲している。今日、その流れは、言論の自由の砦、ジャーナリズム産業の公的社会責任、公共善に奉仕するジャーナリズム、問題解決のための研究、といった指針に受け継がれている。学長が変わるたびに多少の変化がみられるものの、ジャーナリズムの使命と機能を公共奉仕においており、そのための専門職養成という教育目標は変わらない。一年制の大学院はこれまで、すでに記者の心得がある人たちが、さらなる専門性を身につけるためのプログラムとして位置づけられてきたが、二年制プログラム案もでてきている。

上述3校は、いずれも著名で、明らかに志向性の異なる大学教育の型をもっている。大学ジャーナリスト養成教育、という定義の幅の広さがみてとれる。この他、地方紙記者の輩出で実績のあるミネソタ大学、映像ジャーナリズム関係の研究・教育環境が整ったアリゾナ州立大学やオハイオ大学、異文化ジャーナリズムなどに積極的なバージニア州立大学など、カリキュラムに個性がある。いずれも、ジャーナリズムを理解し、そのうえで養成教育のカリキュラムを熟考した結果のバリエーションであり、興味深い。

(2) ピース・ジャーナリズムの提唱

ピース・ジャーナリズムは、もともと紛争／平和研究を開拓してきた、ノルウェーの政治学者ヨハン・ガルトゥングが1970年代に提唱し始めたジャーナリズムの手法である。

詳細は別紙に譲るが、ある意味で目新しくないこの手法が今、ジャーナリスト養成教育の手法として見直され、ユネスコ主導のジャーナリスト養成教育法として採用されている。その理由は、紛争の世界的広がりによる。

ルワンダ、シエラレオネ、イスラエル、アフガニスタン、シリア等、各地で起こる民族紛争と現地の疲弊や疫病の発生、イスラム原理主義者の過激化と難民の急増等々。問題解決にほど遠い現場に立つジャーナリストたちは、これまでも既存のジャーナリズムに対する改善の必要性を訴える声をあげ続けてきた。混沌とした宗教観対立、民族対立による紛争の激化、自爆テロの多発化に対応するために、世界各国政府は情報監視・情報管理の動きを強めている。

紛争の状況を伝える既存ジャーナリズムは、勝利を目的とする政治的エリートからの発信情報と、紛争地のセンセーショナルな暴力行為の映像に極端に偏っていると、ガルトゥングは分析する。その偏りの結果、地球規模での憎しみの連鎖が増強され、ジャーナリズム本来の目的である解決からますます遠ざかる現実がある。

その偏りを是正していくために、グローバルなニュース価値を、紛争解決のための人々の動きにシフトさせ、流通する情報内容を政治的エリートによって強調される戦時宣伝から解決のための世界的動き、例えば、デモや寄付やNPOといったところにシフトさせる。憎しみを増長するニュース構造から、その解決に向けた多角的な人間の動きを共有するものへと構造変換を促すことを、提唱する。

こういったジャーナリズムの形は、今のところシビック・ジャーナリズムと同様のオルタナティブのひとつと考えられる。2000年代にはいって、ユネスコ主導でアジアのジャーナリズム改善のためのプログラムとして、ピース・ジャーナリズムのワークショップが展開されている。こういったワークショップでは、世界各地の問題を、自分たちの現実の問題として国境を越えてジャーナリズム側が認識するための、解決に向けたさまざまな試みと提言が見られている。

本稿執筆中の2015年1月に入って、フランスの週刊新聞社シャルリ・エブドの編集会議に対する銃撃事件が発生した。政治や宗教などのあらゆるタブーと戦うことを旨とした、同紙の編集長や社会風刺画家らが射殺された。シンプルに言えば、漫画を描いたら、いいたいことをいったら、射殺された。

この出来事に対し、数日後には厳戒態勢の中で、40か国を超える首脳がパリに集ってデモ行進した。欧州各地では、370万人を超える人びとが同日に抗議の声を上げて歩いた。誹謗中傷やヘイトスピーチとは異なる、ユーモアとしての政治的発言に対する暴力を、自分たちの自由に対する侵害として抗議する人々たちのデモである。かつて政治権力と結びついた教会に苦しんだ経験のある欧州ならではの、素早い反応だった。

新聞社バッシングが激しくなった昨年後半の日本だが、多様な言論を担う記者への攻撃がいずれ、両刃の剣となって「自分」に帰ってくることは、歴史が証明済みである。これまでみてきたように、マス・コミュニケーションという捉え方は、デジタル時代に入っただけで過去になりつつある。グローバルでみれば、マス対パーソナル、あるいは、マスメディア別、という認識だけでコミュニケーションを捉えられる時代は終わっている。情報技術によって、ひとりひとりのコミュニケーションの取り方、人間関係のあり方が、改めて根本から問われる時代になったことを、強く思わされる。ジャーナリズムの研究・教育も自ずと、その自覚のもとに新たな対応が必要になる時期が来るように思い至る2014年の動向だった。

参考文献

Journalism & Mass Communication Educator, vol.69, No.1-4, 2014 他

Journalism & Mass Communication Quarterly, Vol.91, No.3-4, 2014 他

AEJMC の HP (<http://www.aejmc.org/>)

ACEJMC の HP (<http://www2.ku.edu/~acejmc/>)

Galtung, J and Fischer, D ed., (2013) *Johan Galtung- Pioneer of Peace Research*, Springer

Charles Webel and Johan Galtung ed., (2007) *Handbook of Peace and Conflict Studies*, outedge. 他。

Jake Lynch and Annabel McGoldrick (2005) *Peace Journalism*, Hawthorn Press 他。

Ibrahim Seaga Shaw (2012) *Human Rights Journalism- Advances in Reporting Distant Humanitarian Interventions*, Palgrave Macmillan, 2012.

<http://them.polylog.org/5/fgj-en.htm>. (2014 年 12 月 12 日)

www.humanrightsdefence.org/journalism-and-power-the-role-of-media-in-build. (2014 年 12 月)

注

- (1) Lee Bernard Becker and Holly Anne Simpson, 2013 Annual Survey of Journalism Mass Communication Enrollments, *JMC-Educator*, vol.69, No.4, 2014, pp.353
- (2) Jean Folkerts, History of Journalism Education, *JC-Monographs*, vol.16, Number 4 Winter 2014、および、各大学の HPなどを参照のこと。
- (3) 拙稿「ジャーナリズムの改善とヒューマン・ライツ教育」ヒューマン・ライツ教育研究会編『ヒューマン・ライツ教育——社会問題を「可視化」する大学の授業』有信堂、2015、他。

中国における国家秘密保護と情報管理強化

山 本 賢 二*

はじめに

筆者は昨年の本欄（『ジャーナリズム＆メディア』7号（2014.3）「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」pp.386-394 参照）で2013年5月ごろ（実際は4月）に、中共中央弁公庁から「当面のイデオロギー領域の状況に関する通報」（「关于当前意识形态领域情况的通报」）が下達されたことに触れ、次のように指摘した。

・・・・・・・・・・・・・・・・

いわゆる「9号文献」と呼ばれるこの「通報」はイデオロギー領域における当面の問題を指摘したもので、「二、当面のイデオロギー領域における注意が必要な際立つ問題」（「二、当前意识形态领域值得注意的突出问题」）で下記の7項目の問題が指摘された。

（1）西側の憲政民主を宣揚し、現代の指導を否定し、中国の特色を備えた社会主義政治制度を否定することを企む。

（2）「普遍的価値」を宣揚し、党の執政の思想理論基盤を動揺させようと企む。

（3）公民社会を宣揚し、党の執政の社会的基盤を瓦解させようと企む。

（4）新自由主義を宣揚し、我が国の基本的経済制度を改変しようと企む。

（5）西側のジャーナリズム観を宣揚し、我が国の党がメディアを管理する原則と新聞出版管理制度に挑戦する。

（6）歴史虚無主義を宣揚し、中国共産党の歴史と新中国の歴史を否定しようと企む。

（7）改革開放に疑問を投げかけ、中国の特色を備えた社会主義の性質に疑問を投げかける。

(http://snzg.cn/article/html/article_34937.html)

この「通報」は習近平体制のイデオロギー問題に対する観点が極めて明確に示されているといえるだろう。

・・・・・・・・・・・・・・・・

この「9号文献」が国家秘密であったとされ、それを漏えいした容疑で国連に1997年から設置されている「世界報道の自由賞」の中国唯一の受賞者である高瑜が拘束されたことが伝えられた。その新華社電は高瑜が「域外に不法に国家秘密を提供した罪の容疑」で、「北京の警察当局に法に従って拘留」されているとし、その経過について「2013年8月、某域外ウェブサイトが中央の機密文書をアップし、その後多くのウェブサイトが転載し、社会的に広く関心を引き起こした。北京警察当局はすぐに特捜チームを設置し、全力で調査活動を行った。大量の調査を経て、特捜チームは最終的に犯罪容疑者として高瑜（女、70歳、北京市朝陽区人）を特定した。特捜チームは大量の証拠を把握した基礎の下に、2014年4月に彼女を捕まえるとともに、その居住地で重要な証拠

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

を手に入れた。」とし、「犯罪容疑者高瑜は不法に手に入れた中央の機密文書を域外の某ウェブサイトに提供した犯罪事実を認めた。」と伝えけるとともに、高瑜が「深い後悔の念」を示し、「自分の秘密漏えい行為が国家の利益に危害を与え、国家の法律に抵触したが、このことに心から悔悟の気持ちを表し、誠心誠意自分の誤りと罪を認識し、甘んじて法律の処罰を受けたい。」と述べたとしている。(新華社北京5月8日電)

この新華社電とともに中央テレビで高瑜が罪を認めた映像が全国に流された。それまでの記者活動が認められ、1988年、改革派の『経済学周報』の副編集になった高瑜は1989年の民主化運動では党内改革派と学生たちとの間の斡旋役を果たしていたりもした。胡績偉が高瑜に「6.4天安門事件」の名誉回復を付託した(『J & M』第6号「胡績偉の遺産」(2013.3) pp.226-245 参照)のも彼女が記者として常に改革派の立場で健筆を振るってきたからでもある。この「伝説」の「女性記者」を「さらし」たのは明らかに党内外の改革派に対する警告といえる。そして、そこから「70歳」の「女性」であっても国家秘密を漏えいする行為は許さないとする習近平体制の強い姿勢を見ることができるのである。

また、同欄で言及した習近平総書記の2013年8月19、20日に開催された全国宣伝思想工作会議での「重要講話」(「8.19講話」)についても末端に「『8.19講話』ネット上での秘密漏えい事件調査処理情況に関する通報」(关于“8・19”讲话网上泄密事件查处情况的通报)が下達されていることが明らかになっている。一例を挙げれば、新疆ウイグル自治区の博州婦連が「秘密保護工作制度」を学んだことを伝えたウェブサイトの情報によると、「12月23日、博州婦連は幹部職員労働者全体を組織して『8.19講話』ネット上での秘密漏えい事件調査処理情況に関する通報」を学ぶことを組織することに関する通知(州党保弁法発〔2013〕2号)と秘密保護工作制度を真剣に学んだ」とある。(「8.19講話」の分析については別稿準備)(<http://www.xjboz.gov.cn/html/2013-12/13-12-25-A5AM.html>)

この「ネット上での秘密漏えい」が新華社の「通稿」に無い内容を中国の公開メディアが伝えたことを指すのか、それともネット上に流れている習近平の講話全文の「提綱」を指すのかは「通報」の内容が不明のため明らかではないが、いずれにしても「8.19講話」をめぐって「秘密漏えい」があったことは間違いのないところである。

こうしたインターネットを通じての二件の国家秘密漏えい事件をめぐる動きに加えて、2013年4月に「ニュース取材編集人員のインターネット活動管理強化に関する通知」(关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知)、9月に最高人民法院と最高人民検察院が合同で出した「情報ネットワークを利用して誹謗等を行う刑事案件処理について適用する法律の若干の問題に関する解釈」(「最高人民法院 最高人民检察院关于办理利用信息网络实施诽谤等刑事案件适用法律若干问题的解释」)がそれぞれ下達された。そして、2014年に入ると、3月に「中華人民共和国国家秘密保護法实施条例」(「中华人民共和国保守国家秘密法实施条例」)が施行され、7月には「新聞従業人員職務行為情報管理弁法」(「新闻从业人员职务行为信息管理办法」)も下達された。

上述した一連の動きを見るだけでもインターネットを含む中国のジャーナリズム・メディア環境がこれまで以上に情報管理が強化される時代に入ったことを示している。

1. 国家秘密保護に関する法律

1.0 憲法の関連条項

国家秘密漏えいに対してはもともと憲法に関連条文がある。現行の憲法第53条に「中華人民共和国公民は憲法と法律を遵守し、国家秘密を保護し、公共財産を愛護し、労働規律を遵守し、公共秩序を遵守し、社会公德を尊重しなければならない。」（「第五十三条 中华人民共和国公民必须遵守宪法和法律，保守国家秘密，爱好公共财产，遵守劳动纪律，遵守公共秩序，尊重社会公德。」）とあり、次の第54条には「中華人民共和国公民は祖国の安全、荣誉および利益を擁護する義務を有し、祖国の安全、荣誉および利益に危害を与える行為があってはならない。」（「第五十四条 中华人民共和国公民有维护祖国安全、荣誉和利益的义务，不得有危害祖国安全、荣誉和利益的行为。」）とある。すなわち、中国の公民は「国家秘密を保護」「しなければならない」し、「祖国の安全、荣誉および利益を擁護する義務」を負うことが明示されている。

1.2 新旧国家秘密保護法の関連条項

そして、この憲法に基づいて1988年に制定され同89年5月から施行されたのが「中華人民共和国国家秘密保護法」（「中华人民共和国保守国家秘密法」）である。同法は2010年4月に改正されているので前者を旧法、後者を新法とここでは呼ぶことにする。

同法は新旧いずれも第2条に国家秘密を次のように定義している。「国家秘密とは国家の安全と利益に関係し、法定手続きによって確定し、一定期間内において一定範囲の人員だけに知られる事項である。」（「第二条 国家秘密是关系国家的安全和利益，依照法定程序确定，在一定时间内只限一定范围的人员知悉的事项」）。また、国家秘密保護の義務についても第3条に「すべての国家机关、武装勢力、政党、社会团体、企業事業単位および公民はいずれも国家秘密を保護する義務を有する。」（「第三条 一切国家机关、武装力量、政党、社会团体、企业事业单位和公民都有保守国家秘密的义务。」）と明記している。この条文は憲法の「国家秘密を保護」「しなければならない」という表現からさらに一步進んで公民にはその「義務」があるとしたのである。これに新法では「国家秘密の安全に危害を及ぼすいかなる行為も、すべて法律の追究を受ける」（「任何危害国家秘密安全的行为，都必须受到法律追究。」）とする文言が加えられた。

そして、その第9条（旧法は第8条）は「下記の国家の安全と利益にかかわる事項で、漏洩されると国家の政治、経済、国防、外交などの領域の安全と利益を損なう可能性があるものは国家秘密と確定すべきである。」（「第九条 下列涉及国家安全和利益的事项，泄露后可能损害国家在政治、经济、国防、外交等领域的安全和利益的，应当确定为国家秘密：」）として、具体的に国家秘密に相当する事項を次のように列挙している。

- （1） 国家の実務の重大政策決定の中における秘密事項。
（「（一）国家事务重大决策中的秘密事项；」）
- （2） 国防建設と武装勢力の活動の中における秘密事項。
（「（二）国防建设和武装力量活动中的秘密事项；」）
- （3） 外交と外事活動の中における秘密事項および対外的に秘密保護の義務を負う秘密事項。
（「（三）外交和外事活动中的秘密事项以及对外承担保密义务的秘密事项；」）

- (4) 国民経済と社会発展の中における秘密事項。
(「(四) 国民经济和社会发展中的秘密事项;」)
- (5) 科学技術の中の秘密事項。
(「(五) 科学技术中的秘密事项;」)
- (6) 国家安全擁護活動と刑事犯罪捜査の中の秘密事項。
(「(六) 维护国家安全活动和追查刑事犯罪中的秘密事项;」)
国家秘密保護行政部門によって確定されたその他の秘密事項。
(「(七) 经国家保密行政管理部门确定的其他秘密事项。」)
政党の秘密事項の中で前項の規定に合致するものは、国家秘密に属する。
(「政党的秘密事项中符合前款规定的, 属于国家秘密。」)

ここでは「政党の秘密事項の中で前項の規定に合致するものは、国家秘密に属する。」と明記されており、「国家秘密保護法」の中で、「政党の秘密事項」も「国家秘密」であるとしている点は中華人民共和国の党国体制を如実に反映したものといえよう。なお、旧法は「本法第2条の規定に合致しないものは、国家秘密に属さない。政党の秘密事項の中で本法の第2条の規定に合致するものは、国家秘密に属する。」(「不符合本法第二条规定的, 不属于国家秘密。政党的秘密事项中符合本法第二条规定的, 属于国家秘密。」)としている。

そして、メディアに関係する規定は、第27条に次のように明記されている。「「新聞雑誌、図書、AV製品、電子出版物の編集、出版、印刷、発行、ラジオ番組、テレビ番組、映画の製作および放映、インターネット、移動通信網などの公共情報ネットおよびその他のメディアの情報編集、発表は関係秘密保護規定を遵守すべきである。」(「第二十七条 报刊、图书、音像制品、电子出版物的编辑、出版、印制、发行, 广播节目、电视节目、电影的制作和播放, 互联网、移动通信网等公共信息网络及其他传媒的信息编辑、发布, 应当遵守有关保密规定。」)とし、この時代を反映して「インターネット」、「移動通信網」などの「公共情報ネット」と「その他のメディア」にも「関係秘密保護規定」を「遵守」するように求めている。

なお、旧法は当時のメディア環境を反映して第20条で次のように規定していた。「新聞雑誌、書籍、地図、写真資料、AV製品の出版と発行およびラジオ番組、テレビ番組、映画製作および放映は関係秘密保護規定を遵守すべきであり、国家秘密を漏えいしてはならない。」(「第二十条 报刊、书籍、地图、图文资料、声像制品的出版和发行以及广播节目、电视节目、电影制作和播放, 应当遵守有关保密规定, 不得泄漏国家秘密。」)。

1.2 国家安全法の関連条項

また、1993年2月に制定施行された「国家安全法」にも国家秘密に関連した条項がある。同法は第3条で「中華人民共和国公民は国家の安全、榮譽および利益を擁護する義務を有し、国家の安全、榮譽および利益に危害を及ぼす行為があってはならない。」(「第三条 中华人民共和国公民有维护国家的安全、荣誉和利益的义务, 不得有危害国家的安全、荣誉和利益的行为。」)とし、第4条で「いかなる組織や個人も中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼす行為を行えば、法律による追

究を受けなければならない。」(「第四条 任何组织和个人进行危害中华人民共和国国家安全的行为都必须受到法律追究。」)と明記するとともに、「国家安全に危害を及ぼす行為」の一つとして「国家秘密を盗み、探り、買い、不法に提供したもの」(「(三) 窃取、刺探、收买、非法提供国家秘密的;」)を挙げている。

そして、第19条には「いかなる公民や組織も知り得た国家安全活動の国家秘密を保護すべきである。」(「第十九条 任何公民和组织都应当保守所知悉的国家安全工作的国家秘密。」)、続く第20条には「いかなる個人や組織も国家秘密に属する文献、資料およびその他の物品を不法に所持してはならない。」(「第二十条 任何个人和组织都不得非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品。」)と明文規定されている。

さらに法律責任についても第28条に「国家安全活動に関する国家秘密を故意あるいは過失によって漏えいしたものは、国家安全機関によって15日以下の拘留に処せられる。犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。」(「第二十八条 故意或者过失泄露有关国家安全工作的国家秘密的, 由国家安全机关处十五日以下拘留; 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。」)、第29条に「不法に国家秘密に属する文献、資料およびその他の物品を所持するもの、および不法に専用スパイ器材を所持、使用したものに対しては、それらを没収する。不法に国家秘密に属する文献、資料およびその他の物品を所持するもので、国家秘密漏えい罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。」(「第二十九条 对非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品的, 以及非法持有、使用专用间谍器材的, 国家安全机关可以依法对其人身、物品、住处和其他有关的地方进行搜查; 对其非法持有的属于国家秘密的文件、资料和其他物品, 以及非法持有、使用的专用间谍器材予以没收。非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品, 构成泄露国家秘密罪的, 依法追究刑事责任。」)とある。

1.3 反スパイ法の関連情報

この「国家安全法」を改定した「中華人民共和国反スパイ法」(「中华人民共和国反间谍法」)が2014年11月1日に全人代常務委員会で採択された。その第4条は前法の第3条と同文で「中華人民共和国公民は国家の安全、榮譽および利益を擁護する義務を有し、国家の安全、榮譽および利益に危害を及ぼす行為があってはならない。」として、「国家の安全、榮譽および利益」を「擁護」する「義務」があることを明記し、国家秘密について第17条の中で「国家安全機関およびその工作人員は法律に基づき反スパイ工作の職責を履行する中で得た組織や個人の情報、資料はただ反スパイ工作のみに用いることができるだけである。国家秘密、商業秘密および個人のプライバシーに属すものは秘密保護すべきである。」(「国家安全机关及其工作人员依法履行反间谍工作职责获取的组织和个人信息、材料, 只能用于反间谍工作。对属于国家秘密、商业秘密和个人隐私的, 应当保密。」)としている。さらに第23条は「いかなる公民や組織も知り得た反スパイ工作に関する国家秘密を保護すべきである。」(「第二十三条 任何公民和组织都应当保守所知悉的有关反间谍工作的国家秘密。」)と指摘している。

さらに法律責任についても第31条に「反スパイ工作に関する国家秘密を漏えいしたものは、国家安全機関によって15日以下の拘留に処せられる。犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事

責任が追究される。」「(第三十一条 泄露有关反间谍工作的国家秘密的, 由国家安全机关处十五日以下行政拘留; 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。))、第 32 条に「不法に国家秘密に属する文献、資料やその他の物品を所持するもの、および不法に専用スパイ器材を所持、使用したものに対しては、国家安全機関は法律に基づいてその人身、物品、住居およびその他の関係場所に対し捜査を行うことができる。それが不法に所持していた国家秘密に属する文献、資料やその他の物品、および使用した専用スパイ器材は没収する。不法に国家秘密に属する文献、資料やその他の物品を所持したもので、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。犯罪を構成しないものは、国家安全機関によって警告あるいは 15 日以下の行政拘留に処せられる。」「(第三十二条 对非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品的, 以及非法持有、使用专用间谍器材的, 国家安全机关可以依法对其人身、物品、住处和其他有关的地方进行搜查; 对其非法持有的属于国家秘密的文件、资料和其他物品, 以及非法持有、使用的专用间谍器材予以没收。非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品, 构成犯罪的, 依法追究刑事责任; 尚不构成犯罪的, 由国家安全机关予以警告或者处十五日以下行政拘留。)」と規定している。

もちろん、新聞工作者という中国のメディア従事者は党国体制を宣伝領域から支える「工作者」であるとともに、「公民」でもあることから、上述したような「国家の安全、荣誉および利益」と国家秘密を保護する「公民」の「義務」を負う以上、党国体制の安全を揺るがすような国家秘密の暴露は許されないのは当然である。しかし、新聞工作者は一方では大衆の欲望渦巻く社会とそれを支配管理しようとする党国体制との接点に立つため、その報道が党国一方に偏する場合は問題とされないが、別の一方に傾くと時として摩擦が生じることになる。それがため、中国共産党は彼らをいかに管理するかに腐心するのである。

2. 「新聞出版秘密保護規定」の制定

その「腐心」の反映が上記の「国家安全保護法」第 27 条にある「遵守すべき」「関係秘密保護規定」として 1992 年 6 月に制定され、同年 10 月 1 日から施行された「新聞出版秘密保護規定」(「新聞出版秘密規定」)(原文全文後掲資料 1) である。

この規定の対象は第 2 条にある「本規定は新聞雑誌、ニュース電信、書籍、地図、図画資料、AV 製品の出版と発行およびラジオ番組、テレビ番組、映画製作および放映に適用される。」である。

そして、国家秘密保護の制度設計については第 6 条に「新聞出版秘密保護審査は自己審査と審査送致の結び付いた制度を実行する。」としたうえで、次の第 7 条に「新聞出版単位と情報を提供する単位は、公開で出版、報道しようとする情報に対して、関係秘密保護規定に従って自己審査を行うべきである。国家秘密に係るかの境界がはっきりしない情報に対しては、関係主管部門あるいはその上級機関、単位に送致し審査決定を仰ぐべきである。」と明記している。さらに、第 12 条は「関係機関、単位は当該機関、単位を代表する権限を持つ原稿審査機関と原稿審査人を指定し、新聞出版単位が審査送致してきた原稿が国家秘密に係わるか否かを審査決定する責任を負わせるべきである。国家秘密に係わるか否かの境界がはっきりしない内容に対しては、上級機関、単位に報告し審査決定を仰ぐべきである。その他の単位の業務の中の国家秘密に係わるものは、責任をもつ

て関係単位の意見を求めるべきである。」としている。

次に、個人については第14条で「個人が新聞出版単位に公開で報道、出版する情報を提供しようとするときは、当該系統、当該単位の業務活動に係わることあるいは国家秘密に係わるか否かの境界がはっきりしない内容に対しては、事前に当該単位あるいはその上級機関、単位の審査決定を受けるべきである。」とすると同時に、国外への情報提供についても第15条で次のように規定している。「個人が域外の新聞出版機関に国家の政治、経済、外交、科学技術、軍事分野の内容に係わるものを報道、出版のため提供しようとするときは、事前に当該単位あるいはその上級機関、単位の審査決定を受けるべきである。域外に投稿するときは、国家の関係規定に合わせて処理すべきである。」さらに、秘密漏えいについては第16条で「国家公務員あるいはその他の公民は国家秘密が不法に報道、出版されたのを発見したとき、適時に関係機関、単位あるいは秘密保護活動部門に報告すべきである。秘密漏えい事件に係わる新聞出版単位と関係単位は、主体的に連携を取り、共同で救済措置をとるべきである。」とするとともに、罰則について第18条に「国家秘密を漏えいした責任単位、責任者は関係法律の規定に合わせて厳格に処置されるべきである。」、第19条に「新聞出版活動の中で秘密漏えい問題によって出版物の発行停止、廃刊あるいは回収の必要があるものおよびそれによってもたらされた経済損失に対しては、関係主管部門の規定に合わせて処理すべきである。新聞出版単位およびその取材編集人員と情報を提供した単位およびその関係人員が国家秘密を漏えいすることで得た不法な収入は法律に従って没収されるとともに国家財政に上納されるべきである。」と規定されている。

なお、「附則」の中で、「情報」（信息）について「本規定の称するところの『情報』とは、言語、文字、符号、図表、写真映像などの形式で表現できるもの。」と定義している。

3. 「ニュース取材編集人員従業管理に関する規定（試行）」の下達

ニュース取材活動に従事する者に対する全般的行動規範として、中共中央宣伝部、国家ラジオテレビ総局、新聞出版総署は2005年3月22日に「ニュース取材編集人員従業管理に関する規定（試行）」（「关于新闻采编人员从业管理的规定（试行）」）（原文全文後掲資料2）を下達した。

その中の第2条は「ニュース取材編集人員は憲法と法律を遵守し、党の新聞宣伝規律をしっかりと打ち固め、党と国家の利益を擁護し、人民大衆の根本利益を擁護しなければならない。党と国家の秘密を厳格に保護しなければならない。…」と明記し、「党と国家の秘密」の「保護」を「ニュース取材編集人員」（「規定」の前文に「本規定の称するところのニュース取材編集人員とは、中華人民共和國域内において認可を受け設立された新聞社、時事的定期刊行物出版社、通信社、ラジオ局、テレビ局、インターネットニュースサイトなどの新聞単位内の記者、編集、プロデューサー、キャスター、アナウンサー、評論員、翻訳などニュース取材、編集、制作、掲載放送などのニュース報道業務に従事する人員を指す。」とある。）に「厳格」に求めている。すなわち「規定」は「党の秘密」と「国家の秘密」を同等に扱っているのである。

国家秘密とは少し離れるが、第2条はさらに続けて「外国に係わるニュース報道の取材編集はわが国の外国に係わる法律とわが国がすでに加盟している国際条約を遵守し、わが国の対外政策を貫かなければならない。」と規定している。このことから中国メディアの国際報道は中国の「対外政策」が反映されることが分かるであろう。

そして、第3条には「ニュース取材編集人員は真実、全面、客観、公正の原則を堅持し、ニュースの事実の正確を確保しなければならない。真剣にニュースソースを確認し、虚偽で事実ではない報道を杜絶しなければならない。ニュース報道はニュースメディアが掲載発信する時、实名制を実行しなければならない。すなわち作者の本当の氏名が署名されなければならない。…」と規定され、「实名制」による責任の明確化が求められている。さらに、第5条ではニュース報道活動に当たり、利害関係によって、その影響を受ける可能性がある5項目を「回避」すべきものと明記している。

4. 「ニュース取材編集人員のインターネット活動管理を強化することに関する通知」の下達

また、2013年4月には「ニュース取材編集人員のインターネット活動管理を強化することに関する通知」(关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知)(原文全文後掲資料3)が下達されたが、これには国家秘密保護についての文言はないものの、「権威あるルートを通じて事実が確認された情報」、「許可を受けた情報」以外は、中国内外のインターネットウェブサイト上に情報を載せてはならないとする「ニュース取材編集人員」の言論空間を規制する事項が次のように明記されている。

「一」では「…自覚して有害情報の浸透と伝播を抑え、権威あるルートを通じて事実が確認されなかったネット情報を引用せず、報道せず、ネット上の流言、うわさあるいは憶測的な情報を伝播させず、転載しない。」、「二」では「…許可を受けずして、各種新聞単位はいずれも勝手に域外メディア、域外ウェブサイトのニュース情報製品を使用してはならない。」、「三」では「…事実を確認せずして、新聞単位の運営しているニュースウェブサイトは勝手にニュース提供者、特約記者、民間組織、商業機関などの提供した情報を発表してはならない。」、「四」では「…ウェイボー情報の発表は、法律法規および所在メディアの管理規定に違反してはならず、許可を受けずして、職務活動を通じて得た各種情報を発表してはならない。」、「五」では「…ニュース取材編集人員はネット上で虚偽の情報を発表してはならず、所在新聞機関の審査承認同意を受けずして、職務上の取材で得たニュース情報を域内外のウェブサイト上に掲載発信してはならない。」などとされている。

こうした「通知」が出されることは、中国のニュース生産者である「ニュース取材編集人員」がこれまで自身のブログなどインターネットを通じて比較的自由に報道言論活動を行っていたことの反証である。

5. 「新聞従業人員の職務行為情報管理弁法」の下達

そして、前述の「新聞出版秘密保護規定」制定から12年の時を経て作られたのが2014年7月8日に国家新聞出版ラジオテレビ総局によって下達された「新聞従業人員の職務行為情報管理弁法」(「新闻从业人员职务行为信息管理办法」)(原文全文後掲資料4)である。

この「弁法」は「新聞出版秘密保護規定」が旧「国家秘密保護法」の制定施行を受けて制定されたのと同様に、2010年4月に改正された新「国家秘密保護法」の制定施行に呼応したものである。

同「弁法」を下達した際に出された「各省(自治区、直轄市)新聞出版ラジオテレビ局、新疆生産建設兵団新聞出版局、中央と国家機関各部委、各民主党派、各人民団体新聞雑誌主管部門、中央主要新聞単位」(「各省(区、市)新闻出版广电局, 新疆生产建设兵团新闻出版局, 中央和国家机关各部委、各民主党派、各人民团体报刊主管部门, 中央主要新闻单位:」) にあてた「通知」(「关于

印发《新闻从业人员职务行为信息管理办法》的通知 2014年07月08日 新广出发〔2014〕75号〕の中で同総局は次のような現状認識を示している。

近年、新聞従業人員が職務行為の情報を乱用する現象が時として現れている。あるものは秘密保護法規に違反し秘密に係わる情報を勝手に散布、伝播させ、あるものは思いのまま職務活動の中で知り得た情報をインターネットプラットフォームを通じて発表し、あるものは当該新聞単位が放送発信しなかった報道をその他の域内外のメディアにゆだね掲載放送させ、あるものは新聞単位の資源を利用し不当な利益を得ようとしたりして、正常なニュース伝播秩序を妨害し、党と国家の利益を損なっている。新聞従業人員の職務行為の情報の管理を着実に強化するため、「国家秘密保護法」等の関係法律法規に基づき、総局は

「新聞従業人員の職務行為情報管理弁法」を制定、いまここに印刷配布するので、真剣に貫徹実行されたい。（「近年来，新闻从业人员滥用职务行为信息的现象时有发生。有的违反保密法规随意散布、传播涉密信息，有的擅自将职务活动中知悉的信息通过网络平台发布，有的将本新闻单位未播发的报道交由其他境内外媒体刊播，有的利用新闻单位资源谋取不正当利益，干扰了正常的新闻传播秩序，损害了党和国家利益。为切实加强新闻从业人员职务行为信息的管理，根据《保守国家秘密法》等有关法律法规，总局制定了《新闻从业人员职务行为信息管理办法》，现予以印发，请认真贯彻执行。」）

これは本稿の冒頭で述べた二件の国家秘密漏えい事件を含む国家秘密の漏えい現象に対する管理強化の措置であることは言うを待たない。

この「弁法」は第2条で「本弁法の称するところの新聞従業人員職務行為の情報とは、新聞単位の記者、編集、アナウンサー、キャスターなどニュース取材編集人員および技術面での支援提供などの補助活動にあたるその他の新聞従業人員が取材に従事し、会議に参加し、伝達を聴取し、文献を閲読するなどの職務活動の中で得た各種情報、素材および取材制作したところのニュース作品、その中には国家秘密、商業秘密、公開で披歴されていない情報などを含む、を指す。」としている。そして、第4条は「新聞単位は秘密保護制度を健全にすべきであり、新聞従業人員が職務行為の中で接触する国家秘密情報に対し、知られる範囲と秘密保護期限を明確にし、国家秘密のキャリアの受信発信、伝達、使用、複製、保存および解消制度を健全にし、国家秘密を不法に複製、記録、貯蔵することを禁止し、いかなるメディアのいかなる形式による国家秘密伝達も禁止し、私的な交流や通信の中で国家秘密に触れることを禁止する。」とすると同時に、「新聞従業人員は職場に就くとき秘密保護教育研修を受けるとともに、秘密保護誓約書に署名すべきである。」として就職時に「秘密保護誓約書」への「署名」を求めている。

さらに、第5条は「新聞単位は『労働契約法』の関係規定に合わせて、新聞従業人員と職務行為の情報の中の商業秘密、公開で披歴されていない情報、職務作品など知的財産権と関係する秘密保護事項について、職務行為情報秘密保護取り決めに署名し、職務行為情報統一管理制度を打ち立てるべきである。秘密保護取り決めは新聞従業人員職務行為情報の権利の帰属、使用範囲、職場離職後の義務と違約責任を分類し明確にしなければならない。新聞従業人員は秘密保護取り決めの合意事項に違反し、その他の域内外のメディア、ウェブサイト職務行為情報を提供してはならず、あ

るいは域外メディアの『特約記者』、『特約通信員』、『特約ライター』あるいはコラムニストなどになってはならない。」とするとともに、第9条で「新聞単位は秘密保護誓約書と職務行為情報秘密保護取り決めの署名を、新聞従業人員労働任用と職務任用の必要条件とし、署名ないものは聘用と任用をしてはならない。」として、「新聞単位は秘密保護誓約書」と「職務行為情報秘密保護取り決め」が採用にあたっての「必要条件」としている。であるから、当然、第10条には新聞記者証の受領申請、更新時に提出する資料の中にこの二つの書類が無ければ、新聞記者証の発行がなされないことも明記されている。

そして、第16条は「新聞従業人員が規定に違反し、職務行為情報を使用し秘密の喪失秘密の漏えいがもたらされた場合、法に従って関係人員の責任を追究し、違法犯罪の疑いがあるものは司法機関に移送し処理する。」として、「秘密漏えい」の「責任」が問われることを明記している。

この「弁法」は中国の新聞工作者に対し、国家秘密を含む情報の取り扱いを示した規定であり、憲法、国家秘密保護法、新聞出版秘密保護規定と並ぶ重要な報道上の規制だといえる。特に「秘密保護誓約書」と「職務行為情報秘密保護取り決め」はニュース取材編集活動をする資格があることを示す「新聞記者証」の申請に不可欠であることが明文規定されたことは中国の新聞工作者の言論空間をさらに狭めることになる。

6. 中国の研究者の声

国家秘密の保護が強調される中、こうした傾向を中国の研究者はどのようにみているのであろうか。もちろん、憲法はもとより、すでに制定された関係法令、規定などを批判することはできないが、ここ数年、「草案」が公表されて、それに対して「意見」を聴取することが行われている。「国家秘密保護法」の2009年の改正にあたって、全国人民代表大会のウェブサイトはその「草案」と「草案説明」をアップし、「意見」を聴取した。

6.0 魏永征

これに対し、新聞法学者の魏永征は「全民秘密保護とは、公民全体を一律に国家秘密を保護する義務主体（もちろん責任主体でもある）と列することである。これは第3条の規定する『すべての国家機関、武装勢力、政党、社会团体、企業事業単位および公民はいずれも国家秘密を保護する義務を有する。』にある公民を国家機関、政党などとともに同じ立場に置く秘密保護の義務主体としている。『改正草案』はこの条文を援用しているが、これは全民秘密保護の体制が引き続き継続することを意味している。」「こうした論法自体にロジック上の矛盾がある。」ので「全民秘密保護体制」を改めるべきだとして要旨次のように指摘している。

国家秘密に対し第2条で「国家秘密とは国家の安全と利益に関係し、法定手続きによって確定し、一定期間内において一定範囲の人員だけに知られる事項である。」と定義するとともに、「国家秘密の周知範囲は、業務の必要に基づき最少範囲に限定すべきである」という規定もある。一般公民はどうして国家秘密を知ることができようか。彼らは国家秘密を知ることが不可能（知り得たとしても、問題は彼らにあるのではなく、その源ある）であるのに、どうして彼らに国家秘密を保護

する義務を担わせるのか。また、高級幹部の犯罪案件の「状況や結果」など「機密クラスの国家秘密」であり、裁判も実際上の非公開でもあり、どうして庶民が国家秘密がどのようなものであるかわかるというのか。何が国家秘密であるかも知る資格がないのに、秘密保護の義務を担うなど、どこに道理があるのか。

こうした全民秘密保護体制は、第一に情報伝達に口をつぐむ効果を生み、自分の行為の結果に対し予見性を失わせ、注意深く慎重になり、地雷原に触れないようにする。第二は「民間に重きを置き、その源を軽んじ、宣伝に重きを置き、実行を軽んじる」畸形を作り出す、という悪しき結果を生じさせる。

全民秘密保護は不合理であるばかりでなく、運用も難しい。少なくとも「知らなかった者は罪なし」を実行すべきであり、国家秘密だとは知らず無意識に秘密を伝播したものに対して、彼らに何らかの責任を担わすべきではない。

こうすると、国家秘密の制御不能をもたらすと心配する人もいるであろう。私か言いたいのは、現在国家秘密が多すぎて、多くの人が「国家秘密」に接触する機会があるようになっている。我々は考え方を改めるべきであり「すべての公民に私的な交流や通信の中で国家秘密に触れるのを禁止するのではなく、一般の人が私的な交流や通信の中で触れる可能性のある情報は国家秘密とすべきではない。」ということである。

<http://www.chinamediaresarch.cn/article.php?id=6195>

魏の議論は「公民」の立場から出発したものであるが、結果は彼の「意見」は取り入れられることなく、改正された「国家秘密保護法」の第3条は旧法と同じ「草案」の文言となった。魏の言葉を借りれば「全民秘密保護体制が引き続き継続」したことになる。もっとも、魏の「意見」が受け入れられるとすれば、憲法の関係条項も改正しなければならず、手続き的には後者が先にならなければならない。もちろん、魏はこの点も熟知しながら自分の「意見」を開陳したのであり、彼らの置かれている言論空間を考えると、ここが限界というところであろう。

6.1 孫旭培

これより先、国家秘密と「新聞の自由」の問題について、孫旭培は2006年に「sars危機から新聞の自由と国家秘密保護を見る」（『从萨斯危机看新闻自由与保守国家秘密』）と題する論文を書いている。<http://ilf.cn/Theo/39840.html>

従来から一貫して新聞の自由を法的に保障すべきであるという観点に立つ孫はsars報道の遅れをもたらした中国ジャーナリズム・メディアの基本制度の特色について「中国の新聞に関する法律には新聞の自由を保障する条項がなく、公衆の利益を保護するために疫病発生を独立して報道する権利もなく、重大な問題の報道は各級党委、あるいはその宣伝部門が情勢の安定に有利か、党と国家の利益に有利か否かに基づいて判断する。」として、それを改善するために次の2点の提案を行っている。

1. 行政の関与を少なくし、法による禁止をなくす、すなわち自由を徐々に実現する。現在、党と政府はメディアに対して宣伝規律や宣伝口径を常に下達する方法に依拠し、メディアに対して管理を実行しているが、これらは法律の条文よりずっと厳格である。…法治を実行するということは

党政部門の関与を少なくし、メディアが徐々に法律によって禁止が明記されていないものはすべて報道の自由をもつということを実現することを意味する。ここで言う「少なくし」、「徐々に」とは、党政部門の関与はまだ完全になくすることができないからであり、これはわが国の国情によって決められており、非常に重要な問題については、関与を行うことは国にとっても、民にとってもいずれも有利であるからである。…

2. 「公衆の利益を抗弁理由にできる」という原則を確立する。もしも、ある権力部門がメディアに対しある事柄を報道しないように強く命じたとして、この事が公衆の利益に確かに関係するのであれば、メディアは報道を完全に行うべきである。…」

そして、最後に孫は「現時点において、メディアが上記の2点を実現できるとすればその新聞の自由の水準ははっきりと向上し、それは中国の経済建設や民主政治の発展に割りと大きな積極的役割を發揮することができ得るであろう。」と述べている。

sars の経験は党国体制内部の情報流通の面で改善を見たが、メディアと「公衆」の関係については大きな変化を生むまでには至っていない。むしろ、孫のいうところの「基本制度」の改善が見られず、メディアからの情報発信に対しての規制が強化されつつあり、それがニュースを生産する新聞工作者にまで及んでいることがより顕著になっている。そのキーワードが「党の秘密」を含む「国家秘密」ということであり、魏のいうところの「全民秘密保護体制」ということになる。

おわりに

「秘密」とはだれに対しての「秘密」なのか、中華人民共和国の「国家秘密」は誰からそれを「保護」しようとしているのであろうか。前述したように2014年11月にはこれまでの「国家安全法」に代わるものとして「中華人民共和国反スパイ法」が制定され、施行されたことを考えると、敵対勢力の「スパイ」が国の内外に存在しており、それらから「国家秘密」を「保護」しようとするものでもあろう。しかし、情報統制をすればするほど、中国の中の中国共産党の孤立が示されることになり、その弱さを露呈させていることになる。こうした状況を見るにつけ、中国という大国を「暴力装置」をもつ中国共産党は中華人民共和国という「国家機器」を使い支配してきたが、1949年10月のその成立以来、国家統合が実現されずに今日に至っていると言わざるを得ない。孫のいうところの「公衆の利益」は党の公式的観点では「党の利益」と完全に一致しているということになる。これは「党性」と「人民性」は一致したものであるという党の教条の反映でもある。

折しも、2014年10月に開催された中国共産党第18期第4回中央委員会議で23日に採択された「中共中央の全面的に法によって国を治めることを推進する上での若干の重大問題に関する決定」（「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」）は「中国共産党の指導の堅持」が強調され、「党の指導と社会主義法治は一致したものであり、社会主義法治は必ず党の指導を堅持しなければならず、党の指導は必ず社会主義法治に依拠しなければならない。党の指導の下で法によって国を治め、法治を励行することのみによってはじめて人民が一家の主になることが充分に実現され、国家と社会生活の法治化が順序よく推進される。」（新華社北京10月28日電）と指摘している。

ことばを換えて言えば、これは党の絶対性を法律で補完するものであり、党の指導を擁護するための法治であり、法によって党国体制を強化するための「決定」であり、「党がメディアを管理す

る」ことを補強するものでもある。「党がメディアを管理する」というのは「党が情報を管理する」と同義である。すなわち「情報在民」ではなく「情報在党」なのである。

こうした一連の法的措置あるいは通知は習近平体制の情報管理に対する強い姿勢が反映されたものと言えよう。しかし、中国共産党による情報管理はそれが党内の力関係を反映した側面もあり、歴史が証明しているように、時として厳しく、時として穏やかになることもある。そして、彼の地で生きる新聞工作者は当面の言論空間の中で何をなすべきかを最も熟知している。国家秘密云々はいまに始まったことではないが、少なくとも当面その「漏えい」は抑制されることは間違いないであろう。

これより先、習近平は「組長」として2014年8月18日に主宰した中央全面深化改革指導小組第四回会議で「伝統メディアと新興メディア」を融合させ発展を図ることに関し、「先進技術を支えとし、内容建設を根本とする」ことを「堅持」し、「競争力を備えた新型主流メディア」としての「強大な実力と伝播力、公信力、影響力を備えたいくつかの新型メディアグループをつくり、立体多様、融合発展した現代的伝播体系を打ち立てなければならない」と呼びかけている。同会議では「伝統メディアと新興メディアの融合発展を推進することに関する指導意見」（「关于推动传统媒体和新型媒体融合发展的指导意见」）も採択された。（新华网 2014.8.18）この「指導意見」の全文はまだ公表されてはいないが、18期3中全会で打ち出されていたメディアの「融合発展」という方向のこうした具現化は、明らかに情報管理を強化するためにあることが見えてきた。これはまた習近平体制の今後におけるジャーナリズム・メディア政策の輪郭を示しているものと言えよう。

「新興メディア」としてのインターネットは中国においては既存のメディアとは異なる独自の発展を遂げてきた。インターネットを管理するために異なる党政機関によってさまざまな規定がつくられ、通知が出されてきた。その目的はいかにしてインターネット上に流れる情報を管理するかにあった。その「新興メディア」としてのインターネットを「伝統メディア」と「融合」させることでつくられる「現代的伝播体系」はそれをして情報を一元管理する上で有効に機能させることを目指しているのである。

ただ、こうしたメディアの統合を含め、国家安全を盾にインターネット上の情報を制御しきれるとすれば、これまで社会に鬱積している不満に一定程度はけ口を与えてきたインターネットという安全弁を閉じることにもなりかねない。胡績偉は1989年に「新聞の自由なくして、真の安定はない」と語ったが、「新聞」（ジャーナリズム）というのが知的エリートだけの議論の対象としてあった時代とインターネットが普及し誰でも情報を発信できる現在とでは中国共産党を取り巻くメディア環境はまったく違っている。にもかかわらず、中国共産党は上述したように情報管理を強化し、一元化を図ろうとしている。党の周辺に集まる優秀な知的エリートからなる膨大な官僚組織を動員し、彼らが管理する先進的科学技術を応用すればそれも可能であろう。

かつて、世界経済導報の総編であった欽本立は世界の趨勢から取り残されないように「球籍」（地球社会の一員）を問題にしたが、現在、国際関係を左右するまでの実力を備えた中国を率いる中国共産党にとって「球籍」は以前にも増して必要を感じなくなっているのかも知れない。とはいえ、こうした情報管理の強化を目の当たりにすると、中国共産党にとっては当面の中国の社会情勢は恐らく我々が考えているよりずっと深刻なのである。

人民解放軍はいまもって党の軍隊である。それは新聞工作者が当面の言論空間を熟知しているの

と同じように、中国共産党自身が自党の中国における存在と社会情勢をこれもまた最も熟知しているからでもあろう。「枪杆子」(暴力装置)と「笔杆子」(宣伝機関)は依然として中国共産党の中国経営を「敵対勢力」から守るための二大支柱であるのである。その「敵対勢力」とはオーウェルが『1984年』の中で描いた「ゴールドスタイン」や「ユーラシア」を彷彿させる。そして、中国共産党がいまだに共産主義者だとすれば、共産主義者の目指す「自由の王国」実現への道のりは遙か遠くに霞みつつあるかのようである。

・・・・・・・・・・・・・・・・

(資料1)

新闻出版保密规定

国家保密局 中央对外宣传小组 新闻出版署 广播电影电视部
国保[1992]34号 1992年6月13日

第一章 总 则

第一条 为在新闻出版工作中保守国家秘密,根据《中华人民共和国保守国家秘密法》第二十条,制定本规定。

第二条 本规定适用于报刊、新闻电讯、书籍、地图、图文资料、声像制品的出版和发行以及广播节目、电视节目、电影的制作和播放。

第三条 新闻出版的保密工作,坚持贯彻既保守国家秘密又有利于新闻出版工作正常进行的方针。

第四条 新闻出版单位及其采编人员和提供信息单位及其有关人员应当加强联系,协调配合,执行保密法规,遵守保密制度,共同做好新闻出版的保密工作。

第二章 保密制度

第五条 新闻出版单位和提供信息的单位,应当根据国家保密法规,建立健全新闻出版保密审查制度。

第六条 新闻出版保密审查实行自审与送审相结合的制度。

第七条 新闻出版单位和提供信息的单位,对拟公开出版、报道的信息,应当按照有关的保密规定进行自审;对是否涉及国家秘密界限不清的信息,应当送交有关主管部门或其上级机关、单位审定。

第八条 新闻出版单位及其采编人员需向有关部门反映或通报的涉及国家秘密的信息,应当通过内部途径进行,并对反映或通报的信息按照有关规定作出国家秘密的标志。

第九条 被采访单位、被采访人向新闻出版单位的采编人员提供有关信息时,对其中因工作需要而有涉及国家秘密的事项,应当事先按照有关规定的程序批准,并向采编人员申明;新闻出版单位及其采编人员对被采访单位、被采访人申明属于国家秘密的事项,不得公开报道、出版。

对涉及国家秘密但确需公开报道、出版的信息,新闻出版单位应当向有关主管部门建议解密或采取删节、改编、隐去等保密措施,并经有关主管部门审定。

第十条 新闻出版单位采访涉及国家秘密的会议或其它活动,应当经主办单位批准。主办单位应当

验明采访人员的工作身份，指明哪些内容不得公开报道、出版，并对拟公开报道、出版的内容进行审定。

第十一条 为了防止泄露国家秘密又有利于新闻出版工作的正常进行，中央国家机关各部门和其他有关单位，应当根据各自业务工作的性质，加强与新闻发布制度，适时通报宣传口径。

第十二条 有关机关、单位应当指定有权代表本机关、单位的审稿机构和审稿人，负责对新闻出版单位送审的稿件是否涉及国家秘密进行审定。对是否涉及国家秘密界限不清的内容，应当报请上级机关、单位审定；涉及其他单位工作中国家秘密的，应当负责征求有关单位的意见。

第十三条 有关机关、单位审定送审的稿件时，应当满足新闻出版单位提出的审定时限的要求，遇到特殊情况不能在所要求的时限内完成审定的，应当及时向送审稿件的新闻出版单位说明，并共同商量解决办法。

第十四条 个人拟向新闻出版单位提供公开报道、出版的信息，凡涉及本系统、本单位业务工作的或对是否涉及国家秘密界限不清的，应当事先经本单位或其上级机关、单位审定。

第十五条 个人拟向境外新闻出版机构提供报道、出版涉及国家政治、经济、外交、科技、军事方面内容的，应当事先经过本单位或其上级机关、单位审定。向境外投寄稿件，应当按照国家有关规定办理。

第三章 泄密的查处

第十六条 国家工作人员或其他公民发现国家秘密被非法报道、出版时，应当及时报告有关机关、单位或保密工作部门。

泄密事件所涉及的新闻出版单位和有关单位，应当主动联系，共同采取补救措施。

第十七条 新闻出版活动中发生的泄密事件，由有关责任单位负责及时调查；责任暂时不清的，由有关保密工作部门决定自行调查或者指定有关单位调查。

第十八条 对泄露国家秘密的责任单位、责任人，应当按照有关法律的规定严肃处理。

第十九条 新闻出版工作中因泄密问题需要对出版物停发、停办或者收缴以及由此造成的经济损失，应当按照有关主管部门的规定处理。

新闻出版单位及其采编人员和提供信息的单位及其有关人员因泄露国家秘密所获得的非法收入，应当依法没收并上缴国家财政。

第四章 附 则

第二十条 新闻出版工作中，各有关单位因有关信息是否属于国家秘密问题发生争执的，由保密工作部门会同有关主管部门依据保密法规确定。

第二十一条 本规定所称的“信息”可以语言、文字、符号、图表、图像等形式表现。

第二十二条 本规定由国家保密局负责解释。

第二十三条 本规定自 1992 年 10 月 1 日起施行。

(資料 2)

关于新闻采编人员从业管理的规定（试行）

中宣部、国家广电总局、新闻出版总署

为加强新闻职业道德建设，规范新闻采编人员行为，维护新闻界良好形象，促进新闻事业健康发展，制定本规定。

本规定所称新闻采编人员，是指在中华人民共和国境内经批准设立的报社、新闻性期刊社、通讯社、广播电台、电视台、新闻网站等新闻单位内的记者、编辑、制片人、主持人、播音员、评论员、翻译等从事新闻采访、编辑、制作、刊播等新闻报道业务的人员。

第一条 新闻采编人员要坚持以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论和“三个代表”重要思想为指导，拥护中国共产党的领导，拥护社会主义制度，树立政治意识、大局意识和责任意识，贯彻团结稳定鼓劲、正面宣传为主的方针，把握正确舆论导向，支持改革开放和现代化建设，为人民服务，为社会主义服务，为全党全国工作大局服务。

第二条 新闻采编人员要遵守宪法和法律，奠定党的新闻宣传纪律，维护党和国家利益，维护人民群众的根本利益。要严格保守党和国家秘密。报道违纪违法案件，要自觉遵守案件报道的纪律，注意报道的政治效果、社会效果。采编涉外新闻报道，要遵守我国涉外法律和我国已加入的国际条约，贯彻我国对外政策。采编民族宗教报道，要遵守我国民族宗教政策和相关法规。要依法维护公民个人隐私权，依法维护报道对象的合法权益。采编涉及未成年人的负面报道，要遵守我国对未成年人保护的法律规定，维护未成年人的权益，未获得未成年人的监护人同意，一般不披露未成年人的姓名、住址、肖像等能够辨别和推断其真实身份的信息和音像资料。

第三条 新闻采编人员要坚持真实、全面、客观、公正的原则，确保新闻事实准确。要认真核实消息来源，杜绝虚假不实报道。新闻报道在新闻媒体刊发时要实行实名制，即署作者的真名实姓。不得干预民事纠纷和经济纠纷的调解，不得干预正常的司法审判活动。报道涉及有争议的内容时，要充分听取相关各方的意见，认真核对事实，准确把握分寸。

第四条 新闻采编人员要发扬实事求是、敬业奉献的精神，深入实际、深入生活、深入群众，调查研究，求真务实，努力改进工作作风和文风，不断创新报道内容、形式和手段，使新闻报道贴近实际、贴近生活、贴近群众，增强新闻报道的针对性、实效性和吸引力、感染力。

第五条 新闻采编人员从事新闻报道活动时如遇以下情形应实行回避，并不得对稿件的采集、编发、刊播进行干预或施加影响：

- 1、新闻采编人员与报道对象具有夫妻关系、直系血亲关系、三代以内旁系血亲以及近姻亲关系；
- 2、新闻采编人员采访报道涉及地区系本人出生地、曾长期工作或生活所在地；
- 3、新闻采编人员与报道对象属于素有往来的朋友、同乡、同学、同事等关系；
- 4、新闻采编人员与报道对象存在具体的经济、名誉等利益关系。

第六条 新闻单位各级分支机构和派出机构的主要负责人（分社社长、记者站站长等）实行任期轮岗制和任职回避制。任职满8年的，应轮岗交流或易地安排。新闻采编人员不得被派往本人出生地、曾长期工作或生活所在地担任分社社长或记者站站长。

第七条 新闻采编人员要杜绝各种有偿新闻行为。不得利用采编报道谋取不正当利益，不得接受可能影响新闻报道客观公正的宴请和馈赠，不得向采访报道对象或利害关系人索取财物和其他利益，不得从事与职业有关的有偿中介活动，不得经商办企业，不得在无隶属关系的其他新闻单位或经济组织兼职取酬。

第八条 新闻采编人员要严格执行新闻报道与经营活动分开的规定。不得以记者、编辑、审稿人、制片人、主持人、播音员等身份拉广告，不得以新闻报道换取广告，不得以变相新

闻形式刊播广告内容，不得为经营谋利操纵新闻报道。新闻采编人员不得以订阅报刊为条件进行新闻报道，不得直接要求被采访报道单位或个人订阅报刊，更不得以批评曝光为由强迫被采访报道单位或个人订阅报刊、投放广告或提供赞助。

第九条 规范新闻采编人员记者证件管理和使用。公开的新闻采访必须出示经新闻出版单位、广播电视主管部门资格认定，由国家新闻出版行政主管部门核发的记者证件。对使用假记者证或冒充记者的人员要严肃查处。新闻单位要向社会公布监督电话，方便群众监督。

第十条 对违规违纪的新闻采编人员要按有关规定和纪律严肃查处。

新闻采编人员有虚假报道、有偿新闻等行为，情节严重的，一律吊销记者证。

凡被吊销记者证的新闻采编人员，自吊销之日起5年之内不得从事新闻采编工作；因故意犯罪被判处刑罚的，终身不得从事新闻采编工作。

第十一条 本规定自公布之日起在全国主要新闻单位试行，其他新闻单位参照试行。

（資料3）

关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知

国家新闻出版广电总局 新出字〔2013〕110号 2013年4月8日

各省、自治区、直辖市新闻出版局，新疆生产建设兵团新闻出版局，解放军总政治部宣传部新闻出版局，中央和国家机关各部委、各民主党派、各人民团体报刊主管单位，中央主要新闻单位：

网络是媒体新闻采编人员联络读者、获取信息、拓展传播效应的重要渠道。为充分发挥网络的积极作用，推动形成健康的新闻秩序，现就加强新闻采编人员使用网络信息、开通个人微博等网络活动管理通知如下：

一、牢牢把握正确舆论导向。新闻采编人员要坚持马克思主义新闻观，牢牢把握正确舆论导向，坚持团结稳定鼓劲、正面宣传为主的方针，积极利用传统媒体、新闻网站、博客、微博等载体传播主流信息，引导社会舆论，自觉抵制有害信息的渗透和传播，不引用、不报道未通过权威渠道核实的网络信息，不传播、不转载网上流言、传言或猜测性信息。

二、进一步规范新闻采编行为。严格落实中央宣传部等五部门联合下发的《关于进一步规范新闻采编工作的意见》，严格新闻单位采编活动和编审流程的管理，防止为片面追求轰动效应、发行数量、收听收视率而造成失实报道。未经批准，各类新闻单位均不得擅自使用境外媒体、境外网站的新闻信息产品。

三、进一步加强媒体新闻网站管理。新闻单位须加强新闻网站内容审核把关及新闻采编人员网络活动管理，要按照传统媒体刊发新闻报道的标准和流程，严格审核所属新闻网站发布的信息。禁止将网站及网站频道的新闻采编业务承包、出租或转让，禁止无新闻记者证人员以网站及网站频道名义采访或发稿。未经核实，新闻单位所办新闻网站不得擅自发布新闻线人、特约作者、民间组织、商业机构等提供的信息。

四、进一步加强博客和微博管理。新闻单位设立官方微博，须向其主管单位备案，并指定专人发布权威信息，及时删除有害信息。新闻采编人员设立职务微博须经所在单位批准，发布微博信息不得违反法律法规及所在媒体的管理规定，未经批准不得发布通过职务活动获得的各种信息。

五、加强和改进网络新闻舆论监督。新闻单位要不断加强和改进舆论监督，做到科学监督、依法监督、建设性监督，推动国家的方针政策落到实处，实现好、维护好、发展好基层和人民群众的切身利益。新闻采编人员不得利用舆论监督要挟基层单位和个人订阅报刊、投放广告、提供赞助。新闻采编人员不得在网络上发布虚假信息，未经所在新闻机构审核同意不得将职务采访获得的新闻信息刊发在境内外网站上。

各地新闻出版行政部门和各新闻媒体主管主办单位要切实履行属地管理、分级管理的职责，强化对本地媒体、所辖媒体和中央媒体在地方记者站、分支机构、新闻网站地方频道新闻采编人员及新闻业务的监管。对新闻采编人员以网络为平台牟取非法利益等行为，要坚决制止，依法严肃查处，并视情节限期或终身禁止其从事新闻采编工作。

(资料 4)

新闻从业人员职务行为信息管理办法

国家新闻出版广电总局 (2014 年 6 月 30 日)

第一条 为加强新闻从业人员职务行为信息的管理，规范新闻传播秩序，根据《保守国家秘密法》、《劳动合同法》、《著作权法》等有关法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称新闻从业人员职务行为信息，是指新闻单位的记者、编辑、播音员、主持人等新闻采编人员及提供技术支持等辅助活动的其他新闻从业人员，在从事采访、参加会议、听取传达、阅读文件等职务活动中，获取的各类信息、素材以及所采制的新闻作品，其中包含国家秘密、商业秘密、未公开披露的信息等。

第三条 新闻单位要坚持依法依规、趋利避害、善管善用、可管可控的原则，加强职务行为信息管理，确保新闻从业人员职务行为信息使用科学合理、规范有序。

第四条 新闻单位应健全保密制度，对新闻从业人员在职务行为中接触的国家秘密信息，应明确知悉范围和保密期限，健全国家秘密载体的收发、传递、使用、复制、保存和销毁制度，禁止非法复制、记录、存储国家秘密，禁止在任何媒体以任何形式传递国家秘密，禁止在私人交往和通信中涉及国家秘密。

新闻从业人员上岗应当经过保密教育培训，并签订保密承诺书。

第五条 新闻单位应按照《劳动合同法》的有关规定，与新闻从业人员就职务行为信息中的商业秘密、未公开披露的信息、职务作品等与知识产权相关的保密事项，签订职务行为信息保密协议，建立职务行为信息统一管理制度。

保密协议须分类明确新闻从业人员职务行为信息的权利归属、使用规范、离岗离职后的义务和违约责任。

新闻从业人员不得违反保密协议的约定，向其他境内外媒体、网站提供职务行为信息，或者担任境外媒体的“特约记者”、“特约通讯员”、“特约撰稿人”或专栏作者等。

第六条 新闻从业人员不得利用职务行为信息谋取不正当利益。

第七条 新闻从业人员以职务身份开设博客、微博、微信等，须经所在新闻单位批准备案，所在单位负有日常监管职责。

新闻从业人员不得违反保密协议的约定，通过博客、微博、微信公众账号或个人账号等任何渠道，以及论坛、讲座等任何场所，透露、发布职务行为信息。

第八条 新闻从业人员离岗离职要交回所有涉密材料、文件，在法律规定或协议约定的保密期限内履行保密义务。

第九条 新闻单位须将签署保密承诺书和职务行为信息保密协议，作为新闻从业人员劳动聘用和职务任用的必要条件，未签订的不得聘用和任用。

第十条 新闻采编人员申领、换领新闻记者证，须按照《新闻记者证管理办法》的规定提交有关申报材料，申报材料中未包含保密承诺书和职务行为信息保密协议的，不予核发新闻记者证。

第十一条 新闻单位应在参加新闻记者证年度核验时，向新闻出版广电行政部门报告新闻从业人员保密承诺书和保密协议签订、执行情况。

第十二条 新闻从业人员违反保密承诺和保密协议、擅自使用职务行为信息的，新闻单位应依照合同追究违约责任，视情节作出行政处理或纪律处分，并追究其民事责任。

第十三条 新闻单位的主管主办单位应督促所属新闻单位健全保密承诺和保密协议制度，履行管理责任；新闻出版广电行政部门应加强本行政区域内新闻单位职务行为信息管理情况的日常监督检查。

第十四条 新闻从业人员擅自发布职务行为信息造成严重后果的，由新闻出版广电行政部门依法吊销新闻记者证，列入不良从业行为记录，做出禁业或限业处理。

第十五条 新闻单位对新闻从业人员职务行为信息管理混乱，造成失密泄密、敲诈勒索、侵权等严重问题的，由新闻出版广电行政部门等依法查处，责令整改，对拒不改正或整改不到位的不予通过年度核验，情节严重的撤销许可证，并依法追究新闻单位负责人和直接责任人的责任。

第十六条 新闻从业人员违反规定使用职务行为信息造成失密泄密的，依法追究相关人员责任，涉嫌违法犯罪的移送司法机关处理。

第十七条 本办法自发布之日起施行。

『記憶の芸術』と、霧に霞む忘却の彼方で —パトリック・モディアノと2014年ノーベル文学賞の意義—

伊藤 英一*

- 1、『記憶の芸術』
- 2、モディアノの記憶とスワサンテュイタール
- 3、モディアノの記憶 ～曖昧さに秘められた思いやり～
- 4、モディアノと記憶の芸術
- 5、本の売れ行きと読了率 ～フランス書籍の2014年～
- 6、2015年とノーベル文学賞の意義を考える

ロマンシエ（小説家：romancier）と呼ばれる職名が^{まさ}正にぴったりと当て嵌まるようなパトリック・モディアノに、2014年のノーベル文学賞が授与された。フランスにとっては、15人目⁽¹⁾（受賞を辞退したジャン＝ポール・サルトルを除けば14人目）となるノーベル文学賞の獲得となる。

だが、十数人目と少なくはない受賞者を輩出しているフランスにあっても、フランス国内の文学者あるいは小説家に贈られる賞として最も歴史と権威ある⁽²⁾ゴンクール賞を受賞した作家が、ノーベル文学賞を贈られるのは初めてである。ノーベル文学賞は1901年から、ゴンクール賞は1903年からそれぞれ授与開始され、両賞ともに百十数年にわたる歴史を誇るが、双方を贈られる作家はいなかった。フランス国内で、それなりに評価されている作家が、ノーベル文学賞を受賞することがなかったとされる一端が窺える。

ゴンクール賞を受けた作家には、1911年に受賞したアルフォンス・ド・シャトブリアン（Alphonse de Châteaubriant）、1916年のアンリ・バルビュス（Henri Barbusse）、1918年のジョルジュ・デュアメル（Georges Duhamel）、1919年のマルセル・プルースト（Marcel Proust）、1933年のアンドレ・マルロー（André Malraux）、1938年のアンリ・トロワイヤ（Henri Troyat）、1954年のシモーヌ・ド・ボーヴォワール（Simone de Beauvoir）、1984年のマルグリット・デュラス（Marguerite Duras）、2014年のリディ・サルヴェール⁽³⁾（Lydie Salvayre）、と錚々たるメンバーが並んでいる。

そんな中で、このゴンクール賞を1978年に受賞したモディアノが、百余人の仲間から一人抜け出して、2014年のノーベル賞を授与されたのである。ただ、今回のスウェーデン・アカデミーによる授賞発表の場で、モディアノが「現代のプルースト」⁽⁴⁾として紹介されたことは、ノーベル賞を受賞していないプルーストにとっては複雑な言葉だったのかも知れない。

しかし、モディアノの場合は、フランス語圏からドイツ語圏、スカンディナヴィア系を含むヨーロッパ大陸諸国を超えた地域では、残念ながら、殆ど知られていなかったと言えよう。彼の作品の多くが翻訳されておらず、翻訳されている場合であっても、その売れ行きが芳しいとは、とても言

*いとう えいいち 日本大学法学部新聞学科 教授

えない。英語圏やアジアでは、新聞メディアもその対応に戸惑っている（Modiano prix Nobel : la presse étrangère perplexé⁽⁵⁾）とフィガロ紙は報じた。

ただし、英語圏の経済専門紙やユダヤ系メディアは、モディアノをナチやゲシュタポの暗い過去と取組んだ作家として、詳細に取上げる傾向があった。ファイナンシャル・タイムズは、「恥かしがり屋の作家が暗い過去に光を当てる（A shy writer shines a light on a dark past⁽⁶⁾）」との紹介記事を掲載した。

もっとも、フランスである程度の人気があるにせよ、政財界の暴露本や煽動的で視野狭窄的な内容の出版物が圧倒的に売れる一方で、モディアノの作品の売行きは、ノーベル賞発表後の1週間程を除けば、少々、地味なものに留まっている。また、モディアノをシャンソンの作詞家、あるいは映画の脚本家としては知っていても、小説家としての彼のことを知らない人も多く、モディアノの知名度が高いとは言えない。⁽⁷⁾

むしろ、今回のノーベル経済学賞受賞者であるジャン・ティロール（Jean Tirole⁽⁸⁾）の英文による論文や、米国で売れ行き好調のトマ・ピケティ（Thomas Piketty⁽⁹⁾）の『21世紀における資本（Le capital au XXI^e siècle⁽¹⁰⁾）』の方が勢いを感じさせている。⁽¹¹⁾

フランスの文化通信相は、モディアノの作品を一度も読んだことがないと告白しただけでなく、ここ2年ほど多忙で「仕事」以外の本を読んでいないと発言している。仕事とは、本とは、また文化とは何だろうという複雑な物議を醸し、こちらの問題の方がウェブ上では賑やかだった。少々、寂しく、侘しくもある話である。

しかし、この2014年のノーベル文学賞のインパクトは、『記憶の芸術』を高く評価することにより、人間と歴史について再考を迫るという点で、大きなものがあると考えられる。

1、『記憶の芸術』

2014年のノーベル文学賞は、「人々の最も捉え難い運命を想起させ、占領下の日常生活を明らかにした記憶の芸術のため（pour cet art de la mémoire avec lequel il a fait surgir les destins les plus insaisissables et découvrir le monde vécu sous l'Occupation. / for the art of memory with which he has evoked the most ungraspable human destinies and uncovered the life-world of the occupation⁽¹²⁾）」、パトリック・モディアノ（Patrick Modiano）に授与される旨、2014年10月9日、スウェーデン・アカデミーから発表された。⁽¹⁴⁾

ここで触れられている記憶（la mémoire ; memory⁽¹⁵⁾）という言葉が、第二次世界大戦中の出来事にかかわる記憶についてであることは、モディアノの文学作品の大半が、ドイツ軍の占領下ないしはヴィシー政権下にあったフランスを舞台としていることから明らかであろう。しかしながら、この記憶は、静かに、個々の自身の中で反芻される、あるいは独り言のように訥々と吐露されるような類の記憶である。

モディアノの記憶は、第一次世界大戦後に記憶の義務（Le devoir de mémoire）として語られるようになった記憶、あるいは第二次世界大戦後になって言及されることが多くなった責任（la responsabilité ; Verantwortung⁽¹⁶⁾）を伴う記憶のように、外に向かって声高に叫ばれる記憶とは、趣が違ふようだ。⁽¹⁷⁾

そして、この違いにこそ、モディアノの創造する記憶を、記憶の芸術（l'art de la mémoire ; the

art of memory) にまで昇華させている秘密が隠されているのではないだろうか。

モディアノ夫人であるドミニック＝ゼルフュス (Dominique Zehrfuss) の表現を借りれば、形而上的探偵 (détective métaphysique)⁽¹⁸⁾ とも呼べるパトリック・モディアノが描く世界は、サブリミナルな記憶で自他あるいは過去と今とが混然一体となったような世界である。自分自身に流れる秘密めいた家族の血に戸惑いながら、生きている何かに痛みを負っているような個人が、パリの街を彷徨いつつ何かを模索する。時間的には多くの場合、ドイツ占領下の暗く淋しげな日々と、その陰から抜け切れないような後々の時が交錯し、フィクションなのか、事実なのか判別するのが難しい、混沌とした世界なのだ。

2、モディアノの記憶とスワサンテュイタール

モディアノの処女作である『エトワール広場 (La Place de l'étoile)』が、ガリマール出版から刊行されたのは1968年4月⁽¹⁹⁾で、いわゆる五月革命の直前である。

今ではシャルル・ド・ゴール広場 (La Place Charles-de-Gaulle) の地名が公称とされているが、パリの凱旋門を取り巻く広場は、1970年の改称まで、エトワール広場と呼ばれていた。星 (étoile; エトワール) のように複数の道が交差する地、すなわち『星 (エトワール) の広場』として、今も多くの人により、この広場の愛称として親しまれている。

モディアノの作品『エトワール広場 (La Place de l'étoile)』は、白血病により10歳で急逝した弟リュディ (Rudy) への献辞が記されており、続く扉に下記の逸話が掲載された後で、物語が始まる。

《Au mois de juin 1942, un officier allemand s'avance vers un jeune homme et lui dit : "Pardon, monsieur, où se trouve la place de l'Étoile ?" Le jeune homme désigne le côté gauche de sa poitrine.》⁽²⁰⁾ (1942年6月、一人のドイツ軍将校が若者に近づき、「失礼ですが、エトワール広場はどこですか」と尋ねた。若者は自分の左胸を指し示した。)

この逸話、冒頭の1942年6月に意味があるのは、その6月の7日、ドイツ軍による指令が施行され、パリとその近郊に住むユダヤの人々が、ダヴィデの星を象った黄色の記章を身につけることを義務づけられたからである。そして、この話が痛々しいのは、おそらく無邪気に、あるいは軍役中しばしの観光気分的に、ドイツ軍将校が尋ねた「la place de l'Étoile」が、「エトワール広場」という地名を指すにすぎなかったのかも知れないのに、この質問を受けた青年にとっては、「星をつけたところ」と理解あるいは誤解されてしまい、その着用を検閲されたと思わせたことであろう。そして、それから一年余の間に、フランスで、その星の着用を義務付けられた人々の4分の1に相当する7万6千人が、ナチスによりブーヘンヴァルトやアウシュヴィッツ等に送られ殺戮されたことを思い起こすと、このユダヤの青年の応答は、悲しい状況をひしひしと感じさせ胸が痛む。

癒されることのない痛みと苦しみを生んだ差別がもたらす悲劇、強制収容所と集団殺戮へと導かれる悲話が、ここから語られていくのである。

ところで、著者であるモディアノは、この出版当時の1968年当時から、自らの出生年を1947年とし、フランドル (フラマン) 系の母とイタリア・ユダヤ系の父の下に、ブローニュ＝ビランクール (Boulogne-Billancourt) で誕生した、と記していた。後に、正しくは1945年であると修正されるのであるが、当時、2年分若く記していた理由は、明らかにされているような、いないような状

態である。本人は、当初身分証明書に記されていた1945年7月30日を、パリで夜歩きをするため、警察の誰何に備えて5を3に変えることにより、成人と見做されるようにしていたが、後に当初の5に戻そうとしたけれど上手く行かず、7にして1947年としたのだと、おまじないを唱えるような説明をしている。⁽²²⁾ただ、献辞をささげた亡き弟の生まれ年を記したというのが穏当な推測ではあろう。

ただ、この2年間のサバをどう読むかは、モディアノ作品を解説する上で、案外、重要なのかも知れない。現在はパリ第3 - 新ソルボンヌ大学 (Université Sorbonne Nouvelle - Paris 3) で比較・フランス文学を講じているブリュノ・ブランクマン (Bruno Blanckeman) 教授がレンヌ第2大学に在勤当時に著した『パトリック・モディアノを読む (Lire Patrick Modiano)⁽²³⁾』と題する190ページにのぼるエッセイでは、この問題を解説することから、口火を切っている。

1968年の5月から6月にかけては、フランスのナンテール校で火がついた五月革命 (Mai 68) の嵐が吹き荒れた時である。第二次世界大戦がヨーロッパに限れば収束した1945年前後に生を受けた者が大学の上級生程度に、あるいは学生としてリーダーシップを取ってもおかしくはない頃となる。フランスでは、当時の世代、特に学生だった世代をスワサンテュイタール (soixante-huitard) と呼んだりしている。学生運動に参加しているか、反対しているか、違った生き方をしているか、等々のいずれかを問わず、大戦後の荒廃と窮乏の中で誕生し、しかし新しい平和な時代を目指し、戦時中の非人間的な日々への反省を共感しながら育った世代である。

1945年と1947年との違いが、その当時にあっては、心理的には想像以上に大きなものがあったのではないと思われる。

1945年生まれだが、バカロレアに合格後、パリ大学に登録しただけで、一般学生とは距離を置き、五月革命時にあっては、バリケードの中にいたとは言え、ヴォーグ誌の記者としてであったモディアノである。⁽²⁵⁾2年間という年月を、ずらすことにより時間的距離を設けた意味は、探究に値するであろう。

また、1945年生まれであれ、1947年の生まれであれ、モディアノが描く戦時下の状況、特に今般のノーベル文学賞の授賞理由となった「占領下の日常生活 (le monde de l'Occupation ; the life-world of the occupation)」を、体感できる世代ではないのは確かなのだ。

しかし、モディアノが描く世界が全くのフィクションと言うわけではない。逆に、フィクションを徹底的に排除したような作品もある。⁽²⁶⁾いずれにせよ、そこで描かれる痛切な記憶は、リアルな記憶となっ*て*はいけないのだというメッセージが込められているようにも受け取れる。

モディアノは1970年に、フランスの建築家ベルナール・ルイ・ゼルフュス (Bernard Louis Zehrfuss) の娘であるドミニク・ゼルフュス (Dominique Zehrfuss) と結婚している。その際の、保証人がレモン・クノー (Raymond Queneau) とアンドレ・マルロー (André Malraux)⁽²⁷⁾である。マルローはゼルフュス側の知人として出席したその結婚式で、モディアノとかなり激しい口論になってしまったと伝えられている。⁽²⁸⁾

3. モディアノの記憶 ～曖昧さに秘められた思いやり～

モディアノへのノーベル賞授賞理由に、占領下の記憶が挙げられており、彼の作品の大半が占領下のユダヤにかかわるテーマを扱っている。

しかし、ここでは、その戦時占領下のユダヤというテーマ以外に、モディアノが大切と考えていることを探してみたい。

モディアノの唯一の子供向け作品である『カトリーヌ・セルティチュード (Catherine Certitude)』を読んでみよう。挿絵は、ニューヨーカー誌の表紙や、『わんぱくニコラ (Le petit Nicolas)』で著名なサンペ (Sempé) が担当しており、背景は現代に近い時期で、なかなかの佳品となっている。

お母さんの経営するバレエ学校の片腕として、今ではニューヨークのマンハッタンで活躍する女性カトリーヌが、幼少時、お父さんと一緒に二人、パリの片隅で生活していた頃の記憶をたどるお話である。

カトリーヌは目が余り良く見えないので、普段はメガネをかけています。けれど、バレエを練習する時や、ふかふかの枕にはおずりしながら眠りに入る時は、メガネを外さなければいけません。輪郭のぼんやりとした、ふんわりとした、メガネをしていない時が、カトリーヌは大好きです。

《Avec mes lunettes, je voyais le monde tel qu'il est. Je ne pouvais plus rêver.⁽²⁹⁾ (メガネをかけると、そのままの世界が見えます。そうすると、夢を見られなくなってしまうのです)》

そんなカトリーヌに、お父さんもお父さん自身が若かった時と同じだと賛成してくれます。

《Tu as raison, a dit papa. Ce sera comme moi quand j'étais jeune... Les autres te trouveront dans le regard, quand tu ne porteras pas les lunettes, une sorte de buée et de douceur... Cela s'appelle le charme...⁽³⁰⁾ (そうだね、とパパは言いました。パパが若かった時と同じだね。カトリーヌがメガネをかけていない時、他の人たちは、眼差しの中に霞みがかかったやさしさを見つけてくれる——それを魅力って呼ぶのだよ)》

そして、記憶していたこととの違いを言い切ったり、明瞭に見切ったりしては、いけないよ、とカトリーヌを諭したりします。

カトリーヌにバレエを指導してくれている先生が、お父さんの記憶と違うことを言っても、黙っていた方が良くカトリーヌに答えるのです。

《Il faut la laisser rêver...⁽³¹⁾ (夢を見させておいてあげなきゃ——)》

このお話の最後は、今はニューヨークのグリニッチ・ヴィレッジに住む両親の家に、娘を連れたカトリーヌが到着すると、生涯一緒と誓った筈なのに、《combine de papa⁽³²⁾ (パパの遣り口)》にはうんざり云々、とお母さんがお父さんを脅しているような影が窓に映っている。

以上、カトリーヌのお話の中から、いかにもモディアノらしいと思われる部分を抜粋してみた。

ノーベル賞受賞を報じたニュース解説のなかで、シャルロット・プドロウスキ (Charlotte Pudelowski) は、このカトリーヌのお話の冒頭部分を読むだけでも、モディアノとぼんやりした曖昧さ (comprendre le rapport au flou de Patrick Modiano) との関係が良く理解できると紹介している。⁽³³⁾

ところで、モディアノが2年前の2012年、『夜の草 (L'Herbe des nuits)』を公刊した際に、マダム・フィガロ誌のエリザベト・カン (Elisabeth Quin) から受けたインタビューで、忘れることと愛することについて興味深い意見を述べているので付記しておこう。⁽³⁴⁾

忘れることの効用については、「忘却は物事に夢幻的な側面をもたらす (L'oubli donne un côté

onirique aux choses)⁽³⁵⁾」と述べている。

愛することについては、決めつけることなく、とにかく愛すること、それも包括的に愛することだとして、次のように応えている。

“Aimer sans juger, je l'ai mis en pratique très tôt dans ma vie. Séparé de mes parents, j'avais une enfance bizarre... (中略) Oui, si on aime, on prend le paquet, sans juger ! (判定を下すことなく愛すること、これを人生の早い時期から実践していました。両親と離れて、奇妙な幼少時代を送っていましたから… 人は、愛したら、決めつけ^{ひとまと}ないで、一纏めに^{ひとまと}して受け入れるものです！)”

また、モディアノが2001年に発表した『La Petite Bijou⁽³⁶⁾』と題する小品がある。成人になるか
ならないかの19歳ほどのうら若い女の子（テレーズ；Thérèse）が、パリ地下鉄のシャトレ駅で、
ラッシュ・アワーに、テレーズ（私）が未だ幼い頃に私のことをLa Petite Bijouと呼んでくれて
いた母親に似た女性を見かけ、あとを追う話である。Bijouとは、本来は男性名詞で宝石とか宝物
を意味し、petit(e)は小さなとか、可愛いようすを形容する^{ことば}詞である。つまり『ちっちゃな／か
わいい宝石ちゃん』と私（テレーズ）を呼んでくれた母親、けれどテレーズが7歳の頃に失踪して
しまってモロッコで亡くなったとか風の便りに聞いている母親。そんな母親に酷似した女性を追
いながら、しばしの間であっても、冷酷で意地悪な母であっても、一緒に過ごせた少女の頃を思い出
すのである。

忘却の彼方から、忘れられない断片的な思い出が核となり徐々に霧が薄くなり、記憶が立上って
くる。今の時間においても、昔の時間においても、拠り所のないようなテレーズは、誰を責めるこ
ともなく、自殺を図る。

助けられ、覚醒した私の枕元にいてくれた看護婦さん（une infirmière）に、「追いつけなかった」
と一言。看護婦さんは私（テレーズ）に、「うまく切抜けなさい。もう一踏ん張りよ。^{ひと}（Débrouillez-
vous. Vous devez faire un effort.）」⁽³⁷⁾と言ってくれる。看護婦さんが立ち去った後、溢れる涙にく
れる私。この日から、私の人生が始まった（à partir de ce jour-là, c'était le début de la vie.）。

忘却の霧や霏の中から蘇る記憶が、どんなに過酷なものであっても、その記憶が自分（私）以外
の者を責めはしないし、攻撃することはないのだ。そして、そんな自分（私）自身を責めてはいけ
ないし、攻撃してはいけないのだ。責めたり、攻撃したり、記憶をいたずらに強調せず、これから
人生を始める姿は、素晴らしい。

自身の記憶そのものが鮮明であるか否かはさて置き、綴られ語られ表現される記憶の曖昧さに秘
められた思いやりが美しいのだ。

4、モディアノと記憶の芸術

2014年12月7日、ストックホルムでモディアノによるノーベル賞受賞講演⁽³⁸⁾が行われた。人前
で、特に公の席で、弁舌をふるうことが殆どなかったモディアノが、訥々と、また時として間違え
ながらも、38分程かけて原稿を読み終えたことは、参加者やフランスのメディアからは好意的に
迎えられた⁽³⁹⁾ようだ。⁽⁴⁰⁾

文筆家、少なくとも小説家（un écrivain – ou tout au moins un romancier）は、時として話下

手で、会話に加わるよりも、素知らぬ振りで聞く (Il écoute les conversations sans en avoir l'air, …) 方を選ぶ、といった話や、筆記試験は得意でも、面接は苦手といった話題が好まれたようだ。⁽⁴¹⁾ こうした傾向は、文筆家仲間の中の少なからぬ人々にとって共通する側面で、削除修正を重ねながらの話であっても人前で話ができる「夢を目覚めさせてくれた (un rêve éveillé)」と、人気作家のダヴィッド・フェンキノス (David Foerkinos)⁽⁴²⁾ は喜びのコメントを寄せている。

このノーベル賞受賞講演でモディアノは、ノーベル文学賞の授賞理由に記された、「⁽⁴³⁾ 占領下の世界を明らかにした」との部分に先ず言及し、一步、踏み込んだ形で次のように触れた。

Dans la déclaration qui a suivi l'annonce de ce prix Nobel, j'ai retenu la phrase suivante, qui était une allusion à la dernière guerre mondiale : 《Il a dévoilé le monde de l'Occupation.》 Je suis comme toutes celles et ceux nés en 1945, un enfant de la guerre, et plus précisément, puisque je suis né à Paris, un enfant qui a dû sa naissance au Paris de l'Occupation. Les personnes qui ont vécu dans ce Paris-là ont voulu très vite l'oublier, ou bien ne se souvenir que de détails quotidiens, de ceux qui donnaient l'illusion qu'après tout la vie de chaque jour n'avait pas été si différente de celle qu'ils menaient en temps normal. Un mauvais rêve et aussi un vague remords d'avoir été en quelque sorte des survivants. Et lorsque leurs enfants les interrogeaient plus tard sur cette période et sur ce Paris-là, leurs réponses étaient évasives. Ou bien ils gardaient le silence comme s'ils voulaient rayer de leur mémoire ces années sombres et nous cacher quelque chose. Mais devant les silences de nos parents, nous avons tout deviné, comme si nous l'avions vécu.

(下線筆者 後述)

Paris sous l'Occupation, une ville qui 《semblait absente d'elle-même》

Ville étrange que ce Paris de l'Occupation. En apparence, la vie continuait, 《comme avant》 : les théâtres, les cinémas, les salles de music-hall, les restaurants étaient ouverts. On entendait des chansons à la radio. Il y avait même dans les théâtres et les cinémas beaucoup plus de monde qu'avant-guerre, comme si ces lieux étaient des abris où les gens se rassemblaient et se serraient les uns contre les autres pour se rassurer. Mais des détails insolites indiquaient que Paris n'était plus le même qu'autrefois. à cause de l'absence des voitures, c'était une ville silencieuse – un silence où l'on entendait le bruissement des arbres, le claquement de sabots des chevaux, le bruit des pas de la foule sur les boulevards et le brouhaha des voix. Dans le silence des rues et du black-out qui tombait en hiver vers cinq heures du soir et pendant lequel la moindre lumière aux fenêtres était interdite, cette ville semblait absente à elle-même – la ville 《sans regard》, comme disaient les occupants nazis. Les adultes et les enfants pouvaient disparaître d'un instant à l'autre, sans laisser aucune trace, et même entre amis, on se parlait à demi-mot et les conversations n'étaient jamais franches, parce qu'on sentait une menace planer dans l'air.

Dans ce Paris de mauvais rêve, où l'on risquait d'être victime d'une dénonciation et d'une rafle à la sortie d'une station de métro, des rencontres hasardeuses se faisaient

entre des personnes qui ne se seraient jamais croisées en temps de paix, des amours précaires naissent à l'ombre du couvre-feu sans que l'on soit sûr de se retrouver les jours suivants. Et c'est à la suite de ces rencontres souvent sans lendemain, et parfois de ces mauvaises rencontres, que des enfants sont nés plus tard. Voilà pourquoi le Paris de l'Occupation a toujours été pour moi comme une nuit originelle. Sans lui je ne serais jamais né. Ce Paris-là n'a cessé de me hanter et sa lumière voilée baigne parfois mes livres.

Voilà aussi la preuve qu'un écrivain est marqué d'une manière indélébile par sa date de naissance et par son temps, même s'il n'a pas participé d'une manière directe à l'action politique, même s'il donne l'impression d'être un solitaire, replié dans ce qu'on appelle «sa tour d'ivoire». Et s'il écrit des poèmes, ils sont à l'image du temps où il vit et n'auraient pas pu être écrits à une autre époque.

ここでモディアノは、1945年生れであることを明確に述べている。その年に生まれた他の人と同様に、戦争の子供として、戦争に生き残ってしまった子供として、特に占領下のパリに生を受けた者として、否応なく、その時とかかわっている、と言及した。その当時に誕生した者の特徴は、抹消できない形で際立っている。その上で、彼自身がその「象牙の塔」に独り籠りがちで、政治的活動に直接的参加はしなかったにしても、この時期に生を受けた者の辿った道と多少なりとも違ったところもあると示唆した。しかし、モディアノは、1945年生まれの共通性、いわゆるスワサンテュイタールのような時代を共有していることを婉曲ながら表現したかったのだと思われる。

また、ノーベル賞受賞講演という機会を捉えて、敢えて個人の誕生日である1945年7月30日を持ち出し、かつ占領下のパリに生まれた戦時中の子供であることを強調することには、奇異な感じを受ける向きもありえよう。厳密な歴史的時間から見れば、彼の誕生した時期、パリは既に占領期からは脱していたからである。

しかし、講演草稿の引用文中、筆者が下線を付した部分で、「暗かった年月の記憶を消し、何かを私たちに隠したいかのように、父母たちは沈黙を守っていた。この沈黙を前にして、私たち子供は、あたかも、その何かを共に生きたかのように、すべてを見抜いてしまったのだ (Ou bien ils gardaient le silence comme s'ils voulaient rayer de leur mémoire ces années sombres et nous cacher quelque chose. Mais devant les silences de nos parents, nous avons tout deviné, comme si nous l'avions vécu.)」と述べている。この言葉からも推測できるように、モディアノの記憶は、その前の世代の記憶と一緒に生き抜いたかのように共有共感し、一体化しているのである。

ダヴィッド・フェンキノス (David Foenkinos)⁽⁴⁴⁾ は、モディアノの文章で好きな部分として、『家族手帳 (Livret de famille)⁽⁴⁵⁾』の中にある、「私は20歳だったが、私の記憶は誕生前からあった。(J'avais 20 ans mais ma mémoire précédait ma naissance.)」との文章を挙げている。

モディアノがモディアノ自身の記憶として語る記憶は、継承したい、あるいは語り継がなければいけないと思っている人の記憶と、共有共感されているものなのだ。

モディアノは、書き手も、読み手も「時の空気 (l'air du temps)」を汲み取ることが重要とした。ホメロスの時代から現代・未来のネットの時代に至るまで、詩人や小説家の役割として、日常生活や俗に見える物事に潜むミステリーを解明することが、重要でありつづける。⁽⁴⁶⁾ かつて永井荷風

が東京で、バルザックがパリで、消え行くもの、アイデンティティ、過ぎて行く時間をテーマに取り上げたのも、大都市の地勢と密接に関わっている⁽⁴⁷⁾。その時と場にかねてから継承されている記憶と、時の流れを彷徨いながら、散策するモディアノ自身の記憶が、それも次々と断続的で、継続的忘却から蘇る (les uns après les autres de manière discontinue, à coups d'oublis successifs) 記憶と共に綴られて行く。

今回の講演を締め括る段階で、ノーベル文学賞の授賞理由に記された「記憶の芸術」の部分について、短いながらも言及している。

そして、ここでも、「1945年生れであることで、記憶と忘却のテーマに敏感となった (Être né en 1945 《m'a rendu plus sensible aux thèmes de la mémoire et de l'oubli》)」と、再び1945年を強調している。更に、「パリが破壊され、すべての人々が消え去ってしまった後の1945年に生まれたことが (D'être né en 1945, après que des villes furent détruites et que des populations entières eurent disparu,)、自分を、おそらく同世代の人たちと同様、記憶と忘却の問題に、敏感にさせているのだろう (m'a sans doute, comme ceux de mon âge, rendu plus sensible aux thèmes de la mémoire et de l'oubli.)」と続け、その年の運命的な側面を繰り返した。

ただ、「記憶の芸術」そのものに関しては、次のような、概史的な事柄を語るのみにとどめている⁽⁴⁸⁾。

「マルセル・プルースト (Marcel Proust) が生きた19世紀は、まだ安定した社会だった。プルーストの記憶は、まるで生きた絵のように、細微に至るまで、過去を甦らせることができた。(La mémoire de Proust fait ressurgir le passé dans ses moindres détails, comme un tableau vivant.)」

「今日、記憶そのものが、かつてより不確かで、絶えず記憶喪失や忘却と戦わなければならない、との印象を抱いている。すべてを覆い尽くすこの層と大量の忘却のために、逃げ易く捉え難い人間の運命を、過去の断片や中断された足跡を辿る以外、把握できなくなっているのだ。(J'ai l'impression qu'aujourd'hui la mémoire est beaucoup moins sûre d'elle-même et qu'elle doit lutter sans cesse contre l'amnésie et contre l'oubli. À cause de cette couche, de cette masse d'oubli qui recouvre tout, on ne parvient à capter que des fragments du passé, des traces interrompues, des destinées humaines fuyantes et presque insaisissables.)」

「しかし、大海に漂う氷山のように、半ば消えかかった言葉を甦らせることが、忘却の大きな白紙を前にした小説家の天職なのでしょう。(Mais c'est sans doute la vocation du romancier, devant cette grande page blanche de l'oubli, de faire ressurgir quelques mots à moitié effacés, comme ces icebergs perdus qui dérivent à la surface de l'océan.)」

ただし、この講演では触れられていないところに、モディアノの「記憶の芸術」の精髓が隠されているとも考えられる。なぜならば、モディアノの特徴的なところの一つ、記憶の主体、語り手、記憶の時と脈絡等を複雑に絡み合わせ、霧の中に記憶を包み込んで、あるいは霧とか霏の中にフィクションと事実の境界を流し込むことによって、秘密の世界を言葉半ばのまま昇華させるところにこそ、「記憶の芸術」とされる所以があるのかも知れないからである。

モディアノは、思い考え記憶していることや、語ることを家庭的に自制し、また社会的にも憚ら

れた時代に育ち、1968 年前後にあっても自らの象牙の塔に籠る傾向があった。ただ、その傾向が、語ることを凶器にしてはいけない、他の人々を傷つけてはいけないという、「記憶の芸術」の一つの側面を形成したと考えられる。

第二次世界大戦終結後も、しばらくの間は、占領下に置かれた年月は、少なからぬ人々にとって、忘れてしまいたい、消し去ってしまいたい時期でもあったものと思われる。アウシュヴィッツの悲惨な経験の後では、記憶を胸に秘めて、沈黙を選ばざるを得なかった人も多かったのだろう。

一方で、「収容所の世界は、確かに途方もない恐怖を秘めている。(L'univers concentrationnaire recèle, certes, une horreur exceptionnelle.)」⁽⁴⁹⁾そして、「ここでは、かつて無い程、必要なコミュニケーションが難しく、だからこそ、かつて以上に、芸術が義務なのだ。(Plus que jamais, ici, la communication nécessaire est difficile, plus que jamais, en conséquence, l'art est une obligation.)」と述べたダヴィッド・ルセ (David Rousset) のような人もいる。彼は、既に 1946 年、『収容所の世界 (L'Univers concentrationnaire)』⁽⁵⁰⁾を著わしている。

また、アンリ・ミッシェル (Henri Michel) のように、歴史的な記憶を保全するために働き続けた人々もいる。彼は、ヒトラー総統が 1941 年 12 月 7 日に下した命令『夜と霧 (Nacht-und-Nebel-Erlass)』が招来した悲惨さを描いた記録映画『夜と霧 (Nuit et brouillard)』の制作を企画し、その監督をアラン・レネ (Alain Resnais) に依頼している。しかし、悲惨な事実を直視することは、戦後 10 年程の 1955 年頃となってもなお困難な面があったことは、この映画を巡ってのカンヌ映画祭での動きを想起しただけでも推察できる。

モディアノ⁽⁵¹⁾は、小説というメディアを用いて、占領下の一人の命の辿らざるを得なかった運命を、読者をして、あたかも自分自身がその運命を体験しているかのように共有させようとしているのかも知れない。これは疑似体験というよりも、さらに深いところを体感させる義務を果たすための芸術を目指しているとも考えられる。⁽⁵²⁾

モディアノは、悲惨な体験を経た後の世界で、沈黙する人と、語る人との橋渡しをしているのだ。

5、本の売れ行きと読了率 ～フランス書籍の 2014 年～

2014 年は、フランスの出版業界にとっては豊作の年となったようだ。

2013 年 9 月に刊行された、トマ・ピケティ (Thomas Piketty) の『21 世紀における資本 (Le capital au XXI^e siècle)』⁽⁵³⁾が、フランス語版で 973 ページに上る専門書であるにもかかわらず、2014 年半ばには米国で 45 万部が売れたことも関心を引き、フランスでも同時期に 15 万部を達成し、話題となった。⁽⁵⁴⁾

2014 年の夏休みも終わりに近づいた 9 月に、事実上の前ファースト・レディで、パリ・マッチ誌の編集者・記者としても名を馳せていたヴァレリー・トリールヴァイレール (Valérie Trierweiler) が、フランスの現大統領との内幕を描いた『この瞬間をありがとう (Merci pour ce moment)』⁽⁵⁵⁾と題する本がアレーヌ社から出版されると、以来 2014 年末まで、ノーベル文学賞が発表された翌旬である 10 月 10 日から 19 日までの中旬のみモディアノに第 1 位を譲ったものの、10 月末まで、一貫して売上部数第 1 位を守り続けた。書店での店頭売上げの 32 万 1140 部を含め、3 か月で出版社の発表では 73 万部を超えたとも言われている。⁽⁵⁶⁾

2014年10月になると、ベルベル出自ユダヤ系（juif d'origine berbère⁽⁵⁸⁾）と自称するフィガロ紙の元記者エリック・ゼムール（Éric Zemmour）が、ヴィシー政権のユダヤ人政策擁護⁽⁵⁹⁾、フェミニズム批判、のような内容を含む『フランスの自殺（Le Suicide français）』⁽⁶⁰⁾がアルバン・ミッシェル社から刊行されると、エリック・ゼムール自身がテレビで顔が売れていることもあり、深夜の討論テレビ番組等でノーベル文学賞あるいは経済学賞の発表を凌駕する話題となり、売り上げも40万部を超えたと伝えられた⁽⁶¹⁾。

モディアノは、新作である『街角で迷子にならないために（Pour que tu ne te perdes pas dans le quartier）』⁽⁶²⁾が、ノーベル賞発表の1週間程前の2014年10月2日というタイミングで、ガリマール社から出版されたが、29万2千部、店頭売上げでは17万6849部の売上げとなっている⁽⁶³⁾。従来のモディアノ作品の売上げと比べると、3倍から数倍に近いものとなっているが、内容的には芳しい評価は得られていない。今回の授賞で一般的関心も高まっていることは考えられ、既に刊行された作品の売上増への期待は大きい⁽⁶⁴⁾が、大衆に受け入れられるかについては疑問符がついている。

2014年11月に入って、ゴンクール賞がリディ・サルヴェール（Lydie Salvayre）の『泣かないで（Pas pleurer）』⁽⁶⁴⁾と発表されるや、スペイン戦争を描いた作品で初版は2万5千部であったにもかかわらず、11月第2週と第3週の売上第1位となり、増刷を重ね、45万部を超す勢いとなっている。

ところで、これらの売り上げられた本、言い換えれば購入された本は、どこまで読まれているのだろうか。

日本の楽天が2011年11月に買収した⁽⁶⁵⁾、電子書籍の専門企業として有力なカナダ系企業のコボ（Kobo）社が、ベスト・セラー上位100書を取上げ、それらの書籍購入者の内、最後のページまで読了した人の率として読了率（taux d'achèvement de lecture）⁽⁶⁶⁾を発表しているが、そこで示される数値がマスコミの関心を集めている。

この数値を見ると、ヴァレリー・トリールヴァイレール（Valérie Trierweiler）の『この瞬間をありがとう（Merci pour ce moment）』は70%となっており、300余ページの著作でありながら、最後まで読み終えさせる何かがあることを示している。また、フランス・アマゾン上の購読者評価は、2015年1月5日現在、1124名による評価（évaluations）の中で、434名が5点満点の評価を寄せ、平均では約3.5点となっている。

モディアノの新作、『街角で迷子にならないために（Pour que tu ne te perdes pas dans le quartier）』は、小品であるにもかかわらず、読了率は（le taux d'achèvement）は44%にとどまっている。ル・モンド紙をはじめとして、この新作の評価は芳しいものとは言い難く、ウェブ上で見受けられる読書評と一致する、ないしは近似する点が見出され、興味深い。ちなみに、フランス・アマゾン上の購読者評価は計62人に過ぎず、満点評価から最低点まで、すべての段階にほぼ同数の評価が散らばっており、平均値は5点満点中3程度となっている。

エリック・ゼムール（Éric Zemmour）の『フランスの自殺（Le Suicide français）』の評価は、かなり難しそうだ。読了率は、7.3%と極端に低い数値であるにも関わらず、フランス・アマゾン上の購読者評価は450名中300名が5点満点で、平均5点中4.2点を獲得している。これは、同書の判型も大きく、550ページ弱の大著で、かつ内容的には「政治的には正しくない（politiquement incorrect）」とされる問題に切り込んでおり、読み切るのは至難だが、損をしたような気にはさせ

ていないのかも知れない。

トマ・ピケティ (Thomas Piketty) の『"Le capital au XXI^e siècle" (21世紀における資本)』も、読了率は9.7%と低い数値となっているが、1000ページに届くまでに残すところ27ページだけの専門書にしては、かなり読者を魅了しているとも言えそうである。⁽⁶⁷⁾

なお、コボ (Kobo) 社の発表したフランスの書籍ベスト・セラー上位100書中での読了率最高は85.1%で、エドゥアール・ルイ (Edouard Louis) の『エディ・ベルグルと結着を (En finir avec Eddy Bellegueule)』であった。これに次いで、グレゴワール・ドラクール (Grégoire Delacourt) の『私の望み一覧表 (La liste de mes envies)』による83.9%が第2位の数値となっている。

フランスは、従来から、本の好きな人々も多く、良質な上級紙と装丁による限定版から、簡易なポケット版まで、同じ内容の本でも、多様な印刷、用紙や製本を楽しんできた。そこでは、比較的、メディアの取上げる書評、発表される賞が、少なからぬ影響を与えてきた。

電子版の書籍も普及してきた今、書評や賞の効果もさることながら、ウェブ上を流れる意見や、数値が、影響を与えるようになっていく。

モディアノによる新作を例に見ても、2014年10月2日に刊行され、それを受けての多くの批評家による低い評価が数日続いた中で、10月9日のノーベル賞発表、翌日から一週間程度の瞬間風速的な売上第1位と在庫切れが続出、そしてウェブ上を飛び交う様々な意見、短編ながら低い読了率、云々と、時代は大きく変化しつつあることを感じさせる。

6、2015年とノーベル文学賞の意義を考える

2015年は第二次世界大戦終結の70周年となる年で、人間に例えれば古稀を越える^{よわい}年齢である。日本は、この第二次世界大戦を最後まで戦った国でもあり、ヨーロッパよりも長く戦い抜いた分だけ更に集中して、この2015年の年に70周年を振り返る意義は大きいと考えられる。

ところで、ヨーロッパにおいては、2014年が第一次世界大戦開戦100周年にあたり、同じくしてノルマンディー上陸作戦に代表されるような第二次世界大戦のヨーロッパでの連合軍による実質的反攻勝利70周年を迎え、またル・モンド紙創刊 (1942年から休刊中で対独協力を批判されていたル・タンを廃刊) 70周年からもうかがえるようにマス・メディアを振り返る機会として捉えられる年ともなった。

この2014年末に行われた、パトリック・モディアノへのノーベル文学賞授賞を考察し、特にその授賞理由に述べられた「人々の捉え難い運命を想起させ、占領下の日常生活を明らかにした記憶の芸術のため」を熟読すると、そもそもアルフレッド・ノーベルが賞を創設することを願った本来の趣旨ないしは希望が忠実に反映されていることが推察される。

今日から一世紀を遡る^{さかのぼ}1915年、即ち大戦 (la Grande Guerre; 後に第一次世界大戦と呼ばれることになる) 開戦の翌年のノーベル文学賞はロマン・ロラン (Romain Rolland) に授与されている。しかし、独仏両国の融和を願い、戦闘の即時停止を訴えていたロマン・ロランのノーベル賞受賞は、祖国フランスからは歓迎されず、滞在していたスイスに留まることを余儀なくされたのである。

個人的な話になってしまうが、筆者が1966年前後に熱中して読み耽ったのがロマン・ロランの

作品だった。最も感激しながら熟読・再読・再再読したのが『ジャン＝クリストフ (Jean-Christophe)⁽⁷⁰⁾』であり、愛読したのが『ピエールとリュース (Pierre et Luce)⁽⁷¹⁾』や『ベートーヴェンの生涯 (Vie de Beethoven)⁽⁷²⁾』である。

しかし、その感激ぶりを、同級生であるフランスの友人に話すと、反応は決まって冷淡な、なかば軽蔑したようなものだった。がっかりしながらも、その情けなさを綴ってロマン・ロランの未亡人、マリー (Madame Marie Romain Rolland) に手紙を出した。それが、ヴェズレイの丘の中腹にあるロマン・ロラン旧宅で、当時、既に形式上はパリ大学の付属施設となっていたジャン＝クリストフ・センター (Centre Jean-Christophe attaché à l'Université de Paris) に招かれるきっかけとなった。ジョルジュ・フリードマン (Georges Friedmann) 先生夫妻やピエール・グラパン (Pierre Grappin) 先生夫妻を紹介していただいたのもここである。

幼いジャン＝クリストフが窓越しに見下ろす眼下を流れるライン川の音。その音が、あたかも自分も実感できるかのように共鳴してくるロマン・ロランの文章が懐かしい。そんなジャン＝クリストフが聴いたライン川の奏でる音楽は、兩岸の国がどこの国であれ、それを聴く人々に悠久の感銘を与えながら、流れ続けている。ロマン・ロランがライン川のような大河の音から描こうとしたのは、独仏両国間や世界諸国間の対立や戦闘を克服していくための奔流なのだ。

2015年の今年、ロマン・ロランのノーベル文学賞受賞 100 周年となる。世界の平和と協調を考え直すためにも、ロマン・ロランの作品が忘却の彼方から蘇り、愛読されることを願いたい。

モディアノの小曲 (la petite musique de Modiano) も、サブリミナルな余韻が効果的で素晴らしいが、一世紀前の大曲、大河小説に没頭するのも悪くない。

蛇足になってしまうかも知れないが、そもそもノーベル賞とは、アルフレッド・ノーベル (Alfred Nobel) の遺言により、「人類にとって最大の便益をもたらした人々に (for those who confer the greatest benefit on mankind)」贈られる賞として創設されたものである。そして、その文学賞は、「理想に向けて最も顕著な業績を挙げた (the most outstanding work in ideal direction)⁽⁷³⁾」(下線筆者) と謳われているように、理想や理念としての平和を祈っての世界感覚が必要なのだ。⁽⁷⁴⁾「理想に向けて (in ideal direction)」に含意される方向感覚を失ってはいけない。

追記；モディアノが 1945 年生れであるにもかかわらず、1968 年当時は 1947 年生れと自称していたことには、当時の兵役義務 (le service militaire obligatoire) もかかわっているものと考えられる。

筆者自身は、1946 年生れの日本人であり兵役義務が課せられていた訳ではなかったが、周りの同年代のフランス人が兵役あるいは其れに代わる義務遂行にかかわり、苦悶したりしながらも、その義務遂行により大きく成長する姿を見る度に、一種の気後れを感じたことを思い出す。

フランス国籍のモディアノにとっては、兵役義務の延伸期限が近づいた当時、その義務遂行を巡る葛藤と、既に義務を遂行して学業や社会に復帰して来る同世代を安閑とは見過ごせなかったと思われる。

また、この 2015 年早々に、トマ・ピケティがレジオン・ドヌール勲章 (la Légion d'Honneur) の受賞を拒否したが、彼の父母も、労働者への連帯感から 1968 年にオード県に山羊を飼うために引っ越しをしている。⁽⁷⁵⁾ スワサンテュイタールにとって、1968 年 5 月の歴史的

残滓には深いものがある。

付記；本稿に置いて、人名、作品名、引用文に対し追記した訳文は、あくまでも便宜上のために筆者自身が訳出したものである。また、和文と原文との記載順序は、その文脈上の流れに従い、その順序の整合性には拘らなかった。

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2015年1月5日23:00 JST現在のものである。

注

- (1) アルジェリアに生を受け1957年にノーベル文学賞を受賞したアルベール・カミュ (Albert Camus)、ガドゥループ生れで1960年に授賞したサン＝ジョン・ペルス (Saint-John Perse)、マダガスカル出身で1985年授賞のクロード・シモン (Claude Simon)、既に1998年に中国からフランスに帰化していた後の2000年にノーベル賞を受賞した^{ガオシンジエン}高行健 (Gao Xingjian)、1964年に授賞が発表されたものの受賞を謝絶したジャン＝ポール・サルトル (Jean-Paul Sartre)、オック語で文学作品を発表していた1904年授賞のフレデリック・ミストラル (Frédéric Mistral) を含んでの、フランス国籍によるノーベル文学賞受賞者の総計が15名である。

http://www.liberation.fr/livres/2014/10/09/la-france-championne-du-monde-des-nobel-de-litterature_1118205

- (2) France Culture ;Le Goncourt de 1903 à 1921, l'émission du 27.07.2013 - 13:00

Le prix Goncourt est le prix littéraire français le plus ancien et considéré comme le plus prestigieux.

Évocation des origines du Prix Goncourt, de son fonctionnement et de son rôle dans la vie littéraire française depuis plus d'un siècle, passage en revue des premiers lauréats, notamment Marcel Proust en 1919 et une brève incursion dans les cuisines du restaurant Drouant.

<http://www.franceculture.fr/emission-du-cote-de-chef-drouant-le-goncourt-de-1903-a-1921-2013-07-27>

- (3) Prix Goncourt : Lydie Salvayre récompensée pour 《Pas pleurer》, LE MONDE DES LIVRES du 05.11.2014 à 12h56, par Jean Birnbaum

http://abonnes.lemonde.fr/livres/article/2014/11/05/le-goncourt-a-lydie-salvayre-pour-pas-pleurer_4518570_3260.html

http://www.lexpress.fr/culture/livre/prix-litteraire-vous-etes-la-dame-la-dame-du-goncourt_1619527.html

- (4) The New York Times ; Patrick Modiano, a Modern 'Proust,' Is Awarded Nobel in Literature, Thursday, October 9, 2014.

http://www.nytimes.com/2014/10/10/books/patrick-modiano-wins-nobel-prize-in-literature.html?_r=0

- (5) <http://www.lefigaro.fr/livres/2014/10/10/03005-20141010ARTFIG00186-modiano-prix-nobel-la-presse-etrangere-perplexe.php>

- (6) Financial Times, 2014 October 10, Patrick Modiano: A shy writer shines a light on a dark past By Anne-Sylvaine Chassany.

Nobel winner forced France to face Nazi past By Nathalie Rothschild, October 14, 2014

<http://www.thejc.com/news/world-news/124263/nobel-winner-forced-france-face-nazi-past>

- (7) Aureliano Tonet ;Modiano, ni lu ni connu, Le Monde.
http://abonnes.lemonde.fr/culture/article/2014/10/31/modiano-ni-lu-ni-connu_4516056_3246.html
- (8) <http://www.reuters.com/article/2014/10/13/us-nobel-prize-economics-idUSKCN0I20UI20141013>
- (9) <http://www.20minutes.fr/economie/1359245-20140424-comment-economiste-francais-thomas-piketty-depasse-game-of-thrones-etats-unis>
- (10) Thomas Piketty ; "Le capital au XXIe siècle", 2013, Seuil, Paris, 973pp.
<http://www.challenges.fr/economie/20140818.CHA6780/le-capital-au-xxie-siecle-faites-comme-si-vous-alliez-lu-le-best-seller-de-piketty.html>
- (11) フルール・ペルラン (Fleur Pellerin, née Kim Jong-suk : 金鍾淑)、2014 年 8 月 26 日からフランスの文化通信相 (ministre de la Culture et de la Communication)。
<http://www.lefigaro.fr/politique/le-scan/couacs/2014/10/26/25005-20141026ARTFIG00126-la-ministre-de-la-culture-incapable-de-citer-le-nom-d-un-livre-de-patrick-modiano.php>
 Fleur Pellerin n'a pas lu Modiano ! Et alors ?
http://www.lepoint.fr/politique/la-ministre-de-la-culture-ne-lit-plus-depuis-deux-ans-26-10-2014-1875812_20.php
 Fleur Pellerin, ministre de la Culture, "n'a pas du tout le temps de lire", FRANCE 24-27 oct. 2014
<http://www.france24.com/fr/20141027-france-ministre-culture-livres-litterature-fleur-pellerin-canal-patrick-modiano-prix-nobel-bernard-pivot/>
- (12) Svenska Akademien Le secrétaire perpétuel ; Communiqué de presse, Le 9 octobre 2014,
 Prix Nobel de littérature pour l'année 2014, Patrick Modiano, Le prix Nobel de littérature pour l'année 2014 est attribué à l'écrivain français Patrick Modiano, 《pour cet art de la mémoire avec lequel il a fait surgir les destins les plus insaisissables et découvrir le monde vécu sous l'Occupation》.
 Svenska Akademien The Permanent Secretary ; Press Release, 9 October 2014, The Nobel Prize in Literature 2014, Patrick Modiano, The Nobel Prize in Literature for 2014 is awarded to the French author Patrick Modiano, "for the art of memory with which he has evoked the most ungraspable human destinies and uncovered the life-world of the occupation" .
http://www.nobelprize.org/nobel_prizes/literature/laureates/2014/press.html
http://www.nobelprize.org/nobel_prizes/literature/laureates/2014/
- (13) <http://www.lesechos.fr/tech-medias/medias/0203845439000-le-francais-patrick-modiano-prix-nobel-de-litterature-1051757.php>
<http://www.bbc.com/news/entertainment-arts-29553516>
- (14) <http://www.telegraph.co.uk/culture/books/11155104/Patrick-Modiano-the-2014-Nobel-laureate-sprang-from-the-soil-of-the-French-Occupation.html>
- (15) Sébastien Ledoux, Pour une généalogie du 《devoir de mémoire》 en France, Centre Alberto Benveniste, février 2009, 9 pp.
cf. Paul Ricœur ; La mémoire, l'histoire, l'oubli, Edition de Seuil, 690pp, 2000.
- (16) Note d'information des missions diplomatiques et consulaires allemandes en France concernant la réparation des injustices commises à l'époque du national-socialisme

<http://www.allemagne.diplo.de/contentblob/3596120/Daten/2503421/04wiedergutmachungmbdatei.pdf>

- (17) cf. “L'émergence du terme 《devoir de mémoire》 dans l'espace public” , in Sébastien Ledoux, Pour une généalogie du 《devoir de mémoire》 en France, Centre Alberto Benveniste, février 2009, pp.2-4.
- (18) <http://www.franceculture.fr/emission-l-evenement-modiano-une-vie-une-oeuvre-patrick-modiano-2014-10-11>
- (19) Patrick Modiano ; La Place de l'étoile, 05-04-1968, Gallimard , Paris.
- (20) Patrick Modiano ; La place de l'Étoile, Édition originale préfacée par Jean Cau (05-04-1968) . Nouvelle édition revue et corrigée en 1985, Collection Blanche, Gallimard , Paris.
- (21) Léon Poliakov, L'Étoile jaune, Editions du Centre de documentation juive contemporaine - Paris, 1949) - L'Étoile jaune - La situation des Juifs en France sous l'Occupation - Les législations nazie et vichyssoise, Editions Grancher, 1999.
- (22) 《Très longtemps, en effet, le romancier prétendra être né le 30 juillet 1947. Or il est né en 1945. Pour expliquer, très tardivement, ce petit arrangement avec la vérité, le romancier invoquera une raison abracadabrantesque : dans sa jeunesse, il aurait falsifié son passeport pour se vieillir et ainsi pouvoir se promener la nuit dans Paris sans être arrêté par la police. Pour ce faire, il aurait transformé le "1945" de sa naissance en "1943". "Après, je l'ai refalsifié pour rétablir la date, mais il était plus facile de transformer le 3 en 7 qu'en 5", se justifiera-t-il. Donc, 1947...》

http://www.lexpress.fr/culture/livre/les-huit-secrets-de-patrick-modiano_949744.html

- (23) Bruno Blanckeman ; Lire Patrick Modiano, Armand Colin, 2009, Paris, 190pp.
- (24) 1968 年当時、ピエール・グラパン（Pierre Grappin）先生が学部長としてナンテール校の責任者の一人でもあった。筆者がロマン・ロラン夫人（Madame Marie Romain Rolland）に招かれて参加したヴェズレイの丘の中腹にあったパリ大学ジャン・クリストフ・センター（Centre Jean-Christophe attaché à l'Université de Paris）での 2 週間にわたる 1966 年夏のセミナーでは、グラパン先生夫妻とジョルジュ・フリードマン（Georges Friedmann）先生夫妻に、親切な教育薫陶をいただいた。夏の太陽を満喫しながら、ヨンス川に向けて下る牧草地で、草刈鎌の使い方を教えていただいたりしたことを、懐かしく思い出す。

その後、大学教育の場で引き続いてジョルジュ・フリードマン（Georges Friedmann）先生の労働社会学から学んだ点は大きいことは言を待たないが、ピエール・グラパン（Pierre Grappin）先生から感じ取った二国間関係の在り方は、独仏関係だけにとどまらず、日本と隣国との関係や、世界各国の国境紛争解決のために、活用されることが重要だと確信するようになっている。

ダニエル・コーン＝バンディ（Daniel Cohn-Bendit）にしても、ピエール・グラパン（Pierre Grappin）先生を当時の学生たちの無知から誹謗したことを振り返って、声を震わせたと伝えられている。

《Visiblement très ému, il (i.e. Daniel Cohn-Bendit) a ensuite rendu hommage à Pierre Grappin, doyen de la faculté de lettres de Nanterre en mai 1968, qui avait été traité de nazi par les étudiants révoltés.》

《En 68, il y a eu des choses admirables ici même, mais aussi des paroles qu'il faut regretter. Dans le feu de l'action, le doyen de l'époque, Pierre Grappin, ancien résistant, a été traité de nazi. Le traiter de nazi, c'était ne pas savoir ce qu'étaient les nazis》, a-t-il affirmé, la voix tremblante.》（下線部分筆者追記）

http://www.liberation.fr/politiques/2014/12/11/46-ans-apres-mai-68-daniel-cohn-bendit-obtient-son-doctorat-a-nanterre_1161893

Le Monde, 17 février 1968, page 10 : 《Daniel Cohn-Bendit a comparu devant la commission d'expulsion》

- (25) 《En 1968, âgé de 22 ans, il couvre les barricades de mai pour... Vogue !》 http://www.lexpress.fr/culture/livre/les-huit-secrets-de-patrick-modiano_949744.html
- (26) Patrick Modiano ; Dora Bruder, Gallimard, Paris, 144pp.
Annelies Schulte Nordholt ; Dora Buder : le témoignage par le biais de la fiction, in Patrick Modiano, edited by John E. Flower, Rodopi, Amsterdam & New York, pp.75-87.
- (27) マルローは『人間の条件 (La Condition humaine)』の中で、「人間とは何か？ みじめで、ちっぽけな秘密の堆積なのだ (Qu'est-ce que l'homme ? Un misérable petit tas de secrets)」と言わせている。
- (28) http://www.lexpress.fr/culture/livre/les-huit-secrets-de-patrick-modiano_949744.html
- (29) Patrick Modiano: Catherine Certitude, Gallimard Jeunesse. 1998 (1988 pour Gallimard) , Paris, p.10.
- (30) *ibid.*, p.45.
- (31) *ibid.*, p.80.
- (32) *ibid.*, p.95.
- (33) 《Ces quelques lignes, qui se trouvent au tout début de Catherine Certitude, permettent de comprendre le rapport au flou de Patrick Modiano. (Elles permettent aussi de poétiser le rapport aux lunettes et de consoler les enfants qui s'en plaignent.) Mais elles montrent aussi comment, pour voir le monde à la fois plus fou et à la fois plus vrai, l'oeuvre de Patrick Modiano peut aussi servir de lunettes.》
Charlotte Pudlowski ; La poésie du flou: voir le monde avec les lunettes de Modiano, 09.10.2014
<http://www.slate.fr/story/93143/modiano>
- (34) Elisabeth Quin ; Modiano, poète-enquêteur, le 11 novembre 2012.
<http://madame.lefigaro.fr/art-de-vivre/modiano-poete-enqueteur-111112-304356>
- (35) *ibid.* 《Q. Mais est-ce vraiment de l'imaginaire, votre matériau romanesque ?
M. Ce n'est pas vraiment de l'imaginaire, c'est une réalité revue à travers le temps, qui est mangée par l'oubli. Ce qui est obsédant, c'est l'oubli, qui donne un côté onirique aux choses ; si vous passez un vieux disque gondolé sur un pick-up, ça fera un son bizarre, c'est l'image pour moi de ce que le temps fait subir au passé. On se souvient de choses parcellaires, même les souvenirs sont bouffés, rongés... J'essaie de les retenir, les choses, les petites choses.》
- (36) Patrick Modiano ; La Petite Bijou, 13 novembre 2002, Gallimard (Folio) , Paris, 178pp.
- (37) Débrouillez-vous と、含意として、霧を晴らす意味合いが込められている。
- (38) Conférence Nobel par Patrick Modiano, Lauréat du Prix Nobel de littérature 2014, le 7 décembre 2014 17h30 heure de Stockholm, la Fondation Nobel.
http://www.nobelprize.org/nobel_prizes/literature/laureates/2014/modiano-lecture_fr.pdf
<http://www.nobelprize.org/mediaplayer/index.php?id=2418>
Verbatim : le discours de réception du prix Nobel de Patrick Modiano, Le Monde.fr, 07.12.2014
- (39) 《En douze années à l'Académie, je n'ai jamais vu un lauréat autant et aussi longuement applaudi》,

fait remarquer Odd Zschiedrich, directeur administratif de l'Académie suédoise.

<http://www.lefigaro.fr/livres/2014/12/08/03005-20141208ARTFIG00290-patrick-modiano-plebiscite-en-suede.php>

- (40) «Perdu dans un costume tel un jeune homme pour un premier rendez-vous amoureux,...»

<http://www.lejdd.fr/Culture/Livres/David-Foenkinos-Le-Nobel-de-Modiano-un-reve-eveille-708936>

http://www.liberation.fr/culture/2014/12/30/modiano-un-conte-de-nobel_1171237

- (41) «Mais un écrivain – ou tout au moins un romancier – a souvent des rapports difficiles avec la parole. Et si l'on se rappelle cette distinction scolaire entre l'écrit et l'oral, un romancier est plus doué pour l'écrit que pour l'oral. Il a l'habitude de se taire et s'il veut se pénétrer d'une atmosphère, il doit se fondre dans la foule. Il écoute les conversations sans en avoir l'air, et s'il intervient dans celles-ci, c'est toujours pour poser quelques questions discrètes afin de mieux comprendre les femmes et les hommes qui l'entourent. Il a une parole hésitante, à cause de son habitude de raturer ses écrits. Bien sûr, après de multiples ratures, son style peut paraître limpide. Mais quand il prend la parole, il n'a plus la ressource de corriger ses hésitations.

Et puis j'appartiens à une génération où on ne laissait pas parler les enfants, sauf en certaines occasions assez rares et s'ils en demandaient la permission. Mais on ne les écoutait pas et bien souvent on leur coupait la parole. Voilà ce qui explique la difficulté d'élocution de certains d'entre nous, tantôt hésitante, tantôt trop rapide, comme s'ils craignaient à chaque instant d'être interrompus. D'où, sans doute, ce désir d'écrire qui m'a pris, comme beaucoup d'autres, au sortir de l'enfance. Vous espérez que les adultes vous liront. Ils seront obligés ainsi de vous écouter sans vous interrompre et ils sauront une fois pour toutes ce que vous avez sur le cœur.»

op. cit. (i.e. Conférence Nobel par Patrick Modiano)

- (42) David Foenkinos ; Le Nobel de Modiano, un rêve éveillé, Le Journal du Dimanche, dimanche 28 décembre 2014.

«Une parole faite de ratures

Au cœur d'une année littéraire pleine de ses combats habituels, il y eut un moment de joie unanime. Habitué que nous sommes aux consécration de l'écriture engagée, ou politique, le Nobel de Modiano nous est apparu comme une sorte de rêve éveillé. Nous étions tous un peu lui, ce jour-là. Émerveillés, surpris, heureux. Quelle situation périlleuse pour un homme ayant fui le bruit des commentaires depuis toujours, dosant ses apparitions comme autant de sacrifices à sa solitude, et devant parler devant le monde entier.

Encore une fois, Modiano a été spectaculaire.»

<http://www.lejdd.fr/Culture/Livres/David-Foenkinos-Le-Nobel-de-Modiano-un-reve-eveille-708936>

- (43) *op. cit.* (i.e. Conférence Nobel par Patrick Modiano)

- (44) <http://www.lejdd.fr/Culture/Livres/David-Foenkinos-Le-Nobel-de-Modiano-un-reve-eveille-708936>

- (45) Patrick Modiano ; Livret de famille, le 25 avril 1977, Gallimard, Paris.

- (46) «J'ai toujours cru que le poète et le romancier donnaient du mystère aux êtres qui semblent submergés par la vie quotidienne, aux choses en apparence banales, – et cela à force de les observer

avec une attention soutenue et de façon presque hypnotique. Sous leur regard, la vie courante finit par s'envelopper de mystère et par prendre une sorte de phosphorescence qu'elle n'avait pas à première vue mais qui était cachée en profondeur. C'est le rôle du poète et du romancier, et du peintre aussi, de dévoiler ce mystère et cette phosphorescence qui se trouvent au fond de chaque personne. Je pense à mon cousin lointain, le peintre Amedeo Modigliani dont les toiles les plus émouvantes sont celles où il a choisi pour modèles des anonymes, des enfants et des filles des rues, des servantes, de petits paysans, de jeunes apprentis. Il les a peints d'un trait aigu qui rappelle la grande tradition toscane, celle de Botticelli et des peintres siennois du Quattrocento. Il leur a donné ainsi – ou plutôt il a dévoilé – toute la grâce et la noblesse qui étaient en eux sous leur humble apparence. Le travail du romancier doit aller dans ce sens-là. Son imagination, loin de déformer la réalité, doit la pénétrer en profondeur et révéler cette réalité à elle-même, avec la force des infrarouges et des ultraviolets pour détecter ce qui se cache derrière les apparences. Et je ne serais pas loin de croire que dans le meilleur des cas le romancier est une sorte de voyant et même de visionnaire. Et aussi un sismographe, prêt à enregistrer les mouvements les plus imperceptibles.》

op. cit. (i.e. Conférence Nobel par Patrick Modiano)

- (47) 《es thèmes de la disparition, de l'identité, du temps qui passe sont étroitement liés à la topographie des grandes villes.》

op. cit. (i.e. Conférence Nobel par Patrick Modiano)

- (48) http://abonnes.lemonde.fr/prix-nobel/article/2014/12/07/verbatim-le-discours-de-reception-du-prix-nobel-de-patrick-modiano_4536162_1772031.html
- (49) Pour une chaire de littérature concentrationnaire, LE MONDE | 23.05.1970.
http://abonnes.lemonde.fr/acces-restreint/archives/article/1970/05/23/6b6b689d696b68c592686367639a69_2667660_1819218.html
- (50) L'Univers concentrationnaire, éditions du Pavois, 1946.
- (51) Joseph JURT : La mémoire de la Shoah: Dora Bruder, *in* Patrick Modiano, edited by John E. Flower, Rodopi, New York, pp.89-108.
- (52) Patrick Modiano ; Avec Klarsfeld, contre l'oubli, Libération du 2 novembre 94.
- (53) Thomas Piketty ; "Le capital au XXIe siècle", 2013, Seuil, Paris, 973pp.
<http://www.20minutes.fr/economie/1359245-20140424-comment-economiste-francais-thomas-piketty-depasse-game-of-thrones-etats-unis>
- (54) <http://www.challenges.fr/economie/20140818.CHA6780/le-capital-au-xxie-siecle-faites-comme-si-vous-alliez-lu-le-best-seller-de-piketty.html>
- (55) Valérie Trierweiler ; Merci pour ce moment, 4 septembre 2014, Les Arènes, Paris, 320pp.
- (56) http://www.lexpress.fr/culture/livre/infographie-meilleures-ventes-de-2014-trierweiler-devant-le-prix-nobel_1631081.html
- (57) <http://www.public.fr/News/Valerie-Trierweiler-Merci-pour-ce-moment-record-des-ventes-2014-639292>
<http://www.lefigaro.fr/livres/2014/12/10/03005-20141210ARTFIG00184-valerie-trierweiler-reine-des-meilleures-ventes-de-livres-2014.php>

- (58) Éric Zemmour : “Je ne demande pas la francisation des noms”》Article de L'Express par Laurent Martinet, publié le 11/03/2010.
http://www.lexpress.fr/culture/livre/eric-zemmour-je-ne-demande-pas-la-francisation-des-noms_854520.html
- (59) Polémique Zemmour : 《La France de Pétain est totalement associée à la solution finale contre les juifs》, LE MONDE | 18.10.2014 à 12h03
 Pour Serge et Arno Klarsfeld, ce n'est pas Vichy qui a sauvé des juifs, ce sont les Eglises et les Français. Même Pierre Laval le reconnaît...
http://abonnes.lemonde.fr/politique/article/2014/10/18/la-france-de-petain-est-totalement-associee-a-la-solution-finale-contre-les-juifs_4508547_823448.html
- (60) Éric Zemmour ;Le Suicide français, octobre 2014, Albin Michel, Paris, 535pp.
- (61) フィガロ紙の報じた Ipsos/Livres Hebdo の統計によれば、2014 年 10 月第 2 週および第 3 週は連続して、売上トップはゼムールの「フランスの自殺」であり、モディアノまたはトリールヴァイレールの作品より上位だったことになる。
 《Le suicide français" d'Eric Zemmour occupe pour la seconde semaine consécutive la première place du Top 20 Ipsos/Livres Hebdo des meilleures ventes》
<http://www.lefigaro.fr/flash-eco/2014/10/24/97002-20141024FILWWW00399-eric-zemmour-reste-en-tete-des-ventes.php>
- (62) Patrick Modiano ; Pour que tu ne te perdes pas dans le quartier, le 2 octobre 2014, Gallimard, Paris, 146pp.
- (63) Nombre d'exemplaires vendus selon Edistat Tite-Live
- (64) Lydie Salvayre ; Pas pleurer, 21 août 2014, Seuil, Paris, 278 pp.
- (65) 楽天株式会社 ; カナダの電子書籍事業者 Kobo 社の買収に関するお知らせ、2011 年 11 月 9 日 <http://corp.rakuten.co.jp/event/kobo/ja/>
<http://corp.rakuten.co.jp/newsrelease/2011/1109.html>
- (66) Les Français achètent Trierweiler, Zemmour et Modiano, mais les lisent-ils vraiment?
 Par Victor Garcia publié le 12/12/2014, L'Express.
http://www.lexpress.fr/culture/livre/les-francais-achetent-trierweiler-zemmour-et-modiano-mais-les-lisent-ils-vraiment_1631461.html
 E-books can tell which novels you didn't finish, Donna Tartt, Wednesday 10 December 2014, The Guardian.
<http://www.theguardian.com/books/2014/dec/10/kobo-survey-books-readers-finish-donna-tartt>
- (67) http://lexpansion.lexpress.fr/actualite-economique/thomas-piketty-balaie-les-critiques-du-financial-times_1546088.html
http://lexpansion.lexpress.fr/actualite-economique/piketty-accuse-d-avoir-commis-des-erreurs-par-le-financial-time_1546019.html
- (68) コボ (Kobo) 社による調査は、カナダ、米国、フランス、英国、オランダにおける 2100 万端末を対象とする実績値であるとされている。

一般的にミステリー小説は最後まで読まれる率が高いとされるが、ヨーロッパでは恋愛小説 (romans d'amour) の読了率が好成績を示していると、フランス 69.4%、英国 61.9%、オランダ 66.6%、イタリア 74.4% という数値を、レクスプレス誌は引用している。

http://www.lexpress.fr/culture/livre/les-francais-achetent-trierweiler-zemmour-et-modiano-mais-les-lisent-ils-vraiment_1631461.html

(69) http://www.rtb.be/culture/litterature/detail_classement-des-ventes-livres-valerie-trierweiler-quitte-le-classement-modiano-et-zemmour-restant-en-tete?id=8389456

(70) Romain Rolland ; Jean-Christophe, édition définitive, Albin Michel, Paris, 1961, 1610pp.
(publié en dix volumes de 1904 à 1912 aux Cahiers de la quinzaine)

(71) Romain Rolland ; Pierre et Luce, Albin Michel, Paris, 1918, 157pp.
Romain Rolland ; Peter und Lutz, eine Erzählung mit Sechzehn Holzschnitten von Frans Masereel, Büchergilde Gutenberg, Wien, 1949, 207pp.

(72) Romain Rolland ; Vie de Beethoven 1770-1827, Hachette, Paris, 1964, 176pp.
cf. Romain Rolland ; Beethoven Les grandes époques créatrices, édition définitive, Albin Michel, Paris, 1966, 1517pp.

(73) http://www.nobelprize.org/alfred_nobel/will/

(74) 《On peut s'étonner que le Prix revienne à un auteur "so frenchy", dont les romans se déroulent pour l'essentiel à Paris et qui excelle à reconstituer avec un sens compulsif du détail toute une archéologie de la France révolue. L'attribution du Nobel est aussi un geste politique, au sens large, au sens "citoyen du monde".》

Bruno Blanckeman ; Modiano et le rapport troublé à la vie, Huffington Post/Paris, 13/10/2014.

http://www.huffingtonpost.fr/bruno-blanckeman/livres-modiano-critiques-particularites_b_5972432.html

(75) 《Ses parents, issus d'un milieu très aisé, militent à LO et, à dix-neuf ans, quittent tout pour aller "élever des chèvres dans l'Aude". On est au début des années 1970. Mai 68 est passé》

Piketty dit refuser la Légion d'Honneur par principe et maintient sa critique du gouvernement Le 02.01.2015 à 10:30

<http://piketty.pse.ens.fr/files/presse/panorama/2001/LeMonde070901%283%29.htm>

映像情報のカテゴリー化をめぐる研究

研究代表者

大井 眞 二（日本大学法学部新聞学科教授）

3.11 と共同研究プロジェクト

2015 年 3 月 11 日、いまだに解決の緒にすらついていない福島原発事故を抱えながら、われわれは東日本大震災から 4 年目を迎える。本プロジェクトもまた 4 年を迎える。本事業報告では些か異例かもしれないが、100 年に一度などと称される東日本大震災に際して急遽活動を開始し、これまで曲がりなりにも続けてくることができた、共同研究プロジェクトの経緯を記録にとどめる意味でも記すことにしたい。

われわれ標記のプロジェクトに関わるメンバーは、東日本大震災発災当時、共同研究「メディア秩序の変革期におけるジャーナリズムのパラダイム転換に関する研究」（平成 23 年度・24 年度継続研究 日本大学学術研究助成金〔総合研究〕＝研究代表 大井眞二）に関わっていた。この共同研究は、主たる研究目的として、われわれ法学部新聞学研究所が 2007 年に実施した「日本のジャーナリスト 1000 人調査」のその後を検証するため、再びジャーナリスト調査を実施することを調査研究の枠組みとしていた。同時に TV 映像を記録し、分析することを調査目的に含んでいたが、記録対象とするトピックやイシューは様々な角度から検討中であった。そこで思いがけなく震災に遭遇し、急遽このプロジェクトを利用して大震災関連の TV 映像を記録・保存し、分析の対象とすることにしたのである。^{*}しかし当然のように、徐々に膨大なものになっていく映像データの記録・保存するための十分な予算措置をしていなかった。そうした折に公益財団法人新聞通信調査会の「震災とメディア」に関する公募委託研究に出会ったのである。資金的にショートしかけており、この公募委託研究は干天の慈雨であり誠に有難かった。幸い調査研究費を頂戴することができ、その研究成果は、「公募委託研究 東日本大震災とマスメディアの役割」（平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月公益財団法人日本新聞通信調査会＝研究代表 大井眞二）に発表し、さらに東日本大震災に関する報道の研究を進め、成果の一部は学会誌や報告書において発表することができた。

この研究の過程で 2011 年 3 月 11 日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6 局）の大震災にかかる TV 映像の記録・保存を進めており、映像資料データ量は 50 テラレベルに到達している。この映像記録は JCC のマックスチャンネル及び外部 HDD に蓄えられている。共同研究者はインターネットネットワークを通じて映像データにアクセスし、またその分析に不可欠な二次資料（メタデータ）の検索（日大検索）などを通じて研究をすすめ、同時に学内ネットワークを介して PC を通じて映像資料を教育・研究に役立てている。

しかしながら大量に記録・保存された TV 映像のデジタルデータは、技術の性格上バックアップだけでなく、バックアップのバックアップを必要とする。そのため TV 映像記録を記録・保存するシステムとそれに伴うデバイスを別途用意しない限り、現状では実現を目指している「日大版震災

TV 映像アーカイヴ」の貴重な映像資料は維持することすら困難と言わざるを得ない。この種のシステムとデバイスは個人で所有できるものではなく、また組織として強固な基盤を持つに至っていない本研究所でもその段階にない。

周知のように、増加の一途をたどるデジタル映像資料は、量的に増加するだけでなく、質的にも高度化・高質化し、大学・研究機関はグローバルな展望に基づいて、電子化及びアーカイヴ（まずはアナログそしてデジタルの）構築の事業を急ピッチですすめてきた。すでに大学・研究機関は、各種のデータベース、電子ジャーナル、オンラインジャーナル、ヴィジュアル情報を提供しており、今後はさらなる電子化だけでなく、様々なアーカイヴのデジタル化を急ピッチで図るべき時期に来ている。印刷物資料に加えて映像資料の収集・記録・保存・整理及び利用のシステムの整備は、デジタル情報時代の大学・研究機関の喫緊の課題となっており、そうした体制の早急な整備が求められている。

アーカイヴ化プロジェクトの実際

TV 映像情報の「アーカイヴ化」それ自体は、想定される様々な利用に関わる著作権など、TV 映像情報に固有の様々な問題を解決する必要がある。しかし、これらの時間と労力そして何よりも大きな資金拠出を伴う課題の解決をただ拱手傍観するだけであってはならない。技術や費用を含め現状を改善する努力を傾ける一方で、たとえ不十分とはいえ、既存の、現状の資源を生かしながらさらに収集、記録、保存をすすめる。また他の機関との連携、例えばコンソーシアムを形成するなど、さまざまなレベルでネットワーク化を図る試みを至る所で、多様かつ多元的に仕掛けることが必要となろう。

こうしたさまざまな仕掛けによって、東日本大震災の記録・情報を内外に発信し続けること、さらにその記録を後の世代に継承することはきわめて重要な事業であり、具体的には被災地の復興事業、今後の防災や減災の対策・事業、様々な学術的研究、教育などに活用する道をさらに開くことになる。こうしたパースペクティブに立つと、本学の二つの共同研究の過程で記録・保存されることになった東日本大震災に関する TV 映像資料は、いかなる組織が事業の主体となるべきかは、ひとまずおくとしても、「日大版大震災 TV 映像アーカイヴ」は、大学が担うべき事業として整備・構築する価値のある企てである。またこの TV 映像資料はアーカイヴ化することで、単独のアーカイヴとしてだけでなく、例えば国会図書館をはじめとした様々なレベルのアーカイヴ構築事業と連携することで、一組織の枠を超えたネットワーク化を図ることができ、こうして形成されるネットワーク化の社会的公益・便益には計り知れないものがある。電波という公共的資源を利用して制作された TV 映像記録資料は、映像それ自体が制作者に帰属するにしても、その性質上公的な機関や制度が記録・保存し、公共的に利用に供すべきいわば公共財でもある。

次に、日大アーカイヴ化プロジェクトの実際について触れると、結果的に、東日本大震災の TV 放送の映像は、3 月 11 日の発災からずっと記録・保存を続けている。ハードウェアの性能や使用方法にもよるが、われわれの使用している JCC の機械では実際には 8 チャンネルを記録・保存することができる。しかしスタッフの確保や容量の問題等さまざまな問題を考えながら、また時間に追われて実際には 6 局（NHK 総合、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、フジテレビ、テレビ東京）に絞ることにした。発災当初、NHK の E テレでは安否情報をずっと流すなど非常に重要な役割を果

たしていたが、これも削らざるを得ないという判断をし、今のところこの6局でずっと録画を続け、データ量は50テラを超えてさらに大きくなっている。

周知のとおり、アナログとして存在する資料の保存・管理だけでなく、デジタルデータの記録と保存の場合も、どこに蓄え維持管理していくのかという重要なストレージの問題がある。前者の場合増加する資料の収納スペースの厄介な問題があるが、後者にはそれがそれほど重要ではないにしても、年々発展していく技術的な側面にどのように対応するか、コストの問題を含めてのデジタルアーカイブ特有の厄介な問題がある。われわれは、刻々と増加する映像データをJCCのマックスチャンネルに収容する一方で、それでは間に合わないため、既述の外部HDDにも蓄えた。発災した2011年はそれでも時間的に間に合わずDVDに残したりもした。これは後々、バックアップの役に立つが、映像のデジタルデータはバックアップだけでなく、バックアップのバックアップをとる必要があり、これはストレージに非常に大きなコストがかかることもあり、データの不慮の滅失を考えるとこれも今後の大きな課題である。

かつてWashington PostのPhilip Grahamは「ニュースは歴史の第一稿」と述べてという(Allen and Johnson 2008: 387)。そうだとすれば、10年後、50年後に、われわれの記録・保存した映像資料は、われわれの時代、われわれ自身について何を語るだろうか。

平成26年度の事業活動

本研究では平成25年度に引き続き、①映像データ保存とニュース及び他の関連する映像情報の分類を初めとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行っている。②の作業も平成25年度の継続であるが、分析をさらに精緻にするための映像情報の内容を分類し、インデックス化する作業を先行して行い、映像データの閲覧・公開への道筋をつける、以上を当初計画として事業活動を行った。

平成26年度は、この貴重なTV映像データを研究活動に活用するため、①TVニュース報道及び他の関連するTV映像データの追加逐次保存と、これまで記録・保存したTVニュース報道及び他の関連するTV映像情報の分類・整理というデータベース構築のための作業を行い、その後②映像情報の内容の量的、質的な分析を通じて、東日本大震災関連のニュース報道などTV映像情報の特徴を明らかにするための基礎的研究を行こととした。なお平成25年度に着手した基礎的研究のための条件整備については継続してその作業を進めている。

具体的には、本研究の目的は以下の2つであるため、作業に時間差を置いた上で、各作業を並行して行う計画を立てた。

① 2011年3月11日から現時点までの映像データの分類研究を行う。

② 2011年3月11日からの現時点までのニュース番組の報道内容の量的・質的な特徴を明らかにする。

研究計画の遂行上、まず初めに、①の作業を先行して行う必要があり、平成25年度は①の分類研究をすすめており、一定程度の成果を見るにいった。しかし膨大な映像データの分類作業は、なお多くの時間及び労力を必要とし、①に関しては、かなりの多くの作業が残存しているのが現状である。そのため、データベース構築に向けた整理・分類というインデックス付与の作業を先行して行うこととした。(HDD記録媒体の費用を計上、研究補助学生のデータ入力費用を計上)。②の

作業の遂行は①の作業の進捗状況に従って、平成 25 年度同様に①の作業の進行に対応させる、つまりインデックス付与が終わった TV 映像情報について順次質的・量的な分析作業を継続して実施することとした。

本年度は、上記の共同研究活動に加えて、一定の進展を見ることになった大震災映像のアーカイブ化を踏まえて、2014 年 11 月 29 日新聞学研究所シンポジウム「進展する震災映像アーカイブの研究利用とその課題」を日本マス・コミュニケーション学会の共催として、本学において開催した。「テレビドキュメンタリーは震災をどう伝えてきたか」（原由美子氏＝NHK 放送文化研究所）、「原発事故報道の 3 年一言語計量分析から見えてくること」（西田善行氏＝法政大学大原社会問題研究所）が報告として発表され、それらの報告に対して「震災映像アーカイブの研究利用のためのさらなる課題—メタデータ、アブストラクト、インデックスを巡って」（大井眞二＝本学新聞学科）、「大震災アーカイブと著作権に関する問題」（早乙女宜宏＝本学法科大学院）のコメントがなされた。

*補遺

2011 年 3 月 11 日、学生さんは春休み中。授業期間でないことが多少幸いした。午後 2 時 46 分、法学部三崎町校舎にはそれほど多くの学生さんはいなかった。サークル活動、ゼミ活動などに関わる学生が数百人いた程度であった。この日は、学部の学内学会が開催され、またその他の雑用でかなり多くの教員と通常勤務の職員が居合わせた。こうした人たちが、学内の様々な場所でこれまで経験したことがない大きな揺れとその後の帰るに帰れない不安な一夜を大学で過ごすことになった。サブゼミ中の筆者のゼミ生も含めて、多くの学生は大規模な交通網のマヒにも拘らず帰宅を敢行し、中には翌日未明にようやく自宅にたどり着いたものもいた。われわれ教職員は多くの学生を残して帰宅する訳にもいかず（実際帰宅不能）「帰宅困難学生」の安全を確保するため様々な対応に走りまわった。比較的最近建築された耐震機能を備えた、研究棟を含めた校舎に学生を移動させ、非常用食料を配布し、他方で被災箇所をチェックしたり、被災情報の入手や対策に追われた。

筆者の研究室は、耐震設備のない古い建物の最上階にあり、発災後すぐにエレベーターは自動停止、防火シャッターが降り、最上階のフロアに閉じ込められることになった。研究室は書架のすべての書物・資料が落ち、床に立錫の余地なく散乱。1 時間ほどして、建物からの退去命令がで、防火シャッターをあけてもらって漸く外にでることができた。大したことはできなかったが、一通りの対応が終わったあと、ねぐらを求めて、耐震対応のある研究棟の小林義寛研究室に。彼の研究室も物が全部散乱しており中へは入れない。幸い停電を免れたので、刻々と被災状況を告げるテレビをつけっぱなしにして廊下で雑魚寝となった。当時、法学部には日本マスコミュニケーション学会の事務局があり、事務局に来ていた外部の先生方とともに狭い廊下で眠れぬ一夜を過ごした。

しんしんと冷え込む廊下で雑魚寝。他にすることもなく、テレビを見ているときに JCC の TV 映像録画システムが動いていることに気がついた。この時だった。恐らくこのシステムが動いていなかったら、このプロジェクトは始まらなかった。黙々と記録を続ける HDD。本来の用途とは全く異なるが、このシステムを使ってとにかく映像をとり続けよう。こうしていくつかの偶然が重なってこのプロジェクトは細々と始動することになったのである。今を迎えるまでには、機械の不調で映像記録が途切れそうになり、急遽休日出勤をたびたび余儀なくされる、予算もないことから

記録媒体の入手に困じて右往左往する、さまざまな綱渡りでここまで来た、というのが偽りなき実感で、録画内容を検討し、いかに映像研究に生かすか、どのようなアーカイヴを構築するかなどは全て後回しになった。いつまでになるかわからないけれど、とにかく記録を続ける。これが発端であった。



2011 年 3 月 11 日、午後 2 時 56 分（発災後 10 分）
3 号館前の道路で不安そうな学生や住民
提供（城戸譲＝大井ゼミ 3 年、現 J-cast 社編集記者）

2014 年度新聞学研究所事業報告

○シンポジウム

第 1 回

テ ー マ 「国家・メディア・辺境～変貌するアジア」
 開催日時 平成 26 年 10 月 4 日（土）10：30～12：30
 場 所 法学部 10 号館 3 階 1031 講堂
 主 催 日本大学法学部新聞学研究所
 基調報告 小川 浩一 日本大学法学部教授
 司 会 福田 充 日本大学法学部教授
 討 論 者 内藤 耕 東海大学文学部教授
 山本 賢二 日本大学法学部教授

第 2 回

テ ー マ 「進展する震災映像アーカイブの研究利用とその課題」
 開催日時 平成 26 年 11 月 29 日（土）16：00～18：30
 場 所 法学部 10 号館 3 階 1031 講堂
 主 催 日本大学法学部新聞学研究所
 基調報告 原 由美子 NHK 放送文化研究所
 西田 善行 法政大学大原社会問題研究所
 コメント 大井 眞二 日本大学法学部教授
 早乙女宜宏 日本大学法科大学院助教
 司 会 岩渕 美克 日本大学法学部教授
 討 論 者 原 由美子 NHK 放送文化研究所
 西田 善行 法政大学大原社会問題研究所
 大井 眞二 日本大学法学部教授
 早乙女宜宏 日本大学法務研究科助教

第 3 回

テ ー マ 「2013 年版「日本のジャーナリスト調査」を読むその(2)
 —地域ジャーナリズムの課題—」
 開催日時 平成 27 年 2 月 27 日（金）13：00～17：00
 場 所 法学部 10 号館 4 階 1041 講堂
 主 催 日本大学法学部新聞学研究所
 共 援 日本マス・コミュニケーション学会
 基調報告 大井 眞二 日本大学法学部教授

司 会 佐幸 信介 日本大学法学部准教授
 討 論 者 阿部 正樹 IBC岩手放送元社長・現相談役
 長岡 克彦 信越放送情報センター次長兼報道部長
 大井 眞二 日本大学法学部教授

○研究指導

名 称 新聞学研究所夏季集中講座—メディア・イノベーション講座—
 開催期間 平成26年9月3日（水）～4日（木）（1日3時限編成）
 場 所 法学部10号館4階 1042 講堂
 受講者数
 内 容 「メディア・イノベーション—広告とジャーナリズムの融合—」
 湯浅 正敏 日本大学法学部新聞学科教授
 「NEXTTV テレビ放送の未来」
 井川 泉 TBS テレビ執行役員
 「映画業界のダブルスタンダード」
 富山 省吾 日本アカデミー賞協会事務局長（元東宝映画社長）
 「新聞記事のイノベーション」
 松波 功 中日新聞編集局電子編集部
 「ビッグデータ時代のテレビ報道」
 足立 義則 NHK 報道局ネット報道部 Web ディレクター SOLT リーダー
 「『進撃の巨人』とメディアミックス」
 鈴木 宣幸 講談社編集総務局長電子書籍担当

ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 4 月 1 日施行
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 24 年 7 月 19 日改正
 平成 25 年 6 月 20 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員，非常勤教員および新聞学研究所所員，新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し，研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは，未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
 ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨，主張の一貫性と明証性 ③一定の知見，結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは，未公刊の論文で，現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは，未公刊で，明確な結論には至っていないが論文としての要件 1－①，1－②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは，現地調査，計量調査，面接調査等の調査によって得られた資料，記録，知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は，未公刊であり，研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて，研究所が許可したものとする。ただし，研究所の依頼により書かれた論文等は，査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に，日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - ① 原則として，Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで，16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし，研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - ② 写真，図表等は，本文原稿の中に組み込むこと。ただし，メールでの添付ファイルには，写真，図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話（Fax）番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体（斜体）で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本（単著）：著者名（公刊西暦年）『書名』発行所

単行本（共著の一部）：著者名（公刊西暦年）「論文名」編著者名『書名』発行所

雑誌：引用論文著者名（公刊西暦年）「表題」『掲載雑誌名』巻（号）発行所

[引用・参考文献の例]

福田充（2010）『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版

小川浩一（2005）「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版

塚本晴二郎（2007）「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は＝で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair（1998 = 2006）The Sociology of Journalism, London: Arnold.（小川浩一・赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版）

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを（氏名 文献発行年：引用ページ）の形式で記入する。

（福田充 2010）（福田充 2010：36—37）（B.McNair 1998 = 2006：55—56）

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、（氏名1 文献発行年：引用ページ；氏名2 文献発行年：引用ページ）とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「；」で区切って列記する。

（荻谷剛彦 2001：135；2009：43）（B.McNair 1996：14；1998：18—19）

(エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。

(橋本俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)

(オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。

(福田充 2010 : 26, 37)

(カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。

(B.McNair 1998 = 2006 : 37)

(キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

(2) 「方式2」

(ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。⁽¹⁾」「……と言える。⁽¹²⁾」

(イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。

② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。

③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成 19 年 3 月 9 日制定
平成 19 年 4 月 1 日施行

(名 称)

第 1 条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下研究所という）と称し、法学部（以下学部という）に置く。

(目 的)

第 2 条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことによって学部の教育、研究に寄与すると共に、その学術的成果を通じて広く社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① ジャーナリズム、メディア、コミュニケーションに関する研究、調査及び研究集会の開催
- ② 委託研究、共同研究及び研究員の受入れ
- ③ 学術研究誌、研究所叢書の発行及びその他の情報発信事業
- ④ 学部学生、大学院生の研究指導
- ⑤ 他学部学生（大学院生を含む）の研究指導
- ⑥ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第 4 条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第 5 条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員を置くことができる。

(所 長)

第 6 条 所長は、法学部長（以下学部長という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

- 2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。
- 3 前項に定める所長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長は、研究所を代表し、その業務を統括する。

(次 長)

第 7 条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

- 2 次長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第 8 条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

- 2 所員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(嘱託)

第10条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(講師又は指導員)

第12条 研究所は、第3条の事業を行うため、講師又は指導員を委嘱することができる。

2 前項の講師又は指導員は、所長が委嘱する。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究員並びに研究室生の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経理)

第16条 研究所の経理は、学部的一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所管)

第17条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監査)

第18条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければな

らない。

(報告義務)

第19条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における業務計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究員及び研究室生)

第20条 研究所は、研究員及び研究室生を受け入れることができる。

2 研究員及び研究室生の受入れについての細則は、別に定める。

(改正)

第21条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

Journalism & Media

CONTENTS

【CONTRIBUTED PAPER】

Assoc. Prof. Dr. ONGKRUTRAKSA, Worawan, *International natural disaster communications: an exploratory study of signage for tsunami, earth quake and flood in Japan and Thailand.*

【FEATURES I】

Local Commercial Broadcasters and local societies in Japan

MIZOGUCHI, Hiroshi

ABE, Masaki

SHIBATA, Tuguie

HONMA, Kazuo

ITAGAKI, Masayoshi

ITO, Kiyotaka

KARUBE, Shuji

SHINOHARA, Kimio

MOCHIZUKI, Shunso

DOBASHI, Takumi

【FEATURES II】

Constructing the Video Archives of the 3/11, 2011 Great East Japan Disaster

MATSUSHIMA, Takahiro

OOKA, Satoshi

SAOTOME, Yoshihiro

KOBAYASHI, Naoki

YONEKURA, Ritsu

【FEATURES Ⅲ】

How to use Video Archives of the 3/11, 2011 Great East Japan Disaster for research : the New Challenges

HARA, Yumiko

NISHIDA, Yoshiyuki

OI, Shinji

SAOTOME, Yoshihiro

【ARTICLE】

YONEKURA, Ritsu, *Representation of foreign visitors to Japan and foreign residents in Japan by terrestrial commercial broadcasters*

—Focusing on variety shows of terrestrial commercial broadcasters in Japan

【RESEARCH NOTE】

TAKAGI, Tsuyoshi, *Grasping present state of freedom of the press: a comparative study on the prewar and postwar legislation concerning public order and secrets*

【BIBLIOGRAPHY & DATA】

YAMAMOTO, Kenji, *The measure for the administration of chinese press card*

【TRIAL TRANSLATION OF THE CANON OF JOURNALISM ADOPTED BY THE JAPAN NEWSPAPER PUBLISHERS AND EDITORS ASSOCIATION】

ZHANG Xinhui

デギドルマ、パクモツェダン、ジュラジャ

ONGKRUTRAKSA, Worawan

Moh. GANDHI

【MEDIA REPORTS】

MORISHIGE, Ryota

KATANO, Toshihiko

NAKASATO, Yoshihiro

【BOOK REVIEWS】

IWABUCHI, Yoshikatsu

YUASA, Masatoshi

YONEKURA, Ritsu

ISHIKAWA, Noriyuki

【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】

BEPPU, Minako

YAMAMOTO, Kenji

ITO, Eiichi

編集後記

トマ・ピケティの『21世紀の資本』（みすず書房）がベストセラーだという。日本では新書等でない学術書でのベストセラーはいつ以来だろう。

筆者の記憶では、80年代のニューアカ（ニュー・アカデミズム）・ブームから久しく聞いていないように思われる。学生時代、『現代思想』（青土社）を購読しつつ、中沢新一の「孤独な鳥の条件」に触発され、浅田彰による華麗なフランス現代思想の解説に歓喜したのも、30年前になる。ピケティの著書は、その両者の著作からすれば大部であるし、経済学に明るくない筆者などにとっては、難解でもある。内容自体は難しくはないとはいえ、数字と数式の詳細な理解はできない。そんな本が売れている。しかも、ニューアカ・ブームは所詮国内での流行であったが、ピケティの影響は世界的な規模だ。

ピケティは、税務調査記録などのデータを活用し、詳細に分析している。その妥当性に関して、筆者にはわからない。ただ、思うに、数年前から「ビッグ・データ」と大騒ぎしていた人たちは何をしていたのだろう。

確かに、ピケティの議論は膨大なデータを活用していることからすれば、「ビッグ・データ」の事例なのかもしれない。しかし、著書自体の中には、「ビッグ・データ」などという言葉は出ていなかったし、『現代思想』2015年1月臨時増刊号でのインタビューでのピケティの発言は「good data」なのに「ビッグ・データ」と誤訳されているようだ。

そもそも、膨大なデータを解析する、これは至極当たり前の作業だ。また、テッド・ネルソンがハイパー・テキスト概念を提示したときから、全てのデータがその場で活用できるようになる世界は当然であったはずだ。それにもかかわらず、「ビッグ・データ」という言葉が正確な定義も実態もわからぬまま（総務省には「定義」として説明はあるがまったく定義になっていない）、当たり前のクリシェのごとく流通し、世間を騒がせていた。まるでそれはプラスチック・ワード（ペルクゼン、2007年、糟谷啓介訳『プラスチック・ワード』藤原書店）だ。筆者には、その意義が理解できない。どこに特異点があるのだろうか。

ピケティの分析の妥当性云々はわからぬが、いわゆる新保守革命以来進行する格差の拡大という状況は、現実的な問題のように思われる。それは、日本においても、教育や経済格差、資産や階層・階級の相続などをめぐって、いくつものデータ提示と議論が展開されてきたことを考えれば、いまだ進行している事態といえるだろう。また、こうした現実に対する、諸社会運動も多くみられる。これらの現実認識と運動とに対して、ある種の基盤を与えたピケティの議論は大きな意味があるだろう。それに比して、「ビッグ・データ」で大騒ぎをしている議論は、単なるマーケティングと金儲けにしか感じられない。しかも、ピケティの議論に従えば、「ビッグ・データ」を活用できる人びとは所得上位層に限られ、それも相続されていく。そもそも大学の教育と研究は、「データ」を活用して一喜一憂するような、そうしたごく1%の人のためにあるのだろうか。もしそうだとすれば、非常に悲しい世界がこれから先にも待っているように感じられるのだが、いったい「ビッグ・データ」とはなんだったのだろうか。

そのことは、ジャーナリズムおよびマス・メディアの現状においてもいえる。「ビッグ・データ」を顧みたことはあるのだろうか。そして、ピケティの議論も、同様な危険性にさらされているのかもしれない。

付記

今号の『ジャーナリズム & メディア』の【メディア・レポート】には、新聞に関する記述がない。今号についても前号までと同様に赤尾光史先生に執筆をお願いしていたが、赤尾先生が入院治療となり、休載となってしまった。先生の早い回復をお祈りしたい。また、読者には先生執筆による次号を期待されたい。

小林義寛

編集委員

小林義寛（編集・出版部門代表）

小川浩一・米倉律（50音順）

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第8号

2015年3月20日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所
〒101-8375 東京都千代田区三崎町2-3-1
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

Journalism & Media

March 2015 No.8

Institute of Journalism and Media Studies
Nihon University